EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03015 9271

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正十年一月二十日五版印刷
大正十年一月廿五日五版發行

不許複製

著者　本居宣長
校訂者　本居豊頴
東京市京橋區鈴木町十二番地
發行者　吉川半七
東京府下田端二百三十六番地
印刷者　村越伊祐
東京市京橋區鈴木町拾貳番地
發行所　合資會社　吉川弘文館
電話京橋（二九九番
　　　　（六九七番
振替預金東京二四四番

古事記傳二十八之卷　終

しを所念看て、歌ひ賜へるなり、抑御病今々となり坐る際にも猶此御大刀の事をしも忘れ賜はず、如此まで深く所念入たる御心、勇御氣の、たゆみ坐ざるほど、又此御子の御心の永世までに、此御大刀に留まり坐ほど知られて、いとも〳〵あはれに難有き御歌なりかし、(武士とあらむ人などは、殊に恒に此御心を憶ひて、臨終のきはに至るとも、要なくあぢきなき儒佛の意を思はず、深く此御歌を憶ひて、亡らむ世まで、あまかけりても、子孫の勇を助け護らむことをぞ思ふべかりける、又此御子の御靈は、とこしへに此御大刀に留まり坐ことを思ひて、熱田社をなほざりに勿思ひまつりそ、)○崩、天皇に坐ずて崩と書る例、宇遲之和紀郎子の下に云べし、此倭建命は、殊に萬を天皇に准へて申せる例なれば、さらなり、(書紀にも尊字を書、阿波國風土記には、倭健天皇命とさへ記せり、)○貢上驛使とは、早馬使を京に差上せて、此崩の御事を天皇に告奉るなり、驛使の事は、上(傳廿三意富多々泥古條)に出、書紀曰、逮于能褒野、痛甚之、則以所俘蝦夷等獻於神宮、因遣吉備武彦、奏之於天皇曰、云々既而崩于能褒野、時年三十、(二十七年の下に年十六とありて、崩は四十三年とあれば、御年三十二にあたるを、三十にては二年違へり、なほ此御子の御年紀の事、後にも申すべし、)

けたるなるべし、さて記中に、此の外に、高津宮段、建內宿禰の歌、那賀美古夜、都毘邇斯良牟登、加理波古牟良斯とあるをも、本岐歌之片歌也と記せり、(これらの外に、唯一首離れたるが、三句なる歌は、此次なる波麻都知登理云々の歌のみ見ゆ、此も四首並びたる中の一にてはあれば、かの齊明紀の大御歌のたぐひとすべし、此らも目を擧げば、片歌とぞ云べき、さて上件三首の歌、書紀には一首としたる傳によらば、此三句を片歌と云は、後に別に拔出て、一首としてぞ名けゝむ、)○甚急は、爾波迦爾那理奴と訓べし、萬葉十六(十三丁)に、將死命、爾波可爾成奴、(こは車持氏娘子が、夫を戀て、病して死なむとするときはによめる歌の語なり、考合すべし、)とあるに依れり、是死ぬべき際に迫れるを云るにて、(急字、字書に迫也とも、窘也とも注せる意なり、常に思ひまうけず、速に出來たる事を爾波加爾と云とは、意異なり、)古今集哀傷に、在原滋春が死なむとする時の歌の端詞に、病をして今々となりにければ、(大和物語に、業平朝臣の、つひに行の歌を載たる所にも、死なむとすることいま〳〵となりて讀たりけるとあり、)とあるに當れり、○御歌曰は、此は美宇多袁と訓べし、○袁登賣能は、孃女のにて彼尾張の美夜受比賣を指て詔ふなり、○登許能辨爾は、床之邊になり、○和賀淤岐斯は、吾置しなり、○都流岐能多知は、大刀の利きを美て云る稱にして、都流岐陀知とも云り、都流岐といふ名のよしは、上卷都牟刈之大刀の下(傳九)にいへり、此はかの草那藝大刀をさして詔へるなり、○曾能多知波夜は、其大刀はやなり、波夜てふ辭の事、上(傳廿七のをはり)にいへり、○此御歌は、上に似其御刀之草那藝劍、置美夜受比賣之許、而取伊服岐能山之神幸行とありし、其御大刀のこと

を本とし、下二句を末とすれば、三句は半なり、又六句の歌にては、三句はもとより半なり、其中に、後に旋頭歌と云躰は、その句五七七、五七七なれば、片歌は正しく其半なり、建武年中行事、加茂臨時祭條に、もろ歌と云ことあり、畧解に、神樂之歌、有本末是也と云り、然れば、もろ歌と云は、片歌に對へる目にて、本末と具へたるを云なり）抑かく名けたるは、や、後のことなるべけれど、上代よりして此躰（五七七の三句）をば、半なる物にしたりとおぼしくて、白檮原朝の御世よりして此躰なるは、何れも物を問かけたる、答へたるなどにして、此記書紀なるかぎり、末まで皆然なり、（白檮原宮段に、加都賀都母、伊夜佐岐陀弖流、延袁斯麻加牟とある大御歌、三句の歌の始なる、これ大久米命の、歌以て問奉れることの御答なり、其次に二首あるも、問答なり、さて此御段なる、邇比婆理云々、迦賀那倍弖云々も、問答にして、其處に續御歌とあるも、三句にては半の如くなればなり、次に高津宮段に、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、美淤須比賀泥とある歌も、大御歌の問に、答奉れるなり、其後なる書紀なるも、或は問、或は答などなり、書紀仁德巻大御歌に、瀰儺曾虚赴、於瀰能烏苫咩烏、多例椰始儺播務とあるは、御問にて、此御答は、五句の歌なり、さて皇極紀の謠歌三首が中に、一首は三句なる、其も一首はなれたるには非ず、三首つらねて其意を終たるなるべし、又齊明紀に、三首つゞきたる大御歌の第三なるも、三句なる、是も上なる御歌に餘意を、歌ひ足し給へるさまなり、されば三句なるは、もとより片なるが如くなりしなり、かくて後、萬葉葉よりこなたには、三句の歌は見えず、いはゆる連歌も、本末を合せて一首とはなす物なり、故一首離れたるが三句なるは、いと〱稀なるに因て、殊に片歌とは名

立來るを視給ひて、愛く思ふ吾家の方より、雲の立來よとよみ給へるなり、(物の悲哀き時には、何となく見ゆる物、聞ゆる物にも、心のとまりて、あはれなるは、人情なり)　○上件三首の御歌書紀には、十七年春三月、幸子湯縣、遊于丹裳小野、云々是日、陟野中大石、憶京都而歌之曰、波辭枳豫辭、云々夜摩苔波云々、異能知能云々、是謂思邦歌也、とありて、日向國にして天皇の歌はせる大御歌とし、又續きて一首なるは、此記と甚く異なる傳なり、今何方を正しけむとも云がたし、(されど強て云はゞ、先天皇と倭建命とのけぢめを申さば、伊能知能云々は、倭建命のよみ賜へるにて、よく當れり、御病重きによりて、よみ賜へるさまと聞ゆればなり、天皇の御歌としては、たゞ何となく京を思ひ賜ふには、似つかはしからざる御詞なり、さて夜麻登波云々は、何れの御歌としても宜し、波斯祁夜斯云々は、何れの御歌にても宜きを、其次第は、書紀に首にある方まさりて聞ゆ、そは京の方の天の雲を見放給ひて、其方を思はして、夜麻登波云々と、詠はせるつゞき宜しければなり、次に三首とせると、一首とせるとは、劣り優りなく聞ゆるなり)

○片歌、すべて思國歌、片歌など云類の目は、其歌を古より然名け來たるなりと師の云れたるが如し、かくて樂府にては、諸の歌に、皆如此樣の目ありて、其部を分たるものなり、此事上卷夷振の下(傳十三天若日子の段下)に云り、考合すべし、其目の記中に見えたるは、酒樂之歌、志都歌、本岐歌、志良宜歌、讀歌、天語歌、宇岐歌などある是なり、(これら某歌と名けたるものなり、此外に某振と名けたる歌は、かの夷振の下に擧たるがごとし、)さて片歌と名けたる由は、三句にして、なべての五句六句の歌の半にして、片なるが如くなればなり、(五句の歌も、上三句

と書り、）十五（二十五丁）に、波之家也思、都麻毛古杼毛母など見え、又加那志伎を、加那志祁など此彼あり、さて夜斯余斯の例は、余志惠夜斯、（繼躰紀の歌に、誰人もと云ことを、駄例夜矢比等母とあり、此夜矢も同じ）意布袁余志、阿袁爾余志、麻須賀余志、などの如し、（此も通音にて、夜志余志同じ、）○和岐幣能迦多用は、吾家之方自なり、和賀伊幣を約めて和岐幣と云るは、高津宮段、大后御歌にも、和賀美賀本斯久邇波迦豆良紀多迦美夜、和藝幣能阿多理と見え、萬葉にはいと多くして、古の常なり、（五卷には、和何幣ともあり、）さて古へは、旅にして本鄕のことをば、家、又吾家と多く云り、（國ともいへり、）萬葉の歌なども、皆然なり、（然るを中昔よりこなたは、其を多く故鄕と云り、古へは萬葉の旅の歌などにも、他國にて本鄕のことを、故鄕とよめるは、一つも見えず、古風の歌よまむ人など、心得おくべし、）○久毛葦多知久母は雲起來もなり、久毛葦とは、常には雲の居る處を云ども、古へは又直に雲を云ることも多し、萬葉三（三十六丁）に、雲居多奈引、七（五丁）に、卷目之、由槻我高仁、雲居立良志、十一（九丁）に香山爾、雲位棚曳、十七（四十一丁）に、由布佐禮婆、久毛爲多奈比吉などあるも、皆然なり、（契沖が、雲の居たるが立來るなりと云るは、いかゞ、）結の母は、辭にて、余と云むが如し、（余と夜と母と、意相通ひて聞ゆ、母余、又母夜と重ねてもいへり、）古への歌に如此結めたる多し、高津宮段なるに、和賀弖登良須母、書紀崇神卷に、比賣那素寐殊望、神功卷に、異枳迺位呂之茂、允恭卷に、虛豫比辭流辭毛、雄略卷に、阿遙比那陀須暮などなほあり、萬葉にも多き中に、七（二十四丁）に、他回來毛、ともあり、（此來母の例なり、）○此御歌は、國思慕賜ひて、倭の方を望り賜へるに、其方の天に雲の

華に用る木なるが故なり、さて樂く遊べと云意なることは、右に引る萬葉十九の歌にて、准へ知べし、）吾は倭にも得還らず、此處にして今死なむとするが悲哀きこと、讀給へるなり、甚も甚もあはれなる御歌にぞありける、○此歌者、凡て記中に、某歌也と記せる例、一首なれば、此歌者と云、二首以上なれば此二歌者、此三歌者など其員を云へれば、此も其例に、此二歌者とあるべきに、然らざるを思へば、右の二首本は續きて一首なりしか、書紀にては一歌なる、此に叶へり、（但し神功皇后段の、酒樂の歌も、二首を云と聞えたるに、二首と云ざるを思へば、此も若くは思國歌と名けたるは、伊能知能云々の一首のみなる故に、二歌者とは記ざるにやとも思へど、夜麻登波云々の上に、思國以歌曰とあれば、其歌をも併せて云ることは決し、）○思國歌は、久爾志怒比宇多と訓べし、書紀にも、是謂思邦歌也とあり、○波斯祁夜斯、書紀には、波辭枳豫辭とあり、同じことなり、此言師の萬葉考別記に委く解れたり、（その中に、波斯を細してふ言の畧なりとあるは、いかゞ、其は返て波斯を本にて、久波斯は奇愛なりとこそ思はるれ、續紀の宣命に、久須波斯伎とも見えたり、）波斯伎と云る例は、萬葉二（十四丁）に、三吉野乃、山松之枝者、波思吉香聞、三（五十七丁）に、波之吉佐寶山、又、（五十九丁）波之吉可聞、十八（三十七丁）に、波之伎故毛我母、（故は、子にて、女を云なり、）廿（十九丁）に、波之伎都麻良波、又、（三十三丁）波之伎多我都麻、などあり、又愛伎と書る所もあり、（此をヲシキと訓るは誤なること、契沖も云り、）かくて伎と祁（此はけの假字なるを、キとよめるは非ず、）とは、通音にて、萬葉にも、四（三十八丁）に、波之家也思、不遠里乎、（此と二句同じつゞきなるを、六には、愛也思

爲之、建武之冠無鈿也、(釋に、宇須者珠之玉冠歟、兼方按之、髻華者鈿也、今世挿頭花象此歟と云り、これに、珠之玉冠歟と云るは非なり、鈿字は、說文に、金華也としるせり、) 萬葉十三に、五十串立、神酒座奉、神主部之、雲聚山蔭、見者乏文、(山蔭は、日影葛にて、其を鈿にしたるなり、今本は、山字を玉に誤れり、) 十九 (四十三丁) に、豐宴、見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、嶋山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎、々々言等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎、見之貴左、(四十五丁) 嶋山爾、照在橘、宇受爾左之、仕奉者、卿大夫等、(者は誤字にや、) など見えて、木草の枝を頭に挿すを云、(宇受にさすと云は、別に宇受と云物ありて、其に挿には非ず、挿物ぞ即宇受なる、) 後世に挿頭と云物、即古の髻華なり、然るに、右の推古紀、孝德紀に見えたる冠位の級に隨て、金銀及物の尾などを以て造りて挿るは、上代の爲には非ず、(其は推古天皇の御時に、始て制られたるにやあらむ、) 萬葉の歌によめるぞ、古のさまなる、〇曾能古は、(三言一句) 其子にて、上に命の全けむ人はとある、其人を指て詔へるなり、書紀には、許能固とあり、凡て古は、男女共に人を子と云ること多し、いざ子等など云るが如し、〇此御歌の凡ての意は、御病漸々に重り坐まゝに、いよ〳〵倭戀しく所念看てよみ賜へるにて、命の全くて在む人等は、倭國に還りて、平群山の白檮の葉を (此山は殊に白檮の名所にぞありけむ、朝倉宮天皇の大御歌にも、よませ給へること、右に引るが如し、) 折挿頭して、歡樂く遊ぶ、(諸木の中に、白檮は古殊に賞て、何にも用ひし物なる故に、此をよみ賜へるなり、契冲は、白檮は常葉なる木なれば、命のまさきくあらむ人は云々と云れど、如此よみ賜へるは、必しも常葉なる故には非ず、たゞ此木は常によく髻

重も重ねて重をなす意にて同じ、(これに隔とあるも、重を立るを云て、加佐泥と云に同じ、同事を重編とも云るにて知べし、さて又編數と云は、疊は細密に繁くある物なる故に、編目の數の多くしげきを云なり、重の數の多きを云にはあらず) ○幣具理能夜麻能は、平群之山之にて、大和國平群郡なる山なり、(大和志に、平群山平群谷上方、數峰平齊成群、因名と云る、今平群谷と云處あれば、其あたりの山にてはあるべし、然れども平齊云々と云るは、群は假字なることを知ざる、いみじきひが事なり、) 此地の事、上 (傳廿二平群都久宿禰條) に出、(或人云、此の平群山は、倭なるには非ず、神名帳に、伊勢國員辨郡平郡神社ある、其地なり、社は今志知村と云に在て、山を平郡山と書て、へいづ山と云、此山今も樫木いと多しと云り、されど此御歌は、國を思ばしてよみ給へるなれば、大和國の平群山なること決し、) ○久麻加志賀波袁は、隱白檮之葉をなり、此樹の事、玉垣宮段に、葉廣熊白檮とあるところ (傳廿五) にいへり、朝倉宮段、大御歌にも、久佐加辨能、許知能夜麻登、多々美許母、幣具理能夜麻能、許知碁知能、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毘呂久麻加斯、とあり、さて此句、書紀には志邏伽之餓延塢とあり、○宇受爾佐勢は、髻華に挿せなり、髻華は、書紀推古卷に、十一年十二月、始行冠位、云々、并十二階、並以當色絁縫之、頂撮揔如囊、而着縁焉、唯元日著髻華、髻華此云于孺、また十六年八月、召唐客於朝廷、云々是時皇子諸王諸臣、悉以金髻華著頭、また十九年五月五日、藥獵於兎田野、是日、諸臣服色、皆隨冠色、各著髻華、則大德小德並用金、大仁小仁用豹尾、大禮以下用鳥尾、孝德卷に、大化三年、是歳制七色一十三階之冠、云々小錦冠以上之鈿、雜金銀爲之、大小青冠之鈿、以銀爲之、大小黑冠之鈿、以銅

宮段、太子の御歌に、古波陀袁登賣波、云々宇流波志美意母布、萬葉十五 (三十一丁) に、宇流波之等、安我毛布伊毛乎、此外にも、愛しむことを、宇流波斯と云るなほ多し、) 此は、美麗を云とは異なるが如くなれども、云もてゆけば本は、一意に落るなり、) ○又歌曰は、たゞ麻多と訓べし、○伊能知能は、命之なり、○麻多祁牟比登波は、(多字、舊印本には、曾多と並書て細字にせり、其は曾字は後人の書紀に依て傍へ書添しなるべし、一本、又一本には曾と作り、今は眞福寺本、延佳本に依れり、書紀には、曾と作るなり、) 將全人者なり、萬葉四 (三十一丁) に、吾命之將全牟限、十二 (六丁) に、信吾命、全有目八目、十五 (三十四丁) に、伊能知乎之、麻多久之安良婆、○多々美許母は、疊薦にて、次の幣に係れる枕詞なり、然連くる由は、疊みたる薦重と云るなり、(重は、三重三重八重などの重なり、) 疊むとは、重ぬることにて、薦を疊ねて幾重もある意に重と云り、又疊をは、既に疊と云物にしたる名として、疊の薦とも見べし、(薦などを疊み重ねて造れる物を、疊と云なり、) 其も幣とつゞく意は、上に同じ、(冠辭考に、疊にせむ料の薦を編を、隔と云とあるは、いさゝか違へり、幣陀都と云は、重を立と云ことなれば、本は重と同じけれども、其に三の意あり、一には重をなして疊ぬる意、二には物と物との間を塞絶つ意にて、隔字は此意に當たる字なり、然れども此も本は重を立るより出たる意なり、されば薦を編隔つとあるも、重をなす意に取れば違はざれども、其意には非ずて、隔字の意に云れたりと聞ゆるをや、) 萬葉十六 (二十一丁) に、薦疊平群とあるも、同意のつゞけなり、又、(三十丁) 八重疊、平郡乃山ともあり、又十一 (四十一丁) に、疊薦、隔編數、十二 (十二丁) に、疊薦、重編數などあるも、幾

べきに、多々那豆久とては、今一那てふ言足らぬに似たれども、凡て同音の重なる言は、多く一をば省き約めて云る例にて、那々と云べきを約めて、たゞに那とは云るなり、旅人を多毘登と云るが如し、此事既に上にも云り、されば豆久をたゞに附と心得て、たゝなはり附なりと云る説は、ことたらず、又楯名著、楯並附など云る説も、皆わろし、）多々那波理は、契沖、禮記に、主佩垂則臣佩委、と云を引たり、此委の意なり、枕冊子に、そばの方に、髪のうちたゝなはりて、ゆらゝかなるとあるも同くて、長き物などの縮まり倚合て、疊まりたるを云、青垣山に云るも、其状同じければなり、那豆久の事は、下なる那豆岐田の處（傳廿九の始）にいへり、考合すべし、〇阿袁加岐夜麻は、青垣山なり、此事上巻、（傳十二）倭之青垣東山とある下にくはしくいへり、萬葉一（十九丁）に疊付青垣山、（付字を、本に有と作て、タヽナハルと訓れど、たゝなはると云に、有字は添ふべき例に非ず、有字ありてはタヽナハレルと訓べき例なり、故こは師の付の誤と云れたるぞよろしき、）十二（三十八丁）に、田立名付、青垣山などあり、〇碁母禮流は、隱有なり、（碁字、書紀には許と作りて、清音なり、）萬葉六（十三丁）に、芳野離宮者、立名附、青墻隱ともあり、書紀神武巻に、抑又聞於鹽土老翁、曰、東有美地、青山四周とある、即倭國を云るにて、此意なり、〇夜麻登志は、倭にて、志は助辭なり、〇宇流波斯は、美しなり、凡て此言は、宇良久波斯の約りたるなりと、師云れき、良久は、流と切まる、）書紀雄略巻、大御歌に、據暮利矩能、播都制能夜麻播、阿野儞于羅虞波斯、萬葉十三（二丁）に、浦妙山曾、泣兒守山、十七（三十七丁）に、宇良具波之、布勢能美豆宇彌爾これら殊に此に叶へり、又此は愛しみ賜ふ方にてもあるべし、輕嶋、

多くして、すべては一連の大野にして、（上代のさまおしはからる、）當郡の東西の極までわたれる、西方は漸に高くして、（ところ〳〵卒に高き所もある、さる所は、低き方より望れば、山の如くにて、登れば上は又平なる野なり、萬葉に、山邊の、五十師原、とある地も、此野の内の東方にて、東より登る所は山にて、上は平にて、西へ廣き野なり、なほ其地の事は、別に委き考あり、）漸に登る地なれば、名義登り野なるべし、かくて西の極は、高山並連きて、（近江國の堺なり、）其中に野登山と云ありて、最高し、是も野より漸に登る故の名なるべし、さて此野の名、今は各所にて、或は廣瀬野と云、或は鞠が野とも云て、これらは總ての名とも聞えぬを、古に能煩野と云しは、大名にぞありけむ、（此名は、今は土人などは知らざるなり、）○思國以は、久爾志怒波斯豆と訓べし、志怒布に偲字を書るは、萬葉に例あり、又偲とも慕とも書り、さて此言、中昔よりは志能夫と云ども、古は志怒布と云り、萬葉に多かる、みな思奴布思努波武など書り、又布をも後には濁れども、此も古は清て呼しにや、萬葉に皆清音の波比布の字をのみ書て、濁る假字を用ひたる所は無し、（二卷に、思奴幡武と書る幡も濁音には非ず、凡て言の清濁の、今と古とは同じからざるが、多くあることゝ、初卷に云るがごとし、）さて此は御病漸々に重り坐るまゝにいよゝ、倭國を慕ばしく、戀しく所念看せるなり、○夜麻登波は、倭はなり、○久爾能麻本呂婆、（婆字、舊印本、延佳本などには、波と作れど、今は眞福寺本、又一本、又一本等に依れり、）書紀には、摩保邏摩とあり、此言は既に國號考に解り、さて此二句は、倭國は、大八島國の中の、麻本羅なる國ぞと、稱給へるなり、○多々那豆久は、多々那波理那豆久にて、（然らば多々那那豆久と云

も、今の大道に移せるなり、(此處、古への大道は、采女村の神社の北方に、今も道ある是なり、然るに、弘治元年に、關氏龜山城を築て、龜山石藥師を驛として、大道を南方に移せりと云り、然れども此杖衝坂、今の道も古への道と、たゞ細き谷一ッを隔てたるのみにて、一ッ山の内なれば、さしも遠く異なる地には非ず、) 抑此倭建命の、今來坐し道は、尾津前より、桑名郡朝明郡を歴て、此杖衝坂までは、今の路程にて、七里餘許のほどなり、

自其幸行而到能煩野之時。思國以歌曰。夜麻登波。久爾能麻本呂婆。多多那豆久。阿袁加岐夜麻。碁母禮流。夜麻登志。宇流波斯。又歌曰。伊能知能。麻多祁牟比登波。多多美許母。幣具理能夜麻能。久麻加志賀波袁。宇受爾佐勢。曾能古。此歌者思國歌也。又歌曰。波斯祁夜斯。和岐幣能迦多用。久毛韋多知久毎。此者片歌也。此時御病甚急。爾御歌曰。袁登賣能。登許能辨爾。和賀淤岐斯。都流岐能多知。曾能多知波夜。歌竟卽崩。爾貢上驛使。

能煩野は、伊勢國鈴鹿郡なること、諸陵式に見えて、下に引り、煩濁音なり、(書紀には、褒字を作れたれども、淸て唱るはわろし、) 此野は、今其地形を見るに、大かた鈴鹿郡の北方は、半にも過て、皆野なる、其内に村里も數多あり、田畠なる地も多かれども、又遙々と廣き曠野なる處々も

り重なれる如くなる形なるを詔へるなるべし、(甚く腫たる物は、處々絞りたる如くになることあるものなり、そのさま、かの寶螺貝の形と思ひ合すべし、)すべての形の曲れるよしの譬には非ず、(いかに歩み疲れても、足は曲る物には非ればなり、師は、此三重勾を、阿理岐奴能三重とあると合せて、阿理岐奴は珠衣なり、三重は三重の勾玉なりと云て、三重に勾れる玉とせられたれど、いかゞ、其故は、勾玉の三重に勾れると云こと、古書に見えず、勾玉はたゞいささか曲れるのみにこそあれ、幾重も曲り旋りたる物には非れば、三重と云べき由なし、そのうへ、勾玉をたゞ勾とのみ云ることも、さらに例なきことなり、又勾玉は、書紀にも、其曲れる形を、妙なることに賛たることもありて、めでたき物なるに、御足の曲りて見苦き形を、さる美き玉の形に譬賜ふべきにもあらず、凡て譬は、よき事をあしき物に譬へ、あしき事をよき物に譬るものには非るにや、かの阿理岐奴の三重は別意なり、その事は傳三、朝倉宮段、かの歌の處に云べし、たま〳〵三重てふことの同きに因て、一に勿思ひ混へそ、)式に、此三重郡に、足見田神社あり、(倭建命を祭ると云傳へたり、)和名抄に、葦田、安之美多と云郷も見ゆ、此も此御足の事に因れる名にやあらむ、○甚疲とは、たゞ歩坐て疲賜ふ(俗に云くたびれ、)のみには非ず、御足を病賜ひて、惱坐を詔へるなり、○杖衝坂の事、必此次に在べき由、上に云るか如し、此坂は、三重郡にて、采女村の西に在て、今も杖衝坂と云り、三重と能煩野との間なり、(今四日市驛と、石藥師驛との間にて、采女村の西のはづれより即登る坂にて、坂上は平地なり、)但し古の大道は、今の大道より三町ばかり北方なりしを、近世に今の筋には移せりと云り其時に此坂の名を

近ければ、(此川は、今四日市の北なる、三瀧川と云川ならむと云なれども、然には非じ采女村の北なる、今はうつべ川と云川ならむとぞ思はるゝ、) 其あたりなるべし、〇亦詔之とは、先にも吾足云々と詔ひし事あるによりて、亦とは云るなり、〇如三重勾而は、美幣能麻賀理那志弖と訓べし、勾は、和名抄飯餅類に、楊氏漢語抄云、糫餅、形如藤葛者也、和名萬利加、(說文に、粔籹膏糫也、齊民要術に、粔籹名環餅、象環釧形など云り、) 字鏡に、餌萬我利餅、また餜飴同萬加利と見え、大嘗祭式、供神雜物中にも、勾餅筥五合、土左日記に、都へのぼるついでに見れば、山崎の小櫃の繪も、まがりのほらの形もかはらざりけり、賣人の心をぞ知らぬ、(或註に、まがりは餅なり、關東に餅をまがりと云、山崎より、ほら貝のなりなる餅を、油あげにして、京都へ出すなり、東寺にて、稻荷祭の時これを供すと云り、庭訓往來にも、伏兎曲煎餅と云り、伏兎も同類の物にて、和名抄に見えたり、拾遺集物名にもあり、) などある物なり、其形蟠旋りて、土左日記に云る如く、寶螺貝(寶螺、和名抄に、見ゆ、) のさまにぞ似たりけむ、故勾とは名負るなり、(漢語抄に、形如藤葛とあるも、藤葛の繞へる如く旋れるを云なり、漢國の環餅は、象環釧形と云れば、中を空にしたる輪と聞えたり、皇國の勾は、たゞ旋れる形にこそあれ、輪には非ずと聞ゆ、) 三重とは、其形の三重に旋れるを云、抑此物大嘗祭、供神物の中にあるを以て、上代より有し物なることを知べし、(凡て大嘗祭は、諸の事も物も、上代の例に依らるゝことなり、) さて御足の此物の如くになれるとは、初に絁の形に甞賜ひしほどよりも、又益々いみしく腫まさりて、今は其狀緒を以て物を幾重にも緊く絞隔たらむ如く、俗言にしぎりの入たると云狀にて、長き物の蟠旋

葉四（十六丁）に、夷乃國邊爾、直向、六（十八丁）に、淡路乃嶋二、直向、三犬女乃浦能、○袁都能佐岐那流は、尾津之崎在なり、書紀なるには、此句無し、無きも宜しけれど、上二句よりの連きは、有る方勝れり、○比登都麻都、阿勢袁は、一松、吾兄よなり、（延佳本に、勢字を藝と作り、下なるも同じ、其は吾君の意と見て、さかしらに改めたるか、諸本皆勢なり、）朝倉宮段の歌にも、阿世袁とあり、又同段の大御歌に、此記には、波理能紀能延陀とある句を、書紀には、波利我曳陀阿西嗚とあり、さて吾兄とは、松を賞愛み親みて詔へるなり、此阿勢袁を、書紀には、阿波例とあり、○比登邇阿理勢婆は、人なりせばなり、○多知波氣麻斯袁は、大刀佩せましをなり、波氣は、令佩を切めたるにて、令浮を宇氣、令聞を伎氣、令向を牟氣など云と同例なり、（此格なほいと多し、）○伎奴岐勢麻斯袁は、衣着せましをなり、二ながら麻斯は牟の意、袁は母能袁の意なり書紀には、此二句下上に替りて衣の方上に、大刀の方下にあり、（強て其劣勝を云ば、衣の方先にあるやまさりなむ、）○比登都麻都阿勢袁、此句書紀には無し、○一首の意は、聞えたるまゝにて、御刀を失はず、今まで存せたる功を賞て、よみ賜へるなり、（さてふと思ふには、此御刀は、此松の枝に掛置賜ひつらむと思はるれど、此記にも、所忘其地と云、書紀にも、置於松下とあれば、然には非ず、松下の地に置賜へるなり、然るを此松をかく賞賜へるは、其木下に在物なれば、松の守衛りたるが如くなればなり、）○三重村は、和名抄に、伊勢國三重（美倍）郡、天武紀に、到三重郡家、萬葉九（十六丁）に、吾疊三重乃河原之、などある是にて、朝倉宮段に、伊勢國之三重婇とも見えたり、三重村と云は、和名抄に、此郡に采女郷ありて、（今も采女村あり、）三重川も、其處に

食之時（之字諸本になし、今は眞福寺本、延佳本に依れり、かゝる所には、之字ある例なればなり）は、佐伎爾美袁斯勢志斯登伎と訓べし、先とは、かの倭比賣命の御許を發して、東國に趣坐とて、此地に來坐し時を云、古の伊勢より東國へ物する大道は、（今の如く桑名より熱田へ直に海をば渡らずとて）此尾津のあたりまで來て、吉蘇川の川尻を渡りて、（古尾津は、此川の海に入あたりなりけむ）尾張の津嶋のあたりを歷て、年魚市縣に至りしなり、其間、凡て南は海邊にぞありけむ、（今津嶋より甚目寺など云處を經て、名兒屋に至る道のあたりぞ、古の大道なりけむ、古は其甚目寺の門前まで、浪うちよせつなど云里人の語傳もあり、今は其あたりより南へ海邊までは、二里ばかりもあるべし、古は其間の地は、多くは海なりしなり、御食は、書紀に食、飲食、進食など、みなミヲシスと訓り、上卷に、訓食云袁須と見え、息長帶比賣命の大御歌に、袁勢などあり、勢志斯は、勢斯を延て云古言の格にて、爲賜ひしと云むが如し、（古言に、爲を延て勢須と云、其を活して、爲しを勢志斯と云なり、下の斯は過去し事に云辭ぞ、此格は、立をたたす、たゝし、行をゆかす、ゆかし、取をとらす、とらし、など云と同じことなり）○所忘は、和須良志多理斯と訓べし、萬葉五（二十五丁）に、多都多夜麻、美麻知可豆加婆、和周良志奈牟迦、これも、和須流を延て、和須良須と云、古言にておのづから敬云言なり、○御刀、こは草那藝劒とは別なり、思ひ混ぶべからず、書紀云、昔日本武尊向東之歲、停尾津濱而進食、是時解一劒置於松下、遂忘而去、今至於此、劒猶存、故歌曰、云々、○袁波理邇は、尾張になり、○多陀邇牟迦幣流は、直に向在なり、（直には、俗言に眞すぐにと云意ぞ）此地のさま、上に云るが如し、萬

此戸津村のあたりにて、上代には尾張の年魚市縣に、直に向へる地にぞありけむかし、内山眞龍云、此あたりは多度山の尾崎の長く引延たる地にて、其山崎を、里人は鼻長と云り、まことに崎と云べき地形なり、又今は、海は遠けれども、入海のさまして、古海べたなりけむこと、著く見ゆるところなりと云り、此言に就て思ふに、多度山の尾崎の地なる津なるを以て、尾津とは云しにもやあらむ、又今世、桑名郡に、尾津と云名は遺らざるに就て、前に思ひけらくは、今尾張の海東郡に、小津村と云あり、此あたり延喜式和名抄のころまでは、伊勢の桑名郡に屬て、上代にはもとより海邊なりけむ、其處の崎ならむかとも思ひしはわろし、）書紀云、日本武尊、於是始有痛身、然稍起之、還於尾張、爰不入宮簀媛之家、便移伊勢而到尾津、とあり、まことに伊吹山より下坐て、當藝野のあたりいますまでは、なほ尾張の美夜受比賣の許に還坐むと所念つらむを、御身の疲勞ます〱に堪がたきまゝに、國戀しく所念看す御心の起りて、（思國の御歌のあるにても知べし、）尾張へは還坐さず、倭に還坐むと念思て、伊勢へは趣坐るなるべし、（伊勢より伊賀を歷て、倭に至る、）此記にも、書紀にも、尾張には還坐さずて、伊勢へ趣坐る其所以をば記されざれども、必右の故なりけむ、（書紀に、還於尾張とあるは、尾張に還坐むとして、其道に趣坐しを云なり、既に尾張國に入坐るにはあらず、次に不入宮簀媛之家とあるぞ、尾張國には入坐ざりし由にはありけむ、）○一松之許、許は下なり、萬葉六（四十一丁）に、登活道岡集一株松下、飮歌、一松、幾代可歷流、云々、後の歌にもよむことなり、（今俗言に、一本松と云物なり、さて此尾津前なるは、今もかの八劒宮と云地に、劒掛の松と云て、其蹟をのこせり、）○先御

葉なる二共に、漸々と重ねて書るも、夜々夜々と重なる言なる故なり、さて夜々夜々など、音便に夜宇夜宇と云るなり、中古の物語書など、又今世の言にも、やう／＼と云り、然るに漢籍などを讀には、やう／＼は何とかやはかなく聞ゆる故に、下の字を久と讀ならはして、夜宇夜久とはなれるなり、其はやう／＼と云は、能をよう、如此をかう、疾をとう、など云と同例と心得、久と云を正しと思ひて、さは讀なせる物なるべし、言の意は、急にはあらで、緩々と徐に物する意にて、今俗言に曾呂曾呂登と云に同じ、(字書にも、稍漸也と注し、漸徐而不速也と注せり、さて其にとりて、此言用る意二あり、一は、右の萬葉七なる歌の如く、後にそろ／＼といふ意に用ひ、一は俗言に次第に、段々に、漸々にと云意に用ふ、古の萬葉五なるは、此意なり、) ○尾津前、此なる御歌に依に、津は清て讀べし、和名抄に、伊勢國桑名郡、尾津、(平都) 郷、神名帳に、同郡尾津神社もあり、此地なり、今は地名も社名も遺らず、たゞ戸津村と云があるを、其と語傳へたり、(今桑名より二里許西北方、多度神社より廿町ばかり東南方に、瀞野村、戸津村と云ありて、東西に並びたり、其間に、八劒宮と云社のあるを、尾津神社なりと云、戸津を尾津なりと云、此なる倭建命の御故事をも語傳へたり、其地美濃より伊勢に通ひし古道にて、今も然なり、美濃の多藝郡より石津郡を經て至る處にして、美濃との國堺より、一里あまり南なり、此あたり今は海邊よりは遠けれども、古はやがて海邊にて、尾張の津嶋より渡る泊なりしよし云傳へたり、まことにさぞありけむ、凡て今の桑名郡の長嶋あたりの地より、尾張の海西郡海東郡の地などは、古は多くは海にてありしを、やう／＼に南方へ地を廣げて、今の如くにはなれるなれば、尾津崎は

國云々、幸當耆郡、覽多度山美泉、十一月、詔曰云々、改靈龜三年、爲養老元年、とありて、此美泉は、世にいはゆる養老の瀧にて、右に引る萬葉六の歌も、此泉をよめるなり、然るに其歌二首ともに、瀧とよめれば、多藝郡、又多藝野など云名は、此養老瀧に因れる如聞えて、まぎらはしかるめれど、然には非ず、多藝てふ地名は、此に見えたる如く、倭建命の御言より起れるなり、〕 ○自其地差少幸行、云々、謂杖衝坂也、とある文は、延佳本頭書に、按伊勢國自葉名郡入來、則經尾津、次三重、次杖衝、次能褒野、是今之順路也、由之考、則自其地至謂杖衝坂也、二十四字、當在下文謂三重之下乎、と云る考の如し、其故は、杖衝坂と云は、今も伊勢の三重郡に在て、名高ければなり、（此地の事、三重の次に云べし、）但し其は別ならむとも云ば云べけれども、多藝野より尾津までの間には、坂路は無しと云り、然れば此杖衝坂の事は、本の傳へには、下文の三重の次に在けむを、成當藝斯形、とあると、如三重勾、とあると、事のさまの似たるに因て、中ごろまぎれて次序を誤りて、當藝の次に語り傳へたるを、其任に記されたる物と見えたり、差少幸行とあるも、三重より、今云杖衝坂まで程近きに、よく合へり、（書紀には、當藝三重杖衝坂の事は皆無し、） ○因甚疲、因字諸本皆誤りて固と作り、今は師の改められたるに依る、○稍は、夜々夜々爾と訓べし、萬葉五（四十丁）に、須臾乎、余家久波奈之爾、漸々、可多知都久保里、七（十八丁）に、奥津梶、漸〳〵爾水手、（この爾水手を、本に志夫乎と誤れり、漸々の訓も誤れり、）とあり、漸は、常に夜宇夜久と訓れども、古の萬葉五なるにも、本には然訓り、） 此言古書に正しく書る例なければ、さだかに知がたきを、よく考ふれば、夜宇夜久は、夜々夜々の音便に轉り訛れるなりけり、（右の萬

り音便に頽れたるなり、倭の地名の當藝麻をも、後には多伊麻と云が如し、(其外も、伎を音便に伊と云格、いと多し、) 多藝志耳命など云名も、此物に因れるにや、名義は、萬葉七(二十五丁)に、大舟乎、荒海爾榜出、八船多氣とあるは、船を彌多氣と云ことにて、力を致し、左右に擬ひて船をやるに云るなれば、船を思ふ方へ擬ひ行る由の名なるべし、(斯の意は、詳ならず、多氣と多藝とは、通はし云る例多かり、) さて當藝斯は、今の加遲なることは決けれども、其、形狀はいかがありけむ、今世と同じかりきや、異なりきや、詳ならず、○成—形は加多知爾那禮理と訓べし、又加多知那世理とも訓べし、(那世理は、如しの意なり、然れども、此は爾那禮理と云方まさるべし、) さて舵の形に爲れりとは、如何なる形にか、此物の形詳ならざれば、此御足のさまも知りがたけれど、和名抄に、毛詩注云、腫足曰尰、又云、卑濕之地、其人多尰、辨色立成云、於賣阿志、此間云古比、とある、(今も脛の腫たる者を、古比受泥と云なり、說文に、尰脛氣腫と註せり、又今世に、油を造る具に、古比と云木あり、其形中太くして兩端や、すぼりて細し、これ尰足の形に似たる故に、古比とは云にやあらむ、) 今此王も、山神の毒氣に中り坐て、此疾を得たまへるにやあらむ、古の舵は、此尰の狀に以てやありけむ、なほよく考ふべし、(師は、御足の、舵の柄の曲れるに似たるよしなり、次に又吾足如三重勾而とも詔へると合せて知べし、と云れつれど、舵若今の加遲ならむには、其柄は然云ばかり曲れる物には非ず、又古のは形異ならば、其は曲れりや、いかゞ知べからざれば、曲れるが似たりとは云がたし、なほ次なる三重勾の下に云べし、) ○故號其地、謂當藝也とは、此地名の由緣なることを云なり、(續紀七に、靈龜三年九月、天皇幸美濃、

宇閇といへば、必上下の上の意とのみ心得、閇と云へば邊の意と心得て、別意の如く、閇といへば、必濁ること、なれり、古は宇閇とも閇とも云、又其を連の便によりて、辨と濁りても云り、皆一なり、）〇恒は、都泥波と訓べし、こは上巻海神宮段に、三年雖住、恒無歎とある恒と同くて、今まではと云意なり、〇自虚は、虚空をもと云意なり、〇翔は、書紀仁徳巻歌に、等弭箇概梨、萬葉十七（四十五丁）に、久母我久理、可氣理伊爾伎等、〇念は、淤母比都流袁と訓て、下なる然、字は、讀べからず、袁は、母能袁の意にて、此辭に然と云意をもてり、さて恒にかく所思したりしは、甚武く雄々しく勇みたる御心なればぞかし、大丈夫の心は、誰も如此こそあらまほしけれ、〇歩は、足讀の意の言ならむか、物の數を讀さまと似たればなり、（吾伊勢國の山里人などは、阿余夫といへり、）さて此は御馬にも御輿にも乘賜ふべきに、かく疲惱賜ひながらも、なほ御徒より歩ませるは如何と云に、さばかり雄々しき御氣の故なり、得歩賜はぬまでも、歩までであるべきかはと甚勵み賜へる御心恒念自虚翔行とある御言にて知られたり、〇當藝斯は、和名抄舟具に、唐韻云、柂、（字亦作舵）正船木也、楊氏漢語抄云、柁、船尾也、或作柂、和語云多伊之、今按舟人呼挾杪爲舵師、是とあり、延佳此を引て、疑此物也と云る、信に然り、（玉篇に、柁正船木也設於船尾與舵同と云、釋名に、舟尾曰柂、弼正船、使順流不他戻也、と云り、（師云、柂は、今世に加遲と云物なり、萬葉などに加遲とあるは、今世に艫と云物にして、柂には非ず、然るに歌又祝詞などには、加遲又加伊をのみ云て、多藝斯を云ること無し、そは歌によみなれず、句の調も叶はねば、おのづから漏たるならむ、祝詞も調を擇べばなりと云れき、さて多藝斯を多伊斯と云は、中古よ

陀邇牟迦幣流。袁都能佐岐那流。比登都麻都阿勢袁。比登都麻都比登邇阿理勢婆。多知波氣麻斯袁。岐奴岐勢麻斯袁。比登都麻都阿勢袁。自其地幸到三重村之時。亦詔之吾足如三重勾面甚疲。故號其地謂三重。

發とは、上に息坐とあるに承たり、(他所には此言なし、) ○當藝野上は、和名抄に、美濃國多藝(多岐) 郡、神名式に、同郡多伎神社、萬葉六に、美濃國多藝行宮にて、從古人之言來、老人之變若云水曾、名爾負瀧之瀨、(瀧之瀨は、いはゆる養老瀧の流を云て、此の地名をよめるには非ず、思混ふべからず、此事なほ次に辨ふべし、但し名爾負と云るは、此の地名に負ると云ことなり、) 田跡河之、瀧乎清美香、從古、宮仕兼、多藝乃野之上爾、などあり、此歌に依れば、此野所謂養老瀧近きあたりと聞ゆ、(今も此野ありて、いと廣き野なりと云り、) 不破郡より、伊勢の尾津前への路次なり、(不破郡より此多藝郡及石津郡を經て、伊勢の葉名郡に達る道なり、師は此當藝を、美濃の多藝には非ず、別に近江國の地名なりと云れつれど、其は居寤を、近江の醒井と心得られたるよりのひがことなり、) 野上は、怒能宇閇と訓べし、萬葉廿 (十五丁) に、多可麻刀能秋野乃宇倍能、又 (六十一丁) 多加麻刀能、努乃宇倍能美夜波、と見え、又 (同丁) 乎能宇倍ともあり、宇閇はあたりと云意にて、野上は、野辨と云と同言なり、(宇閇を、宇を省きて、野之閇、山之閇河之閇なども云、又之をも省きて、野辨、山辨、河辨なども云、何れも同じことなり、然るに後には、

し、其は道行坐などなる故に、行に對へて居とは云なり、古今六帖に、東路のゐさめの里は初秋の、長夜を獨明す我名ぞ、吾のみと思ふは山のゐさめ里、ゐさめに君を戀明しつる、（ゐさめを、夜眠らず起居て、目の寤てある意にとりてよめる歌なり、）此ゐさめの里、此清水の在地なるべし、其故は、吾のみと云々の歌、初句のとは、そを誤れるにて、吾のみぞ思ふと云を、不破山に云かけたるなり、（然らざれば、初二句聞えず）さて不破山は、萬葉（二の卷、人麻呂の歌）にも見えて、（美濃の不破郡なる事はさらにも云ず、）天武紀の趣、玉倉部邑は、不破行宮に遠からぬ地と聞ゆればなり、（天武天皇の御代のころまでは、里名をば玉倉部と云しを、その後清水の名に因て、居寤里と云るなるべし、）書紀云、至膽吹山、山神化大蛇當道、爰日本武尊、不知主神化蛇之、謂是大蛇必荒神之使也、既得殺主神、其使者豈足求乎、因跨蛇猶行時、山神之興雲零氷、峯霧谷曀、無復可行之路、乃捿遑不知其所跋渉、然陵霧強行、方僅得出、猶失意如醉、因居山下之泉側、乃飲其水而醒之、故號其泉、曰居醒泉也、

自其處發。到當藝野上之時。詔者。吾心恒念自虛翔行。然今吾足不得歩。成當藝斯形。自當下三字以音故號其地謂當藝也。自其地差少幸行因甚疲。衝御杖稍歩。故號其地謂杖衝坂也。到坐尾津前一松之許。先御食之時。所忘其地御刀。不失猶有。爾御歌曰。袁波理邇。多

井寒泉などをも然訓り、和名抄には、日本紀曰、妙美井、之三豆とあり、斯は須美の切りたるなり、〇息は、伊許比と訓べし字鏡に、憩愒飫三形同息也、伊己不とあり、（憩は憇字なるべし、）さて此には息坐とのみあれども、故號其清水云々とあるを以見れば、清水を飲賜しなるべし、書紀にも然あり、〇居寤清水（舊印本、延佳本には、寤居と作れども、其餘諸本、皆居寤とあり、書紀も然り、）は、在所玉倉部の下に云るが如し、書紀に、山下之泉とあれば、伊吹山の麓なるべし、其は其次の文に、還於尾張とあれば、山下は（近江の方には非ず、）美濃の方の麓なり、此記に還下坐とあるも、もと登坐し道を、還り降り坐りと聞ゆ、此次に當藝野、尾津前とつゞきたる路次も、此清水の地、美濃ならではかなはざるなり、（式に美濃國多藝郡に、御井神社あれども、伊吹山より遠し、なほ不破郡にて、彼山近き地を尋ぬべし、今も遺れることもあるべし、さて後世に、近江國坂田郡に、醒井と云て、名高き清水ありて、其里名をも今に醒井と云て驛なり、源親行東關紀行に、音に聞しさめが井を見れば、陰くらき木の下の岩根より流出る清水、あまり涼しきまですみわたりて、實に身にしむばかりなり、撰集抄に、此清水のことを、延喜の末に旱のせし時、仲算と云僧の、水を涌さむとて、劒して山の岸を切たるに、忽流出そめたる由記せり、されど醒井と云名は、此の倭建命の御事に因れるごと聞ゆるを、彼清水は、伊吹山よりやゝ遠く、且道のゆくても違へれば、是には非るべし、然るに舊印本などに、居寤を上下にして、寤居と作るは、此近江なる醒井を其として、後人のさかしらに改めつる物なるべし、若醒井ならば、井字をこそ書べけれ、いかでか居とは書む、）さて居寤てふ名義は、息坐とて、しばし居て寤坐る由なるべ

爾、事端旣顯天、更無可疑、萬葉十六に、正身不來徒贈裹物など見えたるにて心得べし、今世俗に其本人と云ことなり、中昔の物語書などには、是を佐宇士美と云り、(佐宇士美と云は、燈心などの類にて、正身の字音なるべし、又麻佐志美と云麻を略き、佐を音便に佐宇と云るかとも思へど、然には非じ、) ○當は爾曾阿理祁牟袁と訓べし、(かく訓て、此字を書る意に當れり、) ○見惑は、麻度波佐延と訓べし、(惑字、諸本に或は成、或は或に誤れり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、) ○此の廿三字の細註を、師は後人の所爲なるべし、記中に例なき書ざまなりと云れつれど、然らず、此類は、此記撰定さるゝ時に、安萬呂朝臣の加へられたるか、猶古くよりの傳のままにてもあるべし、さるに別に註にしたる所以は、語傳ふる人の心以て添言る語なればぞかし、又かゝる類の註、記中にをり〳〵例あることなり、○玉倉部は、(倉字を食と作る本どもは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依る、) 天武紀に、近江放精兵、忽衝玉倉部邑、とある地よくかなへり、されど今詳ならず、美濃國不破郡なるべし、(書紀に、山下とあれば、伊吹山遠からぬ所に在べし、今不破郡の內、彼山近き處に、玉村と云はあるなり、なほ次に云べし、師は、天武紀に、倉歷と二處に見えたる內、一は此玉倉部なり、近江甲賀郡の藏部とは別なりと云て、ク。ラ。プ。と訓れたり、然れども天武紀に二處に出たる倉歷は、別には非ず、一にして、和名抄に載れる甲賀郡藏部鄕なり、其處の文を見て知べし、さて其倉歷は、今は伊賀國阿拜郡に屬て、上柘植の內に、倉部村とて、ある所なり、近江の堺に近し、中昔より、歌にくらぶ山とよむは其處なり、かくて此の玉倉部は、其とは甚く地理たがへり、思ひ混ふべからず、) ○淸水は、斯美豆と訓べし、書紀には、好

はすのみには非ず、心を失はしむるを云なり、○註に正身は、牟邪泥と訓べし、身實の意なり、書紀此御卷に、形則我子、實則神人、孝德卷に、驗僧尼奴婢田畝之實、などある訓に依れり、此らの實字は、正身の義には非れども、訓の意は身實なれば、正身にもかなへり、(但し彼二の實字を訓る牟邪泥の牟は、花實虛實などの實の意にて、虛は即無實の意なり、されば人などの身軀とは、しばらく異なれども、云もてゆけば同意にて、本より牟と云名は一なり、)身を牟とも通はし云は、古の常なり、(此なる正身を、書紀には主神とありて、カムザネと訓り、然るに主神と書れたるは、使者に對へて、其が主君たる神と云意と聞えたれば、カムザネと云訓は當りがたし、其故は、中昔の物語書などに、客ざね、使ざねなどあるを見るに、客の中の主たる人、使の中の主たる人を云り、されば神ざねと云ときは、諸神の中の主たる神と云意なればなり、但し客の中の主たる人を、客ざねなど云類は、後に意の轉れるものにて、本は某ざねと云は、其身實のことにてもありけむ、若然もあらば、カムザネと云訓も、主神の字にはあたらずとも、其神の正身と云意にはかなふべし、)さて正身とは、正しき其身と云意の字なり、若櫻宮段にも、雖報其功滅其正身、穴穗宮段にも、然其正身所以不參向、云々など見え、宮衞令に、凡兵衞衞士上番、皆須檢點正身、然後奏聞、續紀五に、詔郡司主政主帳者國司云々、宜見其正身、准式試練、然後補任云々、卅に、逆黨橘奈良麻呂等、幷緣坐數內、二百六十二人罪輕、應免云々、但名簿雖編本貫、正身不得入京、三代實錄十三詔に、應天門幷左右樓等、有失火事、忽然燒太利、云々或人告言久、大納言伴宿禰善男可所爲奈利、驚怪比賜比天、令所司勘定爾、正身固爭天不承伏止云止毛、子幷從者等乎拷訊須留

大雨とありけむを、後人ヒ。サ。メ。とある訓を心得誤りて、大字をさかしらに火に改めつるなるべし、和名抄に引る私記なるも同じ、今世俗に、火の雨と云ことのあるも氷の雨なり、）抑比佐米とは、もと氷の降るを云て、天武紀に、氷零大如桃子、とある是なり、（今世に、閇字と云物にて、雹字これなり、閇字と云は、此字音をハ。ウ。と呼しが、訛れるにやあらむ、さて和名抄にも、書紀の訓にも、雹はア。ラ。レ。とあり、阿良禮は霰なるに、古は雹をも共に、阿良禮とも云しなるべし、雹字、又右の氷零など、ヒ。サ。メ。とも、ヒ。フ。ル。とも訓べし、）然るを其より轉りて、尋常の雨の甚く零るをも云りと見えて、彼遠飛鳥宮段なる氷雨は、歌には阿米とよめり、（若雹ならむには、阿米とはよむまじきにや、但阿米と云は、此類の總名にて此は雹ながら、歌には阿米とよめるにもあるべし、）又和名抄に、霈をも比左女と注し、書記に、大雨甚雨などを、然訓るも是なり、かくて此なるは、打惑とあるを以て見れば、雹なり、書紀にも零氷とあり、（今本に、氷字を水と作るは、ことわりなし、氷を誤れること決し、（大と云は、其降氷の大なるよしなるべし、○零は、布良志弖と訓べし、此山神の零すなり、○倭建命、此はかく云るは、文拙く聞えて、たゞ命、若は王などのみあるべきが如思はるめれども、（然思ふは、中々に漢文の格になれたる、後世の心なり、）如此云ぞ古文の格にはありける、（記中の文の例を、心をとゞめて看て知べし、）○打惑、惑字、諸本に或と誤れり、今は延佳本に依る、）白檮原宮段に、御軍皆遠延而伏、とありて、其を下文には、其惑伏御軍とあれば、此も惑は、彼遠延と全同じことなり、されば宇知遠夜志奉伎、とも訓つべし、遠延の事、彼段に注り、（傳十八高倉下の下）考合すべし、麻度波志と訓ても、たゞ路などを惑

故に、そのかみ既く尋常の色なるを用ひられしにや、延喜式には、上代よりの定まりのまゝに白と記されたるか、猪は豚と同じ、今伊勢國飯高郡に、白猪が嶽と云山名もあるなり、）上卷に赤猪も見えたり、〇言擧、萬葉六（二十五丁）に、千萬乃軍奈利友、言擧不爲、取而可來、男常曾念、七（八丁）に、八信井上爾、事上不爲友、十三（九丁）に、蜻嶋、倭之國者、神柄跡、言擧不爲國、雖然、吾者事上爲、云々、又、（十丁）葦原、水穗國者、神在隨、事擧不爲國、雖然、辭擧叙吾爲、十八（三十三丁）に、可久之安良波、許登安氣世受杼母、登思波佐可延牟、など見え、書紀には、興言、（私記に古止安介）揚言など書れ、稱之などをも訓り、さて許登は、言か、又事の意にてもあるべし、阿宜は、論などの阿宜にて、事のさまあるべきさまを、云々と擧て言立るに、言擧と云なり、〇使者は、都加比母能と訓べし、（者字を添て書るは、其意なり、物へ遣る使を、つねに使者と云意には非じ、さて今世俗にも、某神の使者と云物あり、春日の鹿、熊野の鳥、石清水の鳩、山王の猿などなり、是心ばへは古きことなり、）さて白猪を如此詔へるは、尋常の猪とは見えず、異物の假に化れる狀柄くぞありけむ、（若然らずは、たゞ白猪と看て過給ふべければなり、若又色の白きが、よのつねの猪ならざる故かとも云べけれど、猪の白なるは、彼毎年の祭にも用ひられしことなれば、古へさばかり異しき物にはあらず、）〇雖今不殺、云々、（漢文の格を以ていはゞ、今字は不の下にある意なり、）とは、輕りてかくは詔へるなり〇大冰雨、遠飛鳥宮段にも、零大冰雨、とあり、和名抄に、文字集略云、霈大雨也、日本紀私記云、火雨、和名比左女、雨氷同上、今按俗云比布留と見え、書紀に大雨甚雨淫雨など、みなひさめと訓り、（推古紀、天智紀などに、火雨とあるは、もと

き、近江國膽吹か嶽に落たりし劒なりとぞ仰せける、彼大蛇と云は、膽吹大明神の法躰なり、云々と云り、さて伊服伎と云名の義は、山の神毒氣を吹よしなりと、谷川氏云り、さもあるべし、さて萬葉には、此山の歌無し、又六帖などに、さしも草をよめる伊吹山は、下野國なりと顯昭が袖中抄にも見え、契冲も、清少納言か草子に、まことや下野へ下ると云ける人に、思ひだにかゝらぬ山のさせも草、たれかいふきのさとは告しぞ、ともあれば、下野國なること必定なりと云り、)曾禰好忠歌、冬深く野はなりにけり近江なる、伊吹のとやま雪ふりぬらし、(續古今集に入れり、)○徒手は、牟那傳爾と訓べし、(舊印本に、徒字を從と作るは、誤なり、諸本みな徒とあり、然るに師云、日本紀に、徒手と云る例はあれども、此は從手なり、萬葉にも此言あり、下に足ゆゆくともあり、手のまゝ足のまゝと云意なりと云れたるはわろし、手ゆ足ゆなど云る例とは、此は其意異なり、) 天武紀に、何無一人兵、徒手入東、とあるをば、タムナデと訓り、(手空手の意か、又は上のたは衍にてもあるべし、) 刀矛などをも執らず、空き手にてなり、(俗言に須手と云意なり、持統紀に、徒跣をスアシと訓たれば、須傳と云むも、俗くは非じ、) 書紀神代卷に、空手とあるは、得べき物を得ずて、手の空きを云り、さて此に如此詔へるは、御刀を美夜受比賣の許に置て來坐るによりてなり、○白猪逢于山邊は、山能辨邇志路韋阿閇理と訓べし、(志路韋爾と爾を添てよむは、雅言の格に非ること、上に委く云へるが如し、) 四時祭式、祈年祭、幣物下に、御歳社、加白馬白猪白雞各一、とあり、(其由緣は、古語拾遺の末に見えたり、さて此祭の白猪は、近江國より貢ると、貞觀儀式に見えたり、但し其には豚一頭とあるは、白きは大かた得がたかりし

たるなり、

於是詔。茲山神者徒手直取而。騰其山之時。白猪逢于山邊。其大如牛。爾爲言擧而詔。是化白猪者。其神之使者。雖今不殺。還時將殺而騰坐。於是零大冰雨。打惑倭建命。此化白猪者。非其神之使者。當其神之正身。因言擧見惑也。故還下坐之。到玉倉部之淸泉以息坐之時。御心稍寤。故號其淸泉謂居寤淸泉也。

茲山とは、伊服伎山を詔ふなり、此山は、近江國と美濃國との堺に在て、(西は近江の坂田郡、東は美濃の不破郡、池田郡なり、) 神名帳に近江國坂田郡、伊夫伎神社、美濃國不破郡、伊富岐神社あり、(今坂田郡にも、不破郡にも、伊吹村と云あり、) 三代實錄卅三に、詔以近江國坂田郡、伊吹山護國寺、列定額、沙門三修申牒偁、云々此山即是七高山之其一也、云々、(藤原武智麻呂公傳と云物に、徒爲近江守、云々、於是因按行、至坂田郡、寓目山川、曰、吾欲上伊福山頂瞻望、土人曰、入此山、疾風雷雨、雲霧晦暝、群蜂飛螫、昔倭武皇子、調伏東國、麁惡鬼神、歸到此界、仍即登也、登欲半、爲神所害、變爲白鳥、飛空而去也、公曰、云々、率五六人、披蒙籠而登、行將至頂之間、忽有兩蜂、飛來欲螫、公揚袂而掃、隨手退歸、從者皆曰、德行感神、敢無被害者、終日優遊、俳徊瞻望、風雨共靜、天氣淸晴、此公勢力之所致也、と云り、此は僧の作れる書にて、例の信がたきこと多し、源平盛衰記に、寶劒の由來を云る處に云、素盞嗚尊、即天照大神に奉る、大神大に悅びまし〳〵て、吾天岩戸に閉籠りしと

ことなり、渡用御殿と云ことあり、其を土用と云なして、近世に土金の說を附會して、神劒の納まらせ賜ふ御殿の稱とせるなり、と云り、さもあるべし、とまれかくまれ、土用と云こと、あるべくもあらず、さて西方なるを、正御殿と稱して、五座神を祭る、西より第一天照太神、第二須佐之男尊、第三倭建尊、第四宮簀媛命、第五建稻種命にして、第三中央倭建尊を主とす、かの緣起にも、以熱田明神、爲尾張氏神、宮酢媛及建稻種命、大宮、相殿神也とあり、一說に、大宮、日本武尊、東素盞嗚尊、南宮簀姬命、西伊弉並尊、北倉稻魂命、中央天照大神、と云るはいかゞ、社傳にも違へり、さて八劔宮と申すは、熱田の內に別にあり、式に八劔神社とある是なり、此は和銅元年に、勅以て新に神劒を造らしめ、別に齋祭らるゝ社なりとぞ、氷上宮と云は、かの火上姉子神社にて、緣起に、宮酢媛下世之後、建祠崇祭之、號氷上姉子天神、其祠在愛智郡氷上邑、以海部氏爲神主、海部是尾張氏別姓也、とあり、さて此氷上社の末社に、常世社と云あり、宮酢媛の墓なりと云傳へたり、又式に、愛智郡上知我麻神社、下知我麻神社あり、和名抄に、千竈鄕あり、此地なり、今本竈字を電に誤れり、上知我麻社は、乎止與命を祭ると云、俗に源大夫宮と云り、下知我麻社は、同命の夫人眞敷刀婢を祭ると云、俗に紀大夫宮と云り、源平盛衰記には、彼沙門道行が神劒を盜み奉て逃たりし事を云る處に云く、末代には、又かゝる者もありなむとて、少しも替らぬ劒を四造具して、社頭中に立られたり、一の社官か、一人に敎授るとき、五の指を差上て、これを傳ふるやうあり、其外の人、本劒新劒をしらずと云りと云り）○伊服岐能山之神、諸本に山字無なし、今は延佳本に依れり、（延佳本にのみ此字あるは、私に補へたるなるべし、されど此字は決く有しが脫

り給はぬことを云るなり、さて弘仁十三年六月、尾張國熱田神、奉授從四位下、天長十年六月、奉授坐尾張國從三位熱田大神正三位、嘉祥三年十月、尾張國熱田神、授正三位、貞觀元年正月、奉授尾張國正三位熱田神從二位、と史に見えたり、右の內、天長十年の進階は、誤あるべし、さて此社は、世々尾張連氏の以祭くことなるに、書紀に、熱田祝部所掌とあるは疑はし、熱田祝部は、何なる姓にか、尾張連の內に、此社を掌る者を然稱しにやあらむ、緣起に、以尾張氏人、補神主祝等職也、と云り、さて尾張氏大宮司として傳はり來つるに、大宮司尾張員職が女、藤原季兼に嫁て、季範を生る、此季範藤原氏にして、始て大宮司となれる、是より代代藤原氏より來れり、玉葉集に、櫻花ちりなむ後のかたみには、松にかゝれる藤を賴まむ、これは、熱田大明神の御歌となむ、昔かの社の大宮司、尾張氏代々なり來れりけるに、尾張員職が女の、名を松と申けるが、藤原季兼にしたしくなりて、季範を生りける、後明神かく託宣せさせ給ひけるによりて、かの季範始て大宮司になりて、其末今に絕ずとなむ、とあり、大將軍賴朝卿の母は此季範が女なりき、さて季範が末に、嗣絕たることありて、又卜部氏の子を、子にして嗣たりとぞ、されど今に藤原となのるなり、さて大宮司の次に權宮司と云ものあり、その一家は、總撿挍と云になる、家を、馬場と稱ふ、一家は、祭主と云になる、祝師とも云、家に田嶋と稱ふ、此二家は、今に至るまで尾張宿禰、姓にて、古より絕ず傳はれりとぞ、其次に、大內人と云ものあり、姓は守部宿禰にて、家を大喜と稱ふ、又八劒神社の祠官も、尾張宿禰にて、家を大喜と云り、さて熱田社は、東西二殿並建て、其東方なるに、世に土用御殿と稱す、草薙劒を納奉る、或說に、土用御殿とふ稱は、社の傳にはさらに無き

樹照輝、光彩射人、然不憚神光、取劔持歸、告媛以桑樹光之狀、答曰此樹舊無怪異、自知劔光、默然寢息、其後語宮駿媛曰、我歸京華、必迎汝身、即解劔授曰、寶持此劔、爲我床守、時近習之人、大伴建日臣諫曰、此不可留、何者、承聞前程氣吹山、有暴惡神、若非劔氣何除毒害、日本武尊高言曰、縱有彼暴神、擧足蹴殺、遂留劔上道、到氣吹山、また日本武尊奄忽仙化之後、宮酸媛不違平日之約、獨守御床、安置神劔、光彩亞日、○○雲酸着聞、若有禱請之人、則感應同於影響、於是宮酢媛會集親舊、相議曰、我身衰耄、昏曉難期、事須未瞑之前、占社奉遷神劔、衆議感之、定其社之地、有楓樹一株、自然炎燒、倒水田中、光焰不錯、水田尚熱、仍號熱田社、書紀神代卷に、云々、是號草薙劔、此今在尾張國吾湯市村、即熱田祝部所掌之神是也、○また此御卷にも、初日本武尊所佩草薙横刀、是今在尾張國年魚市郡熱田社也、(吾湯市、年魚市は即愛智郡なり、和名抄に、阿伊知とあるは、訛れるなり、萬葉などにも、年魚市とあり、さて熱田は、即年魚市田の約りたる名にもあらむか、書紀天智卷に、七年、沙門道行盜草薙劔、逃向新羅、而中路風雨荒迷、而歸、天武卷、朱鳥元年、卜天皇病、祟草薙劔、即日送置于尾張國熱田社、とあり、熱田縁起に、かの沙門道行は、遂當斬刑、とあり、さて或書に、此御劔、かの道行が盜出して、遂に持去ことあたはず、歸りしより、帝宮に奉納と云り、然れば其時より、朱鳥元年までは、帝京に安置奉られしなり、) 神名帳に、尾張國愛智郡熱田神社、(名神大) 古語拾遺に、其草薙劔、今在尾張國熱田社、未叙禮典也、(また云々、況復草薙神劔者、尤是天璽、自日本武尊愷旋之年、留在尾張國熱田社、外賊偸逃、不能出境、神物靈驗、以此可觀、然則奉幣之日、可同致敬、而久代闕如、不修其禮、所遺一也、とある、これ未叙禮典也、と云るものなり、これは月次新嘗などの幣に、預

若き女を、姉とも、姉御とも云、式に、愛智郡火上姉子神社あり、此媛を祭ると云り、此神社、今も知多郡大高村にあり、此村、鳴海驛より十町ばかり西南方に在て、昔は愛智郡なりき、今も郡界に近し、かの火高里と云し所なり、止許佐留良牟夜は、床を避てや寐らむと云意なり、古夫もたる婦人は、夜獨寐るときは、床を半避て、片寄りて寐る、これ夫の寐べき處を明置なり、萬葉十八に、夜床加多左里、とある是なり、今本は、左を口に誤れり、又四に、枕片去夢所見來之、ともある、片去夢とは、片去て寐る夢と云これなり、此も床避ることにて、枕を片寄せて寐るを云、結めの乎は、余に同じ、）此數首歌曲、爲此風俗歌矣、とあり、（尾張國の風俗歌となりて、世々に謠ひ傳へたるなり、）右件の歌ども、皆いと古し、信に當昔より、彼國に傳はり來し一の傳なるべし、（抑此緣起と云書、すべて古き傳說なりけむを、かの寬平の年に、文を修りたる時に、詞をば書紀に依て、皆改めたりと見えて、文も事も大かた書紀の如くなるを、此歌どもは、古の傳のまゝと見えて、皆めでたし、）〇御合而は、御答歌に感て、月事を避けず、即婚坐るか、はた其程を過してにもあるべし、〇以其御刀之云々、書紀に、日本武尊更還於尾張、即娶尾張氏之女宮簀媛、而淹留踰月、於是聞近江膽吹山有荒神、即解劒置於宮簀媛家、而徒行之、尾張國風土記に、熱田社者、昔日本武命、巡歷東國還時、娶尾張連等遠祖、宮酢媛命、宿於其家、夜頭向厠、以隨身劒、掛於桑木、遺之入殿、乃驚更往取之、劒有光如神、不把得之、即謂宮酢姬、曰此劒神氣、宜奉齋之爲吾形影、因以立社、田鄕爲名也、（田鄕の田字は、由の誤なるべし、）熱田緣起に、還着於宮酢媛之宅、云々、淹留之、閑夜中入厠、厠邊有一桑樹、解所帶劒、掛桑枝、出厠忘劒、還入寢殿、到曉驚寤、欲取掛桑之劒、滿

由久止志乎、止志比佐爾、美古麻知何多爾、都紀加佐禰、岐美麻知何多爾、宇倍那々々、志母夜、和何祁流、意須比乃字閇爾、阿佐都紀乃其止久、都紀多知爾祁流、(志母多、三字心得がたし、決く字の落たるなり、伊知志路久母夜、などありけむを、伊知、また路久の四字を落せるかそはいかにまれ、夜は疑ひたる辭なり、祁流を、今本には、此記、延佳本に依て、祁藝流と藝字を補へたり、中々のさかしらなり、著有を祁流とも云ること、上に云るが如し、殊に此は己のうへなれば、祁勢流よりは、祁流と云るぞまされる、結は祁理とあるべきが如くなれど、上なる疑の夜の結にて、祁流とは云るにて、此記に、たゞなむよとあると、合せて、其意を知るべし、) 日本武尊又歌曰、奈留美良乎、美也禮波止保志、比多加知爾、己乃由不志保爾、和多良部牟加毛、(奈流美者、是宮酢媛所居之鄕名、今云成海邑とあり、奈留美は、愛智郡成海鄕あり、其處の海邊を指て詔ふなり、良は、附て云辭なり、浦と云には非ず、さて分注に、奈留美を比賣の所居と云るは非なり比多加知は火高路なり、熱田社、或書に、氷上邑、後謂火高里、神社民家、數度依回祿、改火高謂大高と云り、これに後謂火高里と云るは誤にて、本より氷上とも、火高とも云しなるべし、此ぞ宮酢媛の鄕なる、成海は、此火高里へ行間の道なり、歌の趣にて知らる、さて比多加知を、直徒ならむかとも思へども、然らず、若然らば、由とあるべきを、爾とあればなり、和多良部牟加毛は、渡りあへむかもなり、) 先是日本武尊、於甲斐坂折宮、有戀宮酢媛、即歌曰、阿由知何多、比加彌阿禰古波、和例許牟止、止許佐留良牟也、阿波禮阿禰古乎、(阿由知何多は年魚知縣なり、潟には非ず、比加彌阿禰古とは、宮酢媛を指て詔ふなり、氷上なる姉子と云意なり、曾丹集歌に、あねこが閨と云り、今世の言にも、

古は如此も云しなるべし、(慥なる例は見あたらず)萬葉十四(十六丁)に、許己波故賀多爾となるも、此處へは來難にと云るならむか、さてこは、美夜受比賣の、自には非ず、月水が待かね奉りて、と云なせるなり、○和賀祁勢流は、吾著有なり、(勢を延佳本に藝と作るは、さかしらなること、上に云るが如し)○意須比能須蘇爾、舊印本、又一本に、能の下に、須比能、三字重りてあり、歌ふ詞は、然る例も彼此あれば、(書紀雄略卷歌に、柯武柯噬能、伊制能、伊制能奴能、などあるは、殊によく似たり、此も、上の能に意の韻あれば、意須比能、意須比能と重なれる詞なり、)衍とも云がたし、されど無き本多き故に、今も無きに依つ、○多紀牟々那牟余は、月將立よなり、契冲、後の歌ならば、多知那牟余と云べしと云り、信に後には多々那牟とては、立てよかしと希ふ意になるを、古は多知那牟の意に、かくも云けるなるべし、立べきことよと云むが居し、○一首の凡ての意は、吾大君よ、先に契りおき賜ひしより、年の經ぬれば、其ほどに、月次は多く經ぬれば、君を待かね奉て、月の立て見え侍らむは、まことに然あるべきことなり、理なることよと云るなり、月のかはれど、天なる月も立て見え初る物なればなり、(王の御歌に、月立にけりとあるは、たゞ天に月の見ゆる意のみなるに、此歌にては、其を月次のかはりて初て月の見えそめたるに取なしたるにて、朔てふ名の意なり、(さて此歌に依て思へば、此月經は初めて見えたる逼にやありけむ、されは初事にて習ざる故に、心せずて、意須比にも着て、人の御目にもかゝりけるにやあらむ、(されど、かくまで推度らむは、あまり精きに過て、いかゞにもやあらむ)熱田緣起に云、宮酢媛奉和曰、夜須美志々、和期意富岐美、多伽比加流、比乃美古、阿良多麻乃、岐閇

に、萬世爾得之波岐布登母、十二（二十五丁）に、年乎曾寸經などあり、十三（十一丁）に、荒玉之年者來去而ともあり、○都紀波岐閇由久は、（波字婆と作る本どもあり、今は一本又一本に依れり、）月者來經往なり、萬葉十五（二十四丁）に、安良多麻能、月日毛伎倍奴、とあり、阿良多麻の月とつゞきたるは、猶多し、又、年月ともつゞけ、十三十五には、荒玉之立月每、などもあり、さて氣長くなど云氣は、此來經の切りたるにて、來經長くなり、さて（此は月が來經れば、年は來經行と云べきを、打返して）年か來經れば、月は來經行と云るは、年の經れば、其間に數多月は經侍りぬと云るにて、其は意須比に月水の着たる所以を云むために、月のかはり往ことを、主と云る語の運びなり、（心をつけて味見べし、）○宇倍那宇倍那は、（舊印本、眞福寺本などには、今一字倍那とありて、此言三重れり、今は延佳本、又一本などに、其は無きに依れり、）諸な諸なにて、那は辭なり、書紀仁德卷歌に、宇陪儺々々、和例烏斗波輸儺、萬葉十三（廿丁）に、諸々名、母者不知諸々名、父者不知、云々などあり、然あるべきことよと諾ふ意なり、（俗言にそのはづよ、尤なることよと云が如し、）高津宮段歌に、宇倍志許曾、（萬葉十にもかくあり、）書紀推古卷大御歌に、宇倍之訶茂、などもあり、萬葉に、諸もとも、諸とのみも云り、書紀神武卷に、諾此云宇毎那利、ともあり、さて萬葉十六（九丁十丁）に、否藻諸藻、（源信明集歌に、いなともうとも、拾玉集歌に、なやうやともあり、なやは、否やなり、）とあれば、宇倍も宇と云意の言なり、（今世にも諾ふ答を、哀々とも宇々とも云、稱唯も、宇々とかよへり、）○岐美麻知賀多爾は、君待難になり、常には待賀豆爾と云を、（萬葉假字書なるも、皆かくあり、賀は濁音にも、清音にも書たり、）

世なり。）などあると、合せて知べし、阿多良世と云も、たゞ世と云と同じことになるなり、世さは、年月日のうつりゆく程の間をいへばなり、さて阿良多麻は、かの阿多良阿多良の、上の阿多良を切めて阿良と云、下を切めて多と云るにて、（阿多は阿と切り、多良は多と切る、下の阿は、良の韻にある故に省かる、（麻は間にて、程と云に同じ、（荒木田久老は、かの萬葉廿なる、阿多良阿多良を、一本の阿良多阿良多を取て、新世とあるをも、アラタヨと訓て、凡て新をあたらしと云も、今京になりて訛れるにて、正しくはあらたしなり、故萬葉にては皆アタラと訓べきなりと云り、此說に依るときは、阿良多麻は、卽阿良多の間にて、意は上に云るに同じ）萬葉五（二十六丁）に、阿良多麻能、吉倍由久等志乃とよみ、又十一（十六丁）に、璞之、寸戸我竹垣、十四（四丁）に、阿良多麻能伎倍乃波也之などよめるも、伎倍は地名ながら、枕詞のつゞけは、年月の來經往意なること、五卷なると同じ、（冠辭考に、これらを、遠江國麁玉郡の伎倍郷を云るにて、璞、冠辭に非ずと云れたるは、誤なり、かの麁玉郡には、伎倍てふ郷あることなし、同國山香郡に、伎階と云郷の見えたる、階字は陛の誤にて、伎倍は是なるべければ、麁玉郡にはあらず。）さて又多麻伎波流と云枕詞も、此阿良多麻と同意なり、其由は、高津宮段に彼詞の出たる、其處（傳卅七）にいふべし、（此二の枕詞、舊說かなはず。）○登斯賀岐布禮婆は、年之來經者なり、（此賀てふ辭の用ひざる、俚言めきて聞ゆめり、中昔には、か　る處は、能と云て、賀とはいはず、されど上卷の歌に、日之隱者を、比賀迦久良婆とよみ、萬葉東歌にも、日之照者を、日がてればとよめり、上代には如此も云し、凡て中昔には、能と云を、古は賀といへる例多かり。）萬葉五（十六丁）

須と云も古言にて、勢志弖は爲てなり、されば、夜須美斯志をも、此格に云へば、夜須美斯勢志なり、）などあると同じ云ざまなり、然らば夜須美斯須と云べきに、志と云は、歌ふ語の一の格にて、異舍儺等利、海とつゞくるなど、（此らもいさなとる、海とつゞくべく思はるゝ語なり、）同例なり、さて夜須美斯志云々の二句は、朝倉宮段歌にも二所、書紀仁徳卷推古卷などの歌にも見え、萬葉にも多し、萬葉には、高照、日之皇子、とのみ云て、夜須美斯志云々を、略けるもあり、高光、我日皇子、ともよめり、（又高光、日朝廷ともよめり、）さて四句列ねてよめるは、萬葉には、何も夜須美斯志云々を上に、多迦比迦流云々を下に云り、（和賀を萬葉には、假字には、和期吾期などあり、此は下の意へつゞく故に、賀意約まりて期となるを、長く詠へば、おのづから期意となるなり、さる故に、是はたゞ吾大君とつづく時のみのことなるを、凡て吾を、和期とも云こと、心得るはひがことなり、）さて此四句は、天皇を申し奉るはさるものにて、皇太子をも申し、萬葉には、凡て皇子をも申せる歌、彼此と見えたり、（日之御子と申すも、大君と申すも、皇子諸王までにわたる御稱なればなり、）此は倭建命を指て申せるなり○阿良多麻能は、年、又月の枕詞にて、阿多良阿多良麻の約りたる言なり、そは萬葉廿（十一丁）に、年月波、安多良安多良爾、安比美禮騰、（一本には、安良多安良多とあり、）とあるは、安多良とは、年月日時の、移りもて行を云言にて、年月は移往て環る物なれば、又環り來る毎に逢見るよしなり、同三（五十九丁）に、吾黒髪乃、眞白髪爾、成極、新世爾、共將有跡、（新は借字にて、あたら〳〵と同）六（四十三丁）に、新世乃、事爾之有者、十三（三丁）に、石根、蘿生左右二、新夜乃、好去通牟、事計（夜は借字にて

るにもあるべし、さる例他にもあり、續紀十五、大御歌に、夜須美斯留、和己於保支美とあるは、留字後人のさかしらに改めたるなるべし、古本には志と作り、年中行事祕抄に出せるにも、志とぞある、）天武紀續紀などに、安殿とあるも、（大安殿、内安殿、外安殿、中安殿、小安殿などあり、）夜須美杼能にて、天皇の安見爲賜殿と云意の名なり、大安殿とあるは、大極殿のことぞ、（然るを、オホヤスミドノと訓べきことを知ずして、皇極紀天武紀、今本に大極殿をホホアムドノと訓るは、古本に、傍に大安殿と假字附の如く書るを見てのひがことなるべし、撰集抄に、西行法師が、崇德天皇の御陵に詣て、其御事を申せる處に云く、清涼紫宸の間にやすみしたまひて、百官に、いつかれさせたるひ、云々と云るは、たま〳〵古言の遺れるにや、彼ころの語にはいとめづらし、又欽明紀に、安玄室とあるは、安字は、漢文なれば、安置意にて、ヤスミと訓べきには非れども、言は古言なり、）さて美斯志を、立せ賜ふを立し、御坐ますをおはし、など云類にて、崇申す語なりと師の云れつるは、然ることなれども、精しからず、其故は、立し、御坐しなどの類の下の斯は、過去し事を云辭なるを、（世に過去のしと云、）此美斯志の下の志は、然に非ず、今の現に坐ます大君を申す辭なればなり、されば此志は爲の意にて、（安見を爲賜ふと云ことなり、上の斯は、見を古言に美斯と云るなり、さて見を、物見花見など云ときは、躰言なるが如く、此安見も躰言なり、されば夜須美斯と連け讀て、下の志を離して讀べし、夜須美とよみ、斯志とよむは、言の意を細にわきまへざるひがよみなり、）萬葉十九に、豐宴見爲今日者、云々また、國看之勢志弖、（これも國を看爲てと云ことなり、國看を爲てと云とは少し異なり、又爲を勢

獻、彼媛所著衣裾、（衣裾此云意須比）染於月水、日本武尊覽之即歌曰、麻蘇義乎波理乃夜麻等、許知其知能夜麻乃加比由、等美和多流、毘何波乃、波富曾、多和夜何比那乎、麻岐禰牟等、和例波母幣流乎、與利禰牟止、和例波母幣流乎、和伎毛古、那何祁西流、意須比乃宇閇爾、阿佐都紀乃其止久、都紀多知爾祁理、（意須比に衣裾字を書るは、當らず、麻蘇義、義は、ゲの假字にて、眞菅なり、菅を蘇我とも云るにて知べし、眞菅よし、蘇我の川原、などつゞけたり、さて大神宮儀式帳に、百張蘇我乃國、ともあるを合せて思へば、麻蘇義は、張へ係れる尾張の枕詞なり、さて此記には、天香山とあるを、尾張の山と云るは、尾張にてかく歌ひかへて傳へたるか、はた本は尾張の山なりけむを、倭國にて天香山とはうたひかへたるか、等美和多流は、飛渡るなり、毘何波乃は、字の脫たるなり、久具毘何波志乃、などなりけむを、久具二字、又志字を脫せるならむ、波富曾は、上に比字の脫たるなり、然るを今本は、さかしら人の何波乃三字をさへに、削きたるはいかに、たまたまの物知の、中々に古書を傷ふは、いと悲きわざなり、宇閇は、表なり、阿佐都紀は、朝月なるべし、）

○多迦比迦流、比能美古、夜須美斯志、和賀意富岐美は、高光、日之御子、安見しし、吾大君なり、此、四句の言の事、冠辭考に見えたり、なほ云ば、高は天、（この事傳三の始に云り、）光は照と同ければ、高光は、天照と云が如し、（萬葉に、高照とも多く書たり、）日之御子とは、日神の御末と申すことなり、（契冲が、日とは當時の景行天皇を申して、其皇子なりと云るは、たがへり、）夜須美斯志も、冠辭考の說の如く、安けく見賜へるなり、（八隅知とするは漢意にして、いたく古意に違へり、然るに萬葉に多くは此字を書るは、奈良のころ、旣く漢意の著て、此字の意にとりなせ

葉十五に、和我多妣波、比左思久安良思、許能安我家流、伊毛我許呂母能、阿可都久見禮婆、又、此の御答歌なるも、熱田緣起には、和何祁流とあり、(來而有をも、古言に祁理と云り、書紀に、來歸參赴などを、ケリと訓、萬葉に、けりと云辭に、來字を書るなど是なり、是も著有と同じ格なり、)さて其祁流を、立有を多々、勢流、行有を由加勢流、(此類いと多し、)など云格に、祁勢流とは云なり、萬葉四(十七丁)にも、吾背子之、蓋世流衣之云云、(蓋を、今本に、キと訓るは誤なり、凡てカイの音なる字は、ケの假字なる例なり、)とあり、御衣を、美祁斯と云も、同じ活用なり、(傳十一字伎由比段考べし、)○意須比能須蘇爾は、襲之襴になり、○都紀多知邇祁理は、月立にけりなり、月は天なる月なり、立とは、天に登りて見ゆるを云、(天智紀に、朔を月立と書れたり、)萬葉七(二十八丁)に、向山、月立所見、十一(十四丁)に、三毛侶乃山爾、立月之、十四(十丁)に、乎豆久波能禰呂爾都久多思、(月立なり、)などあり、さて婦人の月水は、月々にめぐりて出る物なる故に、其が著て見えたるを、天に月の出たるに比へて、如此云なし給へるなり、(契冲が、都紀は月經なりと注せるは、違へり、月經の著たるをよみ賜へるにはあれども、都紀と詔へるは、月經の稱にはあらず、たゞ天の月のよしなり、たとへば、花の落たるを見て、雪ふりにけりとよみたらむが如し、されば、こゝの都紀とある詞に依て、上の月經をツキと訓は、ひがことなり、月經をいかでか都紀とのみは云む、月障と云、から國にても、月水月經月事など云は、月々にめぐりて通る物なればなり、)○熱田大神緣起云、(世に寛平緣起と云、此書の事、上傳廿七尾張國造、條下に云り、)日本武尊還向尾張云々、役駕還著於宮酢媛之宅、于時獻大饌、宮酢媛手捧玉盞以

萬葉三（四十六丁）に、木綿手次、可比奈爾懸而、などあり、（此外にも、加比那てふことは、物語文などにも多く見え、今世にも常云ことなり、然るに和名抄には、腕、手腕也、和名太々无岐、一云宇天、また、臂謂之肱、また、肘、臂節也、和名比知、などありて、加比那と云名は見えず、字鏡に、肱、臂也加比奈、臂、太々牟伎、とあれば、加比那と、多陀牟伎とは、同きなるべし、書紀に、腕、また臂など、皆タヾムキと訓り、さて契冲、上句の煩曾の二字をも此句に屬て、此句を九言とせるは、非なり、）〇麻迦牟登波は、將枕とはなり、麻久とは、枕にするを云、上卷沼河比賣の歌に、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐云々麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、云々、とあり、なほ彼の歌のところ（傳十一）にいへり、〇阿禮波須禮杼は、吾者雖爲なり、（吾はまかむとはすれども、と云へるなり、）〇佐泥牟登波は、將眞寐とはなり、凡て寐るを佐寐と云は、眞寐にて、多く男女率て寐るを云り、（率寐と云、繼躰紀の歌に、于魔伊禰とあるが如し、）遠飛鳥宮段、輕太子御歌に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥弖婆、萬葉二（十一丁）に、佐不寐者遂爾、有勝麻之目、また、（十九丁）左宿夜者、幾毛不有、延都多乃、別之來者、三（六十丁）に、吾妹子跡、左宿之妻屋爾、十四（四丁）に、佐奴良久波、多麻乃緒婆可里、などなほ多し、〇阿禮波意母閇杼は、吾は雖思なり、〇那賀祁勢流は、汝之著有なり、（延佳本に、勢字を藝と作るは、古言を知らずして、みだりに改めたるさかしらのひがことなり、藝は、記中ギの假字にのみ用ひたれば、若此を藝とするときは、ケギルとなる、さる言やはあるべき、諸本みな勢なるをや、又祁を、キとよむも非なり、）祁勢流とは、著而有を云、古言にて、著たると云と同意なり、（著たるは、即著てあるの切りたるなり、）そは先著而有を古言に祁流と云、萬

て橈む貌を、比波々々とも、比波都久とも云、是なり、されば、此上の詞どもは、細く比波夜加なる意の序にして、(鎌に拂る木にても、鵠が頸にても、同意の續なり) 此句は、美夜受比賣の腕の細くたをやかなるを詔へるなり、(契沖、比波二字を、上句に屬て、其説に云、久比を久毘比とあるは、此末に、椎を志比々々とあるに准ふべし、古語にはかく云けるにや、と云るは非なり、椎を志比々とありとは、明宮段の大御歌のことなり、彼も、椎を志比々に云るには非ず、其事は彼處に云べし、さて師も同じく、比波を上句に屬て、新撰字鏡草部に、茈久比井と云る物あれども、假字異なり、此は若木を云と見ゆ、又考るに、仁德紀に、いくみ竹とあるは、籠竹なり、此の久毘も久美に通ひ、此は木に通ひて、繁くこもれる若木かと云れたり、久毘を若木とするは、さることなれども、下の比を連て云むはいかゞ、又久美と久毘と通はむは、さることなれども、此は繁く籠れることを云むは、何の用もなし、又木を比と云べきに非ず、又萬葉考には、久毘は、若木にて、串とも云り、云々、下の比は、生の略なり、と云れたるもいかゞ、久毘と串とは同じからず、生と云ことも、此に用なし、さて右の契沖、又師の説の如くにては、波をば、者の意と見られたるなるべし、然らざれば、此字あまれり、抑此は序の終なれば、者と云辭を置べき處に非ず、さる例あることなし、又細の假字に、濁音の煩を書たるも、比波細とつゞけばこそあれ、比波を上句に付て、たゞ細と云むには、いかでか言の頭をば濁らむ、昔より此比波てふ言を、解人皆解得られざる故に、此處明らかならざるなり) ○多和夜賀比那袁は、手弱腕となり、多和夜は、手弱女などの手弱にて、其手弱女を、多袁夜賣とも云如く、是もたをやかなる腕と云ことなり、字鏡に、肱、臂也、加比奈、

りとおぼしきは、（此と高津宮段歌に終を都毘爾と書ると、たゞ二のみならでは見えざることなり、音便に、イの如く唱る所には、濁音假字をも用ふなど云は、ひがことなり、さる例あることなし、）又佐和多流とは、万葉十（廿丁）に、霍公鳥、鳴而左度、また（二十二丁）霍公鳥、鳴而沙渡、十一（四十三丁）に、高山爾、高部左渡、又（九丁）雲間從、狹徑月乃、祝詞に、谷蟆乃狹度極など、みな渡行ことにのみ云るを、鎌に觸ることゝ、せむも、例に違ひて、少し穩ならざることゝちす、故次に引る、熱田緣起の歌と合せて考るに、斗迦麻邇、佐和多流久毘の二句は、許知碁知能、夜麻能迦比邇、佐和多流、久具比賀久毘、（四句）なりけむを、多く字を脫し、又誤りもしたるにやあらむ、許知を斗迦に誤り、碁知能夜を脫し、又能迦比をも脫し、又上の久と、下の久とまぎれて、其間なる具比賀をも脫せるなるべし、抑此の二首の御歌、彼緣起なると比べ見るに、少しづゝ言の異あるのみにして、事は始終みな同じければ、此處も同じ事なるべくおぼゆ、）彼此之山之峽に、眞渡る、鵠之頸にて、序なることは同じ、朝倉宮段大御歌に、多々美許母、幣具理能夜麻能、許知碁知能、夜麻能賀比爾とあり、鵠は、上（傳二十五）に出、○比波煩曾（四言一句）は、弱細なり、比波は、源氏物語（眞木柱）に、いとさゝやかなる人の、常の御なやみに、瘦衰へ、ひはづにて云々、又、（柏木）宮はさばかりひはづなる御さまにて云々、又、（竹川）源侍從とて、いと若うひはづなりと見しは、云々、（此らひはづと云は、俗言にひなづなると云に同じ、）榮華物語（音樂の卷）に、宮いみしうひはやかに、めでたうて入せ給ふ、（ひはやかも、ひはづと同じ、）などある比波豆比波夜加など、一言にて、細くたをやかなることなり、今世言に、物の細く弱く

り。）風雅集（神祇）に、もとよりも、塵に交はる、神なれば、月の障も、何か苦しき、此は、和泉式部熊野へ詣たりけるに障にて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ、身の浮雲の、棚引て、月のさはりと、なるぞ悲しき、とよみて寐たりける夜の夢に、告させ賜ひけりとなむ、などあれど、障と云も穢と云も、月水の出ることを云る稱にして、正しく其物を指て云るには非ず、されば、佐波理著たりなど云むは、いかにぞや聞ゆ、故今は姑く佐波理能母能と訓つ、（又は佐波理能知とも訓べし、知は血なり、延佳も師も、御歌に依て、ツキと訓れたれど、其は非ぬことなり、其由は御歌の處に云べし。）〇見其月經は、曾袁美曾那波志弖と訓べし、（文のまゝに訓むは煩はしく拙し、但し、上をサワリノチと訓るは、此をもソノチヲと訓べし、其月經と書るは、漢文の格なり。）〇比佐迦多能は、天の枕詞なり、（迦を濁るは非なり、古書皆清音の假字を用たり。）其の意は、冠辭考に見えたり、〇阿米能迦具夜麻は、天之香山なり、大和國なるを云ふ、此の山のこと、上（傳五）にいづ、〇斗迦麻邇は、利鎌になり、和名抄に、鎌、和名加末、〇佐和多流久毘（六言一句）は、眞渡杙なり、渡るとは、此は觸るゝを云、杙とは、此は細く小く、柴と云ほどの木の、本立を云、此、次に、小竹之刈杙（刈たる跡に殘れる株なり、伐杙と云もおなじ。）とも見え、和名抄に、株、草木、本也、訓久比世、とあり、（久比世は、杙の根に近き意にて、世は須惠の切りたるなるべし、礎の須惠のごとし。）此、二句は、鎌に拂て刈らるばかりの、細木の本立と云るにて、是までは次句の序なり、大祓詞に、彼方之繁木本乎、燒鎌乃敏鎌以弖、打拂事之如久、云々、さて杙の比は清音なるに、濁音の假字の毘を書るはいかゞ、（此記は、假字の清濁いと嚴にして、記中に、比毘の清濁の違へ

人やどりて立あかしたるところを、藤原輔尹朝臣云々、今昔物語に、信濃守藤原陳忠、任畢て上るとて、御坂を越ける時に、馬に乘ながら、梯より深き谷に落入たる事を記せり、これらを見れば、中昔までも、此御坂の道を往來しこと知られたり、後拾遺集に、爲善朝臣、三河守にて下り侍りけるに、すのまたと云わたりにおりゐて、信濃御坂を見やりてよめる、能因法師、白雲の上より見ゆる、あし引の、山の高根や、御坂なるらむ、是も此御坂なり、然るを後の歌に、木曾御坂をよむより混れて、此らをも木曾の御坂のことゝ心得たるは、ひがことなり、たゞ御坂と云、信濃御坂と云るは、木曾御坂にはあらず、）坂神は、書紀に見えたるは、右に引るが如し、此記にては、かの蒜を以て待打て殺し給ひしは、足柄坂神なれば、別なり、されど此坂なるも、彼同じ類の神にぞありけむ、○先日は、佐伎爾と訓べし、（日字は讀べからず、數月をも經て後に、先のことを、サキ。ツヒ。など訓むは、古言のさまに非ず）○所期は、知岐理淤加志斯と訓べし、（おかしゝは、おき賜ひしと云ことなり、）上に亦思還上之時將婚期定而幸于東國、とありし事なり、○捧大御酒盞、上巻八千矛神段に、其后取大御酒坏、立依指擧而、云々とあり、酒盞の事、彼處（傳十一字伎由比段下）に云り、朝倉宮段にも、三重婇指擧大御盞以獻とあり、○其は、曾禮と訓べし、名を云たる下に、かく其と云る事、記中に例多し、即其人を指て云なり、○意須比上に出、（傳十一のはじめ）○襴も上にいづ、（傳廿三活玉依比賣の下）○月經は、（婦人の月水を、月經とも經水とも云り、）如何に訓べきにか、和名抄に、月水、俗云佐波利、うつほ物語（俊蔭の巻）に、何時よりか御けがれはやみ賜ひし、云云、（妊める月數を問たるにて、月水は、何の月より止しぞといへるな

美夜受比賣之許而。取伊服岐能山之神幸行。

科野上(傳十四御名方神下)に出○科野之坂神、書紀に、日本武尊進入信濃、是國也、山高谷幽、翠嶺萬重、人倚杖而難升、巖嶮磴紆、長峯千馬頓轡而不進、然日本武尊、披烟陵霧遙往大山、既逮于峯、而飢之、食於山中、山神令苦王、以化白鹿立於王前、云々、(此つゞきの文、上にひけり、傳廿七のする)とある、此坂の事なり、万葉廿に、信濃國防人歌に、知波夜布留賀美乃美佐賀爾、怒佐麻都里、伊波負伊能知波、意毛知々我多米とよめるも、此坂なり、此は古の官道にして美濃國惠奈郡より、信濃國伊那郡に越る、國堺の坂なり、(書紀推古卷、三十五年五月有蠅聚集、浮虛以越信濃坂、鳴音如雷、則東至上野國而自散、齊明卷、六年、科野國言、蠅群向西飛踰巨坂、大十圍許、高至蒼天、日本紀略に、天延三年七月廿九日、東國民烟、爲風多損、信濃御坂路壞、などあり、抑此山は、今惠奈が嶽と云て、大山なり、式に、美濃國惠奈郡、惠奈神社、坂本神社あり、坂本は古の驛にして、此驛より御坂を越て、信濃國伊那郡の阿智驛に達りしなり、いはゆる曾の原、伏屋などは、御坂を下りて、阿智驛に至るまでの間にありとぞ、式に、阿智神社も見えたり、)後に吉蘇路開けても、中昔までは、なほ此御坂の道を往來しを、何時のほどよりか、此道は絕てもはら吉蘇路をのみ往來ふことゝなれり、(古の御坂の道は、吉蘇路よりは南方なり、續紀に、大寶二年十二月、始開美濃國岐蘇山道、和銅六年七月、美濃信濃二國之堺徑道險阻、往還艱難、仍通吉蘇路とあり、徑道險阻云々とは、此御坂のことなり、新古今集に、信濃の御坂のかたかきたる繪に、その原と云所に、旅

古事記傳二十八之卷

本居宣長謹撰

日代宮三之卷

自其國越科野國。乃言向科野之坂神而。還來尾張國。入坐先日所期美夜受比賣之許。於是獻大御食之時。其美夜受比賣捧大御酒盞以獻。爾美夜受比賣其於意須比之襴（意須比三字以音）著月經。故見其月經。御歌曰。比佐迦多能。阿米能迦具夜麻。斗迦麻邇。佐和多流久毘。比波煩曾。多和夜賀比那袁。麻迦牟登波。阿禮波須禮杼。佐泥牟登波。阿禮波意母閇杼。那賀祁勢流。意須比能須蘇爾、都紀多知邇祁理。爾美夜受比賣答御歌曰。多迦比迦流。比能美古。夜須美斯志和賀意富岐美。阿良多麻能。登斯賀岐布禮婆。阿良多麻能。都紀波岐閇由久。宇倍那宇倍那。岐美麻知賀多爾。和賀祁勢流。意須比能須蘇爾。都紀多多那牟余。故爾御合而。以其御刀之草那藝、劒置其

古事記傳二十七之卷終

賞、則居是宮、以靫部賜大伴連之遠祖武日也、(冠辭考に、かの新毬をつくと云說をあげて、た、歷たまへる所々に、やどらし、數を問せ給へるのみならむには、誰か答奉りがたからむ、獨此老人は、手毬つく數の語もて、末を續申せる故に、賞賜へりしなりと云れつるは、後世の意なり、たゞ日數を以て答奉りたりとも、其哥よく出來たらむには、などか賞賜はざらむ、若此哥を、毬の數の意なからむには、させることもなく、賞るに足らずといはゞ、此記書紀萬葉なる哥、多くは廢れぬべし、書紀に、諸侍者不能答言とあるは、此老人を賞給ふとあるに就て、例の撰者の加へられたる文なるべし、此記には、此言なし、たとひ古傳のまゝの言にもあれ、をりに臨みて、皆人は御答歌の、とみに出來ざりけむこと、何かあやしまむ、)

上文に阿豆麻とある如く、此も阿豆麻國造と書べき此記の例なるに、東字を書るは、東方の國々を泛く云ること著し、但しかの御歎ありし地を、稚日坂とせば、此東國も、上野の吾妻郡を云なるべし。）又思ふに、此老人、御答歌によめる、常陸より甲斐までのほど、晝夜懈らず勤しく仕奉りて、東方の國々を經來りたる功を賞て、東國造と云稱號を賜へるにもあらむか、（給と書ることも、他の爲某國造と云例とは違ひて、何とかや所以ありげに聞ゆ、稱名賜へる處の例を思ふに、若は給字の下に、號字など脱たるには非るか、又譽と云るも、此字の如く賛稱へ云號によれるにもあるべし、若此考の如くならば、彼上野國なる吾妻郡は、此老人に賜へる國にて、其は東國造と云稱號負る人の、賜はりて領る國なるを以て、後に吾妻とは名けつるにもあるべし、若然らばかの御歎の地を、碓日坂と云る傳は、上野國に、此由縁にて、吾妻と云地名のあるにつきて、足柄をまぎらして、碓日とも語傳へたるにやあらむ、或人難て云、東方の國々を阿豆麻とは、此倭建命の御詞に因て、後に言初し稱にこそあれ、然るを、今此老人に、東國造と云稱を賜はむことはいかゞ、當時いまだ阿豆麻と云稱はあらじをや、辨て云、阿豆麻波夜と詔ひて、彼比賣命を、忘れず戀ぬび給ふ御心には、其亡坐つる東方の國を指ては、御自も我妻の國と詔ふまじきに非れば、此稱必しも後に言初つとも定むべからず、又此老人に、此號を賜はむことは、吾が悲く思ふ、妻の亡にし、東方の、國造と云こゝろばえ以て、殊に親まえみ賜へる御意なるべきをや、）書紀云、居于酒折宮時、擧燭而進食、是夜以歌之問侍者曰云々、（御哥此記と全同じ）諸侍者不能答言時、有秉燭者、續王歌之末而、歌曰云々、（哥此記と全同）即美秉燭人之聰而、敦

り、○比邇波登袁加袁は、日には十日をなり、結の袁は、余と云むが如し、古歌には、此格の袁てふ辭例多し、(契沖が、袁と云るは、過たりの意こもれりと云るは、十日袁過たりと云意に見えたるなり、其のは古の意にあらず、) 上卷、阿那邇夜志愛袁登古袁の下(傳四)にいへるがごとし、さて夜波日波と云べきを、邇波と云る邇、今世の心には、穩ならず聞ゆれども、古は如此格にも云しなるべし、又思ふに、万葉十三(十五丁)に、朝庭丹、出居而嘆、夕庭、入居而思、十七(二十一丁)に、安佐爾波爾、伊泥多知奈良之、暮庭爾、敷美多比良氣受などある朝庭夕庭に准ふるに、若は夜庭晝庭にもあらむか、然らば夜庭に伺候て仕奉ること九夜、晝庭に伺候て仕奉ること十日と云るなり、(後世にいはゆる上日上夜の如し) 万葉十三(四丁)に、朝宮仕奉而(これ朝に宮仕するを朝宮と云り) 二(三十二丁)に、朝宮乎云々、夕宮乎(こは朝宮夕宮に仕奉る人どもをと云意なり、)ともあり、此老人、今御火を燒て、夜庭に伺候ふにつきて、新治筑波より此處までに、夜晝伺候ひ勤めたる、己が勞を以て、答奉りたらむも、似つかはしかるべし、さて晝の數十日ならむには、夜も十夜なるべきに、夜をば九夜と云るは、此時いまだ初夜なりし故に、當夜をば數へぬなるべし、○譽其老人は、速に御答歌仕奉れるを賞てなり、又夜庭晝庭の考に依らば、其勤勞をも賞賜ひてなるべし、○給東國造也は、阿豆麻能國造爾曾那志多麻比祁流と訓べし、(文のまゝに、東國造を給ふと訓ては、漢籍讀にて、古語のさまに非ず、) さて此は、東の國々の中の一國の國造に任し賜へるにて、其國名は、何國とも傳はらで、たゞ泛く、如此は語傳へたりしなるべし、(東と名けし一國ありて、其國造と云にはあらず、若一國の名ならば

廿（四十五丁）に、吾兄子が、屋戸の撫子、比奈良倍弖、雨はふれども、色も變らず、十一（二十八丁）に、夜並而、君乎來座跡などあるを以知べし、（但し萬葉なるは、みな日を重ねて、夜を重ねてと云意なれば、此とは用ひざまの、いさゝか異なる如くなれども、云もてゆけば同じことなり、此も日々を重ねてと見ても、同意におつればなり、さて此句の解、昔よりみな誤れり、契冲が、物かぞふるには、指をかゞめ並べてよむものなれば、かゞめを下略したるか、又かうがへなべてと云るか、萬葉一に、馬なべてを、數而と書たれば、なべては、數ふるなりと云るも非なり、まづ指を折て數ふることならば、指といはでは聞えず、何物とも云ず、たゞ屈並と云て、いかでか指のことならむ、萬葉八にも、指折可伎數者などこそよめれ、又迦賀を、かうがへと云るも、聞えぬことなり、日數を計るに、考へは似つかぬことなり、さて萬葉を引て、那倍弖を數ふることとなりと云るは、さもあるべし、されど此も日々數而とすれば、いよゝ明けきをや、又師は、迦賀那倍を、やがて考へと云ことゝして、自の文などにも、考へをおしてかゞなへと書れたるも、ひがことゝなり、固考をかゞなへと云る例も無く、又右にも云る如く、考へてふことは、此に似つかざるをや、契冲が考數而とせるは、なほ考てふ言輕きを、たゞに考へてとのみ云ては、いよ〳〵聞えぬことぞかし、さて此には要なけれど、人の惑ふことなれば、ついでに云む、考は、加は、加易き、加弱き、加依れるなどの加にて、牟加閉は、對へなり、さるは彼此と相對へ驗て、思ひめぐらす意の言なり、されば本は、加牟加閉と牟をさだかに云、下の加をも清べき言なるを、中昔より、或はかうがへ、或はかんがへと云は、共に音便に頽れたる言なり、）○用邇波許々能用は、夜には九夜な

て御答とするなり、甕栗宮段にも、志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理、如此歌而、乞其歌末之時、袁祁命歌曰、意富多久美、袁遲那美許曾、須美加多夫祁禮とあるも同じさまなり、此外にも、三句の歌を以て問たる答たる、記中になほ彼此例あり、又万葉八に、尼作頭句、幷大伴宿禰家持所誂尼續末句、佐保川の水をせき上て植し田を、（尼作）刈早飯は一人なるべし、（家持續）とあるは、尋常の五句（三十一言）の歌を、本末と分て二人してよめるが見えたる始なり、（さて此邇比婆理都久波の御問答の御歌を以て、連歌の初として、後世に、其道を筑波の道としも云り、抑三句の歌を以て問答へたる例は、既に神武御段にもあるを、彼を取らずして、此を取るは、書紀のみを知て、此記の歌をば知らざるにや、但し末を續とある語に依て此を初とせむもさることなるべし、）○迦賀那倍弖は、日々並てなり、迦は二日三日幾日などの日にて、日數を計云言なり、其を迦賀と重ね云は、日々夜々など云と同じ、さて此迦は、氣長くなど云氣と通音にて、同じことなり、其由は、上巻に、日八日、夜八夜とあるところ（傳十三）にくはしく云り、さて日數を計るに幾日と云は、晝夜を合せて云なり、（幾日の日、幾日の夜など云も、迦は夜をも兼る故なり、但し夜を、伊久夜と云に對へては、晝を伊久迦と云、其は晝と夜との内には、晝を主とする故に、もはら晝の方にのみも云なり、）那倍弖とは、新治筑波を過給ひし日より、今日までの日數を、並べ、都てと云ことなり、（おしなべてと云も、凡てと云と同意になる、其も並べあげて都る意なり、）萬葉三（十七丁）に、氣並而、（今本に、イキナメテと訓るはひがことなり、）六（十一丁）に、日不並二、（これも訓を誤れり）八（十五丁）に、日並而、

凡て日數を經ることを云に、幾夜宿てと云は、古も今も常なる、(兒童などは、幾つ寢てなども云り、)中にも、旅にては殊に夜の宿りを以て數ふることとなり、(幾夜どまりに行など俗にも云り契冲が、幾夜かと詔へれども、幾日にかなると詔ふ意なり、續たる句の落句に心を着べしと云るはわろし、)さて幾夜宿ぬらむなど云は、みづから思ふ意なるを、都流と云は、人に問かくる辭なり、さて如此よみ賜へるは、新治筑波あたりに、所思出る事の由ぞありけむかし、○御火燒之老人は、美肥多伎能意伎那と訓べし、甕栗宮段にも、燒火小子とあり、上代には、夜中の明りには、多く燎火を用ひたり、後世にもいはゆる衞士の燃火、(宮衞令に、凡理門至夜燃火と見えて、義解に、謂內及中外三門皆衞士燃火也とあり、左右衞門式に、凡黃昏之後、宮門皆令衞士炬火、閤門亦同、)神社の庭火、(火炬屋と云もあり)篝火など、皆明りのためにして、古の爲の遺れるなり、(上代には、屋內にても、燎火を用ひしなり、故かの甕栗宮段なる、燒火小子も居竈傍とあり、竈とは、其燎火をする爐の如き物を云なり、飯など炊く尋常の竈には非ず、然るを書紀には、此なるをも、かの燒火小子をも共に秉燭者と書れたるは、强て漢めかさむために、改められたる文にして、實に違へり、秉燭者にては、居竈傍と云ことも由なし、書紀は凡てか〻る類いと多し、心して看べし、)○續御歌とは、先三句(五七五)の歌をば、此次又高津宮段に、片歌とも稱て、まことに半なるが如し、(此事次なる片哥の下に委云べし、傳廿八の)故書紀にも、此を續王歌之末と云り、さて續たる歌と連合せて、全き一首の如くなるなり、(二を合せて旋頭歌と云物になる)殊に此なる御歌は、幾夜か宿つると、人に對ひて、問賜へるさまなれば、末を續

の國など云り云々、萬葉九（二十三丁）に、筑波嶺爾登而見者云々、新治乃、鳥羽能淡海毛、秋風爾、白波立奴云々、なほ筑波山の哥は、卷々に多く、後の集どもにも多く見ゆ、（筑波の波を常に濁て唱るは非なり、古書皆清音の波字をのみ書り、）さて書紀に、蝦夷既平自日高見國還之西南歷常陸至甲斐國とある如く、（是に武藏、或は相模などを云ずして、歷常陸と隔たりたる國を云るは、此御哥に、新治筑波をよみ給へる由を、顯さむがためなるべし、）常陸國を經て來坐るなれば、其國なる新治及筑波を過てよりとなり、（契沖厚顏抄の說も、右の如し、然るに、又の考を擧て云、爾比婆理は、筑波とつゞけむための枕詞か、それにとりて兩義あるべし、新墾の田を作ると云意か、又萬葉十二に、新治今作道、又十四に、信濃道者伊麻能波里美知などありて、路を作るをも筑といへば、新治の道を筑とつゞくるかと云るは、二共にわろし、又師の冠辭考に、新墾筑波てふ地名を、新毬をつくと云なして、次をば、其數の語を以て詔へりと云說を擧られたれど、いたく後世にこそ然るさまの巧もあれ、此御世のほどなどに、さまでの意を兼てよみ賜ふべくもあらず、且毬をつくと云ことも、おぼつかなし、さて又和名抄に、かの新治郡に、月波鄕ありて、都木波とある木字は、久の誤にて、都久波とは此鄕をよみ給へるにて、新治の月波と云ことかとも思ひしかどわろし、新治と筑波と一處なり、）さて陸奧より甲斐までの間に、過坐し地は、幾許もありけむに、取分て此二處をしも所念出て、よみ賜へることは所以こそありけめ、（其ゆゑは今知がたし、）常陸風土記に、倭武尊巡狩東夷之國幸過新治之縣云々、○伊久用加泥都流は、幾夜か宿つるなり、抑幾日か經つるとは詔はずて、かく夜の御宿を以て詔ふは、

爾、吾念君者、鷄鳴東方坂乎、今日可越覽、この東方坂も、足柄をよめるか、碓日か定めがたし、

即自其國越出甲斐。坐酒折宮之時。歌曰。邇比婆理。都久波袁須疑弖。伊久用加泥都流。爾其御火燒之老人續御歌以歌曰。迦賀那倍弖。用邇波許許能用。比邇波登袁加袁。是以譽其老人。即給東國造也。

甲斐、名義山の峽なる由なりと云説宜し、加比は、間と同じ、○出とは、上文に入幸とあるは、彼方ざまへ進往を云ると對へて思ふに、此方づまへ還來る意なり、○酒折宮、名義未思得ず、（若は坂折の意か、又酒折正字ならば、八鹽折之酒と云あれば、折とは、酒造るに云言か、記中に酒折池と云も見えたり、なほかの八鹽折之酒の下、傳九卷に委く云り、さて此地若酒造るに因れる名ならば初然る由ありし處なるべし、）今山梨郡に、酒折村ありて、酒折天神と云社あり、（甲府の東十町ばかりなり、吾黨、甲斐國人、萩原元克が著せる、甲斐名勝志に、酒折天神、古倭建命東夷征伐の時、此地に行宮を建留り賜ひし處なり、祭神即倭建命なり、又八幡社もあり、往昔の宮の趾をば、今古天神と云りと云り、）○坐と云は、しばらく留まり坐るなるべし、（若然らずは、到など云べきなり、又宮と云名負たるも、留まり坐る故とこそ聞ゆれ、）○邇比婆理句都久波袁須疑弖は新治筑波を過てなり、和名抄に、常陸國新治、（爾比波里）郡新治鄕、筑波、（豆久波）郡筑波鄕あり、式に筑波山神社もあり、仙覺萬葉抄に、常陸國風土記には、にひばりの國つくは

濃と路次なるを、書紀は然らざればなり、若右に云る如く、常陸武藏上野を歷て、碓日坂を越て、信濃に幸せるならば、甲斐へは其後に、信濃より別に幸せりとせむか、されどさては哥の九夜十日の日數少くて、あまり速なり、左右に甲斐に幸せる事由なく聞ゆ、）さて彼御歎ありし地も、足柄と碓日と傳の異なる、此は何れか正しからむ決めかねつ、上野國に吾妻、（阿加豆末）郡あるを以見れば、碓日の方や正しからむ、（凡て郡名などは、大方いと古きことにて、必由緣あるべければなり、さて若碓日を正しとするときは、此記に號其國謂阿豆麻とあるも、此吾妻郡に、よく當るべく、又下文に、給東國造とあるも、此郡の地とすべし、然れども此國造の事も、郡名の事も、足柄にしては又別に考あり、そは彼國造の下に云）然れども、書紀の文の次第にては、吾嬬の御歎時後れて似つかはしからず、（いかにと云に、常陸より甲斐に幸さむには、必足柄にまれ他の道にまれ、先山を越給ふべし、甲斐國都留郡丹波山と云處は、武藏の多磨川の源にて、武藏より甲斐へ越る道なり、今大菩薩通と云り、昔倭建命の此國に入賜ひし道なりと、國人は語傳へたることもあり、何れにまれ、武藏若くは、相模より必山を越賜ふべければ、彼御歎は、必其時にこそあるべき事なれ、國界の山を初に越賜ふ時には、歎きたまはずして、後に碓日坂にて歎き賜はむことは、時後れたるに非ずや、そのうへ相模の海にて亡賜ひし御妻を戀給ふ御歎なれば、足柄にてあらむこそ似つかはしけれ、後に上野の西なる、碓日にてあらむは、少し物遠きこゝちもするなり、但し上に云る如く、道の次第を歷常陸武藏上野、逮于碓日坂とするときは、碓日坂必彼御歎あるべき處にあたれり、）かにかくに決めがたし、萬葉十二に、氣緒

り、然れども、廣く云ときは、此足柄山より、東方なる諸國なり、(其國と云るは、必一國を指るがごと聞ゆめれども、京より言ときは、山東なる諸國を統ても其國と云べし、) 書紀に、故因號山東諸國曰吾嬬國と見えたる如く、古も今も、泛く東方の國々をば、阿豆麻とは云なる、さて此段書紀には、蝦夷既平、自日高見國還之、西南歷常陸、至甲斐國、居于酒折宮云々、於是日本武尊曰、蝦夷凶首咸伏其辜、唯信濃國越國頗未從化、則自甲斐北轉歷武藏上野、西逮于碓日坂、時日本武尊毎有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺而、東南望之三歎曰、吾嬬者耶、故因號山東諸國曰吾嬬國也、於是分道遣吉備武彥於越國、令監察其地形嶮易及人民順不、則日本武尊進入信濃とあり、此記と異なること多し其差を論らはむに、先其路次、此記の趣は蝦夷を言向て還坐、相模より足柄山を越て、甲斐に到坐、其より信濃を經て、尾張に還坐る、國の次第、皆よくかなへるを書紀には、歷常陸至甲斐國、とありて、後に自甲斐北轉歷武藏上野、西逮于碓日坂、云々、進入信濃とあるは、路次順はず、(其故は、常陸より甲斐に到る間には武藏もあり或は相模もあるを、其を云で直に歷常陸至甲斐と云るは、違きたる國のごとくにていかゞ、歷常陸武藏などこそ云べけれ、但し常陸をのみ殊に云るは、御哥に其國の地名あるがためにてもあるべし、さて又甲斐より信濃へ行むに、武藏上野へ轉歷むは、路次いたく違へり、若武藏上野にも背ける者などありて、故に言向に幸るか然らば其事を必云べし、云ずては由なく聞ゆ、されば此は、歷常陸武藏上野西逮于碓日坂とありけむが、傳のまぎれて、前後の亂れつるにやあらむ、) 又右の如くにては、甲斐國に至り賜へることも、何の由とも聞えず、(此記の如きは、常陸武藏相模甲斐信

ると同じ云ざまなり、吾君を阿岐美と云なども同じ、書紀仁賢卷に、弱草吾夫阿怜矣とありて吾夫阿怜矣、此云阿我圖摩播耶、(此に依らば、書紀は此なる吾嬬をも、阿賀都麻と訓べきにや、其も同じことなり、)波夜は、其物を思ひて、深く歎息辭なり、(書紀に、者耶と書れたるは當らず、波も夜も歎きの聲なり、阿怜矣と書れたるも、正しくは當らざれども、者耶よりは近し、)波母と似て、波母よりも重く聞ゆ、(但し波母は、いづらと尋求る意あるを、波夜は然る意は聞えず、)水垣宮段歌に、美麻紀伊理毘古波夜、此段末、此御子御歌に、都流岐能多知、曾能多知波夜、書紀允恭卷に、宇泥咩巴椰、彌々巴椰、雄略卷歌に、伊比志拖倶彌皤夜阿拖羅陀倶彌皤夜、出雲風土記に、伊農波夜詔、(伊農は夫神の名、詔は女神の詔ふなり、)拾遺集六に、君が住屋戸の梢の行く々と、隱るゝまでに顧しはや、源氏物語須磨卷に、いざりせむとは思はざりしはや、(此外にも多し、)などあり、(白檮原宮段大御哥に、和禮波夜惠奴とあるは、波は者の意、夜は余と云意なり、推古紀、皇太子御哥に、枳彌波夜那祇、萬葉七に、年はやへなむ、九に、吾はや戀む、是らは、波は者、夜は疑の辭なり、皆歎の波夜とは異なり、)さて此は、彼海に入坐し、弟橘比賣命を所念看て、かく詔へるなり、凡て海にまれ坂にまれ、其國の境を離るゝ際には、別の哀さの更返りて堪がたき物なればぞかし、萬葉十五に、加思故美等能良受安里思乎、美故之治能、多武氣爾多知豆、伊毛我名能里都、(多武氣は、手向にて、坂上を云、俗に峠と云は、此たむけを訛れるなり、)○註以音の下なる也字、師は衍と云れる、信にさることなれども、彼此例なきに非ず、○號其國謂阿豆麻、也、其國とは、細に云ば、相模國を指て云るなり、彼弟橘比賣命の亡坐しは、相模國の海なればな

蒜は、和名抄（葷菜類）に、唐韻云、蒜、葷菜也、和名比流、揚氏漢語抄云、蒜顆比流佐木、（今按顆小頭也、）また大蒜、和名於保比流、小蒜、和名古比流、一云、米比流、獨子蒜、和名比止豆比流、澤蒜、和名禰比流など見えたり、明宮段大御哥に、伊邪古杼母、怒毘流都美邇、比流都美邇云々、（怒毘流は野蒜なり、）○打殺は、宇知許呂佐延多理伎と訓べし、さて此段書紀には、（甲斐の酒折宮の事より後に出、）信濃坂にての事とせり、傳の異なるなり、其文に云、食於山中、山神令苦王以化白鹿立於王前、王異之、以一箇蒜彈白鹿、則中眼而殺之、爰王忽失道不知所出、時白狗自來有導王之狀、隨狗而行之、得出美濃、吉備武彥自越出而遇之、先是度信濃坂者、多得神氣以瘼臥、但從殺白鹿之後、踰是山者、嚼蒜塗人及牛馬、自不中神氣也、○登立、書紀繼躰卷哥に、美母慮我紆陪儞能朋梨陀玫、倭我彌細磨、（彌細磨は見しすればと云ことにて、見ればといふ意なり、）萬葉一（七丁）に、天乃香具山騰立國見乎爲者、又（十九丁）高殿乎、高知座而、上立云々などあり、○三歎は、泥母許呂爾那宜加志弖と訓べし、（三は字のまゝに、美多毘と訓てもあるべけれど、古言には歎きなどに、然數を云むことといかゞ、漢籍には、何事にまれ、丁寧反復に物することを、三云々と云り、三思三省などの如し、三歎とは、殊に多く云言なる故に、此にも其字を用ひたるにこそあらめ、古言は三遍歎くには非じ、）返す返す歎き賜ふを云なり、上卷海神宮段に、大一歎とあり、（彼は一を比登都と訓る、その由はかの處にいへり、）歎のこと其處にいへり、（傳十七）○阿豆麻波夜、書紀に、吾嬬者耶と書て、嬬此云菟摩とあり、阿賀都麻といふべきを、阿豆麻と云は、己が妻を萬葉十四に、於能豆麻（他卷に、自妻、己妻と書るをも、如此訓べし、）と云

の邊の木の陰におりゐて、かれいひ食けりなどあり、和名抄行旅具に、漢語抄云、樏子加禮比計(今按、俗所謂破子是、破子讀和利古、蔣魴切韻云、樏、樏子中有障之器也、)とあり、(計は笥なり、さて今世にいはゆる辨當なども加禮比なり、)〇坂神は、次にも科野之坂神とある類なり、〇白鹿は、斯漏伎加と訓べし、和名抄に、鹿和名加とあり、(鹿は加と云ぞ正しき、名なる、故萬葉の哥を考るに、鹿一字を書る處は、何れも加と訓て宜きを、今本にみなシ。カと訓るは非なり、シ。カと訓ては、皆句の調へわろし、心を著べし、志加と云處には、牡鹿と書たり、されば志加と云は、牡鹿に限れる名と聞えたり、シ。カ。と訓べき處に、たゞ鹿と書るは、集中にいくばくもあらず、さて和名抄に、牡鹿佐乎之加、牝鹿米加、麑加呉とあり、又かのしゝ、と云も、猪をゐのしゝ、と云と同じくて、加と云名なればなり、其外地名、或は借字などにも、凡て鹿字は、加と云に用ひたり、是其正しき名なるが故なり、然るにかせぎと云を、古名と心得て、書紀などにても然訓るは、中々にひがごとなり、凡て尋常に異りて、耳なれざる言を以て、古言と心得るは、ひがことなり、鹿をかせぎと云ことも、正しくは見えたることなし、其はたゞ春日祭神の内なる、鹿嶋神の、東國より大和に來坐し事を傳へたるに、かせぎに乘てと云るのみなれば、是もかの父母をかぞいろはと云と同じ類と知べし、)書紀仁德卷に、白鳥陵守目杵と云者、忽化白鹿以走と云事も見えたり、白鹿は、つねには稀見き物とせり、(書紀仁德卷に、上毛野臣祖竹葉瀨、新羅へ行道にて、白鹿を得て、還て獻し事、推古卷に、越國より白鹿を獻し事など見えたり、)〇來立は、伎多知伎と訓べし、萬葉五(卌丁)に、寢屋度麻伝、來立呼比奴、〇咋遺之は、師の美袁志能許理能と訓れたる宜し、〇

思古美、廿（二十七丁）に、阿志加良能、美佐可多麻波理、又（四十丁）安之我良乃、美佐可爾多志弖、又（四十四丁）安之我良乃、夜敝也麻故要弖などあり、十四には、阿之我利とよめる歌もあり、後の哥には、關を多くよめり、此山駿河と相模の堺なり、東國の道、今は筥根を越れど、古へは足柄を越るぞ大道なりける、此は甲斐國に、幸す道なれば更なり、（此道は、相模より此坂を越て、富士の東北方の麓を經て、甲斐に出る道なり、）坂本は、相模の方より上る坂本なり、○食御粮は、美加禮比伎許志賣須と訓べし、穴穗宮段にも、到山代苅羽井、食御粮之時とあり、（彼をも此をも、ミヲシスと訓るもさることなれども、殊に粮字をしも書るは、なほ美加禮比とぞ訓べきなり、書紀に食字、又飲食、進食などをぞ、ミヲシスと訓る、）字鏡に、粮加禮比（爾雅に粮糧也と云り、）和名抄には、四聲字苑云、餉以食遺人也、訓、加禮比於久留俗云加禮比、（餉はカレヒオクルと云訓は、さもあるべし、カレヒにはあたらず、）また考聲切韻云、糧（字亦作粮）行所賫米也、又云儲食也、和名加天とあり、萬葉五に、都禰斯良農、道乃長手袁、久禮久濃等、伊可爾可由迦牟、可利弖波奈斯爾、一云可例比波奈之爾とある可利弖は、加禮比弖の約りたるなり、（禮比は利と切る）加禮比弖とは、加禮比の料と云意なり、（加禮比にする料の米と云ことなり、加禮比の價と云意にはあらず、）加弖は、加理弖の理を省けるなれば、（理を省く例常多し、）此も同く加禮比弖なり、さて加禮比は、乾飯にて、旅には飯を乾て賫くなり、其より轉りて、必しも乾たるならざれども、旅にて食ふ飯をば、加禮比と云なり、古今集（旅部詞書）に、但馬國の湯へまかりける時に、二見浦と云所にとまりて、夕去のかれいひたうべけるに云々、伊勢物語に、其澤

る子も、蝦夷の子は、幾世經ても蝦夷なり、故二國の間に、いと多く蕃息てひろごれるなり、かくて其中に、皇國の婦人に娶て產たる兒、又其兒も然して、三四世も經るほどには、漸に形も變りて、終に皇國人の形に他たるべし、今世にも、蝦夷の富たる者など、まれ〳〵に松前の貧賤き者などの女を娶ることある、其が生る兒は、鬚なども、やゝ短く少くて、ひたぶるの蝦夷とは、形などやゝ異なりと云り、此を以て古をも准へ知べきなり、されど古へは、形は皇國人にても、蝦夷の種なりし者は、子孫に至ても、なほ蝦夷と云、俘囚と云しを、やゝ後には、其制もきはやかならずなり、又上代のごと、本國より心に任せて移來ることなどは、固よりかなはざれば、おのづから絕て、皆皇國人とは成ぬるなり、今世にも南部と津輕とには、蝦夷と云者、いさゝかばかりありと云り、是は又はるか後に、所以ありて、移來つる者などの子孫なるべし、此も形など、皇國人と、さしも異なることは無しとぞ、さて蝦夷の本國の事は、記せる物、新井氏の蝦夷志、其外も彼此とあれど、古へ陸奥出羽なりし蝦夷の事は、其由緣始終つぶさに云る物なし、故今詳らかに記せり、）○足柄之坂本、和名抄に、相模國足柄上、（足柄の加美）郡、足柄下、（准上）郡とありて、（古本には上下郡共に柄字なし、其正しかるべし、凡て諸國郡鄕の名、必二字につゞめて書ことなる故に、字を省ける例多し、然るを省かず、三字にも書は、其國にての私わざなり、其も又例多し、）下郡に足柄、（阿之加良）鄕もあり、萬葉三（四十丁）に、鳥總立、足柄山爾、船木伐、七（十五丁）に、足柄乃、筥根飛超、行鶴乃、九（三十二丁）に、過足柄、坂云々、十四（五丁）に、安思我良能、呼豆毛許乃母爾、又（六丁）安思我良能波姑禰乃夜麻爾、又（七丁）安思我良乃、美佐可加

國、仍以陸道奥蝦夷男女二人示唐主、（伊吉連博德書曰、云々唐主問曰、此等蝦夷國在何方、使人答國在東北、問蝦夷幾種、答類有三種、遠者名都加留、次者麁蝦夷、近者名熟蝦夷、今此熟蝦夷、每歲入貢本國之朝、問其國有五穀、答無之、食肉存活、問國有屋舍、答無之、深山之中止住樹本云々とあり、五穀無しなど云るは、蝦夷の本國のことなり、今も然り、然るに遠者名都加留云々は、陸奥出羽に居る者どもを云りと聞ゆ、されば麁蝦夷、熟蝦夷と云も、陸奥、出羽にて、其居住の遠き近き異なるべし、）天武卷に、十一年陸奥國蝦夷二十二人賜爵位、同年越蝦夷伊高岐那等請俘人七千戶爲一郡、乃聽之などあり、かくて此後も陸奥出羽なる蝦夷ども、時々は背きて荒びたりし事、代々の史に見えたり、（和銅二年、陸奥越後二國蝦夷荒びたりし事あり、越後とあるは、後の出羽の地なり、養老四年、陸奥の蝦夷反亂て、按察使を殺す、寶龜五年、又同十一年、陸奥國上治郡大領伊治公呰麻呂、反きて按察使を殺す、此呰麻呂は、夷俘之種也とあり、蝦夷の子孫なり、さて延曆七年より蝦夷の亂起りて久しく治まり難かりし、此時坂上大宿禰田村麻呂功ありき、元慶二年、出羽の夷俘反亂きつるを、明年平ぎぬ、）然るに、陸奥出羽の蝦夷は、漸くに絕て、遂に遺れる無く、津輕の極まで、良民のかぎりにぞなりにける、（二國に蝦夷亡なりぬるのみならず、近世に至では、其本國の內なる、松前の城まで、皇國人の鄕となりぬ、抑如此陸奥出羽なりし蝦夷の、清く絕はてつることは、其種類を悉く殺したるにも非ず、又其本國に放逐還したるにも非ず、たゞ何時となくおのづからに絕ぬるなり、其は如何と云に、まづ陸奥蝦夷、越蝦夷と云る物は、其初は皆彼本國より移來つる者なれども、其をのみ云には非ず、住著て內地にて產た

將清白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上、定淳代津輕二郡郡領、遂於有間濱召聚渡嶋蝦夷等、大饗而歸、(渡嶋とは、蝦夷の本國、いはゆるえぞが嶋を云なるべし、持統紀には、越度嶋とあれば越國の內なる地名かとも思はるれども、然には非ず、越のと云るは、彼本國をも古へは越に屬しなるべし、其故は彼國へは、多く津輕より渡るを、津輕は後世には、陸奥に屬たれども、右の齊明紀の文などを見るに、當昔は越國に屬たるさまに聞ゆれば、其地より渡る故に、越渡嶋と云るなるべし、) 五年遣阿倍臣、(闕名) 率船師一百八十艘、討蝦夷國、阿倍臣簡集飽田淳代二郡、蝦夷二百四十一人其虜三十一人津輕郡蝦夷一百十二人其虜四人膽振鉏蝦夷二十人於一所、而大饗賜祿、即以船一隻與五色綵帛祭彼地神、至肉入籠時、問菟蝦夷膽鹿嶋菟穗名二人進曰、可以後方羊蹄爲政所焉、隨膽鹿嶋等語、遂置郡領而歸、或本云、阿倍引田臣比羅夫與肅愼戰而歸、獻虜卅九人、(これに蝦夷國とあるは、正しく其本國のことなり、他はみなたゞ蝦夷とのみありて、國と云ることはなきを、此にのみ國と云るは、其本國なればなり、さて膽振鉏肉入籠問菟後方羊蹄など、みな蝦夷國の地名なる故に、皇國の地名のさまと異なり、しりへしと云地は、彼國に今もあり、しりべつとも云なり、さて右四年と五年との事を考るに、將軍も同人船數も同く、事のさまも似たれば、一度のことなりけむを、異なる傳へによりて、まぎれて二度に記されたるなるべし、又與肅愼戰とは、肅愼國は、蝦夷國の西北方に接びて近き國なる故に、蝦夷を征たる因に征しなるべし、同六年にも阿倍臣肅愼國を伐しこと見えたる、是はたゞ五年のと一度なるを、傳のまがひにて、二度記されたるなるべし、) 同年遣坂合部連石布、津守連吉祥、使於唐

而令從身也、(葦浦玉浦竹水門など、みな陸奧の地なるべし、蝦夷境とは陸奧にて、蝦夷の住居境を云、俘其首帥云々、下文に、以所俘蝦夷等獻於神宮とあり、後の史どもに、俘囚とも夷俘ともある物は、此類にて、俘にしたる蝦夷を、陸奧出羽の內、又諸國にも安置れたるなり、其は子孫に至りても、良民と混にせず、俘囚と云て別に一種なり、もと蝦夷の種なる故に、子孫までも常に勇悍きわざを好みて、やゝもすれば反て亂をおこしたりき、)應神卷に、三年東蝦夷、悉朝貢、即役蝦夷而作厩坂道、仁德卷に、五十五年蝦夷叛之、遣田道令擊云々、雄略卷に二十三年征新羅將軍吉備臣尾代行至吉備國、所率五百蝦夷等相聚結侵寇傍郡云々、(此を見れば軍に蝦夷を率て行て役ふ事もありしなり、)淸寧卷、四年、欽明卷元年、蝦夷隼人並歸附、皇極卷に、元年越邊蝦夷數千內附、齊明卷に、元年秋七月於難波朝饗北、(北越)蝦夷九十九人、東、(東陸奧)蝦夷九十五人、授柵養蝦夷九人、津刈蝦夷六人冠各二階、(北蝦夷とは、越國に在者、東蝦夷とは、陸奧に在者を云、さるは越國にも、陸奧の如く、北邊には、蝦夷渡來て、多く居住りしなり、越北邊とは、出羽國の地なり、出羽はもと、越後國にて、越の域なり、續紀に、和銅元年九月、越後國言新建出羽郡許之、同五年九月云々、於是始置出羽國とあり、されば越蝦夷と云は、出羽の地に在し者を云なり、出羽國は、陸奧國の內を分て建たる國なりと云は、ひがことなり、其は續紀に、和銅五年十月割陸奧國最上置賜二郡、隸出羽國とあるを、心得誤れるものなり、此は越後國を分て、出羽國を建られたるうへにて、陸奧國の二郡を出羽に隸られたるにこそあれ、)四年阿倍臣、(闕名)率船師一百八十艘、伐蝦夷、齶田渟代二郡蝦夷望怖乞降云々、齶田蝦夷恩荷進而誓曰云々、

しくて、まぎらはしきなり、凡て書紀は、いたく漢文を作られたるほどに、中々にかゝる事多し、上に云る如く、蝦夷はもとより、種類の甚く殊なる物なれば、皇國の域に然る女の雜りて生るべき由なし、然ることあらば、後世に至ても、陸奥には蝦夷あるべきに、今は無を以て、固の其國の人には非ることを知べし、又多賀城の古碑に、去蝦夷國界一百二十里とあるは、或人云、一百二十里は、今道にては、わづか二十里なれば、桃生郡の邊にあたりて、仙臺の封域の眞中なりと云る、信に然なり、此も蝦夷の雜居る域の界を如此云るなり、此界よりあなたは、もとより蝦夷の國と謂にはあらず、）四十年、東夷多叛、邊境騷動、天皇詔群卿曰、今東國不安、暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略人民、遣誰人以平其亂云々、天皇持斧鉞以授日本武尊曰、朕聞其東夷也、識性暴強、陵犯爲宗、村之無長、邑之勿首、各貪封堺、並相盜略、亦山有邪神、郊有姦鬼、遮衢塞徑、多令苦人、其東夷之中、蝦夷是尤強焉、男女交居、父子無別、冬則宿穴、夏則住樔、衣毛飲血、昆弟相疑、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則忘、見怨必報、是以箭藏頭髻、刀佩衣中、或聚黨類而犯邊界、或伺農業以略人民、擊則隱草、追則入山、故往古以來、未染王化云々、（これに伺農業略人民とあるにて、陸奥の人民は、蝦夷ならぬことを知べし、蝦夷は猛く強ければ、皇國の人民をば略めて、其處々をうしはき居し者も多かりつらむ、）爰日本武尊、則從上總轉入陸奥國、時大鏡懸於王船、從海路廻於葦浦、橫渡玉浦、至蝦夷境、蝦夷賊首、島津神國津神等、屯於竹水門而、欲距、然遙視王船、豫怖其威勢而、心裏知之不可勝、悉捨弓矢、望拜之曰、仰視君容、秀於人倫、若神之乎、欲知姓名、王對之曰、吾是現人神之子也、於是蝦夷等悉慄、則褰裳披浪、自扶王船而着岸、仍面縛服罪、故免其罪、因以、俘其首帥

と云をば、夷字戎字などの訓に用ひて、蝦夷をば延叙とのみ云り、延叙と云は、延美斯と云とは本より別なる名か、はた是も延美斯を訛れるものか、詳ならず、延叙と云ことは、古き物には見えず、中昔より聞えたり、此國を漢籍には、毛人國と云り、敏達紀に、蝦夷魁帥綾糟と云名を出して、魁帥者大毛人也と云注あり、こは凡て其魁帥なる者を、大毛人と稱ふとにや、）書紀神武巻哥に、愛瀰詩烏毘儾利、毛々那比苔、比苔破易陪廼毛、多牟伽毘毛勢儒（蝦夷、一人は百人に當ると、世人は云なれども、手向ひも得爲ず撃れつとなり、）此歌は、倭の八十梟帥等の猛勇きことを、蝦夷に比へて云り、（八十梟帥を直に蝦夷と稱る由にはあらず、）蝦夷は絶れて勇悍き物なればなり、さて蝦夷は、皇國人とは、形も心も何も同じからず、固種類の甚く異なる物にして、其國は今もいはゆる蝦夷嶋にて、皇國とは海を隔て丶外國にして、其域異なり、然るに上代よりして、其國人陸奥の北邊の地に、渡來て住着たる者多く、（彼本國ば五穀なども生ずいと下國、陸奥は美國なれば移り來たる者多かりしなり、）つぎ〳〵に蕃息て陸奥の中央までも弘ごりて、皇國人と雜居しなり、書紀に、二十五年遣武内宿禰令察北陸及東方諸國乃地形、且百姓之消息也、二十七年武内宿禰自東國還之奏言、東夷之中有日高見國、其國人男女並椎結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷、亦土地沃壤而曠之、撃可取也、（日高見國とは、何國にまれ廣く平なる地を云、此は陸奥に、然る地のあるを云り、式に桃生郡に日高見神社と云もあり、）さて此文に、其國人男女並云々とあるは、陸奥國人は、皆蝦夷なりし如く聞ゆれども、然には非ず、もとよりの陸奥人は、皇國人にてありし中に、雜居る蝦夷どもは、男女並と云ことなるを、文の書さまのあ

能知爾と訓べし、(阿理弖は、其ほどを經るを云、ありくて、ありさりて、ありがよふなど云あ
りなり、俗言にも、ありのはてになど云り、) 萬葉八(五十丁)に、今二日許、有者將落、十三(二
十六丁)に、久有者、今七日許、早有者、今二日許、將有等曾、○依于海邊とは、相模國の海邊か、上總
國の海邊か定めがたし、○御陵は、墓なるを、古書は文字に拘らざる故に、陵と書るなり、○治置、
崇峻紀に、葬を淤久と訓ることあり、此も置は其意か、はた此は櫛なる故に、置とは云るにもあ
るべし、さて此御墓も、相模か上總か知がたし、師の書入に、今相模國の梅澤のあたりに、吾妻森
と云ある、是なりと云りとあり、(梅澤は、餘綾郡なり、大道にて小田原と大礒驛との間なり、吾
妻山吾妻明神の社あり、此社に傳説ありや、尋ねまほし、)

自其入幸。悉言向荒夫琉蝦夷等。亦平和山河荒神等而。還上幸時。到足柄之坂本。於食御粮處。御坂神化白鹿而來立。爾即以其咋遺之蒜片端待打者。中其目。乃打殺也。故登立其坂。三歎。詔云阿豆麻波夜。自阿下五字以音也 **故號其國謂阿豆麻也。**

悉は、山河荒神等までに係れり、○蝦夷は、延美斯なり、名義は、身に凡て長き鬚の多きを以て、鰕
になぞらへたるなり、(毘と美と通ふ、蝦夷と書も此故なり、蝦字鰕と通へり、書紀に、蝦蛦とも
作れたり、蛦字はことなる意あるに非ず、蝦字に効ひて、たゞ何となく、夷に虫偏を添たる物と
見ゆ、續紀には、蝦狄ともあり、斯の意は未思得ず、(後には訛りて延毘須と云、又後には延毘須

木末、木陰、木葉など云と同格にて、下に言の連くときのことなり、(然るを、凡て火をば本と云を、古言と心得るはひがことなり、此事上にも云り、) さて此まで四句は、かの倭建命の、野火の難に遇賜ひし時のことなるべし、(聖德太子傳暦に、斑鳩宮之、甍丹炎火之、火村中丹、心者入沼と云哥あるは、此の哥を作りかへたる物なり、凡て彼書には、此記書紀の哥をぬすみて、少しかへたる彼此とあり、) ○斗比斯岐美波母は、問し君はもなり、此は二に心得らる、一には吾が問し君なり、二には吾を問し君なり、初の意は、問は妻問など云問にて、夫婦の間の交ひを云て、さばかりの艱難の中まで、離れず相携りて交ひし君と云なり、(かく見るときは、問は此方に屬なり、又かの野火の難の時、此比賣も王と共に、其中に坐しなり、) 後の意は、彼難の時に、王の此比賣の上を、心もとなく所念て、如何と問給ひし事ありけむ、さばかり急の事の中にても、忘れず問賜ひし御情を深くあはれと、思ひしめて、如此詠給へるなり、(右二のうち、後の意は今少しあはれも深く、穩當に聞ゆめり、されど又古意なることは、初の方今少し勝れり、) さて結に、かく波母と云は、歎息の辭にて、波夜と云と似て、いさゝか異なり、(波夜の事は、次なる阿豆麻波夜の下に云べし、) 波母は、戀慕ひて、いづらと尋求むる意ある辭なり、萬葉三に、如是耳、有家類物乎、芽子花、咲而有哉跡、問之君波母、又 (二十一丁) 阿倍乃市道爾、相之兒等羽裳、十一 (十九丁) に、情中之、隱妻波母、又 (三十三丁) 不飽八妹登、問師公羽裳、十二 (二十一丁) に、消者共跡、云師君者母、十四 (二十九丁) に、安乎思努布良武、伊敝乃兒呂波母、廿 (四十三丁) に、伊都伎麻左牟登登比之古良波母、などなほ此外にも多く見えたり、○七日之後は、那奴加阿理豆

牟佐斯とは云なれば、今は狹胸刺の牟を略て云るにや、武藏相模は、もと一にてあるべければ、かくはつゞけたるにや、相模は武藏より小けれぱ狹胸刺と云かと云れど、此記には、武藏は牟邪志とこそ書たれ、胸刺とは書たることなし、舊事紀にも、牟邪志と胸刺とは別に擧たりいかゞ、又師云、佐は發語、泥は奴に通ひ、奴と牟とは又通へば、牟佐斯なり、古へ武藏と相模と、一國にて分れぬ時には、かくもよむべしと云れたるもいかゞ、牟佐斯を泥佐斯とはいかでか云べき、又或人相模國は、小き峯の多き國なるに因て、小峰刺の意なり、刺は立なりと云るもいかゞ、又己も前に思へるは佐は例の眞の意泥は峯にて富士山を眞峰とほめ云佐斯は立ならむ、駿河も舊相模なれば、富士山を以て、枕詞とせるなるべしと思ひしもわろし〕〇佐賀牟能袁怒邇は、相模の小野にあり、佐賀牟てふ國名の義未考得ず、（上に試に云る考に依らば、佐斯上の斯を省けるなり、賀と濁るは連便なり、賀牟は、上の意なる故に、佐賀美とも云にやあらむ、凡て上神などを、加牟と云は、下に言の連くときのことなれば、此國名も、佐賀牟と云は、もと佐賀牟の國、佐賀牟の小野など連言ときの唱にぞありけむや、後の風土記に、嵯峨身と云說を擧たれど信られず、又ある說に、此國は足柄箱根より見下すゆゑに、坂見の意なりといふもわろし、又また師の考もあり、其は傳七、牟邪志國造の下に擧たり〕〇毛由流肥能は、燃る火のなり、〇本那迦邇多知弖は、火中に立てなり、玉垣宮段に、當火燒稻城之時而、火中所生、（萬葉三に、明石之浦爾燃火乃保爾曾出流とあるは、火之保と云つゞきは同じけれど、彼は火の如く穗に出たりと云るなれば、意異なり、又炎と云も別なり、本能本は火之穗の意なり〕さて火を本と云は、木に

となくして、總州へ渡り云々と云り、○歌曰は、宇多波世流美宇多と訓べし、此は御哥のさまを以て思ふに、かの疊上に下坐て、いまだ沈み賜はぬほどに、王の御船のや、離りゆくを望て、よみ賜へるにやあらむ、○佐泥佐斯は、相模の枕詞とは聞ゆれども、いかなることゝも未考得ず、(されど試に強ていはゞ、佐斯は國名にて、佐泥は眞と云と同く、美たる言ならむか、即眞字を佐泥ともよみ、さねかづらなども、眞かづらと云意の名と聞ゆ、其をさなかづらとも云は、稻を伊那、金を加那と云格なり、又萬葉十四に、萱を佐禰加夜ともよめり、されば佐斯てふ國をほめて、佐泥佐斯とは云ならむ、さて佐斯を國名と云は、駿河、相模、武藏の地を、總て本は佐斯國とぞいひけむを、二分て、相模、武藏とはなれるならむ、駿河は、後に又相模より分れたることゝ、上に云るが如し、かくて其相模と云名は、佐斯上の斯を省き、武藏は、身佐斯の意なるべし、古書どもに身刺と多く書り、身とは、中に主とある處を云、屋の中に主とある處を身屋と云が如し、後に母屋と云は、牟夜を訛れるなり、されば武藏は、佐斯國の内に、主とある眞原の地なれば、如此は名けるらむ、佐を濁るは連便なり、さて一國を二に分て名る例、或は前後、或は上下と云ぞ、なべての例なれども、又丹波を分て、丹波、丹後と云は、後に對へて、丹前とは云ざれば、此佐斯國を分たるも、佐斯上に對へて、佐斯下とは云ざるも、例あることなり、さて佐泥佐斯佐賀牟とつゞけ云は、御吉野の吉野、佐檜前檜前など云例の如し、延佳云、佐下斯上脱泥字乎、下卷輕皇子歌、佐泥斯佐泥弖婆、萬葉集、左宿左寐弖許曾と云るはわろし、此はさねくしと云ては、末句にかなはず、又契沖云、相模の枕詞なり未詳、今按に、舊事紀幷に此記に武藏を胸刺と書たれば、牟泥佐斯を略て、

御子と申すぞ古言なる、○入海中は、宇美邇伊理那牟と訓べし、（一本には中字無し、其もあしからず）○所遣之は、麻氣能と訓べし、麻氣は、令罷の切りたる言にて、大命以て、京外の國々の官などに遣すを云稱なり、（此事傳九須賀宮段の末、廿三大毘古命の下に委云り）此は、東國言向に遣せるを云、○政は、仕奉事と云意にて、天皇の大命を承りて、仕奉るすぢをば、何事にても政と云なり、此事白檮原朝段に委云り、（傳十八はじめ）此は水垣宮段に、和平所遣之國政而覆奏とあると同じ、考合すべし、（傳廿三のをはり）○菅疊、白檮原宮段、大御哥に、須賀多々美、伊夜佐夜斯岐豆、○八重は、皆例の彌重なり、○皮疊、絁疊、（舊印本延佳本などには、絁字を絹と作れど、其餘本にはみな絁とあり、上卷なるも此字なり）上卷、海神宮段に、美智皮之疊敷八重、亦絁疊八重敷其上、坐其上而とあり、疊の事其處に委云り、（傳十七綿津見宮段下）○下坐は、御船より下坐なり、○暴浪は、阿良那美と訓べし、萬葉二（四十三丁）に、荒浪爾六（三十六丁）に、付將賜、嶋之埼前、依將賜、磯之埼前、荒浪風爾不令遇などあり、又波夜那美とも訓べし、○自伏、伏は師の那藝豆と訓れたるに從ふべし、自は上卷石屋戸段に、高天原及葦原中國、自得照明とある自と同くして、即と云に近し、（此事又傳八の始にもいへり）○得進は、延須々美伎と訓べし、此得てふ辭の用ひ格、上卷に得作とある處（傳十二幸魂、奇魂段）に委云り、さて此段の事神明鏡に云、それより相州へ越上総へ渡給ひけるに、伏戸の渡にて波荒て、船已に覆むとせるを、梶取申しけるは、船中の美人を龍神の見たるとおぼえ候と申しければ、數百人の軍士を失はむよりはとて、最愛の橘姫と申す夫人を一人流し給へり、誠に忝し、さて船荒るこ

申す稱の事は、上卷に、嫡后、白檮原宮段に、大后とある下(傳十一宇伎由比段、同二十の始)に、委云るが如し、○弟橘比賣命、御名義、弟は上卷の歌に、淤登多那婆多とある淤登と同じくて、美たる稱なり、其意彼處(傳十三天若日子段末)に云るが如し、橘は、此近き御世に、常世國より渡參來て、めづらしく、殊に世に賞る物なるに依て、稱たる名なるべし、(此比賣命の事を、書紀に從王之妾と記されたるはいかゞ、下文には、次妃と記されたると合はず、彼記の文法にては、妃と云ばかりの人を、妾とは云べきに非ればなり、且此記下文に、倭建命の、御妻等五人の名を出せる中にも、三人はたゞ其比賣と云るに、布多遲能伊理毘賣命と、此比賣命と二柱の御名には、命と云ことを加へたるにても、なみ〳〵ならず、此記に后とあるか當ることを知べし、)式に、上總國長柄郡橘神社あり、若くは此比賣命を祭るには非るか、(和泉國大鳥郡多治速比賣神社ば此比賣を祭ると云り、同郡の大島神社は、倭建命を祭るといへば由あり、)さて古は軍行の旅にも、妻を率て行こと常なりとおぼしくて、書紀に、其事多く見えたり、(雄略卷に、吉備上道臣弟君が、新羅を言向にまかれりし時、其妻樟媛が、彼國にて國家に忠なりし事、同卷に、紀小弓宿禰を新羅を征に遣す時、吉備上道采女大海を賜ひて從ひ行しむる事、欽明卷に、新羅を討に遣したる、河邊臣瓊缶、其婦と共に、新羅の將に生虜れし事又同時に、調吉士伊企儺殺され、其妻大葉子も禽られし事、推古卷に、當麻皇子を、新羅を言向に遣す時に、從へる御妻舍人姫王、播磨國にて薨給ひし事、舒明卷に、蝦夷を討に遣したる將軍、上毛野君形名が妻、彼地にて勇ありし事など見えたるにて知るべし、)○御子、凡て天皇の御子たちをば、如此直に對ひ奉りても、指て

浪は、師の那美袁多弖と訓れたる宜し、荒き浪を起たるなり、○廻船は、美布泥多由多比弖と訓べし、萬葉二（十六丁）に、大船之、泊流登麻里能、絶多日二、又（三十三丁）大船、猶豫不定見者、十一（三十六丁）に、大船乃、絶多經海爾、重石下など見え、其他にも七（五丁）に、海原、絶塔浪爾、十五（二十九丁）に、安麻久毛能、多由多比久禮婆、四（四十八丁）に情多由多比、十一（四十五丁）に、天雲之、絶多不心などなほ多し、古今集（戀一）に、大船のゆたのたゆたにとあるも是なり、御船の浪風に蕩られ漂ひて、得進みやらぬなり、（師はミフチヲモトホラセテ訓れき、此によらば、又モトホシテとも訓べし、もとほしは、令廻の、良を省けるなり、訶志比宮、大后の大御哥に、本岐母登本斯、甕栗宮段哥に、斯麻理母登本斯などある是なり、俗に緣と云物を、雅言にもとほしと云も、廻らしてふ意なり、さて此は御船をとゞこほらしむることとなるを、モトホシと訓は、萬葉に、徘徊をタモトホリと訓と同意なり、然れども船の進まぬことを、もとほると云る例なし、萬葉に、こぎたもとほりなどはよめれど、其は漕めぐることにて意異なり、されば廻字には少し疎けれど、船によれる言以て、タユタヒテと訓べきなり、）○不得進渡は、延須々美和多理麻佐受と訓べし、進と云こと、船行に云る言と見えて、次にも、得進、書紀仲哀卷などにも、御船不進とも、船不進とも見え、萬葉四（二十五丁）に、大船乎榜乃進爾などもあり、○后とは、天皇の大御妻に限て申すことなるに、此にかく申し、下にも坐倭后等とあるは、此倭建命は、帶中津日子天皇の、大御父命に坐が故に、萬を天皇に准へ奉れる例なり、書紀にも、御名に尊字を書き、崩と記し、陵と記し、仲哀卷に、母皇后（倭建命の御妻なり）などあるが如し、なほ后と

は駿河の地より、今の相模國に幸せるを云、）○走水海、（此地名今も有て、波斯理美豆と唱るなり、）書紀に、亦進相模、欲往上總、望海高言曰、是小海耳、可立跳渡、乃至于海中、暴風忽起、王船漂蕩而不可渡、時從王之妾曰弟橘媛、穗積氏忍山宿禰之女也、啓王曰、今風起浪泌王船欲沒、是必海神心也、願以妾之身贖王之命而入海、言訖乃披瀾入之、暴風即止、船得著岸、故時人號其海曰馳水也とあり、是に故時人號其海曰馳水とあるは、上文に可立跳渡と擧言し賜へるに依てか、（跳字、走也と云注あり、又萬葉に、たちばしりせむと云詞あり、又思ふに此時に浪の速かりし由の名にてもあらむか、かの浪速國と名けしと同じ心ばへなり、）さて此は、今も相模國御浦郡の海邊（浦川より三十町ばかり北）に、走水と云邑ありて、（海邊の山上に、走水の觀音とて寺あり、諸國の往來ふ船、此前の海を過るに、初穗米とて、其觀音に獻ることありとぞ、今思に、觀音と云は、若くは實には、此弟橘比賣などの御像にて、其由緣にて、海路を祈りしかたの、遺れるには非るか、其由はいかなる事にか知ざれども、此は後の考のために、いさゝか驚かしおくのみなり、）上總國に向へる地なり、（走水と云處、今は船の泊る湊にはあらず、）其の海は、上文に東之淡水門とあるその入海なり、（彼の水門のことは傳二十六に出づ、）○渡神は、明宮段末にも、將到難波之間、其渡之神塞以不入と見え、書紀此卷に、難波柏濟之惡神など見えたる類か、（但しかの柏濟神は、即此王の、殺し給へるよし見えたるに、此なるはさもあらず、書紀に、海神とあれは、かの同じ類の惡神には非るか、はた是も惡神なれども、此王の御力にも、平け賜ふことは、あたはざるなどの神なるか、細なることは知りがたし、）○與

分れたる國名を以て、記されたる物なり、されば此倭建命を、欺き奉りし國造と云者も、今の相模國の國造には非ず、燒津の地名に因て思ふに、駿河の地の益頭、有度、安倍、盧原あたりの國造等なるべし、(上代には、後に郡若くは鄕などに、なれるばかりの處をも、某國と云つれば、某を領れるたぐひをも、國造とは云しなり、國造本紀に、珠流河國造云々、盧原國造云々、相武國造云々など擧たれど、此は其には拘るべからず、其あたりに國造はなほ此彼と有りぬべければなり、)

自其入幸。渡走水海之時。其渡神興浪。廻船不得進渡。爾其后名弟橘比賣命白之。妾易御子而入海中。御子者所遣之政遂應覆奏。將入海時。以菅疊八重皮疊八重絁疊八重敷于波上而。下坐其上。於是其暴浪自伏。御船得進。爾其后歌曰。佐泥佐斯。佐賀牟能袁怒邇毛由流肥能。本那迦邇多知弖。斗比斯岐美波母。故七日之後。其后御櫛依于海邊。乃取其櫛。作御陵而治置也。

入幸は、伊理伊麻志弖と訓べし、下なるも同じ、伊麻志は、行坐と云意なり、(行坐を、伊麻須と云る例常に多し、)白檮原宮段に、自此於奥方莫使入幸、(彼はイリマシと訓つれど、此はイリとのみにては、言足はぬこゝちするゆゑに、イリマシと訓つ、)入とは、東國の奥方に幸を云、(此

定めてよ）萬葉三に、燒津邊吾去しかば、駿河なる、阿倍の市道に逢し兒等はも、神名式に、駿河國益頭郡燒津神社、（今も燒津村と云あり、また野燒村と云もあり、野脇ともいふ）和名抄に、同國益頭、（末志豆）郡益頭、（万之都）鄕と見え、かの風土記にも麻賤郡など書れど、益頭は音を取れる字にて、即燒津なり、（此事谷川氏も云りき、頭字音を取れゝば益もヤクの音を轉して、ヤキに用ひたるなり、然るを麻志豆としも云は、やゝ後に燒と云ことを忌惡みて、其字の訓に唱へ更たる物なるべし、然る例他にもあるなり）○書紀曰、是歲日本武尊初至駿河、其處賊陽從之、欺曰、是野也麋鹿甚多云々臨而應狩、日本武尊信其言、入野中而覓獸、賊有殺王之情、放火燒其野、王知被欺、則以燧出火之、向燒而得免、王曰、殆被欺、則悉焚其賊衆而滅之、故號其處曰燒津、とあり、そも〳〵此段の事、書紀にはかく駿河とありて、其跡の地名なども、駿河國に現しくて在るを、此記に相武としもあることは、人の疑ふべきなれども、古語拾遺にも倭武尊東征之年到相模國、遇野火難、即以此劍薙草得免、更名草薙劍也、（帝王編年記にも、此を相模國にての事とせり）と見えたり、此は國の違へるには非ず、たゞ古と後と、名の變れるのみにして、實は一なり、上代には駿河國と云大名は無くして、（駿河と云はもと一鄕の名にして、駿河郡の駿河鄕是なり、然るをやゝ後に其鄕名を取て、郡名とし、國の大名にもせるなり）其國の地までをかけて、大名をば相武と云て、（此事下にも云べし）此倭建命の時も、いまだ駿河と云大名は無かりけむ、（かの駿河風土記に、御間城入彥天皇三年、割伊豆國而爲分國と云へれども、例の信がたし）故此記などは、當時の隨の傳にて、相武と記し、書紀は後に

上に既に切滅とあれば、其切殺したる屍等を燒せ給へるか、又は其住宅を燒せ給へるを云か、又は切滅とは、切はたゞ輕く附て云るのみにて、是即燒滅し給へるなるを、其地名に負ることを云むために、燒たることをば、別に分て云るにもあるべし、さて其差は如何もあれ、然燒給へることは、野に火を著て、王を燒殺し奉むとせしを、報い賜ふとなるべし、(此著火燒を、上なる野に火を著し事と見るは、ひがことなり、)○故其地者於今、其地者、三字は今補へつ、其故は、記中に如此其事に因て、地名となれることを云る例、何れもみな故號其所謂某、或は故其地云某などありて、某所若は其地など云言の無き例は、一も見えざれば、此言の脱たること灼ければなり、(白檮原宮段に、到血沼海洗其御手之血、故謂血沼海也、また蹈穿越幸宇陀、故曰宇陀之穿也とあるは、上に到血沼海また幸宇陀とあれば、其地をとは云はでも宜しければ此の例に非ず、)さて其例どもの中に、於今と云るは、上卷に故其地者於今云須賀也とある一のみなれば今も其に效ひて、故の下に其地者の三字を補へつるなり、○燒遣、遣字、眞福寺本又一本には、遺と作り、今は舊印本又一本などに依れり、(五百年ばかり前に出來たる、或書に引るにも遣と作り、)此字ども甚心得がたし、書紀萬葉神名式などに依に、津字を誤れるか、(遣字下の横畫を去は、津とよく似たり、延佳本には津と作れど、其は私に改めつるなるべし、諸の本に然作るは無ければなり、)又は道を誤れるか、(道ならば夜伎遲なり、若然らば夜伎豆とは、やゝ後に訛れるか、はた本より遲とも豆とも通はし云るか、何れにてもあるべし、)かにかくに遣遺などにては、如何とも訓がたけれど、字は姑舊の隨にて訓は津に從ひぬ、(なほ後人よく考へて

旬、衆草枯死而宜添火、恰如塗油、煙已進而尊之軍至危、所帯之叢雲劒自脱、拂野火依此有草薙名此事大謬也と云り、此風土記は、やゝ後の物にして、假字さへ往々誤あり、信がたきこと多し、此草薙てふ名を釋る説も、例の漢意なり、）神名帳に、駿河國有度郡草薙神社、（かの風土記には、此神祠所祭天照大神之地也と云、草奈岐と云地名、また草薙山と云をも擧たり、）盧原郡久佐奈岐神社あり、（風土記に、稚足彦天皇元年、始祭之奉官幣と云、東草奈岐と云地名をも擧たり、）○著向火とは、彼地より燒來る火に向ひて、又此方よりも火を著て燒を云、如此爲れば、彼方の火の勢弱りて負くるなり、源氏物語（眞木柱巻に、此みけしきも、にくげに、ふすべ恨みなどし給はゞ、中々ことつけて、我も向火つくりてあるべきを、（河海抄に、日本紀第七云、云々、たとへば人の腹立べき事を、こなたよりも相對して、腹立することを云なり、）又（竹川巻に）いとうしろめたき御心なりけりと、向火つくれば、（花鳥餘情に、火の付たるに、此方より又火を付れば、向ひの火は必消るを、向火と云、其如く人の腹を立るに、此方よりも又腹を立かくれば、人の腹はたてやむなり、）などあるは、此の故事に依て、人の腹立る時に、此方よりも同く腹立て向ふを向火とは云ならへるなり、又和名抄に、野火、字統云、爛防野火也、又作燹、野人説云保曾介、孫愐切韻云、燹逆燒也とあり、保曾介は、火退の意なれば、向火なり、（逆燒て、彼方の火を退くる意なればなり、）○燒退は、夜伎曾氣弖と訓べし、曾氣は、介退の切まりたるにて、向火以て燒て、彼方の火を退しむるを云、○還出は、其野より出賜ふなり、（上に入坐其野とあると、相照して見べし、）○即著火燒とは、書紀にも悉焚其賊衆而滅之とある如く、其國造等を燒賜ふなり、但し

王之傍草因是得免、故號其劒曰草薙とあるも其意なり、(たゞ草を薙撥たるばかりにては、得免給ふ所由聞えがたし、是も草を薙撥へる故に、火近くは燃來らず、故得免給へるなり、さて自抽之とあるは、此記と傳への異なるなり。) さて此記には、此事に因て、此劒を草薙と號けられしことは見えざるは、傳への異なるか、はた何となく其文の漏たるか決めがたし、(書紀にも、此に本文には、此草薙劒の事は見えず、神代卷にも、至日本武尊改名曰草薙劒矣と云ことは、別に一說として記され、此記にも下文には、其御刀之草那藝劒とあるを、此にしもたゞ其御刀とのみあるは、別劒かの疑さへなきに非ず、但し此は連きの文に、苅撥草と云故に、草那藝劒を以てと云ては、言重なりて煩はしさに、たゞ其御刀とのみ云るにもあるべけれど、若然らば、いよ〱此下に、此に因て草那藝と號くと云こと有らでは事足らず、故其文の漏たるかとは云なり、若其文の漏たるものならば、此記の傳へも、此事に因て草那藝とは名けられしなり、若又おのづから漏たるには非ずて、元より其傳言はなかりしならば、草那藝てふ名は、此時の由にはあらで、たゞ大蒲刈、天蠅斫など云たぐひにて、其利きことを云る名なるべし、若此義に依ときは、彼草を薙撥ひ給ひしに因て、名くと云說は、草を苅撥ひ賜ひし事もありしに就て、附合せて云るかとも云べけれど、なほ彼も本より一の傳にはあるべし、さて此草薙と云名を、實には青人草を攘平ぐる由なり、など云說は、例のなまさかしらなる漢意にて、論ふに足らず、駿河國風土記にも、草生無主之地、此葦原、自天孫降臨無草叢之神、故天孫降臨之後、有草薙之號云々、一書曰、日本武尊、伐東夷至駿河國浮嶋原與阿部市、東夷欺尊託狩獵令遊御廣野、日中縱火于時十月之

なりけり、(萬葉十八に、針袋、これはたばりぬ、須理袋、今は得てしか、翁さびせむ、此須理袋を、或說に、火打袋なりと云ども、いかゞあらむ、此はたゞ色を摺たるにて、何の袋とも知がたきか、又篋袋なりと云說もあれど、それもいかゞ、) 源平盛衰記(四十四)に、日本武尊の、錦燧袋の事を云る處に、今世までも人の腰刀に錦の赤皮を下て、燧袋と云ことは此故なり、(新井氏の軍器考に、火打袋着ることは云々、寬正のころの記に、足利殿の御腰物にも、此物つけられしこと見えたり云々、織田殿のころまでも、なほ此物の事見えたれど、今ほかゝる物つくることは見えずと云り、又或書に、採桑老の舞の圖に、老翁の面を被り、狩衣の如き物を服て、腰にはさすがと云む物の如きに、袋を結つけたるを、火打袋と云物のよし、伶人の家に云傳へたり、又天皇の御志るしの寶劍にも、火打袋とて、赤地錦にて調へたる、袋の如き物を鞘にと付られたりとぞと云り、又或書に、今世に、巾着と云物は、火打袋の變作なるべしとも云り、などあり、さて今世にも、倭建命の火打袋の形とて、傳へたる物種々あり、其中に、信に甚古き物のさまと見ゆるもあれど、其を即此命の御物のと形云は、信がたし、(又中には、近きころ古めかして作れりと見ゆる形もあり、○或書に、式なる、尾張國愛知郡、日割御子神社は、此倭建命の、火打を祭ると云り、いかにあらむ、) ○先以御刀云々、先とは、火を打出し給はむために、先如此し給ふと云如聞ゆれど、然には非じ、此は上に火打有其裏とあれば、其につゞきて、即火を打出し賜ふべきに、其よりさきに、先と云ことなるべし、○苅撥草、こは彼方より燃來る火を、御傍に近づけざらむ爲の、御所爲なるべし、(草なければ火は燃ざればなり、) 書紀に一云王所佩劍、叢雲、自抽之、薙攘

ても曾となるなり、）さて此言、今京になりて、假字書にも、古今集序に、今もみそなはし、後世にも傳はれとてなどあり、（榮花物語本のしづくの巻に、ゐなかの人々、いみしきおほやけのせめをもすて丶、萬の事をかきて、皆のぼりこみて、このたびの事は、みそなはさむとすと云思へりとあるは、賤者の、己がことに云るは、用ひざま違へりいかゞ、）〇入坐其野とは、大沼のある野なり、（上に此野中にとあれば、大沼は即當所野に在べきに、其野に入坐と云るは、此と彼との違あるが如くなれども、古には此と云言を、今世に阿能加能など云意に用ひたることありて、中昔の物語書などにも多し、されば此野中と云るも、見渡したる所の野を指て云るにて、今世に阿能野と云に同じければ、違へることなし、）野に入と云例は、上卷にも入其野と見え、（根堅洲國の段）萬葉十一に、和射見野爾、吾者入跡などあり、〇其姨、この其は、加能と訓て、所給嚢に係て心得べきなり、〇解開は登伎阿氣弖と訓べし、若有急事、解茲嚢口とありしに因て、解賜ふなり、〇火打の事、上卷傳十四（櫛八玉神下）に云り、さて此倭建命の故事に因て、古は旅行人に、火打を贈る事ありしなり、後撰集に、みちの國へ罷りける人に、火打を遣すとて、書付ける、貫之、をり〳〵に、打てたく火の、煙あらば、心ざすかを、しのべとぞ思ふ、（八雲御抄に、小刀、心さすがともいふ、爲家卿抄に、さすがは腰刀なり、燧につくる物なりとあり、今世にも、物截る小刀をさすがと云り、）公忠集に、ゐなかへ下る人の許に、白き袋を、青き物してすりて、火打を入てやるとて、打見ては、思出よと、吾屋戸の忍草して、すれるなりけり、敦忠集に、親盛唐物使にていくに、金の火打、火嚢に沈をして、緒を摺たる袋に、打つけに思ひ出やと、故郷の忍草にて、すれる

にとあれば、大野はいかゞなり、）○道速振は、上卷（傳十三の始）にいづ、やゝ後の駿河國風土記に、安辨郡椎田池、和銅元年自三月經五月、池底鳴晝夜百餘度、恰如地震、五月望夕有一黒牛、出池底、負一顆之玉、其玉光照四邊云々と云り、彼國にかく後世にしも、池の中より靈き物の出つる事もあれば、上代には道速振神の、沼中に住る例もありぞしけむ、（此は虛言ながら、然る事の世に有しによりて、似つかはしく詐り申せるなり、）○看行は、美曾那波志爾と訓べし、高津宮段に、欲見行、朝倉宮段に、看行、書紀仲哀卷に、分明看行山川海原、續紀十に、所見行歡賜、十五に、見行波、鎭火祭祝詞に、奇止豆見所行須時などあり、なほ他にも、行字を添たる例は、續紀に、所思行佐久止、念行須、所念行左久止、所知行須、所聞行、聞行須、三代實錄八に、念行米須、萬葉二に、所知行などもあり、（これらは、オモホシメス、シロシメス、キコシメスとよむを、看行のみ、其例に變りて、ミソナハスとよむ所以は、しろしめすなどを、所知看と書如く、賣須は即看すなれば、看賜ふことを、美志賣須と云ては、同言の重なる故に、此は然は云ざるなり、）抑かく行字を添ることは、龍田風神祭祝詞に、思志行波須乎とあるは、オモホシオコナハスと訓べし、（波字あれば、是はオモホシメスとは訓がたし、）此例を以て思へば、所念行所知行所聞行などの行も、本は皆淤許那波須と云し故に、行字は書るを、然云も、意は賣須と云と同じき故に、通はして、賣須と云るにも行字をも書ならへるなるべし、（右の萬葉なる所知行、三代實錄なる念行米須などは、オコナハスとは訓がたければなり、）然れば美曾那波須も、美志淤許那波須の約まりたる言なり、（看を美志と云は、古言なり、志淤は曾と切り、許は省りたるなり、又志淤許を約

假字なり、此の武字も、右の類なり、さて又、記中、國名の字、凡て尋常に異なる多し、山代、无邪志、三野、科野、高志、多遲麻、稻羽、針間、阿岐などの如し、是上代より書來し隨と見えたり、さればこゝも其類にて本は相武とありけむを、今の本、多く相模と作るは、後人のさかしらに書易たるなるべし、然る例もこれかれ見えたり、美濃は、三野とのみ書るに、上卷に一所、美濃とかき、近淡海とのみ書る例にて、遠江も遠淡海とこそあるべきに、遠江と書るなども、皆後のしわざと見ゆ、）元正紀に、酒部連相武と云人名も見えたり、是此國名を古へは、如此書たりし一の證なり、（國造本紀にも、此字を書たり、）さて和名抄に、相模佐加三とあれども、元は、佐賀牟なり、下なる歌にも然あり、模字を書るも、ムの假字なり、（此字ミの假字には遠し、大隅國の郡名の馭謨も、五牟とあり、謨模同音の字なり、東遊の一歌に、左加安无乃於禰とあるは、相模の峯と云ことなるべし、萬葉十四に、相模禰乃乎美禰とある相模なども、サガムと訓べきなり、佐賀美と云は、後に轉れる唱なるべし、上總國の郡名、夷灊も和名抄には伊志美とあれども、此記には伊自牟とあり、）國名義の事は、下なる哥の處に云べし、○其國造の事、下に云べし、大沼、和名抄に、唐韻云沼池也、和名奴とありて、（印本には奴萬とあれど、古本にも、又一本にも、萬字無し、）古は奴と云じも常なれど、又明宮段末に、阿具奴摩と云沼名もあり、萬葉十四に、伊可保乃奴麻、可保夜我奴麻、伊奈良能奴麻、又奴麻布多都、（沼二なり）などもあれば奴麻と訓べし、（師は此は沼は借字にて、大野なりと云れき、其は次に、入坐其野とあるに因てなるべし、古へは野をも怒と云て、萬葉などに、沼を野と通はし書る例などもあれば、野とせむも、由なきにはあらねども、上に野中

曰云々、天皇勅吉備武彥與建稻種公、服從日本武尊云々、到尾張國愛智郡時稻種公啓曰、當郡氷上邑有桑梓之地、伏請大王税駕息之、日本武尊感其懇誠、踟蹰之間側見一佳麗之娘、問其姓字、知稻種公之妹名宮酢媛、即命稻種公娉納佳娘、合巹之後寵幸周厚、數日淹留不忍別手とあり、神皇正統記にも、日本武尊は信濃より尾張國に出賜ふ、彼國に宮簀媛と云女あり、尾張の稻種宿禰の妹なりと見えたり、稻種宿禰は、舊事紀に乎止與命、尾張大印岐女子眞敷刀婢爲妻、生建稻種命と云り、(然れども、舊事紀には、乎止與命の子は、一男とありて、建稻種命のみを舉て、其妹宮簀媛は見えず、漏たるなるべし、)美夜受比賣の母も、此眞敷刀婢にやありけむ、なほ此比賣の事、下(傳二十八)に云べし、さて先祖の姉妹などをも、某女某妹など云ずして、たゞに某氏之祖といへること、高岡宮段に見えて、其處(傳廿一の始)に例どもを舉たり、尾張國風土記にも、尾張連等遠祖、宮酢媛命とあり、○亦思還上之時將婚、この亦と云言は、思字の下にある意にて、亦還上て、此處に來たらむ時と云ことなり、さて時の下に、許曾と讀附て、將婚を賣佐米と訓べし、(將は牟と訓例なれども、上に許曾と云ば、必米と結むる定まりにて、米は牟の轉きなり、)○期定而は、知岐理淤伎弖と訓べし、○悉言向云云とは、次なる事等を約めて、先言おくなり、○相武國、武字、諸本に模と作り、(書紀釋、又神名秘書などに引るも同じ、)今は眞福寺本、延佳本に依れり、(記中には、武字は假字に用ひたる例は無けれども、凡て國名、地名には、常の假字には用ひざる字を書たる例多し、吉備の吉字、高志の高字、伊賦夜坂、波邇賦坂などの賦字、伊服岐山の服字、當藝野、當岐麻などの當字などの如し、これらも、記中には、常にはをさ〳〵用ひざる

宮段、傳二十一、尾張連の下にもいへることあり、考へあはすべし、）神名帳に、山田郡尾張神社、また尾張戸神社あり、○尾張國造、この氏のこと、拔上宮段（傳廿一尾張の連）にくはしくいへり、さて國造本紀に、尾張國造、志賀高穴穗朝、以天別天火明命十世孫小止與命、定賜國造、とあり、（小止與命は、美夜受比賣の父なれば、志賀高穴穗朝と云るは、代違へり、此事傳廿一にも云り、）姓氏錄河內神別尾張連下には、火明命十四世孫、小豊命とあり、又舊事紀五に、此氏の世々を記せるには、小止與命は、饒速日命十一世孫なり、（其は饒速日命の子、天香語山命、其子天村雲命、亦名天五多底、其子天忍人命、其子天戸目命、其子建斗米命、其子建宇那比命、其子建諸隅命、其子倭得玉彥命、亦名市大稻日命、其子弟彥命、其子淡夜別命、其子乎止與命なり、さて始祖を、饒速日命と云るは僞りにて、實は天火明命なる事、既に傳十五の始、廿一拔上宮卷始のに云るが如し、さて此氏人の、尾張國に住しは、此小豊命や初なりけむ、かくて其孫尻綱根命に至て、尾張連と云姓を賜ひしなり、又此氏人の尾張國に在しことの、後に見えたるは、宣化紀に、遣尾張連運尾張國屯倉之穀、續紀二に、行至尾張國、尾治連若子麻呂牛麻呂賜姓宿禰、四に、尾張國愛知郡大領尾張宿禰乎己志など見ゆ、）續紀十七に、命婦從五位下尾張宿禰小倉、爲尾張國國造、なども見えたり、さて熱田の大宮司なども、此氏人なり、（其事は下に委く云べし）○美夜受比賣、書紀に尾張氏之女とあり、熱田大神緣起と云物（此書、貞觀十六年に、神宮別當尾張連淸稻、古記の文を捜り、遺老の語を聞て記せるを、寛平二年に、守藤原朝臣村椙、通儒に訪て文を修するよし末に見ゆ、さもあるべし、なほ此書の事、下に引たる處にも云べし、）に、日本武尊、乃受斧鉞、以再拜

賜へるのみぞ、此記の趣に近かりける、

故到尾張國。入坐尾張國造之祖美夜受比賣之家。乃雖思將婚。亦思還上之時將婚。期定而。幸于東國。悉言向和平山河荒神及不伏人等。故爾到相武國之時。其國造詐白。於此野中有大沼。住是沼中之神。甚道速振神也。於是看行其神。入坐其野。爾其國造火著其野。故知見欺而。解開其姨倭比賣命之所給嚢口而見者。火打有其裏。於是先以其御刀苅撥草。以其火打而打出火。著向火而燒退。還出。皆切滅其國造等。即著火燒。故其地者於今謂燒遣也。

尾張國名義未思得ず、(萬葉十三に、小沼田之、年魚道之水乎云々、此沼字は、治の誤にて、袁波理陀なるべし、さて續紀廿九に、尾張國山田郡人、小治田連藥等八人、賜姓尾張宿禰とあると合せて思へば、尾張を小治田とも云しか、若然らば、即小治にて、田に依る名なるべし、又神代に伊都之尾羽張と云劒名もあれば、草薙劒に因て、此も尾羽張の約まりたる名かとも思へど、此國名は、倭建命より前にあり、又彼劒、もと大蛇の尾より出たるに就て云る説もあれどあたらず、又國形の、南方へ長く尾の張たる故の名と云もいかゞ、又此國の風土記と云物に、終の意に云ることもあれど、其説さだかに聞えがたし、凡て此風土記は、やゝ後の物なり、なほ此國名の事、掖上

じ、又一本には、而字無し、○急事は、登美能許登と訓べし、(即俗に急なる事と云意なり) 登美は、速の活きたる言なり、(頓字の音とするは非なり) 古今集に、とみの事とて書をもて來たり、伊勢物語にも、とみの事とて御書あり、驚きて見ればとあり、源氏物語夕顔巻 (夕顔にはかに絶入たる事を云る處) に、かゝるとみの事には誦經などをこそはすなれなどあり、其外登美爾と云ること多し、(登美爾は、俗に早速にと云意なり、) 又爾波加那流許登とも訓べし、○書紀云、四十年夏六月、東夷多叛邊境騒動、秋七月天皇詔群卿曰、今東國不安暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略人民、遣誰人以平其亂、群臣皆不知誰遣也、日本武尊奏言、臣則先勞西征、是役必大碓皇子之事矣、時大碓皇子愕然云々、於是日本武尊雄誥之曰云々、則天皇持斧鉞以授日本武尊云々、其東夷之中蝦夷尤強焉云々、往古以來未染王化、今朕察汝爲人也云々、即知之形則我子實則神人云々、亦是天下則汝天下也、是位則汝位也云々、於是日本武尊乃受斧鉞云々、天皇則命吉備武彦與大伴武日連、令從日本武命、亦以七掬脛爲膳夫、冬十月日本武尊發路之枉道拜伊勢神宮、仍辭于倭姫命曰、今被天皇之命而東征將誅諸叛者、故辭之於是倭姫命、取草薙劒授日本武尊曰、愼之莫怠也とあり、此時に、皇子の天皇に奏賜へる御言の趣は、此記の倭比賣命に申給へる趣と、甚く異なり、其は元よりの傳の異なりしには非で、撰者の強て漢めかされたる文なり、(凡て書紀の此段、殊に漢めきたり、上代の意言に非ず、其は古傳説の中に、漢めかぬことをば省き捨て、漢ざまの文を多く潤色り添て書れたりと見えたり、故今はさるさまの文は、うるさくて多くは略きて引つ、) 彼紀の此段の中には、臣則先勞西征、是役必大碓命之事矣と奏し

の御寶の一として、御代々大御所に在けるに、今如此伊勢ノ神宮に在ことは如何と云に、古語拾遺に、至于磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍以爲護身御璽、是今踐祚之日所獻神璽之鏡劍也、仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令皇女豊鍬入姫命奉齋焉とある如く、此御劍をも、天照大御神の御靈鏡と共に還奉り賜へる故に、伊勢には坐るなり、(書紀崇神卷、垂仁卷に、天照大御神を還奉る所に、此御劍の事は見えざるは、おのづから省かりたる傳なり、拾遺にも、伊勢に鎭坐ることを記せる段には、此御劍の事は見えず、此も省けるなり、)かくて然ばかり重き御寶を、今倭比賣命の御心として、私に倭建命に授渡し奉賜へること、後世の心を以て思ふには、いと〳〵心得がたき事なれども、然もあるべき所以あることなるべし、凡人心もてみだりには測りがたし、(又思に、若くは草那藝とは、大葉刈など云る類にて、刀の利きを云る稱にて、一の劍に限れる名には非るか、故此記にも、此御劍の名は、倭建命の草を薙拂ひ賜ひしに因て負りと云ことは見えず、書紀にも、其事は一云とて別に記されて、本文には見えず、又式に、伊勢國度會郡に、外宮の攝社に、草薙神社と云ある、此も別劍に依れる神號なり、されば此に、倭建命に授け給へるも、彼三種の一の御劍には非ずて、別物ならむかとも思へども、記中にも書紀にも、此名を負る劍他には見えず、たゞ一劍の名と聞え、殊に書紀には、神代卷に既に此今在尾張國吾湯市村云とあるうへは、右の考は立べきにあらず、) ○御嚢の事下に出、其處に云べし、○而詔、舊印本、又一本に、詔而と作るは、下上に誤れるなり、今は眞福寺本、延佳本、又一本に依れり、書紀釋に引るも同

に思決めたるとに云辭なり、○所思看は、淤母富志賣須那理祁理と訓べし、（看字諸本者と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり。）玉垣朝段にも、所思看者、續紀廿に、所思看、萬葉十五（三十二葉）に、於母保之賣須奈、十八（二十一丁）に、於毛保之賣之弖などありさて下に、那理祁理と云ことを添るは思決めていささか嘆き賜へる辭なり、（上に、旣く吾を死ねとや所思すらむとあるは、先大方にうち思ひ賜へるさまを詔へる所なる故に、夜と云、良牟と云て、決めぬ辭なり、さて事のさまに因て、よく思めぐらし見るに、左右に早く死ねと所思すに疑ひなしと終に思ひ決め給へる趣の御言なり、よく〳〵文のさまを味ひてさとるべし。）さばかり武勇く坐皇子の、此如申し給へる御心のほどを思度り奉るに、いと〳〵悲哀しとも悲哀き御語にざりける、然れども、大御父天皇の大命に違ひ賜ふ事なく、誤り賜ふ事なく、いさゝかも勇氣の撓み給ふこと無くして、成功竟給へるは、又いといと有難く貴からずや、（此後しも、いさゝかも勇氣は撓み給はず、成功をへて、大御父天皇の大命を、違へ給はぬばかりの勇き正しき御心ながらも、如此恨み奉るべき事をば、恨み悲むべき事をば悲み泣賜ふ、是ぞ人の眞心にはありける、此若漢人ならば、かばかりの人は、心の裏には甚く恨み悲みながらも、其はつゝみ隱して、其色を見せず、かゝる時も、たゞ例の言痛きこと武勇きことをのみ云てぞあらまし、此を以て戎人のうはべをかざり僞ると、皇國の古人の眞心なるとを、萬の事にも思ひわたしてさとるべし。）○罷時は、倭比賣命の御許を退去て、東國に下坐なり、○草那藝劒の事は上卷（傳九、八保遠呂智の段下）にいでたり、名の所由は下に云ふべし、さて此御劒は神代より天皇の三種

に係れり、下に吾既死とあるにて心得べし、さて夜といひ、良牟と云辭は、乎字、其意に當れり、(凡て夜とかゝりて、良牟と結る辭は、俗言に加と云に當れり、此は吾を早く死ぬと思食歟と云意なり、)○何は、伊加那禮加と訓べし、(いかなればかを、婆を省きて云は、古言の格なり、)此言は下、惡人等を平遣と云までに係れり、○惡人は、麻都漏波奴比登と訓べし、下なるも同じ、(惡神をばアラブルカミと訓つれども、あらぶる人と云る例は見あたらず、)水垣宮段に令和平其麻都漏波奴人等などある例に依れり、此は先の熊曾建などの事なり、)○擊遣は登理邇都迦波志と訓べし、○間は、本杼と訓べし、例は萬葉十一(十二丁)に、榜間、十六(卅丁)に、五月間爾などあり、○未經幾時は、伊久陀母阿良泥婆と訓べし、伊久婆久母阿良奴爾と云意なり、(奴爾を泥婆と云る古言の例いと多し、)萬葉五(九丁)に、遠等咩良何云々、多麻提佐斯迦閇、佐禰斯欲能、伊久陀母阿羅禰婆、多都可豆惠許志爾多何禰提云々、十(二十七丁)に、左尼始而、何太毛不在者白栲、帶可乞哉、戀毛不過者、○不賜軍衆とは、いさゝか疑はし、若くは、不字は亦、或は又などの誤には非るか、(若然らば、又再軍衆を賜ふなり、)然れども、軍衆を賜ふと云ことは、無くてあるべき語なれば、猶本のまゝにやあらむ、所思吾死乎と詔へるには、不賜とあらむも由なきに非ず、○今更は、今又更になり、○東方十二道は、水垣宮段(傳廿三大毘古命條)に出、○平遣は、許登牟氣爾波都加波須良牟と訓べし、良牟と云辭を讀添るは、上の何の結なり、かの何てふ言、此までに係りて、天皇を恨み奉り給へる御語なり、)○思惟、二字、淤母幣婆と訓べし、○猶、此猶は、白檮原宮段に例ありて(傳十八の始)いへる如く、左右に思ひ見て、終

の詣て拜奉る御門是なり、次に三玉垣とあるは、第四重にて、二玉垣の外に廻りて、其御門を玉垣御門と云、第四御門とも云、外玉垣御門とあるは是なり、今は此御垣は無くて御門のみ存り次に板垣と云は三玉垣の外に周りて、此より内を、内院と申すなり、今は此御垣も絶て無し、さて此板垣御門は、於葺御門三間の外なれば、於不葺御門にぞありけむ、右御門、御垣の事、儀式帳に記せるを考へて云り、いさゝか疑はしき事もあれど、其を辨へむには、事長ければ、大形を云り。) ○白其御姨倭比賣命、儀式帳に、大御神宮定奉給ひ、種々の事等定賜ひて、倭姫内親王、朝廷爾參上坐支とあるは、倭比賣命は、當時即京に還坐し如く聞ゆれども、然には非ず、彼は其終の事を一につゞめて記せる文にて、實は京に還上坐しは、年經て後のことなるべければ、倭建命の參入坐し時は、なほ彼宮に坐るほどなり、(書紀此卷に、二十年遣五百野皇女令祭天照大神とありて、此倭建命の參入坐しは、二十八年の事なるに、倭姫命のなほ伊勢に坐るはいかゞ、年紀かなはず、五百野皇女の、倭比賣命に替り給へるは、倭建命の參入給へるより後の事なるべし。) ○既所以思吾死乎は、波夜久阿禮遠斯泥登夜淤母富須良牟と訓べし、(所以をユヱと訓ては語穩ならず、さてオモホスと云には、以字あまりたれども、下に所思看とあると、相照して思ふに、此も必然あるべきところなり。) 以字は、もと思の下に在て、以吾なりけるを、後に誤て上に書るなり、(哀と云べき處に、以字を置る例、記中常に多かり。) さて既は、此は、いかで早速くと願ふ意の波夜久にて、(既字の意には當らざれども、既往しことを波夜久と云は、此字に當れるから、通はして書るなり、語だに同じければ、字には拘らざるは、古のつねなり。) 死と云

延佳本に依れり、)麻加理伊傳麻須と訓べし、罷は天皇の大御所を去て、他處に行を云、參の反なり、○神朝廷は、(延字、眞福寺本には、庭とあり、同じことなり、)大御神宮の御門なり、(朝廷の字には、殊なる意なし、訓の同じきまゝに、借て書るのみなり、天皇の朝廷も、名意はもと御門より出たり、)其御門は、延暦儀式帳に、御門十一間、於葺御門三間、(各長一丈五尺弘一丈高九尺、)於不葺御門八間、(各長一丈三尺高九尺)と見え、また御門四間、瑞垣御門、番垣御門玉串御門、玉垣御門ともあり、(これら即上に擧たる、於葺御門どもの名なり、此中に、番垣御門は、於不葺御門なり、其由は次に云べし、番は、蕃にて、まがきなり、さて於葺とは、於とは屋根を云るにて、尋常のさまなる御門を云、於不葺御門は、世にいはゆる鳥居なり、鳥居と云名は、古くは見えず、)又內玉垣御門、外玉垣御門、板垣御門などゝも見えたり、(內玉垣御門は、上に玉串御門と上に玉串御門とある是なり、外玉垣御門は、上に玉垣御門とある是なり、板垣御門の事は、次に云べし、右の御門ども、各御垣ありて、各其御垣に屬たり、(御垣は、儀式帳に、瑞垣一重長卅九丈高一丈、玉垣三重、一玉垣長十四丈、二玉垣、廻六十丈、三玉垣、廻百二丈、板垣廻長一百卅八丈六尺と見えたり、瑞垣は、內より第一重の御垣にて、其御門を瑞垣御門と云、第一御門とも云、次に一玉垣とあるは、第二重にて、番垣と云、此は四方には廻らず、南方正面のみなり、故此御垣のみは廻と云ず、長も十四丈とありて、餘の御垣の程と、甚く異なり、さて此御門を、番垣御門と云、第二御門とも云、此は於不葺御門なり、されど鳥居の形とは異なり、俗に猿頭御門と云り、次に二玉垣とあるは、第三重にて、瑞垣の外に廻りて、其御門を玉串御門と云、第三御門とも云、今世諸人

八に、桙削と云工も見え、(此も柄を削る者ならば、桙柄削とこそ云べけれ、柄といはでたゞ桙削と云るは、木の桙なればなり、) 又古書どもに、鋒字を、多く木偏に易て、桙と作るも、木矛の多かりし故と思はる、(桙字には、富許の義は無し、富許には、此方にて用る字なり、さて漢國にても、檜殳など云は、刄はなくして、木もて作れる物なり、) されば古の木は、今世に棒と云物の類にぞありけむ、但し鋒刄のあるも、木のかぎりなるも、其形はさま〴〵ありつと思しく、廣矛など云名も見えたり、(近世に夜理と云物も即矛なり) 八尋と云は、甚長き由なり、さて書紀神代卷に、大穴牟遲神の、國避奉給ふ時に、乃以平國時所杖之廣矛、授二神曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安、(二神は、經津主神、武甕槌神なり、) さて或說に、此の比々羅木八尋矛は、即此廣矛なり、大穴牟遲命の、皇孫命に授奉給ひしよりして、朝廷に傳れりしを、今倭建命に賜ふなりと云るは、いかゞ、あまりなる推當なり、) 神功卷に、即以皇后所杖矛、樹乎新羅王門、爲後葉之印、など見えて、古は將軍などは、凡て矛を杖りしことなり、今此に比々羅木矛を賜へるも此故なり、(然るを書紀には、強て萬を漢めかさむとて、此矛をしも、斧鉞と改めて記されたる、其も富許の意にて書れたるにもあるべけれど、いと非ぬことなり、かゝる時に、斧鉞を用るは、戎國の俗にこそあれ、皇國には、古も後世にも、斧鉞を用ひたることさらに無し、二字をホコと訓て、たゞ桙と心得べし、神功卷に、皇后親執斧鉞令三軍、とあるも同じ、其下文には、皇后所杖矛とあるにて、實は矛なることを曉るべし、繼躰卷、天武卷などにも、操斧鉞、授斧鉞、など云ることある、皆漢文の餝なるをや、) ○罷行は、(罷字、諸本に羅と誤れり、今は眞福寺本、

原國、復命之、日以盧原國給之、(和名抄に駿河國安倍郡盧原郡) また眞髪部、稚武彦命、男、吉備武彦命之後也とあり、(稚武彦命の孫とも男ともある、何れ正しからむ稚武彦命のことは、傳二十六の始にもいへり、) さて書紀には、此度此人と大伴武日連とを副給ひ、又七掬脛を膳夫として遣すとあり、○比々羅木之八尋矛、和名抄に、黄芩和名比々良木、楊氏漢語抄云、杠谷樹、一云、巴戟天、和名上同と見え、(黄芩をあてたるは心得ず) 字鏡に、巴戟天、比々良木杠谷樹上同とあり、(或人云、比々良木は漢名枸骨と云物なり、一名を剛穀と云、此字音を取て、杠谷とは云にやと云り、) 續紀二に、大寶二年正月造宮職、獻杠谷樹、長八尋、俗曰比々良木、また同年夏四月秦忌寸廣庭獻杠谷樹八尋桙根、遣使者奉于伊勢大神宮、(倭姫命世記に、日本建尊、比々羅木乃以八尋桙根天、奉獻皇大神宮留、即倭姫皇女彼八尋桙根波納緋嚢天皇大神乃貴財止爲天、八尋機殿隱収天、爲皇大神御靈弖、奉崇祭留と云るは、此記の此段と、右の續紀とを合せて云るには非るか、) 播磨風土記に、(息長帶日女命、欲平新羅國下坐之時に、神の教言中に、) 比々良木、八尋桙根底不附國云々などあり、出雲風土記に、(島根郡生馬郷條) 八尋桙長依日子命と云神名も見えたり、(桙を桙根とも云るは、古物名に根てふ言を添て云る例多し、桙も古書に、キ。の借字に多く用ひたれば、泥は添たる言なり、屋根、岩根、島根なども同じ、書紀神武卷に、劒根と云あり、此は人名なれば、根は名のうへに添たるか、はた劒を劒根とも云しか知らず、) さて上ツ代の矛は、鋒刃ある物のみに非ず、木のかぎりなるもありし、此比々羅木の矛も然なり、(若鋒刃ありて、其柄の比々羅木ならむには、柄の材の名を、矛の名に、負べき由なきを思へ、) 續紀十

比比羅木之八尋矛。比比羅三字以音故受命罷行之時。參入伊勢大御神宮。拜神朝廷。即白其姨倭比賣命者。天皇既所以思吾死乎。何擊遣西方之惡人等而。返參上來之間。未經幾時。不賜軍衆。今更平遣東方十二道之惡人等。因此思惟。猶所思看吾既死焉。患泣罷時。倭比賣命賜草那藝劒。那藝二字以音亦賜御囊而。詔若有急事。解茲囊口。

頻は、斯伎豆と訓べし、万葉十一（二十六丁）に、敷而毛君乎、將見因毎鴨などなほ多し、（敷は借字なり）斯久々々、伊夜斯伎（彌頻なり）などあるも同言にて、（常にシキリニと訓も斯伎の轉きたる言ぞ）皆ことの繼重なるをいへり、（故重とも書り、）○東方十二道は、水垣の宮の段にいづ、（傳廿三）○荒夫琉神（琉字舊印本、延佳本には、流と作り、其餘の本には、皆琉とあり、）は、惡神とも荒神とも書て、上に處々出たり、○摩都樓波奴人、上にいづ、（傳十九のをはり）○言向和平も上にいづ、（傳十四のをはり）○吉備臣のことは、黒田の宮の段にいづ、（傳廿一の末、ところ〴〵）○御鉏友耳建日子、名義、鉏友は懿徳天皇の大御名のところ（傳二十一の始、）に云るがごとし、耳は例の稱名なり、此人下には、吉備臣日子と見え、書紀には吉備武彦とあり、姓氏録に、下道朝臣、吉備朝臣同祖、稚武彦命之孫、吉備武彦命之後也、また廬原公、笠朝臣同祖稚武彦命之後也孫吉備建彦命、景行天皇御世、被遣東方伐毛人及鬼神、到于阿倍廬

なる故に、身は無きなり、契沖、佐味を鋤とせるは當れりや、非ずやいまだえ決めず、鋤の事、上卷佐比持神の下、傳十七にくはしくいひて、其處にこの佐味の事もさだせり、考へあはすべし、）契沖云、阿波禮とは、此黑葛を卷たるを、木刀とも知らて、相撃て殺されたるを、時人のあはれむなりと云り、時人とは、書紀に就て注せる故に云り、此哥、書紀には、時人歌之曰とあり、此記と傳への異なるなり、今此を比べて思ふに、末二句のさま、時人のよめりとせる方優りて聞ゆ、○右の出雲建の事、書紀には、崇神卷に、六十年云々、出雲臣之遠祖、出雲振根云々、其弟飯入根云々、是以既經年月、猶懷恨忿、有殺弟之志、欺弟曰、頃者於止屋淵、多生菨、願共行欲見、則隨兄而往之、先是兄竊作木刀、形似眞刀、當時自佩之、弟佩眞刀、共到淵頭、兄謂弟曰、淵水淸冷、願欲共游沐、弟從兄言、各解佩刀、置淵邊、沐於水中、乃兄先上陸、取弟眞刀、自佩、後弟驚而取兄木刀、共相撃矣、弟不得拔木刀、兄撃弟飯入根、而殺之、故時人歌之曰、椰句毛多菟云々（哥第二句より下は、此記と全同じ）とあり、傳への甚く異なりしなり、○如此とは、熊曾建が事より、こなたの事どもを總て云なり、○撥治は、波良比多比良牙亘と訓べし、（又波良比牟祁亘とも訓べし）其由白檮原宮段に、退撥不伏人等而とある處（傳十九）に委云り、○覆奏上（傳十三の始）に出、覆字の事も上（傳十七火遠理命の條下）に云り、

爾天皇亦頻詔倭建命。言向和平東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等而。副吉備臣等之祖名御鉏友耳建日子而遣之時。給

詐刀を云、○眞福寺本に、此間に都豆二字あり、其は次句の首の二字の誤りて、重なりたるにもあるべければ、誤とも定めがたし、若くは、調を助けて、次句の勢をあらせむために、其言の首を、先打出たるにもあらむか、然る例、水垣宮段の歌にもあり、考合すべし、(傳廿三大毘古命條)

○都豆良佐波麻岐は、契沖、黒葛多纏なり、黒葛を以て多く柄を纏なりと云り、但し柄のみならず、鞘をも纏るを云なるべし、(同人又云、又波と夜と同韻にて通へば、佐波は、鞘かと云るはわろし、佐波は多なり、)都豆良は、延喜式などに、黒葛と書り、和名抄(葛類)に、馬鞭草、和名久末豆豆良とあるは、別に一種なるべし、万葉十四(五丁)に、波麻都豆良、(濱にあるを云なるべし)又(十六丁)安蘇夜麻都豆良、(あそ山は山名なり)古今集(戀四)に、梓弓引野のつゞら、うつぼ物語(俊蔭卷)に、青つゞらを、大なる籠にくみて云々、拾遺集、(物名こにやく)野を見れば、春めきにけり、青つゞら、籠にやくまゝし、若菜つむべく、(今も此物を以て組たる、大なる籠を、都豆良と云り、)書紀釋に、上古以葛纏大刀と云り、さて多てふ言は、佐波爾、佐波那理などのみ用ひて、たゞ佐波とのみ云る例は、をさ〳〵見あたらざれども、此の佐波は、他言とは聞えず、多にの意なるべし、(佐波爾と云言の意は、俗言に澤山にと云に正しく當れり、故思に萬葉に、やまさは人と云ことも見え、又俗に物の甚多きを、山ほどゝも、山々とも云、又かの澤山と云俗言など、此彼を合せて思へば、多にと云も、澤より出たる言にやあらむ、)さて此句は、此刀のたゞ柄鞘に、黒葛を多く纏たる表方の餝のみなることを云るなり、○佐味那志爾阿波禮は、眞身無しに嗚呼なり、眞を佐と云例多し、上に云り、身は刀の身なり、(木以て僞り造れる刀

と同例なり、其餘八峯を、夜都袁と云なども同じ、（夜はもとより、何れも伊夜の意なり、さて此、夜都米を、都と久と同韻なる故に、久毛を都米と云りと思ふは精しからず、久を都と通はし云むは物遠し〕續紀十一に、歌曲の名に、八裳刺曲と云あり、此も同く八雲立曲と云意の名と聞ゆれば、（凡て、某曲と云は、皆其哥の首の詞を取て、名くる例なること、上巻夷振の處に委く云るが如くなれば、是も其哥の首の詞以て、かくは名けたるなり〕夜都毛佐須夫理と訓て、（八裳を夜毛と訓ては、八雲に遠し〕此の夜都米と相照して、共に夜都久毛の切れるなることを知べし、さて久毛の毛を米と云るは、もとより通音なる中に雲は殊に久米とも云べし、上巻豐雲野神の下にも云る如く、久毛と許母理と、本同言なれば、籠の意にて久米とも云べし、雲は物を覆ひ籠る物なればなり、さて立を刺と云は、師の物の立昇るを、刺昇るとも常に云なりと云れたるが如し、萬葉三（四十八丁）に、八雲刺、出雲兒等ともあり、（延佳云、夜都米佐須は八芽莿にて、藻の縁言なり、萬葉集に、河上乃、伊都藻之花とあり、伊都藻と、出雲と語通へりと云るを、師の云、崇神紀に、玉萎鎮石出雲云とある玉萎鎮石は、いづ藻の冠辭なれば、延佳が説、據なきには非れども、刺とも立とも云るは、藻に由なし、藻に八芽莿と云べきに非ず、なほいや雲立を、やつめさすとも云るなりと云れき、信にさることなり、又或人云、彌つ芽さすなり、春になりて草木の芽のさすは、いづ〳〵しき物なれば、出雲とつゞくいづは活出にて、俗にいき〳〵としたると云義なりと云るもひがことなり、草木の芽は、張などこそ云へ、刺と云る例なし、又いづいづしと云言も未聞ず〕○伊豆毛多祁流賀は、出雲建がなり、○波祁流多知は、佩有劒なり、かの

又師は、タ。ハ。レ。テ。と訓れたれども、俳字ならばこそさも訓まめ、誹は然訓べきにも非ず、さて師、本に、傍に誂字を書添られたる、其宜し。）今改めつ、誂は、說文に、相呼誘也と注せり、玉垣宮段に、誂妾曰云々、（傳廿四沙本比賣命の條）萬葉九（十八丁）に、相誂良比、言成之賀婆、○伊奢は誘ふ言なり、率去來など書り、○合刀、そも〳〵上代に、刀易とて爲し事は、たゞに刀を取交て佩ばかりには非で、其刀を合せ試むる態の有しなるべし、若然らずは、今ゆくりなく如此は詔ふまじければなり、（此は、刀易には定れる態なればこそ、如此は詔ひけめ、且たゞ取交て佩むのみは、何のためともなし。）さて其刀合せの委曲き狀は、如何爲しことならむ今知りがたし、○不得拔詐刀、これに依て思へば、此詐刀は、身と鞘との分もなく、たゞ表べを刀のごと見せて、造れるばかりの物なりけり、（木以て身を造りて、鞘に入たるには非ず、俗にいはゆる作著なる故に、拔こともあたはざるなり、或人疑ひて云く、木のかぎりもて造りたらむは、眞刀とはこよなく輕かるべければ、初佩むとする時に、早く詐刀なることは、誰もさとりつべきに、えさとらで拔むとまでせしはいかにぞや、答ふ然細なることは、今云べきに非ず、初より人を欺かむとて作り賜へるなれば、重さも何も必欺かるべくぞ作り成し給ひけむ。）○拔其刀は、己命の佩せる（かの出雲建が解置し）刀なり、○歌曰、曰字、諸本どもに、白と書るは誤なり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、○夜都米佐須（夜字、舊印本に衣と作るは誤なり。）は、八つ雲刺にて、八雲立と同じ、書紀には、即椰句毛多菟とあり、夜都久毛の毛を米と通はし、都久は都と切まれるなり、さて夜久毛を、夜都久毛と云るは、萬葉十八（十一丁）廿（四十六丁）に、八世を、夜都代とよめる

れば、此はさては宜しからず、）佩賜ひてと云意なり、用言に御と云る例は、寢賜ふを御寢坐とある類是なり、○共は、出雲建と共になり、○肥河上（傳九の八、俣遠呂智段）に出、○沐は、加波阿美斯賜比伎と、師の訓れたる宜し、書紀に游沐とあり（沐字は、說文に濯髮也と注せる如くにて、浴の義はなきを、此記にも、書紀にも、浴に此字を用ひたるは、常に沐浴と連ね云からまぎれつるにや、）靈異記に、澡浴加波阿彌豆と見え、文選に、（孫興公、游天台山賦に、過靈溪而一濯、）濯をもカハアムと訓り、萬葉十六（十七丁）に、刺名倍爾湯和可世云々、狐爾安牟佐武、○自河先上は、既に浴訖てなり、先とは、出雲建より先に上給ふを云、○解置橫刀、上に刀を解置たる事は云ざれども、浴るには、刀解置は云もさらなり、○爲易刀は、多知加閇世牟と訓べし、上代に、刀易とて、爲し事のありしなるべし、○後とは、倭建命の、先上坐るに對へて云のみなり、○倭建命之詐刀、此詐字を、諸本に作と書り、（作刀にても聞ゆれども、前にも後にも詐刀とあれば、此のみ異字なるべきに非ず、）今は眞福寺本、延佳本に依れり、さて此詐刀は、許陀知と訓べし、下なるも同じ、（上なると、異さまに訓むは、いかゞとも云べけれど、上なるは、いちひの木をもてとあれば、木刀といはで、木刀と聞ゆれば、此とは語のさま同じからず、）書紀に、木刀とあるに依れり、（但し書紀には、キダチと訓れとも、高津宮段の大御哥に、木钁を、許久波とよませ給へる例に依て、コダチとは訓つ、かの訓久波を、小钁とするは非ず小の假字には、必古と書ぞ記の例なる、）○倭建命誂云、諸本に命字無し、今は延佳本に從へり、又誂字を、諸本に誹と作るは誤なり、（誹は、謗る意なれば、此にかなはず、舊印本、延佳本などに、アザムキテと訓れど、然訓べき由なし、

入坐出雲國は、宍戸神を言向給ひて、京に還上坐さまに、出雲建を言向給はむために、其國に幸行なり、○出雲建、此も不伏无禮くぞありけむ、（書紀の傳はいたく異なり、其は下に引神名帳に、大和國山邊郡、出雲建雄神社と云あり、○到は、出雲國に到着賜ひてなり、○結友は、宇流波志美斯賜比伎と訓べし、（萬葉十六に、死藻生藻同心跡、結而爲友八違ともあれば、此の結も、牟須毘と訓べきかとも思へど、なほ字のまゝに訓ては、古言に非じ、又師の、トモカキトシタマフと訓れたるも、宜しとも聞えず、）萬葉十八に、左由理波奈、由利毛安波牟等、於毛倍許曾、伊末能麻左可母、宇流波之美須禮とあるも、友として睦び交ることをよめるなり、上卷に、愛友とある處（傳十三天若日子段）をも、考合すべし、○赤檮は、伊知比能紀と訓べし、書紀用明卷に、赤檮、此云伊知毘、（毘字は濁音なれども、書紀には、清音にも多く用ひたり、此木名、此記また萬葉に、比字を用ひたり、濁るべからず、）和名抄（菓類）に、櫟子、和名以知比、字鏡には、杞また櫟を、一比乃木とあり、萬葉十六（卅丁）に、足引乃、此片山爾、二立、伊知比何本爾、また市柴、五柴などあるも、此木の柴なるべし、此木今も伊知比と云、伊知加志とも云て、橿の類なり、（此記に、加志に白檮をあて、伊知比に、赤檮をあてたり、此事傳廿五葉廣熊白檮條下に云り、）○作詐刀は、師の多知爾都久理那志弖と訓れたるに從ふべし、（詐刀の古名もありもえつらめども、傳らざれば今知がたし、字のまゝに、イツハリダチなど訓ては、古言にあらじ、）つくりなすとは、眞の刀の如くに似せて作るをいふ、○爲御佩は、美波迦志弖と訓べし、（爲字は、志弖と云言に當て書るなり、記中にかゝる書ざま多し、美波迦志登斯弖とも訓べけれども、美波迦志と云ば、即刀のことにな

のにて、かの駿河の郡名の、益頭をマシヅと唱へかへたる類なり、安閑紀に、婀娜國と見え、國造本紀に、吉備穴國造と云るなども是なり、さて此安那郡には、今は海無けれども、其南なる深津郡は、養老五年に分れたるにて、舊は、海までみな安那郡なりき、さて書紀此御卷に、吉備穴戸武媛と云名も見えたれば、此吉備なるをも、穴戸とも云しなるべし、又神名帳に、備中國下道郡穴戸山神社と云もあるは、又別なるべし、和名抄に、同郡に穴田郷もあり〕○言向和は、上卷〔傳十三國平御議段所々〕に出、○參上は、此は京に還上坐とて、其途に趣き賜ふを云なり、〔既に參上到給へるには非ず、然るを麻志伎と訓る伎は、過し事を云辭なれども、其は昔の事を語る語なれば、妨なし〕下文に、參上覆奏とあるぞ、正しく上到坐るにはありけむ、

即入坐出雲國。欲殺其出雲建而。到即結友。故竊以赤檮作詐刀。爲御佩。共沐肥河。爾倭建命自河先上。取佩出雲建之解置横刀而。詔爲易刀。故後出雲建自河上而。佩倭建命之詐刀。於是倭建命。誂云伊奢合刀。爾各拔其刀之時。出雲建不得拔詐刀。即倭建命拔其刀而。打殺出雲建。爾御歌曰。夜都米佐須。伊豆毛多祁流賀。波祁流多知。都豆良佐波麻岐。佐味那志爾阿波禮。故如此撥治參上。覆奏。

の社なりと云なるは、舊地つゞきて、長門の内なりし故にぞあるべきと云り、宣長按に、此考へ貞世の記せる趣と、大かた似たり、洞海と云は、久岐は、久具理にて、山下の洞をくゞりて、船の往來し故の名なるべし、さて今此海門の北は、長門國にて、段浦、赤間關と、西へ並び、なほ西は大海なり、南は豐前國にて、早鞆、門司關、大裡、柳浦、小倉、と西へ並び、其西は、筑前國につゞけり、引嶋は此海門の西の口に在て、長門に屬り、さて次手に云むは、彼早鞆神社を、海布刈社とも云て、年毎の十二月晦日の夜、海布刈神事と云あり、其夜は常より殊に甚く潮の干るを、彼社の神主、海ぎはの石階を五百段降りて、底の海布を刈る、其同時に、長門の一宮の神主も、松明を執て、北より同く五百段降りて、相對ひ、丑時のくだりに南北へ相去る、此に因て其浦を、五百段浦と云、又略きて、段浦とも云なりと云り、）さて此海戸に依て、國名をも穴戸國と云り、（長門國是なり）其國の事は、豐浦宮段（傳三十九）に云べし、さて此を書紀には、既而從海路還倭到吉備以渡穴海、其處有惡神、則殺之亦比至難波、殺柏濟之惡神、また唯吉備穴濟神及難波柏濟神、皆害心以放毒氣令苦路人、故悉殺其惡神、並開水陸之徑とあり、傳の異なるなり、（そも〳〵かく同處の惡神の事の、同じさまに二度見えたるは、一事のまぎれて、二にはなれるか、はた前なる穴海は、此記の如く長門のなりけむが、後なる穴濟とまぎれて、吉備とはなれるか、何れにまれまぎれあるべし、其はとまれかくまれ、此記なるは、たゞ穴戸とあれば、吉備なるには非ず、書紀によりて思ひ誤ることを勿れ、吉備の穴海穴濟とあるは、備後國の安那郡の海なり、此郡名もとは、アナなるを、和名抄に、夜須奈と記し、今も然呼は、穴てふ言を惡みて、後に唱へ更たるも

西に、人家しげかりけり、穴戸とはさて云なりけり、其を皇后の軍の御舟、通り難かりけるに、御舟よそひて後、一夜のほどに、此穴戸の山引分れて、今のはやともの渡になりぬ、此山さながら西の海中によりて、島となれり、此嶋の向ひは柳の浦とて、昔里内裏のたちたりける所なるべしと云り、此穴戸の名の説、國人の古く語傳へたるを聞て記せるなるべし、(但其岸の東西に、人家しげかりけり、穴戸とはさて云なりけりと云るは、古言に、海門を、戸と云しことを知らずして、戸を民戸の意と思ひ誤りて云るひがことなり、穴の如くなる海戸と云意なる物をや、さて皇后の軍とは、神功皇后の、韓國言向給ふ時の御軍を云りと聞ゆ、さて其時一夜のほどに、山の引分れたりと云も、古き傳説と聞えたり、嶋となれりと云は、引嶋と云嶋のことなるべし、引と云名も由ありて聞ゆ、但此嶋名は、既に仲哀紀に見えたり、後の名を以記せるにもあるべし、さて此穴戸の事は、なほ内山眞龍が考に云く、長門の段浦と、豐前の早鞆崎との間の海、里人は一里ありと云なれども、いと近くして、わづかに五六町ばかり離れたり、さて此段浦と、早鞆と、相對ひたる、兩方の山の岸、崩れ缺たる形なるを見るに、上代には、此處長門と、豐前とつゞきたる岩山にて、其下に洞ありて、東西通り、潮の通ふ道ありて、船も往來ひつらむ、故穴戸とは云なるべし、仲哀紀に洞海とあるも此なり、然るを後に其洞の上の山を截通して、今の如くよのつねの海にはなれるならむ、されど今も兩方の岸高く、間の海はいと狹く、穴の如くにて、潮の滿乾に流るゝことは、早川の如くなり、かくて西方は、やうやくに廣くして、長門の赤間關より、豐前の柳浦までの間、船路一里なりとぞ、さて早鞆神社は、豐前の地にあれども、今も里人は、長門

く猛勇く坐ほどを顯せるなり、熟苽は、甚柔脆にして、裂易き物なればなり、○也故、諸本並故也
とあるは、下上に寫誤れるなり、(延佳本に、也字無きは、私に除けるなるべし、)今改つる、若櫻
宮段に、以矛刺而殺也、故云々とある例をも思ふべし、書紀に、川上梟帥、亦啓之曰、吾是國中之
强力者也、是以當時諸人不勝我之威力而、無不從者、吾多遇武力矣、未有若皇子者、是以賤賊陋口
以奉尊號、若聽乎、曰聽之、即啓曰、自今以後、號皇子應稱日本武皇子、言訖、乃通胸而殺之、故至
于今稱曰日本武尊、是其緣也、然後遣弟彥等、悉斬其黨類、無餘噍とあり、○山神河神は、下に山
河荒神とあるに同くして、山又河に在て、殘賊暴惡神を云、白檮原宮段なる、熊野山の荒神、此段
なる足柄の坂神、信濃の坂神、伊服岐山神、走水渡神、柏濟惡神、又書紀此御卷に、山有邪神郊有
姦鬼遮衢塞徑多令苦人とある類なり、河神の荒びたる事は、其と記せるは、見えねども、其も有
つらむ、(書紀仁德卷十一年、茨田堤を築きたる處に見えたる、河神などをも、此類とせむか、○
穴戸神は、穴戸に在て、荒ぶる神なり、穴戸は、長門國と、豐前國との間の海門にて、筑前國の、北面
の海より、山陽道の南面の海に入る門なり、穴戸としも名に負たるゆゑは、源貞世(今川了俊
と云し人)が、道ゆきぶりと云物に云く、霜月の廿九日、長門の國府を出て、赤間の關に移り着
ぬ、ひの山とかやいふ麓の、荒礒を傳ひて、はやともの浦にゆくほどに、向ひの山は、豐前國門司
の關の上の峯なりけり、海の面は、八町とかや云めり、潮の滿干のほどは、宇治の甲瀬よりもな
ほ落激りためり、さても穴戸豐浦の都と申し侍ることは、今の赤間の關と門司の關とのあは
ひは、山のひとつなる、其中に、わづかに潮のみちひの路ばかり、穴のやうにて侍るに、其岸の東

幣麻袁須辨志と訓べし、○熟苽は、本叙知と訓、（苽字、延佳本には、瓜と作るはさかしらなり、諸本並苽とあり、集韻に、瓜俗作苽非と云り、然れども皇朝の古書に、多くは苽と作り、）和名抄に、熟瓜、和名保曾知、或説、極熟蔕落之義也とあり、（甚く熟て、おのづから蔕より絶て落たる由の名なり、和名抄に、蔕和名保曾、今按蔕蔕相通とあり、さて熟苽は、本曾知宇理と云べきを、宇理をば省きて云は、此例常に多し、）齋宮式に、七月節（九月亦同）云々、官人以下料、熟苽一百顆、大膳式に、七月二十五日節料熟瓜、（參議已上四顆五位已上二顆）内膳式に、供奉雜菜熟苽八顆、（六七八月）清愼公集に、女御簀子に、ほぞちを長櫃に入て置せ給へるを、夕立のすれば、御格子おろしたるまぎれに、うせければ、盗人は、ほぞちを見ても、雨ふれば、ほし苽とてや、取隱すらむ、古今著聞集に、曉行法印、人の許へまかりたりけるに、苽を取出たりけるが、わろくなりて、水ぐみたりければ、よめる、山城のほぞちと人や、思ふらむ、水くみたるは、瓠なりけり、○振折は、師の折字は拆の誤とせられたるぞ宜き、（振折にては、振てふ言因なし、）本叙知能碁登布理佐伎弖と訓べし、（師のホゾチヲ、フリサクナシテと訓れたるは、わろし、振拆は、熟苽の下にあれば、然訓べきには非ず、且瓜を拆方には、振てふ言、似著ざればなり、熟苽の如振析と云ば、即熟苽を拆が如く振拆と云意なり、然る例多し、瓦解を、瓦の如く解と訓、蜂起を蜂の如く起ると訓て、意は瓦の解るが如く解、蜂の起るが如く起ると云意なるに同じ、）凡て振とは、物の動揚ることに云て、此はかの尻より、小腹へ刺通し給へる刀を、やがてはたらかして、上ざまへ裂揚げ給ふを云なり、さて如熟苽と云るは、熊曾を斬裂給へることの、いと容易きを、譬へて、此王のいみし

し賜ふまじく、唯に天皇とのみ申し給ふべきことの如く思はるれども、上代には、殊更に如此告擧賜ふぞ、優きわざなりけむ、書紀曰、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也、對曰吾是大足彦天皇之子也、名日本童男也、〇者也、此處爾麻須と訓べし、其は上の吾者とあるに係れり、(名と云に係る辭にはあらず、)〇意禮は、人を卑しめ詈稱にて、上巻(傳十根堅洲國段)に出、〇取殺二字を、登禮と訓べし、上文に、たゞ取とのみあるに同じ、〇信然は、麻許登爾然坐牟と訓べし、倭男具那王ぞと、御名告賜へるを承て、信に其王にぞ坐むと申すなり、さるは此王の、世に絕れて勇猛く坐すことは、早くより傳に聞居るが故に、思合せて申せるなり、(又麻許登爾志加理と訓て、不伏無禮と詔へるを承て申せるかとも思はるれど、然には非ず、)〇於西方は、京師より西方なる諸國の中になり、〇除は、淤伎弖と訓べし、〇建强は、多祁久許波伎と訓べし、(凡て今世に、都余志と云ことを、古は許波志と云りき、俗言に、可畏きを許波志と云も、强き者は、おそろしき故なり、)さて此は、吾二人に、並ぶばかりの、建き人は無しと云意なり、〇大倭國とは、畿內の倭を云るなり、〇益は、勝りてなり、〇建男は、多祁伎袁と訓べし、(師は、多祁袁と訓れつれど、さては益而とある而に叶はず、若多祁袁ならむには、上を益れるとこそ云べけれ、)〇坐祁理、凡て祁理は、さし當りたる事を、いさゝか驚きて、歎きたる辭なり、〇自今、一本に自下に于字あり、誤なり、〇倭建御子、御名義、上文に於大倭國云々とあるを承て見べし、西方には、吾二人に並ぶ、建き人は無きに、吾等に猶勝りて建き男は、倭國に有けりと云意以て、稱申せるなり、(又倭と云は、本よりの御名の倭男具那の倭に因れるかとも見ゆれど、なほ然には非じ、)〇應稱は、多々

上に、以字なくては、言足らず、若くは、以字は脱たるにて、皮は、上代に寒を防がむ料に、衣の上に、背ばかりに、獸の皮を被たりしことなどありて、其を云るにやとも思へど、なほ然にはあらじ、)背は、勢と訓べし、此は衣の後の方を云なるべし、(俗言にも衣の後を背と云り、物語書にも、衣縫ことを云る處に、御背合すなど見えたり、)○自尻刺通は、前へ小腹のあたりへ徹し給へるなり、さて此は、逃るを追て、後方より捕へ給へる故に、尻より刺賜へるなり、○其熊曾建白言、此は弟建なり、そも〳〵兄建は、胸を刺れつれば、即命絶たりけむを、此弟建は、尻より刺れつれば即は死ずて、暫は猶堪て、申せることもありしなりけり、○莫動其刀、かく白せる故は、刺たる刀を掻動せば、忽命絶ればぞ、○有白言は、麻袁須倍伎許登阿理とも、麻袁須許登阿良牟とも訓べし、○暫許暫は、斯麻志と訓べし、萬葉十五(七丁)に、之麻思久母、又(十四丁)思麻志久母、又(二十一丁)之末思久母、十八(六丁)に布禰之麻志可勢など見え、又十四(二十一丁)に、思麻良久波ともあり、許は、師の由流斯豆と訓れつる宜し、(婆加理と訓るはわろし、さては押伏の上に言足らず、)速に殺訖賜ふべきを、彼が申す隨に許諾して、暫やすらひ待給ふなり、○押伏は、其身を俯に押伏て壓ひて坐すなり、書紀云、於是日本武尊、抽襟中之劍、刺川上梟帥之胸、未及之死、川上梟帥叩頭曰、且待之、吾有所言、時日本武尊留劍待之、○誰は、多禮爾麻須叙と訓べし、(多禮那流叙と云意なり、那流は、爾阿流の約まりたる辭にて、其を尊みて云ば爾坐なり、)○所知大八島國、云々、上(傳五大八島成出段)に出、國號考に委く云り、○大帶日子云々、抑此御名告ば、當時の天皇に坐せば、後世の心以思へば、坐某宮と云ことも有まじく、大御名をも、擧申

其を書紀にも、酒酣とありて、タケナはとぞ訓る、さて此を、書紀には于時也更深人闌、川上梟帥且被酒と記されたり、（此人闌は、ヒトウスラギテと訓る如く、まことに闌字の意にて、書れたるなるべし、然らば此記に、酣時とあるとは、傳への意の異なるなり、されどよく思ふに、若くは是も古傳書には、酣とありけむを、彼史記なる、酒闌を酣と同意と心得て、人闌とは書れたるにもあらむか、いと紛らはし、されど其は左まれ右まれ、酣と闌とは、意異なれば、酣とあるに、闌ぐ意は無きなり、思ひ紛ふること勿れ、）○熊曾、此は兄建なり、次に弟建が事はあればなり、○衣衿（諸本に、衿字を脱せり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、）は許呂母能久毘と訓べし、字鏡に、裓、衿也、古呂母乃久比とあり、（字彙補に、裓衣前襟也と見えたれば、裓は此字か、）また衿、領衣上緣也、已呂毛乃久比乃毛止保志ともあり、（毛止保志は、俗に云閇理なり、）和名抄には、釋名云、衿、頸也、所以擁頸也、音領、古呂毛乃久比、（衿字、今本に袷と作るは誤なり、）さて此衿字、釋名を見るに、領字に作り、いかゞ、されど字鏡にも、衿とあれば、此方にて領を衿と書ならへるなるべし、さる類多し、衿とは字異なり、されど衿も、衿も、共に衣の久毘にて、俗に云延理なり、さて衿と、襟と通ひて同じ、さて此は、自胸刺通とあるに依るに、衣衿を取とは、俗言に胸ぐらを取と云さまなり、）と見え、天武紀に、襟をキヌノクビと訓り、○刺通とは、胸より刺て、背まで貫徹すを云、○椅は、階なり、（椅字の事は、傳二十の始めに云り、）和名抄に、考聲切韻云、堦登堂級也、俗爲階字、波之、一訓之奈、○背皮皮字は、寫誤なり、（衣服あれば、皮は取ふべきに非ず、たとひ衣服はなくても、背の皮は取へらるゝ處にあらず、）師の以の誤として、以劔と訓れたるに従ふべし、（劔の

なり、）書紀に、於是日本武尊、解髮作童女姿、以密伺川上梟帥之宴時、仍劍佩裡裏、入於川上梟帥之宴室、居女人之中、川上梟帥感其童女容姿、則携手同席、擧杯令飲而戲弄とあり、

○酣時（酣を諸本に、酎と作るは、誤なり、今は延佳本に依り。）は多宜那波那流登伎爾と訓べし、まづ酣字は、酒樂也とも、樂酒也とも、飲洽也とも注せり、かくて是を、多宜那波と云は、宇多宜那加婆の畧かりたるにて、（初の宇を略く例ば常に多し、又那加を略きて、那と云は、級長津彦神を、志那都比古とも云、天武天皇の大御名の渟中を、書紀の訓注に、云農難とある類なり、さて終の波は、濁るべきなれども、上の宜濁音にて、近く濁の重なる故に、おのづから清て云なれしなるべし、宜は必濁るべし、然るを、常に此をも清て云は正しからず、さて又酒酣とあるを、サケタケナハと訓はわろし、二字を連ねて、タケナハと訓べきなり、又たけなはを、日のたけたる、草などのたけたると云、たけの義と心得るは非ず、日又草などのたけは、高くなる意にて別言なり、さて日のたけたると云は、古は朝日の高くなれるを云るに、今は誤りて、日の西に傾けるを然云に因て、酣をも、酒宴の盛過て、やゝしめりたるほどの如く心得るはひがことなり、然るに此に又いと紛らはしきことあり、史記高祖本紀に、酒闌とありて、文穎注に、闌言希也、謂飲酒者半罷、半在、謂之闌と云る此闌をも、タケナハと訓るは、酣と同意と心得誤れる訓なるべし、闌は、然訓べき由なければ、此字によりて、たけなはの意を誤ること勿れ、又闌字をも、タケナハと訓は、又闌字より移れるひがことなり、其は闌入と云意にこそあれ、酒宴には、つゆばかりも由なきことなるをや）俚語もて云ば、酒宴の最中と云ことなり、甕栗宮段にも、盛樂酒酣とあり、

作るもひたぶるに非とは思はれねども、人字のあるは、なほ然にはあらじ、(妾人と書むこといかゞなればなり、されど若其本に依らば、妾人を、袁美那賣杼母と訓べし、和名抄に、妾は和名乎無奈女と見えて、孝德紀にも、妻妾とあるを然訓り、さて女を中古よりはヲンナと云なれども、古言は、ヲミナにて、字鏡にすら乎美奈とあり、是に准ふるに妾も古言は、ヲミナメなりけむを、和名抄のころは、既くミを音便にムと云るなり、或人云、今も陸奥南部あたりにては、妾を、をなめと云と云り、物語書には、かけめとも見え、後世の書に、思ひ物とも云り、今世には、てかけ、又めかけなど云り、さて此の妾人を、師はアラメドモと訓れしかどわろし、凡てあらめと云稱は、無きことなり、さて此は、人字の添へるに就て思ふに、若妾人ならば、賣志毘登杼母と訓むも宜しかるべし、此は正しく妾と定まりたる者とも聞えず、たゞ妾めきたる女どもを云りと聞ゆればなり、賣志は幸、又御など書く意なり、中昔の物語書などに、然る者をめしうど、云ること、往々見えたり、)○室内は、牟漏奴知と訓べし、書紀神功卷哥に、波邏濃知(腹内なり、濃はヌの假字なり、)とあるに依れり、○入坐の坐は、たゞ尊辭にて、入賜ふと云に同じ、(入て座すには非ず、)○兄弟は、阿爾淤登と訓べし、○孃子は、袁登賣と訓べし、上に出、○見感、感字を、諸本に、成、或は咸に誤れり、今は延佳本に依れり、(書紀にも、感其童女容姿、とあり、)○己中とは、兄と弟と座たる中間を云なるべし、○坐は、麻世弖と訓べし、其由は、玉垣宮段(傳廿五肥長比賣條)に云り、萬葉七(二十六丁)に、雜豆臘、漢女乎座而、(此をヲトメヲスヱテと訓るは誤なり、漢女は、漢國の女を云、)○盛樂は、佐加理爾宇多宜多理と訓べし、(此如云ときは、宇多宜は、用語

むる意にて、理字の義に當れり、さて萬葉三に、髪梳の少櫛とある髪梳を、クシゲと訓るはあらず、此は田中道麻呂がユスルノヲグシと訓るぞ宜き、ゆするは、髪を梳ることなり、）萬葉九（三十四丁）に勝鹿眞間娘子をよめる哥に、髪谷母掻者不梳、十六（八丁）に三名之綿、蚊黑髪尾、信櫛持、於是蚊寸垂、解亂などあり、さて梳字は、もと木偏なるを、此方にては、古手偏に書りと見えて、（手して爲るわざなる故に、然書しなるべし、）字鏡に、手部に擧たり、（別に梳擮、櫛、久志とあるは、木部にあり、然れば櫛の義に用るをば、木偏に書、祁豆流義に用るをば、手偏に書るなるべし、）此記なるも、諸本共に、手偏に作り、故今もそれに從ひつ、○服は、祁斯弖と訓べし、著賜ひてと云意の古言にて、美祁斯（御衣）の祁斯なるを、用語に云なり、（美祁斯は、著賜ふ物と云意の名なり、其は佩賜ふ物と云意にて、大刀を御佩しといひ、執賜ふ物と云意にて、弓を御執しと云と同じ格なるを、其執し、佩しも用言にいへば、執して、佩してなど云を以て、御衣の祁斯も、用言には、祁斯弖と云べきことを、准へ知るべし、）なほ下なる、此命の御歌に、那賀祁勢流、意須比とある處に委くいふべし、（傳廿八）○既は、全く盡くの意なり、此記序に、已因訓述者云々、書紀繼躰卷に、全壞、萬葉十七（十三丁）に、天下須泥爾於保比底、布流雪乃などあるも、皆同じ、又（十六丁）吾名波須泥爾多都多山、（此は常に云はやくの意か、又ことごとくの意にてもあらむ、）ともあり、○姿は、須賀多と訓、書紀雄略卷に、容儀、形容、皇極卷に、容止、萬葉に、光儀、容儀、儀などあり、廿（二十九丁）に、阿母志々可、多麻乃須我多波、和須例西奈布母、○姿、立女人之中、諸本に、立女二字を、妾に誤れり、今は眞福寺本に依れり、書紀にも、居女人之中とあり、妾と

には非るか。）○食物上（傳九の始）にいづ、○設備も上（傳九八俣遠呂智段）に出、○傍は、師の阿多理と訓れつるに從ふべし、○遊行は、阿流伎弖と訓べし、（上卷にも見えて、其處も如此訓つ、傳十手間山段）又萬葉五（九丁）に、阿蘇比阿留伎斯ともあれば、此も然も訓べし、○待樂日とは、豫て女人の姿になりて、事を度らむと所思構へて、女人の衣服を設て、幸行しつるに、をりよく、此建近きほどに、新室樂せむとすと云ことを、所聞看せるから、然ては殊に便よけむと所思て、其日を待賜ふなり、○臨は、那理弖と訓べし、下なるも同じ、○如童女之髮梳垂其結御髮は、曾能由波世流美加美袁、袁登賣能加美能基登、祁豆理多禮と訓べし、結御髮とは、かの御額に結賜へる、瓠花の御髮を云、童女は、上卷に出て、袁登賣と訓べきこと、其處に云り、（傳九八俣遠呂智段）さて古童女の髮は、幼きほどより、夫するまでは、垂てありしこと、師の說（萬葉考別記）に委く見えて、大方彼說の如し萬葉七（二十三丁）に、未通女等之、放髮乎、木綿山、十六（十六丁）に、童女波奈理波髮上都良武可、（此哥の次に出せる、椎野連長年說曰云々は、ひがことなり、）などある是なり、放とは、結ざるを云、なほ上代の女人の髮の事、上卷（傳七御誓約の段）にも云り、考ふべし、さて如童女之髮の五字を、宇那韋能基登とも訓べし、和名抄に、髫髮、和名宇奈為、俗用垂髮二字、後漢書注云、髫髮謂童子垂髮也と見え、字鏡にも、髧髮至肩垂貌、宇奈井と見え、（髧字は心得ず）萬葉十六（七丁）に、童子、童兒などもあればなり、梳は、和名抄（容飾具）に、梳一訓介都留、字鏡に、梳加之良介豆留とあり、（梳は、說文に理髮也とあり、漢籍にては、常にクシケズルと訓り、）櫛以て髮を理くを云、（これを俗言に登久と云は、亂れたるを解あきら

り、なほ新室樂の事、彼處にいふべし、(傳四十三のはじめ) 考合せてよ、上に作室とあるも、新に造れるを云なるべし、(若然らでは、作と云こといかゞ、) 又書紀に、此を悉集親族而、欲宴とある宴字を、ニヒムロウタゲと訓る、彼紀の文には、新室の事は見えざるに、如此訓るは、此記の古本に、新室樂とありしに依る物とこそおぼゆれ、さて樂は、宇多宜と訓べきは、(此樂字は、宴樂の樂にて、洛音の方なり、音樂の方には非ず、) 右の書紀、又天智卷などにも、宴を然訓、允恭卷には、讌をも然訓ればなり、宇多宜は、拍上の切まりたる名なり、書紀顯宗卷に、縮見屯倉首縱賞新室云々、夜深酒酣、次第儛訖云々、天皇次起爲室壽曰云々、手賞摎亮拍上賜、吾常世等とある是なり、(釋に、拍上賜者、飲酒之義也、) 酒を飲樂みて、手を拍上るより云る名なり、(今世にも、酒宴して、手を拍ことあり、) 竹取物語に、三日うちあげ遊ぶ、うつほ物語 (藤原君卷) に、すべて七日七夜、とよのあかりして、うちあげあそぶ、榮華物語 (見はてぬ夢卷) に、酒を飲の、しりで、うちあげの、しる、又 (淺緑卷) 三日のほど、よろづの殿ばらまゐりまかで、うちあげ遊び給ふ、又 (本のしづくの卷) 三日のほど、めでたくうちあげあそびて過ぬ、宇治拾遺物語に酒まゐらせ、遊ぶありさま云々、うらあげたる拍子のよげに聞えければ、さもあれたゞ走出て、儛てむ云々などあり、(或人云、美濃國の俗言に、よめ入の時に、聟なる者の、婦翁の許に始めてゆくを、宇茶下と云と云り、宇多宜の古言の遺れるなり、) 言動とは、世に音聞高く、云のゝしるを云、(萬葉十九に、豐宴見爲今日者、毛能乃布能、八十伴雄能、島山爾、安可流橘、宇受爾指、紐解放而、千年保伎保伎吉等餘毛之、惠良々々爾、仕奉乎とある吉字は、若や言の誤りにて、壽言動もし

とも、新に裁縫てこそ用ひたまふべけれ、遙遙に伊勢まで申し請たまふべきには非ず。）○劒は、諸本に小劒とあれど、今は眞福寺本延佳本に、小字無きに依れり、書紀にも、たゞ衵中之劒とあり、（此に小劒とあるは、納于御懷と云るによりて、後人のさかしらに、小字を加へたるなるべし、懷中に匿佩るは、玉垣宮段にも、紐小刀とこそあれ、記中に、小劒と云る例はなし、但し小刀は劒の一種にて、彼は小刀、此は小刀には非る故に、小劒とは書まじきには非ず、又下文には、ただ出劒以劒などありて、諸本共に小字はなけれども、此はた初に一たび小劒といへば、次々は小を畧くも常なり、されば小劒とあるも、ひたふるにわろしとは云がたし、師は小劒とあるに依て、二字をサビと訓れつれど、此訓いかゞ、若小劒ならば、古陀知、袁陀知、或は知比佐伎多知など訓べし。）たゞ尋常の劒なるべし、○懷は、含處の義なり、（己が郷のあたりの賤き者は、多くほところと云り、姓氏錄に、物部氏に、懷大連と云人あり、布都久呂大連とも書り、舊事紀には、布都久留大連とあり。）さて劒を、御懷中に納賜ふは、婦人の御姿儀になり坐むために、匿し賜ふなり、（故尋常の劒なるべしとは云なり、さて尋常の劒ならむには、長ければ懷には納がたからむかの疑もあるべけれど、下方へかけては、長きも納まじきにあらず。）○闔は、加久美と訓べし、書紀仁徳卷大后の御哥に、箇區瀰夜儾利、（闔八人なり）萬葉廿（三十七丁）に、若草之都麻母古騰母毛、乎知己知爾、左波爾可久美爲などあり、此は身の衛護に、常に軍士を備へて、闔ませ置なり、○言動爲御室樂は、爾比牟漏宇多宜世牟登伊比登余美弖と訓べし、御字は、新の誤りなるべし、（御室樂とては、室と云こと用なく聞ゆ。）甕栗宮段に、到志自牟之新室樂と見えた

を結額とは書べからず、されば此は、なほ字のまゝに訓べきなり、さてひさごばなと云は、其束額る形の、匏の花にぞ似たりけむ、うつほ物語初秋巻に、みな相撲の裝束し、ひさご花かざしなど、いふめづらかなることゞも有つゝ、とあるは、匏の花を挿頭せるを云るなるべし、）さて髮を此如結へるは、年十五六の間のことなる故に、上に當と云るも、此御齡のことに當り給へるよしなるべし、〇姨は、美袁婆と訓べし、倭比賣命は、大御父天皇の、御同母妹に坐り、和名抄に、伯母、父之姉也、和名乎波、叔母、和名同上、父之姉妹爲姑、一云阿叔母、和名同上と見え、姨は、同書に、母之姉妹也とあれども、共に袁婆と云故に、通はして書るなり、字鏡には、姨母乎波とあり、袁婆は小母の意の稱なり、〇倭比賣命上（傳二十四）に出、〇御裳、和名抄に、裙裳、釋名云、上曰裙、下曰裳、和名毛とあれど、上を裙、下を裳と分て云は、漢ざまにて、此方にてはたゞ裳なり、さて母とは、纏衣の切まりたる名にやあらむ、（腰に纏ふ服なればなり、裏の裳も纏ふ物なり、裏裳の事は、傳六御身滌の段にいへり、）〇給は、多麻波理と訓べし、多麻波流は、被給にて、給ふを受るを云、（多麻布と、多麻波流とを、今は一に心得たるは非なり、多麻布は、與ふる方につきて云、多麻波流は、受る方につきて云言なり、此は倭比賣命の與へたまふ方より云に非ず、倭建命の、受たまふ方より云るなれば、多麻比と訓ては違へり、又多麻布を、多夫、多麻波流を、多婆流とも云り、是も多夫と、多婆流とのけじめ右に同じ、）さてかく女人の衣服を、設備へて幸行す所以は、下に見えたり、又此比賣命の御衣御裳をしも、請し賜はり賜ふ所以は、倭比賣命は、伊勢大御神の、御杖代と坐ませば、其御威御靈を假賜はむの御心なりけむかし、（若し然らずば、女人の衣服なり

臣等乃中爾、無禮久逆在流人止母在而廿四に、汝乃多米仁無禮之弖不從奈賣久在牟人乎方、(賣字今の本に壹に誤れり)などなほ多く見ゆ、韋夜は、書紀に、禮神禮賢、又恭又敬などある韋夜にて、宇夜麻布宇夜々志などの宇夜と一なり、書紀景行卷に、無禮ともあり、○取は殺せと云むが如し、此事水垣宮段(傳廿三大毘古命條)に云り、考合すべし下文には即取殺とあり、○當此之時とは何とかや漢文めきたる語なれども此はかくも云べき處なり、故字の隨に訓つ、○其御髮結額は、曾能美加美、美比多比爾由波世理と訓べし、此は書紀崇峻卷(蘇我大臣馬子が諸皇子及群臣を勸めて、物部大連守屋を討ところ)に、是時厩戸皇子束髮於額而隨軍後とありて細注に古俗年少兒年十五六間束髮於額、十七八間、分爲角子、今亦然之とあるが如し、かくて此は御齡の十五六に坐ことを即如此申せるなり、書紀には、此御髮の事は無くて、遣日本武尊令擊熊襲時年十六とあるにて知べし、(彼厩戸皇子に云るは、次文に、作四天王像置於頂髮とあれば、其爲にまづ御髮のさまをば云るに似たれども、實もなほ御齡をしらさむための文なるべし、たゞ頂髮に置ことを云む料のみには、まづ御髮のことは云おかずともあるべければなり、さて又此も、下文に、如童女之髮云々とあれば、其料に、先云る如くにも聞ゆめれど、若然らば、爾小碓命とある下に云べき事なるに、其より前に先云るは、御齡のほどを、知らせるなり、此事を先言て、次に爾小碓命云々とあるは、何とかや語の次序違へること聞ゆるは、此故ぞかし、さて彼書紀の、束髮於額を、ヒサコバナニシテと訓るは、古言なるべし、然れば、此の結額をも、然訓べきに似たれども、此記の例を思ふに、若然らば、言のまゝに、爲瓠花などこそ書べけれ、其

其御子は倭建命なり、○建荒とは、先に天皇の詔には、たゞ泥疑教覺と詔へるのみなるにゆくりなく右の件の如く、行ひ賜へるは、唯に建く坐のみに非ず、いといと荒き御所爲なるを云、○惶とは、つら〳〵思に、たゞ建とのみはあらで、荒と云、又所爲行などはあらで、情と云るなど、此度の御所爲に因て、其御心の荒きほどを、所知看て今以後もなほ如何なる荒き行をか爲賜はむと、恐れ惶み賜ふなり、されば熊曾を征に遣すは、かたへは、京に居賜ふことを、畏み賜ひて御所を遠ぞけ賜はむの、大御心もや坐けむ、さて西方の政竟て復命し給ひしに、又頻て東方言向に遣せりしも、此故とこそ聞ゆれ、其時倭比賣命に、罷白し賜へる御言の趣も、然聞えたり、其由なほ彼處に云べし、(書紀には、荒きを疎み遠ざけたまへるさまはさらに見えず、彼紀は、此皇子をば、初終いとことに愛く所念したる趣なり、傳の異なりしなるべし、) ○詔之、之字舊印本、延佳本には、云とあり、餘の本は皆之なり、○熊曾建、熊曾は國名にて、上卷 (傳五大八嶋成出段に出、建の例は、白檮原宮段 (傳十九八十建條) にいづ、○二人は、下文に、兄弟二人とある是なり、(書紀には一人なり) ○不伏は、白檮原宮段 (傳十九のをはり) に見ゆ、○无禮 (无字、諸本並兄に誤れり、今は延佳が改めつるに依つ、) は韋夜那伎と訓べし、(萬葉十二に、妹登曰者、無禮恐と見え、書紀に、輕をもナメシと訓れば、此の无禮をも、ナメキとも訓べけれど、次に引る、續紀に、無禮と、奈賣久と、並言ればなほヰヤナキと訓べきなり、さてヰヤのヰを、イと書は非なり、續紀宣命に、爲夜とあり、) 高津宮段に、其王等、因无禮而、退賜、穴穗宮段に、言以白事者、思无禮、玉穗宮段に、竺紫君石井、不從天皇之命而、多无禮、書紀武烈卷に、無敬など見え、續紀廿に、頑者、王等

建之家見者。於其家邊軍圍三重。作室以居。於是言動爲御室樂。設備食物。故遊行其傍。待其樂日。爾臨其樂日。如童如之髮梳垂其結御髮。服其姨之御衣御裳。既成童女之姿。交立女人之中。入坐其室内。爾熊曾建兄弟二人見感其孃子。坐於己中而。盛樂。故臨其酣時。自懷出劒。取熊曾之衣衿。以劒自其胸刺通之時。其弟建見畏逃出。乃追至其室之椅本。取其背皮。劒自尻刺通。爾其熊曾建白言。莫動其刀。僕有白言。爾暫許押伏。於是白言。汝命者誰。爾詔吾者坐纏向之日代宮所知大八嶋國。大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子。名倭男具那王者也。意禮熊曾建二人。不伏無禮聞看而。取殺意禮詔而遣。爾其熊曾建白信然也。於西方除吾二人無建強人。然於大倭國。益吾二人而建男者坐祁理。是以吾獻御名。自今以後應稱倭建御子。是事白訖。即如熟苽振折而殺也。故自其時稱御名謂倭建命。然而還上之時。山神河神及穴戸神皆言向和而參上。

（然るを手と云ずして、枝としも云るは、兩手兩足を、皆から引闕たる如く、も聞ゆめれども、然には非じ、上に持捕搤批てとあれば、手を捕へて搤批て、卽其手を引闕なり、引闕と云には、手と云むよりは、枝と云るぞ似つきたる、軀に屬たる支體を、除去る意なればなり、）上卷に、湯津々間櫛引闕ともあり、○薦は、古毛と訓、和名抄坐臥具に、唐韻云、薦席也、和名古毛とあり、又厨膳具に、漢語抄云、食單須古毛とあるも、式などに食薦とある物なり、萬葉十三（十四丁）に、破薦乎敷而、十四（二十八丁）に、麻乎其母能、布能末知可久豆（眞小薦之、節而已近而なり、）十六（二十一丁）に、薦疊など見ゆ、又和名抄草類に、本草云、菰一名蔣、和名古毛、（此は眞菰と云、水草のことなり、）ともあり、そも〱古毛と云は、もと席の名なるを、草名は席に爲るより負たるか、又草名を本にて其草以て爲るより、席名ともなれるか、其本末は詳ならず、此に云るは、席の古毛なり、○裏投棄は、扳離取たる手を云なるべし、（殺して屍を如此爲るには非じ、）さて手を拔離去れ賜ひて後、其兄王の命は如何ありけむ、存亡知らえず、（手或は足を去ても死ざることもあり、）

於是天皇惶其御子之建荒之情而。詔之。西方有熊曾建二人。是不伏无禮人等。故取其人等而遣。當此之時。其御髮結額也。爾小碓命。給其姨倭比賣命之御衣御裳。以劔納于御懷而幸行。故到于熊曾

朝明阿佐介と云郡名もあり、）○入厠、和名抄に、厠和名加波夜とあり、なほ厠の事、白檮原宮段（傳廿丹塗矢條）に云り、入は、兄王の入賜ふなり、○持捕は、登良閇豆と訓べし、（持字、眞福寺本には、待とあり、其に依らば、厠に入を待つけて捕ふるなり、然れども、古言に待云々と云る例、皆待受てする事に云へれば、いかゞ、此は厠に在て待受たまふとは聞えず、又然はあるまじければ也、）若櫻宮段にも、曾婆訶理竊伺己王入厠、以矛刺而殺也とあり、凡て厠に入には、佩る刀などをも、解置き身の裝束警備をも去て、物するものなる故に、平常よりは窺ひ易きなり、（故後世にも、亂世などには、武士は厠に入居るほどを、心することぞかし、）○搤批、此字のこと、上卷（傳十四雷建御神段）に云り、考合すべし、此も彼處に效ひて、都加美比斯岐豆と訓つ、さてかの上卷なるに、准へて思ふに、此も兄王の手を、搤批賜ふなり、（次に枝と云るは、手なればなり、されば此は其枝を搤批ぎて、引闕てと云意ぞ、）○枝は手足を云、書紀雄畧卷に、張夫婦四支於木、置假庪上、以火燒死、（三代實錄卅に、美作守四支王と云人見えたり、異なる名なり若は誤字にや、印本には、王字を脱せり、古本にあり、）とある支と同じ、和名抄形體部に、野王按肢四體也、和名衣太とあり、手足は、樹枝と同じさまなる物なる故に、共に延陀と云なり、（樹の枝を本にて、其に准へて云には非ず、此も彼も本よりの名なり、さて此の枝字を、延佳は可作肢乎と云れども、延陀と云名同じければ、通はして枝とも書るは、古の常なり、漢籍にすら、孟子に、爲長者折と云るを、趙氏注には、折枝按摩手節也といひ、後漢書王龔傳注にも、劉熙云、孟子云、折枝、若今按摩也と云り、凡て支枝肢は、皆本は同じくて、相通ふ字なり、）○引闕は、兄王の手を拔離去なり、

は參出賜ひしに、此こゝろとなりては、ふつに絶て參出賜はぬなるべし、そは小碓命に、肢を引闕れ賜ひつれば、さぞありけむ、)○有未誨乎は、伊麻陀誨閇受阿理夜と訓べし受阿理は、邪理と云に同じ、(凡て邪理、邪流は、受阿理、受阿流の切まりたるにて、同じ言なり、然るに別に有字を添て書るは、古のさまなり、萬葉などに、然る例多し、さて有未二字を、たゞに邪理と訓むも、同じことなれども、有字を添て書るは、本言のまゝに、受阿理とぞ語り傳へけむ、さて又邪理夜を、後世には邪流夜と云へども、然ては言つゞきの格に違ひて俗し、凡てかくさまに言の總る、結の疑の夜の上は、阿理夜、那志夜など、云ふ格にて、阿流夜、那伎夜などは云ず、然れば邪流夜、受阿流夜と云ては、俗言なり、かゝる差をよく心得おくべし、さて又此を、師のオ。シ。フ。マ。ジ。キ。コ。ト。ア。ル。ヤと訓れたるは、甚わろし、有字の古の格を思はれざりしものなり、又ザ。ル。ヤ。のわろきことも、右に云が如し、)いまだ泥疑誨覺さゞるかと問賜ふなり、(此は泥疑と覺とを省き、次には、誨と覺とを省て、たゞ疑泥と云、)○既爲泥疑は須傳爾泥疑都と訓べし、爲字を添て書るは、白檮原宮段に、爲遠延とあると同じ格なり、此事彼處(傳十八高倉下の下)に云り、考合すべし、○如何は、伊加佐麻爾迦と訓べし、(俚言にどのやうにと云に當れり)萬葉一(十七丁)に、何方、御念食可、(二又十三などにもかくあり)○朝署、署字は、曙の偏を省けるなり、(延佳本に曙と作るは、例のさかしらに改めつるならむ、諸本みな署とあり、偏を省ける例、上卷呉公の下、傳十根堅洲國段に委く云り、)二字師の阿佐氣と訓れつるに從べし、阿斯多と云と同じことなり、(阿斯多とも訓べし)萬葉に、朝開、旦開、朝明、また安佐氣など多く見ゆ、(伊勢國に、

命を續物にて、上なく重きわざなれば、其禮儀、如此嚴重にあるべきことわりぞかし、）中昔までも御膳の儀式嚴重なりしこと、諸家の記錄ぶみ、物語ぶみなどを見て知るべし、○專は、上卷（傳十五）猨田毘古神段に、專汝往將問者とあると同じ、この言の意、彼處にくはしく云へり、○泥疑は、萬葉六（二十五丁）に、天皇賜酒節度使卿等御歌に、食國、遠乃御朝庭爾、汝等之、如是退去者平久、吾者將遊、手抱而、我者將御在、天皇朕、宇頭乃御手以、掻撫曾、禰宜賜、打撫曾、禰宜賜、將還來日、相飲酒曾、此豐御酒者、廿（十八丁）に、安豆麻乎能故波、伊田牟可比、加弊里見世受弖、伊佐美多流、多家吉軍卒等、禰疑多麻比、麻氣乃麻爾々々、云々、豐後國風土記に、直入郡禰疑野、昔者纒向日代宮御宇天皇行幸之時、此野有土蜘蛛云々、天皇親欲伐此賊、在茲野、勅歷勞兵衆、因謂禰疑野是也、（此事は書紀にも、十二年十月下に見ゆ、）などあり、右の例どもと、上卷石屋戸段に布刀詔戸言禱白とあるとを、合せて思ふに、此の泥疑は、今世俗言に、御苦勞ながらと云意を以て、兄王に、參出賜はむことを、乞白し賜ふを云なり、（右の風土記に、勞兵衆とあるも、其勞を思ひて、俗に大義ながらと云こゝろばへを以て、稱慰めて、兵衆の勤しからむことを希ふ意なり、）なほ彼石屋戸段にいへる（傳八）と、考あはせて知べし、（すべてこの言は、用ひたる處によりて、その主といふ意は、いさゝかづゝ異なるがごとくなれども、云もてゆけば、皆一意におつるなり、）○教覺とは、必參出賜はではあるべからざる趣を、說教へよなり、○至于五日は、伊都迦登伊布麻傳爾と訓べし、○久不參出とは、朝夕の大御食に、參出賜はぬのみならず、此は凡て參出賜はぬを詔ふなるべし、（初に問賜ひし程までは、大御食にこそ參出賜はね、然らぬ時に

阿斯多能由布辨能と云べし、阿佐乃余比乃とはいはじ、又阿佐由布と云言は、萬葉までは見えず、やゝ後の言なるべし、こはついでにいふ、大御食は、上(傳廿五本牟智和氣御子の下)に出、祈年祭祝詞に、皇御孫命能、朝御食夕御食能云々、(月次祭詞にもかくあり)大神宮延暦儀式帳に、朝大御饌夕大御饌、同外宮儀式帳にも、天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎、日別供奉とあり、○不參出來、かく問賜ふを以思ふに、上代天皇の朝夕大御食所聞看す御禮儀、いと嚴重にして、然るべき皇子等なども、參出候ひて、供奉賜ひけむ、されば其になほ種種の儀式のありけむことと知られたり、(天皇の大御食の御儀、然あれば、自餘の貴人、又凡人までも、ほど／＼に其禮儀ありけむことも、准へて知られたり、然るに皇國の古は、凡てかゝる事などをも、論ひ言こと無かりし故に、上代には何の禮儀も無かりし如く思ふは、古のさまをよく考へ見ざるひがことなり、漢國は、何事をもこちたく論ひ云風俗なる故に、其を見て、かゝる禮儀はたゞ彼國にのみ有しがごと思ふめり、言痛く言ることこそなけれ、皇國の上代にも、何事の禮儀も、あるべきかぎり有しことを、此一事を以ておしはかり知べし、然るを後には、彼漢國のこちたき說を信みて、彼國俗をのみよきことにして、何事も效ひ用ふるまゝに、皇國の上代の禮儀は、皆消失て、細なることゞもは、如何樣にありけむ知がたくなりぬるは、いと悲きわざなり、されど如此事にふれて、其趣のはし／＼見えたるは、又いとたふときことぞかし、なほざりに勿看過しそ、)姓氏錄、雀部朝臣條に、星河建彥宿禰諡應神御世、代於皇太子大鷦鷯尊、繫木綿襷、掌監御膳、因賜名曰大雀臣とあり、是も大御食に、皇子等の供奉賜ひしことの見えたるなり、(そも／＼食は、

古事記傳二十七之卷

本居宣長謹撰

日代宮二之卷

天皇詔小碓命。何汝兄於朝夕之大御食不參出來。專汝泥疑教覺。泥疑二字以音下效此如此詔以後至于五日。猶不參出。爾天皇問賜小碓命。何汝兄久不參出。若有未誨乎。答白既爲泥疑也。又詔如何泥疑之。答白。朝署入廁之時。持捕搤批而。引闕其枝。裹薦投棄。

何は、那爾登加母と訓べし孝德紀の歌に那爾騰柯母、于都倶之伊母我、磨陀左枳泥渠農、○汝兄とは、櫛角別王か、大碓命か、二柱の內決めがたし、(思ふに此段のさま、書紀に、廿八年云々、日本武尊、奏言臣則先勞西征、是役必大碓皇子之事矣、時大碓皇子愕然之逃隱草中、則遣使者召來、爰天皇責曰云々とあると、面影似たることとあれば、同く大碓命の事にて、傳の異なるにやあらむ、されど彼は倭建命の西國を平賜ひて後の事なれば、いかゞあらむ、かにかくに決めがたし、)

○朝夕之大御食、朝夕は、阿斯多由布弁と訓べし、萬葉四(二十八丁)に、旦夕爾とあり、又阿佐余比とも訓べし、萬葉十七(四十丁)に、安佐欲比其等爾などなほ多く見ゆ、(されど、朝と夕とをたしかに言ことには、阿斯多由布弁と云べきにや、大御食なども、朝之夕之と別て云ときは、必

云、五十七年秋九月、造坂手池、即竹蒔其堤上、かく二典共に、堤に竹を植られし事を記されたるは、(他には、其例見えず)古はめづらしくやありけむ、

古事記傳二十六之巻終

人に、問賜へるを以て知べし、）和名抄に、同郡三宅、（美也介）鄕あり、是其跡なるべし、書紀仁
德巻に、額田大仲彦皇子、將掌倭屯田及屯倉、而謂其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰曰、是屯田者、自
本山守地、是以今吾將治矣、爾之不可掌云々、大鷦鷯尊問倭直祖麻呂曰、倭屯田者、元謂山守地、
是如何、對言、臣之不知、唯臣弟吾子籠知也云々、吾子籠對言傳聞之、於纒向玉城宮御宇天皇之
世、科太子大足彦尊、定倭屯田也、是時勅旨、凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也、其雖帝皇之
子、非御宇者、不得掌矣、是謂山守地非之也云々、大中彦皇子、更無如何焉、（これに、垂仁天
皇の御世に、太子大足彦尊に科せて、定めしむとあると、此記に、此御世に、定賜ふとあるとは、い
さゝか傳への異なるなり、さて右の額田大仲彦皇子を、大山守皇子の誤ならむと思ふは、中々に
非なり、）○坂手池、（手を多と訓、又度と訓る、みな非なり、凡て手は、上に連言ときこそ、多と云
こと多けれ、下にあるを、いかでかさは云む、又度と訓るは、續紀卅六に、河内國尺度池と云見え
たるなどを思ひてにや、されど手を度と訓べき由なし、）萬葉十三（四丁）に、云々鳥網張、坂
手乎過とある地なるべし、大和國なり、（此哥の坂手をも、今本に、サ゜カ゜ト゜と訓るはいかゞ、式に
十市郡に、坂門神社あれば、其處を思ひてにや、又若は、古本には、坂戸とありしを、手に誤れるを、
訓は本のまゝにて、遺れるにもやあらむ、然らば、彼坂門神社と、同地なるべければ、此には引べ
からず、然れども、）今も城下郡に、坂手村と云あれば、其所なるべし、彼哥の、路次にかなへり、（式
に、尾張國中島郡、坂手神社あり、こはたゞ國名の例を引るのみぞ、）○竹植其堤、堤は、包む意の
名なり、字鏡に坡陂、以土壅水也、豆々牟とあり、和名抄に、陂堤、和名豆々三、隄、又作堤と見ゆ、書紀

某々と云）九月詔櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等、主掌屯倉之稅、宣化卷元年夏五月、詔曰食者天下之本也云々、夫筑紫國者、遐邇之所朝届云々、是以收藏穀稼、蓄積儲粮、遙設凶年、厚饗良客云々、故朕遣阿蘇仍君、加運河內國茨田郡屯倉之穀、蘇我大臣稻目宿禰、宜遣尾張連、運尾張之穀、物部大連麁鹿火、宜遣新家連、運新家屯倉之穀、阿倍臣、宜遣伊賀臣、運伊賀國屯倉之穀、修造官家那津之口、又其筑紫肥豐三國屯倉、散在縣隔云々、亦宜課諸郡分移、聚建那津之口云云、欽明卷十七年秋七月、遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前兒島郡、置屯倉、以葛城山田直瑞子爲田令、田令此云陀豆歌毘、推古卷十四年、每國置屯倉などあり、なほ上なる田部下に引る文どもをも考合すべし、かくて孝德卷に二年春正月宣改新之詔曰、其一曰罷昔在天皇等所立子代之民、處處屯倉及云々、同年詔云々、宜罷官司處々屯田、及吉備島皇祖母處々貸稻、以其屯田班賜群臣及伴造等、また皇太子奏請曰云々、現爲明神御八島國天皇、問於臣曰云々、及其屯倉猶如古代而置以不、臣即恭承所詔、奉答而曰、天無雙日、國無二王、是故兼幷天下、可使萬民、唯天皇耳、別以入部及所封民、簡充仕丁、從前處分、自餘以外、恐私駈役、故獻入部五百二十四口、屯倉一百八十一所とあり、（右の文の趣を考るに、當時郡臣の賜はりて私に有てる屯倉も多くありつる、其は皆、公に獻らしめて、たゞ正しく天皇の御料にてあるをば、舊のまゝに存れたる如く聞ゆれども、大方此孝德天皇の御世には、古の御制度をば、多く廢られて、何事も變りぬれば、屯倉といふ物は、大方此時よりぞ絕ぬらむかし、）さて後には、たゞ徒に、此彼地名にのみ殘れり、倭屯家とは、（一國の倭には非ず）大和國城下郡倭郷なるを云、（仁德紀に此屯家のことを、倭直氏の

れば屯倉と書るは、其御倉に就て書る字、屯家官家などは、其名の本の義、又官所に就て書る次なり、されど美夜氣と云は、御倉官所にはたれる名にて、字も通はし用ひたり、さて又屯字を書ことは漢國にて、邊塞を守る戍兵どもの、留居る間、其處にて田を佃るを、屯田と云、其は郷里にて、己が田を佃るとは、異りて、他所に役往て、外の田を佃るなれば、皇國の御家の御田を、田部を役て、佃らしむるも、其にいささか似たることあるを以て、其字を借て、御田を屯田と書き、其より移りて、屯田の倉、屯田の家と云意にて、屯倉屯家なども書るならむ、又は屯倉は、其御田の稻穀を聚置所なるを以て、聚る意にて、屯字を書にもあらむか、若然ならば、御田に此字を書は、屯倉の田と云義ならむ、いづれにまれ、字は假物なれば、とてもかくてもありなむ）又其御田をも包合せて、常に美夜氣と云り、（置某屯倉などあるたぐひ、皆其御田をも包て云なり、分て云へば、倉と、田と、官所となり、）さて其御田を掌る人を、田令と云（欽明紀に見ゆ）又屯田司ともあり、（仁德紀天武紀）又其御倉官所を掌る人を、屯倉首と云りと聞ゆ、（清寧紀に、播磨國赤石郡縮見屯倉首忍海部細見てふ人見ゆ）なほ書紀卷々に、其事どもの見えたるを、左に引り考見て、其さまをさとるべし、（古の大方のさまを、心得やすく、今世に准へて云はば、國々なる、國造、別、君、直、稻置、縣主、などは、今の諸大名の如くにて、屯田と云は諸國にある、公儀の御料地の如く、屯家は、其御藏、御代官所の如くなる物なり、但し屯田は、處々に散在て、數いと多くて、今の公儀の御料などの如く、一處に廣く大にて在しにはあらず、屯家も、其屯田の處毎に、各有しなり、（安閑卷二年五月置某々屯倉、（此に擧たる國國の屯倉、二十六處あり、今其をば省て

り、さて此氏の下に、彼故事を擧たるも、膳大伴部と云ことの、由縁を顯せるなり、）なほ此事、境原宮段、膳臣の下（傳廿二の始）と、考あはすべし、（貞觀儀式、神今食儀に、膳伴造、鑽火即炊御飯とあるは、右の膳大伴部氏なるべし、）定とは、彼多くの膳夫等を此時に始めて、膳之大伴部と號けて、磐鹿六雁命に、屬賜へるを云なるべし、○倭屯家、屯家は美夜氣と訓、書紀垂仁卷に、二十七年、興屯倉于來目邑、屯倉此云彌夜氣、とあり、（これ屯倉の始めて見えたるなり、但し屯倉、此より始まるには非ず、此より先にも、舊よりありはしけむ、）名義は、御家なり、家を夜氣とも、夜加とも云例、朝廷も大家なり、又書紀に、舍屋、宅屋などを、ヤカスと訓るも、家栖なり、（源氏物語にも、家を、夜加と云ることあり、）家持と云人名もあり、（夜氣とも、夜加とも、通はし云は、食を、宇氣とも、宇加とも云と、同格なり、）されば、美夜氣は、意富夜氣と云と、同じ意ばへなる名にて、もと官所のことなり、其中に分て此名を負て、諸國處々にありて、屯家と云物は、（宍穗段に、屯宅とも書、書紀には、屯倉と書、又官家とも書れたり、又地名、姓などには、三宅と多く書り、何れも皆同じことなり、但し官家と書るは、百濟國などを、官家國と云ることとある、多くは其に書れたり、皇國內なる美夜氣に、官家と書れたる處は、いと稀なり、韓國を云るをば、欽明卷に、彌移居とも書り、其は韓人の書る字なり、なほ韓國を美夜氣と云る事は、訶志比宮段に、委く云べし、）古は國々處々に、朝廷の御田ありて、（書紀仁德卷、孝德卷、天武卷などに、屯田とある是なり、そはたゞ、朝廷の御田と云ことなり、屯字には拘らぬことぞ、）かの上に出たる、田部と云者を役ひて佃らしめて、其御田に成れる、稻穀を藏むる御倉、及其官舍をも、合せて美夜氣と云ひ、（さ

今謂之安房社、(式に、安房國、安房郡、安房坐神社、名神大、月次、新嘗、今洲崎大明神と申す是なり、)
續紀八に、養老二年五月甲午朔乙未割上總國之平群安房朝夷長狹四郡、置安房國、十四に、天平
十三年十二月丙戌、安房國幷上總國、廿に天平寶字元年五月乙卯、安房國依舊分立とあり、書紀
に、五十三年秋八月、天皇詔群卿曰、朕顧愛子、何日止乎、冀欲巡狩小碓王所平之國、是月乘輿幸
伊勢、轉入東海、冬十月至上總國、從海路渡淡水門云々、そも〳〵此時淡は、いまだ一國
の名には非ず、上總國の內にて、其水門と云は、安房と、相摸國御浦郡の御崎(今も御岐と云)
との間を大海より、入海に入る海門なり、(此入海は、東は上總、西は武藏、北は下總にて包めり、
淡水門は、其南方の口なり、さて今天皇の、此水門を渡坐しとあるは、還り上坐道にて、上總より
相摸へ渡り賜ふなり、)さて此に定と云は、天皇の渡坐しにつきて、始めて此名を定賜へり
とにや、又始めて此海路の開けしを云にもあるべし、○定膳之大伴部、膳は加斯波傳と訓べし、
膳夫を云、此物の事上(傳十四櫛八玉神條)に出、書紀に、五十三年云々、(此處の文上に引り)
渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣遠祖
名磐鹿六鴈、以蒲爲手繦、白蛤爲膾、而進之、故美六鴈臣之功、而賜膳大伴部とあり、大伴部と云
は、膳夫ども、多く其伴の廣き由の稱なり、賜とは、其多くの膳夫部を、悉く率掌らしめて、其
部の、帥と爲給ふを云なり、(膳大伴部と云姓を賜ふには非ず、此事よくせずは混ふべし、然る
に姓氏錄に、別に膳大伴部と云姓の有て、彼故事を擧たるは、いかにと云に、此姓は、膳臣氏より
分れたる姓にて、後の事なるを、先祖六雁の膳大伴部を、帥し由縁を以て、其を姓に負ひたるな

麗人爲小身狹屯倉田部、是即以韓人高麗人爲田部故因爲屯倉之號也、(爲屯倉之號也とは、韓人大身狹屯倉高麗人小身狹屯倉と云號なり。) 三十年春正月詔曰、量置田部其來尚矣、年甫十餘、脱籍免課者衆、宜遣膽津檢定白猪田部丁籍夏四月膽津、檢閲白猪田部丁者依詔定籍果成田戸、天皇嘉膽津定籍之功、賜姓爲白猪史、尋拜田令爲瑞子之副、(瑞子見上、見上とは、十七年の下に見えたるを云、其文は、次なる倭屯家の所に引り、白猪田部とは、白猪屯倉の田部を云。) 敏達卷に、三年冬十月、遣蘇我馬子大臣於吉備國、增益白猪屯倉與田部、即以田部名籍授于膽津、など見えたり、なほ次なる倭屯家の下と、考合すべし、さて國々に、田部てふ地名のあるも、(和名抄に、下總國匝瑳郡、下野國足利郡、長門國豐浦郡、筑前國早良郡、などに、田部郷あり、式に、近江國高島郡に、田部神社もあり。) 古に、此部の居住し跡なるべし、續紀 (廿六) に、田部宿禰と云姓の人も見え、記中に、櫻井田部連と云もあり、○定とは、此時に始めてには非ず、舊よりも有し物なるを、更に增などして、多く定められしなるべし、(書紀五十七年に、見えたるも然る趣なり。) ○定東之淡水門、東は阿豆麻と訓べし、(阿豆麻てふ名は、倭建命の後に、始まりつれど、此はなほ後の傳言なればなり。) 淡は安房國なり、(東之と云は、四國の阿波と分むためなり。)

古語拾遺 (神武天皇の御世の、事どもを記せる處。) に、又令天富命 (太玉命之孫) 率齋部諸氏、作云々、木綿麻等云云、仍令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種云々、天富命更求沃壤、分阿波齋部、率往東土、播殖麻穀、好麻所生、故謂之總國、(古語麻謂之總也、今爲上總下總二國是也。) 阿波忌部所居、便名安房郡、(今安房國是也。) 天富命、即於其地、立太玉命社、

計、每念於茲憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹、詔曰可矣、宜早安置、大伴大連金村奏稱、宜以小墾田屯倉、與每國田部、給貺紗手媛、以櫻井屯倉、與每國田部、給賜香々有媛、以難波屯倉、與每郡钁丁、給貺宅媛、以示於後、式觀乎昔、詔曰依奏施行、（每國田部を給ふとは、國々にある田部の内を取て、今賜ふ屯倉に屬て賜ふを云、其屯倉の御田を、佃らしめむがためなり）　閏十二月行幸於三島、大伴大連金村從焉、天皇使大伴大連、問良田於縣主飯粒、縣主飯粒、慶悅無限、謹敬盡誠、仍奉獻上御野、下御野、上桑原、下桑原、幷竹村之地、凡合肆拾町、大伴大連、奉勅宣曰、率土之下莫匪王封、普天之上莫匪王域云々、今汝味張、率土幽微百姓、忽爾奉惜王地、輕背使乎宣旨、味張自今以後、勿預郡司、於是縣主飯粒、喜懼交懷、廼以其子鳥樹、獻大連、爲僮豎焉、於是大河內直味張、恐畏求悔、伏地汗流、啓大連曰、愚蒙百姓罪當萬死、伏願、每郡以钁丁春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇、子孫不絕、藉此祈生、永爲鑑戒、別以狹井田六町、賂大伴大連、蓋三島竹村屯倉者、以河內縣部曲、爲田部之元、於是乎起、（钁丁は、公の御田を耕るに、役はる、丁を云、そは田事のいそがはしき時は、田部の外に、別に加へ役ふと見えたり、五百丁は、五百人なり、さて蓋三島云々とは古より、三島竹村屯倉の御田を佃るには、河內縣の百姓を以て、田部として役ふ、是彼味張か、钁丁を獻り始めしより、起れる事ぞと云るなり、河內縣は、味張が領れりし地なり）　欽明卷に、十七年冬十月、遣蘇我大臣、稻目宿禰等、於倭國高市郡、置韓人大身狹屯倉、（言韓人者百濟也）　高麗人小身狹屯倉、紀國置海部屯倉、一本云、以處處韓人、爲大身狹屯倉、田部、高

し由縁にか、其も未考へず。）

此之御世。定田部。又定東之淡水門。又定膳之大伴部。又定倭屯家。又作坂手池。卽竹植其堤也。

田部は、多辨と訓べし、（タノべと、ノを添て訓は非なり、凡て某部と云に、之と云は、をさをさ見えず。）和名抄、長門國、筑前國などの、郷名の田部にも多倍とあり、さて田部と云物は、役て、屯家の御田を、（屯家、又其御田の事は、次なる倭屯家の下に委云べし）佃らしむる料に、定置る、民の部なり、（そは尋常の如く、其田を己が田として佃りて、租稅を出すには非ず、公の御田を役て佃るなり、是漢國の古に、いはゆる井田の法とて、公田を耕りしと似たり、されば其御田に出來たる稻は、みながら屯家に收まるなり、かくて田部の佃れる勞の代には、其内を分て賜へるか、或は免さるゝ事などありしか、さる細なる事どもは知がたし）書紀に、五十七年冬十月、令諸國興田部屯倉とあり、（此は田部と、屯倉となり、されば夕べノと訓るは非ず。）さて安閑卷に、元年秋七月、詔曰、皇后雖體同天子而、内外之名殊隔、亦可以充屯倉之地、式樹椒庭、後代遺迹、廼差勅使、簡擇良田、勅使奉勅宣於大河内直味張曰、今汝宜奉進膏腴雌雉田、味張忽然慳惜、欺誑勅使曰、此田者天旱難漑、水潦易浸、費功極多、收獲甚少、勅使依言服命無隱、（此は良田を擇びて、後宮に充る、屯家之地とし賜はむために、味張が領地の内を、擇て、獻れと宣なり。）冬十月、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歲之後朕名絶矣、大伴伯父、今作何

本共に無し〕舊事紀に、天皇の御子たちの中に、弟引命と云を擧て、牟宜者君祖と記せり、〔引字を、延佳本に、別と作るはわろかるめり、日子を比伎と云る例、書紀神功卷に、襲津彥を、韓書に沙至比跪といへり、〕書紀に、二十七年冬十月、遣日本武尊、令擊熊襲、時、年十六、於是日本武尊曰、吾得善射者欲與行、其何處有善射者焉、或者啓之曰、美濃國有善射者、曰弟彥公、於是日本武尊、遣葛城人宮戸彥、喚弟彥公、故弟彥公便率石占横立、及尾張田子之稻置、乳近之稻置、而來、則從日本武尊而行之とあるは、此王なるべし、〔美濃國人とあればなり、但し此は倭建命の御甥に坐ものを、記しざまのよそげに聞え、又公とあるなどは、傳の異なるなり、又倭建命の十六歳の時、大碓命の御子にては、年の違へることはいふかし、〕○牟宜都君、和名抄に、美濃國武藝〔牟介〕郡これなり、書紀に、四十年秋七月、天皇詔群卿曰、今東國不安、云々、遣誰人以平其亂、云々、日本武尊奏言、臣則先勞西征、是役必大碓皇子之事矣、時大碓皇子愕然之逃隱草中、則遣使者召來、爰天皇責曰、汝不欲矣、豈强遣耶、何未對賊、以豫懼甚焉、因此遂封美濃、仍如封地、是身毛津君、守君、二族之始祖也、とあり、氏人は、雄略卷に、身毛津君大夫、天武卷に、身毛君廣、〔續紀に、牟宜都君比呂とある、此人なり、郡名、又姓氏錄などにも依るに、都を省きて牟宜とも云しなるべし、〕續紀卅六に、牟義都公眞依、又釋紀に引る上宮記に、牟義都國造、名伊自牟良君など見ゆ、姓氏錄に、〔左京皇別〕牟義公、景行天皇皇子、大碓命之後也とあり、〔主水司式に、御生氣御井祭條に、右隨御生氣、擇宮中若京內一井堪用者定、前冬土王、令牟義都首潔治、即祭之、至於春日昧旦、牟義都首汲水付司擬供奉とあり、此は此氏か、他氏か知ず、また、如此あることも、いかなり

賜ふなり、書紀に、四年春二月、天皇幸美濃云々、是月聞美濃國造、名神骨之女、兄名兄遠子、弟名弟遠子、並有國色、則遣大碓命、使察其婦女之容姿、時大碓命、便密通而、不復命、由是恨大碓命、冬十一月、乘輿自美濃還とあり、此に依れば、此事は、美濃國に逗坐し間の事にてぞありける、（されど、此には、いと疑はしき事あり、其故は、天皇の廿七年に日本武尊年十六とあれば十二年に生坐るなり、然るに其同日に雙生坐る大碓命の事の、四年に見えたるはいかゞ、されば天皇の美濃國の幸を、四年の事とせるがたがへるか、はた大碓命の此事を、天皇の美濃に坐しほどの事とせるがたがへるか、何れにまれ誤あるべし、）○押黑之兄日子王、押は、大の意なり、黑は、いかなる由にか詳ならず、上卷、隱伎島亦名の忍許呂（傳五のはじめ）と同言にやあらむ、（允恭天皇の御子に黑日子王、白日子王と云あり、彼は、白と對ひたれば、黑色の意なるべく聞ゆるを此は兄弟共に黑と申すは、黑色の意には非じとぞ思ふ、）○三野之宇泥須和氣、記中、諸の別の尸みな別字を書るを、此にのみ和氣と作るは、上文に、國造、亦和氣、及云々と云る次なる故に、かの和氣即尸の別なることを、知せたるものなり、（彼處に別と書ずして、和氣と書るは、別賜とある別と、意の混はむことを恐ひてなること、上に云るが如し、凡て此記は、文字に拘らずとはいへども、かゝることには心して書ること多し、よく心を著べし、）宇泥須は、地名も、姓も、いまだ物に見あたらず、（舊事紀に、天皇の御子たちの中に、兄彥命と云を出して、大分穴穗御埼別海部直、三野之宇泥須別等祖と記せれど、たしかならず、凡て彼紀、此御世の皇子たちの御名を擧たる、みだりなること此彼と多ければなり、）○押黑弟日子王、（黑下に、之字あるべきを、諸

しても云、面にある目も、他より物の所見る由の名なるを、見る此方の物に負せたるが如し、されば長目は、長く見ることにて、此も本は、長所見にて、彼方より所見ることなれども、其を此方より見ることに云なり、那賀牟と活用くも、牟は所見の約りたるにて、彼方より見ゆるなれども、至此方より見ることに云り、さて那賀米には、眺字などを書て、此字の注に、眺望也とも、遠視也とも云るに依らば、長とは、遠く視る意の如くにも聞ゆれども、古へより、此言を用ひたるさまを考るに、然には非ず、なほ久しく視る意なり、さて心に物思ふことある時は、つく〴〵と物をながめ居るものなる故に、中昔よりは、物思ふことをも、やがて那賀米と云なり、さて又聲を長く引て、詠るをも、那賀米と云、其は別事なり、）此は彼女人を、御前に侍はしめて、婚まほしく所思看すさまに、つら〴〵視居賜ふを云るにて、天皇の御長目なり、（師は、ナカメワタレドモと訓て、女人の長目とせられたり、いかゞ、さては令字を置る意に當りがたし、）恒令經とは、幾度も然る目を、令見賜ふを云なり、○亦勿婚而は、麻多賣斯母世受弖と訓べし、○惚は、（諸本に、惣と作るはわろし、）此は毛能淤母波志米賜伎と訓べし、上卷（傳六御滌段、おなじく十七綿津見宮段）に落苦瀬而、患惚時、また令惚苦などもあり、此字の事、彼處に云り、（惚惘は、不得志也とも注せれば、モノオモフと訓むも當れり、）天皇婚まほしく所思すさまに、恒に熟視賜ふことあるから、婚すかと頼み思ひて待てども、婚こともなき故に、中々に物思ふなり（古今集に、殊ならば、思はずとやは、いひはてぬ、何ぞ世中の、玉たすきなると云哥の意ばへなり、）抑如此爲賜ふ事は、此女人、彼孃女に非ることは、よく所知看ながら、知らず、かほにて、大碓命の詐の報し

碓命、以喚上と、直につゞきたるも、言足らぬ如くなれど、是又かく約め云るは、古文なり、喚上は、喚上賜はむとすと云意なるぞかし、）續紀卅の詔に、云々問求仁、朕所念天在何如久、大神乃御命爾波不在止、聞行定都とあり、○喚上、上（傳廿五比婆須比賣命條）に出、此は、喚上むと所思看て、然仰屬るを云なり、（既に喚上たるにはあらず）輕嶋宮段にも、天皇聞看日向國、諸縣君之女、名髮長比賣、其顏容麗美、將使而、喚上之時、とあり、○所遣は、都加波佐延多流と訓べし、萬葉五（三十一丁）に、唐能、遠境爾、都加播佐禮、麻加利伊麻勢、（佐禮を、今は佐延と訓は、古言の格なり、此事上に云り、さて都加波須は、遣る人のうへより云言、都加波佐流は、往人のうへより云言にて、彼と、此との差なり、此事も上に云り、）○勿は、記中には、不字の格に用ひたると、首卷に云るが如し、二孃子を、天皇に貢上らざるを云、○己は、淤能禮登と訓べし、○婚は、此は多波祁弖と訓べし、上に例あり、（傳廿當藝志美々命條）○他女人は、阿多志袁美那と訓べし、○詐名は、登麻袁志弖と訓べし、如此言ば、詐名くる意は、自に在り、○令經長眼（眼字、諸本肥に誤り、眞福寺本、服に誤り、今は延佳本に依れり）は、字の隨に、那賀米袁閇斯米と訓べし、（閇斯米を、ヘセシメヘサシメなど訓は、正しからず、此は萬葉十七に、見之米、廿に、依志米などあると、同格の言なり、令見、令得なども、ミセシメ、ミサシメ、エセシメ、エサシメなど云は後ぞ、）長眼とは、心を著て、久しく視居るを云、（そも／＼長目と云言の本は、まづ目は所見の約まれるにて、萬葉などに、妹が目見ず、君が目を欲など云も、妹が所見るを見ず、君が所見むことを欲と云意なり、夢も、寢の間に所見るを云、さて如此所見は、彼方より所見るを云言なれども、又其を見る此方の事にな

勿召上而。即己自婚其二孃子。更求他女人。詐名其孃女而貢上。於是天皇知其他女。恒令經長眼。亦勿婚而。惚也。故其大碓命娶兄比賣生子。押黒之兄日子王。此者三野之宇泥須和氣之祖。亦娶弟比賣生子。押黒弟日子王。此者牟宜都君等之祖。

三野國造、上(傳廿二伊邪河宮段)に出、○神大根王、諸本に、神字を落せるを、今は延佳が補へたるに依れり、書紀にも、神骨とあれば、必此字脱たるなり、此王は、彦坐王の御子にて、上(これも傳廿二の同所)に出、○兄比賣、弟比賣、兄弟の女名をかく云こと、上(傳廿四のをはり)に例あり、書紀には、兄遠子、弟遠子とあり、○二孃子、諸本に、二字を脱せり、今は眞福寺本、延佳本に依れり、布多袁登賣と訓べし、書紀應神卷、安康卷などにも孃子とあり、記中には、殊に多く見ゆ、白檮原宮段に、七媛女ともあり、○其容姿麗美と云こと、白檮原宮段に見えたり、(傳廿大物主神條) ○聞看定、(看字、諸本者に誤れり、今は延佳本に依れり) 定は、佐陀米爾と訓べし、(師は、○○○○サダシマシテと訓れつれどわろし) 此は書紀に、遣大碓命、使察其婦女之容姿とあるに依に、たゞ大凡に聞看したるのみは慥ならねば、聞看たる如く實に然りや否を、慥に定め賜はむために、見せに遣すなり、(其意にては、いさゝか言足らぬ如く聞ゆれども、如此約めて云ぞ、古文なりける、さて遣上に、而字あるは、下文に、故取其人等而遣とあると同格なり、また遣其御子大

も、意は同じ、さて萬葉十六に、云々、高坏爾盛机爾立而母爾奉都也目豆兒乃負父爾獻都也身女兒乃負とある負は、設なり、此目豆兒、身女兒、看都子、看都女と同じさまに聞ゆ又大嘗祭式に、造酒兒、神語、佐可都古、又酒波など云者あれど、これらの稱の意は異なり、）又（和泉國皇別）酒部公、讃岐公同祖、神櫛別命之後也と見ゆ、續紀五に、酒部君大田、粳麻呂、石隅三人、依庚寅年籍賜鴨部姓、八に、酒部連相武、卅五に、酒部造上麻呂、卅六に、酒部造家刀自、文徳實錄八に、酒部君眞貞など云人見えたり、かくて姓氏錄の、酒部公も、此らも此の木國の酒部の族か、宇陀の酒部の族か、又別族か、其分は知がたし、さて神櫛王の御末は、右の外に、書紀に、神櫛皇子、是讃岐國造之始祖也とあり、姓氏錄に、讃岐公、大足彥忍代別天皇皇子、五十日足彥命之後也とあるは、紛の誤にて神櫛命之後也、右の酒部の下考合すべし、又續後紀五に、讃岐公、永直、同姓永成等、合廿八烟、改公、賜朝臣、永直、是讃岐國寒川郡人、遠祖景行天皇第十皇子、神櫛命也、三代實錄九に、右京人、讃岐朝臣高作、同姓時雄、同姓時人等、賜姓和氣朝臣、其先出自景行天皇皇子神櫛命也、○日向國造、書紀にも、豐國別皇子、是日向國造之始祖也とあり、國造本紀に、日向國造、輕島豐明朝御世、豐國別皇子三世孫、老男定賜國造、（舊事紀に、豐國別命、吉備別祖といひて、また豐國別命、日向諸縣君祖と云るは、いかゞ、）

於是天皇。聞看定三野國造之祖神大根王之女名兄比賣弟比賣二孃子。其容姿麗美而。遣其御子大碓命以喚上。故其所遣大碓命。

大碓命の御末は、右の外にもなほ有て下に見ゆ、又姓氏錄に、池田首、景行天皇皇子、大碓命之後也ともあり、(和名抄に、美濃國池田郡池田郷あり、) ○木國之酒部阿比古、(阿字、諸本に、訶と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、又比字は、毘なるべきを、諸本共に比と作り、) 酒部の事、次に云、阿比古は尸なり、上(傳廿二のをはり)に出、さて木國に、酒部氏あることは、續紀廿六に、紀伊國云々、又國司、國造、郡領、及供奉人等、賜爵幷物云々、女孺酒部公家刀自等、各有差、(こは天平神護元年十月の事にて、彼國に、行幸ありし賞なり、) さて又天武紀、二十二年冬十月、紀酒人直、賜姓曰連、とあるは、紀氏の支別にて、異姓なるべし、) ○宇陀酒部、職員令、造酒司、下に、酒部六十人、掌供行觴、とあり、地名にも、和名抄に、下野國、河内郡、酒部郷などあり、さて姓氏錄、(右京皇別) 酒部公、同皇子三世孫、足彦大兄王之後也、大鷦鷯天皇之御代、從韓國參來人、兄曾々保利、弟曾々保利、二人、天皇勅有何才、皆有造酒之才、令造御酒、於是賜麿號酒看都子、賜山鹿比咩號酒看都女、因以酒看都爲氏、(同皇子とは、此氏の右に擧たる、讚岐公條に、五十香足彦命之後とある其なり、然れども、此は誤にて、讚岐公も、神櫛命の後なり、次に引たる、和泉國皇別、酒部公の條の如し、なほ次にも云べし、さて右文の內、印本には、人兄を、兄人に誤り、曾々の曾字を、一脱し、都字は、三ながら、即に誤れり、今は皆古本に依れり、皆字は、白の誤なるべし、さて賜麿と云より、下の文、まぎらはしき記しざまなり、考るに、麿、又山鹿比咩と云人は、足彦大兄王の末にて、此氏人なりけむを、酒看都古、酒看都女と云名賜て、曾々保利が造りたる御酒を、所聞看す事に、供奉らしめ給へるなるべし、看字、メシ。とも訓べし、御酒を所聞看事に、供奉る由の稱なり、ミ。と訓て

し、（舊事紀に、櫛角別命茨田連祖と云れど、其は此記に依て、書るにこそあれ、）傳の紛なるべし、（其は姓氏錄に、茨田勝、景行天皇皇子、息長彦人大兄瑞城命之後也と云あり、此紛か、さて同書に、下家連、彦八井耳命之後也と云もあれば、茨田は、右の茨田勝と、白檮原宮段なる、茨田連と、混ひ、下連とあるは、此下家連の、家字の脱たるにて、彼茨田連と、一になれるにもやあらむ、彦八井耳命は、茨田連の祖なり、又同書に、江首、彦八井耳命七世孫、來目津彦大雨宿禰大碓命之後也とある、此も紛ありげに聞えて、大碓命、とあるは此の紛に、いさゝか由ありげなり、）○大碓命、前後の例に依るに、此下にも、者字あるべきに、諸本に無きは脱たるか、（延佳本にあるは、新に補へたるなるべし、）○守君、守は、書紀に依るに、（其文は下に引、）美濃國の地名なるべけれど、物に見えず、（今時、此名無きか、尋ぬべし、）和名抄に、信濃國佐久郡にぞ、茂理郷ある、（これ美濃の隣國なり、）さて、此氏の事は書紀にも見えて下に引り、氏人は齊明卷、天智卷に、守君大石、持統卷に、守君苅田など見ゆ、姓氏錄（左京皇別）守公、牟義公同祖、大碓命之後也、又（攝津國皇別）守、公牟義公同祖、大碓命之後也、○大田君、此地名諸國に多き中に、是は和名抄に、美濃國大野郡大田郷、安八郡大田郷あり、此內なるべし、姓は、書紀には應神天皇の御子、根鳥皇子、是大田君之始祖也、とあり、傳の異なるなり、姓氏錄には見えず、（續紀四十に、大田首豐繼と云人見えたれど、異姓なり、）○島田君、和名抄に、尾張國海部郡島田郷あり、是か（美濃に近ければなり、又駿河國富士郡、常陸國、茨城郡などにも、此郷名あり、常陸には、久慈郡に、太田郷もあれば、彼も、此も、常陸のにもあらむか、）此姓、他書には見あたらず、（島田臣あれど、異姓なり、）さて

にやあらむ、若別王の子孫なるに因て、別と云とならば、別王に非る倭建命の御末にも、別の戸あるをば、いかにとかせむ、諸國の戸の別は、分任し賜ひし由の稱には非ること、上に辨るが如し、よくせずは誤るべし、此書紀の文によりて、ゆめ思ひ混ふること勿れ、なほいはゞ、此文の如くにては、諸國の別は、皆此御世の皇子の御末にて、他の御末なるは無きがごと聞ゆ、これ又いかにぞや、

故若帶日子命者。治天下也。小碓命者。平東西之荒神及不伏人等也。次櫛角別王者。茨田下連等之祖。次大碓命。守君太田君島田君之祖。次神櫛王者木國之酒部阿比古。宇陀酒部之祖。次豊國別王者。日向國造之祖。

小碓命を、御兄櫛角別王、大碓命より、先に擧たるは、此御子は、早く崩坐れば、こそあれ、然らずば、天下治すべき、御子に坐しが故なり、此にのみ、次と云ぬも是故ぞ、○東西は、爾斯比牟加斯と云ぞ、皇國言の例なるべき、（殊に此は、西方を平たまひしぞ、先なりしかば、如斯訓ぞ、よろしかるべき、）○荒神、不伏人と云こと、上（傳十九のをはり）に出、○平は、此は許登牟祁と訓べし、○茨田下連は、甚疑し、まづ下連と云事、他書に見たる事なく、（但姓氏錄諸蕃に高安下村主）他姓他戸にも、例なき事なり、また茨田連は、白檮原朝の皇子、神八井耳命の御末にて、かの段に見ゆ、（傳二十）その他に、此天皇の御子たちの御末に、この姓あること、諸書に見えたることもな

る說なるべし、又皇子たちの御名の別も分たる意には非ず、此天皇、淤斯呂別命、應神天皇、大鞆別命、又品陀別命、履中天皇、伊邪本別命、如此天皇たちの大御名にも、負坐るを以て、別分れたる義には非ることを曉るべし、さて又姓氏錄に、神別皇別と云ことあり、此は神より別れ、皇より別れたりと云意の目なり、此又混ふべからず。）抑七十七王の中には、女王も數多あるべきに悉別賜國々と云るはいかゞなるに、似たれども、此は然女王の事までを分て、細に云ふべき處に非ず、たゞ大らかに如此云るぞ、古のさまなる、（書紀にも、同じさまに記されたれば、此は古傳のまゝの語なるべし。）書紀に、夫天皇之男女、前後幷八十子、然除日本武尊、稚足彥天皇、五百城入彥皇子之外、七十餘子、皆封國郡、各如其國、故當今時、謂諸國之別者、即其別王之苗裔焉とある、此文には心得ぬことぞある、（其故は謂諸國之別者とのみ云ては、七十餘皇子之御子孫の世にある者は、皆悉某別と云尸のみにして、國造、稻置、縣主など云は、無かりしが如く聞ゆ、紀中に、神櫛皇子、是讃岐國造之始祖也、日向襲津彥皇子、是阿牟君之始祖也など詔しながら、此に、たゞ別とのみあるはいかゞ、一を擧て、餘を省く例は常多けれど、此文は、其例とは聞えず、たゞ別と云に、限れる如く聞ゆるなり、さて又別王之苗裔とあるも紛らはし、別王と云こと、古き稱とも聞えず、ワ。カ。レ。ノ。ミ。コ。と訓ても、ワ。ケ。ミ。コ。と訓ても、古言とは思はれず、漢文の方に取ても、いかゞなる稱なり、思ふに此は、諸國に、分任し賜へる王と云意にて、書れたるにもあるべけれど、上に謂諸國之別者とありて、即其別王とつゞきたれば、かの諸國の別てふ尸も、分任し賜へる意より出たる如く、一に混て聞ゆるなり、若くは、撰者も然心得誤りて、如此は記されたる

とは、本より、異なり思ひ混ふべからず、（言の意は同じけれども、一物には非ず、さて萬葉に、又一種の和氣あり、其は己より下ざまの者を指て云稱にて、汝など云類なり、是も本は、吾君兄の意にて、尊祟めて云るが、世々に云なれて、後には、おのづから、返て賤むる稱になれるなり、かの汝も、名持にて、本は稱祟めて云るが、後には賤むる稱となれると同じことなり、漢國にても、人を卿と云は、是も本は、祟めて云るが、賤むる稱となれるも同じ、此萬葉の和氣は、まぎらはしくて、人の疑ふことなり、己委き考あり、事長ければ、其は此には略きつ、）○稻置は、伊良君の意ならむか、良と那とは、通へる例あり、（此記に、比良鳥命と云名を、他書には、夷鳥命とあるなど、是なり、）さて伊良は、郎女などの伊良なり、（其言の意は、上に出）○縣主の事、志賀宮段（傳二十九）にいづ、彼處にいふべし、さて稻置も、此もみな別と同じ類にて、此らのこと、上卷（傳七のする）にも云るがごとし、さてこの皇子たちの、御末には、此らの餘に、君などの尸も有て、次に見えたるを、此に擧ぬは、和氣稻置縣主にこめて、省けるなり、○別賜とは、或は國造、或は別、或は稻置、或は縣主などに分任して、國々處々に、配遣すを云、（然れば、此別賜の別と、かの國々の尸の別とは、異にして、さらに相關らざることなるを、人皆思ひ混へて、國々の別てふ尸も、又皇子たちの、某別と云御名も、此別賜ふ意より出たる稱と心得たるは、ひがことなり、國々の別てふ尸、さらに、分たる意にはあらず、故此に、別と書ずして、和氣と書るも、若くは、別賜ふと云意と、意ひ混へむことをも恐ひてなるべし、然るに、姓氏錄の佐伯直條に云云、謚成務御世中分針間國給之、仍號針間別、とあるなどは、中分て賜へる故に、別と號如く聞ゆるは、然心得違へて傳へた

大后の御腹の御兄に坐、倭建命は、初の大后の御子に坐が故にぞ、此三柱、殊に太子には坐けむ、御兄、櫛角別王坐ども、其よりは、倭建命をぞ、殊に愛みおもほしけらし、書紀廿八年の下にも、天皇美日本武之功、而異愛と見えたり、又大碓命は大御心にかなはせ賜はざりしこと、四十年の下に見ゆ、此記にも、其意ばへ見えたり、〇自其餘は、曾禮余理本迦と訓べし、（餘又他などを本加と云ことは、雅言に非るがごと、思へる人あるめれど然らず、萬葉十一に荒礒越外往波乃外心、古今集春に、伊勢、ほかのちりなむ、後ぞ咲まし、）〇國々之、こは下なる、縣主までに係れり、（國造のみにはあらず、）〇國造の事上卷、（傳七男御子女御子御詔別段）に云り、〇和氣は、國造稻置などの類にて、諸國處々にありて、（此より以前には境岡宮段に、血沼別、多遲麻竹別、伊邪河宮段に、葛野別、近淡海蚊野別、若狹耳別、三河穗別など、其次々にも、此より下にも、多く某別とある、皆是なり、此段の内に、三野之宇泥須和氣と、假字にも書たり、）上として、其地を治むる人を云、名義は、（別と書るは借字にて）吾君兄の意なるべし、（此類に君と云尸もあり、又直と云もある、其も阿多比兄なること、傳七に云るが如し、同類を以て知べし、宿禰も少兄なり、）凡て諸の尸みな崇めて呼稱なり、さて此因に、此に云べきことあり、御世々の皇子等の御名、及さらぬ人の名にも、某別と云が多き、（かの諸國の尸の別は、某之別と云を、人名はたゞに某別と云て、之とは云はず、）其も名意は、吾君兄なり、（天皇の、己命の御子たちを、君と名け給はむことは、いかゞと思ふ人もあるべけれど、そはひが心なり、應神天皇の御言に、大雀命を、佐邪岐阿藝と詔へることなどをもあるをや、）然れども、此に擧たる、國々の尸の別と、人名の別

々、則取鷦鷯名、以名太子、曰大鷦鷯皇子と見え、此記明宮段にも、太子大雀命、姓氏錄（雀部朝臣、條）にも、應神御世、皇太子大鷦鷯尊とあり、此ら皆上代よりの、傳言の隨に記せる文なり、又宇遲若郎子の、帝位を固く大雀命に讓避賜ひしも、大雀命は、御兄にて、共に太子に坐が故なるをや、（然るに、書紀は、何事も漢國のふりを、まねばれたるほどに、皇太子を立賜ふ事なども、上代より全漢國の例の如くに、文を造りて、記されたるによりて、古の實の趣は隱れて、見えざるが如し、かの天皇の大御母を、皇大后と記されたるによりて、當代の嫡后を、大后と云し古の趣は隱れて、人得知らず、たま〳〵古書に然あるをも、返て疑ふことになりぬるなど、同じことぞ、然れども、又漢ざまなる、なべての例に違ひて、古傳のまゝに記されたる事も、をり〳〵見えたる、かの大雀命を、太子と記されたるなども、そのたぐひなり、其は心せず、ふと取はづして、物せられつる物ぞ、されば書紀も、漢めきたる飾のなき處に、心をつけ、又此記と比べて、事のさまを、よゝ考へ見れば、隱れたる上代の、實のありかたも、いとよく知らるゝことぞかし、然るを延佳が、按三王負太子之名者、非為皇太子、只不同封國諸王之列耳、以日本紀可併考、凡此記、不拘文字、以妃稱后、以薨稱崩此類固多と云るは、たゞ全漢國にならひ賜へる、後の御制と、書紀の文とに、泥みて、上代の趣を、深く考へざるからの、ひが說なり、此記文字に拘らねばとても、日嗣御子と申さゞるを、太子と書べき由なし、妃を后と記せるも、同じことなり、凡て後の御制、書紀の文などを執へて、上代の事を、論ふは、延佳のみにもあらず、大方世の物知人、皆同じことにて、此病の直れる人は、未見ず、故今彼言を引出て、辨ふるなり、）さて、今若帶日子命と、五百木入日子命とは、

〇三王負太子之名とは、是上代の常なり、抑上御代々々に、日嗣御子と申せるは、皇子たちの中に、取分て尊崇めて、殊なるさまに、定め賜へる物にて、其は必しも、一柱には限らず、或は二柱三柱も坐しことなり、(まづは皇后の御腹の御兄、さては殊なる由ある、皇子たちなり、)かくて御位は、必其日嗣御子の中なるぞ、繼坐ける、然るに、漢國にて、王の位を、嗣くべく定めたる子を、皇太子と云故に、其字を取て、日嗣御子に用ひたるなり、さるは、遂に御位を嗣坐が、其御子等の中にて、元來も然定置賜へる物なれば、彼皇太子、よく當りたれども、彼は元より、一人に限りて定めたる稱、此は一柱には限らざる御稱なるは、同じからず、異なることあり、されば、ひたぶるに、太子字には泥むべからず、上代のさまを、よく考ふべきなり、)いで其證を、具に云むには、先葺不合命の四子たち、御柱の中に、五瀬命と、若御毛沼命(神武天皇)と、二柱太子に坐けむこと、又神武天皇の太子は、神八井耳命と、神沼河耳命(綏靖天皇)と、二柱にて坐しこと、共に彼御段(傳十八の始、同神八井耳命の條下、)に、委く辨へたるが如し、次に書紀、崇神卷に、四十八年、豐城命と、活目命(垂仁天皇)と二柱の内を、御夢に因て、嗣に定賜へるも、元來此二柱、太子に坐るが故なり、次に垂仁卷に、卅年、天皇詔五十瓊敷命、大足彦尊、曰汝等云々とある、此も此二柱、太子に坐しが故なり、(若然らずは、いかでか此二柱に限りて此詔あらむ、五十瓊敷命の御墓、諸陵式に、載て、後まで祭り賜ふをも思ふべし、)次に應神卷に、四十年、天皇召大山守命、大鷦鷯尊、問之曰云々とある、是又此二柱も、宇遲稚郎子と、共に、三柱、元より太子に坐が故なり、故其より前、廿八年の處にも、太子菟道稚郎子と記され、仁德卷には、初天皇生日、木菟入于產殿、云

太子之名。自其餘七十七王者。悉別賜國國之國造亦和氣及稻置縣主也。

所錄は、師の、布美遲斯留世流と訓れたるに、從ふべし、(字のまゝに、たゞ斯留世流と訓ては、言足はず錄字は、記せる書のことにも、又記すことにも用ひて、二を兼たれば、ふみにしるせると云に當れり、)抑上御代々の事は、書籍と云物、未無かりしほどは、たゞ口語もて、語傳へしを、書に記す事始まりて、後は、其傳語をも、皆書に記して、傳はりしなり、さて此に記錄と云るは、淨御原御世に、阿禮に仰せて誦しむる時に依れる書を指て、阿禮が云る言か、將本より、其書にも如此云てありしまゝか、其は何れにてもありなむ、○廿一王、上件に擧たる數合へり、(書紀に擧たるは廿四王あり、)○不入記は、此も師の斯留佐邪流と、訓れたる宜し、(字のまゝに、布美爾云々と訓ては、布美てふ言上と重なりて、煩はし、布美てふ言は、必上に有て、此には有まじきなり、)○八十柱とは、元よりの傳への意は、唯大數を云るにて、(俗言に、七八十人と云むが如し、)必しも精く計へてには非じ、(然るに、不入記、五十九王、また自其餘、七十七王などあるは、此八十を、正しく八十と取て、計へたる、やゝ後の言なるべし、)書紀にも、幷八十子とあり、(舊事紀には、夫天皇、所生男女、總八十一皇子之中、男五十五、女二十六、就中際、留六皇子、男五、女一、以外皆、封州縣、矣、皇子五十、皇女二十五、合七十五、各封州縣、不入國史と云て、五十五皇子、一皇女の、御名を擧たり、信がたきことゞもなり、右の文も、此記と、書紀とを、雜へて書るものにて、いと拙し、)

父、若建彥命より、混ひつるに非ずや、さて又迦具漏比賣は、應神天皇の妃とあるを、(彼段に見ゆ)かの祖父の名の紛れよりして稻日若郎女(若建彥命の、御女にして、日子人之大兄王の御母なり、)と、又紛ひて、誤りて、此御世の妃とは、語傳へたるものなり、(さて、また應神天皇の妃とあるも、また紛れあり、その事は、かの段、傳卅二に辨ふべし、)〇大枝王、枝字、下には江と作り、この王は、即日子人之大兄王なるを、御母の紛れに因て、別に一柱となれること、右に辨へたるが如し、書紀には、此御子無し、〇記中御世々々の段、御子等を擧たる例、其御腹々の終毎に、幾柱と註せるに、此段のみは、初の伊那毘能大郎女の、御腹の終にのみ、五柱と註して、其餘は、此註なきは、故あるべし、其は此天皇の御子たちは、不入記五十九王とありて、傳はらざるが多ければ、此に擧たる御腹々の中にも、漏たる御子の、なほ有むことを、思ひてなるべし、(幾柱と註せば、其に限りて、餘は無きが如く、なればなり、然るを初の御腹に註せるは、擧たる御子の外には、無かりしこと、著くぞありけむかし、)〇書紀には上件の御子の外に、又妃、三尾氏磐城別之妹、水齒郎媛、生五百野皇女、(二十年春二月、遣令祭天照大神、)また次妃、阿部氏木事之女、高田媛、生武國凝別皇子、是伊豫國、御村別之始祖也、次妃、日向髮長大田根、生日向襲津彥皇子、是阿牟君始祖也とあり、(此を幷て、書紀に錄せる御子都て二十四柱なり、)

凡此大帶日子天皇之御子等。所錄廿一王。不入記五十九王。幷八十王之中。若帶日子命與倭建命亦五百木之入日子命此三王負

傳へたるか、はた、彼處に一世を脱せるか、何れにまれ一方は、誤なるべし、又大中日子は、母の眞黑比賣、倭建命の曾孫なれば、母方よりいへば、倭建命の玄孫なりかし、）さて景行天皇の此、訶具漏比賣を娶たると云は、誰も疑ふことなるを、今熟考るに、此は傳への紛にぞありける、（但しなほたすけて云ば、まづ書紀の年紀に依れば、天皇の廿七年に、倭建命十六歲とありて、六十年に、天皇崩坐る、其年は倭建命の生坐るより、四十九年にあたれば、いまだ曾孫はあるまじく、假令ありとも婚ばかりには、長り賜ふまじければ、年代違へり、然れども、凡て書紀の年紀、甚く違へる事ども、彼此ありて、既に倭建命の御年にも、前後違ひあれば、あながちには、拘るべからず、されば、此天皇、御年百三十七歲とあるを、倭建命を、若き御時の御子とすれば、百餘歲の御時には、其曾孫を娶むことも、必あるまじきにも非ず、百餘歲にして、子を生る例も、上古には此彼あればなり、然れどもなほ然には非じ、まづ曾孫は、二世を隔つとはいへども、なほ御末なれば、婚坐むことはいかゞあらむ、彼同母兄妹の、婚を忌たる例を思へば、此らも忌たるべきか、よしや其はいかにまれ、此御娶の事は、傳への紛にて、實には無かりしことゝこそ思はるれ、）されば、延佳が、迦具漏比賣爲景行之妃、不能無疑、蓋以孝靈之皇子、稚武彥命、誤爲倭建命乎、と云る、よく當れり、但爲倭建命乎、と云るは然らず、此は倭建命の、御子の、若建王と、彼若建彥命と、混ひつるなり、（名の同きを思へ）然混ひつる故は、まづ此迦具漏比賣の、生るとある、大枝王の御女の、大中日賣（仲哀の妃）を書紀（仲哀卷）には、彥人大兄之女とあれば、大枝王と云は、即日子人之大兄なること決し、然れば其大枝王の、御母の祖父、若建王は、彼日子人之大兄の、御母の御

眞若王も此王も無し、然に、仲哀卷に娶叔父彥人大兄之女、大中姬、爲妃とあるを見れば、此御卷に無きは脫たるなり、(此は五百木入日子命と混て、脫たるならむ、其故は、御母も彼紀には、稻日大郞女と若郞女と一に混ひ、又應神天皇の妃、五百木入日子命の御孫、中日賣命と、彼仲哀天皇の妃の大中姬と、御名同きからなり、) 姓氏錄に、茨田勝、景行天皇、皇子、息長彥人大兄、瑞城命之後也、(瑞一本に、磯と作り、舊事紀に、息前彥人大兄水城命とあり、) ○曾孫は、和名抄に、爾雅云、孫之子爲曾孫、和名比々古、字鏡にも、曾孫比々子とあり、(契沖云、凡て物を隔つるを比と云、孫は一重隔たる子なり、曾孫は又一重隔たる子なり、目翳を比と云も、此意なり、水の氷もこれなり、) ○須賣伊呂大中日子王、須賣は尊稱にて、皇神などの皇と同じ、(皇字を當たるは、天皇を申すに就てなり、されど須賣てふ言は、もと皇字の意には非ず、此王の名にも、負るを以て知べし、たゞ尊みたる稱なり、天皇を須賣良美許登と申すも、もと尊み稱へ奉れる、御號なるべし、) 伊呂のことは上(傳二十一)に出、欽明天皇の御子に、須賣伊呂杼と申すもあり、○訶具漏比賣、名義、髮の黑きを稱たるか、萬葉五(九丁)に美奈乃和多迦具漏伎可美爾、十三(廿丁)に、蜷腸香黑髮丹、(此外にもあり) などあればなり、(舊事紀に伊勢幡主女、賀具呂姬と云同名あり、) さて此比賣の事、下に倭建命の御子等を擧たる處にも、御子若建王、娶飯野眞黑比賣、生子須賣伊呂大中日子王、此王、娶柴野比賣、生子迦具漏比賣命、故大帶日子天皇、娶此迦具漏比賣命、生子大江王、とあり、此に依れば、曾孫とは、迦具漏比賣を云なり、(大中日子王を云には非ず、然るに曾孫名と、名字あるは、大中日子を曾孫とせる文なり、此は中ごろより、然心得誤りて、語

子王、吉備國に由緣ありける御名にや、○高木比賣命、御名義、殊なることなし、(伊邪河宮段に、高材比賣と云あれど、彼は材字疑はし、(書紀には、高城入姫皇女とあり、(其は應神天皇の妃の、高城入姫命の御名と混ひたるなるべし、) ○弟比賣命、以上六柱も、書紀には、八坂入媛命の御腹なり、○日向之美波迦斯毘賣、書紀に、十三年夏五月、悉平襲國、因以居於高屋宮已六年也、於是其國有佳人、曰御刀媛、則召爲妃、生豐國別皇子、是日向國造之始祖也、御刀此云彌波迦志、とあり、抑御刀をしも、御名に負しは、何なる由にかありけむ、(若くは、萬葉に劒太刀、身に副妹など多くよめる如く、深く愛み給ひて、大御身離たぬ意以て負せたまへるにもやあらむ) ○豐國別王、御名義、殊なることなし、○伊那毘能若郎女、若は、宇遲能和紀郎子の例に依て、師の和紀と訓れたる宜し、(凡て若は、和加とも和紀とも、和久とも云り、別雷なども、和紀にて、若の意なり、) 書紀には稻日大郎姫、一云稻日稚郎姫とありて、別に若郎女は無し、○註に、自伊下云々こは上にあるべきを、此にあるはいかゞ、○眞若王、御名殊なることなし、(舊事紀に、眞稚彥命とあり、) 明宮段に、品陀眞若王、(五百木之入日子命の、御子なり、) と云見ゆ、○日子人之大兄王、御名義、人は大人の意なり、(上の日子の子に淤の韻ある故に、おのづから比登となれるなり、首を人と云る例もあり、) 大兄は、字の如し、舒明天皇の、大御父の御名をも、押坂彥人大兄皇子と申せり、其外大兄てふ御名は多し、(履中天皇は、大兄云々、安閑天皇は勾大兄云々、用明天皇初御名、大兄皇子、又山背大兄王など、其外もあり、) 書紀私記に、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、宿禰の義、取於少兄也と云り、(大兄を、書紀に、オヒネと訓るは、正しからず、) さて書紀には、

の意などにやあらむ、(舊事紀に、豐門入彥命と云を擧て、また豐門別命と云をも擧たりいかが) 書紀には、次妃襲武媛生國乳別皇子與國背別皇子、(一云宮道別皇子) 豐戸別皇子、其兄國乳別皇子是、水沼別之始祖也、弟豐戸別皇子是、火國別之始祖也とあり、(襲武媛は、熊曾國の女人にて、武媛と云名なるべければ、ソノタケヒメと訓べし、父名は、傳はらざりしなり、此記は、其名も知られざりし傳なり、さて國乳別、國背別、二王も此記に無し) ○沼代郎女は、書紀には無くして、異御腹(稻日大郎女) に、淳熨斗皇女あり、其なるべし、沼河など書る例もあり、(師は、奴那斯呂とも、奴能斯とも訓れき、奴那斯呂は、さもあるべし、奴能斯呂と訓べし、又沼名木郎女と云もあればなり、奴能斯とは訓がたし、斯の借字に代とは、書まじければなり) 御名義、奴は例多し、(上に出) 斯呂は、天皇の大御名の斯呂と同じきか、又御名は、書紀に依り、御母は、此記の豐戸別と同きに依らば、西國の、地名などにもあらむか、(越中國、土佐國などに、布師と云地名の例あり、さて又思ふに、奴弖と訓べきか、弖に代字を書るは、他田宮段に、糠代比賣命、書紀仁德卷に王代など見え、萬葉五に、加利弖とあるも餉代の意なり、かくて奴弖は鐸なり、書紀に此天皇の御弟に、鐸石別命と申す例もあり、又下に見えたる、銀王の名に就ても、考へあればなり、然れども、姑書紀の、淳熨斗に依てヌノシロと訓つ) ○沼名木郎女、御名義、崇神天皇の御子に、沼名木之入日賣命ありて、其處に云るが如し、○香余理比賣命、香は、書紀に麛とあるに、依て、訶碁と訓べし、御名意、上に例あり、○若木之入日子王は、御叔父に、同御名あり、いかが、書紀には、此王無くして、五十狹城入彥皇子あり、其なるべし、(書紀の方ぞ、正しからむ) ○吉備之兄日

稚倭根子皇子、第五曰大酢別皇子、第六曰淳熨斗皇女、第七曰淳名城皇女、第八曰五百城入姬皇女、第九曰麛依姬皇女、第十曰五十狹城入彥皇子、第十一曰吉備兄彥皇子、第十二曰高城入姬皇女、第十三曰弟姬皇女、とあり、(右十三柱の內に、四柱は此記と合へり、八柱は御母異なり、今一柱大酢別は、此記に無し、按ふに、此は忍之別と、一王なるが、二柱になれるなり、其は上に云る如く、忍之別の、之字は、衍にて、忍別なる、其忍は、大の意なれば、淤富斯と淤富須と、御名の傳の、いささかの差よりまぎれて、二柱にはなれるものなり、かの億計天皇の御名、大脚とも大爲ともある例をも思ふべし、されば彼之字の衍なること明く、又此記に、大酢別の無きも宜なり、) ○又妾は麻多能美賣と訓べし、倭建命段に又一妻、又高津宮段にも、天皇所使之妾ともあるに同じ、書紀ならば、妃と書るべきを、然は書ずて、妾、又妻など、書るは、字面に拘ざる、古記の躰なり、訓も妾字に泥べきに非ず、妾は、和名抄に、乎無奈女とある、此は凡人のうへの稱にこそあらめ、天皇の御妻たちに、云べき稱にはあらず、又師は、乎無奈女とあるは、俗稱なるべし、庶妹を、アラメイモウトと云に依ば、妾は、アテメと云べし、正に對て、庶の意なり、と云れしかども、皆わろし、) 書紀に、妃のみならず、夫人庶妃嬪、女御などをも、美賣と訓り、さてかく妾とのみ云るは、(必しも、むげに賤しき故に、名を顯さざるにもあらず、) 師云、御母の名の、傳はらぬを、如此記せるなり(其傳はらざる故は、此天皇は、書紀に依るに、十二年より、十九年まで、久しく、西國に坐々しかば其間彼處にて、しばし娶ける婦人など、御子は生ながらも、京遠くて、其名の世に普く、聞えざりしなどぞ、ありけむかし、故又御子たちの御名も、傳はらぬが多きならむ、) ○豊戸別王、戸は、速

御腹に、稚倭根子皇子ありて、一書に稻日大郞女の御腹とせること、上に引るが如し、抑孝靈天皇、孝元天皇、共に大倭根子云々と申し、開化天皇、若倭根子云々と申せれば、此王の、此御名を負給へるといぶかし、（倭根子と申す御稱の事は、傳廿一秋津嶋宮段始に云り、）○神櫛王、櫛は、奇の意なり、姓氏錄には、神櫛別命とあり、書紀には、次妃五十河媛、生神櫛皇子稻背入彥皇子とあり、（稻背入彥皇子は此記には無し、但玉垣宮段に、此御名見えたり、）○八尺入日子命は、水垣朝の御子なり、（傳廿三の始にいづ）○八坂之入日賣命、御名義、父命に同じ、書紀、四年の處に、此比賣命の、參入坐る事の由緣見えたり、五十二年、（夏五月、皇后播磨大郞姬薨、）秋七月、立八坂入媛命、爲皇后、○若帶日子命、大御名義、殊なることなし、○五百木之入日子命、御名義、五百木は百磯城など云類の稱名か、（又書紀、雄略卷に、伊勢に廬城河あり、廬城部と云、姓もあり、）姓氏錄に、高篠連、景行天皇皇子、五百木入彥命之後也と見ゆ、（此姓の事、續紀三十八に見ゆ、）○押別命、書紀に、忍之別とある、之字は衍なり、（其由は次に云）淤斯和氣と訓べし、（此記に之字無く、又凡て某別と云名、之と云例もなし、舊事紀には、忍足別とあり、）押は、大の意なるべし、○五百木之入日賣命、御名義、兄命に同じ、（或書に、引る、尾張國風土記に、葉栗郡若栗鄕、有宇夫須那神社、廬入姬、誕生產地也、故有此號と云り、此御母命は、美濃國より出生、彼國にて、天皇娶坐れば、此日女命、尾張國にて、生坐けむこと由あり、御兄、五百木入日子命の、尾張連の女に娶坐しこと、明宮段に見えたり、是も由ありて聞ゆ、）書紀には、四年春二月、天皇幸美濃、云々、仍喚八坂入媛、爲妃、生七男六女、第一曰稚足彥天皇、第二曰五百城入彥皇子、第三曰忍之別皇子、第四曰

今も大なる社なる、或は景行天皇を祀ると云、或は大碓命を祀ると云り、又尾張の熱田にても、碓を禁むなり、もし此を用ふれば、必祟ありといふなり、）○倭男具那命、下文に熊曾建に御自告賜へるも此御名なり、男具那は、書紀に、童男と書て此云烏具奈とあり、雄略卷に、童女君と云名あり、（此訓詳ならず、今本に、ヲナキミと訓れど心得ず、）其と比べて思ふに、童なるを、男子を袁具那、女子を賣具那と云しにや、（然らば、かの童女君メグナギミと訓べきか、）具那は、髮に因れる稱にて、宇那韋の宇那と通ひて聞ゆ、（和名抄に、髫髮、和名宇那爲、俗用垂髮二字、謂童子垂髮也と見え、字鏡に、髡髮至肩垂貌、宇奈井と見ゆ、此外にも、髮を以て呼ぶ稱多し、總角髫など、又童も、髮をわくらかし居る故の稱なり、今の俗言にも、前髮など云類也、）さて此御名に負賜へる由は、書紀に、是小碓尊、亦名日本童男、亦曰日本武尊、幼有雄略之氣、及壯容貌魁偉、身長一丈、力能扣鼎焉とありて、幼く坐しほどより、世に秀たる御子に坐し故に、倭國に於て、優たる童男と云意なり、（凡て倭某と云は、みな世に勝れたる由なり、）さて書紀には、二年春三月、立播磨稻日大郎姬、（一云稻日稚郎女、）爲皇后、后生二男、第一曰大碓皇子、第二曰小碓尊、（一書云皇后生三男、其第三曰稚倭根子皇子、）とあり、此記と異あり、（書紀に御世御世の御子たちの御名を擧られたるさま、垂仁の御子までは、皆某命とあるを、此御世より始めて、以下は多く、某皇子、某皇女と記されたり、此記も、垂仁の御子たちまでは、某命とあるが多く、此御世よりは、某王とあるが多し、これらも古より、此差ありしなるべし、但し此記には、某皇女と云は無し、女王も御名は、男王と異なく、某王とあり、此ぞ古傳の隨ならむ、）○倭根子命、書紀には、八坂入媛の

之姓、云々、(これに、賀古郡印南野とあるは、此野は印南郡より、賀古郡にも渉る地なるべし、さて此人上、御友別命の十一世孫と、三代實錄三十六に見ゆ、)とあるを見れば此印南のあたりに、若建吉備津日子命の御子孫は、後までも有しなり、さて郎女と云稱の事は、上(傳廿一常根津日子伊呂泥命條下)に云り、大と云は此御弟も共に、妃にて坐故に、姉弟を分て、大と云若と云ゐなり、(又必しも弟に對へねども、大郎女と申せる例も、允恭天皇御子などの御名に多し)○櫛角別王、御名意、櫛は奇なり、角は葛か綱か、(都怒都那通例多し)又地名などか、詳ならず、書紀には、此御子無し、○大碓命、小碓命、書紀に、其大碓皇子、小碓尊、一日同胞雙生、天皇異之、則誥於碓、故因號其二王、曰大碓小碓也とあり、(和名抄に曰四聲字苑云、臼舂穀器也、和名、宇須、また碓、祝尙丘切韻云、碓蹈舂具也、和名、賀良宇須とあり、萬葉十六に佐比豆留夜、辛碓爾舂、庭立碓子爾舂とあり、碓子は、磑子の誤か、さて加良宇須と云は、杵に柄のある由にて、柄臼なり、韓臼の意には非ず、上代より有し物と見えたり、)抑雙生坐るを、異み賜へばとて、物こそあれ、碓にしも、誥し賜へるは、何の由にか有けむ、此は何さまにも、碓には所以ありしことなるべし、(御子の御名の碓は、宇須と訓べし、誥於碓とある碓は加良宇須と訓べし、其故は、御子の御名を、此記にも書紀にも、臼と書ずして碓と書るは、本碓に因れることとなる故に、古より、この字を書來れりしなるべし、然るに、いまだ文字無かりし世に、たゞ宇須とのみ語傳へむには、碓なることを、知べき由なければ、かの誥し賜ひし事をば、加良宇須と語り傳へたるべければなり、)○參河國猨投村と云所、そは昔より碓を禁むとぞ、其は其處に、さなき山と云に、式の狹投神社ありて、

書紀に、四年春二月、天皇幸美濃、冬十一月、自美濃還、則更都於纏向、是謂日代宮とあり、○吉備臣の事は黒田宮の段にいづ、(傳廿一下道臣の條下所々考へあはすべし、) ○若建吉備津日子、(命字脱たるか) 黒田宮段にいづ、(これも傳二十一ところ〴〵) さてこの命は、孝靈天皇の御子、景行天皇はかの天皇の、五世御孫に坐せば、其御女に娶坐むことは時代違へるが如くなれども、上代の人は多く壽長かりしかば、深く疑ふべきに非ず、(但し書紀に、崇神の十年に、此御兄、吉備津彦、遣西道、云々とあるは、孝靈の御世の末より、百三十年ばかりに當れり、又孝靈の御世の末より、景行の御世の始ごろまでは、二百九十年に及べり、又吉備臣の祖、御友別は、此若建日子命の孫にして、應神の廿二年に見ゆ、孝靈の御世末より五百年餘なるに、其御曾孫の、存在たることいかゞ、されば、書紀の年紀は、左右に疑はし、) 倭建命の、東征の御從せし、吉備建日子も、姓氏録に依るに、此命の御子なるぞかし、又若建吉備津日子と、吉備建日子と、父子御名の似たるを以思ふに、此間の世次にも、似たる名ありて、二世三世の、一世に混ひたらむも知がたし、○伊郡毘能大郎女、伊那毘は、和名抄に、播磨國、印南、(伊奈美) 郡あり、是なり、萬葉一 (十二丁) に伊奈美國波良、三 (十五丁) に稻日野、又 (二十四丁) 稻見乃海、四 (十六丁) に、稻日都麻、浦箕乎過而、六 (十六丁) に、神龜三年、幸於播磨國、印南野時云々、八隅知之、吾大王乃、神隨、高所知流稻見野能、大海乃原笶云々、この外も歌多し、(古より伊那毘とも、伊那美とも云りと見ゆ) 續紀廿六に、播磨國、賀古郡人、馬養造、人上欵云人上先祖、吉備都彦之苗裔、上道臣、息長借鎌、於難波高津朝庭、家居播磨國、賀古郡、印南野、其六世之孫云々、伏願取居地之名、賜印南野臣、

若王。次日子人之大兄王又娶倭建命之曾孫。名須賣伊呂大中日子王自須至呂四字以音之女訶具漏比賣生御子。大枝王。

此天皇後の、漢様の御謚、景行天皇と申す、○凡て御代御代の段の初に其大御名を標る例、皆某命とあるを此に天皇とあるは、前には例なし、是より後には、成務、仲哀、欽明、崇峻など然り、（其餘は、皆命とあり、此差、さして殊なる義は、あるべからず、）○纒向は、神名帳に、大和國、城下郡、巻向坐、若御魂神社ある、其地なり、朝倉宮段、三重婇が哥に麻岐牟久能比志呂能美夜波云々、萬葉七に動神の、音のみ聞し、巻向之檜原山を今日見つるかも、又三毛呂の、其山なみに、兒等が手を、巻向山は繼之宜霜、又巻目之由槻我高仁、（向を、目とも書るに就て、モク。と訓は、非なり、）また巻向之病足之川由、また巻向之川音高之母、十（五丁）に巻向之檜原丹立流、春霞、十二（三十二丁）に纒向之痛足乃山爾など此外も哥多し、書紀には、垂仁天皇の都をも纒向とあり、（傳廿四の始、考へあはすべし、）巻向山は、三輪山の、東北方に並べる山なり、○日代宮、此も地名に依れるか、又たゞ宮の號か詳ならず、（此大宮あたりの地も、檜原なるに因て、檜代の意に、名れたるにもやあらむ、代とは、何にまれ、其と定めて區れる處を云、又城を、志呂と云ことは、古くは見えねども、山背國を、延暦十三年に、山城と、字を改められし時の詔に、此國、山河、襟帶、自然作城、云々とあるを以見れば當昔より、志呂と云こともありし故に城字を用ひられしならむ、若此も、古言ならば直に檜城と云はる、さて城を、志呂と云も、本かの代の意なれば、共も同じことなり）

古事記傳二十六之卷

本居宣長謹撰

日代宮一之卷

大帶日子淤斯呂和氣天皇。坐纒向之日代宮治天下也。此天皇娶吉備臣等之祖若建吉備津日子之女名針間之伊那毘能大郎女生御子。櫛角別王。次大碓命。次小碓命。亦名倭男具那命（具那二字以音）次倭根子命。次神櫛王。（五柱）又娶八尺入日子命之女八坂之入日賣命生御子若帶日子命。次五百木之入日子命。次押別命。次五百木之入日賣命。又妾之子。豐戸別王。次沼代郎女。又妾之子。沼名木郎女。次香余理比賣命。次若木之入日子王。次吉備之兄日子王。次高木比賣命。次弟比賣命。又娶日向之美波迦斯毘賣生御子豐國別王。又娶伊那毘能大郎女之弟伊那毘能若郎女（自伊下四字以音）生御子。眞

古事記傳二十五之卷終

但し續紀廿七に、大和國人、從七位下寺間臣大虫等四人、賜姓大屋朝臣とある、此姓は此地よりぞ出つらむ、(抑此地名の、寺は借字とも見えす、然るに、佛屋を弖良と云は、もと韓語なりと云り、さもあるべし、然れば、此は寺と云物ありて後の地名なるを、古に及ぼして云るなるべし、)

は此御陵は、大和志に、添下郡、日葉酢姫命墓、在常福寺村と云り、

云々、秋篠朝臣、同上、大枝朝臣同上、三代實錄十三に、大枝朝臣音人、大枝朝臣氏雄等、上表曰、云々、以大枝爲姓云々、「詔」不敢改稱謂、但將以枝字爲江云々、詔許之」類聚三代格に、延暦十六年四月、太政官符に、應停土師宿禰等預凶儀事云々、野見宿禰、苗裔、應霑延賞之澤、而穢掌凶儀、不預吉禮、夫喪禮之事、人情所惡、專定一氏、爲其職掌、於事論之、實爲不穩、臣等伏望、永從停止、云々これより此氏の、凶禮陵墓の事を掌ること停たり、さて此に定土師部とあるは、土師連のことのみには非ず、凡て土物を作る工の部を定めらる、なり、(さて土師連は、其部を帥掌る長なり、)和名抄に、河內國志紀郡土師郷、丹比郡土師郷、和泉國大鳥郡土師郷、(波爾之) 上野國緣野郡土師郷、(波爾之) 下野國足利郡土師郷丹波國天田郡土師郷、因幡國八上郡土師郷、知頭郡土師郷備前國邑久郡土師郷、(反之) 阿波國名方西郡土師郷、(波之) 筑前國穗波郡土師郷(波之) 筑後國山本郡土師郷などあるは、皆古に、土師の住し地なるべし、○狹木は、和名抄に大和、國添下郡佐紀郷とある是なり、神名式に、同郡佐紀神社もあり、諸陵式に、狹城盾列池後陵狹城盾列池上陵、共に在大和國添下郡とある、皆同地なり、書紀、此御卷に、三十五年作倭狹城池、續紀卅に、葬高野天皇於大和國添下郡佐貴郷高野山陵、萬葉一 (卅丁) に、佐紀宮云々、(其哥に高野原とよめるは、高野山陵の地なり、) 十 (十二丁) に、春日なる、三笠の山に、月も出ぬかも、佐紀山に、咲る櫻の花の見ゆべく、又 (十四丁) 姬部思、咲野爾生白管自、又 (三十五丁) 佳人部爲、咲野之芽子爾、(をみなべしは、枕詞なり、) など見ゆ、(此地名今は無し、今の超昇寺村、常福寺村、山陵村などのあたり、佐紀郷の地なるべし、) ○寺間、此地名他書に見えず、(今も聞えず)

師連賜姓曰宿禰、姓氏錄に、(右京神別)土師宿禰、天穗日命十二世孫、可美乾飯根命之後也、光仁天皇天應元年、改土師賜菅原氏、有勅改賜大枝朝臣姓、(光仁天皇と云より下は、此にあるべきことに非ず、後人の加へたるなり、)また(山城神別)土師宿禰、天穗日命十四世孫、野見宿禰之後也、また(大和神別)土師宿禰、秋篠朝臣同祖、天穗日命十二世孫、可美乾飯根命之後也、(或書に、野見宿禰は、可美乾飯根命の子なり、菅原の伏見邑に居住と云り、)また(攝津神別)土師連、天穗日命十二世孫、飯入根命之後也、(飯入根は、崇神紀に見えて、甘美韓日狹の兄なり、可美乾飯根と、甘美韓日狹と同人か、若くは、狹字は根を誤れるには非るか、)また(和泉神別)土師宿禰、秋篠朝臣同祖、天穗日命十四世孫、野見宿禰之後也、土師連同上、(續紀卅六に、土師宿禰古人同道長一十五人言、土師之先出自天穗日命、其十四世孫、名曰野見宿禰、昔纏向珠城宮御宇、垂仁天皇世、古風尙存、葬禮無節、每有凶事、例多殉埋、于時皇后薨云々、野見宿禰進奏曰云々、仍率土師三百餘人、自領取埴、造諸物象、進之云々、式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰、掌凶、祭日預吉、如此供奉、允合通途、今則不然、專預凶儀、尋念祖業、意不在玆、望請因居地名、改土師以爲菅原姓、勅依請許之、卅七に土師宿禰安人等言云々、望請土師之字改爲秋篠、詔許之、四十に、詔曰云々、朕外祖母、土師宿禰、其改土師氏爲大枝朝臣、亦宜菅原眞仲、土師菅麻呂等、同爲大枝朝臣、また勅菅原宿禰道長、秋篠宿禰安人等、並賜姓朝臣、又土師宿禰諸士等、賜姓大枝朝臣、其土師氏總有四腹、中宮母家者、是毛受腹也、故毛受腹者賜大枝朝臣、自餘三腹者、或從秋篠朝臣、或屬菅原朝臣、とあり、腹とは族を云、毛受腹は、和泉國大鳥郡の毛受の土師氏の族なり、姓氏錄に、菅原朝臣、土師朝臣同祖

も、景行天皇の御世になりてなり、されど、垂仁天皇の后の御陵の事なる故に、其御世の事に語り傳へけむは、さるべきことなり、さて埴輪と云は、和名抄に、埴輪、波邇和日本紀私記云、山陵緣邊作埴人形立如車輪者也、とある意なり、牟は土に埋めて立るなり、今も此物の遺れる御陵あり、陵に土馬のあることと、雄略紀九年の處に見ゆ、さて野見宿禰は、出雲國人にて、本姓は出雲臣なり、）是より後、土物のみならず、凡て凶禮陵墓の事は、此土師連の掌ること、なれり、（仁德紀六十年、白鳥陵守云々、且授土師連等、雄畧紀に云々、使土師連小鳥、作冢墓於田身輪邑、推古紀に來目皇子薨於筑紫云々殯于周芳娑婆、乃遣土師連猪手、令掌殯事、皇極紀に、吉備嶋皇祖母尊薨、詔土師娑婆連猪手、視皇祖母喪、孝德紀に、天皇崩、起殯於南庭、以百舌鳥土師連土德、主殯宮之事、續紀十一に、詔曰今月七日、地震殊常恐動山陵、宜遣諸王眞人、副土師宿禰一人、檢看諱所八處及有功王之墓、卅二に遣三方王、土師宿禰和麻呂、及六位已下三人、改葬廢帝於淡路、など見えたるが如し、）職員令諸陵司下に、土部十人、掌贊相凶禮、義解に、土師宿禰年位高進者爲大連、其次爲小連、並紫衣刀劔世執凶儀、（大連小連と云ことは、古禮には非じ、からぶみ禮記雜記に、孔子曰、少連、大連、善居喪云々、東夷之子也、註に言其生於夷狄、知禮也と云る、此名を借れるなるべし、）とあり、又凶禮陵墓の事ならでも、土物を仕奉しことは、書紀雄畧卷に、詔土師連等、使進應盛朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾筍、仍進攝津國來狹々村、山背國內村、俯見村、伊勢國藤形村、及丹波、但馬、因幡私民部、名曰贄土師部、（盛上に、造字など脫たるか、姓氏錄に、贄土師連あり、）とあり、さて土師連は、書紀神代卷に、天穗日命、是出雲臣、土師連等祖也、天武卷に、十三年十二月、土

(されど此後も、なほ此事止たりとは見えず、) ○土師部は、波邇斯辨と訓べし、和名抄、國々の郷名の土師、多く波爾之とあればなり、(下に引が如し) 又黃櫨は、同書に波爾之とあるを、其木の弓を此記に波士弓と云、書紀にも、訓注に波茸とある、此例を以見れば、土師をも、古より、波士とも云けむかし、さて斯とは、土物を造る者と云ことにて、爲の意なり、凡て工人の屬に、某師と云、みな然なり、(今世にも、某師と云こと多し、皆同じ、) 然るに漢國にても、某師と云こと多きに因て、即其師字を用ひたるのみなり、(されば師字は、漢意にて書るにはあれども、斯てふ言は、爲の意にして、字音にはあらず、又假字にも非ず、又師木などの如く、訓にして用ひたる借字にも非ず、思ひまがふべからず、) さて土師の事は、書紀に、三十二年秋七月皇后日葉酢媛命薨、臨葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可、今此行之葬、奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議便事而奏之、則使者、喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴、以造作人馬及種種物形、獻于天皇、曰自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、爲後葉之法則、天皇於是、大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便議、寔洽朕心、則其土物、始立于日葉酢姬命之墓、仍號是土物謂埴輪、亦名立物也、仍下令曰、自今以後陵墓、必樹是土物、無傷人、焉天皇、厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職、因改本姓、謂土部臣、是土部連等、主天皇喪葬之緣也、所謂野見宿禰是、土部連等之始祖也、と見えて (水垣宮段、倭日子命の御墓のこと、考あはすべし、傳廿三に委いへり、) さてこの大后の薨を三十二年の事としるされたるは、傳への異なるなり、この記にては、天皇に後れて、薨坐るさまなれば、野見宿禰の功の事

の轉れるなり、又柩をも、ヒツキと訓り、柩とは、棺に屍を納たるを云、）又常には、紀とのみも云り、書紀景行卷に、棺槻、（ミは御なり）孝德卷に、棺槨、また棺などあり、（同卷に轜車とあるも、柩車の謂なり、轜字喪車と注す）紀は、奥津城などの城にて、屍を藏むる構を云、（奥津城は、萬葉に多く見えて、人を葬せる處を云、天智紀に、丘墓とあり奥とは地下を云なり、）比登紀とは、人屍を納るゝ故に云なり、さて書紀神代卷に、素戔嗚尊云々、柀、可以爲顯見蒼生、奥津棄戸將臥之具、とあるに依るに、內棺は、上代より、木以造れりと見ゆれば、此に石棺とあるは、外槨なるべし、（己さきに、大和國を見めぐりし時、十市郡安部村の近き處に、窟のあるや、深く入て、奥に、石槨の上は屋根の形に作りて、高さも、竪も、横も、六尺ばかりなるが、立るを見つ、此は正しく、上代の貴人の墓と見えたれば、石棺と云るは、かゝる物なるべし、）なほ外なる、總ての石構までをかけて、皆伊斯紀とぞ云けむかし、姓氏錄（左京神別）に、石作連、火明命六世孫、建眞利根命之後也、垂仁天皇御世、奉爲皇后日葉酢媛命、作石棺獻之、仍賜姓石作大連公也、また（山城國神別）石作、火明命之後也、また（攝津國神別）石作連云々、また（和泉國神別）石作連云々など見ゆ、和名抄に、山城國乙訓郡石作郷、（以之都久利）尾張國中嶋郡石作郷、（以之豆久利）などもあり、さて石棺を造る工は、世に、舊よりも有つらむを、此御世に、更に其部を定められたるなり（此御世に始めて、石棺を作れりと云にはあらず、）かくて天智紀に、六年春二月、合葬天豐財重日足姬天皇、與間人皇女、於小市岡上陵、是日以皇孫大田皇女、葬於陵前之墓、皇太子謂群臣、曰、我奉皇大后天皇之所勅、憂恤萬民之故、不起石槨之役、所冀永代以爲鏡誡焉、とあり、

るは、他書に見えぬ地名なり、(龍田風神祭祝詞に、龍田能立野爾小野爾吾宮波定奉弖とありて、今も其神社のあり所を、立野といふ、されど其は平群郡にて、地異なり、また諸陵式に、三立岡墓と云もあれど、其も廣瀬郡にて、地異なり、又彼續紀に、櫛見とあるに依て意ふに、若くは、立字は、奇の誤にて、御奇野にやなども思へども、記中久志に、奇字を書る例なし、姓氏錄に、御立史、依居參河國青海郡御立地、賜御立史姓、これも御立と云地名の例に引り、) さて此御陵は、大和志に在寶來村東と云り、(俗に蓬萊山と云て、高く大なる御陵にて、廣く大なる池周れり、然大なる池の周れる中に立る狀を以て、蓬萊山とは云なるべし地は、齊音寺村の地にやあらむ、齊音寺村にありと記せる書もあり、奈良より一里餘西方なり、菅原村も近し、)

又其大后比婆須比賣命之時。定石祝作。又定土師部。此后者葬狹木之寺間陵也。

時とは、薨坐し時と云ことなるを薨と云ざるは、古文なり、水垣宮段に、倭日子命、此王之時、始而於陵立人垣とあると同くて、そのよしは彼處(傳廿三)に、いへるがごとし、(師の薨字脫たるなりとて、補へられたるは、中々にわろし、) ○石祝作、祝字は、棺の誤なりと師の云れたる、信に然るべし、草書より誤れるならむ、(棺と祝とよく似たり、) 伊斯紀都玖理と訓べし、和名抄に、四聲字苑云、棺所以盛屍也、和名、比止岐、また野王云、槨周棺者也、和名於保土古とあり、此棺も槨も、共に、上代には、比登紀と云、(於富登許と云は、やゝ後の名と聞ゆ、又比都紀と云は、比登紀

元年二月立御間城姫爲皇后、先是后生活目天皇、とあるは、甚く違へり、元年より、先に生坐むには、四十八年には、五十歳に及び給ふべく、崩は百七十歳に及び給ふべし、）或書には、百三十とも、百四十一とも云り、○菅原之御立野、書紀には、九十九年云々、冬十二月癸卯朔壬子、葬於菅原伏見陵、とあり、諸陵式に、菅原伏見東陵、纏向珠城宮御宇、垂仁天皇、在大和國添下郡、兆域東西二町南北二町、陵戸二烟、守戸三烟、（菅原伏見西陵、安康天皇、在大和國添下郡）とあり、菅原は神名帳にも、同郡に、菅原神社あり、（今も、菅原村あり、）萬葉廿に、大き海の、水底深く、思ひつゝ、裳びきならえし、須我波良能佐刀、古今集雜下に、いざこゝに、我世は經なむ、菅原や、伏見の里の、荒まくも惜し、後撰集雜三に菅原や、伏見の晩に、見渡せば、霞にまがふ、小長谷の山、さて此御陵を、書紀に、伏見とあるは、疑はし、其故は、續紀六に、靈龜元年夏四月、櫛見山陵、（生目入日子伊佐知天皇之陵也、）充守陵三戸、伏見山陵、（穴穗天皇之陵也、）四戸とあればなり、（これに伏見陵と記されたるは、穴穗天皇にて、此記にも、其をば伏見岡と記せるに、此垂仁天皇のをば、此記にも伏見とは申さざるを合せて思ふに、其はもと櫛見にて、書紀も櫛見なりけむを、後人式などに依てさかしらに伏見とは改めしにもあらむ、式は、書紀に依て、伏見と記されたるかとも思へど、東陵西陵とあるからは、其ころは、既く二陵共に、伏見と云しなるべし、久志と、布志と、まぎれて、一になれるものなるべし、又思ふに、垂仁の御陵も、地は伏見の地なりし故に、もとより伏見陵とも申し、又陵號をば、櫛見とも申せしにもあらむ、又續紀の櫛字、節の寫誤かとも云べけれど伏見陵と、並べて記されたれば、然にはあらず、なほよく考ふべし、）さて此記に、御立野とあ

と云物は、罕にありて、其實柑子よりなほ小くて、味も蜜柑とは遙に劣れり、然るに、古へ橘はさばかり賞て、世に多かりし物なれば、是にはあらで、蜜柑こそ其なるべけれ、藥の橘皮にも、昔より蜜柑の皮を用るなり、今橘と云物の別にあるは、昔の橘をば、いつのほどよりか、蜜柑とのみ云から、後に、別なる一種を、橘と名けたるならむ、其今橘と云物は、延喜式、伊勢物語などに、小柑子と云る物是なるべし、と思はる、然れば、始の說宜しかるべきか、又思ふには、若昔の橘、今の蜜柑のことならば昔のまゝに、今までも多知婆那とこそ云來るべきことなれ、蜜柑と云名に變るべき由なし、然れば蜜柑は、後に渡來つる物なるが、其始て渡りつる時に、味の美きまゝに、蜜柑とは呼初しならむかとも思はるれば、後の說も、理ありて聞ゆ、又思ふに、美加牟と云名は、和名抄に、櫠椵柚屬也、漢語抄云、抽柑とある此抽柑を訛りて云るを、後に蜜柑とは書なせるかともおぼゆ、凡て橘柑柚の三は、漢國にてもまがひ又其種類もいと多ければ、漢名に依ても、決めがたく又古今の異も、いとまぎらはしきなり、又或說には昔の橘は、今云柑子なり、今云蜜柑は、昔の柑子なりと云り、然れども、柑子は、今も柑子と云物とこそ聞えたれ、)

此天皇。御年壹佰伍拾參歲。御陵在菅原之御立野中也。

御年、壹佰伍拾參歲、書紀には、九十九年、秋七月戊午朔天皇崩於纏向宮、時年百四十歲とあり、(此御年の數に依るときは、崇神天皇の廿八年に生坐るなるべきに、此卷の初に、御間城天皇の廿九年に生とあるは、一年違へり、又廿四歲爲皇太子とあると、崇神卷に四十八年に爲皇太子と違へり、若廿八年に生坐ときは、四十八年には、廿一歲、廿九年に生坐ときは、廿歲なり、又彼卷に、

可禮許曾、神乃御代欲理、與呂之奈倍、此橘乎、等伎自久能、可久能木實等、名附家良之母、(橘の事おほかた此哥に備れり。) 古今集に、五月まつ、花橘の香をかげば、昔の人の、袖の香ぞする、(此昔の人を多遲麻毛理のことゝする註は、非なり。) 續紀十二、(和銅元年、縣犬養宿禰三千代に橘姓を賜ふ勅、) 橘者、菓子之長、上人所好、柯陵霜雪而繁茂、葉經寒暑而不彫、與珠玉共競光、交金銀以逾美云々とあり、(與珠玉の上に、實字脱たるか、) 武藏國に、橘樹郡ありて、橘樹郷 (多知波奈) 御宅郷 (美也介) と並在り、由縁あることなるべし又姓氏錄に、橘守と云姓ありて、三宅連同祖とあるは、公の橘樹を守る者を、掌れる氏なるべし此も初の由縁を以て、多遲麻毛理の子孫に、任し給へるなり、(師説に此氏をも、タチマモリと訓べしと云れつるは、かなはず、此は彼人の名に關かることには非ず、たゞ橘を守りし由にこそあれ、若此氏と、彼人の名とを、一にしていはゞ、彼人の名は、橘を守りし由なりとこそ云べけれ、然れども、彼名は、但馬國に由れることにて、橘に因れるにはあらぬをや、) 萬葉十 (五十一丁) に、橘乎、守部乃五十戸之、とよめるも、古此樹を、殊に守りし事の有しから、守部里の、枕詞とせるなり、(又思ふに、こはたゞ守と云名に云かけたるのみにはあらで、此里即古に、橘を守る者の住る故に、守部と負るにもあるべし、其はいづれにまれ、冠辭考の說は、いささか違へることあるなり、) さて或說に、昔の橘は今の蜜柑なり、今世に、別に橘とてある物には非ずと云、又或說には、昔の橘即今も橘と云物なり、蜜柑は、後に渡來つる物なるを、味の勝れる故に世に多く弘まり、橘は劣れる故に、けをされておのづから罕になれるなりと云り、此二いづれよけむ定めがたし、(今思ふに、まづ今世に橘

とは、知を濁て云なり、又婆と、麻と、清濁通ふは常なりとあり、此說、持來し人の名に因れるは、然ることなれども、終の那を、名とせられたるは、いかゞ、其は此名を釋く言にこそさもいはめ、直に名と云ことを、名に負すべきには非す、彼任那國と云例などゝは、一に云がたし、又古へは、知を濁て唱へけむとも、[illegible]あたらず、此記、又萬葉などに、假字に書る、みな清音の知を用ひて、濁音の字を用ひたることなし、今の上總八などの濁るは、東の訛にこそあれ、多遲麻毛理の名に因らば、まことに知は濁るべきことなれども、次なる婆を濁る故に、濁の重なるは聞苦しければおのづから知をば清音に唱へ來しなるべし、）明宮段大御哥に、迦具波斯波那多知婆那とよませ賜へり、古へは花をも實をも、殊に賞し物にて、萬葉卷々に、哥ども甚多き中に六（三十三丁）に、橘花者、實左倍花左信、其葉左倍、枝爾霜雖降、益常葉之樹、十八（十二丁）に、等許余物能、己能多知婆奈能、伊夜氏里爾和期大皇波、伊麻毛見流其登、（とこよものとは、常世國より、來つる物と云なり、）又（二十七丁）可氣麻久母、安夜爾加之古思、皇神祖能、可見能大御世爾、田道間守常世爾知多利、夜保許毛知、麻爲泥許之登吉、時自久能、香久乃菓子乎、可之古久母、能許之多麻敝禮、國毛勢爾、於非多知左加延、波流左禮婆、孫枝毛伊都追、保登等藝須、奈久五月爾波、波都波奈乎、延太爾多乎理弖、乎登女良爾、都刀爾母夜里美、之路多倍能、蘇泥爾母古伎禮、香具播之美、於枳弖可良之美、安由流實波、多麻爾奴伎都追、手爾麻吉弖、見禮騰毛安加受、秋豆氣婆、之具禮能雨零、阿之比奇能、夜麻能許奴禮波、久禮祭爲爾、仁保比知禮止毛、多知渡奈能、成流其實者、比太照爾、伊夜見我保之久、美由伎布流、冬爾伊多禮婆、霜於氣騰母、其葉毛可禮受、常磐奈須、伊夜佐加波延爾、之

れたる漢文なり、當時に云べき言のさまに非、殊に常世國、則神仙秘區など云る言は、甚く古意に違へることなり、ゆめかゝる虚文に勿惑はされそ、又臣雖生之何益と云ては、自ことさらに死たるにて、返て情深からず、此も實は、此記の如くにて、死むとは思はざりけめども、あまりに叫哭つるほどに、哭死に死たるなり、さてこそ哀さは深けれ、又云る語も、此記はいと簡なれど、返て情深く、こゝたくの悲哀さ、おのづからにこもりて、書紀の言多きよりも、いとこよなくあはれにこそ聞ゆれ、書紀釋に、天書第六曰、景行天皇二年春三月辛未朔壬午、丹馬物果歸獻眷戀垂仁、拜陵泣奏曰云々、匍匐啼泣、拜陵、與死、景行哀其忠、果勅葬陵邊、と云り、果字は里を誤れるなり、此天書と云物、をり〳〵引たり、大かたは書紀に依て、書紀よりも、今一きは漢めかして書たる物なるに其文は、中々に甚拙きこと多し、書紀と事の異なることも、をり〳〵あるは、おぼつかなし、代々の天皇の、漢ざまの御謚を以て申せれば、桓武天皇の御世より後に作れる書なり、今引るは書紀といさゝか異なる事あり、又心得のため論ひがてらなり）○橘は、和名抄に、橘、和名太知波奈とあり、此名は、將來つる人の名に因て、多遲麻花と云なるべし、（但し此物は、花よりも實を主とすれば、花を以て名けむことはいかゞとも云べけれど、名のさまを思ふに、なほ婆那は、花とこそ聞ゆれ、花橘とも云、是も花を賞て云る名なり、實のことをよめるにも、花橘とよめり、萬葉六には、橘花とさへ書り、）さるは、此持來たる實を種として蒔しが生出て、初て花の咲たる時に、多遲麻花と呼初しが、遂に名とはなれるならむ、（師説には、將來たる人の名を以て、田道間名と後に呼しなり、されば古は知を濁りてぞ唱へけむ今も上總人南部八な

も戸の前なるを以知べし、(師云、陵戸は、こゝは陵を守る家には非ず、御陵の門などを云なり、と云れき、されど、直に門などを指て云るには非ず、) ○擎、上には置と云て、又擎とは違へるが如くなれど、然らず、置は四縵四矛を總て云、擎るは、其内なるを執持て擎るなり、(四縵四矛を、みながらは、擎ぐべきに非ればなり、) 又置は、萬葉に、幣置などある置として、たゞ獻ることゝ見てもよし、さてかく擎げたるにて、哀の情深きほどいよゝ知られて、今眼のあたり見るが如し、○叫哭は、佐氣備淤羅備弖と訓べし、萬葉九(三十六丁)に菟原壯士伊、仰天叫於良妣云々とあるに依れり、書紀にも、此を叫哭とありて、オ。ラ。ビ。ナ。キ。テ。と訓り、又雄略卷に、呼號、孝德卷に、啼叫などもあり、淤羅夫は、大聲を揚て叫哭ぶなり、哀の甚しきをりの態なり、○侍は、佐母良布と訓べし、此言、上卷に出て、彼處(傳十四大國主神國避段)に委云り、御前に敬しく伺ひ居るを云、(たゞ敬辭に添て云には非ず、) ○叫哭死也は、淤羅備斯邇伎と訓べし、やがて叫哭び隨に死たるなり、(此をたゞ、遂死とのみ云ては、ほどを經て後に死たる如くにも聞えて、勢なき故に、又叫哭と再言るなり、) 書紀顯宗卷に、隼人晝夜哀號隨側、與食不喫、七日而死、とあるも似たる事なり、書紀云、九十九年秋七月、賁皇崩云々明年春三月、田道間守、至自常世國、則賷物也、非時香菓八竿八縵焉、田道間守於是泣悲歎之曰、受命天朝、遠往絕域、萬里蹈浪遙度弱水、是常世國、則神仙秘區、俗非所臻、是以往來之間、自經十年、豈期陵峻瀾、更向本土乎、然賴聖帝之神靈、僅得還來、今天皇既崩、不得復命、臣雖生之亦何益矣乃向天皇之陵、叫哭而自死、之群臣聞、皆流涙也、田道間守是三宅連、始祖也、(これに、田道間守が云る語は、皆例の撰者の潤色に加へら

にて枝も葉も付ざるを云なるべし、故此は若干斗若干外とあるなり、）さて蔭橘子、矛橘子を此にはたゞ縵、又矛とのみ云て橘子と云ざるは、上に既に、登岐士玖能迦玖能木實と云、採ニ其木ノ實一とも云れは、更に又其名をば云ぬぞ雅語の例なる、（かゝる處に、更に又其名を云は、俗文のことなり、たとへば、今世の言以て云むにも、橘十籠の内葉付五籠、葉無五籠と云ば、上に橘とある故に、おのづから其と聞ゆるを、又葉付橘、葉無橘と云ては、煩はしく拙きに非ずや、）さて又其數を、若干縵若干矛と云るは、木を一木二木、里を一里二里、歌を一首二首（一首二首は、ヒ○ト○ウ○タ○フ○タ○ウ○タ○と云例ぞ、）と云類にて、數をも即其名以て云るなり、此例常に多し、（式に、蔭橘子を、若干蔭とあるは、上代より云ならへるまゝなるを、矛橘子をば、若干枝とあるは、上代と言のかはれるなり、枝と云も其形に依てなり、又書紀には、八竿とある、此も凡て如此き長き物をば多と若干竿と云る例なればなり、）○將來之間は母知弖麻韋伎都流阿比陀爾と訓べし、書紀の年紀に依るときは、往てより還れるまで、十一年なりき、○既は、波夜久と、師の訓れたる宜し、凡て雅言には、過にし前つかたのことを、波夜久と云こと多し、此は、持來つるより前つかたにと云ことなり、○大后（大字を太と作る本ありわろし、）は、皇后なり、（此事白檮原宮段に委く云り、）此は、比婆須比賣命を申せり、書紀には、此大后は、既く三十二年に薨坐り、傳への異なるなり、○御陵戸は美波加能斗と訓べし、又此御陵などは、美佐邪紀と訓むもあしからず、戸は、前と云むが如し、萬葉に夜度を、屋前とも、屋戸とも通はし書る如く、戸の前をも戸と云なり、（外山の外も同くて、前の意なり、外も意通へり、）上卷に、於ニ天之石屋戸ニ伏ニ汗氣ニ云々とある戸など

事なり、思ひ混ふべからず、〕さて此に、縵と云るは、蔭橘子と云物、矛と云るは、矛橘子と云物なり、其は内膳式に、橘子四蔭また橘子廿四蔭、桙橘子十枝、また橘子四蔭、桙橘子十枝、また橘子三十六蔭、桙橘子十五枝、掇橘子一斗、また橘子四十五蔭、掇橘子二斗二升五合、齋宮式にも、橘子十蔭などある是なり、（これには、たゞ橘子若干蔭とあるを今おして蔭橘子と云ゆゑは、桙橘子と並べ云る其桙橘子は、正しく此の矛八矛とあるに當るを、其に對へて若干蔭と云るなれば、其ももとは、蔭橘子と云しこと、此と相照して知べし、然るを、式のころは、若干蔭といへば、蔭橘子に限れる故に、蔭をば略きて、たゞ橘子と云るなり、桙橘子は、そのころは、若干矛とは云ざりし故に舊のまゝに、桙橘子といひしなり、〕其は各一種の橘の名には非ず同じき橘ながら、採ざまの異あるなり、其狀はいかなりけむ詳ならねど今其名に就て按ふに、蔭橘子とは、枝ながら折採て、葉も付ながらなるを云なるべし、凡て葉ある樹をば、常に蔭と云へばなり、（大神宮式、麻績等機殿祭料雜物中に、麻三十鬘圍二尺、為鬘とあり、此鬘もカゲと訓べし、さて凡て麻の量は、若干斤と云る例なるに、たゞ此にのみ鬘とあるは、ゆゑあるべし、思に、此も葉を著ながら用る故に、かく云か、其用るさまを知らねば定めがたけれど、是は麻績の祭なれば、麻を用ること、他祭などゝは異なるべき由もあれば、葉つきたるまゝを用ることもあるべきなり、若然らば、此の蔭橘子と同じ心ばへなり、思ひ合すべし、〕桙橘子とは、やゝ長く折たる枝の葉をば、皆除き去て、實而已着たるを云なるべし、其は、其狀上代の矛の形に似たることぞありけむ、（たとひ甚く似ずとも、さる狀の物は、矛と云つべし、さて掇橘子と云は落たるを拾取たる意の名

なほ竿なるべしと思ふ人もあるべけれど、然らず、凡て書紀は、古言にかゝはらず、字面を主とせられたる、故に、八竿と書れたるを、此記はかゝることも、多くは字にかゝはらず、古言を主としたれば、此も古言の隨に八矛四矛と書るなり、〕さて縵は、加宜と訓べし、抑加宜に此字を書るは、蘿縵の意なり、其は上代には、蘿を主と縵にせる故に、此字を書、又其蘿を加宜とのみも云る故に、其にも此字を用ひたるなり、蘿を加宜とのみ云るは、萬葉二〔二十三丁〕に、山蘰影爾所見乍〔影は面影にて、上よりのつゞきは、蘿の意なり、山字、今本には、玉に誤れり、集中に山を玉に誤れる例多かり、〕十三〔四丁〕に、雲聚山蔭、〔山蘿なり、此も今本は、山を玉に誤れり、〕十四〔三十五丁〕に、夜麻可都良加氣、〔師說に、山縵蘿なりとあり、〕十八〔三十一丁〕加都良賀氣、香具波之君乎、〔此は古蘿は、賞貴みたる物なる故に、かぐはしの枕詞とせるなり、香は、此は借字にて發語ぞ、〕などあるも是なり、然れば、此の縵は借字なるが如くなれども、ひたぶるの借字にも非ず、蘿と云名も、本日の蔭と云意、持統紀に、以華縵進于殯宮、此曰御蔭、とも見え、〔其の由は、傳八天石戶屋の段の末に云り、〕此の加宜も、蔭の意なればなり、〔其由は、次に云が如し、然るに宜を淸て訓て、掛の意とするは非なり、其はもと、彼萬葉二の哥の山蘰を、ふるくより玉蘰と書誤れるから、中古の哥人、其つゞきの影を、掛の意に云かけたる物と心得るから、此の縵をも掛の意に書る物と心得めり、そも下なるは、八掛四掛と云むも理なきにあらねど、上なるを掛としては何の事とかせむ、うつぼ物語に、御衣櫃一かけに、櫃一かけ、源氏物語にも、みそびつあまたかけ、又きぬびつ二かけ、などあるは、かけを河海抄に、荷と注せられたり、此らは別

本には、初なるを、縵八芋と誤り、次なるを、縵芋四矛と誤り、下なるは、舊印本に同じ、又一本には、初なるを、縵八芋、次なるを、縵竿四矛と誤り、下なるは是も舊印本と同じ、又一本には、初なるを縵八竿縵入矛と誤り、次なるを、縵竿四矛と誤り、下なるは是も右の本どもと同じ、又一本には、初なるを、縵入弟縵八矛と誤り、次なるは、縵四縵矛四矛と作て、全く下なるは、縵矛四矛と誤れり、延佳本は、初次下共に全くして、たゞ八矛四矛の矛を、みな竿とせるのみ差へり、大方己が見たる本どもの差、かくの如し、思ふに此は常に見なれぬ文にして、殊に同字の重なれる故に、まぎらはしくて、或は誤りて字をも脱し、或はさかしらを以て省去などもせしものと見えたり、其中に八矛四矛の矛字は、竿と作る方や正しからむとも思はるれど、なほよく思へば然らず、其は書紀に、八竿とあるうへに、又かの崇神巻に、矛八竿とさへつゞきたることもあるを見て、中昔にさかしら人の改めつるものなり、崇神巻なる矛は矛にて、此とは異なるをや、）其中に、たゞ延佳本のみは、正しく全ければ、今も其に従へり、但し下なる矛字をば、皆竿と作るは、猶宜しからず、故其は、矛とある本を取つ、（そも／＼延佳本のかく全きは、異本どもを此彼と校合せて定めつる物なればなり、然るに、此矛字をば竿とせるは、異本どもの中に竿と作るが半なるに、書紀を思ひ合せてなるべし、）其故は、萬葉十八の歌（下に引り）に、正しく、夜保許毛知、（毛知は持なり）とあればなり、然のみならず、書紀に、八竿と書るをも、ヤホコと訓る、是も此記に、八矛とありしに依れるものと見え、又今本どもの内に、半は矛とあれば、此字なること著明し、（此狀なる物の數をば、多く若干竿と云例なれば、此記も語は夜本許余本許ながら、字は

橘子を、然云故は、此菓は、夏よりなりて、秋を經て、冬の霜雪にもよく堪へ、又採て後も久しく堪て腐敗れず、時ならぬところにも、何時もある物なれば也、迦玖は、書紀に書れたる如く、香の意とは聞ゆれども、香は常に迦とこそいへ、迦玖と云ることは未聞ねば、玖の意は詳ならず、(迦具波志と云は、香の妙しきにて別なり、故清濁も異りて、迦具波志には、何れも濁音の具を書き、迦玖の玖は、書紀の訓注にも、清音の俱を書き、萬葉十八の歌にも、香久可久など書て、皆清音なり、混ふべからず、) 若くは、三韓にて、此が名、香菓と云を、其字音彼國にては、迦玖か、(されば、迦玖能木實と云は、三韓にて迦玖と云菓と云意なり、) 又は、香字音を、彼國にては、迦玖と呼しか、(今も朝鮮國の音には、ウの韻の字を、クの音に呼例多し、若香字音、三韓にて迦玖ならば、迦具山を香山と書なども、彼字音を借て書ならへるにぞあらむ、是はたかぐはしの意を以て書には非ず、神武紀に、香山、此云介遇夜摩、と訓注あるを見れば、訓めきたれども、神代紀に、興台産靈此云許語等武須毘、とあるも、興台は字音なり、さて然らば、香を常に加と云も本は字音かと云疑あるべけれど、加は本より皇國言なり、凡て本よりの皇國言と、字音と、おのづから似たるも、同じきも、たま〱にはあることなり、是又混ふべからず、) ○遂到其國、遂は、到に係るか、又採其木實、と云に係るか、何れにまれ、到りがたく求めがたかりしこと、此辭に見えたり、○縵八縵矛八矛云々、縵四縵矛四矛云々、縵四縵矛四矛、此文諸本皆字脱、或は誤りて各同じからず、互によきあしきはあれど、何れも全からず、(舊印本には、初なる縵八縵矛八矛を、縵八矛の三字に誤り、次なる縵四矛縵四矛を、縵矛四竿と誤り、下なる縵四縵矛四矛を、縵四縵矛四竿と作れり、一

（さらでは、そのかみ外國の通ひもいまだあらざりしに、橘のあることを、所知看すべき由なければなり、さて此は、新羅とすべきこと、先は右の如くなれども、なほ細にいはゞ、橘は漢國にても南方に在て北方の寒き國には無き物ときけば、三韓などには、いかゞあらむ、若韓には無き物ならば、此常世國は、漢國を云るならむ、若然らば、先祖の時より、漢國に此菓のあることを、傳聞居てなるべし、此は、なほ今朝鮮國に、橘ありや無しやをよく問聞て、決むべきなり、若漢國ならむにても、なほ新羅より傳ひてぞ往けむ、古は皆然る例なり、）○登岐士玖能迦玖能木實は、書紀に、九十年春二月、天皇命田道間守、遣常世國、令求非時香菓、今謂橘是也、香菓、此云箇倶能未、とあり、（訓注、能の下に、許能二字を脱せるそは非るか、同字の重なれるは、よく脱すものぞ、）登岐士玖とは、（士は、濁音なり、）書紀の字の如く、其時ならぬを、何物にても云、萬葉一（八丁）に、山越乃風乎時自見、（風の時ならず、寒きを云）又（十六丁）三芳野之耳我山爾、時自久曾、雪者落等言三（二十七丁）に、時自久曾、雪者落家流、（不盡山の歌なり）又（三十八丁）冬木成、時敷時跡、不見往者、（筑波山の歌なり此は、登りて見るべき時にあらずとてと云意なり、）四（十三丁）に、何時々々、來益我背子、時自異目八方、（何時とても、時ならずと云ことあらめやはなり）八（五十一丁）に、非時藤之目頰布、（六月の哥なり）十三（十一丁）に、小治田之、年魚道之水乎云々時自久曾、人者飲云、（暑く水飲べき時に非るを云、）十八（三十八丁）に等枳自家米也母、（四巻なるに同じ）などあるにて意得べし、（然るを、時分ず、常に變らぬ意に見るは、いさゝか違へり、其も、時ならずと云が、おのづから然も聞ゆるにこそあれ、）さて

矛。獻于大后。以縵四縵矛四矛。獻置天皇之御陵戸而。擎其木實叫哭以白。常世國之登岐士玖能迦玖能木實持參上侍。遂叫哭死也。其登岐士玖能迦玖能木實者。是今橘者也。

三宅連は、姓氏錄、右京諸蕃新羅部に、三宅連、新羅國王子、天日桙命之後也、また攝津國諸蕃新羅三宅連、新羅國王之子、天日桙命之後也、而或記、以伊久米入彥命、爲祖とあり、(古本に如此あり、印本には、攝津の方をば、滋野宿禰同祖、田遲麻守之後也とあり、滋野宿禰と同祖と云は心得ず、滋野宿禰は、神別の姓にて、諸蕃には非るをや又古本も、或記云々は心得ぬことなり、)さて此姓もとは、地名より出たるか、又屯倉に由れるか、さだかならず、天武紀に、三宅連石床と云人見え、同紀に、十三年十二月、三宅連、賜姓曰宿禰とあり、(此御世に宿禰姓を賜へるに、姓氏錄には、連とのみあるは、宿禰になれる族は絕て、本の連にてありし族なるべし、又天武紀に、三宅吉士、賜姓曰連とあるは、別姓なるべし、又姓氏錄に、三宅人とあるも別姓なり、)○多遲麻毛理は、新羅國より參來つる、天之日矛の玄孫にてその世系などくはしく明宮段末に見えたり、この人のこと其處(傳卅四)に云べし。○常世國は、上卷、少名毘古那命段に出て云る如く、皇國を遙に放離て、たやすく往還ひがたき國を泛く云稱なり、なほ委くは彼處(傳十二の始め)に云り、考合すべし、此は、新羅國を指て云るなるべし、其故は、多遲麻毛理は新羅人の末なれば、其國に橘の有て、甚美き菓なることを傳聞居て、天皇に語奏せしより、此事は起りたるべければなり、

るには非ず、死むとてことさらになり。)さて歌凝てふ名は、手弱女人のかくまでおぞましき事どもを思しよりて、身をいたづらになし賜へるを、奇偉心と云るなるべし、故此名は、此事の後に、世人の申せる名なるべし、さて右の事ども、書紀には、唯竹野媛者、因形姿醜、返於本土、則羞其見返、到葛野、自墮輿而死之、故號其地謂墮國、今謂弟國訛也、とのみありて、相樂の事も、又淵に落入給ひし事も見えず、されど、たゞに地に墮たらむばかりにては、死坐べくもあらざれば、輿より淵にぞ墮賜ひたりけむかし、(又此記には、輿よりと云ことは無けれども、實に輿より墮給ひしなるべし、さらずば、從者など彼相樂の事にこりて、心ゆるべあから目もすまじければ、得墮やらじを、ゆくりなく輿の内より、直に物し賜はむには、人の心づくまじければなり。)

○弟國は、和名抄に、山城國乙訓郡、(於止久邇)神名帳に、同郡乙訓坐大雷神社、書紀繼躰卷に十二年、遷都弟國、など見ゆ、(古弟國と云し地は、今の井内村、今里村のあたりなり、井内村に乙訓明神の社あり、又今里村なる法皇寺と云寺は、昔は乙訓寺と云つと或書に云り、宇治拾遺物語に、長岡の邊をすぎて、乙訓川のつらをすぐと思へば、又寺戸の岸をのぼる云々と云り、寺戸村と云も今もあり)

又天皇。以三宅連等之祖名多遲麻毛理。遣常世國。令求登岐士玖能迦玖能木實。自登下八字以音 故多遲摩毛理遂到其國。採其木實。以縵八縵矛八縵將來之間。天皇既崩。爾多遲摩毛理分縵四縵矛四

○懸木、これも佐賀理紀と訓るぞよき、（加々理紀など訓ては、佐賀良加と訛らむ由いと疎ければなり、）さて此は事のさまを思ふに、送の從者なども、數多ありつらむを、既に樹枝に取懸り給ふまで留めもせずて、見てあるべきに非れば、欲字は、取懸の上にある意にて、只然爲むとして、樹下に、倚などし賜ひけむを、其も、貴人のめづらかなる事なれば、既に取懸れるには非ねども其樹を佐賀理紀と名けむこと、然もあるべし、さて樹の名より、遂に其地の名にもなれるなるべし、○今云相樂、理と、良とも紀と、加とも、通音にて、かく訛れるなり、和名抄に、山城國相樂郡（佐加良加）相樂郷、（佐加良加）神名帳に同郡相樂神社、（書紀の訓に、サ。ガ。ラ。とも、サ。ハ。ラ。ともあるは、又訛れるなり今もさがらと云り、又相樂村と云もあり、其は今もさがらかと云とかや、）書紀欽明卷に高麗使人云々、於山背國相樂郡、起館云々、萬葉三（五十九丁）に、山代乃、相樂山乃云々、○峻淵、峻は、浚を誤れるか、（浚は深なればなり、峻とは、山などにこそいへ、淵には云べきに非ず、峻瀾などは云れど、そは高きを云なれば、別なり若くは、おそろしき意に云るか、然らは、加志古伎と訓べし、されど、なほ物遠くおぼゆ、師は、フ。カ。キ。と訓れつれど、峻字にては、然訓べき由なし、又和名抄に、山城國久世郡に、竹淵、多加不知と云郷あり、山城志に、綴喜郡禪定寺村の建藤神社あり、或は竹淵とも作り、これ古の久世郡竹淵郷なりと云り、是に依らば、多加布知と云る、淵名にやありけむとも思へど、弟國とあるに、地理合はず、なほかにかくに思へども、峻にては、訓べき言をいまだ思得ず又深きならば、直に深字をこそ、書べきなれば、浚も此記には少し物遠けれど、）布迦伎と訓てあるべし、○墮は、淤知伊理弖と訓べし（過りて落た

からは、歌凝比賣者云々と、其落着をも必いはではえあるまじきわざなるに、其は如何とも云ることなきは、實には、其人は無ければぞかし、(若し云べき事無くば、故歌凝比賣一柱、返於丹波國、とも云とぢむべきことなり、) 書紀にも、本土に返され賜ひしは、たゞ一柱なるをも思へ、○凶醜は、美邇久伎と訓べし、(師は、シコナルと訓れたれどわろし、) 上卷に、石長比賣のことをも、其姉者、因甚凶醜、見畏而返送とあり、(傳十六大山津見神詛段) ○本土は、母登都玖爾と訓べし、上卷、又高津宮段、近飛鳥宮段などに、本國とあるに同じ、○慚言、此慚字は、讀べからず、此語の内に、慚と云ことあればなり、(語に、慚かしと云ば、上には、慚てといはでも其意はあるを、なほ云ては、言重なりて煩はしきに、此字を置るは、漢文の方のみなり、) ○同兄弟は、字の隨に、淤那士伎波良加良と訓べし、(同字をも、引合せて、ハラカラとも訓べけれど、此は兄弟同じ列に召れたる中にといふ意なるべければ、同字をも、別に讀むぞまさるべき、) ○姿は、加富と訓、例なり、○以は、余理弖と訓べし、(上に、因とあり、) ○隣里は、知加伎佐刀と訓べし、又刀那理能佐刀と訓むも、あしからじ、書紀(廿二)に、此二字を、サトドナリ、又トナリザトと訓り、(但し、刀那理は戸並のラビを切て、リと云るにて、もと家につきて云ことなるを、國里などに云は、轉れるものなり、) ○甚慚は、伊刀波豆加志と訓べし、上卷にも、甚　作とあり、○取懸は、延佳が、登理佐賀理と訓るぞ宜き、萬葉十六(無心所着の哥)に、吉野乃山爾、氷魚曾懸有、懸有反、云佐我禮流、と見え、和名抄に、懸疣、佐賀利布須倍ともあり、○欲死は、斯那牟登曾斯賜比祁流と訓べしかくして、死はえ給はざりしは、從人など停めぞしけむ、萬葉十六に、櫻兒云々、尋入林中、懸樹經死、

賣と云は、道主命の御祖母の名にて、國も同く丹波なると、又かの歌凝の多許と、竹野の多加と音通へるから、彼此によりて、歌凝比賣てふ名のまぎれて、竹野媛とはなれるなるべし、然れば實は此も又、圓野比賣なり、なほ其證は、本土に返されたるは、此記にては、圓野比賣なればなり、又三女を妃とすとあれども、其中に眞砥野媛のみは、生る皇子もなし、是本土に返されたる竹野媛なればなり、舊事紀に、眞砥野媛、生磐撞別命稻別命と云へれども、取に足らず、此御母は此記にも書紀にも、他妃にて、眞砥野媛には非るを、私に換て、如此は記せるなり、右の如く定めて見れば、段々の異、おの〳〵其由あることにて、其實は皆一に合て、違ふこと無し、委曲に辨へ見べきなり、○喚上は、師の米佐宜と訓れたるに從ふべし、此言、明宮段高津宮段にも見えたり、萬葉五（二十六丁）に、波流佐良婆奈良能美夜故爾咩佐宜多麻波禰とあり、（米佐宜は米志阿宜の切りたる古言にて、指上を佐々宜、掻上を加々宜と云など、同格ぞ）○留比婆須比賣命弟比賣命二柱とは、是又弟比賣と云を、一柱とせる誤なり、上に三柱各御子を生賜へることあるをいかでか二柱とは云む、（伊邪河宮段に、男王朝廷別王をも入て、四柱と注したるも、弟比賣を一柱とせる數にて、彼處は、實は五柱なり、これらみな名を計へて云る、後の誤なるべし、元よりの傳にはあらじ）さて此にかくあるにて、弟比賣とあるは、何處も一柱の名には非ることいよゝ着明し、○弟王二柱とは、歌凝比賣と圓野比賣とを云るなれども、歌凝比賣と云は、圓野比賣のことにて、實は一柱なれば、是も又誤なり、其故は、此次に本土に歸坐ことを云る、たゞ圓野比賣の事のみにして、歌凝比賣の事は見えず、若別に其人あらむには、今一柱の事を云る

に妨なし、故伊邪河宮段には、眞砥野比賣を上にして、弟比賣を下にせる、其は弟比賣と云は、常に姉に對へて、妹を云稱なるに依てなり、(此も委曲にいはゞ、沼羽田、眞砥野、阿邪美と擧べきなれども、上に云る如く、沼羽田阿邪美は、妃となり坐て、常に二柱を一に弟比賣と申しならへる稱のまゝに擧たる傳へなるを、其弟比賣てふ名に引れて、第二なるも、おのづから第四の處にこもれるなり、)又此は、其二柱の弟比賣は、京に留りて、妃となり坐る故に、皇后比婆須比賣に連ねて、上に列き、圓野比賣は、一柱離れて、返され給へる故に、末に擧たるなり、(かの伊邪河宮段は、たゞ美和能宇志王の御子たちを擧たる所なる故に、弟比賣は、弟比賣と云稱につきて其次第に擧たるを、此は京に留まり賜ふことゝ、本國に返され賜ふことゝ、を云處にて、彼段と趣異なるが故に、此次第は、かへさまなるなり、)此等につきても、凡て古傳の趣の、みだりならざりしこと、又此記のさかしらなきほど知られて、甚たふとし、さて幷四柱とは、本は比婆須比賣、沼羽田比賣、阿邪美比賣、圓野比賣にて、四柱と云傳へなりけむを、此は弟比賣を一柱の名とし、歌凝比賣を、別に一柱として、四柱と云るは、傳へ誤れるものなるべし、歌凝比賣と云は、圓野比賣の一名なるべきことは、上にも云り、なほ其由は、下にも云べし、(さて又書紀には、右の四柱の外に、竹野媛ありて、併せて五女とせるは是、又竹野媛と云るは、此記の歌凝比賣と同じくて、圓野比賣の一名なりしが、まぎれて、別に一柱とはなれるにて、實は四柱にぞありけむ、そのまぎれは、書紀此卷に、丹波道主命、一云彥湯隅王之子也ともあると、伊邪河宮段に丹波大縣主の女、竹野比賣と云ありて、其生る皇子を比古由牟須美命と申せるとを、合せていへば、竹野比

此王なることを論なし、次に弟比賣とあるは、凡てを相照して考るに、別に一柱の名には非ず、沼羽田入毘賣と、阿邪美入毘賣とを併せて申せる稱なり、其故は、此御段の初と、書紀とには、此二王の名ありて、弟比賣と云は無く、又弟比賣ある處には、此二王は無し、是姉を兄比賣と云に對へて、妹なるをば、幾人にても、弟比賣と稱る例にて、（皇極紀に、長女少女ともあるがごとし、）彼二王をも共に、然申しならへるなり、（此二王は、共に妃となり給ひて、同じ列に並坐る故に、平常に二柱を共に、弟比賣と由しならひたるまゝに、語傳へたるものなり、）さて此例を以見るに、兄比賣弟比賣とのみ擧たる所は、又圓野比賣をもこめて、三柱を弟比賣とせるものなり、（然るを其處に二女王とある由は、彼處に云り、）然るを彼伊邪河宮段と、此とには、圓野比賣をば、別に擧たるは、圓野比賣は、本土に返され賜ひて、離れたる一柱なれば、其名をば、別に云て傳はれるなり、殊に此は、其人の事を、次に云處なれば、其名を先擧ずはあるべからず、さて又此段の初にのみ、彼沼羽田比賣阿邪美比賣を、弟比賣とは擧ずして、別に其名を擧たるは、各其生賜へる皇子等を擧る處なれば、常の如く、共に弟比賣と擧ては、皇子たちの御母分らず、同腹と聞ゆればぞかし、さて右の三柱の次第、伊邪河宮段には、眞砥野比賣、次弟比賣（沼羽田比賣阿邪美比賣二柱なり）と擧たるに、此には、打反して弟比賣を先に擧たる、此違は、如何と云に、先凡ての次第は書紀の如くにて、第一比婆須比賣命、第二沼羽田之入毘賣命、第三圓野比賣命、第四阿邪美能入毘賣命なりけむ、然るを弟比賣と云は、其第二なる沼羽田比賣と、第四なる阿邪美比賣とを、合せて申せる稱なれば、第三なる圓野比賣の上に列も、理あり、下に列も理ありて、共

心姬命につきて又思ふには、彼胸形三女神を、書紀に、今在海北道中、號曰道主貴とあると、此女王たちの御父、丹波道主命と、名同く又丹波は、古は丹後をかけたる名なれば、海北道中も由あり、又圓野比賣の、丹波に返下され給ひし事も、彼三女神を、令降於筑紫洲、敎之曰、汝三神、宜降居道中云々とあるに、やゝ似たるから、かれこれを以て田心姬神よりまがひて、歌凝比賣と云名をば、語傳へたるにもあらむか）○圓野比賣命は、上（傳廿二のをはり）に眞砥野比賣命と出たり、○拜四柱、かの后の白し賜へる所には、たゞ兄比賣弟比賣とありて、右の御名どもは見えず、凡て此女王等の御名の事、いとまぎらはし、其故は、先伊邪河宮段に、始て見えたる所には、其美知能宇志王、娶丹波之河上之摩須郎女、生子、比婆須比賣命、次眞砥野比賣命、次弟比賣命、次朝廷別王（四柱）とあり、（女王は三柱なり）次に此御段の初には、娶丹波比古多々須美知能宇斯王之女、氷羽洲比賣命、生云々、又娶其氷羽洲比賣命之弟、沼羽田之入毘賣命、生云々、又娶其沼羽田之入日賣命之弟、阿邪美能伊理毘賣命、生云々とあり、（三柱見ゆ）次にかの后の白賜へる處には、旦波比古多々須美智宇斯王之女、名兄比賣弟比賣二女王とあり、又書紀には、十五年春二月、喚丹波五女、納於掖庭、第一曰日葉酢媛、第二曰渟葉田瓊入媛、第三曰眞砥野媛、第四曰薊瓊入媛、第五曰竹野媛、秋八月、立日葉酢媛命、爲皇后、以皇后之三女、爲妃、唯竹野媛者、因形姿醜、返於本土とあり、右各其名も數も次第も、異ありて、一しからず、此に擧たるも、又異ありて、合はず、今何れを何れと當てか、一には定めむ、定め難きに似たるを、つら〳〵に思ひて思得たる考あり、其は先比婆須比賣命は、何處も皆同くして、紛ふことなく、兄比賣とあるも、

と云人見ゆ、）和名抄に、上總國周淮郡湯坐郷あり、

又隨其后之白。喚上美和能宇斯王之女等。比婆須比賣命。次弟比賣命。次歌凝比賣命。次圓野比賣命。并四柱。然留比婆須比賣命。弟比賣命。二柱而。其弟王二柱者。因甚凶醜。返送本土。於是圓野比賣。慚言同兄弟之中。以姿醜被還之事。聞於隣里。是甚慚而。到山代國之相樂時。取懸樹枝而。欲死。故號其地。謂懸木。今云相樂。又到弟國之時。遂墮峻淵而死。故號其地。謂墮國。今云弟國也。

其后とは、先に沙本毘古王と共に、其稻城にして薨坐し、沙本毘賣命を申すなり、○隨—白は、麻袁志多麻比能麻爾麻爾と訓べし、其由は、上（傳廿四のをはり）にいへり、又此丹波の女王等の事を白し給ひし事も、彼段（同じところ）に見えたり、○比婆須比賣命、上に出、（傳廿二のをはり）○弟比賣命も、上にいづ、（傳廿二のすゑ、又二十四の所々）○歌凝比賣命は、たゞ此に出たるのみにして、前にも此次にも、書紀にも、凡て見えず、故思に此は、圓野比賣の一名なるを、誤りて別に一柱とせる傳なり、其由は、次々に委く云べし、名意は、奇偉心なるべし、（穴穗宮段に、宇多弖物云王子とあり、書紀武烈卷に、奇偉をウタテと訓り、）其由も下に云べし、心を許理と云るは、書紀神代卷に、田心姫命とある例なり、又萬葉廿、東人哥に、妹が去去里とも云り、（田

に、以新甘雨とある、正義に、長物則爲甘、害物則爲苦、と云る意などか、又餌を字書に、音甘餌也とあれば、此字の偏を省ける物か、されど古書には、前椅など、字義に依らず、別に用ひならへるも多ければ、此も其類にもあらむか、）さて此部は、まづ彼捕得來たる鵜を飼ふ者を云べく、又別にも此名を負せて、定められたるもあるか、何れも彼鵜の事に依てにはあるなり、書紀雄略巻、養鳥人あり、また鳥官之鳥、爲菟田人狗所嚙死、天皇瞋黥面、而爲鳥養部、（鳥官とは、御饌料の鳥を養設け置所かとも思へど、此天皇の御瞋の事を以見れば、さにはあらで、御翫の鳥なるべし、）また直丁等云々、仍詔爲鳥養部とあるなどは、鳥を飼人なり、和名抄に、大和國添下郡鳥貝（止利加比）郷あり、（貝は借字なり、萬葉十二に、取替川とよめるも、此なり、）此外も鳥養てふ地此彼にあり、○品遅部、此部を定められたる事は、上に既に出たるを、此に又云るは、又別にも定められたるか、はた此は此御子に因て定められたる部々を、皆總て擧たるにもあるべし、○大湯坐若湯坐、此も上に既にいづ、（傳廿四のをはり）但し上なるは此御子を治養奉れる時の役人を云、此なるは、其に因て、又別に其名を負せて、部を定められたりと見ゆ、又書紀雄略巻に、湯人廬城部連武人（湯人此云臾衞）とあるは、當時に此役を仕奉し人と聞ゆ、又孝徳巻に、湯部とある（十五丁）も、由惠と訓べく、此は此部を云りと聞えたり、又姓にも負り、天武紀に、十三年十二月、大湯人連若湯人連、賜姓曰宿禰、（續紀八に、若湯坐連家主等、賜宿禰姓とあり、）姓氏錄に、若湯坐宿禰、石上同祖若湯坐連膽杵磯丹杵穗命之後也（膽杵磯丹杵穗は、舊事紀に、饒速日命の亦名なり、）とありて、大湯坐宿禰は無し、（續紀卅一に、遠江國人、若湯坐部龍麻呂

神宮は杵築宮なり、令字は、諸本には命と作るを、今は延佳本に依れり、抑さきに此大神の御覺しに修理我宮云々とありつる隨に、此宮は、其即造奉賜ふべかりつるに、其よりさきに、先御子を參拜ましめ賜はむことは、然もあるべけれど、誠有驗者とて、宇氣比試み賜ひ、さて今かく驗ありし報命を聞賜ひて後に、此宮造奉賜ふを見れば、初に彼御覺を、なほ疑ひ所思しゝが如思はる、故思に、彼肥長比賣の蛇形を現して、御子を追奉しは、若くは此御疑ひを、大神の怒らせる御所行にもやありけむ、あなかしこ、(されど此らの事、まことは如何なる由なりけむ、知べきにあらねば、如此までも測り云べきならねど、かの御疑と、肥長比賣の事の奇きと、神宮造の遲かりしとを、相照して、いさゝか思ひよれるに依てぞ、)○鳥取部は、かの鵠を捕得し人に、鳥取造と云姓を賜へる(書紀姓氏錄に見ゑて、上に引り、)のみに非ず、其事に因て、此部を定めらるゝなり、(さて彼鳥取造は、其部の長とし賜へるなるべし、)和名抄に、備前國赤坂郡鳥取郷、式に、伊勢國員辨郡鳥取山田神社、鳥取神社などあり、此らも此部に因れる地名か、右の外、彼鳥を追廻りし國々にも、此地名ありて、上に出せるが如し、姓に負るは、姓氏錄に、鳥取部連、(上に引り、)鳥取連、鳥取などあり、並彼天湯川板擧の後なり、(崇峻紀に、捕鳥部萬と云人あり、此は此氏人か、又は此部にてもあるべし、續紀廿六に、鳥取部與曾布、鳥取連大分など見ゆ、是らは姓なり、)○鳥甘部、部字諸本に無し、今は延佳本に依れり、甘は加比と訓、書紀には、鳥養部と作り、凡て古は、某養と云養に、多く甘字を用ひたり、記中には、御馬甘猪甘、書紀にも、鷹甘猪甘など見え、其外の書どもにも多し、(抑養に此字を用るゆゑは、いかなるにか、詳ならねど、若は詩小雅

ならむか、かくて蛇も、船より追迫れる故に御船ながら陸に上奉て、出雲楯縫秋鹿郡のあたりの山を、南へ引越て其南面の入海に、又御船を浮べて、なほ入海を東へ逃上り賜はむとなるべし、(若初に逃給ふが、入海ならむには、御船を引越むこと心得ず、入海より陸に上らむには、前途に又船を浮ぶべき海なければ、御船をば捨て、陸路をこそ逃上り賜ふべければなり、凡て船を引越は、ゆくさきにて又浮べ用ひむためぞかし、此段は、出雲國の地理を知らでは、細には心得がたかるべし、かの國形は、北面は大海にて、出雲郡は、其海西面へめぐれり、さて又國中に入海あり、其は東より西へ、細く長く入たる海にて、其北づらは、嶋根秋鹿楯縫と三郡、東より西へつゞき、其西は出雲郡、北は大海なり、さて入海の南づらは、意宇郡にて、西方は出雲郡につゞきて、入海は絶たり、なに、內山眞龍が考には、此入海、上代には、出雲郡の南をとほりて、西の大海につゞきて、嶋根郡より出雲郡まで、四郡の地は、離れたる嶋にぞありけむと云り、さもありぬべくおぼゆ、但し此段の事は、其西海へとほりけむことは、いかにまれ、後の如くにても同じことなり、) ○行也の也字、諸本に無し、今は眞福寺本に依れり、○覆奏は御子をも率奉て、上りてなり、○大御子、此にのみ大てふ辭を添て、大御子と申せるは、大御父天皇に奏す詞なればなるべし、(凡て天皇の御うへには、大御某と申すは常のことながら、大御子と申せるはめづらし、) ○物詔とは物言を尊みて云言なり、(のりたまふと云ぞ正しけれど、此などは、後世の如くにりを省きて、モ。ノ。タ。マ。フ。と訓むも、ひがことならじ、) ○返菟上王は、再出雲國に遣すなり、此は其出雲より上來つる時なる故に、返とは云り、(此度は、曙立王をば遣さぬなり、) ○令造

(傳十二)○自船、書紀應神卷に、浮海、仁德卷に、浮江幸山背、推古卷に、泛海往などあり、又倭建命段哥に阿斯用由久、(自足行なり)萬葉十三(二十五丁)に人都末乃馬從行爾、己夫之步從行者などある用理も同じ、今世の言には、船にて馬にて歩にてと云を、雅言には皆、用理と云り、○益、萬葉五(四丁)に伊與余麻須萬須、十(三十八丁)に彌益々爾○山多和、契冲が河社に、今も山里の者の、山の低くたわみたるやうの處を、多和と云なりと云り、萬葉十八(三十三丁)に、夜麻能多乎理爾、十九(十六丁)に山乃多乎里爾立雲乎、十三(十六丁)に、高山峯之手折丹射目立などある、多乎理と同じ、又八(二十三丁)十(四十丁)に山之常陰とあるも、(常は借字にて、)登袁陰にてたわみたる陰なり、(多和々と登袁々と通ふこと、傳十四大國主神段に云るが如し)○引越御船とは、御船を陸地に上て挽て山の(多和より)あなたへ越すを云、書紀欽明卷に、三十一年秋七月、高麗使到于近江、遣許勢臣猿與吉士赤鳩、發自難波津、控引船於狹々波山、而裝飾船、乃往迎於近江北山、ともあり、(此も船を難波よりしたて丶、陸路より引來て、狹々波山を引越て、近江の湖に遣せるを云)又萬葉一(二十二丁)藤原宮之役民作哥に、眞木佐苦檜乃嬬手乎、物乃布能八十氏河爾、玉藻成浮倍流禮云云泉乃河爾持越流眞木乃都麻手乎云々とよめるも、持越とは、宇治川より泉川までを、陸路より持越を云り、越と云こと此ら以心得べし、さて今皇子の逃賜へる此海路は、出雲の國中なる入海とせむか、はた北の大海か、彼長穗宮の在所知れざれば、定めがたけれど、事のさまを以考るに山を引越とあるを思へば、彼宮は出雲郡楯縫郡の内の、北面の地にて、走賜ふは、其地の大海を、東方へ物し賜へる

木生たりと云り）○坐は麻世麻都理弖と訓べし、（麻都理は奉なり）書紀清寧卷に起柴宮、
權奉安置、乘驛馳奏、欽明卷に安置小墾田家、敏達卷に、請其佛像二軀、（請をマセと訓る、此外に
もあり、）孝德卷に、迎佛像四軀使坐于塔內、など見え、又萬葉十五（三十四丁）に、比等久爾々
伎美乎伊麻勢弖ともあり、麻世は、使坐の切りなる古言なり、○驛使は、上（傳廿三大物主大神條
下）に出、此は御子の物詔へることを、速く京に奏せるなり、○一宿は、比等余と訓べし、（記中、一夜
を如此書る處々にあり、）○肥長比賣は、肥字は音を用ひたるか、許延と訓べきか、定め難し、故
姑舊訓に從へり、（長は訓なれば、上もひならば、日或は氷などの字を書べき、大かたの例なる
に、肥字をしも書て、音を取むことは、疑はし、若然らば、以音と注すべき、大かたの例なればなり、
然れども、又一つゞきの言に、音と訓と雜へ書る例も、なきに非ず、又肥河なども、以音の注なく、
且許延那賀と云名は、少し聞つかぬこゝちもすれば、ヒナガとは訓てあるなり、）名義、未思
得ず、（若こえながならば、蛇なりとあるを以て思ふに、形の肥て長かりし故の名にもやあら
む、又ひながならば、地名などにや、式に出雲國神門郡に、比那神社と云はあり、神名志那都比古
と、級長津彦とも同じ、）○竊伺は加伎麻美賜閇婆と訓べし、此言上（傳十七鵜羽產屋段下）に
出、○蛇は此は遠呂智と訓べし、此物の事、上傳九、八俣遠呂智、同十、根堅洲國段に云り、抑如此蛇
の美人に化て、皇子に交奉りしは、必大神の御心なりけむかし、（なほ次に云）○遁走は、下文
に依るに海路より逃給へるなり、○患は此は宇禮多美弖とよむべし、八千矛神の御哥に宇禮
多久母とあり、なはそのところ（傳十一）に云り、○光海原、上卷にも、有光海依來之神と見ゆ、

の枕詞におけるにもあるべし、(高津宮段大御哥に阿遲麻佐能志麻母美由とあるは、淡路にての御哥なれば、別なり、されど同地名の例にてはあり、和名抄、越前國今立郡の郷に、味眞阿知末と云も見ゆ、又天智紀に、狹井連檳榔、續紀三、若犬養宿禰檳榔など云人名もあり、さて檳榔と云物は和名抄に兼名苑云、檳榔、葉聚樹端、有十餘房、一房數百子者也、本草云、檳榔子、一名蒳子とありて、和名は見えず、續紀卅四に、檳榔扇、齋宮式年料供物の中に、檳榔葉二枚、戸坐所料など見ゆ、又檳榔毛車と云あり、小右記に、長和三年十二月廿五日、左大臣命云、檳榔太難得、諸卿云用唐車、汝未聞此議、如何者、答云、上古檳榔毛車、毎年不改調、隨損壞改替、有何事乎、依毎年改張、爲難得物、至唐車不甘心とあり、或人云、びりやう毛の車などのびりやうは、蒲葵と云物なり、其をびりやうと云は、此間の音なり、然るに此間は、今云ゑゆろの木にて檳榔には非るを、古にも誤て、ゑゆろの木を、蒲葵とせしことありしに依て、此國にても、蒲葵を比閭として、びりやうと云、檳榔字を用ひ來れるなりと云り、今思に、此說さもあるべし、然れども、びりやうを比閭の音と云るは、非ず、びりやうは、びらうとも云れば、即檳榔字音なり、和名抄にも、檳榔此間音昊朗と云り、さて古に阿遲麻佐と云し物は、檳榔字をば當つれども、實は檳榔か蒲葵か定めがたけれども、中昔に檳榔扇檳榔毛車など云し檳榔も、蒲葵と聞ゆれば、阿遲麻佐も蒲葵ならむか、今薩摩に檳榔嶋と云ありて其處に在も蒲葵なりと云り、檳榔と椶櫚と蒲葵とは、大かた似たる物にて、既に漢國にても、まぎれつることもあれば況て此方にて、古其漢名を當しは、まぎれけむことうべなり、さて又土佐國の海にも、びらう嶋と云ありて、人家などはなくて、山はことごとく、びらうの

きなり、凡て某塲と云塲も、皆本は爾波なるを、音便に某ンバと云て、遂に又ンを省ける物なり、婆と云言は、古くは無し、萬葉十に、渡伐と云ることあれど、伐は誤字と見ゆ、十二に、雁羽之小野とあるは地名なり、又穂田乃刈婆加など云こともあれど、こは塲の意にはあらず。）書紀清寧巻に、宴臣連於大廷、推古巻に、大唐國信物置於庭中、また自南門入之、立于庭中、また殯於南庭、舒明巻に迎於庭中、引入大殿、孝徳巻に就庭再拜、また中庭庭内などあり、齋宮式に、掃除大垣廻及大庭等之事云々、かゝれば大庭とは皇宮にても、官所にても、私家にても、門の内殿の正面の前の庭を云なり、紫宸殿の大庭なども見えたり、（今世の、玄關前、又白洲など云處の如し、西宮記に、大庭去建禮門巽、有七八許丈、とあるは、別に然云處のありしと聞ゆ。）さて古に祝の大庭には神祭のためなどに、賢木を建並傍れる處の有しなるべし、故今も其歟と問賜ふならむ、○所造御伴王等は、上に見えたる、曙立王菟上王を云、○聞歡見喜とは、皇子のかく物詔へるを聞又其狀を見てなり、○檳榔之長穂宮、檳榔は阿遲麻佐と訓、此は地名と聞えたれども、他に物に見えず、出雲の國内にはあるべけれど何處許なりけむ詳ならず、（國人の說に云く、垂仁天皇の皇子の、大社に詣たまふとき、天穂日命の十五世、來日田維命迎奉て肥川に黒橾橋をわたし、檳榔の木を以て、假宮を作り、大御食奉れり、その宮を、長穂の新宮と云り、其地を古は、長穂邑と云しを此よりして、にひみや村と云しを、今は字音に新宮村と云て、神門郡にありと云はいかにあらむ、なほよく尋ぬべし。）若は出雲郡楯縫郡のほどならむか、下に考あり、又思ふにびらうの葉は、六七尺ばかりなるもありて、いと長く、上へ立のびたる物なれば、檳榔は、長穂

ゆれども、嚴神と云ることを、めづらし、若は嚴字は、巖の誤にて、此石硎宮には非るか、神字を、久麻と訓べきには非れども、石見淡路などの郷名に、神と書て、久末と唱る例あり、又は巖の下に、隈などの字の脱たらむも知がたし、此嚴神之宮の事は、たゞ試に驚かしおくのみなり、）○葦原色許男大神、この御名、傳九の末にいづ、さて同神を祭りながらも、その社々にて、御名のかはる例おほければ、（大國主命を、美和にては、大物主命と申し、建御雷命を、香取にては、齋主神と申す類なり、）此石硎之曾宮にては、殊に此御名を以祀るなるべし、（式に彼那賣佐社の次に並て同社坐和加須西利比賣神社あり、大國主命の御名、五ある中に、須世理毘賣命に婚坐る段には須佐之男大神の詔にも、葦原色許男とのたまへれば、此宮若彼那賣佐社ならば、此御名を以祭るも由あるなり、）さて、今此皇子の如此詔へるを以思へば、此宮上代には、世に聞えたる大なる社にぞありけむかし、○以伊都玖は、上に出（傳六御身滌段下）○祝、伊邪河宮段（傳廿二）にも、御上祝以伊都玖天之御影神とあり彼處にいへり、○師は、之祝を祝之のあやまりと云れき、本のまゝにても惡しからず、）○大廷は、（眞福寺本には、廷字庭と作り、何れにても宜し、古書には、朝廷をも朝庭とも通はし書り、）（意富爾波と訓べし、和名抄に、美作國、郡名大庭於保無波とあり、相模國高座郡郷名、但馬國二方郡郷名なども、是に同じ、其は爾波と云る爾を、音便にンと云なせる物にて、頽れたる言なり、さて書紀の訓などに、オ。ホ。バ。とあり、後世にも然云は、又彼オ。ホ。ン。バ。のン。を省けるなり、凡て音便のン。の下は清音をもみな濁る例にて、バ。を濁れるを、後に又ン。を省きても、なほ其濁の殘れるなり、かゝれば正しき古言には、オ。ホ。ニ。ハ。と云べ

濃郡にも奄藝郡にも、比佐豆知神社と云あり、似たる名なり、都美と豆知とは意通へり、）○青葉山とは、青葉なる樹どもの、生茂れる山を云、萬葉八に、秋の露は、移しにありけり、水鳥の青羽乃山の色付見れば、（羽字、葉の意につゞくなる、）源氏物語などにも、此名見ゆ、（何れも名所とするは非なり、）かくて此は大御食獻らむ時の、御眺望の料に、其形狀を假に經營造るなり、○大御食、日代宮段にも、獻御食之時云々、また朝夕之大御食と見え、書紀景行卷に、諸縣君泉媛、依獻大御食、而其族會之、萬葉一（十九丁）に遊副川之神母大御食爾仕奉等云々、廿（二十五丁）に於保美氣爾都加倍麻都流等云々など見ゆ、○見山非山は、山登美延弖山邇波阿良受と訓べし○石硐之曾宮、硐字は、坰と書ると同く聞ゆ隈なり、（坰字の事は、傳十四八十坰手の條下にあり、考合すべし、）此宮は何社を申せるにか、詳ならず、杵築大社には非ず、別社とは聞ゆ、國人の説には、大社の事なりと云て、曾は、熊曾などの曾にて、猛き意なりなどいへど信がたし、出雲風土記に、神門郡滑狹郷、郡家南西八里、須佐能袁命御子、和加須世理比賣命坐之、爾時所造、天下大神命娶而通坐時、彼社之前有磐石、其上甚滑也、即詔、滑磐石哉詔、故云南佐と見えて、抄に、奈賣佐社は滑狹郷神西村にあり、大穴持命と須世理比賣とを合祭る、俗に岩坪と云と云り、内山眞龍云、これ石硐之曾宮ならむかと云り、今按に、風土記に、有磐石と見え、俗にも岩坪と云など、まことに由ありて聞ゆ、地理も肥河の河下とあるにかなへり、滑狹郷は、神門湖に近くして、肥河の落る方なればなり、式に、同郡那賣佐神社あり、今本は、佐字を伎に誤れり、風土記に那賣佐社とあるぞよき、さて又齊明紀に、命出雲國造、修嚴神之宮、とあるは杵築社の如くには聞

きにたゞ久漏とのみにてはクロキスバシ。クロスバシ。クロスノハシなどいかに、訓ても、穩ならざればなり、又黒木をおきては、他に黒と云べき由おもほえず、谷川氏云、黒櫟橋とは、黒木のまるたを打渡して、其中に柴などを狹みて造るを云、今も山川に然せる橋多しといへり、さて此は假宮に往來ふ料に假に渡せる橋なり、大神宮雜事記に、天平寶字六年九月十五日、洪水、五十鈴川洗岸流爪、而間度會郡司依例天大神宮御前乃御川黒木御橋一道奉造渡 大神宮儀式帳に、正南御門、在伊鈴御河云々、御橋者度會郡司、以黒木造奉 ○假宮は、訶志比宮段にも於高志前之角鹿造假宮而坐と見え、若櫻宮段、穴穗宮段、甕栗宮段などにも見ゆ、書紀に多く行宮とあり、(文選李善注に天子行所止、名曰行宮) 皇極紀には、東宮南庭之權宮ともあり、和名抄古本に、日本紀私記云、行宮賀利美夜、今按、俗云頓宮とあり、(出雲風土記抄に出雲郡杵築郷の内に、假宮村と云有、譽津別皇子の假宮を造れるより、此名ありと云り) ○仕奉、凡て何事にても、上の御爲に爲るをば仕奉と云は、古言なり、(今俗言に、仕ると云も、即つかへまつるの訛れるなり) 此は造るを云り、萬葉十三 (二十九丁) に、大殿乎都可倍奉而、祈年祭詞に、皇御孫命能瑞能御舍仕奉弖、大殿祭詞に、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕禮流瑞之御殿などある、みな同じ、○出雲國造上 (傳七のをはり) にいづ○岐比佐都美は、人名なり、岐比佐は、地名に依れるか、都美は、山津見などの津見なり、出雲風土記に、出雲郡神名火山云々、曾支能夜社、伎比佐加美高日子命社、即在此山嶺、故云神名火山と見え、同郡式外の社に、支比佐社と云あり、此人を祀れるにやあらむ) 加美とあるは、都美を誤れるなるべし、さて神名帳に伊勢國安

坐。爾出雲國造之祖。名岐比佐都美。餝青葉山而。立其河下。將獻大御食之時。其御子詔言。是於河下如青葉山者。見山非山。若坐出雲之石硐之曾宮葦原色許男大神以伊都玖之祝大廷乎問賜也。爾所遣御伴王等聞歡見喜而。御子者坐檳榔之長穗宮而。貢上驛使。爾其御子一宿婚肥長比賣。故竊伺其美人者。蛇也。即見畏遁逃。爾其肥長比賣患。光海原自船追來故。益見畏以。自山多和（此二字以音）引越御船。逃上行也。於是覆奏言。因拜大神。大御子物詔故參上來。故天皇歡喜。即返菟上王。令造神宮。於是天皇因其御子定鳥取部鳥甘部品遲部大湯坐若湯坐。

肥河は、上（傳九八俣遠呂智段）に出、黒樔橋は久漏岐能須婆斯と訓べし、樔字は、巣と同じければ簀の意に借れるなり、又以レ簿取レ魚曰レ樔とも字書に云れば直に簀の義に書るにもあるべしさて（簀とは、常には竹葦などを編たるを云へども此は）細き木を簀に編並べて、かけたるを簀橋とは云なるべし、明宮段に、船中之箐椅とあるも、是なるべし、（箐は、笭箐とて、小籠のことにて、由なければ、簀字を誤れるなり、甕栗宮段に、魚簀とある簀字をも、一本に箐に誤れる例あり）黒とは、黒木なるを云なるべし、故木字は無けれど、然訓つ（此は必黒木を云なるべ

宮の御門を云るにて、大城門なり、彼哥、此記には、前戸に後戸よとあると、合せても知べし、且うかゞひてと云も、門戸にあらではいか、）○卜而とは、何れの戸より出行かば吉からむと、占ひたれば、其占に如此出たりと云ことを、如此箇に一言に云るは、古文の美きなり、自二那良戸一と云より、吉戸と云まで、其占に出たる趣なり、○出行は、（イデマスとも訓べけれど、幸と書ずして、行と書ればなほ此は）伊傳由迦須と訓べし、さて自二木戸一と云べきを、略きて言ずしておのづから然聞ゆるは、亦古文のめでたきなり、○毎二到坐地一とは、宿り賜ふ處、或は暫留り坐る處などを云なるべし然らざれば、毎と云こと穩ならず、（其故は、過經たまふ村里毎に委遣さず品遲部をば定賜ふべきにあらざればなり、）但し毎をば、輕く見て、たゞ到坐處々と云意とすべし、○品遲部は、本牟智別王の御名を以て、負せたる部なり、如此御名を部に負する事の由は、上（傳廿四河上部等の條下）に云り、さて和名抄に、大和國葛下郡品治郷、（保無智）因幡國邑美郡品治郷、安藝國山縣郡品治郷、備後國品治郡、（保牟智）品治郷などあり、これら倭より出雲に往來の道なる國々なれば、此時に定まれる、品遲部の由緣の名にやあらむ、（出雲風土記に神門郡比布知神社、又日淵川あり、此も本牟智の訛れるには非るか、今は社も川も、保知石と云なり、）また姓に負るは、伊邪河宮段に、曙立王伊勢之品遲部君之祖、また息長日子王者、吉備品遲君之祖など見ゆ、（傳廿二のをはり）氏人は、續紀廿八に、品治部公島麻呂、類聚國史八十七に、出雲國楯縫郡人、品治部首眞金など見えたり、

故到於出雲。拜訖大神。還上之時。肥河之中。作黑樔橋。仕奉假宮而

り上る口なり、又孝德天皇の大坂磯長陵も、河内の石川郡にて、此山の西面なり、さて此道は、古へはむねと往來し大道なりしを、今はさばかりの大道には非ず、穴蒸越と云て、葛下郡穴蒸村と云より、河内國古市郡飛鳥村に到り、古市などを經て、難波の方に通ふ道なり、さて其穴蒸村に並びて、逢坂村と云あるは、大坂なるべきを、後世には、オ°ホ°とア°フ°と一ッに唱るから、誤りて逢字を書るなるべし、）さて此戸より出て出雲國に下るは、河内（和泉）津國などを經て往なり、○唯とは、那良戸大坂戸のみならず、何れの戸も（西方の國々へ下る道は、此二戸のみならず、龍田山の道など、なほ其他もあり、）吉からず、唯木戸のみ吉しと云なるべし、○木戸は、紀井國より倭に入戸にて、眞土山を越て、通ふ道なり、（和名抄に、大和國廣瀬郡城戸郷ありて、萬葉に、木瓲宮などあれど、此は其處にはあらず、）萬葉卷々に、紀井國に往來し人の、彼山を越たる歌多きは、此道なり、（今も眞土峠とて、大和國宇智郡より、木國伊都郡に越る大道なり、）○是は、叙と訓べし、○掖月、月字は、戸の誤りと、師の云れたる、信に然なり、掖戸とは、此木戸は、西國に下るには、正面の直道には非ずして、掖方へ曲り行く道なる故に云り、（されば木戸をかく云は、常のことにはあらで、今出雲に下る道につきて云なるべし、師說には、木戸は掖戸とあれば奈良坂の東に、山背の木津里へ越出る山路の今ある、是を云なり、其故は、崇神紀に、神少女の哥に、於朋耆妬庸于介伽卑弖云々、とうたへるは、奈良坂の道を云、奈良てふ名は、彼御代よりのことにて、古名は木と云しこと、右の哥にて知らる、さて其大木戸の道の地の名は改まりて、其掖道のあたりは、古のまゝに、なほ木戸と云しなりとあれど、此說いかゞ、かの哥の於朋耆妬は、地名に非ず、皇

(師は此跛盲二字を、二共に路眚の誤として、ミチマケと訓べし、字鏡に、眚先定反去、生目翳也、麻介とあり、こゝは道のまどはしに遇むと云ことなりと云れしは、心得がたし、かの麻介は、目翳とこそあれ、道のまどはしをいかでか然云む、又道のまどはしにあふと云も、何事ならむ、たしかならず、且諸本みな跛盲とこそあれ、路眚と作る本は無し、たゞ舊印本に、下なる跛を、踏と作れども、其も上なるをば、跛と作れば、路は決く誤字なり、) ○大坂戸、和名抄に、大和國葛上郡大坂郷神名式に、葛下郡大坂山口神社あり、(葛上葛下と、郡の異なるは、堺近ければぞ、別には非ず、) 水垣宮段に、大坂神、明宮段に、大坂道中云々、若櫻宮段に、天皇難波宮より、倭に幸す處に、到幸大坂山口之時、遇一女人、其女人白之、持兵人等多塞茲山、自當岐麻道、廻應越幸、爾天皇歌曰、淤富佐迦邇阿布夜袁登賣袁美知斗閉婆多陀邇波能良受當藝麻知袁能流、また水齒別命の難波より倭に上幸す處にも、到大坂山口云々、書紀崇神卷、武埴安彥其妻と共に、謀反逆して、師を興し帝京を襲むとする時に、夫從山背、婦從大坂共入、また倭迹々姬命の御墓造る處に、運大坂山石而造云々、時人歌之曰、飫朋佐介珥菟藝廼煩例屢伊辭務邏塢云々、天武卷に、將軍吹負云々、聞近江軍至自大坂道云々、また將軍吹負既定倭地、便越大坂、往難波、また八年十一月、初置關於龍田山大坂山、(坂字を、江と作る本はわろし、) など見え、萬葉十 (四十四丁) に、大坂を吾越來者、二上に黃葉流る、志具禮零つゝとよめり、さて此戸は、河内國より、大坂山を越て入戸なること、右に引る文どもにて知べし、(此山は、大和と河内との國堺に在て、二上山の北方を越るなり、右の萬葉の哥も、其さまに聞ゆ、さて右の若櫻宮段に、大坂山口とあるは、河内の方よ

云なりと云れしかど、山のみに限れることには非ず、國堺に山は無き處にても、出入口を戸とはいふなり。）高津宮段に、自山代廻到坐那良山口と見え、萬葉三（二十四丁）に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者、（多牟氣とは、越行山の坂路の、登り極たる處を云、其所にては、神に手向をする故に云なり、今俗に此を峠と云は、手向を訛れるなり、那良の手向は、手向山と云これなり。）十三（五丁）に、空見津倭國青丹吉寧樂山越而、山代之管木之原云々などありて、上代より（今に至るまで）北方（山城）より倭國に出入大道なり、さて此戸より出て、出雲國に下るには山代丹波などを經て行なり、○自は、余理波と訓べし、自往者と云意なり、（余理波とのみ云ては言足らぬ如くなれど、古言にはかくも云しなるべし、ヨ。リ。セ。バト訓むは、漢籍よみなり、又ヨ。ラ。バとも訓べけれど、なほ宜しからじ。）○遇跛盲は、阿斯那閇米志比阿波牟と訓べし、（盲爾と爾を添て云は、雅言の格に非ず、此事、上卷傳十六大山津見神段に、例どもを引て委云り。）和名抄に、說文云、蹇行不正也、訓阿之奈閇、此間云那閇久と見え、跛をも、說文には、同く行不正也と注し、一書に、足偏廢とも注せり、又思ふに、此に云るは、俗に云腰抜居去にもあらむか、字書に、躄を跛甚者とも注し、兩足不能行也とも注せれば、不能行者をも、足那閇と云つべし、（萬葉二に、葦若生の足痛吾勢とある、足痛をも、師はア。シ。ナ。ヘ。と訓れき。）盲は、和名抄に、盲、和名米之比とあり、（字鏡には、瞶矘瞍睃をみな、目志比としるせれど、必得ぬ、字どもなり、又眊を目暗ともしるせり、今世にも目久良と云り。）さて首途に、跛盲の行遇ふを不吉とするは、跛は行くことあたはず、盲は、前途を見ることあたはざる者なれば、共に旅行に殊に忌嫌ふべければなるべし、

りげもなき地名を以て、名に稱ふること、神倭伊波禮毘古天皇の伊波禮の如し、其所以詳ならず、（其地を賜へるかとも云べけれど、然には非ず、彼伊波禮など、天皇の大御名にもあればなり、若くは其地に由縁あるには非れども、たゞ美き名を取れるにやあらむ、師木は石城にて、堅固き意登美は富の意に取り、倉も物を積納置所にて、めでたき名なればなり、かの伊波禮も、物の聚滿たる意にて、美き地名なり、）〇菟上王は、曙立王の御弟なり、上（傳廿二のをはり）にいづ、〇二王は、布多波斯良と訓べし、〇其御子は本牟知和氣王なり、〇遣は、出雲になり、〇那良戸、那良は、大和國添上郡なり、書紀崇神卷に武埴安彦與妻吾田媛謀反逆、興師忽至、各分道、而夫從山背、婦從大坂、共入欲襲帝京、云々、復遣大彦與和珥臣遠祖彦國葺、向山背、擊埴安彦、爰以忌瓮鎭坐於和珥武鐰坂上、則卒精兵、進登那羅山而軍之、時官軍屯聚而蹢跙草木、因以號其山、曰那羅山、（蹢跙此云布瀰那羅須、）とある、是名の由なり、かくて元明天皇の御世（和銅三年）より、桓武天皇（延曆三年）まで、七八御代（七十餘年）の皇京の地なること、申すも更なり、高津宮段、大后の御哥に、阿遠邇余志、那良袁須疑、書紀武烈卷影媛が哥に、婀鳴儞與志、乃樂能波娑摩儞などあり、萬葉の哥には、（なら山ならの京ならの里など）卷々にいと多かる中に三に、青丹よし寧樂乃京師は、咲花のにほふが如く今盛なりなどあり、戸とは家のみならず、海川にても國にても、出入る口を云、（海川にては、水戸島戸迫戸川戸など云是なり、仲哀紀に、自穴門至向津野大濟、爲東門、以名籠屋大濟、爲西門、などもあり、戸門同、）那良戸は、那良山を越て、倭國に入口なり、（今京にて、粟田口丹波口など云が如し、さて師は、倭國は、四方みな山門なる故に、かく

木名もあり、久萬邪佐など云久萬も同意なり） 宇鏡に、槶、久萬加之とあるは、一種の名と聞えたり、されど其は後のことなるべし、○令宇氣比枯云々、此は上の鷺を宇氣比たると全同じ事のさまにて、彼に准へて知らる、故に、此は宇氣比の言をも略きて、約めて如此云るなり、（さて彼鷺には、落よ活よと云は、宇氣比云詞なる故なり、然るを此には、令枯令生と云は、詞には非ずして、其事を約めて云文なれば、此差を思ふべし） ○亦令の亦字、舊印本延佳本には、忽と作り、餘の本にはみな亦と作り、忽と云も聞えたれども、亦と云ぞ勝れる、（其故は、上の鷺の事は、委く云るにすら、忽と云ことなし、况や此白檮の事は、約めて文すくなに云へれば、さる辭あるべくもあらざればなり） ○倭者師木登美豐朝倉、者字は決く誤寫なり、人名にある辭にあらず、（書紀顯宗卷御誥に、倭者彼々茅原淺茅原、弟日僕とある、この者も心得がたけれど、此は名には非ず、又同時の室壽御詞に、出雲者新墾云々などもあり） 若くは老の誤か、故姑く淤由と訓つ、（師は、彦の誤とせられつれど、若然らば、比古日子などこそ書べけれ、記中に、彦字を用ひたる例はなきことなり、さて老字とせむには、游伊とも訓へけれど、孝德紀に、人名の老に、此云於喩とあるに依て、淤由と訓つ） さて稱名に、倭と負せ賜へる例は、書紀此御卷に、倭日向武日向彦八綱田などあり、（大倭は、皇京の國名にして御代御代の天皇の大御名にも、神倭云々を御始として多く負賜ひて、美稱なる故に、凡人をも厚く賞ては、此名を賜へるなるべし） 老と云も（稱名には見あたらねども） 人名に多く見ゆ、さて師木も登美も、倭國の地名なり、（何れも上に出たり） 朝倉も然り、（此地の事は、朝倉宮段に云べし） 抑如此其人に何の由あ

り、神名帳に、近江國伊香郡にも、甘櫟前神社と云あり、○葉廣熊白檮は、倭建命の御哥に、久麻加志、朝倉宮段の大御哥に、波毘呂久麻加斯などあり、(葉廣とは、葉どもの榮え廣ごれる、一木のなべてのうへを云にやあらむ、白檮の葉は、さいふばかり廣き物にはあらざればなり、高津宮段、大后の御哥に、波毘呂由都麻都婆岐ともあり、)さて加斯を此記には、みな白檮と書り、書紀には多く橿と書き、又檮とも書て、此云柯之とあり、(右に引る齊明紀の、甘檮丘の處、)和名抄に、橿和名加之と見ゆ、(字鏡には、櫔加志乃木、また櫟加志乃木、槲櫪二字上同、また白樹加志乃木などあれど、皆さだかならぬ字なり、)又古書に、樫字をも書たり、(加斯を、此記に白檮と書るを白字によりて、斯良加斯と心得るは非なり、たゞ加斯なり、書紀用明卷に、赤檮此云伊知毘とあれば、古へ赤檮を伊知比にあて、白檮を加斯にあてたりしなり、然るに加斯に又白加斯と赤加斯とある故に、白檮赤檮の字、其にまぎれやすし、又櫟字は、多く伊知比に用ひたるに、此を加斯に用ひしこともありしにや、右に引る近江國の神社の名の甘櫟などは必アマカシと訓べければなり、加斯と伊知比とは、いとよく似たる木なり、凡て鳥獸草木などの名の漢字は、古は書によりて、心々に當たれば、異なること多し、漢國にてすら、彼此たがひにまぎれて、さだかならぬが多ければ、皇國にては、まして然あるべきことなり、後世に、本草と云書を、むねと學ぶ輩の云說など、精きに似たれども、なほ定めがたきこと多し、いかにもあれ、漢字は假の物なれば、深くさだすべきにもあらず、)熊とは、(字は借字にて、)久美許母理など、通ひて、葉の茂く隱りかなるを云、(されば熊白檮も、一種の名には非ず、字鏡に、久萬豆々良、久萬波自加彌など云

しらに加へつる物なるべし、(其故は、其鷺を宇氣比とては、曙立王のうへより云言なるに、墮地死と云は、鷺のうへより云言なれば、一連の語の內、彼此混雜ればなり、)○宇氣比活、活は、伊伎余と訓べし、(師は、イカセと訓れき、詔を天皇の詔と心得られし故なり、)○爾者、爾字讀がたし、此も後人の加へつるなるべし、故此をも、今は除きて訓つ、(師は、シカスレバと訓れつれど、若然らば、爲然者などこそ書べけれ、爾者とは書べくもあらず、又故など云ことも無くては、語も足はぬここちす、さて眞福寺本には、此爾者の下に、宇氣比者の四字あり、いかにとも讀がたし、是又後人の加へたるなるべし、是に准へて思ふにも、其鷺の上なる宇氣比、また此爾字なども、皆後人のさかしらなることを、いよよ明し、抑此段の文、後世人の心には、宇氣比落よ、宇氣比活よと云る云ひざまの、疑はしきと、詔字とによりて、まぎらはしく聞ゆるから、みだりに言を加へたるものなり、されど此らの言の加はれるに依て、中々に語とゝのはず、通えかたくなれり、詔を曙立王の宇氣比宣れる言として右のさかしらどもを除けば、いとよく聞えたる文なり、)○更活は、死たる鷺の、生復れるなり、○甜白檮之前は、阿麻訶志能佐伎と訓べし、神名帳に、大和國高市郡甘樫坐神社あり、此地なり、遠飛鳥宮段に、味白檮之言八十禍津日前、書紀允恭卷に味橿丘之辭禍戸岬、皇極卷に、甘檮岡、齊明卷に、甘檮丘東之川上などあるも同じ、(大和志に、丘も神社も豐浦村に在と云り、まことに其あたりなるべし、東之川上とあるは、飛鳥川なり、さて甜白檮と云は、白檮の一種にて、其を負る地名なるべし、)前は、此地丘なれば、其丘の岬なり、(萬葉廿に、乎可之佐伎とよめることもあり、)海邊又山岡などの岬、何れも前と書る、此記の例な

(神社は、大和志に、在四分村、今稱鷺栖八幡と云り、池は、今無きにや、尋ぬべし、書紀持統卷釋に、氏族略記云、藤原宮、在高市郡鷺栖坂北地、) ○鷺乎、この乎字のこと、上卷(傳五)愛我那邇妹命乎とあるところにいへり、なほ記中の例は、穴穗宮段に、己妹乎云々、朝倉宮段に、奴乎云々などもあり、呼出す辭にて、余と云むが如し、○宇氣比落、落は、(諸本誤りて給と作り、今は眞福寺本延佳本に依れり、) 淤知余と訓べし、抑宇氣比云々とは、宇氣比をする人のうへにこそ云べけれ、如此其宇氣比を受る物のうへに云るは、今思ふにはいかゞに聞ゆれども、(故師は、上の乎字を介の誤として、オトセと訓れき、されど其はわろし、) 古は如此も云しなるべし、次なる宇氣比活も同じ、(上代の語なれば、かゝることは、後世の格とは異なることあるべければ、今の心以て勿いぶかりそ、今世にも如此さまに云例もあり、たとへば風吹の吹は、風のうへに云言なれば、風に吹るゝ物のうへには、云まじきことなれども、吹るゝ物のうへをも、吹散る吹上ると云類なり、是に准へて意得べし、) 然落又活るが即宇氣比なればなり、○如此詔は、曙立王の詔ふなり、此は天皇の勅命を以て宣る宇氣比なる故に、かく云り、次なる又詔も同じ、(後世に、勅命を人に言聞するを、宣と云に同じ、然るに此詔を、天皇の詔と心得て、因拜此大神云々より、落と云までを、曙立王に仰せ附る詔命とするは、非なり師の、落をオトセと訓れしも、此を天皇の詔と心得られたるからなり、然れどもさては、誠有驗者と云ひ、鷺乎と云る乎の言など、みな穩ならず、これら直に宇氣比云語なるをや、詔字に泥むべきに非ず、宣字と見れば事もなし、) ○宇氣比其鷺云々、この宇氣比三字をば、除きて讀べし、此を讀ては、語諧はず、後人のさか

る令字又は吉の下なる爾字など、占の誤ならむか、(師は、令副の上に、亦占相者の四字脱たりと云れき、されど上にかく有てはいかゞ、若此四字脱たりとせば、占相者三字は吉の下にあるべし。) ○曙立王は、開化天皇の御曾孫にて、大俣王の御子なり、上に出、(傳廿二伊邪河宮段) ○食卜は、美宇良爾阿閇理と訓べし、書紀、此御卷に、仰中臣連祖探湯主、而卜之誰人以令祭大倭大神、即渟名城稚姫命食卜、天武紀に、爲新嘗卜國郡也、齋忌則尾張國山田郡、次丹波國訶沙郡、並食卜、また欲幸齋宮、卜之、癸巳食卜、續紀廿六に、美濃止越前止、御占仁合天、大嘗乃政事乎取以奉供良久止云々、大神宮儀式帳に、卜合地などあり、(阿閇理と云に、食字を書るは、漢文なり、然るを字のまゝに、ハムと訓は、漢籍訓にて、此方の言にあらず。) 卜に合とは、其事に充べき人を、あまた撰置て、何れ吉けむとトふに、其卜に當れるを云なり、日時方地なども、此に同じ、さて上代には、かゝる事の卜は、皆鹿の肩骨を灼て爲たり、其事上卷石屋戸段(傳八)に見えたり、(龜を用ふるは、戎の卜にて、後に傳はり來つる事ぞ。) ○令宇氣比白、比白は、諸本並誤て皆、一字に作るを、延佳が改正せるに從へり、宇氣比上卷(傳七)に出、○註の宇氣比三字、是も諸本並誤て、宇氣二字と作るを、(こは本文の比白を、皆と誤れるから、又後の人の、さかしらに改めつる物と見ゆ。) 延佳が改めたるに從ふ、○因拜此大神、此は彼と云むが如し、(中昔までも、彼と云べきを、此と云る例多し。) 出雲大神を申せるなり、さて是より落と云まで、宇氣比白せる詞なり、○有驗者は、かの御夢の御覺しの驗あらばなり、此事論あり、下に云べし、○是鷺巣池、是とは即此池に往臨みて云る辭なり、此池は、神名帳に、大和國高市郡鷺栖神社あれば、其地なるべし、

○何神之心、すべて神之心と云こと、水垣宮段に、(傳二十三)大物主神の御覺に、我之御心とある處に、くはしくいへり、こゝは御夢の覺の、何神とも知られざる故に、占へ求むるなり、○爾祟は、曾能多々理波と訓べし、(此は異なる書ざまなれども、如此さまに訓むほかなし、)祟とは、御子の物言賜はぬを云、古今集俳諧に、石上ふりにし戀の神さびて祟るに我は祈ぞかねつる、六帖に、本綿掛て祈る御室の神さびて祟るにしあれば禱ぞかねつる、但馬糸のよれどもあはぬ思ひをば何のたゝりにつけて祓へむ、○出雲大神は、杵築に坐大國主大神なり、書紀崇神卷にも、出雲大神宮とあり、○令拜は、此は袁呂賀麻斯米爾と訓べし、(爾は辭なり、)書紀推古卷歌に、訶之胡彌弖、兎伽陪摩都羅武、烏呂餓彌弖、兎伽陪摩都羅武とあり、常に袁賀牟と云は、此呂を省けるなり、(私記に、謂拜爲乎加無、言乎禮加々無也、)さて此時彼神宮を修理奉り賜ふより先に、御子を拜に詣でしめ賜ふは、御驗を速くといそぎ所思しけるにや、○誰人二字を、多禮と訓べし、また伊豆禮能比登とも訓べし、(書紀の哥に、たれやしひと、萬葉の哥に、たれしのひとなどあれど、此らは歌詞とこそ聞ゆれ、たゞ何となき語には、如此は云べくもあらず又師は、タレソノヒトと訓れつれど、此もいかゞ、)○令副は、曾波斯米婆と訓べし、(ソヘシメと訓るは、言づかひ違へり、曾閇は令副の切まりたるなるに、又令と云ては、言重なれり、曾波斯米と云へば、即曾閇てふ意なり、)○吉は、延祁牟と訓べし、余加良牟の意なり、天智紀童謠に、多掩尼之曳鷄武とあり、同時の童謠に、吉きを曳岐ともあり、さて此言の例は、上卷に、使何神者吉とあり、さて此下に登宇良那布爾と云言を加へて訓べし、然らざれば語足はず、若くは副の上な

前葉廣熊白檮令宇氣比枯。亦令宇氣比生。爾名賜其曙立王謂倭者師木登美豐朝倉曙立王。登美二字以音 即曙立王菟上王二王副其御子遣時。自那良戸遇跛盲。自大坂戸亦遇跛盲。唯木戸是掖月之吉戸卜而。出行之時。毎到坐地定品遲部也。

御寢は、美泥麻世流と訓べし、白檮原宮段に、一宿御寢坐也とあり、○覺は、出雲大神の覺申給ふなり、○御舍は、美阿良迦と訓べし、上卷（傳十四櫛八玉神條）に委云り、○修理は、都久流と訓、此は、我宮袁天皇之御舍能如修理賜波婆と訓べし、さて出雲大神の宮の事は、上卷に、大國主神の歸順賜へる時に、乞申し賜へらく、唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而云々、治賜者僕者於百不足八十坰手隱而侍、と申賜へる隨に、於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍とあれば、（此事ども、傳十四に委く云り、）本よりも天皇の御舍の如くにぞ有けむを、今又かく覺申給ふは、書紀崇神卷に、六十年云々の事に因て、出雲臣等不祭大神、而有間、時丹波氷上人、名氷香戸邊、啓于皇太子活目尊曰、己子有小兒、而自然言之、玉菨鎭石云々是非似小兒之言、若有託言乎、於是皇太子奏于天皇、則勅之使祭とある、此時などよりや、宮殿の壞れぬるをも、其後猶未修理ることもなくてありけむ、（右の事、崇神天皇の御世と云も、一の傳にて、實は此垂仁天皇の御世にてもありけむか、活目尊に啓すとあるも然る由あり、）故本の如くに修理給へとなるべし、○布斗摩邇々占相而は、上卷に見ゆ、（傳四美斗能麻具波比段下）

オモホスマヽナリ、シカレドモコトヾニコトヽヒマスコトナシ、と訓れつれどもわろし、延佳も、爾而をシカレドモ、事をコトヾニと訓れど、書ざま然は聞えず、事は輕く附て云辭の許登なるを、語のまゝに書るのみなり、さて勿字は、記中の例いづくも不字の格に用ひたれども、此は事と云辭あれば、不字の格には訓がたき故に、ナカリキと訓つ、さて凡ての意は、物言むと思ほせども、其思ほす如くに言賜ふことなきなり、(もし於思二字なき本によるときは、物言むと思ほすさまには見ゆれども、言給はぬなり、)さて母能伊布と云も古言なり、宍穗宮段にも、宇多弖物云王子と見え、萬葉十四(二十三丁)に、毛乃伊波受伎爾弖、(四の巻には、物不語來而とあり、)十六(九丁)に、物不言先爾などあり、(師の物言を、コトヽハズと訓れたるはいかゞ、物字あれば然は訓がたし、ひたぶるにことゝふをのみ古言とせられしは偏なり、)

於是天皇患賜而御寢之時。覺于御夢曰。修理我宮如天皇之御舍者。御子必眞事登波牟。自登下三字以音 如此覺時。布斗摩邇邇占相而。求何神之心。爾祟。出雲大神之御心。故其御子令拜其大神宮將遣之時。令副誰人考吉。爾曙立王食卜。故科曙立王令宇氣比白。宇氣比三字以音 因拜此大神誠有驗者。住是鷺巣池之樹鷺乎。宇氣比落。如此詔之時。宇氣比其鷺墮地死。又詔之宇氣比活爾者。更活。又在甜白檮之

左右曰、誰能捕是鳥獻之、於是鳥取造祖天湯河板擧、奏言臣必捕而獻、即天皇勅湯河板擧曰、汝獻是鳥、必敦賞矣、時湯河板擧、遠望鵠飛之方、追尋詣出雲、而捕獲、或曰得于但馬國、十一月、湯河板擧獻鵠也、譽津別命、弄是鵠、遂得言語、由是敦賞湯河板擧、則賜姓而曰鳥取造、因亦定鳥取部鳥養部譽津部、（式に河內國大縣郡天湯川田神社、和名抄に、同郡鳥坂鄉鳥取鄉あり、さて出雲風土記に、神門郡に、來食池と云あり、內山眞龍云、こは鵠池にて、此の故事に由れる名には非るか） 姓氏錄に、鳥取部連、角凝魂命三世孫、天湯河桁命之後也、垂仁天皇皇子、譽津別命、年向三十、不言語、于時見飛鵠、問曰此何物、爰天皇悅之、遣天湯河桁尋求、詣出雲國宇夜江捕貢之、天皇大喜、即賜姓鳥取連、（三世孫疑はし、三の上に、十字など脫たるか） ○亦見とは、彼皇子の、ありし鵠を復再見賜なり、また亦を、思物言に係ても見べし、○於思物言而如思爾勿言事、此處諸本いさゝかづゝの異ありて、同じからず、（はじめの於思二字は、舊印本延佳本には無し、其は思字重なれる故に、さかしらに削れる本なるべし、今は眞福寺本及一本又一本などにあるに依れり、而字は、諸本皆爾の下にあり、たゞ眞福寺にのみ、物言の下にありて、爾の下には無し、如字は、諸本皆加と作り、たゞ延佳本にのみ、如とあり） 今は彼此を合せ擇て、宜しとおぼしきに依れり、（但し於字は心得ず、若は所の誤にて、所思か、爾字も穩ならず、若は念又は者などの誤にて如思念か、又は如思者ならむか） 訓は母能伊波牟登於母富斯弖、於母富須賀碁登伊比多麻布許登那迦理伎と訓べし、於字爾字は訓がたし、（若又於思字無く、而字、爾の下にある本によらば、母能伊波牟登於母富須賀碁登久爾弖と訓べし、下は同じ、師は、コトトハヌコト

は上件の國々を、次第に追行しは、皆傳ひたるなるに、此にのみ如此云るは、たゞ言を換たる文のみなり、○高志、舊印本又一本などに、但馬と作るは、誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、(科野より但馬に到らむは、國次いたく違へるうへに、上に既に多遲麻國に到ると云ことはあり、又但馬と作る字も、此記の例に非ず、伊邪河宮段、明宮段などにも、多遲麻とのみこそ書たれ、抑此誤は、書紀に或曰得于但馬國と見え、式に彼國に和奈美神社のあるなどに依て、後に多遲麻とあるを、其とも知らぬ者の、なまさかしらに、改めつるものなり、水垣宮段にも、此誤ある、其も此處よりうつれる、さかしらと見えたり、) 此國、上巻に出たり、(傳十一の始め) 式に、越中國婦負郡白鳥神社あり、和名抄に、同國新川郡鳥取郷あり、○和那美之水門 (門字諸本に河と作るは誤なり今は一本に依れり、) は、高志の内に、何國何郡にあるにか、他に物に見えたることなし、今此名の地は無きか、國人に尋ぬべきなり、(今越中國射水郡に、くゞの湊と云ありて、そのあたりに鳥取村と云ありとぞ、) ○網は、和名抄に、纂要云、獸網曰罘、麋網曰罠、兎網曰罝、已上訓皆阿美、また廣雅云、罟魚網也、阿美と見ゆ、和那美は、羂網なり、(羂の事は、傳十九鳴羂張の條下に云り、) 此は網の一種なるべし、(師は、此の網をも、即ワナミと訓れつれども、網と書るは、只阿美と訓べきなり、) ○取其鳥而持上獻、そも〳〵虚空を飛鳥の往方を、かく遠き國々まで、追尋行て、捕獲むことは、疑はしきに似たれども、今鳥の事をよく知れる人に聞に、打思ふとは違ひて、遠國までも、尋行て得らるゝ物なりと云り、書紀云、廿三年云云、冬十月、天皇立於大殿前、譽津別皇子侍之、時有鳴鵠度大虛、皇子仰觀鵠、曰是何物耶、天皇、則知皇子見鵠得言而喜之、詔

越と云り、稲羽は、針間より西北方に接きたる國なり、和名抄に、因幡國邑美郡鳥取郷あり、○旦波國多遲麻國、此は稲羽より近江に往路の序を以ていはゞ、多遲麻を先に云べきに旦波を先に云るは、常に云國々の次第に依てなるべし、式に、但馬國城崎郡に、久々比神社、養夫郡に和奈美神社あり、(下文に准へて思ふに、此但馬國にても、網を張て捕むとせしに、此にては捕得ざりしなるべし、さて此等の神社は、其時に祈のためなどに祭りしにやあらむ、) 又丹後國竹野郡に、網野神社和名抄に、同郡網野郷(今本には、網字、納と誤れり、東大寺古文書に、網野郷とあり、) 鳥取郷あり○追廻東方、此言は、稲羽より多遲麻に到る處にあるべきに、(稲羽より多遲麻に到るは、既に東方に廻るなり、) 彼處には云ずて、此に云るは、右の國々、針間より旦波までは、皆大倭にて云へば、西方によれる國なるを、淡海は、大倭より東方によれる國なればなり、(されば東方とは、大倭より東方と云意なり、) ○自尾張國、此は三野科野と、東へ續きたる道次にて、尾張は、三野の南に在て、科野に續ける道次に非るに、如此云るは、鳥の翔行くまに〳〵、追へる故に、曲り行るものなるべし○傳は、都多比弖と訓べし、(延佳が、傳字轉之誤乎と云るは、漢籍格をのみ思ひて、古言を知らざるなり、傳字、漢籍にてこそ、都多比と訓べき處には用ひたる例なけれ、皇國言には、常の事なるをや、) 高津宮段にも、自其嶋傳而、幸行吉備國と見え、舒明紀に大唐學生高向漢人玄理、傳新羅而至之、(天武紀にもかくさまにあり、) 萬葉廿に、太上天皇皇大后、幸行河内離宮、傳幸於難波宮也など見え歌などに、嶋傳ひ浦傳ひなど云、常の事にて、日代宮段の哥に、伊蘇豆多布ともあり、傳ふとは、往たる處より、即又異處に往を云なり、さて此

其對へる人を、吾君と云を云なるべし、今世に物言習に、遲々（老翁）婆々、（嫗）登々（父）加々（母）など言と、同じ意なり、（書紀に得言とある訓は、此記に依れるものなり、されど得言字は、言の意にはくはしく當らず、○蜻蛉日記に、そこらの人のあぎとふやうにすれば云々とあるは、いかなるを云るにか、詳ならず、又書紀神武卷に、魚皆浮出、隨水喩喁とある、此字は、魚口上見也と注せり、）○山邊、此は姓には非ず、（故に下に之字を加へたり、）地名にて、大和國山邊郡なり、此地、上（傳廿三のをはりに出づ、○大鵠、鵠は多加と訓るに從ふべし鷹なり、（師は和志と訓れたれど、なほ多加なるべし、此字は、鶻と同じくて、玉篇に、鶻鵃鷹、仲春化爲鳩と注し、鵠字の注には、鵠鶴鵄屬と云り、禮記月令に、題肩とある是なり、字鏡には、鵠爾保とあれど、此にはあたらず、）此人、今鳥を追迴りたるに因りてぞ、此名は負けむ、（此人の名、書紀には、天湯河板擧とあり、）さて鳥を追尋ねし例は、書紀景行卷に、倭建命の化坐る白鳥を、使者を遣して、追尋ねしめ賜ひし事などあり、○註に、此者人名とあるを、師は後人のしわざなりと云れき、されど若くは、此は人名に非で、彼八咫烏などの如く、鵠鳥ならむかと云疑あらむことを思ひて、本よりの注ならむも知がたし、○自木國到針間國、此は海路より、直に到れるか、はた和泉津國を歷て到れるか、何れにてもあるべし、さて倭より木國に到りしことをば言ざれども、自木國と云に、おのづから其意は含みて聞ゆる、古言のさまなり、（今俗語に云も、かくさまなり、たとへば、京より伊勢にゆきて、尾張にゆくことを、京にて云には、伊勢より尾張へゆくと云て、京より伊勢へゆくと云ことは畧きて、おのづから然聞ゆるなり、）○越稻羽國、山を越て到る故に、

ぬ物なるに、萬葉に、夏又秋初などの哥に、多豆の鳴ることをよめり、是鵠又鶴などを多豆と云るなり。)さて此は鶴なるを、通はして鵠とは書るか、はた久具比なるを、多豆と云るか、其差は辨へがたし、何れにまれ、訓は多豆なるべし、和名抄に、四聲字苑云、鵠、似鶴長喙高脚者也、和名豆流、唐韻云、鶚、鶴別名也、楊氏抄云、多豆、また野王按、鵠、大鳥也、漢語抄云、古布、日本紀私記云久々比、また本草云、鸖、水鳥、似鵠而巣樹者也、和名於保止利とあり、(天武紀には、鸖をオホトリとよめり。)字鏡に、鵠、久々比、又古比とあり、(漢語抄の古布と、字鏡の古比とは、通ひて一名なるべし、さて今右の三を字にて云は、、鶴は都流、鵠は白鳥と云物、鸖は許布と云物なり、然るに右の書どもに、鵠を古布とも古比とも云るは、違へるに似たり、今許布と云物は、鸖に當れり、さて又久具比と云しは、鵠のことなりとも云、鸖のことなりとも云、鸖なりと云は、誤なるべし、神樂哥湊田に、美奈止多仁、久々比也也川平利也云々、東遊彼乃行に、加乃由久波加利加久々比加云々、師云、久々比は、今白鳥と云物なり、古布には非ず、古布は、たゞ雌雄一つがひのみ居る物にして、群居る物にあらざれば、八居と云るにかなはず、白鳥は、多く群集る物なり、と云れたるが如し、又雁かと見まがへたるも、白鳥にてこそ然るべけれ。) ○爲阿藝登比は、阿藝登比を躰言に讀て、爲を斯多麻比伎と訓べし、(此書格、白檮原宮段に、爲遠延、日代宮段に、爲泥疑などあるに似たり、さて躰言によむとは、同言ながら、アギトヒタマフと云ば、用言なるを、アギトヒシタマフと云ときは、躰言になるを云なり。)阿藝登比とは、小兒の初語を云なるべし、阿藝は吾君にて、(如此云る例多し。)對へる人を指て云、登比は事問の問にて、言に同じ、其は小兒の初めて物言に、

に虆坐ればなり、さてたゞ皇后と云ては、御母にまぎるゝ故に、後とは云るなるべし、多具國未考へず、ト人の人字は、合の誤か、花庶は花鹿なるべし、式に、美濃國大野郡花長神社、花長下神社あり、阿豆良は、式に、尾張國丹羽郡阿豆良神社、和名抄に、同郡吾鬘郷あり、今本、吾字を五に誤れり、今世にも此村あり、吾髮と書て、アヅラと唱ふ、髮とは、鬘字を誤り來たるなり、）○故今、今字は、介を誤れるなるべし、（此は市師池輕池に、率て遊べる時を指て、今と云る如くにも聞ゆれども、然には非じ、然るにてもなほ、今と云むは、穩ならず聞ゆ、抑二俣舟を池に浮べて遊べるをも、物言賜はぬ故の爲事と見るときは、今と云は、其時を指て云る如くなれども、若然らば、初に先此御子眞事登波受と云て、次に在尾張國云々、率遊其御子之時、聞高往鵠之音、とあるべきに、然らざれば、池に遊べるは、眞事登波受には關からぬ事と聞えたり、）○高往は多迦由玖と訓べし、虛空飛と云むが如し、高とは、虛空を云なり、此事、傳三のはじめに委云り、高津宮段、女鳥王哥に、多迦由久夜、波夜夫佐和氣能、萬葉四（二十一丁）に、水空往雲爾母欲成、高飛鳥爾毛欲成、（此高飛も、タカクトブと訓るはわろし、）○鵠之音は、多豆賀泥と訓べし、遠飛鳥宮段、輕太子の御哥に、多豆賀泥能とあり、なほ萬葉などにも多かり、上代には、鶴をも鵠をも鸛をも共に總て多豆と云るなり、久具比意富登理など分れたる名あるは、やゝ後のことなるべし、萬葉三（十九丁）に、近江海八十之湊爾鵠佐波二鳴とある、此も多豆に鵠字を書り、（鵠と鶴とは別なれども、漢國にても、鶴の事を鵠と云る例も多く、又字音も其鳥も似たるから、混れつることもあり、五雜俎と云書には、鵠即是鶴とも云り、さて又鶴は、秋の末より、春までならでは、此國には居

下に、大神大穴持命ノ、御子、阿遲須伎高日子命ノ、御須髪八握于生、晝夜哭坐之、辭不通、爾時祖神、御子乘船、而率巡八十嶋、宇良加志給鞆、猶不止哭之云々、（髪字は、髯などの誤なるべく、于字は、至の誤か、又上に至字の脱たるかなるべし、）とあるよく似たる事なり、（右の續きの事も此の事にや、似たり、）○眞事登波受は、書紀に、譽津別命生、而天皇愛之、常在左右、及壯而不言、また二十三年、詔群卿曰譽津別王、是生年既三十、髯鬚八掬、猶泣如兒常不言云々と見ゆ、又天智卷に、建皇子、唖不能語ともあり、事問は、物言と云に同じ、萬葉二（二十八丁）に、御言不御問、四（二十一丁）に、明日去而於妹言問、又（二十三丁）外耳見管言將問縁乃無者、又（五十七丁）事不問木尚云々、五（十一丁）に、許等々波奴樹爾波安里等母、又（二十六丁）己等騰比母奈久、七（十九丁）に、目耳谷吾耳見乞、事不問侶、十八（三十四丁）に、許等騰比能等毛之伎古良、廿（三十二丁）に、有都久之波々爾麻多己等刀波牟、又（三十七丁）今日太仁母許等騰比勢武等、（許登騰比と云ば、躰言になるなり、故皆騰と濁れり、）などなほ多く見ゆ、凡て言を問と云る例、なほ他にもあり、問放るなど云る是なり、尾張國風土記に、丹羽郡吾縵鄕、卷向珠城宮御宇天皇、品津別皇子生七歲、而不語傍同郡下無能言之乃後皇后夢、有神告、曰、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女、吾未得祝、若爲吾充祝人、皇子能言、亦是壽考、帝卜人覓神者、日置部等祖、建岡君卜食、即遣覓神時、建岡君到美濃國花鹿山、攀賢樹枝、造縵、誓曰、吾縵落處、必有此神、縵去落於此間、乃識有神、因竪社、由社名里、後人訛言阿豆良里也、（傍同郡下は、解がたし、誤字あらむ、後皇后とは、比婆須日女命なるべし、此皇子の御母皇后は、既

は非るにや、なほ尋ぬべし、）國は、下に引る尾張風土記に、云々の事など由あり、○二俣榲、榲は杉なり、（諸本に椙と作り、今は延佳本に依れり、此字の事、傳九八俣遠呂智段下に云り、）二の上に以字脱たるか、無くても惡きには非ず、（今尾張國春日部郡に、杉と云村あり、中嶋郡に、二俣と云村もあり、此らの內、若くは古の相津の地にて、此杉の由ある名にはあらぬにや、語傳へたる事はなきにや、里人に尋ぬべし、）○二俣小舟は、二俣榲以作れるなれば、其一木のかぎりを、二俣の隨に、鑿れる舟なるべし、（其造りざま形などの、こまかなることは今知がたし、）書紀履中卷に天皇泛両枝船于磐余市磯池、與皇妃各分乘而遊宴、（此事姓氏錄の、若櫻部造條にも見ゆ、）○倭之とは、上に尾張之云々、と云るから云るなるべし、○市師池は、右の履中卷なる磐余市磯池と、一なるべし、磐余は十市郡なり、（此地の事は、若櫻宮段に云べし、池は今も十市郡池內村に在と云り、）さて履中卷に、二年十一月、作磐余池、とありて、其に續きて、三年十一月に、右の市磯池の御遊宴の事あれば、磐余池すなはち市師池なるべし、萬葉三（四十五丁）に、百傳磐余池爾、云々、夫木集に、櫻ちる室の山風吹ぬらし、市師池にあまる白波、○輕池、輕のことは、境岡宮段の始（傳廿一）にいでたり、書紀應神卷に、十一年冬十月、作輕池、とあるは、本より有しを、直し修理られたるにや、（此池今も輕村にありと云り、）萬葉三（四十丁）に、輕池の汭回往轉る鴨すらに、玉藻の於に獨宿なくに、○是御子の下に、伊てふ助辭を讀添べし、其は書紀萬葉の歌、及續紀の宣命などに、數多有て、語のさまによりて、必然言べき處のあることなり、○八拳鬚云々、この言、上卷須佐之男命のところ（傳七）に見ゆ、出雲風土記、仁多郡三津郷

古事記傳二十五之卷

本居宣長謹撰

玉垣宮下卷

故率遊其御子之狀者。在於尾張之相津二俣榲作二俣小舟而。持上來以。浮倭之市師池輕池。率遊其御子。然是御子。八拳鬚至于心前眞事登波受。此三字以音故今聞高往鵠之音。始爲阿藝登比。自阿下四字以音爾遣山邊之大鶙此者人名令取其鳥。故是人追尋其鵠。自木國到針間國。亦追越稻羽國。即到旦波國多遲麻國。追廻東方。到近淡海國。乃越三野國。自尾張國傳以追科野國。遂追到高志國而。於和那美之水門張網。取其鳥而。持上獻。故號其水門謂和那美之水門也。亦見其鳥者。於思物言而。如思爾勿言事。

其御子とは、本牟遲和氣御子を云なり、〇尾張之相津、此地の事物に見えず、今も聞えず、(尾張國圖を考るに、春日部郡に、文津と云村あり、是レアヤヅと唱ふるか、若シ然らばアヒヅを訛れるに

古事記傳二十四之卷終

何爲日足奉と問賜ひし事、汝所堅云々と問賜ひし事、此三事の御問は、御子の受取奉て、后をば取奉り得ずと、復命せるうへにて、立返り又問に遣せるにて、御使の往來、初と共に二遍なり、其故は初度御子を受取に遣し、時は、后をも共に取得賜はむの御心なりしかば、右の種々の事など、先問に遣すべきに非ず、たゞ后の共に還參給ふを、待賜ふべければなり、）心得がたし、（若くは初に燃上りし火をば、うち滅などして、一度は靜まりて、城しばらくは支へて、間もありしにやあらむ、細なるさまは、知がたくなむ、）書紀云、即發近縣卒、命上毛野君遠祖八綱田、令擊狹穗彥、時狹穗彥與師距之、忽積稻作城、其堅不可破、此謂稻城也、踰月不降、於是皇后悲之曰云々、則抱王子譽津別命、而入之於兄王稻城、天皇更益軍衆、悉圍其城、即勅城中曰、急出皇后與皇子、然不出矣、則將軍八綱田、放火焚其城、於焉皇后令懷抱皇子、踰城上而出之因以奏請曰云々、願妾所掌后宮之事、宜授好仇、丹波國有五婦人、志並貞潔、是丹波道主王之女也、當納掖庭以盈后官之數天皇聽矣、時火興城崩、軍衆悉走、狹穗彥與妹共死于城中、天皇於是美將軍八綱田之功、號其名謂倭日向武日向彥八綱田也、（此記に、淨公民とあるを、志並貞潔と書れたるは、例の漢めかさむための文にして、意を取變られたるものなり、

べし、此言、上巻大山津見神の詛言に、我之女二並立奉由者、使石長比賣者云々、亦使木花之佐久夜毘賣者云々とある處（傳十六）に、例どもを引り、考ふべし、なほ記中には、輕嶋宮段に、所聞看日向髪長比賣、其顔容麗美、將使而喚上、高津宮段に、聞看吉備黒日賣、其容姿端正喚上而使也、また天皇所使之妾者云々、などもあり、さて都加比賜ふ（都加渡須とも）と云は、人を使ふ人の上より云言、都加閇奉ると云は、其使はるゝ人の上より云言にて、同言の活用なり、（仕は、被使の波禮を切て閇と云るにて、都加閇都加布都加布流と活く、此時は布は波流乃切りなり、使は、都加波牟都加比都加布都加布都加閇と活く、此時は都加閇は、仰する言にて、仕の閇とは異なり、さて又遣すは、使ふを延たるにて、立を多々須と云など、同格なり、又物へ遣る人を、使と云も、都加布を躰言にしたるなり、されば使ふ仕へ遣す使なと、皆本は同言なるが、活けるなり、）○沙本比古王の比字、前にはいづれも皆毘と作るを、此のみは、諸本皆比とあるは、寫誤なるべし、○殺は、登流と訓べきこと、水垣宮段、（傳廿三日子坐王の條下に）に云るが如し、○從とは、御兄の殺さるゝに從ひ賜ひて、共に御亡坐るを云なり、上に燒稻城とあれば、御兄妹共に其火中にぞ御亡坐けむ、さて此稻城を燒たりしことにつきて、いさゝか疑はしき事あり、既に城に火を著たらむには、内なる人も何も、燒亡むに、時を移すべからざるに、其間に、御使の（師木京より沙本まで、）往還て、種々の事を、問答へ定め賜ひけむこと（本牟智和氣御子の生坐るは、既に城に火著たるうへなり、かくて此御子とおもほさば、治賜へと、后の申し給ひて、天皇の御許より、此御子を受取に遣したる、是御使の往來、一遍なり、又御子の御名を問賜ひし事、

伎意富美多訶羅と訓べし、公民とは、奴婢に對へて、良人を云稱にて、古書に常多く見ゆ、孝德紀には、王民ともあり、良良人良男良女など、共に、皆意富美多訶羅と訓り、續紀四十に、公民之徒、變作奴婢云々、(又廿九に、寺神封戸百姓云々、公戸百姓云々、一准公民云々とあるは、神戸寺戸の百姓と對へて、公戸の百姓を公民と云り、)など見えたり、但し必しも奴婢に對へねども、ただ天下公民など云は、民と云ことなり、なほ水垣宮段、人民とある下(傳廿三)に云る、考合すべし、淨とは、種族の貴きを云なるべし、此時に當りて、種族の最貴きは、此女王たちにぞありけむ、孝德紀に、以神名王名、爲人賂物之故、入他奴婢、穢汗清名とあるも、清名は、貴名を云りと聞ゆ、抑古より、皇后には族の殊に貴きを撰て、立賜ふこと、申すもさらなり、(外國のいとみだりにして貴き賤きを選ばざる比には非ずかし、今の御制を考れば、皇后の次なる妃二人さへ、臣下の女をば娶たまはずと見えて、四品以上とあり、品は、親王の位なり、臣下には、品とは云ず、)又身の操行貞しきを云るかとも聞ゆめれど、公民としもつゞけ云るは、なほ然には非じとぞ思ゆ、續紀十二(葛城王の表)に、卒立清淨民云々とあるも、此と同意なるべし、さて民と云ば、下ざまの賤き者に限れる如くなれども、然に非ず、天皇の御上よりは、貴人をも、押並て公民と稱ことなり、(臣連伴造國造八十部天下公民など並べ云ときは、公民は、下ざまの者を云るなれども、又貴き賤き天下の人を、凡て公民と云ることもあり、孝德紀に凡國家所有公民、大小所領人衆云々、などあるは、正しく官位を帶て、人衆を領るほどの人を指ても、公民と云り、又名々王民ともあるは、朝廷に仕奉る凡ての人どもを王民と云り、)○宣使は、都加比賜布倍志と訓

のねもころ、君が結びたる、我紐緒を解人はあらじ十二（九丁）に、二人して結びし紐を、一人して吾は解見じ、直に逢までは、又（十二丁）海石榴市の八十衢に立平し、結びし紐を解まく惜も、又（十五丁）眞玉つく遠近かねて結びつる、吾下紐の解る日あらめや、紫の帶の結びも解も見ず、もとなや妹に戀わたりなむ、高麗錦紐の結ひと解放ず、齋て待ど驗なきかも、十四（十五丁）に、筑紫なるにほふ兒ゆゑに、陸奥のかとりをとめの結し紐とく、十五（二十九丁）に、獨のみきぬる衣の紐とかば、誰かも結む家遠くして、廿（十九丁）に、海原を遠く渡りて年經とも、兒等が結べる紐解なゆめなどなほ多し、此らにて心得べし、（右の如くなれば、夫婦の間にて、凡て紐の結を、重みし愼みたる事、なほ萬葉の中に多く見ゆ。）○旦波比古多々須美智能宇斯王は、（智下なる能字、諸本に無し、今は延佳本に補へるに依れり、其由は上に云り。）伊邪河宮段（傳廿二）に出、○王之の下なる女字、諸本皆脱たり、今は延佳本に依れり、○兄比賣弟比賣、女兄弟の名を、如此云る例、日代宮段に、神大根王の御女たち、書紀雄畧巻に、吳衣縫兄媛弟媛などあり、其外兄比賣とも、弟比賣とも云名は、なほ多し、皇極紀に、長女少女ともあるは、名ならでも云しなり、○二女王は、二柱能比賣美古と訓べし、此女王たちは、此皇后の御姫に坐なり、さて此は、伊邪河宮段と、此御段の上にも下にも見えたると、皆二柱には坐ず、其御名ども、處々ひとしからず、此事猶次の巻に論ふべし、（傳廿五比婆須比賣命等四柱の女たちの下）此に此皇后の二柱と白し賜へるは遠き旦波國の事なれば、幾柱と云委きことまでは、所聞看さず、たゞ姉王妹王とのみ、傳に聞しめしたりしまゝを、奏し賜へるにやあらむ、○淨公民は、伎余

若は、大小と云むが如し、(なほ下に云べし、)○隨其后白以は、其后能麻袁志多麻比能麻爾麻爾と訓べし、式の祝詞に、大神等能乞賜比能任爾、また皇大御神乃乞志給乃任爾、また皇御神能乞比給萬比之任爾、などある格に依れり、○所堅は、加多米斯と訓べし、(師は、由比多流と訓れき、其も宜しけれど、堅字をしも書るは、なほ加多米なるべし、)結び堅めしなり、萬葉廿(三十一丁)に、牟浪他麻乃、久留爾久枳作之、加多米等之、以母加去々里波、阿用久奈米加母、(等之はてしなり、去々里は心なり、阿用久奈米は、危く無みなり、)七(八丁)に、吾紐乎、妹手以而結八川、十五(二十九丁)に、多婢爾弖毛、母奈久波也許登、和伎毛胡我、牟須比思比毛波、奈禮爾家流香聞、○美豆能は、水穗水垣水枝瑞之御殿などの美豆なり、(水と書るは、借字なり、書紀に皆瑞字を書れたるは、さらに當らず、)○小佩は、師云下紐なり、袁比母と訓べし、腰にまとふ故に、佩とも書るなり、と云れつる、然もあるべし、(紐ならむには、佩字はいと物遠く、又紐には、美豆能と云るも、少しめづらしけれども、必紐なるべき處にして、他に訓べき言なし、故思ふに、帶と佩とは相近くして、通ゆこともあれば、帶字の心以て、佩とは書るならむか、帶は比母と訓る例もあり、)○誰解とは、先古は凡て、夫婦互に、下紐を結び交して、又逢ふまでは、他人には解せじと、契り堅めて、此を愼み重みせしことなり、されば今此皇后に、永く別れ賜ひて、今より後、此下紐を解べき人は、誰可からむと、此後に繼て后とし賜ふべき人を、問賜へるなり、如此問給ふも、ひとへに此后に、御情の深く厚きが故なるべし、さて夫婦下紐を結交して、契堅むる事は、萬葉九(卅丁)に、吾妹子が結てし紐を解めやも、絶ば絶ともたゞに逢までに、十一(十一丁)に、菅根

今云飫悶廼奇訛也、新井氏東雅に、百濟の方言に、母をおもと云り、今も朝鮮の俗、母をおもと云は、古の遺言なり、これ吾國の言の、彼國に傳はりしか、又彼國の言の、吾國に傳はりしが、未詳と云り、今思ふに、此稱、神武の御世の故事あり、又古乳母にも云れば、本より皇國言なるが、韓地へも傳はれるなるべし、さて親母を淤毛と云て、母字を然訓故に、乳母の淤毛にも、やがて其母字のみを書は、古字には拘らざりしわざなり、乳母をたゞ淤毛と云る例は、萬葉十二（十丁）に緑兒之爲社乳母者求云、乳飲哉君之於毛求覽（是は乳母と書たれども、必たゞオ。モ。と訓べきこと、末句に於毛とあるにて知べし、今本の訓は、いたく誤れり、）悔毛老爾來鴨、我背子之求流乳母爾行益物乎と見え、孝謙天皇の御乳母、山田宿禰比賣嶋と云人を、續紀廿、（二十四丁）萬葉廿（十三丁）に、山田御母とあり、和名抄に、乳母、日本紀師説、女乃於止、言妻妹也、事見彼書、唐式云、乳母、和名米乃止、辨色立成云、嬭母、今按即乳母也、和名知於毛とあり、（古本には、知於毛の知字なし、）○大湯坐若湯坐、湯坐は由惠と訓、（ゆざと訓はひがことなり、）書紀雄略卷に、湯人此云臾衛とある是なり、神代卷に、亦云彥火々出見尊、取婦人爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他姫婦以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之緣也と見ゆ、湯坐は、兒に湯を浴する婦と聞えたり（右の神代卷に、湯母と湯坐とあるは、湯母は、兒に湯を飲しむる婦なるべし、飯嚼は、飯を嚼て兒に食しむる者なるべければ、湯を飲しむる者もあるべきなり、）其にとりて、惠といふ義も、坐字を書る由も、いかならむ、未思得ず、（若くは由須惠なるを、由須を切て、由なれば、由惠と云か、若然らば、兒を湯中に坐る由にて、然云にや、なほさだかならず、）大

れど凡て如此樣に詔ふぞ、上代の御言なる、○何稱は、那爾登加都祁牟と訓べし、(また稱は、多々閇牟とも訓べし、)○荅白(白字舊印本延佳本などには、曰と作り、今は眞福寺本又一本等に依れり、次々なるもみな白字なれば也、)は、美許多幣白賜波久と訓べし、○當火燒稻城之時は、伊那紀袁外久袁理斯母と訓べし、(當字火字は、讀べからず)○火中は、本那加と訓べし倭建命段、弟橘比賣命の哥に、毛由流肥能、本那迦邇多知豆、○本牟智和氣御子、上には品牟都和氣命とありて、都と智との差あるは、(書紀には、譽津別とあり、下に品遲部とあるをも、書紀には、譽津部とあるなり、)通音にて、智とも都とも傳へたるにやあらむ、御名意、本は火、牟智は、大穴牟遲などの牟遲に同じかるべし、(智も都も清音なるに遲は濁音なれば、清濁差へれども、品遲部のときは濁音なれば、是又清ても濁ても云るにやあらむ、さて師は、本牟智を、火之内なりと云れたれど、いかゞ、)○日足奉、此言の意上卷治養とある下(傳十七)に委云り、さて今此事を如此問給ふは、大御母の坐ざるが故なり、○御母は、美淤毛と訓べし、乳母を云なり、淤毛と云は、兒を養育す事をする婦人を、凡て云稱なり、其中に乳母は、殊に主とある者なる故に唯に淤毛とのみ云なり、又親母も、主と養育す者なる故に、淤毛とも云り、(親母を淤毛と云は、養育す方に就て云稱なり、たゞ親母の古名と心得るは、精しからず、親母を淤毛と云るは、書紀仁賢卷に於母亦兄、此云於慕尼、慕是、萬葉廿に父母を、意毛知々とよめり、同卷に、阿母刀自とよめるも、防人の哥にて、東言に、淤を阿と云るなり、曾禰好忠集に、おもとじの乳ぶさのむくい云々、書紀神武卷に、孔舍衞之戰、有人隱於大樹而得免難、仍指其樹曰恩如母、時人因號其地、曰母木邑、

白以日足奉也。又問其后曰。汝所堅之美豆能小佩者誰解。（美豆能三字以音也。）答白旦波比古多多須美智能宇斯王之女。名兄比賣弟比賣。茲二女王。淨公民故。宣使也。然遂殺其沙本比古王。其伊呂妹亦從也。

亦字は、眞福寺本に依れり、（諸本に無しあるぞよき、）○命詔、命字は令の誤ならむと、師の云れたる、然るべし、上にも、令白天皇とある令の如し、（此は、直に詔ふには非ず、御使して傳へ詔ふなれば、令とあるべきなり、天皇命と書ることも、上巻にあれど、此は然には非じ、また詔を命詔とも云べけれど、然にもあらじ、）下文の命詔も同じ、○母名は、波々那母都久流袁と訓べし、那母と袁とは辭なり、都久流は、名くるなり、（名は常には那豆久とよめども、こゝは上に名とあれば、たゞ都久と云ぞ言の定まりなる、然るを名字の常の訓にかゝはりて、那豆久とよまむは、漢書訓にていと俗し、）さて凡て子の名をば、其母の命しことは、書紀神代巻に、豊玉姫云々、謂天孫曰、妾方産、云々、既兒生之後、天孫就而問曰、兒名何稱者當可乎、對曰、宜號彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、とあれば、神代よりの禮なりけり、（文徳實錄一に先朝の制、皇子生坐ば、乳母の姓を取て、其御名とするよし見えたるにつきて、此の母名は、オモノナと訓て、乳母の姓を云かとも思へど然らず、乳母の姓を御名とするは、やゝ後のことゝぞ見ゆる、其由傳廿に委云り、）○是子之御名、己命の御子の御名を、御名と詔へること、後世の心には、いかゞと思はるめ

に、沒官とある是なり、官に取收たまふを云、書紀此御卷に、奪當麻蹶速之地、悉賜野見宿禰、とあるに同じ、續紀卅に、賜幣利之姓波取弖、別部止成給弖、又其我名毛取給弖云々、四十に、解官取冠倍久在云云、官冠乎乃未取給比などある、これらも公に取收給ふを取と云る、同じことなり、(此の奪を師は、オヒタマヒキと訓れたり、其は令などに、追とあるに依てなり、追も公に取收給ふことなれども、字のまゝにオヒとふ訓べくもあらず、天武紀にも、官位盡追と訓り、)○諺は許登和邪と訓、此言の意、上卷(傳十三天若日子の段下)に云り、○不得地は、登許呂延奴と訓べし、さて諺は、何れも物の譬に云ることにて、(記中に見えたるも皆然り、)此は賞を得むとて爲たる事に因て、返りて罰をうくるが如き事の譬にぞ云ならはしつらむ、(此度の事をのみ云るならば、地奪れしなどこそ云べきに、不得としも云るは賞に地を得べきことなるに、得ぬと云譬の意なり、)さるは此玉作が、彼玉緒を腐して作りしは、皇后の殊なる仰事なりしかば、其賞の地を得むとこそ思ひつらむに、返て地を取られたればなり、(趣は異なれど竹取物語に、くらもちのみこに誂へられて、玉作の匠らが、蓬萊の玉の枝を作りて、奉りしに、祿いまだ賜はらずとて、書を捧げて、祿を責りし事ありこゝにいささか似たるところあり、)

亦天皇。命詔其后。言凡子名。必母名。何稱是子之御名。爾答白。今當火燒稻城之時而。火中所生故。其御名。宜稱本牟智和氣御子。又命詔何爲日足奉。答白取御母。定大湯坐若湯坐。宜日足奉。故隨其后

變て、此には玉緒の事を、終に云るは、次に作玉人の事あるに、親く續けむとてなるべし、○取二得御子、此には、御祖を得奉らざりしことを先白して、御子を得奉れることを、後に白せるは、たゞ上文よりのつゞきに引れたるのみか、又は天皇の御求を令得奉ることを不能るを、畏み重みして、其方を先奏せるにもあらむか、はた御子を取得奉れる功の方を、たしかにせむ爲に、其方を終に奏せるか、凡て事を並べ言に、先に云方の重くなることもあり、後に云方の重くなることもあるを、此は何とも定めかねつ、○悔恨は、久伊宇良美と訓べし、(悔の假字は、久伊なり、夜伊由と活用言ぞ、) 又二字をたゞ宇良美とも訓べし、(悔字も、恨也とも注せればなり、されど悔はなほ久伊なるべし、) 久伊とは、初に后の、皇宮を逃出坐時に、御心着ずて得留奉賜はで、終に失奉賜へることを、此に至て、今更に悔しく所念すなるべし、○作玉人等は、玉作斯人杼母と訓べし、此度皇后の御手に纒せりし玉を造りし人等を云なり、(又玉都久理杼母とも訓べけれど、さては世の凡ての玉作人を云るごと聞ゆ、此は凡てを云には非じ、此度の事によりて、凡ての玉作人を、悉く咎め賜はむは、あまりなればなり、) 玉作の事は、上卷玉祖連の下 (傳十五) に云り、さて后の御手を得取奉らざりしは、玉緒の故にして、其罪は緒にこそあれ、玉には罪なきに、玉作人をさも咎め賜ふは、緒をも共に、玉作人の作りて、貫整へて貢進ることにぞありけむ、○其地は、彼玉作人等の領れる地なり、(諸國に玉造てふ地名のあるは、上代に、玉作人の地にぞありけむ、) ○皆奪は、美那登理賜比伎と訓べし、(一本には、奪の下に、取字あり、其も同じ、) 皆は、此度の玉作りし人等の地皆なり、(世の凡ての玉作の地皆と云には非ず、) 奪は、天武紀

り、○抱は、書紀などに、伊陀久とも、宇陀久とも、牟陀久とも訓るが中に、萬葉十四（十二丁）に、可伎武太伎とあれば、これに依て牟陀伎弖と訓べし、さて今如此大后の、此御子を御躬抱きて、渡し奉賜ふを思ふに、上代には、賤きも貴きも、凡て婦人產めば、即親抱きて、其兒を、其父に示るぞ定まれる禮なりけむ、書紀神代卷に、吾田鹿葦津姬、抱子而來進曰、天神之子、寧可以私養乎、故告狀知聞、とあるなども、此御禮なるべし、然るに今此后は、兄の稻城に隱坐せば、然る事もえし給はず、故今渡し奉るにつきて、よそながらも其御禮を行ひ賜ふとなるべし、若然らずは、かゝる亂中に、かゝる貴女の、御親抱て出給ふべくも非ず、（凡て古書を見るには、かゝる處によく心をつけて、上代のしわざを、細に考へ知べきものぞ、ゆめなほざりに勿看過しそ、）さて上に、置稻城外とあるも、此と一なり、上には先粗く云おきて、此に細に云るなり、（上なるは、此とは別にて、先人をして出し置しめたるごと聞ゆめれど、然には非ず、）○御祖、古は御母を御祖と云り、記中皆然り、○握其御髮者、御字無き本もあれど、有るぞよき、（次なる、御手御衣なども、御字あればなり、）○自落且絕便破、かく自と云、且と云、便と云る、各異意なるには非ず、辭をかへて云る文のみなり、○御衣易破、易字は、上文と照して思ふに、且を誤れるなり、（然れども今諸本並易と作り、）故麻多と訓べし、（上には玉緖且絕、御衣便破とあるを、此は且と便とをおきかへたるなり、）○亦所纏の亦字は、讀べからず、玉緖母と訓て、母に此字の意あり、さて此亦と云辭に意あり、御髮も落、御衣も破、玉緖も絕ぬればと云意にて、さまざまと手を盡しつれども、終に取得奉るべき手着の無かりける事を、つよく申す言なり、さて又上とは次第を

べし、萬葉二（二十三丁）に、如是有刀豫知勢婆、十（六十三丁）に、豫寒毛、又六（十九丁）にば、豫兼而知者と、重ねても云り、〇其情とは、天皇の如此謀賜ふべき御心を、推度り知給ふを云、（但心と書ずして、情字を書るを思へば、御心を云にはあらずして、如此謀給ふ事を指て云るものかとも思はる、若然らば、ハカリコトなど訓べけれど、其もいかゞなれば、なほミコヽロと訓てありぬべくなむ、）〇以髪とは、刷落したる御髪を以て、と云ことなるべし、（上下なる二の其字を削て、此を以其髪とあらば、文意明らかなるべきに、其字なくて、たゞに髪とある故に、此髪は、別髪の如くにも聞えて、紛らはしけれど、別髪には非じ、）故曾能美加美母弖と訓つ、〇頭は、美加斯良と訓べき由、上卷（傳五迦具土神被殺の段下）に云るが如し、〇玉緒は、御手の飾の玉を貫料の緒なり、古は凡て、手に玉を纏しことは、上卷（傳七の御宇氣比の段下）に云るが如し、〇三重纏手は、美弖爾美幣麻加志と訓べし、（麻加志は、纏賜ひと云ことなり、此、四字を、師は、タマノヲノミヘノタマキヲと訓れたるは、わろし、若其意ならば、三重手纏之玉緒をとこそ云べけれ、玉緒云々と云ては、言違へり、）〇御衣は、美祁志と訓べし、此名、上卷八千矛神の御哥に見ゆ、（傳十一宇伎由比の段下）〇全衣は、麻多伎美曾と訓べし、（腐したるに對へて、腐さゞるを云、）また麻碁呂母とも訓つべし、（眞に全き意なり、）〇服は祁勢理と訓べし、（上の衣字とつゞけて、美曾とも訓べけれど、さては此は、其下に言足らず、御髪にも、下に覆といひ、玉緒にも、纏とあれば、此も必祁勢理など有べきなり、）祁勢理は、着賜へりと云むが如し、此言、倭建命の御哥に見ゆ、其處（傳廿八）に云べし、〇如此設備、此言、上卷八俣遠呂智段にもあ

我不思、十四(二十六丁)に、多麻可豆良、多延武能己許呂、和我母波奈久爾、古今集(戀四)に、君や來む我や往むのいさよひに、此等の格なり、○力士は、知加良毘等と訓べし、書紀此御卷に、當麻蹶速者、天下之力士也、皇極紀に、命健兒相撲、また使力人持兵守家など、萬葉十六には、力士儛と云ことも見えたり、○輕捷は、波夜伎と訓べし、明宮段哥に、佐袁斗理邇、波夜祁牟比登斯、和賀毛古邇許牟、書紀仁德卷に、有強力者、曰百衝、輕捷猛幹、履中卷に、強力輕捷など見ゆ、(捷々は、擧動敏疾之貌と注せり、)○取其御子は、かの稻城の外に置奉賜ふを、受取を云、○乃掠取、乃字、舊印本延佳本などには、巧と作り、(其も惡くはあらざれども、なほ乃と云むぞ穩なる、)今は眞福寺本又一本に依れり、掠は、(奪取也と注せり、)加曾比と訓べし、續紀の詔に、加蘇比奪盜止爲而、とあるによれり、繼躰紀に、捉、皇極紀に、求捉、天武紀に、捉などあるも、同言なり、(これらに、比をキイと書るは、假字を誤れるなり、)常に加須牟とも云、○或髮或手は、美加美爾麻禮、美豆爾麻禮と訓べし、麻禮は、母阿禮の切りたる言なり、○掬は都加牟と訓り、萬葉十六(十五丁)に、戀乃奴之束見懸而、(四の卷にも見ゆ、)○豫は阿良加士米と訓り、(此假字、古書に見えざれば、士は遲にもあらむか、定めがたし、なほよく考ふべし、さて舊印本延佳本などには、此豫字の上に、有字あり、有豫二字をも、アラカジメと訓べし、されど餘の本どもには、有字なし、無方まされり、)萬葉三に、出行道知末世波、豫妹乎將留塞毛置末思乎、四(二十五丁)に豫荒振公乎、又(四十丁)豫人事繁、六(三十四丁)に、豫公來座武跡知麻世婆、九(十七丁)に、豫己妻離而などあり、(右の豫を、多くカチテヨリと訓るは、わろし、)また加泥豆とも訓

比給止勅御命乎、廿九に、傾奉朝庭、亂國家亘、岐良比給亘之、氷上鹽燒我兒云々、理波法末爾岐良比、給倍久在利、卅に、退給比捨給比、岐良比給牟物曾、などある、此らみな、逆心を以て、朝廷を謀ごち奉る者などを、怨敵として、棄退賜ふことを、伎良比賜と云り、書紀神代卷に、棄物とある、棄の訓注に、此云岐羅毘、とあり、此らを以思ふに、此言此處によく叶へり、○不得忍愛は、伊登加那斯登淤母本勢理祁禮婆と訓べし、(加那斯登は、伊登本斯登とも訓べし、さて崇峻紀に、哀不忍聽とあるを、イ。ト。ホ。シ。ガ。リ。タ。マ。ヒ。テ。と訓るなど、不忍の字に拘らで訓べき證例なり、)此は、上の不忍其后云々と云るより係れる處なれば、彼處と同詞に訓べきなり、(愛の意も、此は加那斯といふ中に在り、)加那斯てふ言は、悲哀む意、愛憐む意、戀慕ぶ意など、皆兼て、如此云に、不得忍の意も、自在り、萬葉四(廿丁)に、宮爾行兒乎、眞悲美、十四(三十二丁)に、伊豆由可母、加奈之伎世呂我、和我利可欲波牟、又(三十六丁)可奈思伊毛乎、伊都知由可米等、夜麻須氣乃、曾我比爾宿思久、伊麻之久夜思母、十五(三十一丁)に、於毛比和夫良牟、伊母我可奈思佐、廿(三十七丁)に、可奈之伎吾子、安良多麻乃、等之能乎奈我久、安比美受波、古非之久安流倍之、云々、乎之美都々、可奈之備伊麻世、又(四十二丁)可奈之伊毛我、多麻久良波奈禮、阿夜爾可奈之毛、など猶多し、○故即二字、讀べからず、(上の禮婆と訓る辭に、故の意はあるなり、)○有得后之心は、曾禮延賜波牟能美許々呂坐伎と訓べし、曾禮は其にて、后を指て申すなり、(此は、后を字のまに訓ては、言重なりて、わづらはし、上に近く后とあるより續きたればなり、又有を坐と訓は、尊む語なり、)得賜はむの御心とつゞく云ざまは、萬葉十二(二十五丁)に、眞玉葛絶牟乃心

於毛保之賣須、續紀廿詔に、所念看波奈母云々、（師は看字を、齋として、オ。モ。ホ。シ。イ。ツ。キ。マ。サ。バ。と訓れつれど、わろし。）さて如此白し給ふ所以は、御母命の、此稻城に入坐て、天皇には背き奉り賜へるうへは、此御子をも棄て、皇子にはしたまふまじき由もある故なり、然れども、若母の罪をば所思宥めて、御子をばなほ、御子と所念看さばとなり、○治は袁佐米と訓べし、此言のこと、上卷（傳十二幸魂奇魂の段下）に委云り考合すべし、續紀四に、人祖乃、意能賀弱兒乎養治事乃如久、治賜比慈賜比、十五に、可治賜伎一二人等、選給比治給布、廿二に、此家乃子止毛波、朕波良何良仁在物乎夜、親王多知治賜布日仁、治不賜在牟止爲弖奈母、汝仁冠位上賜治賜夫、廿五に明久淨岐心以天、仕奉乎方、氏々門方絶多末方須、治賜止勅御命乎云々など、なほ多く見えたり、此ば皇子として、取擧げ養育たまへと云ことなり、皇極紀に、視養ともあり、（師は、即ヒ。タ。シ。タ。マ。へと訓れつれども、此は然訓てはわろし。）○天皇詔、此詔字は、衍なるべし、下なる文、（雖怨より、輕捷而まで。）御言に非ず、地詞なればなり、（故若誤字かと思へど、さも見えず、又文脱たるかと思へど、さも聞えず、若くは須賣良美許等と阿禮が誦たる其美許等を聽誤て、詔と心得て、其隨に書るにもやあらむ。）故此字は讀べからず、○雖怨其兄は、其兄袁許曾伎良比賜閇禮と訓べし、（如此訓めば、雖字の意は、おのづからあり。）怨は、仇也讎也と注せる意にて、怨歟なり、續紀廿六の詔詞の中に、己怨男女二人在とあり、さて此をば、伎良比賜と訓ゆゑは、續紀廿に、穢奴等乎、伎良比賜弃賜布爾依弖、廿五に、先仁捨岐良比賜天之、道祖我兄鹽燒乎、皇位仁方定止云天、廿六に、從今往前仁、小過毛在人仁、所率流止之所聞波、法乃末爾末仁、罪奈比給、岐良

回と云る、注に、言踟躊不進也と云り、）夜須良布は、進まざる意、又休息む意なれば、此に叶へり、萬葉十一（四十五丁）に、木間從移歷月之影惜、徘徊爾左夜深去家理、六帖に、君や來む我や往むのやすらひに云々、○不急攻迫は、須牟夜祁久母世米賜波祁理伎と訓べし、急は、萬葉十五（三十四丁）に、須牟也氣久波也可反里萬世、とあるに依て訓り、（此言常には須美夜加爾と云、牟と美とは通音なれば、何れにてもあるべし、加爾は、祁久と云ぞ古言の格なる、此外、明かに遙かに和かになども、古言には、あきらけく、はるけく、のどけくと云り、さて此須牟夜祁久の須牟は、進む意にて、夜祁久は、附たる辭なり、）○逗留は、登杼許富禮流と訓べし、萬葉四（十三丁）に、衣手爾取等騰己保里哭兒爾毛とあり、（登杼は、留なり、許富流は、凍ると同言なり、行水も凍れば止まればなり、）○既產は、師の阿禮坐奴と訓れたるに從ふべし、（旣字は、よむべからず、）此御子の生坐るは、下に燒稻城之時とあれば、事の終方の事なりけむ、（城を燒ては、ほどもなく事は終るべければなり、）○令白は、后の此御言を、城を攻る官軍士に宣て、天皇の御許に、傳へ白さしめ給ふなり、○矣字は、哀の辭に置るなり、（舊印本延佳本などには、此字無し、今は眞福寺本に依れり、一本又一本には、上の子字無て、此矣字あり、其は子字を脱せるなり、）さて此下に婆と云辭をも、讀附べし、吾こそあれ、此御子をばと云意なればなり、○天皇之御子、此天皇は、意富伎美と訓べし、對ひ奉りては、然申す例なればなり、（萬葉などにも、天皇と書るをも、オホキミと訓べきが多きを、今本は差別なく、皆スベラキと訓るは、誤なり、）○所思看者、（看字或は齊或は齋と作るは、皆誤なり、今は眞福寺本延佳本に依れり、）萬葉十五（三十二丁）に、

十（六十二丁）に、吾背子之言愛美出去者、とあると同じ格なり、重すとは、重く止事無き物にするを云、（俗言に、大切にすると云ことなり、さて此言を、常にはおもむずると云は、音便に頽れたる言なり、此外にも賤みすを、いやしむず、親みすを、したしむずなど云類、みな同じ音便にて美の頽れてンになれるなり、此美の格萬葉などにつね多し、）續紀三の詔に、勞彌重彌所念坐、四に、天地心乎勞美重美畏坐、などある重美なり、さて此二の美てふ辭（愛み重み）の用ひざまは、萬葉十二（四十一丁）に、白妙乃袖之別乎難見爲而、など云ると同じ、至于三年とは、皇宮に參入賜ひてよりの事なるべし、此は咋日今日のことならず、御交ひの年經たる由なり、書紀に依るに、二年二月に、皇后に立賜ひて、此亂は、五年冬の事なり、（此至于三年、を下に係て、廻軍云々せし間に、三年になりたりと見るは、非なり、若其意ならば、此言かならず不急攻迫と云下にあるべきを、故廻軍より上に在れば、其意にはあらず、）さて伊登加那斯登淤母本斯伎と訓るは、不忍の字に當れり、其例下文に出、其處に云べし、さて其后と云處にて、姑く語を絶て心得べし、此は訓の上に就て云なり、（文は、不忍字、其后の上に在れば、紛るゝことなけれども、今其后之愛重みと訓る故に、言のつゞき紛はしければなり、されど懷姙てさへあるをと云處までに係て見れば、其后之と云ること明けし、）○廻は、夜須良波志米都都と訓べし、（加閇志互とも訓べけれども、さてはいさゝか此の意に違ふべし、又師は、モトホラセテと訓れたれども、叶へりとも聞えず、此の廻字は、徘徊の意に取て書るなるべし、徘徊は、徘回とも書き、回と廻とは同じければなり、さて徘徊は、彷徨也とも、不進貌とも注し、文選張衡思玄賦に、馬倚輈而徘

鹿鳴つ、追麻於毛比可禰弖、など猶多き思不得に同じ、(又堪がたきことを、忍加禰とも多くよめれども、此はなほ於母本志加禰と訓かたまされり、) ○後門は、斯理都美加度と訓べし、水垣宮段の哥に、斯理都斗(後戸なり)と見え、萬葉に、常津御門天津御門、などあるを合せて、訓べきさまを知べし、皇大宮の後方の御門なり、○納は伊理麻斯伎と訓べし、入坐なり、○此時は、許能袁理志母と訓べし、○姙身、こゝに如此云るは、次に、此姙身せることを、天皇の御念す事ある故に、先言出置る文の法なり、○不忍其后懷姙及愛重至于三年は、曾能伎佐伎能句宇都久斯美淤母美斯多麻布許登母、美登世爾那理奴流爾、波羅麻志弖佐閇阿流許登袁、伊登加那斯登淤母本斯伎と訓べし、(加那斯登は、伊登本斯登とも訓べし、) 抑此處の文、漢文の格に書たれば、文のまゝに訓ては、古語になりがたければ、文には泥まずて、凡ての意をよく得て訓べきなり、(延佳が、及愛重を、ウツクシミヲシキテと訓るは、文意にも叶はず、古語にも非ず、シキテと云ことは、何の意とも聞えぬことなり、又師は、ハラマセルトウツクシミノオモキニタヘタマハズテと訓て、至于三年、をば、別に讀れつる、此もわろし、言のつゞけざま、古語のふりにあらず、其上、至于三年は、愛重に屬たることなるを、別に讀ては、甚く意違へり、其由なほ次に云、) 故今右の如く訓は、其由は、まづ懷姙を先に云て、愛重云々を後に云ては、古語に訓がたき故に、愛重云々を先に、懷姙を後に讀り、(愛重は、平常のなべての事、懷姙は、此時の殊なる一事なればなり、) さて愛重は、天皇の、此后を愛重し賜ふにて、愛と重とは二なり、(愛の重きには非ず、) 愛は、此にては用言にて、(常に躰言に云とは異にして、美は、重の美と同格の美なり、) 萬葉

村芽子を、念兒に不令見殆令散つるかも、十五（二十三丁）に、保等穗跡妹に不相來にけり、十五（二十七丁）に、還りける人來れりと云しかば、保等保登死き、君かと思ひてなどあり、言の意は、邊々にて、其近き邊まで至る意なり、此は欺かる、邊まで至りしを云（俗言にて云ば、すでに欺かれむとしたりといふことなり。）○見欺乎は、上卷に、易子之一木乎、とあると同語勢なり、○擊は、登理爾都加波須と訓べし、登理と訓べき由は、水垣宮段、（傳二十三）令殺玖賀耳御笠、とある處に、委云るが如し、又此は遣と云言も、讀添ふべき勢なり、○稻城、書紀雄略卷にも、根使主逃匿、至於日根、造稻城而待戰、崇峻卷にも、物部守屋大連、親率子弟與奴軍、築稻城而戰などあり、師云く、稻城とは、凡て稻を納置城は、垣をも固くし、溝を堀廻しなどして、盜など入がたく殊に固く搆ふる物なる故に、其稻藏る城の如くに、固く構へたるを云なり、日本紀に、積稻作城とあるは、ひがことなり、稻を積たらむは、何の固きことあらむと云れつる、此說の如くなるべし、（書紀に積稻とあるは、名に依て、例の撰者の書加へられたる、潤色文と見えたり、稻城と云は、かの姓氏錄の、大春日朝臣條に、委糟爲堵とある類とは、趣異なるべし。）其は必しも全く稻を藏る城の制にはあらねども、たゞ牢固く作れるを如此稱ならへりしなり、○不得忍其兄は、（得字、諸本に待と作るは誤なり、今は延佳本に依れり、下にも不得忍、とあると同意の文なり。）曾能伊呂勢袁淤母本志加爾豆と訓べし、所思す御情の堪がたくてなり、萬葉十一（七丁）に、山科强田山馬雖在、步吾來汝念不得、十四（二十二丁）に、戀乍も居むとすれど、遊布麻山隱れし君を於母比可爾都母、十五（二十二丁）に、妹を思ひ、伊の寢らへぬに、安伎乃野にさをし

子。置稻城外。令白天皇。若此御子矣。天皇之御子所思看者。可治賜。於是天皇。詔雖怨其兄。猶不得忍愛其后故。即有得后之心。是以選聚軍士之中。力士輕捷而。宣者。取其御子之時。乃掠取其母王。或髮或手。當隨取獲而。掬以控出。爾其后豫知其情。悉剃其髮。以髮覆其頭。亦腐玉緒。三重纒手。且以酒腐御衣。如全衣服。如此設備而。抱其御子。刺出城外。爾其力士等。取其御子。即握其御祖。爾握其御髮者。御髮自落。握其御手者。玉緒且絕。握其御衣者。御衣便破。是以取獲其御子。不得其御祖。故其軍士等。還來。奏言。御髮自落。御衣易破。亦所纒御手之玉緒便絕。故。不獲御祖。取得御子。爾天皇悔恨而。惡作玉人等。皆奪其地。故諺曰。不得地玉作也。

殆は富登富登と訓べし、(下の登を濁るはわろし、そは俗に此を、音便にホトンドと云、凡て音便のンの下は、おのづから皆濁る例なればなり、然れども此言、本は同じ富登を重ねたるなれば、濁るべきにあらず、) 萬葉三 (卅丁) に、吾盛復將變やも、殆寧樂京師を不見か成なむ、七 (四十丁) に、三幣帛取神の祝が鎭齋杉原燎木伐殆之國手斧所取ぬ、八 (四十丁) に、吾屋戸の一

に彼段に、八十萬神皆不得目勝相問とあるに依れり、故字は讀べからず。○妾答の妾字、讀べからず、○誂は、阿登良閇祁良久と訓べし、書紀にも然訓り、（誂、説文に、相呼誘也、史記注に、以微言動之也、）續紀廿の詔に、小野東人喚上道朝臣斐太都而誂云久云々、古今集春に、吹風にあつらへつくる物ならば、此一本はよきよと云まし、○哀情忽起は、多知麻知爾加那斯久那理弖と訓べし、）起字は、那理弖と云にあたれり忽字、哀情の下にあるは漢文の格なり。○洽字沾と作る本もあり、其も同じ、（師は、上文に依て、溢字ならむと云れつれど、其はわろし、）書紀云く、五年冬十月、天皇幸來目居于高宮時、天皇枕皇后膝而晝寢、於是皇后、既無成事而空思之、兄王所謀、適是時也、眼涙流之落帝面、天皇則寤之、語皇后曰、朕今日夢矣、錦色小蛇、繞于朕頸、復大雨從狹穗發而來之、濡面、是何祥也、皇后則知不得匿謀、而悚恐伏地曲上兄王反狀云々、眼涙自流、則擧袖拭涕從袖溢之、沾帝面、故今日夢也、必是事應焉、錦色小蛇、則授妾匕首也、大雨忽發、則妾眼涙也、

爾天皇詔之吾殆見欺乎。乃興軍。擊沙本毘古王之時。其王作稻城。以待戰。此時沙本毘賣命。不得忍其兄。自後門逃出而。納其之稻城。此時其后妊身。於是天皇。不忍其后。懷妊及愛重至于三年。故迴其軍。不急攻迫。如此逗留之間。其所妊之御子既產。故出其御

をや、）○有何表也は、那爾能斯流志爾加阿良麻斯と訓べし、萬葉四に、劒太刀身爾取副常夢見津、何如之怪曾毛、君爾相爲、○以爲不應爭は、阿良曾波延士登於母富志弖と訓べし、（延は禮と云に同じ古言の格なり、）爭ひ難からむと、云意なり、（師は、アラソヒガテニと訓れき、又アラソヒカテジトとも訓べし、）○是不勝面問故は、加久刀布爾波延淤母加多受弖と訓べし、（此はいと訓にくき文なり、舊印本延佳本などには、マノアタリトフニタヘズと訓り、如此訓て、意は大かた通ゆれば、本より其意以て書るにもあるべきか、然れども然訓ては、古語のさまにあらず、全く漢籍訓なり、又師は、マサカノコトヾヒニアヘズと訓れき、此は言は、みな古言なれども、マサカもコトドヒも、此には叶はぬ言なり、故つら〳〵思ひめぐらすに、）勝面は、上卷猨田毘古神段に、詔天宇受賣神、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神面勝神、故專汝往將問者云々、とある面勝と同くて、（傳十五の同所考合すべし）兄の如此く差向て、直に問ふに、吾心強く、面勝て（兄よりも夫君ぞ愛きと）は得答へばりき、と申し賜へるなるべし、（是字は、如此と云にあたるべし、さて勝面は、面勝を下上に寫し誤れるか、後人、面勝と云古言をば思はずして、只漢文讀の格をのみ思ひて、不勝面問とあるべきことぞと思ひて、さかしらに字を置替たるにもあるべし、又面に勝と云意としては、本より勝面とも書まじきにもあらず、但問字の置處を思へば、もとより面問にたへずと云意以て書る如くにも思はるれども、然訓ては、古語にうとければ、よしや撰者の意には非ずとも、面勝と訓て、違ふことはあるまじきなり、得と云辭を讀添るも、書紀

郡なり、諸陵式に見ゆ、武烈紀影媛、哥に、播屢比能、箇須我鳴須擬、逗摩御暮屢、鳴佐裒鳴須擬とよめり（鳴佐裒の鳴ハ、をはつせ、をつくばなどの裒と同じ、今佐保は奈良の内にて、北方なり、）此地、山も川も里も、萬葉巻々に哥多し、後世のにも多くよめり、さて沙本毘古王は、此地に居往る故に、如此御夢に見給ふなり○暴雨は、波夜佐米と訓べし、字鏡に、湅、暴雨、波也佐安女とあり、（倭姫命世記に、速雨二見國と云り、一本に、此雨字を、再と作るはいかゞ、）和名抄には、暴雨、和名無良左女とあれども、此は波夜佐米と訓かたまさるべし、上巻、八千矛神の御哥に、汝が泣さまく、朝雨の云々、萬葉二（四十四丁）に、泣涙霈霂爾落者云々、○急は、爾波加爾と師の訓れつる宜し、○洽は、（此字、濡と作る本もあり、同じことなり、）奴良志都と訓べし○錦色小蛇、小蛇は幣美と訓べし、此事上巻（傳十根堅洲國の段下）に委く辨へたり（幣美は、反鼻の字音と思ふは非なり、）錦色とは、錦の如くなる文のあるを云なり、然る一種の蛇あり、和名抄に、蚺蛇、文字集略云、蛇文如連錢錦也、和名仁之木倍美とあり、（埤雅に、蚺蛇、尾圓無鱗、身有斑文、如錦纈、とも云り、但和名抄に仁之木倍美とあるは、小蛇なるべきに、本草を考るに、蚺蛇はいと大なる物はれば、此漢名は當らざるが如し、たゞ錦文あるを以て、當たるなるべし、漢名はいかにまれ、かゝはるべきにあらず、）○纏繞は、麻都閇理斯と訓べし、（斯は辭なり、伎と云ずして、斯と云は、上に那母と云辭を讀附たる、其に應ふるなり、）○如此之は、加久能と訓べし、（加久乃某と言は、聞つかぬこゝちして、いかゞと思ふ人あるべけれど、）續紀一宣命に、如此之状乎聞食悟而云々、廿四に、加久乃状聞食悟止、宣大命云々などあり、（常に加久乃如久と云も、同格なる

る、(傳六) 布伎も振と同じ、彼處々を考合すべし、さて斯加杼母と訓るは、下文には、雖字ある、其意なればなり、雖字は無くても、而字にも其意あり、○不忍哀情、不字は、諸本皆爾と作れども、師の、不の誤ならむと云れつるに從ひて、今改めつ、不忍とある例は、上卷に、不忍御腹之急、また不忍戀心、また此下に、不忍其后云々、朝倉宮段に、不忍於悒などあり、四字を、多閇加弖爾加那志久淤母本斯弖と訓べし、(此は情字を許々呂と訓ては、語よろしからず、) 多閇加弖爾は、堪難くと云に同じ、加弖爾は、萬葉などに多き言にて、難爾とも書たり、(加は、濁音に書るはいと少し、多く清音に書たり、) さて此の語下には哀情忽起とあり、(其と合せて思へば、此は爾忍、二字は、忽字の誤にて、情下に、起字脫たるにもあらむか、) ○不能刺頸而は、廼佐斯奉良受弖と師の訓れたる宜し、(上に御頸をとあれば此に又頸をと讀ては、文いと拙なし、) ○淚は美那美陀と訓べし、上卷に御淚とあり、○御面は意富美淤母と訓べし、(師はミオモワと訓れき、其は萬葉九又十九に、面輪、十九に、御面謂之美於毛和などあればなり、されど於母和とは、面の狀貌を云ときの言なれば、此には叶はず、又皇極紀の哥に、於謀提とある、此は後を宇志呂傳と云と同くて、提は是も其狀貌を云言なり、たゞ何となく云ときは、於母ぞ正しき名なる、) 天皇の大御面なり、○落溢は、淤知那賀禮伎と訓べし、(溢字を書るは、書紀に、流涕從袖溢之、沾帝面とある意なり、されど此はモルともアフルとも訓がたし、又加々流と訓まむよりは、那賀流ぞ溢字に親き、淚の流ると云は、萬葉などに常のことなり、十九 (十三丁) に、流涕等騰米可禰都母、○驚起は、淤杼呂伎坐弖と訓べし、淤杼呂久とは、目の寤ることにも云り、○沙本は、大和國添上

武比等能比射乃倍、和我摩久良可武、十九（十四丁）に、妹之袖和禮枕可牟などあり、麻久良久とは、(麻久良加牟、麻久良伎弖など活用、) 枕にするを云て、鬘にするを、加豆良久と云る（萬葉十八に、楊奈疑可豆良枳、十九に、菖蒲可都良久麻泥爾などよめり、) と同じ言格なり、又麻伎弖とも訓べし、其も同意なり、(麻久とよめる哥は、殊に多し、枕と云、名も、もと麻久より出て、纏座の伎久を切めて、麻久良と云なり、凡て何にまれ、物を居る具を座と云、枕は、物を纏て、頭を居る座とせるよしの名なり、さて枕にすることを、やがて纏とも云なり、手をまく、袖をまくなど云是なり、又記中の哥に、麻久良麻久ともあり、其は言重なれども、物名となりては、又其に其用言を添云も常なり、歌をうたふなど云か如し、) 萬葉十四（十九丁）に、宇知日佐須美夜能和我世波、夜麻登女乃、比射麻久其登爾、安乎和須良須奈、○膝の下なる爲字は、而を寫誤れるなるべし、草書は似たればなり、(白檮原宮段に、爲遠延、日代宮段に、爲泥疑などある爲字の格かとも思へど、御寢坐と云ことと、記中處々にある、何れも上に爲字ある例なし、) ○御寢坐也、若櫻宮段には、大御寢也ともあり、書記仁德卷に、隼別皇子枕皇女之膝以臥、雄略卷に、安穗天皇枕皇后膝、晝醉眠臥、於是眉輪王、伺其熟睡、而刺弑之、○其天皇之御頸は、曾能意富美久毘と訓べし、(天皇字は讀べからず、此所は然讀ては、語宜しからず、) ○三度は、美多毘と師の訓れたる宜し、○擧而は、布理賜比斯加杼母と訓べし、布理は、振擧ることなり、(紐小刀をなり、) 上卷に、以此比禮三擧振撥、(傳十根堅洲國の段下) 白檮原宮段に、打羽擧（傳十八宇豆毘古の條下) などあるも、皆布理と訓べくして、同意なり、又上卷豫美段に、十拳劔を於後手布伎とあ

命の御哥に、波斯祁夜斯、萬葉に、愛八師、書紀繼躰卷、勾大兄皇子の御哥に、婆絁稽矩謨、萬葉二(十四丁)に、三吉野乃山松之枝者波思吉香聞、高津宮段の大御哥に、阿賀波斯豆麻、(朕愛妻なり)萬葉十八(三十七丁)に、波之伎故、(愛子なり)十九(二十一丁)に、波之伎和我勢故、廿(十九丁)に、波之伎都麻良などあり、猶多し、○愛兄は、伊呂勢波斯伎と訓べし、○謀は、下文には、誂とあるを、(書紀にも誂とあり)此は謀反むとすることを、初て云處なれば、謀とあるぞ宜き、波加流は、神議など云て、人と相談ひ、論ひ定むる事なればなり、○八鹽折之紐小刀、紐小刀は、上卷(傳十六阿射加の段下)に出、八鹽折と云は上卷なる八鹽折之酒(傳九八俣遠呂智の段下)と考合するに、幾度もをり返し〳〵鍛冶精熟鍛錬たる謂にて、其刀の利きことを云稱なり、(師の萬葉考別記に、八鹽の衣など云と同くて、八鹽折は、紐の色を云と云れたるは、わろし、小刀の稱を、其著たる紐の色以て云べくもあらず、)○寢は、美泥麻世良牟と訓べし、次に御寢坐とあり、寢賜ひたらむ時にと云意なり、書紀に、四年秋九月、皇后母兄、狹穗彥王、謀反欲危社稷、因伺皇后之燕居、而語之曰、汝孰愛兄與夫焉、於是皇后不知所問之意趣、輒對曰、愛兄也、則誂皇后曰、云々是以異吾登鴻祚、必與汝照臨天下則高枕而永終百年、亦不快乎、願爲我弑天皇、仍取匕首授皇后曰、是匕首、佩于裀中、當天皇之寢廼、刺頸而弑焉、皇后於是心裏兢戰不知所如、然視兄王之志、便不可得諫、故受其匕首、獨無所藏、以著衣中、遂有諫兄之情歟、○謀は、波加理許登と訓べし、沙本毘古王の、議り誂へたることなり、○御膝、和名抄に、膝、脛頭也、比佐、○枕は、麻久良伎弖と訓べし、萬葉五(十一丁)に、伊可爾安良武日能等伎爾可母、許惠之良

刺頸而。泣涙。落溢於御面。乃天皇驚起。問其后曰。吾見異夢。從沙本方。暴雨零來。急沾吾面。又錦色小蛇。纏繞我頸。如此之夢。是有何表也。爾其后。以爲不應爭。即白天皇言。妾兄沙本毘古王問妾曰。孰愛夫與兄。是不勝面問故。妾答曰愛兄歟。爾誂妾曰。吾與汝共治天下。故當殺天皇云而。作八鹽折之紐小刀。授妾。是以欲刺御頸。雖三度擧。哀情忽起。不得刺頸而。泣涙落。沾於御面。必有是表焉。

以沙本毘賣、此御名、此にのみ命字無きは如何脱たるにや、さて此御兄妹は、伊邪河宮段（傳二十二）に出て、日子坐王の御子たちなれば、天皇の御從父兄弟に坐り、○爲后之時とは、此比賣命の、此天皇の后となり坐ることを、先言出たるにて、次なる事は、其即の事ならねども、文をつゞけて云故に、之時とは云るなり、○兄は、同母兄なれば、伊呂勢と訓、次々なるも皆同じ、○伊呂妹は、同母妹なり、伊呂毛と訓べし、其由は上（傳十三天若日子の段下）に委云り、○夫は袁と訓べし、（夫をば、勢とも勢古ともいへども、此は兄と對へて云なれば、然訓てはまぎるゝなり、兄をも、勢とも勢古ともいへばなり、）上卷須勢理毘賣命の御歌に、那遠岐弖、遠波那志、（汝を置て夫は無しなり、）とあり、○孰愛は、伊豆禮迦波斯伎と訓べし、（愛は、宇都久斯伎、又宇流波斯伎など訓むもあしからず、何れにても意同じ、）明宮段に、孰愛兄子與弟子ともあり、倭建

とあり、）姓氏錄（右京皇別）に、羽咋公、垂仁天皇皇子、磐衝別命之後、亦名神櫛別命也、（亦名神櫛別命六字、一本には細注なり、思ふに此は、後人の書加へたる誤說なり、神櫛命は、景行天皇の御子なり、又若もとよりの文ならば、之後の上にこそ在べけれ、類聚國史に、能登國人、羽咋彌公、羽咋公吉足など見ゆ、○三尾君、和名抄に、近江國高嶋郡三尾、（美乎）鄉、神名式に、水尾神社（臨時祭式には、三尾と作れたり、）もあり、此地なり、書紀繼躰卷に、近江國高嶋郡三尾之別業、續紀廿五に、高嶋郡三尾埼、萬葉七（十五丁）に、高島之三尾勝野之、九（十六丁）に、水尾崎拾遺集に、高嶋や三尾の中山杣たて、造り重ねよ千代の連庫などあり、氏のことは、書紀に、磐衝別命是、三尾君之始祖也、國造本紀（上に引る羽咋國造、又賀我國造の條、）に、三尾君祖、石撞別命などあり、氏人は、玉穗宮段に見ゆ、○爲倭建命之后、日代宮段に、此倭建命、娶伊玖米天皇之女、布多遲能伊理毘賣命、生御子帶中津日子命、とあり、なを彼處に云べし、（傳廿九）

此天皇。以沙本毘賣爲后之時。沙本毘賣命之兄。沙本毘古王。問其伊呂妹曰。孰愛夫與兄歟。答曰愛兄。爾沙本毘古王謀曰。汝寔思愛我者。將吾與汝治天下而。即作八鹽折之紐小刀。授其妹曰。以此小刀。刺殺天皇之寢。故天皇不知其之謀而。枕其后之御膝。爲御寢坐也。爾其后。以紐小刀。爲刺其天皇之御頸。三度擧而。不忍哀情。不能

(同巻に、子代離宮と云も見えて、或本云、壞難波狹屋部邑子代屯倉而起行宮とあるは、地名なり)

同二年春正月朔、宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民云々、同年三月云々、昔在天皇日、所置子代云々などありて、此孝德天皇の御世に皆罷られにき、(凡て彼御世より萬の御制、漢國ぶりにならひ賜ひて、古樣の事は、みな廢れにたり、) なを高津宮殿なる、御名代の下(傳三十五) に委云る、考へ合すべし、○伊登志部、諸本登志二字を脫し、部字を都に誤て、伊都と作り、(延佳本には、伊都部と作り、此は按ふに、伊都とある本に就て、部字は、さかしらに加へつるなるべし、抑都字を、トの假字に用ひたる例は、紀伊國伊都郡などはあれども、此記には無きことなれば、決てト。とは讀がたく、又ツ。と讀ては、御名に合はず、かにかくに都字は誤なり、師は御名の伊登志の登をツ。と讀て、伊都部は、都下に志字脫たるかと云れつれど、登をツ。の假字に用ひたる例もなきことなければ、此もいかゞ、) 眞福寺本には、伊部と作り、されば登志二字の脫たるなること著し、さて書紀安閑卷に、置婀娜國膽年部屯倉とあり、此は國々に舊より伊登志部は有しに、此に其屯倉を置れたるなり、(此時に多くの屯倉を置れたる、其名ども、皆地名なれば、此膽年部も、地名なり、其は伊登志部の居住たるより、地名にもなれるなり、婀娜國は、備後國安那郡なり、) ○羽咋君、和名抄に、能登國羽咋(波久比)郡羽咋(波比久)郷、神名帳に、同郡羽咋神社もあり、此地なり、萬葉十七(四十九丁) に、波久比能海をよめり、さて國造本紀に、羽咋國造、泊瀨朝倉朝御世、三尾君祖、石撞別命兒、石城別王、定賜國造、朝倉朝とは、誤なるべし、時代合はず、景行紀に、妃尾氏磐城別之妹とある、尾氏は、三字の落たるなり、舊事紀には三尾氏

依れる姓なることを知べし、春日は居地なり、(和泉國に山公氏のあるは、此春日なるより分れたるなるべし、) ○高志池君、(池字、舊印本一本には、絶と作り、一本には、其にイケと假字を附たり、今は延佳本眞福寺本に依れり、) 地も姓も考なし、○春日部君、和名抄に、尾張國春部(加須我倍)郡あり、書紀安閑卷に火國春日部屯倉、阿波國春日部屯倉などあり、何國とも詳ならず、(安閑紀に、春日部采女と云あり、此も地名か、) 續紀廿三に、春日部三關、廿九に、陸奧國牡鹿郡春日部奧麻呂續後紀十七に、越前國丹生郡人、春日部雄繼等二人、刋部字、爲春日臣、(神名帳に、加賀國能美郡滓上神社あり、こはカスガミか、カスガベとも訓る丶なり、) これら此氏か異氏か、詳ならず、(姓氏錄に、春日部村主と云姓もあり、) ○五十日帶日子王の御末は、右の氏々の外に、書紀に、子石田君、姓氏錄に、讚岐公、酒部公など見えたれど、何れも論あり、(子石田君と云姓、物に見えず、子字は、殊にいぶかし、又讚岐公酒部公は、景行天皇の御子神櫛王の御末なり、其由彼王の處に云べし、考合せよ、) ○子代は、美古斯呂と訓べし、列木宮段に、此天皇无太子、故爲御子代、定小長谷部と見ゆ、此は天皇又后皇子等など、御子座ざれば、其御名を後世まで遺さむ爲に、其御名を負せて、某部と云物を立置る丶なり、故又御名代とも云なり、書紀景行卷に、欲錄功名、即定武部、(此は日本武尊の御爲なり、) 安閑卷に、天皇勅大伴大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歲之後、朕名絶矣、毎念於茲、憂慮何已、大伴大連金村奏曰、亦臣所憂也、夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物爲名、請爲皇后次妃、建屯倉之地、使留後代、令顯前迹、詔曰可矣宜早安置、云々、孝德卷、大化元年詔に、自古以降、毎天皇時、置標代民、垂名於後、云々、

ちは、併八十柱坐て、不入記五十九王とあれば、其中なるべし、）○嫁は、美阿比坐伎と訓べし、抑御姑に娶坐し例、古には彼此あり、○小月之山君、月字は、諸本並目と作れども、誤なること決ければ、今改めつ、小月は、神名帳に、近江國栗太郡小槻大社、また小槻神社あり、此地なり、（大和國高市郡にも、小槻村あれど、其にはあらず、）さて山君と云は、山を守るに依れる姓なり、其由次なる春日山君の下にも云、又穴穗宮段、佐々紀山君の下（傳四十）に委云を、考へ見て解るべし、書紀仁德卷に、近江山君と云氏の人も見えたり、さて小月は、其氏人の居地なり、續紀十二に、小槻山君廣虫、續後紀十九に、近江國栗太郡人、小槻山君家嶋、賜姓興統公、三代實錄七に、小槻山君廣宅、廿四に、近江國栗太郡人、小槻山公今雄、同有緒等、改本居、貫左京四條三坊、廿七に、小槻山公今雄、同有緒、同良眞等、並賜姓阿保朝臣、息速別命之後也、（息速別命之後として、阿保朝臣姓になれることいかゞ、先祖御兄弟の間、傳への混ひたるなるべし）姓氏錄（左京皇別）に、小槻臣、垂仁天皇皇子、於知別命之後也、（此は小槻山君氏の中に、小槻臣になれるが有しなるべし、）

○三川之衣君、三字、諸本に二と作るは、誤なり、今は一本に依れり、和名抄に、參河國賀茂郡擧母（古呂毛）鄕あり、（此鄕今も存り、）此地なり、氏は考へなし、さて右の氏々の外に、國造本紀に、伊賀國造、志賀高穴穗朝御世、皇子意知別命三世孫、武伊賀都別命、定賜國造、とあり、（皇子の上に垂仁天皇四字脫たるなるべし、）○祖下の也字、一本又一本には無し○春日山君、春日は、大和のならむか、さて姓氏錄（和泉皇別）に、山君、垂仁天皇皇子、五十日足彥別命之後也とあり、又（攝津皇別）山守、垂仁天皇皇子、五十日足彥命之後也ともあるを以て、山君と云は、山を守るに

ふに沙本の沙字は、阿の誤にて、(そは後に寫誤れるにもあるべし、又初に阿禮が誦つる時より同韻故誤れるにもあらむか、) 本の下に君字脫て、此は穴太部之別とは別姓にて、阿本君ならむか、然云ゆゑは、續紀卅八に、建部朝臣人上等言、臣等始祖息速別皇子就伊賀國阿保村居焉、逮於遠明日香朝廷詔皇子四世孫、須珍都斗王、由地賜阿保君之姓、其胤子意保賀斯、武藝超倫足示後代、是以長谷旦倉朝廷、改賜健部君云々、望請、返本正名、蒙賜阿保朝臣之姓、詔許之、於是人上等、賜阿保朝臣、健部君黑麻呂等阿保公 (伊賀國伊賀郡に、阿保都あり、又須珍とある名は、同國名張郡周知郷によれるか、) 姓氏錄(右京皇別)に、阿保朝臣、垂仁天皇皇子、息速別命之後也、息速別命幼弱之時、天皇爲皇子、築宮室於伊賀國阿保村、以爲封邑、子孫因家之焉、允恭天皇御代以居地名、賜阿保君姓、廢帝天平寶字八年、改公賜朝臣姓、などあればなり、又は上なる阿太之別の太字本の誤にて、(穴太の例に依らば、太もポと訓べけれど、阿字假字にて、音なれば、太字も訓には取がたし、) 右の阿保朝臣は、彼氏ならむかとも思はる、(先祖御兄弟の間は傳の異なる例も、彼此あればなり、) これら何れならむ決めがたし、○稻瀨毘古王は、(稻字、諸本みな稱とあるは、誤なり、今は延佳本に依れり、) 景行天皇皇子、稻背入彥命と、延佳云り、然るべし、(入を省きても申せること、豊鉏入毘賣を、豊鉏比賣、五十瓊敷入彥命を、五十瓊敷命と記せる類にて、然る例多し、) 御名義、未思得ず、稻は、字の意、瀨は兄か、書紀神代卷に、稻背脛と云名見え、倭建命の御子に、稻依別王と申すも坐り、さて此王は、書紀景行卷に、次妃五十河媛、生神櫛皇子、稻背入彥皇子、弟稻背入彥皇子是、播磨別之始祖也とあり、この記には、此皇子見えず、(景行天皇の御子た

伊勢大神宮也、書紀に、二十五年三月、離天照大神於豊耜姫命、託于倭姫命云々、此全文、傳十五（御孫命御天降の段の末）に引て、委く云り、考合すべし、又大神宮儀式帳に、次纏向珠城宮御宇活目天皇御世爾倭姫内親王遠、爲御杖代、齋奉支云々、爾時倭姫内親王、大神乎頂奉弖、願給國求奉時爾云々、爾時宇治大内人仕奉、宇治土公等遠祖、大田命乎、汝國名何問賜支、白久、百船乎度會國、是川名波、佐古久志留伊須々乃川止申須、是川上好大宮地在申、即所見好大宮地定賜比支、朝日來向國夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國止、弓矢鞆音不聞國止、大御意鎭坐國止、悦給弖、大宮定奉支云々、爾時大神宮禰宜氏、荒木田神主等遠祖、國摩大鹿嶋命孫、天見通命乎、禰宜定弖、倭姫内親王朝廷然參上坐支、なほ委く記せり、本書を見べし、（さて倭姫命世記には、此比賣命、雄畧天皇御世廿二年、登由氣大神の、丹波國より、伊勢に遷坐し程まで、存在坐て、仕奉賜て、其明年二月に、自退尾上山峯、石隱坐と云るは、いみじき僞説なり、すべて彼書は、種々の信がたきみだり說のみ多かりかし）沙本穴太部之別、（阿那富の富に、太字を書は、意富の意を省きたる、借字なり、例は萬葉十三に、爾太遙、十九に、爾太要などあり、記中に御太之前ともあり）まづ穴太部と云は、書紀雄畧卷に、十九年春三月、詔置穴穗部とあり、これ穴穗天皇の御名代に置れたるなるべし、（此天皇、御子坐ざればなり）かくて其穴穗部の者の居住る地の名にもなり、或は姓にもおへるなり、神名帳に、尾張國葉栗郡穴太部神社あり、（今世にも此地名處々にあり）天武紀に、穴穗部造賜姓曰連、續紀十八に、下總國穴太部阿古賣（人名なり）など見えたり、さて此なるは、大和國添上郡佐保に居住る氏にて、沙本とは云るにやあらむ、又按

年二月、贈正三位行民部卿兼造宮大夫作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、本姓磐梨別公、後改藤野云々、寶龜元年、聖帝登祚、有勅入京、賜和氣朝臣、復本位云々とあり、後世に世々醫術に名高き和氣も此氏なり、）續後紀五に、備前國人石生別公諸上等改本居貫附右京八條三坊、文德實錄二に、磐梨郡少領石生別公長貞云々、など見えたり、さて此氏及上の山邊之別稻木之別など、此記の傳と異にして、皆鐸石別命之後とあるを思ふに、此御世の御子たちの中に、書紀には、大中姬命ありて、大中津日子命は無きを思へば、大中津日子命と申すは、沼帶別命の亦名なるが、彼大中姬命と混ひて、別に一柱となり賜へるにやあらむ、（若然らば、此は書紀の傳を正しとすべし、）〇許呂母之別、次に落別、玉の御末に、三川之衣君あり、彼と錯ひたる傳には非るか、他には考なし、〇高巢鹿之別、諸本共に、鹿上に庶字なれども、衍と見ゆ、故今は眞福寺本に、其字無きに從へり、（庶字は、鹿と形の似たるによりて、誤りて重なりたるものなり、上卷に鹿屋野比賣の鹿上に、衍て麻字のあると同例なり、庶鹿をモロカと訓を附たれども、若母呂ならば、諸字をこそ用ふべけれ、此記のさま、庶とは書べくも非ず、其外に訓べき言もなし、）さて此は地も氏も考無し、（高巢鹿は、大須賀蜂須賀白須賀など云類の地名と聞ゆ、又高鴨高尾張などの類にて、高飛鳥なるを多加の加に阿の韻ある故に、多加須加と云か、若然らば、次なる飛鳥君とも由ありておぼゆ、）〇飛鳥君、大和の飛鳥には非じ、何國ならむ、地も氏も考なし、（飛鳥直などあれど、別姓なり、）〇牟禮之別、神名帳に、攝津國嶋下郡牟禮神社、伊勢國多氣郡牟禮神社、和名抄に、周防國佐波郡牟禮鄕、讃岐國三木郡武例鄕などあり、何れとも定め難し、氏も考なし、〇 拜祭

郡内なりし故に、藤野別眞人など云しを、後に彼郷名を取て、藤野郡を、和氣郡と改められ、又後に其郡を割て、磐梨郡を建られたる故に、本の和氣郷は、其磐梨郡に屬て、和氣郡とは、異郡になれるなり、さて又右の藤野別眞人などの本姓、磐梨別公なりし所以は、石生郷と云は、中ごろこそ和氣郷と並びて、一郷の名なりけれ、上代には廣き名にて、其内の和氣郷にてぞありけむ、故別公の姓の人にも、磐成別宿禰と云姓を賜ひしなり、此時は、磐梨はいまだ郡名には非りしかども、廣き名なりしなり、さて彼磐梨別公と云しも、此の石旡別より分れたる姓なり、さて此の石旡別の別は、加婆泥なれば、彼地名には非るを、磐梨別公などの別は、彼地名にて、加婆泥は公なり、凡て右の事ども。彼此といとまぎらはしき故に、今かく委曲に、其差別を解辨ふるなり、細に考へて、思混ふべからず、）廿九に、吉備石成別宿禰國守等九人、賜姓石成宿禰、（こは吉備と云ことを除けるなり、）また備前國藤野郡人、別部大原、忍海部與志、財部黒士、邑久郡人、別部比治、御野郡人、物部麻呂等六十四人、賜姓石生別公、卅三に、和氣宿禰清麻呂廣虫賜姓朝臣、（清麻呂等の姓、和氣宿禰とあるは、心得ず、此より前に、宿禰になれる事見えず、漏たるにこそ、）姓氏録（右京皇別）に、和氣朝臣、垂仁天皇子、鐸石別命之後也、神功皇后、征伐新羅、凱旋歸、明年車駕還都、于時忍熊別皇子等、竊構逆謀、於明石堺備兵、待之、皇后鑑識、遣弟彦王於針間吉備堺、造關防之、所謂和氣關是也、太平後、錄從駕勳、酬以封地、仍被吉備磐梨縣、始家之焉、光仁天皇寶龜五年、改賜和氣朝臣姓也、（被字下に、賜字脱たるなるべし、弟彦王は、和氣氏の系圖を考るに、鐸石別命の子稚鐸別命、其子田守別王其子弟彦王なり、類聚國史に、延暦十八

野を尾張の地名とするにつきても、凡て記中の例、諸國の姓、其國名を擧たるも、みな國字は無きに、此に國と云るは、隣の國名も三野なれば、尾張の三野別と云ては、二國の如く聞えてまぎらはしき故に、尾張には國と云て、三野は、其國内の地名なることを知らせたる物なるべし、さて又延佳本には、野下にも、之字あれども、此も傍の例を見て加へたる、さかしらなり、諸本共に、野下には之字なし、記中別と云姓、多くは之字あれども、其國名を擧たるは、國名の下に之字を置て、地名の下には、省ける例なり、次なる吉備之石无別などの如し、他段なるをも、彼此看合せて知べし、〕氏は考へなし、〔三野臣三野連などあれど、別なり、〕○吉備之石无別、和名抄に、備前國磐梨、〔伊波奈須〕郡石生、〔伊波奈須〕鄕あり、此地なり、〔此地名、此記に石无と書き、郡名も磐梨とかければ、本石那志なること明らけきを、和名抄に、伊波奈須とあるは、やゝ後の唱なるべし、无も梨も、奈須とは訓がたければなり、〕氏は、續紀廿六に、備前國藤野郡人、藤野別眞人廣虫女藤野別眞人清麻呂等三人、賜姓吉備藤野和氣眞人、藤野郡大領、藤野別公子麻呂等十二人、吉備藤野別宿禰、別公薗守等九人、吉備石成別宿禰、〔此清麻呂は、後に釋道鏡が亂の時に、大功ありし人なり、此人なども、本姓は磐梨別公なりしこと、類聚國史に見えて、次に引り、さて此に別眞人別公などある別は、戸には非ず、地名なり、戸の別と思ひ混ふべからず、其地名は和名抄に、備前國磐梨郡和氣鄕あり、是なり、又和氣郡もあり、續紀に、養老五年四月、分邑久赤坂二郡之鄕、始置藤野郡、神護景雲三年六月、改藤野郡、爲和氣郡、延曆七年六月、和氣郡河西百姓、欵河西建磐梨郡、許之とあり、かゝれば姓の別は、もと右の和氣鄕より出たる物にて、其鄕は中頃藤野、

衣君之祖也。次五十日帶日子王者。春日山君。高志池君。春日部君之祖。次伊登志和氣王者。因無子而。爲子代。定伊登志部。次石衝別王者。羽咋君。三尾君之祖。次布多遲能伊理毘賣命者。爲倭建命之后。

山邊之別、大和國の山邊郡ならむか、氏は、姓氏錄(右京皇別)に、山邊公、和氣朝臣同祖(和氣朝臣は下に出)とあるは、此記の傳と異なり、(此事、下の石无別の下に論へり、)○三枝之別、地名なるべけれど、何國とも詳ならず、氏も考へなし、(三枝部連あれど、異姓なり、)○稻木之別、地名なるべけれど、定めがたし、(尾張國丹羽郡、出羽國川邊郡などに、此地名あり、なほあるべし、)姓氏錄(左京皇別)に、稻城壬生公、出自垂仁天皇皇子、鐸石別命也とある、此氏の支別なるべし○阿太之別、地も氏も考へなし、(大和國宇智郡に、阿陀鄕あれども、其は白檮原宮段に、阿陀と書り、其處にはあらじ、)若くは太字は、本の誤ならむか、此事次なる沙本穴太部之別の下に云ることと、考へ合すべし、○尾張國之三野別、三野は地名なり、神名帳に、尾張國中嶋郡見努神社あり、此地なるべし、(延佳本に、之字の下に、別字あり、此は三野をも國名と心得て別姓として、さかしらに加へたるものなり、諸本共に、之下に別字は無し、されど姑延佳本に據ていはゞ國と云は、尾張の內の地名とせむか、若然らずは、尾張之別とこそあるべけれ某國之別と云る、例なきことなり、然れども彼國に國と云地名も、考得ず、左右にひがこと、こそ見ゆれ、さて又三

乃美夜都古と云り、伴造のこと、傳七の末に委いへり、考へ見べし、）今世武家に、某組と云に同じ、さて此河上部は、書紀に一云、五十瓊敷皇子、居二于茅渟菟砥河上一、而喚二鍛名河上一、作二大刀一千口一、是時楯部、倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊橿部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩部、幷十箇品部、賜二五十瓊敷皇子一、其一千口大刀者、藏二于忍坂邑一、然後從二忍坂一移之、藏二于石上神宮一云々とある、（此に鍛名河上とあるは、此千口大刀を河上部と云るに就て、河上とは、其を作りし鍛工の名なりと云、一の傳なりけめども、いかゞ、河上は地の名なればなり、）此品部は、此皇子に賜ひて、河上宮に屬たる部々なる故に、十箇部を都て、河上部と云しなるべし、（此は彼大刀の名の河上部とは、別事なり、名の同しきを以て、勿思ひ混へそ）定とは、公より云ときは、彼十箇品部を、此皇子に賜て、河上宮の部と定めたまふなり、又此皇子のうへより云ときは、是を被賜て、己命に屬たる部と定め領しめす意なり、（記中、凡て定二某部一とある例、皆其部を始めて立らるゝを云り、然れども此は、書紀に、彼十箇品部は、此時に始めて立られたる如くには聞えず、本より有けるを、此皇子に屬賜へりと聞ゆる故に、今も其意に依て云なり、

次大中津日子命者。山邊之別。三枝之別。稻木之別。阿太之別。尾張國之三野別。吉備之石无別。許呂母之別。高巢鹿之別。飛鳥君。牟禮之別。等祖也。次倭比賣命者。拜二祭伊勢大神宮一也　次伊許婆夜和氣王者。沙本穴太部之別祖也。次阿邪美都比賣命者。嫁二稻瀨毘古王一。次落別王者。小月之山君。三川之

し、和泉志に、宇度墓、在自然田村東、宇度川上玉田山、といへり、)かゝれば此命は、此河上宮にぞ居坐けむ、○横刀は、多知と訓べし、(太刀又劒などゝ、異なることなし、)○壹仟口は、知遲と訓べし、(遲は、二十三十百などの知と同じ、一二萬などの都も同じ、)壹仟は、一千の大字なり、(大字の事、傳五陰神石隱の段の末に云り、)口は、書紀垂仁卷に、出石小刀一口、神功卷に、七枝刀一口、雄畧卷に、大刀八口などもあり、刀のみならず、鍬钁など其餘にも、物によりて若干口と云る多し、(延喜式の諸の註文などを見て知べし、)刀は、若干柄とも云りき、(後に大刀幾振、刀幾腰と云に同じ、)○石上神宮、上(傳十八熊野高倉下の條下に出たり、)書紀云、三十九年十月、五十瓊敷命、居於茅渟菟砥川上宮、作劒一千口、因名其劒、謂川上部、亦名曰裸伴、(裸伴此云阿箇播娜我等母、)藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶、(茅渟菟砥川上は、即鳥取川上なり、異なる傳には非ず、さて裸伴の訓註の我字は、濁音にて、之の意なり、此我を淸て、阿加波陀加と心得るは、ひがことぞ、さて大刀の名に伴としも云るは、一千口を一部として、其總ての名なる故なり、川上部の部も同じ、其は川上宮にて作らしゝ故の名なり、裸は、いかなる由の名にか、未思得ず、舊事紀には、赤花之伴とも云り、)○其宮とは、河上宮を指て云と、師の云れたる、信に然り、(書紀に、此命、石上の神寶を主り給ふとあるによるときは、石上神宮を指て云る如く聞ゆめれど、然には非ず、次に定河上部とあるに續きたればなり、此一句、坐河上宮と離れたる文に非ず、)○河上部、凡て古に某部某部と云る屬いと多し、部は群と云ことにて、(牟禮は米と切り、米と閇と通ふ、)登母(伴とも書り)とも云、(各其部の長を登母

加修補と云り、今もかくれなく甚大なる池なり、○日下之高津池、此日下は、和泉國大鳥郡にて、
白檮原宮段（傳十八）に出たり、考合すべし、池は、書紀には、高石池とあれば、此も津字は、師の
誤にもやあらむ（神名帳に、和泉國大鳥郡高石神社あり、持統紀に、河內國大鳥郡高脚海とあ
り、萬葉一に、大伴乃高師能濱乃云々、後の哥なほ多し、今も高石村ありて、池もあるは、古のにや
あらむ）又彼白檮原宮段に、日下之楯津と名けつるを、後に蓼津と云とあれば、高津とも云し
も知がたし、（多祁と多豆と相近し）又書紀に、彼時に至草香津、植盾而爲雄誥焉とあれば、誥
津とも云しか、如何まれ、此日下は津なれば、高津てふ名も、地のさまに由あるなり、かくて其池
は、今もありや知らず、（かの高石村なるにやあらむ、或說に、此池を、河內國河內郡日下村に在
て、今は御所池と云と云るは、誤なり）○鳥取之河上宮、和名抄に、和泉國日根郡鳥取、（止々利）
鄕あり、是地なり、（今も鳥取鄕とて十二村あり）姓氏錄、和泉國（神別）に、鳥取氏あり、此氏
人の居住りしより、地名にも負るなるべし、名の由緣は、下鳥取部の處に云べし、河上は、書紀に
は、菟砥川上宮とありて、宇度川の上なり（此川源は、同郡の內なる、玉田山と云より出て、自然
田村と云あたりにて、井關川と一に合ひ、下にて又金熊寺川と一に合て、其より下にては、大川
と云なり、古は下まで宇渡川とぞ云けむ、さて此あたり凡て、今も鳥取鄕の內なり、和泉志に、菟
砥河上宮、在自然田村と云り、此村も鳥取鄕なり）さて諸陵式に、宇度墓、五十瓊敷入彥命、在和
泉國日根郡、兆域東西三町、南北三町、守戸二烟とあり、（此御墓の式に載れるは、太子に坐しが
故なり、太子は上代には、一柱に限らざりしこと、白檮原宮段にも云り、なほ日代宮段に委云べ

き、(曾婆は佐と切る、理を省く例常なり、若櫻宮段に、曾婆加理と云人名もあり、さて尺字の音と思ふは、シヤクを直音にいへば、サクなるを、クをカと轉し云と心得たるなり、然れども古言の、字音とおのづから似たるも、彼此とあることなり、いさゝかも似たるをば、皆字音とするは偏なり、)さて御身の長の、一丈二寸なるに合せては、御脛の四尺一寸は、長きに過たり、故思ふに、他處よりも、御脛は殊に長く坐けるなるべし、此長さを、如此別に申せるも、其故なるべし、○血沼池、此地の事は、白檮原宮段(傳十八彥五瀨命崩の條)に云り、書紀に、三十五年秋九月、遣五十瓊敷命于河內國、作高石池茅渟池、とあり、此池、和泉志に、珍努池、在日根郡野々村西、廣三百三十畝、相傳印色入彥命所鑿、今曰布池と云り、○狹山池、和名抄に、河內國丹比郡狹山(佐也万)鄉あり、今も(丹南郡にて)廣き邑なり、神名帳に、狹山神社もあり、池は、書紀には、崇神卷に、六十二年秋七月、詔曰云々、今河內狹山埴田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝、以寬民業、冬十月、造依網池、十一月、作苅坂池反折池、一云、天皇居桑間宮、造是三池也とあり、此に狹山池を作れることと有べきに無きは、漏たるか、又此御世(垂仁)卷にも、此池の事は見えず、續紀に、天平四年十二月築河內國丹比郡狹山下池、(此は別池なるべし、)天平寶字六年四月河內國狹山池隄決、以單功八萬三千人修造と見え、神名帳に、同郡狹山堤神社(大月次新嘗)あり、此は此池の堤を守り坐ために祭れる神にやあらむ、(此社今も池の南にあり、)堀川院後百首に、春深き狹山の池のねぬなはの、くるしげもなく蛙鳴なり、河內志に、丹南郡狹山池、在狹山村、錦部郡天野小山田二溪、瀦于此、爲池、周廻一里許云々、永祿中、安見美作守者重修、慶長中、片桐東市正、因

故大帶日子淤斯呂和氣命者。治天下也。御身長一丈二寸。脛長四尺一寸也。御次印色入日子命者。作血沼池。又作狹山池。又作日下之高津池。又坐鳥取之河上宮。令作横刀壹仟口。是奉納石上神宮。即坐其宮。定河上部也。

故大帶日子云々、書紀云、三十年春正月、天皇詔五十瓊敷命大足彥尊、曰汝等各言情願之物也、兄王、諸欲得弓矢、弟王、諸欲得皇位、於是天皇詔之曰、各宜隨情、則弓矢賜五十瓊敷命、仍詔大足彥尊、曰汝必繼朕位、○御身長、長は高と同言にて、高さと云に同じ、(凡て物の長さを、多氣と云は、立たる物に限れる言にて、横に長き物に云は、ひがことなり、) ○一丈二寸は、比登都惠麻理布多伎と訓べし、丈と云は、もと杖を以て、物の長さを度りしより出たる名なり、萬葉十三 (三十四丁) に、杖不足八尺乃嘆とよめるも、一丈に足ぬ八尺と云つゞけなり、(百不足八十などつゞくるに同じ、) 和名抄に、杖都惠とあり、(都延と書は非なり、) 寸は刻の意なり、萬葉に、たまきはるを、玉刻春とも書て、伎に刻字を借れるにても知べし、さて此に云る丈尺は、令の御制の尺よりは、短かりけむと、師は云れき、然もあらむか、今詳には知がたし、○御脛、和名抄に、說文云、胻脛也、釋名云、脛莖也、言似物莖也、和名波岐とあり、膝より下を云なり、○四尺一寸は、余佐加比登伎と訓べし、尺は、師說に、十量の約りたる名なり、尺字の音とするは非ずと云れ

訓べし、(師は都伎と訓て、石衝地名なるべしと云れつれど、いかゞ)御名義、石は稱名なるべし、衝は未思得ず、此天皇の御妹に、千々都久倭比賣命と申すあり、其都久と同意なるべし、さて上宮記(書紀釋に引)に、伊久牟尼利比古大王生兒、伊波都久和希(此繼躰天皇の御母、振媛命の六世の御祖なり、)とあり、○布多遲能伊理毘賣命、御名義、未思得ず、(布多遲地名などにや、)書紀仲哀卷に、「兩道入姫命とあり、書紀曰、「三十四年春三月、天皇幸山背、時、左右奏言之、此國有佳人、曰綺戸邊、姿形美麗、山背大國不避之女也、天皇於茲執矛祈之曰、必遇其美人、道路見瑞、比至行宮、大龜出河中、天皇擧矛刺龜、忽爲白石、謂左右曰、因此物而推之、必有驗乎、仍喚綺戸邊、納于後宮、生磐衝別命とありて、石衝毘賣命は無し、(此二柱の御名、初に天皇の、御母を得賜はむとせし時の瑞に、龜を刺たまへるに、忽白石に化ぬとあるに就ては、石を衝と云意ならむかと思ふ人もあらむか、然には非ず、さて此御母の父の名、不避とあるはいかゞ、或説に、古事記に淵とあれば、避字は、淵の誤にて、此も布知なるべしと云る、然ることなりかし、又此綺戸邊と、苅幡戸邊とを、文字を異て、異なる名の如く書し、又かの苅幡戸邊をば、此大國之不避が女には非る如く、別に記されたるなど皆いかゞ、此記の傳へぞ明らけく聞えたる、)然ども仲哀卷に、母皇后曰兩道入姫命、活目入彦五十狹茅天皇之女也とあれば此記ぞ正しかりける、○男王十三、此中初八柱は、皆命と記し、後五柱は、皆王と記せるは、如何なる差にか、(御母の尊卑き差かと思へど、然にも非じか、伊許婆夜別命は、上には命とありて、次には王とあり、)此後の御世御世の皇子たちの例、定まれることなし、

妃薊瓊入媛、生池速別命稚淺津姬命とあり、〇大筒木垂根王は、伊邪河宮段に出、（傳廿二）〇迦具夜比賣命、名義、かゞやく意か、然らば稱名なり、竹取物語のかぐや姬も、容顏をほめて着たる名なり、さて上に、大筒木垂根王、讃岐垂根王、此二王之女、五柱坐也とある、此比賣も、其中の一柱なるべし、〇袁邪辨王、御名義、未思得ず、若くは邪字は、那の誤か、（此は互に誤れる例これかれあり、）應神天皇の御妃にも、袁那辨郎女といふあり、書紀には、此皇子無し、〇山代大國之淵、和名抄に、山城國宇治郡大國鄕あり、此地なるべし、淵は人名なり、〇苅羽田刀辨、伊邪河宮段（傳二十二）に、同名ありて、其處に云るが如し、（苅羽田は、地名なれば、其本鄕の名以て呼る故に、同名なるなり、）〇落別王、書紀に、祖別命、（祖は大父なり、）姓氏錄に、於知別命、舊事紀十に、意知別命と書り、御名義、意は大、知は例の稱名なり、知和氣の例は、書紀に、景行天皇の御子に、國乳別皇子と申すあり、〇五十日帶日子王、五十日は、嚴の意なるべし、〇伊登志別王、伊の義、未思得ず、登志は速なるべし、書紀には、膽武別命とある、武と速とは、同意におつればなり、舊事紀には五十建石別命とあり、（延佳本には、速石と作れど、書紀と合せて思ふに、建字なるべし、さて師は、書紀の膽武をも、此記に依て、伊登志と訓れつれど、武を登志と訓る例なければ、彼は伊多祁なり、）書紀に、娶山背苅幡戸邊、生三男、第一曰祖別命、第二曰五十日足彥命、第三曰膽武別命、〇弟苅羽田刀辨は、上なる苅羽田刀辨の弟なり、〇石衝別王、次石衝毘賣命、上五字、諸本に皆脫たるを、延佳本に、補て、以下有二柱字補之、且後有石衝別王、則脫之無疑と云る、信に然ることなり、故今も此に從ひつ、（十六王また男王十三とあるも、此王無くては、數合はず、）衝は、都久と

生、公、山邊公などを、此命の御子孫とせり、此事、下（石无別の下）に論ふべし、○伊賀帶日子命
伊賀の義詳ならず、書紀には、妃淳葉田瓊入媛、生鐸石別命與膽香足姫命、とあり、（日子と姫と
傳の異なるなり、）かくて此記にも書紀にも、次下に又五十日帶日子王と申すも坐り（伊賀
と五十日とは、たゞ加の清濁のみの異なり、これ書紀にては、姫と彥となれば、膽香五十日同じ
ことかと思はるれど、文字を異て書れたるは、いさゝか意の異なるにや、）○阿邪美能伊理毘
賣命、（舊印本又一本に、美の下に今一美字あるは、衍なり、今は無き本どもに依れり、）名義、未
思得ず、丹波の地名にや、書紀には、薊瓊入媛とあり、（薊は借字なるべし、和名抄に、薊和名阿佐
美、）さて此名も、上にも下にも御兄弟を擧たる中に見えず、なほ下に論ふべし、○伊許婆夜和
氣命、婆字、諸本に波と作れど、今は眞福寺本に依れり、下には、諸本並婆とあればなり、名義、未思
得ず、書紀には、池速別命、（或書に、此命は、下野國室、八嶋に居住すと云り、室、八嶋と云は、池にて、
中に小嶋八ありて、其池火氣ありて、常に烟の立けるとなり、今は池の形のみありて、水もかれ、
烟もたゝずと云り、六帖の哥にも、下野や室の八嶋に立烟云々、若此說の如くならば、池と云御
名は、彼池に依れるにや知らず、此記一本に、許字を計と作れども、計字は、記中に假字に用ひた
る例なく、許を其字に誤れることは多ければ、計は決く寫誤なり、若は祁字にてはあらむかと
思へど、陸奧の神名などにも、伊去とあれば論なし、）續紀姓氏錄三代實錄などには、息速別命
とあり、（息字は、伊許布と云訓を取れるなるべし、伊伎にはあらじ、）神名帳に、陸奧國牡鹿郡
に、伊去波夜和氣命神社あり、○阿邪美都比賣命、御母の名に依れる御名なるべし、書紀には、次

坐つらむを、廿五年に、天照大御神を託奉れるは、御年いまだ七八歳以下なるべければ、年紀合ざる如くなり、此によりて思へば、御母狹穗姫と云る方、正しきに似たり、然れども凡て書紀の年紀、ゑひて據がたきこと多ければ、拾遺はたゞ異なる一の傳としてあるべきなり、書紀の年紀の、ひたぶるには據かたきゆゑは、景行天皇は、其御世の六十年に崩坐て、百六歳とあれば、垂仁天皇の五十四年に生坐るにあたれるに、其御妹の倭姫命の、廿五年に世に坐しは、いかにぞや、又十五年に召上し氷羽州比賣命は、五十四年には、七十歳にも餘り賜ふべきに、御子生賜はむこといかゞ、凡て如此相違へる事いと多き物をや、又倭姫命世記と云物には、崇神天皇の五十八年の處に、此比賣命の御事を云り、其は僞書なれば、論ふに足らず、又神代卷口決に、大倭姫命者、垂仁天皇女子、一曰箱中有小虫、而化爲人と云ひ、又或書に、開化天皇手箱中有物、如小虫蠶、見之則人貌也、帝怪令養之、已而美女也、所謂倭姫命是也と云り、みな信られぬことなり、又口決に、及雄略天皇御宇、五百歳、給仕大神宮と云るも、彼世記の妄説に依れるひがことなり、）○若木入日子命、木は城の意なり、書紀に、皇后日葉酢媛命、生三男二女、第一曰五十瓊敷入彦命、第二曰大足彦尊、第三曰大中姫命、第四曰倭姫命、第五曰稚城瓊入彦命、○沼羽田之入毘賣命、名義未思得ず、沼羽田は、丹波の地名などにもやあらむ、書紀には、渟葉田瓊入媛とあり、さて上に丹波道主王の御子等を擧たる處にも、下に此御兄弟を擧たる處にも、此名は見えず、此事は、下に委く論ふべし、○沼帶別命、沼の義、上（傳廿三沼名木之入日賣命の條下）に云るが如し、書紀には、鐸石別命とあり、（奴多羅斯と奴傳斯とは、同語の轉と聞ゆ、）さて姓氏錄に、和氣朝臣、稻城、壬

宇斯王、伊邪河宮段（傳廿二）に出、さて此には、諸本並能字なきを、延佳上文に依て補たり師も其を用ひられ、今も其に依れり、（此御名、上に二所見えたる、皆能字あり、下にも二所見えたる、其一は、此字無く、一はあり、其無き所も、延佳本には補たり、凡て宇斯の上は、必之と云例なれば、此も必能字あるべきなり、）○氷羽州比賣命上（傳廿二）に出、○印色之入日子命、印色は、書紀に依るに、伊爾志紀なり、御名義、印は、印惠（崇神天皇の大御名）の印と同じく、色は、磯城なるべし、入の意は、上（傳廿二）に云るが如し、（三代實錄四に、薩摩國に、伊爾色神と云見ゆ、）○大帶日子淤斯呂和氣命、御名、義、帶は、字は借字にて、足、淤斯呂は、押知なるべし、（書紀に、忍代と作れたり、さて此押は、おしなべて、押照などの押にて、大凡と通へり、知は、所知看意なり、）和氣の事は、日代宮段（傳廿六）に云べし、（文德實錄八に伯耆國大帶孫神と云見えたり、）○大中津日子命、御名義、殊なることなし、書紀應神卷に、中子、繼躰卷欽明卷に仲、舒明卷に仲子、萬葉十四に、等能乃奈可知（殿之仲子なり、續紀廿四廿六には、女の名に中千と云あり、仲智とも書たり、又中昔の物語書には、第二にあたる女子を、中君と云り、）などあり、さて此皇子、書紀には、大中姬命とありて、皇女なり、此事下に考へあり、倭建命の御孫に、同名あり、○倭比賣命、世人此御名の比賣の比を、濁て誦は非なり、此記にて清音なること明らけし、）御名、義、殊なることなし、此天皇の御妹に、千々都久倭姬命（御弟に倭日子命）と申すも坐り、さて此比賣命、古語拾遺には、天皇第二皇女、母皇后狹穗姬とあり、異なる傳なり、（書紀に御母氷羽州比賣命を、丹波國より召上しは十五年と云年の事にて、此比賣命は、其第四の御子なれば、十八九年以後に生

別王。伊登志三字以音　又娶其大國之淵之女。弟苅羽田刀辨。生御子。石衝別王。次石衝毘賣命。亦召布多遲能伊理毘賣命。二柱　凡此天皇之御子等。十六王。男王十三。女王三。

此天皇、後の漢様の御謚、垂仁天皇と申す、〇師木は、上（傳廿三のはじめ）に出〇玉垣宮、凡て玉垣とは、垣を稱云名なり、朝倉宮段の哥に、美母呂爾、都久夜多麻加岐、書紀、神武巻に、玉牆内國などあり、さて此は、其を宮の號にせられたるなり、書紀には、二年冬十月、更都於纏向、是謂珠城宮とあり、（纏向の事は、日代宮段に委云べし、師木と云は、廣き名にて、纏向も、其内の地名なり、さて師は、書紀に、珠城宮とあるに依て、此紀の玉垣をも、多麻紀と訓べし、紀は、即加岐の畧なり、と云れつれど、若紀ならむには、木或は城と書べきに、垣と書るは、此記の傳は加伎なり、）さて此宮は、帝王編年記に、大和國城上郡今纏向河北、里西田中也と云り（纏向川、穴師川とも云、巻向山より出て、穴師村を經て、西に流れたり、）大和志に、在穴師村西と云り、まことに此あたりなるべし、（穴師も古き地にて、式に、穴師坐兵主神社、萬葉七に、巻向之病足之川、十二に、纏向之痛足乃山などあり、）〇沙本毘古命、佐波遲比賣命、共に伊邪河宮段（傳廿二）に出、〇品牟都和氣命、下には本牟智和氣御子とあり、御名の事、彼處に云べし、書紀に、二年春二月辛未朔己卯、立狹穗姫為皇后、后生譽津別命、生而天皇愛之、常在左右、及壯而不言、〇旦波比古多々須美知能

古事記傳二十四之卷

本居宣長謹撰

玉垣宮上卷

伊久米伊理毘古伊佐知命。坐師木玉垣宮。治天下也。此天皇。娶沙本毘古命之妹。佐波遲比賣命。生御子。品牟都和氣命。一柱 又娶旦波比古多多須美知能宇斯王之女。冰羽州比賣命。生御子。印色之入日子命。印色二字以音 次大帶日子淤斯呂和氣命。自淤至氣五字以音 次大中津日子命。次倭比賣命。次若木入日子命。五柱 又娶其冰羽州比賣命之弟。沼羽田之入毘賣命。生御子。沼帶別命。次伊賀帶日子命。二柱 又娶其沼羽田之入日賣命之弟。阿邪美能伊理毘賣命。此女王名以音 生御子。伊許婆夜和氣命。次阿邪美都比賣命。二柱此二王名以音 又娶大筒木垂根王之女。迦具夜比賣命。生御子。袁邪辨王。一柱 又娶山代大國之淵之女。苅羽田刀辨。此二字以音 生御子。落別王。次五十日帶日子王。次伊登志

いまだ此ノあたりは、委くも得尋ねざれば詳には云がたし、なほよく考へて、定むべきなり〕

古事記傳二十三之巻終

の云く、三輪より丹波市に至る間に、柳本村と云處の、七八町東の山ぎはに、岩屋二ありて、各深さ五六丈ある、奥に石槨あり、毎年の十二月晦日の夜は、おのづからに其上に燈ともり、又其外にもあやしき事どもありて、おそろしき窟なりと云り、此若は崇神景行の二の御陵には非るか、又荒木田久老云、柳本村より東の山ぎはに、塚山二あり、其一は、すこし坂を上る所に在て、廻りに池あり、側に小き塚も一二あり、今此山を、爾佐牟邪山と云なるは、御陵山を訛れるにや、今一は、其山の東の上方にありて、此も同じ狀にて、廻りに池もあり、山の上には、碁石を敷覆へり、此二、疑もなく御陵と見えたり、崇神景行共に、山邊道上とある、一は道下を誤れるにて、此上下なる二の冢山ぞ、此二御世の御陵なるべきと云り、此に、一は道下の誤にて、此上下なると云るはいかゞ、道上の上は、上下の上には非ず、道の邊と云ことなり、故二御世のを共に、道上とは云るなり、但此記に、崇神の御は、勾之岡上、景行の御は、たゞ道上とのみあれば、崇神の御は、高き處にある方なるべし、かくて大和志に云ると、彼國人の云ると、此久老が云るとは、皆一ならむか、別なるか、詳ならず、國人の云ると、久老が云るとは、地は一と聞ゆるを、其形狀の同じからざるは、疑はし、さて澁谷村と柳本村とは、近隣にて、共に山邊郡の境にいと近き地なれば、二の御陵信に此あたりにてはあるべし、古の大道は、此あたり、今の道より東によりてありしなるべし、さて又歴代の御陵の、今時の圖とて書るを見るに、何れの御とも、詳ならざる御陵どもある中に澁谷村に連きたる地にある一ありて、上山塚と云とあり、此はた大和志に云ると一か、別なるか、大方此あたり、塚山多くありと聞ゆれば、今たしかに其とは定めがたきことなるべし、己

和國山邊郡云々、無守戸、令山邊道勾岡上陵戸兼守とあり、道上陵とあるは、書紀に依て記されたる名なり、然るに此には、此記の如く、勾岡上陵とあるは、延喜のころも、如此も申せしなり、道上とのみにては、景行天皇の御陵と、まがひつべし、）又景行天皇の御陵も、山邊道上とあり、（此は、此記も書紀も式も同じ、）相近き地なるべし、山邊は、和名抄に、大和國山邊、（夜萬乃倍）郡とありて、神名式に、山邊御縣坐神社もあり、さて此郡は、城上郡の北に隣べり、後撰集に、初瀬へ詣づとて、山邊と云わたりにて、伊勢草枕旅となりなば山の邊に白雲ならぬ我や宿らむ、更科日記（初瀬にまうづる道の所に、東大寺云々、石上云々の次に）に、其夜山邊と云處の寺に宿りてなど見えて、中昔まで、山邊と云地のありて、もと其地名より、郡名にもなれるなり、さて其山邊と云は、山邊郡の南方より、城上郡へかけて、廣き地名にて、此二の御陵（崇神景行）のあるあたりは、城上郡に屬る地なるなり、（かの山邊郡にある衾田墓を、此御陵戸に兼守らしむとあるにて、此御陵の、山邊郡の境に近きこと知られたり、）されば此御陵の山邊も、隣の郡名の山邊と、本は一なりけり、さて道勾之岡は、道は、長谷の方より、山城國の方へ往來ふ大道にて、（此筋、今世にも大道なり、）勾之岡と云は、其大道の曲る處に在故の名なるべし、（たゞ山邊勾之岡とは云ずして、道のとしも云るは、此御陵、大道の近き邊なりし故なるべし、書紀に、道上とあるも、是故なり、さて勾と名負る地は、大和國内に、此彼見えたれども、此は一別にて、たゞ此岡の名なり、）さて御陵は、大和志に、在澁谷村南、陵畔有家四と云り、（前皇廟陵記に、或曰、今東山乎、俗云宇和奈利山、亦云玉身墓と云るは、いづこばかりにあるにか、おぼつかなし、又大和國人

の所爲ならむには、必書紀の年紀に依てこそ記すべきに、彼紀と同じからざるは、必他古書に據ありてのことゝ見えたればなり、(支干年月などは、上代のは、必しも書紀の如きのみには非ずて、そのかみ古書ども、各異なることあるべければ、此と彼とは、正しくは合まじきことわりなり、さて此注、若後世人ならば、たとひ世にさる古書どもの遺てはありとも、書紀をさしおきて其には據まじきことなり、) さて最末に至ては、書紀と合るは、近御代にて詳なれば、何の書も異ならざりしが故なるべし、(又此御世より先の段には、かゝる注なきは、其據れる書に、開化天皇までは、崩の年月を記さゞりし故なるべし、此はた後世人ならば、必書紀に依て、神武天皇より以來、漏さず皆注すべきなり、) 故思ふに、若くは安麻呂朝臣の、一書に據て、自書加へられたる物にもあらむか、(本文に書連けずして、細注にせるは、阿禮が誦る詞に非ず、別に私に加へられたる物なる故なり、) たとひ彼朝臣には非ずとも、必古き世の人のしわざにてはあるべし、(世人は、書紀に合ざるを以て、此を取らざるめるを、己は、彼紀と合ざるか、返りて心にくゝ思はるゝかし、) 然れども今これを取ざる故は、稗田老翁が誦傳へたる、勅語の舊辭には非じと見ゆればなり、さて戊寅年は、書紀にては、此御世の五十五年なれば、十三年の差あり、此も一書の年紀なるべし、(必書紀に泥むべきには非ず、) 月は合へり、○山邊道勾之岡上、書紀に、明年秋八月甲辰朔甲寅、葬于山邊道上陵と見え、又垂仁卷には、元年冬十月癸卯朔癸丑葬とあり、(かく忽に月日の違へるはいかにぞや、) 諸陵式に、山邊道上陵、磯城瑞籬宮御宇崇神天皇、在大和國城上郡、兆域東西二町、南北二町、守戸一烟とあり、(又衾田墓、手白香皇女、在大

然らば此記も、輕之池酒折池なるが、上の池字の脱たるか、又書紀の反字、坂の誤か、又一本には、及とあるに依ときは、折池なれば、此記も、酒字、池の誤ならむか、はた書紀に酒字の脱たるか、左右に互にまぎらはしくて、定め難ければ、姑本の隨に訓つ、さて玉垣宮段、及應神紀、（十一年）萬葉三の歌に、輕池見え、又同卷十二卷などに、獵路池とよめるも、輕路の池なりと、師は云れし、此輕池を、酒折池と云しにやあらむ、別にやあらむ、詳ならず、（攝津國住吉郡に、遠里小野村と云ありて、今現に乎理乎能と呼へば、萬葉七又十六に、住吉之遠里小野之とある、今本の訓は誤にて、袁理乃袁怒乃と、六言によむべきなり、さて此なる若折池ならば、彼地にある池か、こはせめてこゝろみに云のみなり、）

天皇。御歲壹佰陸拾捌歲。御陵在山邊道勾之岡上也。

御歲壹佰陸拾捌歲、書紀には六十八年冬十二月戊申朔壬子崩、時年百二十歲とあり、（是に依れば、大御父天皇の九年に生坐るなり、然るに其二十八年正月、立爲皇太子、年十九とあるは、一年差へり、其年は二十歲にあたれり、若又かの十九とあるに依るときは、崩年百十九歲なり、）或書には、百廿七と云り、○舊印本眞福寺本又一本などに、此次に、戊申年十二月崩、と云七字の細註あり、今は延佳本又一本に無きに依れり、抑如此くなる細注、此より次々の御世の段にも往往あり、下卷なる御世々々には、無きは少し、さて此はみな後に書加へたる物ぞとは、一わたり誰も思ふことなれども、猶熟思ふに、是も甚古き事とぞ思はるゝ、其故は、何れも其支干年月、皆書紀に記せると異なり、たゞ下卷の最末に至りてのは、書紀と合へり、若いたく後世の人

むが如し、書紀云、是以天神地祇共和享、而風雨順時百穀用成、家給人足、天下大平矣、故稱謂御肇國天皇也、

又是之御世。作依網池。亦作輕之酒折池也。

依網池、此地の事は、伊邪河宮段、（傳二十二） 依網之阿毘古の下に委く云り、池は、書紀にも、六十二年冬十月、造依網池とあり、推古卷に、十五年冬、河内國作依網池とあれば、河内國丹比郡の依羅鄕にあるなり、此記高津宮段に、作依網池とあるも同じ、（今丹北郡池内村と云にある池なり、然るを或說には、此御世に作られたるは、推古紀なるとは別にして、今も攝津國住吉郡庭井村の邊にある池これなりと云り、其池の事、傳廿二、かの依網の處に、竟宴集、注を引たる、考合すべし、然れども其池、古への依網池なるべきこと、古書に證も見えず、河内國なるは、此彼と證あれば、まがひなし、此御世に作とありて、又高津宮段にも、推古紀にも作とあるは、元よりあるが、淺せ崩れなどせしを、後に又更に修理直されたらむをも作とは云つべければ、妨なし、）明宮段の大御歌に、美豆多麻流、余佐美能、伊氣能、韋具比宇知とあるも、此池なり、（此は書紀には、大雀命の御歌として、河俣江をよみ合せ賜へり、其は河内國若江郡なれば、此池も同國にて由あり、）さて此上なる作字は、無き本もあり、其もあしくは非ず、（下に作とあれば、讀ときには、依網池亦輕之酒折池を作とよめばなり、）○輕之酒折池、輕は、境岡宮段に出、（傳廿一） 酒折池は、此より外に物に見えず、名の例は、倭建命段に、酒折宮あり、さて此は、書紀には、（依網池を作られたる同年の） 十一月、作苅坂池反折池とあり、苅坂は輕坂にて、反折は佐加袁理と訓べきか、若

足はしたる物なり、(又推古紀に、稱其名謂上宮廐戸豐聰耳太子、天武紀に、諡曰大三輪眞上田迎君、などある訓は、贊稱るを多登閉と云るなり、然云るゆゑは、凡て物をほむるには、祝詞などにも、多く物に譬へて、如横山打積置互など云、出雲國造神賀詞などにも、種々の物にたとへて、天皇を賛申し、又常に常磐爾堅磐爾と云も磐の如くにと譬云るなり、されば稱賛ることを、やがて多登布と云るなるべし、此に依て思へば、かの稱辭を多々閉許登と訓るは、多登閉許登を訛れるにやあらむ、此稱辭の訓の外には、贊ることを、多々閉と云る例見えざればなり、然れども又稱を多登閉と云ことも、右の書紀の訓の外には見えざれば、今は舊のまゝに多々閉と訓るなり、)○所知初國は、波都久邇斯羅志斯と訓り、此稱辭は、後の御世に至て申せし言なるべし、其御世と云、又大御名をも申せるなど、當御世に申せる物とは聞えざればなり、故所知を(斯羅須とは訓ずて、)斯羅志斯と訓べきなり、(下の斯は、過去し事を云辭なり、斯羅須といへば、今の事なり、)書紀神武卷に、故古語稱之曰於畝傍之橿原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙榑風於高天之原、而始馭天下之天皇と見え、孝德卷にも、自始治國皇祖之時云々と見えたり、さて此は師の、神武天皇を如此稱申して、更に又此にも、如此申せる故は、是より先には、いまだ服はざりし遙の國々まで、初て皇化のゆきたらはして、天下悉く太平ぬる御世なればなり、と云れしが如し、さて初てふ言は、所知に係べきを、國に係たるは如何と云に、まづ國とは、所知看す限の地を云名にて、(此事既に上卷に出)食國とも云り、然るに天下悉くは、此御世に至てぞ、初めて現しく食國となれる意にて、其食國を指て、初國とは云るなり、初て食國となれる國と云

こそあれ、女は貢ることとなければども、女の手して造れる物を、女の調とは云るか、神功紀に、新羅
王が毎年貢男女之調と白せるも、然聞ゆればなり、（此は新羅王の貢る調にて、彼國の女の貢
るには非ればなり。）されど又男のみ貢るは、後の御制にて、（凡て孝德御世、又令などの制は、
多く漢國の唐の制に依られたる物なり。）上代には、女も貢りしにもやあらむ、決ては云がた
し、さて上代の語は、凡て如此ることにも、文をなして、弓端之手末之など語り傳へたるは、いと
もめでたく雅たる物なりかし、さて初令貢とは、初めて其制を立たまへるを云なるべし、き
はやかに定まれることこそあらざらめ、身のほど〴〵に、御調貢ることは、既く是より先の御
代々々にも、必あるべき事なればなり、書紀に、十三年春三月、詔云々、宜當此時、更校人民、令知長
幼之次第、及課役之先後焉、秋九月、始校人民、更科調役、此謂男之弭調、女之手末調也、（此詔詞
は、例の撰者のかざりに作りて加へられたるものにして、さらに上代の意言に非ず、然れども、
更校と云、更科と云るは、まことに然ぞありけむ、初科るには非るよしなり。）とある此に、始
をば、校人民に係て云るぞ、委曲なるさまなるべき○稱は多々閇と訓、（書紀には、ホ。メ。マ。ヲ。ス。
と訓り、神武卷なるも同じ。）書紀神代卷に、稱辭と見え、式の諸の祝詞に、稱辭竟奉と云ること
甚多し、皆多々閇許登と訓り、大神宮儀式帳に、天津告刀乃太告刀乃、厚廣事遠多々倍申とあり
言の意は、水の滿たるを、多々閇多理と云と同くして、言を、至し極め滿足はして、稱賛る意にや
あらむ、稱辭竟奉と云竟も、其意なればなり、祈年祭詞に、四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲
能靄極、白雲能墜坐向伏限、青海原者、棹柁不干、舟艫能至留極、などある類、みな言を至極め、

の年廿一より六十までなるを云、次丁は、六十一より六十五までなると、殘疾者とを云、中男は、十七より二十までなるを云、さて右の種々物を、一人別に皆輸には非ず、或は絹或は布、何にまれ其土地より出る物を、一色づゝ輸なり、雜物副物も然なり、さて諸國の調の色目は、主計式に委見えたり、又諸國貢獻物は、右の調の外にあり、さて諸國各其國內の調を、收集めて、國司郡司これを部領して、京に上り、大藏省に納む、其使を貢調使と云なり、なほ調の事、賦役令民部式主計式などに委見えたり、考へ見べし、）さて此に弓端之調と云は、弓以て射獲たる獸の肉、又其皮などの類を貢るを云り、上代には、常に獸肉を食し、又其皮を衣褥などにせしことも多かりし故に其を主として、如此は云るなり、（彼仁德紀の、佐伯部が兎餓野の鹿を苞苴に獻りし事など思合すべし、又古語拾遺に、此男弭之調、女手末の調の事を記して、今神祇之祭、用熊皮鹿皮角布等、此緣也と云り、然るに令式のころに至ては、凡て獸を用ひられしことや、稀なりと見えて、調の雜物の中にも、然る物は見えず、副物の中に、猪脂三合、腦一合五勺、鹿角一頭、鳥羽一隻、また諸國貢獻物の中に、皮革羽毛など見えたるのみなり、主計式には、大鹿皮一張、小鹿皮二張、鹿猪脯、雉腊、鹿猪鮨、猪膏、鹿角、緋革など見えたり、）但男の調、上代にも、弓を以て獲る物のみには限らざりけめども、女の手末と云に對へて、かく云るは、言の文なり、手末之調は、女の手して造れる物にて、絹布などの類を貢るを云り、（姓氏錄に、調首、百濟國努理使主之後也云々、弘計天皇御世、蠶織獻絹絁之樣、仍賜調首姓、）凡て手してすることを、手末と云、雄略紀に、手末才伎とあるも、手さきにて造る物を造る工匠を云り、さて右の孝德紀及令に依れば、調を貢るは、男のみ

賜ふ御調なりけり、）十八（廿丁）に、天乃日嗣等之良志久流、伎美能御代々々、之伎麻世流四方國爾波、山河乎比呂美安都美等、多豆麻豆流御調寶波、可蘇倍衣受都久之毛可禰都、又（三十二丁）須賣呂伎能之伎麻須久爾能安米能之多四方能美知爾波、宇麻乃都米伊都久須伎波美、布奈乃倍能伊波都流麻泥爾、伊爾之敝欲伊麻乃乎都頭爾、萬調麻都流都可佐等、都久里多流曾能奈里波比乎、（こは稻穀を、萬の調の司と云り、司とは、第一なるを云、さて此を以て見れば、田租も美都岐物の内なり、）六（十五丁）に、御食都國日之御調等淡路乃野島之海子乃、海底奥津伊久利二、鰒珠左盤爾潜出、船並而仕奉之、貴見禮者、廿（二十五丁）に、伎已之米須四方乃久爾欲里、多豆麻都流美都奇能船者云々、金葉集賀に、調物運ぶ丁を計ふれば、二萬の鄕人數そひにけりなどあり、さて上代の調の御制は、如何ありけむ、細なる事は知がたし、孝德紀に、大化二年春正月甲子朔、宣改新之詔曰云々、其四曰、罷舊賦役、而行田之調、凡絹絁絲綿、並隨鄕土所出、田一町、絹一丈、絁二丈、布四丈、（絲綿絇屯、諸處不見、）別取戶別之調、一戶貲布一丈二尺、凡調副物、鹽贄亦隨鄕土所出云々、（右文を略て引り、本書を考ぶべし、）秋八月庚申朔癸酉、詔曰、凡調賦者、可收男身調、（此は正月に定められたる、田之四戶別の調を改めて、男身調に定められたるなるべし、）さて賦役令に、凡調、絹絁絲綿布、並隨鄕土所出、正丁一人、絹絁、八尺五寸、六丁成疋、絲八兩、綿一斤、布二丈六尺、並二丁成絇屯端、若輸雜物者云々、（雜物の色目は、此には略けり、本書を見べし、）次丁二人、中男四人、並准正丁一人、其調副物、正丁一人云々、（副物の色目も、此には略けり、）京及畿內、皆正丁一人、調布一丈三尺、次丁二人、中男四人、各同一正丁、（正丁とは、男

りし故に、端字を書るなるべし、且手末に對へては、由受惠と云むよりも、言をかへて、由波受と云ぞ、今少し言の文も勝れる、〕○女は、袁美那と訓、○手末は、上卷（傳十四の大國主神國避の段下）に出、手佐伎と云むが如し、○調は、美都岐と訓、遠飛鳥宮段には、御調と書り、書紀に、調又賦などみな、美都岐又美都岐母能と訓、（苞苴をも然訓り、敏達紀に、調物ともあり、）朝貢また脩貢職などを、美都岐多弖麻都流と訓り、さて美都岐と云名義は、美は御、都岐は、都具を躰言になしたるにて、御供給なり、（給は相足也、とも、供也とも、備也とも注せり、此字常にはタマフと訓て、上より下に賜ふことゝのみ心得めれども、然のみには非ず、）されば俗言に、人に物を看給と云都具と同言にて、都具は續くる意なれば、御調と云は、公に用ひ賜ふ諸の物を、下より供給奉る意の名なり、（美を省て、都岐とのみも云ること、次に引萬葉十八の哥にも、萬調とよみ、書紀の訓にも見え、拾遺集に、調絹を、月の衣に云かけてよめる哥もあり、）さて朝廷に貢る物は、諸物みな美都岐にて、田租も美都岐の内なれども、（次に引萬葉十八の哥にて知べし、）常には田租の外に貢る種々物を、美都岐とは云り、此も然なり、（さて字に、調庸賦貢などありて、其別まぎらはし、其大形をいはゞ、調は次に委く云が如し、庸は、役に赴者の、赴ざれば、其日數にかなへて、代に物を輸るを云、令の御制に、一日の代、布二尺六寸づゝなり、庸布と云物は是なり、賦は、かゝる類の事を凡て云名なり、別に一あるには非ず、貢は、賦と同意ながら、其物を獻る事に多く云り、）萬葉一（十九丁）に、山神乃奉御調等、春部者花挿頭持云々、（こは山の花黄葉を、山神の、天皇に奉る御調と云なせるなり、云もてゆけば、天下にあらゆる物は、信に皆神の貢

今こそゆかめ、ものゝふの乎等古乎美奈の、花にほひ見に、(此哥は、一三四二五と句を次第て見べし、乎等古乎美奈能花と云にはあらず、)などもよめり、○弓端は、由波受と訓べし、和名抄に、釋名云、弓末曰レ彇、和名由美波數とあり、(弓某と云類、多くは美を省きて、由某と云例なり、故レ古く由波受と云り、)書紀神代巻に、弓彇、神武巻に、皇弓弭などあり、(弭字も、弓末の名なり、)波受は、弓末の端に在て、角又骨などを以て造れる物なり、萬葉十六(卅丁)の哥に、(鹿の言とて、)吾爪者御弓之弓波受とよめるは、鹿の爪などを以ても造りしなるべし、又一(八丁)に、梓弓之奈利弭乃音爲奈利、(今本は、弭上の利字を、加に誤れり、)二(三十四丁)に、取持流弓波受乃騷云々、聞之恐久などあるは、射るに音高く鳴るがありしこと、聞ゆ、(こは古の弭は、おしなべて然ありしか、又いたくは鳴ざるも有しか、其は詳ならず、今の弓も、鳴りはすれども、さしも音高くは非ず、)箭にも筈と云處あり、さて此は、たゞ弓とのみ云てあるべきを、弓端と云るは、言の文なり、(弓端と云るは、たゞ言の文にて、實は弓なるを以て、又思へば、由受惠と訓べきか、其故は、弭は弓末に然云物ありて、其一處の狹き名なれば、唯弓のことに、其狹き名を云むことはいかゞなるを、末とは、末の方を廣く云言なれば、弓のことに然云むも似つかはしかるべし、弓に末と云は常にて、末の枕詞にも、梓弓と云り、如此も思ひつれど、なほよく思ふに、波受は一處の名ながらも、由波受と云て、おのづから弓末のことにもなれるなれば、末と云むと同じことなり、又端字も、末よりは弭の方に由あり、末ならば、やがて末字を書べきに、然らざるは、波受なる故か、弭字などは、や・遠き字にて、そのかみはいまだ波受にあまねくは用ひざ

を云稱なり、此事傳十八の始めに委云り、考合すべし、）倭建命段に、所遣之政とあるも是なり、さて政を和平と云は、何とかや穩ならぬ如く聞ゆれども、若櫻宮段にも、令奏天皇政既平訖參上侍之（此は天皇の命を奉りて、墨江中王を殺せる事を、政と云るなり、）と見え、書紀舒明卷にも、平水表政とあり、古語には如此さまにも云しなるべし、これらは其政を行ひたるを、和平とは云るなり、（師は政字を、訖の誤として、所遣之國を和平訖而と訓れき、さてはこともなく穩なり、上文にも、如此平訖參上と見え、上卷にも、平訖葦原中國之白、などあればなり、然れども右の若櫻宮段に、政既平と云る例あれば、なほ政字誤にはあらず、）書紀云、詔群臣曰、今反者悉伏誅、畿內無事、唯海外荒俗、騷動未止、其四道將軍等、急發之云々、將軍等共發路、十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍、以平戎夷之狀奏焉、（此に海外とあるはいかゞ、四道みな海外には非ず、又四道將軍みな、夏四月同日に復命せるもいかゞ、漢文の潤色によりてか、かゝることもあるなるべし、）

爾天下太平。人民富榮。於是初令貢男弓端之調。女手末之調。故稱其御世。謂所知初國之御眞木天皇也。

太平は、多比良岐と訓べし、書紀景行卷仁德卷などにも、然訓り、垂仁卷に、人民富足、天下太平也とあり、○男は、袁等古と訓べし、記中袁等古には、壯夫と書て、少壯なるを云、男字は、たゞ袁と云にあたれども、又老少をいはずなべても、袁等古袁美那と云ることあり、萬葉廿に、秋野爾波

此命の、陸奥まで徃し、證なり、○徃遇とは、建沼河別命は、東方十二國を、次第に言向下り賜ひ、大毘古命は、越の國々を言向つゝ、下り賜ひて、陸奥にて、二方より一に行會賜へるを云、會津は今も、東海道より下る道と、北陸道より下る道と、行會ふ地なり、(今世東海道より下る道は、常陸國より陸奥に入り、赤館白河などを經て、會津に至る、又北陸道より下るは、越後國より二道ありて、會津に至る、一は新發田よりゆく、これ大道なり、今一は長岡よりゆくなり、抑古と今とは、道路も彼此變りたるべけれども右の道々、大抵はいたく變れることもあるまじきなり、さて又會津へは、上野國よりも、下野國よりも行道あれども、建沼河別命の下り賜ひしは、其等にはあらじ、)上に自東方とある自は、其道の末にて、如此行遇賜へる事を云むとする處なる故なり、(北方より下りし人と、東方より下りし人と、行遇るなり、若相津を餘國としては、かの自と云る言にも叶はず、よく味ふべし、)さてかゝる遙の國にて、行遇たらむは、他人の相識れるどちにてあらむだに、あはれは深かるべきに、況て父子の行遇給へらむ、互の情は、又いとこよなかるべし、故其深き情を顯さむがために、上に言更に其父としも云るなるべし、(然らずは此は、其父とは云はずてあるべき處ぞかし、さて此の相津、陸奥の會津なりと云こと、世々の物知人の、今まで心つかざりしは、いかにぞや、此記に其名の由縁まで、かく詳に見えたるを、彼地人も今に知らずてやあるらむ、)○和平所遺之國政而は、麻氣都流久邇能麻都理基登許等牟氣弖と訓べし、政とは、此は歸化ふ者を懷け、不服者をば討て其國を平治むる事を云、其も皇朝に仕奉る事の一なればなり、(凡て麻都理基登とは、臣下の天皇の詔を奉りて、仕奉る事

云むがごとし、)○自東方、於と云べきを、自と云る所以は、次に云、○所遣は、麻氣斯と訓べし、麻氣は、令罷の切まりたる言にて、(加良世を切むれば、氣となる、令垂を切て志殿と云に同じ、)遣しと同意なり、(任字の訓につきて、傳九須賀宮の段下に云ることをも考合すべし、)萬葉十七(廿丁)に、安麻射加流、比奈乎佐米爾等、大王能、麻氣乃末爾末爾、出而許之、又(二十二丁)大王能、麻氣能麻々爾々、大夫之、情布里於許之、安思比奇能、山坂古延底、安麻射加流、比奈爾久太理豆、又(二十六丁)於保吉民能、麻氣乃麻々爾々、之奈射加流、故之乎遠佐米爾、伊泥底許之、などあるを以知べし、○與其父大毘古、上に既に大毘古命者とあれば、此はたゞ與自東方所遣建沼河別とあるべきに、又如此云るは、此は建沼河別の方を主としたる文なればなり、○相津は、和名抄に、陸奥國會津、(阿比豆)郡とある是なり、(會津耶麻大沼河沼を總て、會津四郡と云ならへり、和名抄に、大沼河沼は見えず、桃生郡の次にある大沼は別か、白河郡の處に、國分爲高野郡、今分爲大沼河沼二郡とある、今分より下は、會津郡の處にありつるが、錯ひたるか、國分と今分と、重なれることもいかゞなればなり、)萬葉十四(十五丁)に、阿比豆禰能云々、(禰は峯なり、)古今六帖に、心にもあらでわたりの會津川、憂名を水に流しつるかな、後撰集別に、君をのみ信夫の里へ往ものを、會津の山の遙けきやなぞ、(此の相津を、延佳が、近江の大津とせるは、アフとオホとを混へたる、いみしき非なり、又師は、近江の粟津を、ハとヒと通音にて、相津と云るならむと云れしかど、是もわろし、又玉垣宮段に、尾張之相津とあるも、又別なり、)さて姓氏錄(難波忌寸條)に、大彥命、磯城瑞籬宮御宇天皇御世、遣治蝦夷之時云々とある、是

婆の事より上にあるべきなれども、其追窮たる地の事を先云て、其中間の事をば、立返りて次に云るは、事を記す一の體なり、○覆奏、復を覆とも作ること、上(傳十七綿津見宮の段下)に云り、此は大毘古命日子國夫玖命の事なり、書紀云、其軍衆脅退、則追破於河北、而、斬首過半屍骨多溢、故號其處曰羽振苑、亦卒怖走、屎漏于褌、乃脱甲而逃之、知不得免、叩頭曰我君、故時人號其脱甲處曰伽和羅、褌屎處曰屎褌、今謂樟葉訛也、又號叩頭之處曰我君、(伽和羅てふ地名の事、此記には、輕嶋宮段に見えて、其由縁異なり、さて褌屎とある處は、文字脱たるべし、和君は、神名帳に、山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社とある地なり、此社は、今大平尾小平尾兩村の間に、涌杜と云ありて、其杜中に、涌出宮と申す社是なり、和伎を涌にとりなしたるなり、さて書紀の我君は、本にアギミと訓を付たるに依て、此和伎なることを、古來知れる人なし、古語に昧きが故なり、)

故大毘古命者。隨先命而。罷行高志國。爾自東方所遣。建沼河別。與其父大毘古共。往遇于相津。故其地謂相津也。是以各和平所遣之國政而。覆奏。

隨先命は、先に大毘古命者、遣高志道、其子建沼河別命、遣東方十二道而云々とありし、其詔命の如くなり、さて此は、大毘古命者と、此命にのみ係て云るが如くなれども、おのづから建沼河別命にも係りて聞ゆるなり、(隨先命而大毘古命者、高志國に、建沼河別命者、東方國に罷行と

と同じ、上卷八俣遠呂智段に、切散其蛇者、とある散をも、波布理と訓べし、此切散を、書紀には寸斷とあるを以て、波布流てふ言の意知べし、又白檮原宮段に、兄宇迦斯が事を、控出斬散、故其地謂宇陀之血原也とあるは、下の連きの文さへ、此と同じさまなれば、散を波布理と訓べきことも、波布流は散す義なることも、いよゝ明らけし、（萬葉十三に、劔刀磨之心乎、天雲爾念散之、此散之をもハフラシと訓べし、今本の訓は誤なり、さて又流離ることを、波布流と云も、鎭居る者の、散亂るゝ意にて、本同意なり、水の溢も同じ、あふるとはふると、通はし云ること多し、又俗言に、物を棄るを、ほをると云も、はふるを音便に然云にて、本同言同意なり、）さて此は、波布流とあるべきに、理とあるは、言落居ず、故必下に辭を添ずては讀がたし、凡て假字に辭を附添て讀ことは、快からねども、日代宮段に、如何泥疑之、（子ギシと訓ても、シを添ざることを得ず、下の之字は、此記には假字に用ひたる例なければ、たゞ附たる字にて、斯てふ辭には當らず、）白檮原宮段に、遠延などあるも、必辭を附添ずては讀がたし、故今も斯てふ辭を讀附て、下の故に連け訓つ、さて此事は、上の遮其逃軍云々と、一連の如くにも聞ゆれど、然には非ず、彼とは異處にてありし事にて、又別に一なり、○波希理曾能は、和名抄に、山城國相樂郡祝園、（波布曾乃）鄕あり、是なり、（理を省きて呼るは、中昔よりのことなるべし、祝字を書るにて、本ははふりそのなること明し、さて今祝園村東西南北中と五村あり、）神名帳に、祝園神社もあり、（中古よりこなたの哥によめる、柞山柞杜は、祝園とは別なるか同きか、よく考べし、）さて右の鵜河の事と、此祝園の事とは、泉河の渡より、久須婆までの中間にてありし事どもなれば、久須

も楠葉渡と云なり、（河の向ひは、攝津國なり、）此處、山城國綴喜郡の堺に近くして、淀川は、泉河の末なれば、河に傍て、綴喜郡を經て、逃るを追來て、此渡に到て、追窮めたるなるべし、○被迫窘而は、勢米良延多斯那美弖と訓べし、良延は良禮の古言なり、（上に既に云り、）多斯那牟は、（窘は、字書に、窮迫也とも、困也とも、急也とも注せり、）窮く困むを云、○屎、上卷（傳五）に出、痛く辛苦み困む時は、身出ることある物とぞ、○褌も、上卷（傳六御身滌の段下）に出たり、○今者謂久須婆、此六字、諸本皆細書るを、今改めて本文とす、其由は上の伊豆美の下と同じ、○遮、此は後より追ふ官軍士の中に、異道より前途へ廻りて、迎遮れるも有しなるべし、○如鵜浮於河は、宇能碁登と訓、加波爾宇伎多理伎と訓べし、前途を塞限られて、將爲方なきまゝに、河中に逃入て、水に浮漂ふ狀の、鵜の如くなりしと云るなり、鵜、上卷（傳十四）に出、斬者は、斬か、れば云むが如し、既に皆斬終たる上を云には非ず、（眞福寺本に、斬の上に前字あるは、若は爲字などの誤にて、爲斬者か、さて此を、舊印本にも延佳本にも、鵜の河に浮が如しと訓るは、非ず、浮於河は譬にはあらざれば、如しと云べきに非ず、譬はたゞ鵜のみなれば、如鵜なり、もし浮於河をも鵜のうへとし、譬とするときは、此下に今一浮流とか、浮漂とか云ことあらでは、語足はず、よく〱味ふべし、）○鵜河、かく云地名、物に見えず、今も聞えず、猶考ふべし、（號其河とあるによりて、泉河の一名と心得るは違へり、其同川の流にはあれども、此は別に一處にて云る名なり、木津渡より楠葉渡までの間にあるべし、）書紀には、此事は見えず、○斬波布理、波布流は屠

にて、左方右方と云ことなりけり、）然れば何にまれ、彼と此と、兩方にあることに附て云言にて、輕き字なり、（定まりて廂と云物あるを云には非ず、そも／＼此字は、玉篇に、東西序也と注し、史記索隱に、正寢之東西室、皆號曰廂とあれば、此義を取て、左右と雙びあるをば、何にても左廂右廂と云るなり、然るを此記なるは、又轉りて、たゞ彼と此と對ひたる、ことに云るものなり、）○忌矢は、伊波比夜と訓べし、此は彼方此方の軍、間近く相對て、戰はむとする初に、互に先一矢を射交す式なり、其は物の初なれば、殊に重みして、齋愼み、神にも祈禱て發す故に、忌矢とは云なり、（後世にも、矢合せと云儀のあるは、此式の遺れるなり、）○可彈は、波那弖と訓べし、朝倉宮段にも、各告名而彈矢とあり、○乞云は、（下より回りて）許布麻々邇と訓べし、（麻々邇と云に當る字は無けれども、然訓て語の勢よろし、）○彈矢者は、波那弖流夜波と訓べし（また夜波那弖婆と訓むもあしからじ、）○射は、師の、伊阿弖々と訓れたる宜し、書紀云、埴安彥望之、問彥國葺曰、何由矣、汝興師來耶、對曰、汝逆天無道、欲傾王室、故、擧義兵、欲討汝逆、是天皇之命也、於是各爭先射、武埴安彥先射彥國葺、不得中、後彥國葺射埴安彥、中胸而殺焉、○其軍は、建波邇安王の軍なり、○散は、師の、阿良氣奴と訓れたる宜し、書紀神代卷に、散去を然訓り、○久須婆之度（婆字、諸本に波と作り、今は眞福寺本に依れり、次にも下卷にも、婆と作ればなり、）は、和名抄に、河內國交野郡葛葉、（久須波）鄉あり、是なり、（今も楠葉村ありて、須を濁、波を淸て呼なり、和名抄にも、葛字を書るは、中古より然呼しにや、）書紀繼躰卷に、樟葉宮、

其地謂楯津、於今者云日下之蓼津也、玉垣宮段に、故號其地謂懸木、今云相樂、また故號其地謂墮國、今云弟國也、訶志比宮段に、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也などある、皆大字本文にて、註に書る例は無ければなり、さて伊豆美は、和名抄に、山城國相樂郡水泉（以豆美）鄕これなり、續紀卅一には、出水鄕とあり、萬葉四（四十五丁）に、川津鳴泉之里爾、十一（二十七丁）宮木引泉之追馬喚犬二などあり、河は、（即木津川なり、）雜式に、凡山城國泉河樺井渡瀨者、官率東大寺工等、毎年九月上旬、造假橋と見え、萬葉一（二十二丁）に、泉乃河爾持越流、眞木乃都麻手乎、九（十一丁）に、妹門入出見河乃、十三（七丁）に、眞木積泉河乃速瀨、十七（十丁）に、楯並而伊豆美乃河波乃又（廿丁）青丹余之奈良夜麻須疑底、泉川伎欲吉可波良爾馬駐、古今集旅に、京出て今日みかの原泉川、新古今集戀に、甕原涌て流る丶泉河、此外哥いと多し、書紀云、更避那羅山、而進到輪韓河、與埴安彥挾河屯之、各相挑焉、故時人改號其河、曰挑河、今謂泉河訛也、○此廂人は、曾那多能比登と訓べし、明宮段にも、伏隱河邊之兵、彼廂此廂一時共興とあり、（此も加那多許那多と訓てよろし）廂は、軍防令に、左右廂とありて、義解に、左右廂、猶左右方也と云り、（此處の義解の說、誤ありげに聞ゆれども、猶左右方とあるは、然ることなるべし、）唐六典に、凡在牧之馬、皆印、印左膊以小官字、右髀以年辰、尾側以監名、皆依左右廂、とある、此は其上文に、凡馬有左右監、以別其麁良、云々、細馬之監稱左、麁馬之監稱右、云々、以土地為其監名、とあるを以見れば、左右廂とは、左右監を云るにて、以監名、云々は、たとへば左某監、右某監と印すを云、皆依左右廂とは、何れも其左右をしるせと云ことなり、然れば此も廂は、たゞ監の左右を云るまで

に春日和珥臣ともあるは、上代には、此あたりまで春日の地なりしなり、）坂は、書紀神武卷にも見え、（丸邇池、高津宮段に見ゆ、）明宮段の大御哥に、和邇佐とあるは、此坂なり、（佐は坂のことなり、佐加は、坂所の意なり、さて彼赤坂比古と云も、若くは此坂によれる神名にもやあらむ、）さて師木京（此御世の京なり、）より、山城へ行には、此坂を越る道次なり、○居忌瓮此事は、黑田宮段に見えて、其處（傳廿一）に云り、さて此件、書紀にはまづ、未幾時武埴安彦與其妻吾田媛謀反逆、興軍忽至、各分道、而夫從山背、婦從大坂共入、欲襲帝京時、天皇遣五十狹芹彦命、擊吾田媛之軍即遮於大坂、皆大破之、殺吾田媛、悉斬其軍卒とありて、次に復遣大彦與和珥臣遠祖彦國葺、向山背、擊埴安彦、爰以忌瓮鎭坐於和珥武鐰坂上、則卒精兵進、登那羅山而軍之時官軍屯聚、而蹢跙草木、因以號其山曰那羅山とあり、○和訶羅河は、泉川の舊名なり、其由次に見ゆ、○待遮、凡て待云々と云ること、古語に多し、（上に既に云り）遮は、佐閇岐流と訓、佐閇は障なり、伎流は限にて、塞隔つるを云、（霧なども、其意の名なり、）○各中挾河而對立相挑は、中挾を、那迦爾淤伎弖と訓、對立を牟伎多知弖と訓べし、上卷黃泉段に、千引石引塞其黃泉比良坂、其石置中、各對立而云々、又御誓段に、各中置天安河而、宇氣布時、などあるに依れり、（置と書るは古言、挾と書るは漢文なり、）なほ彼處々（傳六夜見國の段下、同七御宇氣比段下）に云ることと考合すべし、さて各は、相挑と云へ係れり、互になり、挑は、彼を誘ひ動かす意にて、其より爭ふ意にも轉れり、此は互に誘動かして、戰はむといさみ進むを云なり、○今謂伊豆美也、此六字、諸本皆細書るを、今改めて本文とせり、其故は、如此言る例どもを考るに、白檮原宮段に、故號

父之弟弟乎地とあれど、此はやゝ後の稱なるべし、）此は大毘古命を指て詔ふなり、書紀安閑卷に、其天皇の、大伴金村大連を指て、大伴伯父と詔ひ、（此伯父を、オ。キ。ナ。ド。モ。と訓るはわろし、）舒明卷に、山背大兄王の、蘇我蝦夷大臣を、叔父とのたまへる語見えたり、此ら御伯叔父には非ず、たゞ父の齡の列なる人を、崇め親みて云稱と聞ゆ、今俗言にも、常に云ことなり、此は殊に實の大御伯父に坐ばさらなり、○宜行は、由加勢と訓べし、由氣を延たる古語なり、建波邇安王を討に行けなり、さて此處、書紀には、大彦命乃還而具以狀奏、於是天皇姑倭迹々日百襲姫命、聰明叡智、能識未然、乃知其歌怪、言于天皇、是武埴安彦將謀反之表者也、吾聞武埴安彦之妻吾田媛、密來之、取倭香山土、裹領巾頭、而祈曰、倭國之物實、則反之、是以知有事焉、非早圖、必後之、於是更留諸將軍而議之とあり、（諸將軍とは、上に見えたる四道に遣す將軍たちを云）○丸邇臣は、伊邪河宮段に出（傳廿二）○日子國夫玖命、名義國平にやあらむ。（牟と夫とは通ふ例多し、さて此氏に、彦國姥津命など、彦國と云名のこれかれあるは、始祖天帶彦國押人命の御名に因れるにや、）此人、姓氏錄に、（吉田連の條）天帶彦國押人命、四世孫、彦國葺命とも、又（眞野臣和邇部粟田朝臣などの條）天足彦國押人命三世孫、彦國葺命とも見えたり、（四世三世いづれか正しからむ）伊邪河宮段にいでたる、日子國意祁都命（傳廿二）の子か、もしは孫なるべし、書紀垂仁卷、五人の大夫のうちにも、和珥臣遠祖彦國葺と見え、國造本紀にも、和邇臣祖彦訓服命と見えたり、○副は、大毘古命に副てなり、○丸邇坂、神名帳に、大和國添上郡、和邇坐赤坂比古神社、又和邇下神社あり、（和爾村今もあり、那良の南方なり、雄略紀

て、安麻呂朝臣は、阿と聽取れるまゝに、何心もなく、我と書れたるにもあるべくや、凡て此記は、阿禮が誦を聞るまゝに記せる書なれば、さることもあるまじきに非ず、其はともまれかくまれ、かならず汝にてあるべきことなり、）庶兄は、麻々勢と訓べきこと、白檮原宮段（傳廿當藝志美々命段下）に云るが如し、さて境原宮段に擧たる、皇子たちの次第は、大毘古命は初、建波邇安王は終にあれども、其は御母の例に依れる物なれば、實は此に詔へる如く、建波邇安王ぞ、御兄なりけむ、○建波邇安王、境原宮段には、建波邇夜須毘古命とあり、○邪心は、佉多那佉心と訓べし、既に上卷（傳七御宇氣比の段下）に出たり、若櫻宮段に、僕者無穢邪心とあり、續紀廿六に、此奴等毛、如是久逆穢心乎發天在計利止方、既明仁知奴、また逆心乎以天朝廷乎動傾止之天、廿九に、岐多奈久惡奴止母、卅に、惡久穢心乎以天など見えたり、凡て朝廷に忠なる心を、淸心とも、明心ともいひ、不忠るを、穢心と云、其人を穢奴と云なり、○表は、斯流志と訓べし、書紀にも然訓り、徵表などもあり、萬葉十九に、乎等女等之後能表跡、さて天皇の如此詔ふを按ふに、大毘古命の申給ふ事、大御心に所思し合せたることのありけるなるべし、其は彼建波邇安王の、もとよりの爲人をも、豫て所知食し、又是時既にあやしき所行などありて、疑はしくおもほせるをりからにやありけむ、書紀には此事、百襲姬命の申賜へるに依て、所知看たる趣なり、何れにてもありなむ、○伯父は、袁遲と訓、小父の義なり、和名抄に、伯父、和名乎知とあり、（父の兄を伯父、父の弟を叔父、父の姉を伯母、父の妹を叔母など、分て云は、漢國のことなり、皇國にては、父の兄弟をば、同じく袁遲、父の姉妹をば、同じく袁婆と云り、字鏡に、阿伯、父之兄、江乎地、阿叔、

更は、請と云までに係れり、（たゞ還と云にのみ係る言にはあらず）一たび辭申し、て、上道しつるが、又更に謁見申す意にて云る言なり、○請は麻袁須と訓、かの幣良坂にて、少女の詠ひし歌の趣おほろげならず、大事にて、聞棄しがたかりし故に、更に謁見て、其ありつる狀を奏すなり、○答詔、答とは、常には人の物を問につきて言を云へども、此なども、必しも然らず、たゞ大毘古命の、事を奏すに就て、詔ふを云るなり、○爲字（此者の下に在り）は、淤母布爾と訓べし、例は上卷に、爲生成國土奈何、また爲穢汚而奉進、高津宮段に、爲人民富などあり、（此は漢文の格を以て云ときは、起邪心之表と云所より返て、云々之表爲耳と訓て、かなへども、其意にて、置るには非じ、又延佳は、起邪心より返て、タメと訓たれども、そは殊にわろし）○在は、那流と訓べし、（那流は、即爾阿流の切まりたる辭なり）○我之庶兄、我之は、汝之を誤れるものと見ゆれば、那賀と訓べし、其故は、建波邇安王は、孝元天皇の御子にして、大毘古命の兄弟にこそあれ、崇神天皇の御兄弟にはあらず、崇神天皇には、異母御叔父なればなり、（故此をば師も疑ひて、御庶伯父なるを、庶兄と書ることは、由あるか知らず、姑くアラメヲチと訓てあるべしと云れき、然れども伯父を兄と云べき謂れもなく、又庶伯父とあらむを、庶兄と寫し誤るべきにも非ず、且伯父甥の間よりも、兄弟の間は、近く親きものなれば、其兄弟なる大毘古命に對て詔はむには必汝之庶兄とこそ詔ふべきことなれ、親しき兄弟をさしおきて、や、疎き御甥の、我之伯父とは詔ふまじきことにこそ、然るに今諸本共に、我とあるは、汝字を後に寫し誤れるか、又那と阿とは、殊に近き音にて、通はし云る例もあるほどなれば、阿禮が口に誦し聲より錯ひ

は往なり）は、由玖幣母美延受と訓べし、（由玖幣は行方と云ことなり、然るを行末の省と心得て、由玖衞と書は、違へり、）○忽失、此少女、神にぞ坐けむ、書紀云、於是大彦命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌、忽不見矣、

故大毘古命。更還參上。請於天皇時。天皇答詔之。此者爲。在山代國我之庶兄。建波邇安王。起邪心之表耳。波邇二字以音伯父興軍。宜行。即副丸邇臣之祖。日子國夫玖命而。遣時。即於丸邇坂居忌瓮而。罷往。於是到山代之和訶羅河時。其建波邇安王。興軍。待遮。各中挾河而。對立相挑。故號其地。謂伊杼美。今謂伊豆美也。爾日子國夫玖命。乞云其廂人先忌矢可彈。爾其建波爾安王雖射。不得中。於是國夫玖命彈矢者。即射建波邇安王而。死。故其軍悉破而。逃散。爾追迫其逃軍。到久須婆之度時。皆被迫窘而。屎出。懸於褌。故號其地。謂屎褌今者謂久須婆。又遮其逃軍以斬者。如鵜浮於河。故號其河。謂鵜河也。亦斬波布理其軍士故。號其地。謂波布理曾能。自波下五字以音如此平訖。參上覆奏。

上時、有少女歌之曰、(一云、大彥命、到山背平坂時、道側有童女歌之曰、) 瀰磨紀、異利寐胡播椰、飫廼餓塢烏、志齊務苫、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望 (農殊末句は、竊まくなり、比賣那素寐は、契冲が、媛遊なりと云る、さもあるべし、能阿は那と切まればなり、然れども此を、吾田媛か香山に來つる事として、一首の總てを、吾田媛を誡むる詞と云るは、いみしき非なり、吾田媛を誡むる詞を、大彥命に告て、何にかはせむ、此記の歌に、美麻紀伊理毘古波夜と結めたるにて其誤殊にいちじるし、媛遊とは、天皇の、美女を集へて、宴などし給ふを云るなるべし、) 一云、於朋耆妬庸利、于介伽卑氏、許呂佐務苫、須羅句塢志羅珥、比賣那素寐須望、(こは右の歌の志齊務苫以下三句の異か、はた飫廼餓烏塢以下四句か、全く一首には非ず、さて何れも總ての歌の意は、此記のと全同じことなり、契冲が說の如くにては、此初の二句など、殊に穩ならずこそ、) ○思怪、一本には、思字を異と作り其も聞えたり、○返馬は、駐とあるべきを、返とあるは、彼少女は、歌を詠ひすてゝ、大毘古命の來坐し、方へ、往ちがひて過ぬる故に、其方へ引返し賜ふなるべし、○何言は、繼躰紀の歌に、柯羅屨儞嗚、以柯儞輔居等所、梅豆羅古枳駄樓、(韓國を、如何言ことぞ、目頰子來而有なり、) とあるに依て訓べし、(此歌なるは、如何なる事ぞと云意にて、いさゝか異なれども、詞は如何言ことゝなれば、此も同じ) ○爲詠歌耳は、宇多袁許曾宇多比都禮と訓べし、(許曾と云辭に、耳字の意あること、首卷に云るが如し、) たゞ勿言とのみ答ては止ずして、如此しも云るは、凡て歌は、直に云常の言の比に非ず、意をこめて、物を人に喩すわざにしあれば、常の言の比に、おほよそに勿聽賜ひそ、心とゞめ賜へとの答なるべし、○即不見其所如而(如

是は皇宮の殿の戸口によりて、出入人目を伺ひて、見つけられじと、彼方へ此方へ避違ひて、竊に入むと窺ひねらふ狀を云るなり、高津宮段に、口子臣が事を云る處に、參伏前殿戸者違出後戸、參伏後殿戸者違出前戸、とあるに語よく似たり、(書紀に依に、建波邇安王、己は山代より、其妻は大坂より、分れて攻むとするを、後戸より前戸よりと云るにもあらむかと思へど、其まではあらじ、)○宇迦迦波久は、窺はくなり、○斯良爾登は、不知となり、不知を斯良爾と云は、古言にて、萬葉などにも常多し、爾は奴の活轉なるべし、登は、萬葉二に、鴨山之磐根之卷有吾乎鴨不知等妹之待乍將有、とある等と同じくて、知らぬことゝてと云意なり、書紀には、此登てふ辭なし、(無きも大かたの意は同じ、)さて書紀には、此次に、比賣那素寐殊望と云句あるを、此には然る言もなくて、結めたるは、足はぬ如聞ゆめれど、然らず、其由は次に云、○美麻紀伊理毘古波夜、如此結めたるに、云々する者のあるをも所知看さぬことゝて、何の御心もなくて坐ますことよと、深く危ぶみ歎き奉る意、おのづからこもりて聞ゆるなり、(何心もなくて坐ますことよと云意を、言外にこめたるところ、彼比賣那素寐殊望と云るにあたれるを、此は其事を指て云ざるに、深き意のこもれるなり、かゝる歌は、いくたびも誦あげみれば、裏にこもれる意も、おのづから心にうかぶ物ぞ、)○一首の總ての意は、己命の大御命を、ひそかに殺奉むとて、大殿を左に右に窺ひ奉る者のあるを、所知看さぬことゝて、御眞木入日子命はよ、何の御心もなくて坐ますことよと、危ぶみ歎きて、よそながら驚かし喩し奉れるさまにて、大御名を二たび三たび打返し申して、結めたるに、限もなく深き歎きの聞ゆるなり、書紀云、大彦命、到於和珥坂

戀にあひて、思ひなやみ侍るを、かくては命も堪まじきを、我命をおほよそに勿おぼしすてそ、とよめるなりと思へりき、然れども庇字、假字に用ひたる例もをさ〳〵見えぬうへに、此哥の前後、みな駒をよめる哥の中なれば、此も必駒なるべし、さては初句の意も、此なるとは同じからじ、稻掛大平が考に、初句の乎は、緒にて、馬を牽繩を云るにて、其を男を戀て、吾方に引よせむとするにとれるなり、二句は、其吾思ひを、おほろかに思ひ賜ふなと云なり、結句の駒に逢も、馬を牽ことにて、君をひきよせむとする、思ひにあふを云なり、上にはたゞ緒と云、下にはたゞ駒と云るを、上下相照して、然聞ゆるなり、此次なる哥の、左乎妣吉の乎も、同意の緒なりと云り、此考ぞ宜しき、)下の袁は辭なり、さて諸本に、此下に式字あり、(一本には式、一本には或と作り、共に式の誤と見ゆ、延佳本に式と作り、)其は助辭のシとして、語は整ひたれども、此字甚心得ねば、(此字假字に用ひたる例なし、殊に入聲字なれば、いかゞなり、試の音もあれども、そは傍音なり、)今は書紀に此辭無きに依て、削去つ、此は句の調も、五言にて宜き處なりかし、○奴須美斯勢牟登は、竊將弑となり、奴須牟とは、何事にまれ、人のゆるさぬ事を、知らるまじく隱して、密に物するを云、(必しも人の物を取ことのみには非ず、さて此を書紀に、農殊末句とあるを、契冲が、農をノと讀て、詔なりと云るは、いたく非なり、古農をノの假字に用ひたることなく、又詔を、ノスマクとはいかでかもいふべき、)殺を斯勢と云るは、上卷(傳十二)沼河日賣の歌に、伊能知波、那志勢多麻比曾とあり、其處に委く云り、○斯理都斗用は、(斗清音なり、濁るべからず、)自後戸なり、○麻幣都斗用は、自前戸なり、○伊由岐多賀比は、伊は發語にて、行違なり、

諸本皆素と作るは、寫誤なり、今は書紀に此句、飫迺餓烏塢とあるに依て改めつ、（師は、素を用ひて、巣なり、上卷に、御巣とあるに同じと云れつれど、わろし、まづ記中に、素字を假字に用ひたる例なし、袁字は、亦裳表などにも誤れる處多ければ、此も袁の誤なること決し、且スとしては、其意解べき由なし、師説の如く栖の義としては、後戸前戸には因あれども、殺むと云に叶はず、若栖ならば、奴須美斯勢牟登と云二句、伊由岐多賀比の下に在らでは、とゝのはず、よく味ひ見べし、）意能賀は、御眞木入日子の己がなり、（作者の己には非ず、）袁は、命と云むが如し、凡て物を續け持て、不絶らしむる物を、袁と云、緒も此意の名なり、命も、生の續きて、絶ざる間を云なれば、是を袁とも云るなるべし、又多麻能袁とも云るも、魂を放らさず、持續くるより云なるべし、年緒長くと云も、年の長く續くことなり、又万葉歌に、多く氣緒に思ふと云るも、（氣は借字にて、）生の緒の意にて、命にかけて思ふと云ことにもあるべし、（十一の四十一葉に、生緒と書るや正字ならむ、又十四に、いきに吾爲るとあるも、生にて、命にすと云ことか、十二に、氣緒爾言氣築之ともあれば、氣緒は、息のことには非じとぞ思ふ、）命は、生の緒なればなり、右の言どもを考合せて、意能賀袁は、己が命と云義なることを曉るべし、（契沖が、己とは、吾田媛なり、袁は夫にて、其夫武埴安彦を云と云るは、いみしきひがことなり、其由は次に云、）萬葉十四に、於能我乎遠、於保爾奈於毛比曾、爾波爾多知、惠麻須我可良爾、古麻爾安布毛能乎、此初句は、異意とは聞ゆれども、語の同じきまゝに引つ、（此哥、己さきに思ひしは、初句は、此なると同意にて、結句の古麻は、師の古庇の誤と云れつるに隨て、一首の意は、君が庭に立て、咲給ひしを見しより、

も書紀にも、共に少女と書き、童女とも書紀に書れたれば、いまだ幼き女なるべし、さて後世に女に裳著とて初て、此を服る儀のあるを思へば、上代にも、童女のほどは、裳は服ざりしことなるに、此少女の服てあるは、尋常のよそひに非る故に、殊に云るにもやあらむ、此物の事、なほよく考ふべし、○服は、祁勢流と訓べし、(伎多流とよまむもひがことには非ず、) 倭建命の御歌に那賀祁勢流、意須比能須蘇爾とありて、著而在と云意の古言なり、なほ彼御歌の下(傳廿八)に云べし、○山代之幣羅坂、古倭より、越國へは、山城近江を經て下りしなり、さて幣良坂と云は、(書紀一傳に、平坂とあり、幣と比とは、殊に近く通音なれば、何れにも云しなるべし、日置を幣伎とも云類なり或人、久世郡に那羅鄕あるに依て、此平坂を、ナラザカと訓るはわろし、) 其道次とは聞えたれども、此より外に物に見えねば、何處ばかりに在にか、詳ならず、此時のさまを思ふに相樂郡の內、倭國の境に近き地にてはあるべし、(なほ其あたりの地理をよく尋ねば、考へ知らるゝこともあるべし、若くは今世に、一之坂と云處ならむか、此は木津川より南にて、倭國の境なり、) ○歌曰は、宇多比祁良久と訓べし、○古波夜、(此三字、延佳本に無きは、書紀と看合せて、さかしらに削しなるべし、諸本にみなあり、) 三言の句なり、此は美麻紀伊理毘古波夜と云、句の調を助け、勢をあらせむために、其詞の末を截取て、先初にかく歌ひ出たる物なり、凡て歌ふ物には、今もかゝる類多し、○美麻紀一句なり、○伊理毘古波夜、此二句は、天皇の大御名にして、波夜は、歎く辭なり、此事倭建命段(傳二十七) 阿豆麻波夜とある處に、委云べし、さて此二句を再重ねて歌へるは、歌ふ物の常なる中に、歎きの深切なるなり、○意能賀袁袁、上の袁字、

けむ、今は眞福寺本延佳本に依れり、○罷往は、麻迦理伊麻須と訓べし、往を伊麻須と云るは、萬葉五（三十一丁）に、唐能遠境爾、都加披佐禮、麻加利伊麻勢、十二（三十八丁）に、山越而、往座君乎者、十五（四丁）に、大船乎、安流美爾伊多之、伊麻須君、又（五丁）多久夫須麻、新羅邊伊麻須、廿（四十四丁）に、安之我良乃、夜敝也麻故要弖、伊麻之奈婆など、なほ多かり、後世に、某處へおはしますと云も同じことなり、○腰裳は、字の隨に許志母と訓べし、（延佳も師も、二字をたゞ母と訓れしかども、若然ならむには、裳一字を書べきに、腰字を添たるは、然にはあらじ、）姓氏錄に、葛木襲津彦命男、腰裙宿禰と云人名もあれば、（裙は、雄略紀欽明紀などにも、母と訓、萬葉にも、裳に此字を書る處あり、）古へ然云服の名ありしなり、さて其は、尋常の裳とは別物か、はた常の裳を、然も云しか、其差は詳ならず、（台記別記に、久安六年正月十日、女御入内、同廿二日、女房衣色目、白衣五領、濃打衣、梅織物表著、蒲萄染織物、唐衣白腰裳、また三月五日臨時祭打出云々、蒲萄染唐衣、欵冬腰裳とあり、此はたよのつねの裳を云るか、別物か、未よく考へず、なほ他の記錄ぶみにも、此名見えたるごとおぼゆれど、今たしかに得思出ず、いかにまれ此は、後世のことなれば、上代に云ると同物とは思はれず凡てかゝる物の類なども、後世の例を以ては、上代の事は云がたけれど、名の同じきによりて、引出つるなり、）上代には、褌をも母と云つるかとおぼしき事あれば、（其由は傳六御身滌の段下に云り、）其に別むために、表に著る裳をば、腰裳とも云りしにやあらむ、但萬葉の哥などに依て思ふに、古へに裳は、女のおしなべて服たりし物なるに、此に此を服たることを、殊に云るは、尋常の裳には非るが故か、又思ふに、此は此記に

あり、常に鷹の鳥を取、猫の鼠を取、鵜の魚を取など云類の取も、もと同意なり、(○注の者字、延佳本には無けれども、諸本皆有り、又他の例もかゝる處はみな、者也とあるなり、) 書紀云く、十年九月、以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受敎者、乃擧兵伐之、既而共授印綬、爲將軍、(これに西道とあるは、吉備國なり、さて吉備津彦命の、其國を言向に罷り給ひし事は、此記には黑田宮段に見えたり、其は時代の傳への異なるには非ず、此命の出たまへる因に、此事をも、其段に擧たるなり、さて又丹波國に遣はし、は、此記には、日子坐王なるに、丹波道主命とあるは、道主命は、即日子坐王の御子なれば、御父子の間、傳の異なるなり、此は書紀の方や正しかるべき、

故大毘古命。罷往於高志國之時。服腰裳少女。立山代之幣羅坂而。歌曰。古波夜。美麻紀。伊理毘古波夜。美麻紀。伊理毘古波夜。意能賀袁袁。奴須美斯勢牟登。斯理都斗用。伊由岐多賀比。麻幣都斗用。伊由岐多賀比。宇迦迦波久。斯良爾登。美麻紀。伊理毘古波夜。於是大毘古命思怪。返馬。問其少女曰。汝所謂之言。何言。爾少女。答曰吾勿言。唯爲詠歌耳。即不見其所如而。忽失。

高志、一本又一本に、但馬と作るは、字形も似ず、さらに由もなきことなるに、如何してかは誤り

輩の渠帥の名なるべし、其にとりて、玖賀耳は、姓とも聞えず、地名かと思へど、丹波に此地名、物に見えず、(周防國にぞ、玖珂郡はある、)かにかくに心得がたし、若くは此は、御笠とは別人にして、二人の名か、然らば之字は、及あるは又を誤れるなるべし、耳之と云ること、何れにしても如何はしければなり、(若姓ならば、部字を耳に誤れるものか地名にても、耳はいかゞなり、又首より名としても、中らに耳之と云る名の例は、いまだ見あたらず、)御笠は、和名抄に、丹後國加佐郡あれば、(天武紀にも、丹波國訶沙郡と見えたり、)此地に因れる名にやあらむ、○令殺は、登良斯米賜伎と訓べし、殺を登流と訓ことは、日代宮段に、倭建命に詔之、西方有熊曾建二人、是不伏无禮人等、故取其人等而遣、また取伊服岐能山之神幸行、(倭建命の御事なり、)穴穗宮段に、人取天皇、(こは目弱王の天皇を弑奉しことなり、)などあるに依れり、これらみな殺を取と云り、又倭建命段に、意禮熊曾建二人、不伏無禮聞看而、取殺意禮詔而遣とあるは、取殺と書たれども、此も例に依て、二字を引合せて登禮と訓べし、(即此詔命、右に引たる所には、取とのみ書るを以て知べし、)玉垣宮段に、擊沙本毘古王之時とある擊をも然訓べし、萬葉六に、千萬乃軍奈利友、言擧不爲、取而可來、男常曾念、(こは藤原宇合卿、西海道節度使に罷らるるをおくれる哥なり、)取而來とは、討平げて歸來るを云なり、捕へて率て來るには非ず、)延喜十四年、渡會神主本系帳に、卷向玉紀宮御宇天皇御世、越國荒振兇賊阿彥在天、不忘皇化、取平仁罷止詔天、標劒賜遣支、即幡上罷行、取平天返事白時、天皇歡給天、大幡主名加給支(式に、加賀國能美郡、幡生神社あり、生字は、主を誤れるなるべし、此は事のついでに云のみなり、)なども

すべし、上に高志道とある道も、此意なり、(此を書紀には、北陸とあるに依て、たゞ後に云北陸道のことぞとのみ心得ては、道と云る義足はず)されば後に東海道東山道など云名を建て、天下を總て、畿外を七道と分定められたるも、まづは漢國の制(唐太宗が時に、彼國內を分て初て十道と定めたり)にならひ、且は上代より云來つる稱にも沿賜へる物なるべし、(抑畿外を都て七道と分ち、又其名どもを定められたるも、何れの御世と云こと詳ならず、按に孝德天智ばかりの御世にもやありけむ、孝德紀二年に、畿內の疆を定められしことは見えたれども、其處にも七道のさだは見えずして、同年の文に、東方八道とあるは、なほ上代の稱格なれば、是時いまだ、都てを分て七道とせる制りは無かりしこと知られたり、然るに彼紀の此御卷にしも、東海北陸などあるは、後に出來たる名を以て、記されたる物にして、當昔の名には非ず、此記に、東方十二道、高志道などあるぞ、古の稱にはありける、又景行紀に、東山道とあるも、同じことなり、凡て孝德紀より前に、かゝる名どもの見えたるは、後のを以て記されたるものぞ、成務紀に、山陽山陰とあるは、何地にまれ、山南山北と云ことにして、山陽道山陰道を云るには非ず、さて七道と云ことは、文武紀に始めて見えたり、○遣字、一本には東字の下にあり、一本には方字の下にあり、みな誤なり、今は延佳本又一本に依れり、)○麻都漏波奴は、白檮原宮段(傳十九)に不伏人とある下に云るが如し、○和平は、許登牟氣夜波須と訓べし、(此言の例も、彼白檮原宮段に引る文どもを見て知るべし、)此は上の高志道をも合せて云るなり、○日子坐王、伊邪河宮段(傳廿二)に出、○旦波、同宮段(傳二十二)に出、○玖賀耳之御笠は、服從はぬ

道公大彦命孫彦屋主田心命之後也などゝも見ゆ、此らは此の道には縁なきことなるべけれど、且く出しつ。)○建沼河別命、此命の事も、境原宮段に出、(傳廿二の巻)○東方十二道、東方は、比牟加志能加多と訓べし、(方を、師の、倍と訓れたれど、かゝる處にては、倍はわろし。)古は凡東南西北、みな加多と云ことを多く添て云る例なり、十二道は、十二國を云なり、國造本紀(上毛野國造條)に、東方十二國とあり、上の高志道も、下文には、高志國とあり、又孝德紀に、前以良家大夫、使治東方八道、既而國司之任、六人奉法、二人違令云々とある、此に國司八人の事を云るにて、八道は八國なることを明らけし、(八國は、此の十二國の内の八國なるべし。)さて十二は、何れの國々を合せたる數にか、今さだかに知がたし、されどこゝろみに云ば、伊勢(伊賀志摩は、此國に屬べし。)尾張參河遠江駿河甲斐伊豆相模武藏總(上總下總なり、安房は、後に上總より分れたり。)常陸陸奧(此國は、後には東海道には入ざれども、下文に、往遇于相津とあれば、此十二國の内なり、又倭建命段にも、東方十二道とありて、蝦夷を言向たまひし事の見えたるをも思ふべし。)なるべきか、倭建命段にも、東方十二道とあり、是上代の定めなりけむかし、さて國を道と云は、朝廷より、其國を治めに、人を遣すに就て云稱なり、先神代に、天尾羽張神の言に、恐之仕奉、然於此道者、僕子建御雷神可遣とあるは、天神の御使に答白し賜へる言にて、此道とは、葦原中國を言向に罷行ことを云り、さて黑田宮段に、針間為道口、以言向和吉備國とあるも、針間を言向る國の初とするを、為道口と云るなり、又丹波道主と申す王の名も、丹波國を治めに遣され賜しに因て、道主とは申せるなり、此等其段々(傳廿一同廿二)を見て、考合

城、瑞籬朝、御世、賜賀茂君姓と云り、（書紀神代巻に、甘茂君等大三輪君等と、甘茂君を先に次で擧られたるは、兄の後なる故にやあらむ、）天武紀に、鴨君蝦夷と云人見えたり、十三年十一月、鴨君賜姓曰朝臣、續紀廿五に、天平寶字八年十一月、復祠高鴨神於大和國葛上郡、高鴨神者、法臣圓興與其弟中衛將監從五位下賀茂朝臣田守等言、昔大泊瀬天皇、獵于葛城山、時、有老夫、毎與天皇相逐爭獵、天皇怒之、流其人於土佐國、先祖所主之神、化成老夫、爰被放逐、於是天皇乃遣田守、迎之令祠本處、（高鴨神は、式に大和國葛上郡、高鴨阿治須岐託彦根命神社四座、とある此なり、）姓氏録（大和國神別）に、賀茂朝臣、大神朝臣同祖、大國主神之後也、大田田禰古命孫、大賀茂都美命、（一名大賀茂足尼、）奉齋賀茂神社也とあり、（此賀茂神社は、右の高鴨神社のみを云か、又式に同郡鴨都波八重事代主命神社もあり、此をも合せて云にもあるべし、此二社の神もみな、大國主命の御子に坐故に、同じく大田々根子命の子孫の、齋奉るなるべし、さて此姓の外に別に姓氏録に、鴨君、賀茂縣主、鴨縣主などあり、混ふべからず、）

又此之御世。大毘古命者。遣高志道。其子建沼河別命者。遣東方十二道而。令和平其麻都漏波奴（自麻下五字以音）人等。又日子坐王者。遣旦波國。令殺玖賀耳之御笠。此人名者也。玖賀二字以音

大毘古命は、境原朝の皇子にて、彼御段に出たまへり、○高志道、高志は越國にて、上巻に出、（傳十一の）道の事は、次に云、（式に、越中國射水郡、道神社、加賀國石川郡、味知神社あり、姓氏録に、

大和國人、大神引田公足人、大神私部公猪養、大神波多公石持等廿人、賜姓大神朝臣、姓氏錄（大和國神別）に、大神朝臣、素佐能雄命六世孫、大國主之後也、初大國主神、娶三嶋溝杭耳之女玉櫛姫、夜未曙去、未曾晝到、於是玉櫛姫、績苧係衣、至明隨苧尋覓、經於茅渟縣陶邑、直指大和國御諸山、還視苧遺、唯有三縈、因之號姓大三縈、（一本に、御諸山の上に、眞德二字あり、元々集に引れたるには、眞穗とあり、德は穗を誤れるなるべし、さて此に此三輪の故事を、三島溝杭耳の女としたるは、混れ誤れること、既に上に辨へたるが如し、且凡ての文も省き過て、ことわり足はぬ處あり、又三島より美和山に到らむに、茅渟縣を經たることも、地理たがへり、又苧の三縈遺れるに因て、姓を大三縈と號とは、心得ぬ文なり、御子を生ることをも云はで、姓と云るは、誰姓とかせむ、）類聚國史十九に、弘仁十二年八月、以大神宇佐二氏、爲八幡大菩薩宮司、（臨時祭式に、凡八幡神宮司、以大神宇佐二氏補之、不得雜補他氏、）三代實錄四に、大神朝臣庸主卒、庸主者、右京人也、自言、大三輪大田々根子之後、庸主本姓神直、成名之後、賜姓大神朝臣、六に、眞神田朝臣全雄、賜姓大神朝臣、大三輪大田々根子命之後也、五十に、大神朝臣良臣、向官披訴云々、など見えたり、さて此姓、たゞ神とも大神とも云て、大てふ言は、初より有無し定まらざりしにや、書紀に出たるも、所々定まれることなし、（天武紀に、同人のことをすら、三輪君子首とも、大三輪眞上田君子人とも見え、續紀二には、此を神麻加牟陀君兒首としるされたり、かくて那良の御世の末のころよりや、姓には必大と云ことには定まりけむ、）○鴨君、鴨は地名にて、大和國葛城上郡の鴨に因れり、さて此氏は、上に引る舊事紀四に、大田々禰古命の孫、大鴨積命、此命、磯

倭國に、皇大宮敷坐りし御代には、此美和大神を、殊に崇奉らして、たゞに大神とのみ申せば、即此神の御事なりしから、(既に崇神紀八年の下に、大神之掌酒とも、令祭大神とも、あるは、美和大神なり、此らの大神をオホミハと訓はひがことなり、大美和を祭らしむと云ては、言足ざればなり。)遂に其文字を、やがて大美和と云に用ることにぞなれりけむ、(かの飛鳥と云字を、やがて明日香に用ると、同じ心ばへなり。)さるまゝに大を省きて云にも、又神字を用ひしなりけり、和名抄に、大和國城上郡の郷名、大神於保無和、(美を無と云るは、中古よりの音便にて、正しからず、又和字を今本に知と作るは、後の寫誤なり、然るを大己貴の貴を思ひよせてオホムチなりと心得るなどは、さらに由なきひがことなり、又中昔の書どもには、多く意富宇和と云り、此も音便なり、凡て美を牟とも宇とも云音便多し、皆正しき古言には非ず、又後世に、意富和とも意富賀とも云は、いよゝ訛りなり、其中に意富賀は、世に意富和と云を聞て、其は神の略の迦を訛りて、和と云ならむと心得て、さかしらに改めて云初めしにもあるべし。)神名式にも、大神と記されたり、さて此氏は、書記、神代卷にも、云々此大三輪之神也、此神之子、即甘茂君等、大三輪君等云々、また此御卷に、所謂大田々根子、今三輪君等之始祖也と見ゆ、さて垂仁卷に、三輪君祖大友主と云見ゆ、舊事紀四に、大田田禰古命の子、大御氣持命、其子大鴨積命、次大友主命、此命磯城瑞籬朝御世、賜大神君姓と云り、天武紀に、五年八月、大三輪眞上田子人君卒、天皇聞之大哀、以壬申年之功、贈内小紫位、仍謚曰大三輪眞上田迎君と見え、同十三年十一月、大三輪君、賜姓曰朝臣、續紀十七に、八幡大神禰宜、大神杜女、主神司大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓、廿九に

きところ、此は其引延行てあるを尋行を云る處なれば、麻にまれ何にまれ、たゞ其縷を云て宜き處なればなり、〇尋行、此たづねゆく人は、即活玉依毘賣なるべし、(姓氏錄に云る趣も然なり、)〇美和山は、萬葉を始め、代々の歌なども甚多く、殊に名高き地なり、出雲國造神賀詞には、大御和乃神奈備とあり、(古今集に、我廬は美和の山本、戀しくはとぶらひ來坐せ杉立る門とある哥は、六帖に美和の御哥としるせり、今思に、こは此の故事に就て、此時に、美和神のよみ賜へるに擬へてよめる哥なるべし、故此神の御哥とは語傳へたりけむ、美和川、朝倉宮段に見え萬葉十に哥あり、)〇留神社とは、彼引延來てある糸の、此御社の内に入て、此處を限にて終れるを云、〇因其麻之云々、彼家に遺れりし麻の量を以て、此地の名に負けむことは、他より思へばいと物遠きが如くなれども、此は其女の家より言初し名なるべし、然るは、かの翌朝閇蘇に卷たる許多の麻の、わづかに唯三勾のみ遺れるを、始めて見たる時の心を以て、三勾遺りし麻を、認行し處と云意にて、美和とは云初しなるべし、〇書紀に、十年云々、是後倭迹迹日百襲姫命爲大物主神之妻、然其神常晝不見而、夜來矣云々の事、(全文は、黑田宮段、傳二十一彼比賣命の下に引て、云べきことゞも、其處に委云り、)此の故事にいとよく似たり、土佐國風土記に、倭迹々媛皇女、爲大三輪大神婦、毎夜有一壯密密來、曉歸、皇女思奇、以綜麻貫針、及壯士之曉去也、以針貫襴、及旦也看之、唯有三輪遺器者、故時人、稱爲三輪村、社名亦然とあるは、二を一に語傳へたるなるべし、又後世の書どもにも似たる故事を記せる、彼此とあり、〇神君、(一本には、大神君とあれども、諸本に大字なし、)神字美和と訓り、抑美和を神と書ゆゑは、古大

語抄云、鑰匙、門乃加岐などあり、迦岐とは、もと物の形の曲りたるを云て、（今世にも然り、鉤之手など云こともあり、）明宮段に以鉤探其沈處などもありて、其形に就て、何物にまれ云しが、門戸の鑰の名にもなれるなり、（漢國にても、形の曲りて、物をかきよする具などを、鉤と云こと多し、）○控通而出は、師の、比伎登富理傳弖と訓れたる宜し、（通をトホ゜シ゜と訓るはわろし、此は通りて在を云るなれば、とほしにてはかなはずなむ、）さて甚少き鉤の穴よりしも出入坐しは、神壯夫に坐が故なり、然ればこそ父母もさらに知ざりけれ、○三勾は、美和と訓べし、下に引る土佐風土記には、此を即三輪と書たり、凡て長き物を曲て、圓に玄たるを和と云、輪も此なり、さて然するを、和賀奴とも和具とも云を、（和具は、和賀奴の切まりたるなるべし、）此は縈なりたる物を指て云なれば、和と云ぞ本の言なる、（和賀泥和牙を躰言になして、三勾を美和賀泥美和牙など訓もさることなれども、其は末なり、）さて上の唯は、此三勾に係て心得べし、○耳、こゝは能美と訓べし、（記中此字を置る所、多くは能美とは訓まじきこと、首巻に論へるが如し、）能美は、物をも事をも、局りて、其より餘の無きを云詞なり、さて遺れる麻の事は、此には要なけれども、次に美和てふ地名の由縁を語むために、先言おくなり、（文のさま、必如此あるべき處なり、今も文章作む人は、かゝることをよく心得おくべきなり、）○爾即は、此は加禮許々爾と訓べし、（故爾また故於是などある處の勢なればなり、）○糸、（延佳本には、絲と作り、同じことなれども、諸本皆絲なり、）和名抄に、絲和名伊度、線訓以度須知とあり、さて上にも下にも、麻とのみ云るに、此には糸としも云ること、心を着べし、上下なるは、其物の實を云べ

麻にや、(和名抄に、綜和名閇と見えて、此字說文に、織縷也と註せり、萬葉一の哥に、綜麻形乃とあるを、或人ヘソガタノと訓るも、捨がたき訓なり、)〇紡麻は、たゞ袁と訓べし、(績麻と云ことも、萬葉などに多く見えて、古言なれば、此も然訓べきが如くなれども、旣に閇蘇と云うへは紡たる麻なることは、固なれば、煩はしく宇美袁と云むはいかゞなり、然るに紡字をしも添て書るは、例の漢文なり、)又閇蘇の下に、之字なきを思へば、之といはで、直に閇蘇袁と訓べきなり、古へ卷子と云たる麻を、然ぞ云ならへりけむ、〇針は、和名抄に、針、和名波利、〇其衣は、通ひ來る壯夫の衣をいふ、〇襴は、靈異記に、取曾とあり、和名抄には、裾、陸詞云、裾、衣下也、和名古呂毛乃須曾、一云岐沼乃之利とありて、襴には、音蘭、俗云如字とありて、和名を擧ず、(天武紀に、襴をスソツキと訓るは、ツキは、續にても着にてもあるべし、此はやゝ後の裝束の衣の下に、横幅を續たるを云、和名抄衣服部に、襴衫、須曾豆介乃古路毛とある是なり、かの音蘭としるせるも此なり、襴衫は、襴の着たる衫と云ことぞ、抑襴また裾など、やゝ後には、けじめありて、各一物なり、上代に須曾と云るは、これらの字には拘るべからず、)倭建命段に、美夜受比賣、其於意須比之襴着月經とありて、其御哥に、意須比能須蘇爾云々とあり、萬葉には、裳の須蘇とも多くあり、(下とも書たり、)今世にも須蘇と云處を云なり、〇如敎而は、袁斯閇志弖登斯弖と訓べし、(斯弖は爲而の意なり、)〇且時は、阿志多と訓べし、又都登米弖とも訓べし、其由は傳十八(熊野之高倉下の條下)に云り、此は彼壯夫の例のごと來て、宿て還去し朝なり、〇鉤は、迦岐と訓べし、和名抄門戶具に、楊氏漢語抄云、鉤匙、戶乃加岐、一云加良加岐、また四聲字苑云、鑰、關具也、楊氏漢

き意なり、彼處々を考合せて、曉るべし、此事既に傳八の始にも云り、されば此は妊身ることの疑もなく著明き意に云る辭なり、(無夫と云に係れるがごと聞ゆめれど、然にはあらず、)○夫は哀と訓べし、上卷須勢理毘賣命の御哥に、那遠岐弖、遠波那志とあり、(汝をおきて、夫は無しなり、)○有麗美壯夫、不知其姓名、こは宇流波志伎壯夫之其名母斯良奴賀と訓べし、(有字は讀べからず、又姓名をば、たゞ那と訓べきなり、此は水垣宮御世よりも前つ方の事にて、いまだ姓と云物あるべくもあらぬ世なればなり、然るを姓名として書るは、漢文ざまによれるなり、師の、これをウヂナと訓れつるはわろし、)名も知らぬと云に、何處の如何なる人とも知らぬ意も具てり、○毎夕到來は、用碁登爾伎弖と訓べし、○赤土は、波邇と訓べし、其由は、上卷に出て、其處(傳十根堅洲國段下)に云り、(師は、曾本爾と訓れつ、其もさることなれども、なほ波爾ぞよき、)○床前は師の登許能倍と訓れたるに依べし、さて赤土を床前に散すは、何せむ料にか、下に其由見えざれども、推度りて思ふに、此赤土に著たらむ足跡を視て、其人の出往し方を知むとの設か、(若然らば、戶の外にこそ設くべけれ、床前にてはいかゞ、)はた衣襴に赤土の着染たらむを識に、其人を認知らむためか、(何れにまれ、次の閇蘇麻にて、其事は足りぬべければ、此赤土は要なきに似たれど、一事にて若認失ひたらむ時の設に、二種の事をば構へたるにやあらむ、)又思ふに、床前の下に、又と云辭の無きは、此赤土も、閇蘇麻の事に屬て、異事には非るか、されど然るにては、如何する構へとも心得がたし、猶熟考ふべき事なりかし、○閇蘇は、和名抄に、楊氏漢語抄云、卷子閇蘇、今按本文未詳、但閭巷所傳、績麻圓卷名也とあり、名義は、綜

たゞ伎都とこそ云べけれ。）○故（一本に欲と作き、書紀釋に引るには、故欲と作る、共に誤なり。）○相感は、阿比米傳旦と訓べし、又加多美爾米傳旦とも訓べし、（かたみには、たがひになり。）○共婚供住之間は、六字を引合せて、須米流本杼爾と訓べし、古へは男の女の許に來通ひて、夫婦の交會するを、住と云りき、（此に共婚供住としも書るは、漢文にてはたゞ住るとのみ書ては、古言の意備らざる故に、其意を顯さむために書る字なり、次文には同事を、たゞ供住とのみ書て、共婚字をば省けるにて知べし、然るを字の隨に訓ては、古言を失ふべし。）萬葉四に、君家爾吾住坂乃家道乎毛とよめるも、通住ことを、墨坂に云かけたるなり、古今集、（戀四）典侍藤原因香朝臣、（女の名なり）の哥の詞書に、右大臣住ずなりにければ云々、又（戀五）業平朝臣、紀有常が女に住けるを、恨むる事ありて、しばしのあひだ、晝に來て、ゆふさりは還りのみしければ云々、拾遺集物名哥に、年を經て君をのみこそ寢住つれ、異腹にやは子をば生べき、（此は婚することを、寢住とよめり、鼠を隱せる詞なり。）此外歌集物語書などに、常多く云ることあり、○未經幾時は、伊久陀母阿羅泥婆と訓べし、萬葉五（九丁）に、摩多麻提乃、多麻提佐斯迦閇、佐禰斯欲能、伊久陀母阿羅禰婆云々、十（二十七丁）に、左泥始而、何太毛不在者、白栲、帶可乞哉、戀毛不過者、などあるに依れり、未幾ばくもあらぬにと云意の古言なり、（凡て奴爾と云べきを、泥婆と云る例、古にはいと多し、此に引たる萬葉十の哥の、不過者なども、不過爾の意なり。）○姙身は、波良美奴と訓べし、下なる懷姙も同じ、○自姙、此自は、上卷に、自吾子也、また自我勝、また天原自闇、また自得照明などある自に同くて、固り云までもあらず、など云むが如

に引るに依れり、迦微袁登古と訓べし、(延佳はアヤシキヲトコと訓、師はクシキヲトコと訓れき、何れにても、義は違はざれども、此記の例、神と書るは、カミと訓べきなり、) 凡人ならぬ壯夫と云ことなり、壯夫は、上卷に、云袁等古と訓注あり、○形姿威儀は、訶本須賀多と訓べし、朝倉宮段に、形姿美麗と見ゆ、須賀多は、たゞ形のみを云に非ず、起居進止などの狀をもかけて云稱にて、威字乃義も具れり、(威は、俗に云物躰のある、氣高きことなり、此に威儀と書るは、其意をも具へたるなり、) 雄畧紀に、容儀形容など見え、皇極紀に、中臣鎌子連、意氣高逸容止難犯などあり、萬葉には、多く光儀と書き、又儀容儀などをも書り、(師は、此の形姿威儀を、カタチヨソヒと訓れつれど、與曾比は、裝束粧の方を云言と聞えたれば、いかゞ、) ○於時は、師の、余邇と訓れつるに依べし、(登伎爾と云は、當時にと云ことを、余爾と云は、世間にと云ことにて、竪横の異あれども、云もてゆけば同意にあたる中に、登伎爾と云むよりは、余爾と云方まさりて聞ゆればなり、) ○無比は、多具比那伎賀と訓べし、○半夜之時は、師の、佐用那加邇と訓れたるよし、(佐は眞の意にて、眞夜中と云ことなり、) ○倏忽到來は、多知麻知伎都と訓べし、倏忽は、白檮原宮段、(傳十八) 又穴穗宮段にも見ゆ、(師は此を、ユクリナクと訓れき、其も然ることなれども、景行紀に、不意之間とある訓はよく叶へれども、倏忽には少シいかゞなり、又到來は、延佳本などに、マウケリと訓り、此は書紀などに、來を祁理と訓て、來有と云ことにて、マウケリは、參來有なれば、言は古言にて、書紀にも如此訓る字多し、然れどもたゞ尋常の所に來たることに、參と云言を添云は、中古の風にこそあれ、上代には云ぬことにて此なども、參と云べきところには非ず

名。毎夕到來。供住之間。自然懷妊。是以其父母。欲知其人。誨其女曰以赤土散床前。以閇蘇（此二字以音）紡麻貫針。刺其衣襴。故敎如而。旦時。見者。所著麻者。自戸之鉤穴控通而出。唯遺麻者。三勾耳。爾即知自鉤穴出之狀而。從糸尋行者。至美和山而。留神社。故知其神子。故知其麻之三勾遺而。名其地謂美和也。（此意富多多泥古命者。神君。鴨君之祖。）

知神子とは、大物主神の御子なりと云ことを知れるを云、白檮原宮段に、神御子とあれば、此も其に傚て、子を美古と訓べし、○其は曾禮と訓べし、其人と指て云古言にて、例多し、上にも出たり、○容姿端正は、訶本與加理伎と訓べし、其由は、白檮原宮段（傳二十）に、勢夜陀多良比賣其容姿麗美とある下に云るが如し、土佐日記にも、されど死し子かほよかりき、源氏物語（處女卷）にも、かほのいとよかりしかばなどあり、端正を、書記には、伎良々々志と訓り、端麗閑麗佳麗姝妙端嚴などをも然訓り、（萬葉九長哥に、其姿之端正爾とある端正をば、ウツクシケサニと訓たれど、惡し、キラキラシキニと訓べきなり、）靈異記にも、端正岐良々々之とあり、されば此も然訓むもあしからねど、（キラキラシと訓ことは、若くは佛像より出たる言には非るか、書記欽明卷に、佛相貌端嚴とあり、）猶始の方まさるべし、さて輕嶋宮段にも、感其姿容之端正、高津宮段にも、名黑比賣、其容姿端正などあり、○神壯夫、諸本に神字なし、今は延佳本及書紀釋

り、上に引る龍田祭詞にも、天社國社止、忘事無久遣事無久、稱辭竟奉とありつ、又續紀十の詔に、漏落事母在牟加止辱美云々ともあり、○幣帛は、美弖具良と訓、上卷（傳八天石屋戸の段下）に出たり、○役氣、（役字、一本に沒、一本に俣とあるは、みな役を誤れるなり、又延佳本には、疫と作れども、今は一本に役とあるに依れり、其由は、上文役病とある處に云るがごとし、（此も迦微能氣と訓べし、○國家は、阿米能斯多と訓べし、書紀にも多く然訓り、○安平也は、多比良岐伎と訓べし、（伎は語辭なり、）下文にも、天下太平、人民富榮と見え、書紀仁德卷にも、是以政令流行、天下太平、二十餘年無事矣などある、皆同じさまなり、書紀に云く、於是疫病始息、國內漸謐五穀既成、百姓饒之、○或問けらくは、大物主大神は、八百萬神を帥て、皇御孫命を守護奉坐神なるに、此御世、天皇の惡かる御政も聞えざるに、此段の如祟たまひて、天下を騷がし、人民を惱まし賜ふは、心得ず、此義如何、答、凡て神の御心御所爲は、彼外國の佛聖人など云らむ者の如く尋常の理を以て、此方よりかにかくに定めて論ふべき物には非ず、善も惡も、凡て測り難きことぞかし、

此謂意富多多泥古人。所以知神子者。上所云活玉依毘賣。其容姿端正。於是有神壯夫。其形姿威儀於時無比。夜半之時倏忽到來。故相感。共婚供住之間。未經幾時。其美人妊身。爾父母怪其妊身之事。問其女曰。汝者自妊。無夫何由妊身乎。答曰。有麗美壯夫。不知其姓

にて、年穀のためにぞありける、〇又於より、河瀬神と云まで十一字、眞福寺本に依れり、自餘諸本には、及河瀬又於坂之御尾神とあり、此も聞えて、同じことなれども、(此も意は、又於河瀬及坂の御尾神といふ意なり、)なほ彼寺本、正しければなり、(又字と及字との置ざまも正しく、又又於と云も、上文の例に同じく、又坂之御尾を先に、河瀬を後にせるも、上卷の例に合へればなり、但し彼本、又字の上に、之御二字あり、これは坂之御尾の之御のまがひて、上にも誤り入たるなり、故今は此二字をば削りつ、さて又他諸本は、及河瀬三字の亂れて、下より上に移れるものなり、)〇坂之御尾河瀬の事は、上卷、大穴牟遲神段に、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而云々、また傳十根堅洲國段下毎坂御尾追伏毎河瀬追撥而云々、とある處に云り、山と云はで坂と云、河にも瀬と云るは、みな行路につきて云るものぞ、さて其神たちは、倭建命段に、足柄之坂神、科野之坂神、また河神などある類なるべし、さて坂と河と二を擧て、其餘かゝる類の、諸の神をも、此に含めたるべし、(其意を以て、及河瀬神を、河瀬の神までと訓つ、さて此坂之御尾神、河瀬神と云に、今一の考あり、坂之御尾神は、處々の山口神、河瀬神は、處々の水分神を云るにもあらむか、其は宇陀水分神と、大坂山口神とをば、殊に祭賜ひて、又其餘の處々の水分神山口神をも、遺さず祭賜ふと云ことならむ、然るにては、又於の下に、其餘之など云言あるべきが如くなれども、下に悉と云るにて、其意は足ぬべし、然れども水分神を、河瀬神と云むこといかゞなれば、なほ此考は立がたくやあらむ、)〇無遺忘は、淤都琉許登那久と訓べし、(忘字も、遺也と註せり、)祝詞に、嶋能八十嶋墜事無、萬葉一に、川隈之八十阿不落、などある意にて、漏さず遺さぬを云な

し、書紀に云、九年春三月甲子朔戊寅、天皇夢有神人誨之曰以赤八盾枚赤矛八竿祠墨坂神、亦以黒盾八枚黒矛八竿祠大坂神、四月甲午朔己酉、依夢之教祭墨坂神大坂神、さて龍田風神祭祝詞に、龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久、志貴嶋爾大八嶋國知志皇御孫命乃、遠御膳乃長御膳止、赤丹乃穗爾聞食須、五穀物乎始弖、天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至萬弖不成、一年二年爾不在、歳眞尼久傷故爾、百能物知人等乃卜事爾出牟神乃御心者、此神止白止、負賜支、此乎物知人等乃卜事乎以弖、卜止母、出留神乃御心母無止白止聞看弖、皇御孫命詔久、神等乎波、天社國社止、忘事無久、遺事無久、稱辭竟奉止思志行波須乎、誰神曾、天下乃公民乃作々物乎、不成傷神等波、我御心曾止、悟奉禮止、宇氣比賜支、是以皇御孫命大御夢爾悟奉久、天下乃公民乃作々物乎、惡風荒水爾相都々、不成傷波、我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟奉弖、吾前爾奉牟幣帛者云々、吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隱處乃、龍田能立野爾小野爾、吾宮波定奉弖、吾前乎稱辭竟奉者、天下乃公民乃作々物者、五穀乎始弖、草乃片葉爾至萬弖、成幸閇奉牟止、悟奉支、是以皇神乃辭教悟奉處仁、宮柱定奉弖、此乃皇神能前爾、稱辭竟奉爾、皇御孫命乃宇豆乃幣帛令捧持弖、王臣等乎爲使弖、稱辭竟奉久止、皇神乃前爾白賜事乎、神主祝部等、諸聞食止宣云々、此宇豆乃幣帛乎、安幣帛能足幣帛止、皇神能御心爾、平久聞食弖、天下能公民能作々物乎、惡風荒水爾不相賜、皇神乃成幸閇賜者云々、秋祭爾奉牟止云々、(此に志貴嶋爾と云より、宮柱定奉弖と云までは、皆此水垣宮の御世の事なり、志貴嶋とは、欽明天皇の御世の如くにも聞ゆれど、然には非ず、)ともあるを此處に思合するに、今墨坂大坂の神を、別に祭賜ふも、此龍田の類ひ

神、兼方按、大和國宇陀郡、八咫烏神社、若此神社歟と云るは、さらに由なし、）書紀雄略卷に、七年云々、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形云云、或云、菟田墨坂神也、○大坂神、大坂の事は、玉垣宮段（傳廿五曙立王の下）に云べし、神は、神名帳に、大和國葛下郡、大坂山口神社（大月次新嘗、三代實錄に、貞觀元年正月、奉授正五位下、）とある、是なり、今穴蒸村と云にあり、（俗には牛頭天王と云、此處、穴蒸越とて、河内國石川郡に越る山道なり、）○赤色楯矛、（黑字諸本墨と作るは誤なり、今は書紀釋に引ると、延佳本とに依れり、）赤黑の色は、何の故にか知られず、書紀に依るに、此も神の御誨なれば、深き故あることなるべし、（墨坂は、東方に在故に、陽色の赤、大坂は西方に在故に、陰色の黑なりなど云むは、例の漢意にして、さらに古意に非ず、か丶る事は、然る由にたま〳〵合こともあるものなり、）さて兵器を神社に奉り賜ふ事は、書紀垂仁卷に、二十七年秋八月癸酉朔己卯、令祠官卜兵器爲神幣、吉之故、弓矢及横刀、納諸神之社、仍更定神地神戸、以時祠之、蓋兵器祭神祇、始興於是時也、（兵器祭神祇始興於是時也とはいかゞ、既に此水垣朝御世に、此楯矛の事あるものをや、神功卷に、云々皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀矛矣など見えて、後々まで恒のことなり、三代實錄十に、石清水八幡宮に、楯矛幷御鞍を奉賜ふ告文に、新宮構造天岐、楯矛及種々神財、可奉出而、神財波且奉出己止畢太利楯矛幷御鞍等乎奈毛、忌利介留、此乎今造飾天云々、奏出給布、などあるを思ふに、有が中に如此楯矛をしも殊に重くして、奉り賜ふことは、此水垣宮御代の、此の例の、次第に傳はり來たるものなるべし、○祭は奉なり、此もと同言なれば、楯矛を奉て祭る意にて、祭字は書るなるべ

毛、吾者不忘命不死者など見ゆ、さて此坂は、宇陀郡の何處ばかりに在ぞと云に、或説に、萩原驛の西にありと云る、右の古書どもの趣、常に人の往來せし大道と聞ゆれば、まことにさもあるべし、(萩原は、今も長谷より伊賀伊勢へ越る大道にて、其西方は、長谷まで、山中にて坂路なり)、さて此處に祠る神は、後に何れの社と云こと、分明しからず、故今考るに、神名帳に、大和國宇陀郡宇太水分神社(大月次新嘗)とある、是なるべし、(三代實錄に、貞觀元年正月、奉授正五位下)其故は、まづ上代より、嚴重く祭祀り賜ふ神の、中古に其社の絕て無るべき由なければ、(上代より名高く重き神社の、絕て無くなり、或は詳ならぬなどは、亂世を經て後の、近世のことにこそあれ、延喜のころなど、然ることはをさ〳〵なかりき、)必神名帳に載れる、宇陀郡十七座の內なるべきを、其中に(十六座は皆小社にて、)大社はたゞ此水分社のみなればなり、さて此社、今世下井足村と云に在て、萩原と近隣なれば、地もよく叶へり、又下に引る、龍田風神祭詞に依て思ふに、此水垣御世に、如此殊に祭り賜へる神たちは、祈年の爲なりけむを、(此記には、疫の事のみあれども、彼祝詞などに依るに凶年も續きしなり、)凡て祈年には、處々の水分神、山口神を祭給ふ例にて、祈年祭又月次祭の祝詞にも、殊に山口坐皇神等能前爾白久云々、水分坐皇神等能前爾白久、吉野宇陀都祁葛木登御名者白弖云々と、並云ると、此に大坂神(大坂山口神社なり)と並べて祭賜ふとを思ふべし、三代實錄に、貞觀元年九月、風雨の御祈に、遣使奉幣四十五社の中、多くは山口神と水分神とにて、其中にも、大坂山口神、宇陀水分神も入れり、右の趣どもをよく考るに、墨坂神と申すは、宇陀水分神社なること、決かるべし、(書紀釋に、墨坂

三、或夜之路、(こは天神の方をも、安萬豆加三、或夜之呂と云べきことなり、正しからぬ書しざまなり、)萬葉廿(二十八丁)に、阿米都知乃可美とあり、神祇令に、凡天神地祇者、神祇官皆依常典祭之、また凡天皇即位總祭天神地祇、(義解に、謂即位之後、仲冬乃祭下條所謂大嘗、)義解に、謂天神者、伊勢山城鴨住吉出雲國造齋神等類是也、地祇者、大神大倭葛木鴨出雲大汝神等類是也(出雲國造齋神とは、出雲熊野を云るにて、須佐之男命なり、大汝神とは、杵築大社を云、)とあり、天神とは、天に坐ます神、又天より降坐る神を申し、地祇とは、此國土に生坐る神を申すなり、(令集解に、疏曰、自天而下坐曰神也、就地而顯曰祇也と云り、就と云顯と云ること、穩ならず、)○定奉、奉は祭の意なり、此は本より其社は有ながら、假そめなる、或は荒などせるを、新めて善く修理成し、定めを立て祭り賜ふなるべし、定とは、祭の式のみにも非ず、祭るべき社々をも定め賜へるならむ、(後世に、神祇官の帳に載て、祭る社を定のられたることは、此時よりぞ始まりけむ、)書紀云、便別祭八十萬群神、仍定天社國社、及神地神戶、(別とは、先大物主、大神と、倭大國御魂神の祀を定めて、然後又別にと云ことなり、)○宇陀墨坂神、宇陀は上(傳十八の終)に見ゆ、墨坂は、書紀神武卷に、又於女坂置女軍、男坂置男軍、墨坂置焃炭、其女坂男坂墨坂之號、由此而起也とありて、此名は、焃炭を置るより出たり、なほ此事、白檮原宮段(傳十九繫登美毘古之時の御歌の下)に、書紀を引て委言り、天武紀に、將軍吹負、爲近江所敗、以獨率一二騎走之、逮于墨坂、遇逢菟軍至、姓氏錄(難波忌寸條)に、大彥命云々、遣治蝦夷之時、至於兎田墨坂、忽聞嬰兒啼泣、(墨字を、印本には黒と誤れり、)萬葉四に、君家爾、吾住坂乃家道乎

造備へて、神々を祭り賜はむとするに、先彼二柱神を、第一に祭り賜ふべきことなるに、然もあらずて、他神を祭らむことを、卜はしめたまへるに、吉からざりしなり、故先彼二神を祭り賜へるなり、然して後に、他神の祭の事を卜へるに、吉かりしなり、卜便祭他神不吉と云ひ、然後卜祭他神吉と云る、便字と、然後字とに、心を著て看べし、そも〳〵大物主大神は、八百萬神を主帥て皇朝を守護奉り給ふ大神に坐せば、然もあるべきことなり、又倭大國御魂神も、皇大宮敷坐大倭國の國御魂神にし坐せば、此又さもあるべきことなり、）○八十毘羅訶、上卷（傳十四櫛八玉命の條下）に出たり、さて今此物を作れるは、書紀に依に、物部八十手なり、（伊迦賀色許男命の手づから造れるにはあらず、）かくて此物を用ひて、大美和大神を祭り、又餘の天神地祇をも祭れるなり、（上に又仰云々とある、又字に依て看れば、此は大美和大神を祭る事には關からず、別事の如くに聞ゆめれば、此八十毘羅訶も、餘の天神地祇の祭のみの用にて、大美和大神の祭には關らざるが如くなれども、然には非ず、伊迦賀色許男命の掌れる供神物を用ひて大美和大神を祭れること、右に引る書紀の文にて著明し、然るに此記に、又仰とある又は、大美和大神を祭る外に、又別にと云義には非ず、此又は、大多々泥古命を神主とし、又伊迦賀色許男命に仰て云々、と云意にて、其も猶大美和大神を祭る事の内なり、云々爲神主、而又仰伊迦賀色許男命、作云々、於御諸山拜祭云々と語を次第てこゝろうべし、）此處よくせずはまぎれつべし、○天神地祇之社、書紀に、天社地社とも、天神國社ともあり、（これらも此の文に依て、アマツカミクニツカミノ社とも訓べきなり、）和名抄に、天神和名安萬豆夜之呂、地祇和名久爾豆加

宇崇神天皇御世、天下有災、因遺吉足日命、令齋祭大物主神、災異即止、天皇詔曰、消天下災、百姓得福、自今以後、可為宮能賣神、仍賜姓宮能賣公、然後庚午年籍註神宮部造也とあるは、意富多々泥古命に副て祭つりし人などにやありけむ) 〇伊迦賀色許男命、名義は、上(傳二十二)伊賀迦色許賣命の下に云るが如し、さて此人は、物部連の祖にて、姓氏錄、穗積朝臣條に、石上同祖、神饒速日命五世孫、伊香色雄命之後也と見え、又佐為連、眞神田曾禰連、巫部宿禰、水取連、宇治宿禰、宇治山守連、長谷山直、若湯坐宿禰、矢田部首、物部、飛鳥津首、采女臣、物部等氏々條には、みな饒速日命六世孫、伊香我色雄命とあり、(尋來津首條には、三世孫とあれども、此も一本に六世孫とあるぞよき) さて舊事紀五なる、物部連の世系を考るに、饒速日命の子、宇摩志麻治命、其子彥湯支命、其子出石心大臣命、其子大矢口宿禰命、其子大綜杵命、其子伊香我色謎命、伊香色雄命なり、かゝれば此人は、天皇の御舅にぞ坐ける、〇仰、こは下に無遺忘以奉幣也とあるまでの事等總てに係れり、(八十毘羅訶を作る事のみを仰するには非ず) 此間の云々の事、皆此命の奉はりて、供神物を掌り、造備へ執まかなひ給ふなり、書紀曰、乃卜使物部連祖伊香色雄、為神班物者吉之、又卜便祭他神不吉、十一月丁卯朔己卯、命伊香色雄、而以物部八十手所作祭神之物、即以大田田根子為祭大物主大神之主、又以長尾市為祭倭大國魂神之主、然後卜祭他神吉焉、(此書紀の文の趣、いさゝかまぎらはしくえて、分明しからざる書ざまなり、看む人よくせずは主意を失ひつべし、故今つばらに解む、まづ他神とは、大物主大神及倭大國御魂神との二柱に對へて、其餘の諸の天社國社の神たちを云るなり、さて伊香色雄命に仰せて、供神物を掌り、

上なるは或は祖神の詔ひ、或は自云る言なる故に、命と云ざるを、此は記の地より云故なり、〇
神主は、神に奉仕る主人たる人を云稱なり、（齋主祭主など云も、名の意は同じ、）書紀に、即以
大田田根子、爲祭大物主大神之主、とあり、又神功卷に、皇后選吉日、入齋宮、親爲神主、云々、と
あるを以て、（古へ神事を重みし賜ひしことを知べし、）凡て神主の職の重きことを知べし、萬
葉十三に、五十串立、神酒座奉神主部之、雲聚山蔭見者乏文、續紀十七に、大神神主、從六位上大神
朝臣伊可保、授從五位下、〇御諸山、上卷（傳十二）に出、〇意富美和之大神前、これ即大和國城
上郡大神神社なり、既に傳十二又廿に出たり、さて此御社は、此御世に今始めて建たまへる如
くに聞ゆめれど、然には非ず、既に白檮原宮御段にも、美和之大物主神と見え、下文に、至美和山
而留神社、とあるも、往昔の事なるをや、（さて此御社、今世には、御殿は無くして、たゞ、山に向ひ
て拜奉るは、いかなる故にかあらむ、古へは御殿ありつと見えて、即書紀此御代の八年の大御歌
にも、彌和能等能々、阿佐妬珥毛、於辭寐羅箇禰、彌和能等能渡烏とよみたまひ、開神宮門而云々
なども見え、又日本紀畧に、長保二年七月十三日、奉幣廿一社、依大神社寶殿鳴也、有辭別、と見
え、蒙童抄に三輪明神の社に參りて、此女に逢べき由を、祈申すほどに、其社の御戸をおし開き
見え給ふ、なども見えたり、）〇拜祭は、伊都伎麻都理賜伎と訓べし、書紀に、八年夏四月庚子朔
乙卯、以高橋邑人活日、爲大神之掌酒、冬十二月丙申朔乙卯、天皇以大田田根子、令祭大神、（大神
は、大美和大神なり、）竟宴集に、多々禰古乎、無止女佐理世波、由女爾見志、於保毛乃奴之乃、可美安
禮奈末之、姓氏錄に、神宮部造、葛城猪石岡天下神、天破命之後也、六世孫、吉足日命、磯城瑞籬宮御

天日方奇日方命、亦名阿田都久志尼命、此命、娶日向賀牟度美良姬、生一男一女、兒健飯勝命、妹淳名底姬命と云る、三世孫とは、素戔嗚命より記せる故なり、されど櫛日方命は、此記にも姓氏錄にも、大物主神の御子なるを、事代主神の御子とせるは、非なること、上に辨ふるが如し、然れば淳名底姬命を、奇日方命の女とせるも、又私なり、此姬命は、書紀に、事代主神の孫とあればなり次に四世孫健飯勝命、此命娶出雲臣女子沙麻奈姬、生一男と云る、此は此記の飯肩巢見命にあたれるを、名のさま子の建甕槌といとよく似たり、知のあるとなきとの異のみなり、次に五代孫、健甕尻命、亦名健甕槌命、亦云健甕之尾命、此命伊勢幡主女賀具呂姬爲妻、生一男と云る、五代孫とは、上の四世孫健飯勝の兒なるよしなり、次々も此に效て知べし、次に六世孫、豐御氣主命亦名、健甕依命、此命、紀伊名草姬爲妻、生一男、七世孫、大御氣主命、此命、大倭國民礒姬爲妻、生二男、八世孫、阿田賀田須命、和邇古等祖、次健飯賀田須命、此命、鴨部美良姬爲妻、生一男、九世孫、大田田禰古命、亦名大直禰古命と云り、大田田禰古の父の名、此記の飯肩巢見にいとよく似たり、又田田と直とは、字の異なるのみにて、全同きを、亦名とて擧たるはいかゞ、さて九世孫と云るは、大物主神の八世孫なれば、此記と四世の違あり、此は名のまぎれにて、一世を三世とも四世ともせるなるべし、豐御氣主亦名健甕依と云るは、豐御氣主も建甕槌の亦名にて、大御氣主も同人の亦名か、又健飯賀田須は健飯勝と同人なるべし、田須は都と切まれば、全同名なるをや、かゝれば此世次は、書紀も姓氏錄も舊事紀も、みな正しからず、)此紀ぞ正しかりける○即以意富多々泥古命、こゝは此名の上に、此と云言を讀添べし、語のさま必然り、さて此に初て命と云は、

神朝臣の下に云る說は、かの白檮原朝の大后、伊須氣余理比賣命の御父母と、一に混れたる傳へにて、ひがごと、聞えたり、其文は、下は出たる神君の下に引べし、次に舊事紀は、凡て信みがたき書なるを、四之卷に、大神朝臣の世次を記せる段、此意富多々泥古の祖先の世々などは、據はありげに見ゆれども、中に私のさかしらを加へたる事なども見ゆるを、今論はむには、まづ事代主神、化爲八尋鰐、通三嶋溝杭女活玉依姫、生一男一女、兒天日方奇日方命、妹姫蹈鞴五十鈴姫命と云るは、彼姓氏錄の說に依て、白檮原朝の大后の御父母と、此大神朝臣の祖とを混へ、遂に三嶋溝杭の女の名を、活玉依姫とし、又天日方奇日方命と、五十鈴姫命とを、同母の兄妹とせる皆ひがことなり、抑此は、書紀神代卷に、大三輪之神、此神之子、即甘茂君等大三輪君等、又姫蹈鞴五十鈴姫命とあるを、心得誤れるより出たり、此神之子とは、子孫と謂ことなり、甘茂君大三輪君、みな姓なるを以て知べし、抑三嶋溝杭耳の女に娶坐るも、陶津耳の女活玉依媛に娶坐るも、共に大物主神にはあれども、其事は二にて別なるを、事のさまの相似たるから、姓氏錄の傳へは一に混れつるなり、又書紀のかの五十鈴姫命の御父は、大物主神と事代主神と、異傳あれども、甘茂君大三輪君は、大物主神の子孫とこそあれ此を事代主神の子孫と云ることは、古書に見えたることなきを、かのまぎれよりして、舊事紀には、遂に此をさへ混へたり、凡て彼紀には、かかる人惑はしなること多し、よくせずは誤るべし、さきに上卷傳七、胸形君下に、彼紀を引て、胸形大神を、胸形君の以拜くことは、事代主神のゆゑなりとせるも、後によく思へば、わろし、彼氏の彼大神を以拜くも、たゞ大物主神のゆかりにこそありけめ、さて舊事紀に、右の次に、三世孫

々根子命とあり、○右大物主大神より、意富多々泥古命までの世嗣を記せる格、(よのつねには阿之子伊、伊之子宇、宇之子延と云を、此は阿之子、伊之子、宇之子延といへり、)書紀神代巻に、磐裂根裂之神子、磐筒男磐筒女所生之子、經津主神とあるに似、又姓氏錄に、(眞野臣條)大口納命男、難波宿禰男、大矢田宿禰云々とあるは同じ、古文の格と見ゆ、さて此に云る如くにては、意富多々泥古命は、大物主大神の四世孫なるを、姓氏錄には、五世孫とあるは、傳の異なるか、又大物主大神より計へて云るか、古世次を然數へて云る例もあればなり、其事下巻玉穗宮段に云べし、さて此世次の事、書紀には、天皇即親臨于神淺茅原、會諸王卿及八十諸部、而問大田々根子曰、汝其誰子、對曰父曰大物主大神、母曰活玉依媛、陶津耳之女、(亦云、奇日方天日方武茅渟祇之女也、)天皇曰朕當榮樂と見ゆ、(朕當榮樂とあるところ、文足らぬこゝちす、)又姓氏錄舊事紀に、まぎらはしき事どもあり、(まづ書紀に、大田田根子を、大物主神の直の子とし、活玉依媛を母とせるは、上代には、ひろく子孫をかけて子と云るから、まぎれたる傳なるべし、さて亦云奇日方天日方武茅渟祇之女とあるは、別に一の傳へを擧たるなれば、必細書なるべきに、今本に大書に書つゞけたるはいかゞ、大書にては、大田田根子の申す詞になるなり、己が母を申すに異說あるべき物かは、さて此は活玉依媛の父の異傳にて、一人の名なるを、二に分て奇日方天日方をば、女の名と心得るも非なり、さて奇日方天日方は、此記の櫛御方命にあたりて、聞ゆるを、活玉依媛の父とせるは、是もまぎれつる物なり、されば此は、武茅渟祇とは、別人なるを、連て一人の名とせるも、まぎれたる傳なるべし、武茅渟祇は、陶津耳に當れり、次に姓氏錄、大

惠と云は、和名抄古本に、陶訓須惠毛乃とあり、居物の意なり、今本には、陶音桃、瓦器、須惠宇都波毛乃とあり、居器物の意なり。）耳は尊稱にて、上に例多し、此名舊事紀には大陶祇とあり、○活玉依毘賣、名義、上に同名ありて云るが如し、○櫛御方命、櫛は奇なり、御方は地名なるべし、和名抄に播磨國宍粟郡三方郷、神名帳に、同郡御形神社あり、（又同郡に、伊和坐大名持御魂神社、大倭物代主神社あるも由ありて聞ゆ。）此ならむか、姓氏錄（石邊君の下）に、大物主命男久斯比賀多命、又（石邊公の下）に大物主命子久斯比賀多命、又（狛人野の下）大物主命兒櫛日方命などあり、美と比とは常によく通ふ音にて同じ、又出雲國造神賀詞に、倭大物主櫛櫛玉命登名乎稱天とあるは、大物主神の御名なるに、此にいとよく似たり、又上卷吉備兒嶋の亦名をも、達日方別と云り、彼處（傳五）に云ることをも考合すべし、○飯肩巣見命、飯の伊を除けば父名の比賀多と同じ、伊の意は未思得ず、舊事紀には、健飯賀田須命とあり、（此は健より連ける故に、飯は比とよめば、伊てふ言なし、此記も若くは上に建字の脱たるには非るか。）巣見の事は、上卷（傳七）熊野久須毘命の下に云り、○建甕槌命、名義、上卷（傳五）に同名の神坐て其處に云るが如し、○僕こゝは淤能禮と訓べし、○意富多多泥古、（此名は、意富とよみ、多々とよみ、泥古と讀べし、意富多とよみ、多泥古と讀はわろし。）舊事紀に、大直禰古とも書り、多々は地名なるべし、神名帳に、攝津國河邊郡多太神社あり、此社多田莊の內（平野村）にあり、（此多田と云處、中昔より世人のよく知れる地なり。）此ならむか、又大和國葛上郡にも、多太神社あり、泥古は尊稱にて、難波根子山背根子など云類なり、三代實錄（四又六）には、大三輪大田

波由馬宇馬夜能、(鈴が音の早馬驛のなり、)十八(二十七丁)に、須受可氣奴、波由麻久太禮利、(鈴不掛早馬下れりなり、)などあり、さて驛字は、たゞ後の定に依て書るのみなり、(驛馬の定は、廐牧令などに見えたり、)此は必しも此字に拘らず、たゞ早馬の使にて、後世に所謂る早打の類なり、此稱記中にも書紀にも、處々見えたり、〇四方は余母と訓、四面の意なり、(加宜登母曾登母なども、影つ面背つ面なり、都淤は登と約る、)〇班は阿加知弖と訓、和加都と同じ、(加を淸て讀べし、濁るは非なり、)〇美努村、神名帳に、河内國若江郡御野縣主神社あり、書紀淸寧卷に、河内三野縣主小根、(此氏、天武紀に連姓を賜へり、)姓氏錄、河内國神別に、美努連あり、(美努連の人、續紀三七にも見え、續後紀十五に、難波部主足、改本姓賜美努宿禰貫河内國若江郡、また三代實錄卅六に、河内國若江郡人、美努連淸名云々、)かゝれば若江郡に、此地名あること明けし、(然るを延佳本に、美字當作茅と云るは、書紀には茅渟縣とある、其をのみ思ひて、美努てふ地もあることをば考へざる、ひがことなり、諸本みな美とあり、凡て記中地名の字の例、若茅渟にて、假字にかゝば、知努など書べし、音と記とを雜へて書るは、をさ〳〵見えず、且茅渟をば、白檮原宮段に、血沼と書り、同地名を、いろ〳〵には書ざる例なり、右の如く河内に美努てふ地、古書どもにいちじるく見えたれば、何かは疑ふべき、書紀は異なる傳なり、美と知とは、横に通音なれば、まがひて二に語傳へたるものなり、)〇貢進は、多弖麻都理伎と訓べし、書紀云、天皇得夢辭益歡於心、布告天下、求大田々根子、即於茅渟縣陶邑、得大田々根子而貢之、〇陶津耳命、陶は地名にて、神名式に、和泉國大鳥郡陶荒田神社ある、此なり、今は陶器莊と云、(陶を須

なりて、なほ又鎭坐しむべき地を、彼此と求行坐しゝは、又如何と云に、彼御卷に、云々然後隨神誨、遷于伊勢國渡遇宮、とあるを以て見れば、初嚴橿之本に坐しほどにも、先他處に遷奉れと云、御誨のありしなるべし、抑神代に同床共殿といふ勅命はありしかども、此御代に至て、遂には天皇の大殿をば離れ坐て、永く伊勢國に鎭座べき幽契は、もとより有しことなるべし、其幽致は、いかにとも凡人心に、測知べきことならず、さて此に、倭大國魂神を祭れる地をも記さるべきに、たゞ祭とのみありて、其地の見えざるは、脱たるにこそ、）七年春二月、詔曰云々、天皇の幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之、是時神明憑倭迹々日百襲姫命曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天皇問曰、敎如此者誰神也、答曰、我是倭國域內所居神、名爲大物主神、時得神語、隨敎祭祀、然猶於事無驗、天皇乃沐浴齋戒、潔淨殿內、而祈之曰、朕禮神尙未盡耶、何不享之甚也、冀亦夢裏敎之、以畢神恩、是夜夢、有一貴人、對立殿戶、自稱大物主神、曰、天皇勿復爲愁、國之不治是吾意也、若以吾兒大田々根子、令祭吾者、則立平矣、亦有海外之國、自當歸伏、秋八月癸卯朔己酉、倭迹速神淺茅原目妙姬、穗積臣遠祖、大水口宿禰、伊勢麻績君三人、共同夢而奏言、昨夜夢之、有一貴人、誨曰、以大田々根子命、爲祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市、爲祭倭大國魂神之主、必天下太平矣、（會八十萬神とは、其神靈を請依せ奉るを云なり、かの神代に、其現身を集へたるとは異なり、）○驛使は、波由麻豆加比と訓べし、波由麻は、早馬なり、（夜宇は由と切る、書紀などに、波伊麻と訓るは、頽れたる言なり、伊勢國飯野郡に、早馬瀨と云村あり、其も今は波伊麻是と呼り、）萬葉十四（十七丁）に、須受我禰乃

なるべし、されど人にまれ、祟をなすは神なれば、云もてゆけば同じことぞ、さて伊勢神宮の文保記に、祖父長官、(常尚)服暇令云、神氣所勞禁忌仁者、七十五日過明と云り、こはむげに近きことなるに、如此云るは、そのころまでも、疫病を神氣と云るにや、又は昔より書傳へたることのありし隨に記せるにや、ともまれかくまれ、疫病を神氣と云し、一の例なり、さて此の神氣を、師は○○○○○○カミノイブキと訓れつれども、書紀景行卷の、度信濃坂者多得神氣以瘼臥などの神氣をこそ然は訓つべけれ、疫病などをさして、直に神のいぶきとは云べくもあらずなむ、○安平は、多比良岐那牟と訓べし、書紀天武卷にも、如此訓り、明宮段末に、其身如本以安平也、書紀云、五年云々、(其文上に引り、)六年、百姓流離、或有背叛、其勢難以德治之、是以晨興夕惕、請罪神祇、先是天照大神倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、亦以日本大國魂神、託淳名城入姫命祭、然淳名城入姫命、髮落體瘦、而不能祭、(天照大御神の御靈鏡はしも、可與同床共殿、以爲齋鏡とて、授奉賜へれば、永く天皇の同御殿に齋祭たまふべきことなるに、如何なればを今如此他處には遷し奉り賜ふぞと云に、五年云々、六年云々の事に依て甚く神の御心を畏み、危み所思看すまゝに、若くは此二柱神の御祟にもやと所思看しよりて、共住不安おもほせるなり、然るは、同殿に坐奉りては、自然居恆に馴て、輕易しくなるかたもあるべく、おもほえず、不淨もあるまじきに非ず、凡て敬禮のおのづから怠りたまふ事あらむことを、畏みおもほせる故なるべし、さてもなほ近き大倭國內にこそ祭賜ふべきことなるに、垂仁天皇の御世に

矛矣、軍衆自聚、允恭卷に、獵于淡路島云々、日終以不獲一獸、於是獵止以更卜矣、嶋神祟之、曰不得獸者、是我之心也、赤石海底、有眞珠、其珠祠於我、則悉當得獸云々、類聚國史に、天長四年正月、詔曰、天皇詔旨止、稻荷神前爾申給閇止申佐久、頃間御躰不愈大坐須爾依弖、占求留爾、稻荷神社乃樹伐禮留罪祟爾出止申須云々、實爾神乃御心爾志坐波云々、（土佐日記に、ちはやぶる神の心の荒る丶海に云云、目もうつら〳〵、鏡に神の心をこそは見つれ梶取の心は、神の御心なりけり。）など見ゆ、なほ下に引る、龍田風神祭祝詞をも考ふべし、〇我御前、御前の事、上卷（傳十二幸魂奇魂の段下）に出、〇神氣は、迦微能氣と訓べし、（凡て氣をケと云は、世人、字音とのみ心得めれども、然らず、もとより此方の言なるが、たま〳〵字音と同じきなり、萬葉に、潮氣など云こともあり、烟のケも是なり、抑數萬の言の中には、まれ〳〵には、自然漢字音と似たるも同じきも、などか無からむ、さるを、似たる同じきがあれば、皆字音より出たりと思ふは、いかにぞや）榮華物語、玉群菊卷（賴通大將の病給ふ事を云る段）に、光よし吉平など召て、物問せ賜ふ、御物氣や、かしこき神氣や、人の呪咀など、さま〳〵に申せば、神氣とあらば、御修法などあるべきに非ず、又御物氣とあるも、任せたらむもおそろしなど、かた〳〵所思亂るゝ、たゞ御祭祓ゑきりなり、（此時代に祭り祓へと云は、陰陽師の行ふ事なり、さて神氣物氣と云る、神氣は、神の祟なり、物氣とは、死人又生人にまれ祟をなすを云て、中古の書に、常多く見ゆ、かくて此は二共に、古言にて、古へは物氣と云しも、神氣と同じことなりけむ、神を物と云しこと、上に委く云るが如くなればなり、然るを後には、此を分て、神の祟を神氣と云、物氣とは、人の祟を云ことになれる

淨殿內、而祈曰云々、冀亦夢裏教之云々、とある處にあたれば、右の如く神の御命を祈請て、齋戒潔淸はりて坐、御牀を神牀とは云なるべし、(下卷穴穗宮段にも、坐神牀と云々とあれども、其は誤字と見えたり、)○大物主大神の事は、白檮原宮段、(傳二十勢夜陀多良比賣の條下)に委云り、○顯於御夢は、天皇の大御夢になり、顯とは、如此疫病の起れるは、此大神の御心ぞと、其神の御名の、顯れ知られ賜ふ意にて云るなり、訶志比宮段に、是時其三柱大神之御名者顯也、とある顯に同じ、(たゞ御形の現はれて見えたまふのみを云には非ず、師はアラハシテと訓て、御名を顯したまふなりと云れき、此もいひもてゆけば、意は同じけれど、なほアラハレテと訓ぞ穩なる、)抑世間の事は、吉も凶も、顯露事の外に、幽事ありて、其幽事は、何の故誰が所爲と云ことの、顯に知られざるを云、疫病の類なども、此幽事にて、何の故誰が所爲とは知られぬを、神の御教を祈乞て、此を知ことなり、(書紀神代卷に、天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事、而奉仕焉、とあるを以て知べし、此に神事とあるは、即幽事のことにて其宗源を主るとは、卜事を以て、神の教を乞て、其幽事を、何のゆゑ誰がしわざと知る、其卜事祈請の本を主掌るを謂なり、よく〱文義を味ふべし、)かくて今其幽事の、大物主大神の御所爲と、其心名の顯れたるなり、(幽と顯とを相照して、かの迦微碁斗を幽事と書き、今此に顯と云る義を曉るべし、)○是者は疫病の如此起れるはなり、○我之御心、玉垣宮段に、布斗摩邇々占相而、求何神之心、爾祟、出雲大神之御心、訶志比宮段に、天照大神之御心者、書紀景行卷に、今風起浪泌王船欲沒、是必海神心也、神功卷に、時軍卒難集、皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀

後の音便なり、古言は正しく美と讀べし、）大御寶と云義なり、又王民公民良人などをも、然訓ことなり、是等は賤奴に對へて云稱なり、然れば意富美多訶羅とは、もと良人に限れる稱にて、奴婢までにはわたらざるか、はた本より良賤をえらばず云稱か、此けぢめは詳ならず、其はいかにまれ、常に云は、たゞ諸の民と云ことにて、此も然なり、（古書どもの趣を考るに、正しく奴婢に對へて、良人を公民と云る處も、意富美多訶羅と訓ほか無きを思へば意富美多訶羅とは、本は良人に限れりし稱の如聞えたり、さて又良賤のさだにはあらで、たゞ廣く民を云る處にも、天下公民と云ること多し、此は賤に對へる良を云、意富美多訶羅を、常に公民と書ならへるから、其字を借て、良賤のさだにわたらざるにも、通はし書るものなるべし、なほ公民の事は、玉垣宮段、傳廿四の末に委く云べし、）江家次第、非常赦に、撿非違使佐の仰する詞に、依其事、殊以免給、各罷還本貫、重犯不奉仕、爲公御財、御調物備進禮とある、是意富美多訶羅と云言の、正しく見えたるなり、（公字は、つねに公民と書ならへる、公字を取れるのみなり、オホヤケとは訓べからず、さて此の人民を、師はアヲヒトクサと訓れき、此は然訓むも宜し、されど記中に人民とある中に、然訓てはわろき處もありなほオホミタカラと訓ぞ、何所にもわたりてよろしき、）○死は、宇勢弖と訓べし、書紀にも死、又薨又卒などをも、然訓り、（又これらを美字勢奴とも訓り美はみまかるの美にて身なるべし、）○爲盡は、都伎那牟登須と訓べし、爲は、漢字に將字を用ふる意なり、書紀云、五年、國內多疾疫、民有死亡者、且大半矣、○愁歎而は、宇禮比賜弖と訓べし○神牀は、迦牟登許と訓べし、（又迦微由加とも訓べきか）此は書紀に天皇の沐浴齋戒、潔

云しなるべし、）書紀にも、疫病、疫疾、疾疫、疫氣など、みな延夜美と訓り、（又延能夜麻比と訓る處あり、大鏡に、延とのみ云る處もあり、和名抄に、龍膽、衣夜美久佐、）さて然名くる意は、まづ役を延とも延陀知とも云を、（延陀知は役立なり、なほ役の事は、輕島宮段に云べし、）疫病も、漢籍に民皆病也と云る如く、人毎に病が、彼役に差されて立に似たる故なるべし、（師は、疫を延と云は、もと字音なり、次の文に、神氣とある、即是なれば、此の疫病をも、共にカミノイブキと訓べしと云れき、己も始に思へりしは、役をも疫をも共に延と云を思へば、もと字音を取れるなり、若もとよりの古言ならむには、かく同音の字にて、同言なるべきに非ず、と思へりしを、後になほよく思へば、然には非ず、共に固の古言なり、まづ役は、おのづから字音と同じきなり、凡て此方の古言と、漢字音と、おのづからに似たるも同じきも、稀にはあることなり、然るに其をも悉く彼を取れるものと思ふは、中々に非なり、さて疫は、かの役に似たるから云ること、上に云るが如し、疫字も、役より出たりと見ゆ、釋名に、疫役也、言有鬼行役也と云り、如此漢國にても、役より轉りて疫と云る、此はた此方の意とおのづから合へるなり、彼に效へるにはあらず、書紀欽明卷にも、國行疫氣、民致夭殘、久而愈多、不能治療、敏達卷にも、是時國行疫疾、民死者衆と云ことあり、〇多起淤許流は、今世言に波夜流と云是なり、書紀に行字を書り、（漢國にては行と云なり、此方にて此をオコナハルと云は、漢籍讀言なり、）中昔の書どもにもみな、淤許流と云り、〇人民は、意富美多訶羅と訓べし、書紀に、民人、民、萬民、兆民、黎民、民庶、衆庶、黎庶、億兆、人物、人夫、庶人、居人、戸口、百姓、元々、蒼生、業々、黔首など、皆然訓り、（但し美はみな牟と訓り、其はや、

大物主大神。顯於御夢曰。是者我之御心。故以意富多多泥古而。令祭我御前者。神氣不起。國安平。是以驛使班于四方。求謂意富多多泥古人之時。於河內之美努村見得其人。貢進。爾天皇。問賜之汝者誰子也。答曰僕者大物主大神。娶陶津耳命之女。活玉依毘賣生子。名櫛御方命之子。飯肩巢見命之子。建甕槌命之子。僕意富多多泥古白。於是天皇大歡以。詔之天下平人民榮。即以意富多多泥古命。爲神主而。於御諸山。拜祭意富美和之大神前。又仰伊迦賀色許男命。作天之八十毘羅訶。此三字以音也定奉天神地祇之社。又於宇陀墨坂神。祭赤色楯矛。又於大坂神。祭黑色楯矛。又於坂之御尾神。及河瀨神。悉無遺忘。以奉幣帛也。因此而役氣悉息。國家安平也。

役病、役字、舊印本と延佳本とには、疫と作り、其正字なり、されど眞福寺本及其餘の本どもにも、皆役と作り、下文なる役氣も同じ、凡て此記の書ざまかゝる例多ければ、今は其に依りつ、(疫と作る本は、後にさかしらに改めつるものなるべし、) 和名抄に、疫衣夜美、一云度岐乃介、說文云、民皆病也とあり、(また瘧俗云衣夜美、一云和良波夜美とあり、そのかみ瘧をも衣夜美とも

遣倭彥王子故事時臣等遠祖野見宿禰進奏曰如臣愚意殉埋之禮殊乖仁政益國利人之道云々、以代殉人云々とあり、此時より殉は止たるなり、若倭日子命の時に既に止たらむには、比婆須比賣命の時には、いかでかかゝる論あらむ、若又倭彥王子故事とあるを、殉を止たる故事とせば、野見宿禰の土物の功は、何處にかあらむ、よく〳〵考へて延佳本の止字の非なることを知べし）さて此書紀の文に依るときは、此人垣を立しは、石構の内にはあらで、（陵域とあればなり、）やゝ遠ぞけて、立周らしたるなるべく、又深くも埋まず、いと地上に近き處と見えたり、（犬鳥聚噉とあればなり、）さて此御墓は、大和志高市郡部に在所未詳、或曰、在野口村云々、其墓窟中方丈餘、以大石五片磨礱精巧、而今半毀、石棺石蓋、棄置路傍、俗呼鬼厠鬼肉几と云り、今思ふに、此は身狹桃花鳥坂とあるに、地違へり、）いはゆる鬼厠鬼魚板の在所は、野口村には近けれども、野口村にては、身狹桃花鳥坂とあるにかなはず、鬼厠鬼魚板を、此王の御墓の石とするも、據なきことなり、古の陵墓は、何れとても皆、大石を用ひたれば、今是を何の墓の石とは定めがたし、荒木田久老云、野口村のあたり、鬼厠など云大石の在所より、小し東方に、王墓と云あり、里人は、武烈天皇の御陵なりと云て、此天皇御所行いと惡く坐しによりて、生ながら此に埋奉れり、と云傳へたるは、倭彥命の陵に、近習者を生ながら埋めたりし事を、傳誤れるにやあらむ、若然らば、倭彥命の御墓は、此王墓と云冢なるべしと云り、此は由ある考へなれども、なほ地違へれば取がたし、

此天皇之御世。役病多起。人民死。爲盡。爾天皇愁歎而。坐神牀之夜。

葬倭彥命于身狹桃花鳥坂、於是集近習者、悉生而埋立於陵域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛臭之、犬烏聚噉焉、天皇聞此泣吟之聲、心有悲傷、詔群卿曰、夫以生所愛令殉亡、是甚傷矣、其雖古風之、非良何從、自今以後、議之止殉とあり、是に人垣とはなけれども、（人垣と書れざるは、漢文を修ろはれたる故なり、古傳には、此も人垣とぞありけむ）殉のこよなく多かりしさまは見えたり、（或人問、書紀に、殉は古風とあると、此記に、此王之時、始立人垣とあるとは、其說表裏なり、然れば延佳本の、止字あるぞ宜しかるべき、此事いかゞ、答、延佳書紀を惡く見誤れるものなり、熟見れば書紀の趣も、此記と異なること無し、其故は、生人を殉埋むるは、いと古よりの風なりしかども、人垣を立ばかりの甚しき事は、いまだ例なかりしに、此王の時、殉をこよなく多くして、始めて人垣を立るに至りしなり、次に引る續紀の文に、一遵倭彥王子故事とあるも、人垣を立し初例なる故なり、書紀の趣も、前々の例には異にして、甚しかりしさまに聞ゆるをや、然るに若止字ありては、返て書紀の趣にも違へり、如何と云に、自今以後止殉とあるは、此王時、あまり殉の甚しかりしに因て、後來止むと命へるにこそあれ、此王を葬る時に、如此命ひて、此事止たるには非ず、然るを此王之時止とはいかでか云む、此事の止たるは、書紀同卷に、三十二年、日葉酢媛命の薨坐し時天皇詔群卿曰、從死之道前知不可、今此行之葬奈之何、於是野見宿禰進曰云々、其土物、始立于日葉酢媛命之墓、仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉、とある、此時なり、又續紀卅六にも、土師宿禰古人、同道長等言云々、昔纏向珠城宮御宇天皇世云云、每有凶事、例多殉埋、于時皇后薨、帝顧問群臣曰、後宮葬禮、爲之奈何、群臣對曰、一

能登國依舊分立とあり、(和名抄に、靈龜二年、割越中國置之と云、又養老二年割越中國四郡置此國と云るは、共に誤なるべし。) 名義は詳ならず、神名式に、能登郡能登比咩神社、能登生國玉比古神社もあり、さて此氏は、國造本紀に、能登國造、志賀高穴穗朝御世、活目帝皇子大入來命孫、彦狹嶋命、定賜國造とあり、(此は誤多し。) 齊明紀に、能登臣馬見龍、萬葉十八に、羽咋郡擬主帳能登臣乙美など云人見ゆ、(性靈集に、能登臣廣成と云人見ゆ。) 姓氏錄には、此氏見えず、○此王之時とは、此王の薨坐て、葬れる時を云、薨とも葬とも云はざれども、次に於陵と云るにて、然聞ゆ、玉垣宮段終に、其大后比婆須比賣命之時、定石棺作、又定土師部とある、同例にて、古文のさまなり、○於陵は、美波加爾と訓べし、(墓と書ずして、陵と書るは、古は文字にはかゝはらず、貴人の御墓には、何となく此字を書しなるべし。) 延佳本に、於字の上に、止字あるは、なまざかしらに加へたる物にして、中々に甚しきひがことなり、(其由は次に委曲に辨ふ。) 諸本共に此字あること無し、○立人垣、まづ人垣と云物は、隙なく人を立並び列らしめて、垣の如くに爲るを云、舞樂に、垣代と云物も、此意なり、大神宮儀式帳に、遷宮儀を云る段に、人垣仕奉男女等仁、太玉串令持捧弖、左右仁分立弖云々、先禰宜、次宇治内人、次大物忌父、次諸内人物忌等、及妻子等、人垣立弖、衣垣曳弖、蓋刺羽等捧弖幸行、外宮儀式帳にも、人垣仕奉内人等、并妻子等、總六十人(男三十八人女三十人) と見えたり、さて此なるは、此王を葬る時に、其御墓に、生人等を多く人垣に立埋めたるなり、然るは、如此爲よと自遺命し事なるべし、始とあれば、如此爲る事は、此王よりさ見えたり、書紀垂仁卷に、二十八年冬十月丙寅朔庚午、天皇母弟倭彦命薨、十一月丙申朔丁酉

此、豊木入彥命を祭ると云り、然もありなむ、○豊鉏比賣命、諸本共に、此には入字無し、脫たるか、但書紀垂仁卷にも、豊耜姬命とあり、又豊木入日子命をも、彼紀に豊城命とも云る例などもあれば、入を略ても申しけむ、又前後の例に依らば、命の下に、者字あるべきなり、(倭日子命の下は、此王之と受たれば、者字はあるまじきこと、もとよりなり、)○拜祭は、伊都伎都都流と訓べし、(此事傳十五御孫命御天降の段下に云るが如し、)○大神之宮は、意富美迦微能宮と訓べし、倭建命段に、伊勢大御神宮とあればなり、さて書紀崇神卷に、五年云々、六年云々、故以天照大神託豊鍬入姬命祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬と見え、垂仁卷に、廿五年三月、離天照大神於豊耜姬命、託于倭姬命、爰倭姬命、求鎭坐大神之處、云々とありて、(豊鉏入日賣命を離奉り、賜ひしは、年老坐し故なるべし、大神宮儀式帳に、豊耜入姬命、御形長成支、次以纏向珠城宮御宇活目天皇御世爾、倭姬內親王遠爲御杖代、齋奉支とある、御形長成とは、老坐るを云るなり、)此大御神の、伊勢宮に鎭坐るは、倭比賣命に託奉て後の事にこそあれ、豊鉏比賣命の拜祭賜へりしほどは、いまだ伊勢には坐まさざりしを、伊勢大神之宮とあるは、後に伊勢大神と申すに依て其御號を、初へも及ばせて申せる物にて、かゝる例は常多きことなり、宮とし云るは、倭笠縫邑に坐しゝほどの宮を云なり、伊勢大神の坐笠縫邑宮と云意に見べし、(伊勢大神とは、天照大神と申すことにて、其大神の宮なり、伊勢と云ことを、宮までに係ては見べからず、)○能登臣、和名抄に能登國能登郡とあり、是なり、續紀に、養老二年五月甲午朔乙未、割越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡、始置能登國、天平十三年十二月丙戌、能登國幷越中國、天平寶字元年五月乙卯

城入彥命六世孫下毛君奈良弟眞若君之後也、(毛下に野字落たるべし) 桑原臣上毛野同祖云云、川合上毛野同祖云云、垂水史上毛野同氏、豐城入彥命男彥狹嶋命之後、(彥狹嶋命を、豐城命の男と云るは、誤ならむ) 商長首上毛野同氏、佐味朝臣上毛野朝臣同祖云云、大野朝臣同豐城入彥命四世孫大荒田別命之後也、垂水公豐城入彥命四世孫賀表眞若命之後也云云、佐自努公豐城入彥命孫大荒田別命之後也、下養公上毛野朝臣同祖云云、廣來津公下養公同祖云云、韓矢田部造上毛野朝臣同祖豐城入彥命之後也、三世孫彌母里別命孫現古君云々、車持公同豐城入彥命之後也、廣來津公上毛野朝臣同祖豐城入彥命之後、三世孫赤麻里云云、止美連尋來津公同祖云々、村擧首豐城入彥命之後也、佐代公上毛野朝臣同祖云々、珍縣主佐代公同祖云々、登美首佐代公同祖、豐城入彥命男倭日向建日向八綱田命之後也、葛原部佐代公同祖云々、茨木造豐城入彥命之後也、丹比部同上、輕部倭日向建日向八綱多命之後也云々、我孫豐城入彥命男八綱多命之後也、佐自努公豐城入彥命之後、伊氣豐城入彥命四世孫荒田別命之後也、我孫公豐城入彥命男倭日向建日向八綱田命之後也と見え、續紀四十に、池原公綱主等言池原上毛野二氏之先出自豐城入彥命、其入彥命子孫東國六腹朝臣、各因居地賜姓命氏、斯乃古今所同、百王不易也、伏望因居地名、蒙賜住吉朝臣、勅綱主兄弟二人依請賜之、三代實錄七に、伊勢國多氣郡百姓麻績部愚麻呂麻績部廣永等十六人、復本姓中麻績公、愚麻呂等自欵云、豐城入彥命之後也、卅二に、左京人都宿禰御酉、都宿禰良香、都宿禰因雄、都宿禰興道四人賜姓朝臣、其先御間城入彥五十瓊殖天皇之後、與上毛野大野池田佐味車持朝臣同祖也、など見えたり、下野國河內郡二荒山神社は、

を賜ひしこと見えたり、此等も豊城命の御末にぞありけむ、(姓氏録に、吉彌侯部上毛野朝臣同祖、豊城入彦命六世孫、奈良君之後也、續紀廿に、勅自今以後、改君子部、爲吉美侯部と見ゆ、) 續後紀四に、賜在京人上毛野公諸兄朝臣姓、九に、陸奥國耶磨郡大領丈部人麻呂戸一烟、賜姓上毛野陸奥公、○下毛野君、和名抄に、下野(之毛豆介乃)國と、ある是なり、萬葉十四、下野國歌に、之母都家野、また志母都家努などあり、(中昔より、野を省きて、しもつけと云は訛なり、) 國造本紀に、下毛野國造、難波高津朝御世、元毛野國、分爲上下、豊城命四世孫、奈良別初賜國造、(初下に定字脱たるべし、奈良別は、姓氏録に、奈良君とある人と聞ゆ、) 天武紀に、十三年十一月、下毛野君、賜姓曰朝臣、姓氏録に、(左京皇別) 下毛野朝臣、崇神天皇皇子、豊城入彦命之後也、續紀廿九に、陸奥國信夫郡人、吉彌侯部廣國に、下毛野靜屈、玉造郡人、吉彌侯部念丸等七人に、下毛野俯見公と云姓を賜ひしこと見ゆ、(靜屈は、靜戸公を誤れるなり、安達郡に、靜戸郷あり、安達と信夫とは、隣べる郡なり、) 卅七に、吉彌侯横刀、吉彌侯夜須麻呂、並賜姓下毛野朝臣、吉彌侯間人、同姓總麻呂、並賜下毛野公、續後紀三に、近江國人、志賀忌寸田舍麻呂等四人、賜姓下毛野朝臣、五十瓊殖天皇皇子、豊城入彦命之苗裔也、九に、陸奥國人、大部繼成等卅六人、賜姓下毛野陸奥公などあり、○豊木入日子命の御子孫は、上件の外にも、姓氏録に、池田朝臣、上毛野朝臣同祖、豊城入彦命十世孫、佐太公之後、(十世、一本に十一世とあり、) 住吉朝臣、上毛野同祖、豊城入彦命五世孫、多奇波世之後也、池原朝臣、住吉同氏、上毛野、坂本朝臣、上毛野同祖、豊城入彦命十世孫、佐太公之後也、車持公、上毛野朝臣同祖、豊城入彦命八世孫、射狹君之後也云云、大網公、上毛野朝臣同祖、豊

豊城入彦命の男と處々に見えて、垂仁紀に、上野君遠祖八綱田とあれはなり、但此人若彦狹嶋王の父ならば、書紀に王とあるべきに、然らぬはいぶかし、）國造本紀に、上毛野國造、瑞籬朝皇子、豊城入彦命孫、彦狹嶋命、初治平東方十二國爲封、さて此氏人は、應神紀に、荒田別巫別、仁德紀に、竹葉瀨、田道、安閑紀に、小熊、舒明紀に、形名、天智紀に、稚子、天武紀に、三千など見えて、十三年十一月、上毛野君賜姓曰朝臣、姓氏錄に、（左京皇別）上毛野朝臣、下毛野朝臣同祖、豊城入彦五世孫、多奇波世君之後也云々、（此つゞきに、雄略天皇の御世、百尊と云人、應神天皇の御陵の邊にて、馬を換たる事を擧たるは、雄略紀九年、河内國言、飛鳥戸郡人田邊史伯孫云々の事と一にて此上毛野君氏に關れる事には非るを、此に出せるは、ひがことなり、此は豊城入彦命の御本の内にも、田邊史と云氏ある故に、其とまぎれつるものなるべし、かの伯孫は、右京諸蕃田邊史、漢王之後、知摠之後也とある氏にて、甚異なり、漢人の子孫なればこそ、百尊德尊など云名はありつれ、さて又かの豊城命の御本なる田邊氏の、史かばねなることは、上野氏の祖のうち、韓國に渡て、由緣ありし事ども、彼此見えたれば、然る由よりぞ出けむ、かくて彼漢王の後の田邊氏も、此田邊氏と、由緣ありし事ありしか、其は知らず、）また（右京皇別）上毛野朝臣、崇神天皇皇子、豊城入彦命之後也、續紀十八に、賜田邊史難波等、上毛野公姓、卅四に、田邊史廣本等五十四人賜姓上毛野公、（姓氏錄に、田邊史、豊城入彦命四世孫、大荒田別命之後也、）三代實錄七に、上毛野公藤野、上毛野公赤子等、同族男七女人、賜姓朝臣、豊城入彦命之苗裔也、又續紀廿九に、陸奥國の吉彌侯部氏の人々に、上毛野陸奥公、上毛野名取朝臣、上毛野鍬山公、上毛野中村公、など云姓

片向東、當治東國、弟是悉臨四方、宜繼朕位、四月戊申朔丙寅、立活目尊爲皇太子、以豐城命令治東、是上毛野君、下毛野君之始祖也とあり、○上毛野は、和名抄に、上野（加三豆介乃）國とある是なり、（毛字を省きて、上野と書は、二字につゞめ書例ぞ、齊明紀には、上毛野國とあり、又後世野を畧きて、かみつけとのみ云は訛なり、又其をかうづけと云は、美を音便にウ。と云、又音便のウ。ン。の下は、多く濁る例にて、ツ。をも濁りて呼なり、）萬葉十四、上野國歌に、可美都氣努、又可美都氣野などよめり、（又一可美都氣乃ともある、乃字は、奴の誤なるべし、和名抄などのころにこそ、野をば、もはら乃と云つれ、古には然ることなく、又野を省きて、加美都氣と云ることとも無ければ、辭の乃にも非ればなり、凡そ此國名をよめる哥十二首ある中に、乃と云るは、只一にて、餘はみな奴なるをや、）名義未思得ず、毛は草木を云か、木を氣と云ることもあり、（顯昭古今注に、坂東は足柄の關より東、いと山なども侍らず、みなはるかなる野なりと云り、）さて此は、野の下に君字脱たるなるべし、故今補へつ、此氏は、書紀垂仁卷に、上野君遠祖八綱田の功の事見えて、これを美て、倭日向武日向彦八綱田と云名を賜へることとあり、さて景行卷に、五十五年春二月、以彥狹嶋王、拜東道十五國都督、是豐城命之孫也、然到春日穴咋邑臥病而薨之、是時東國百姓、悲其王不至、竊盜王尸、葬於上野國、五十六年秋八月、詔御諸別王曰、汝父彥狹嶋王、不得向任所而早薨、故汝專領東國、是以御諸別王、承天皇命、且欲成父業、則行治之、早得善政、時蝦夷騷動、即擧兵而擊焉云々、是以東方無事焉、由是其子孫、於今在東國、と見えたり、（彥狹嶋王は、垂仁紀に見えたる、八綱田の子にやあらむ、姓氏錄に、八綱多命は

命、千々衝倭姫命、倭彦命、五十十鶴彦命とあり、〇男王七女王五也、此數合ず、上に擧たるは、男王六柱、女王六柱なり、故思ふに、書紀には、伊賀日賣命無くして、五十日鶴彦命と申すあれば、伊賀比賣は、伊賀日子を誤れるにやあらむ、(但し此は後に寫誤れるにはあらずて、初阿禮が誦たる時より、誤れるなるべし、さて男王七女王五の處をば、誤らずして、正しく誦しを、安萬呂朝臣は、皆阿禮が誦まゝに記されたるなるべし、何を以て然ることを知ぞと云に、凡て此段の書ざま、比古をば日子とのみ書て、比古と書るは無し、然れば此記しるさるゝ時、此御名男王ならましかば、日子と書るべければ、其を後に比賣と、二字ながらは寫し誤るべきにも非ず、日子と比賣とは、字形もいたく異なればなり、

故伊久米伊理毘古伊佐知命者。治天下也。次豐木入日子命者。上毛野君。下毛野君等之祖也。妹豐鉏比賣命。拜祭伊勢大神之宮也。次大入杵命者。能登臣之祖也。次倭日子命。此王之時。始而於陵立人垣。

彼伊久米云々、書紀に、四十八年春正月己卯朔戊子、天皇勅豐城命活目尊曰、汝等二子、慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之、二皇子於是被命、淨沐而、祈寐、各得夢也、會明兄豐城命、以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山、向東而八廻弄槍、八廻擊刀、弟活目尊、以夢辭奏、言自登御諸山之嶺、繩絙四方、逐食粟雀、則天皇相夢謂二子曰、兄則一

栲幡千々姫命の千々に同じ、(傳十五のはじめ) 黑田宮段に、千々速眞若比賣と云もあり、都久の意未思得ず、例は玉垣宮段に、石衝別王、石衝毘賣命などあり、さて此御名は、書紀と合せて思ふに、もと千々都久(此二字以音) 倭比賣命とありつらむを、倭字をふと和に誤りたるを、(國名の倭を、後に和字に改められつるよりして、後世には倭和と通はし用ふる故に、古書なる倭字をも、和に寫誤れる例多し、) 又後人さかしらに、註を和字の下に移して、二字をも、三に改めつるなるべし、(都久和と云ても、和比賣と云ても、あるまじき御名なり、) 故和を夜麻登と訓つ、御弟の御名、倭日子と申す例をも思ふべし、○伊賀比賣命、和名抄に、伊賀國伊賀郡あり、此に依れるか、されど何の由にて、彼國の名を負給ひけむ、詳ならず、(但八坂入彦命の御女たちの、美濃國に坐ける事も、景行紀に見えたれば、此比賣命も、由ありて彼國に坐けむことも、はかりがたし、伊賀國風土記に、猿田彥神女、吾娥津媛命云々、此神之依知守國、謂吾娥之郡云々、後改伊賀、吾娥之音轉也と云り、伊賀郡に、阿賀鄉もあり、今思ふに、若くは此吾娥津媛を、猿田彥神の女と語傳へたるは、誤にて、實は此伊賀日女命の降住坐しを云るには非るか、此はせめてたゞこゝろみに云のみなり、同國延長風土記には、伊賀國者、往昔屬伊勢國、大日本根子彥太瓊天皇御宇癸酉、分而爲伊賀國、本此號者、伊賀津姫之所領之郡也云々とあり、) 書紀には、此皇女無し、其につきて云べきことあり、次に云むとす、○倭日子命、御名義ことなることなし、(神名式に河內國大縣郡、若倭彥命神社、若倭姫命神社あり、是は何の由の神名にか知らず、) 書紀には、元年二月辛亥朔丙寅、立御間城姫為皇后、先是后生活目入彥五十狹茅天皇、彥五十狹茅命、國方姫、

書紀には無きを思へば、此大毘古命の御女とまがひつるには非じか〕○伊玖米入日子伊沙知命、伊玖米は地名か、詳ならず、〔舊事紀五に、活目邑五十呉桃と云名あれども、邑字、一本には色とあれば、此も地名と定めがたし、又萬葉三長哥に、活道山とあるを、イクヂヤマと訓たれども、是はいくぢ山なり、八雲御抄に、いくぢと出されたるぞ宜しき、又其反哥に、見之活道のとあるは、イクヂと訓ては、六言の句になりて、調いかゞと思ふ人あるべけれど、此句は、ミシヽイクチノと訓べきなり、見しをみしゝと云は、古言の格なり、六巻に、活道岡とあるも同處にて、山城國なり〕記中又書紀にも、伊久米天皇とのみもあり、伊沙は勇なり、黑田宮段〔傳二十一〕比古伊佐勢理毘古命の下、考合すべし、知は例の尊稱なり、〔又知の意は、今一傳卅一訶志比宮段、伊佐比宿禰の下にも考へあり〕書紀景行卷に、皇子五十狹城入彦命、神功卷、吉師祖五十狹茅宿禰、又海上五十狹茅など云あり、○註の玖字、諸本みな久と作れども、本文と異なるべきに非れば、今改めつ、○伊邪能眞若命、伊邪の意未思得ず、〔伊佐と一なるを、佐を濁りても云るにやとも思ひよれど、然も聞えず〕應神天皇の御子にも、此同御名あり、又神功段に、伊奢沙和氣大神、又履中天皇の大御名、大江之伊邪本和氣命など、又書紀神代卷に、去來之眞名井、又伊邪河など、伊邪と云言の例なり、さて書紀には、此御子なくして、彦五十狹茅命と云あり、〔應神の御子に、同御名なるあれば、書紀の方然もあらむか、然れども彦五十狹茅にては、又御兄の大御名と同じければ、此もいかゞ〕○國片比賣命、〔片字、舊印本又一本に、斤と作るは誤なり、今は延佳本及眞福寺本に依れり〕片は堅固の義ならむか、なほ考ふべし、○千々都久和比賣命、千々は、

城の意には非るなり、此記は、借字も凡て假字の如くにて、其物其事によりて、用る字異にして定まれることも多し、たやすく見過すべからず。）書紀には、此御子無し。○八坂之入日子命、八坂は地名か、（山城國愛宕郡に八坂郷あれど、其と定めがたし。）又彌榮の意か、詳ならず、此命の御女をも、八坂之入日賣命と申せり、又書紀に、豐城命などの御母を、一云八坂振天某邊とあり、○沼名木之入日賣命、沼名の意詳ならず、神沼河耳命、又書紀安寧卷に、渟名底仲媛、孝昭卷に、渟名城津媛、又他田宮天皇大御名沼名倉云々、淨御原宮天皇大御名天渟中原云々と申せり、如此名に多くあるは、若くは沼矛などの沼にて、玉の謂にや、然らば名は之にて、（之を那と云例多し。）瓊之城なるべし、（珠城宮と云もあり）日代宮段に、沼名木郎女と申す皇女も坐り、沼と云る例は、堺原宮段に、怒能伊呂比賣、玉垣宮段に、沼帶別命など、なほ多し、さて書紀垂仁卷に、大倭大神を祭らしめむ人をトへたるに渟名城稚姫命トに食りとあるは、此比賣御子ならむか、○十市之入日賣命、和名抄に、大和國十市、（止保知）郡あり、此地に依れるか、（十の假字は登袁なるに止保知とあるは、地名なればなるべし、凡て地名の假字には、尋常に異なることのままあるなり、此は常のまゝに登袁と訓つ。）之は書紀には瓊とあり、書紀云、次妃尾張大海媛、生八坂入彥命、渟名城入姫命、十市瓊入姫命。○御眞津比賣命、開化天皇の御子に同御名ありて、上に出つ、垂仁紀初に、母皇后曰御間城姫、大彥命之女也とあり、（舊事紀には、御間城入姫といへり。）津と城との異、何れか正しからむ、（師は、城をつに誤れるかと云れたり、さることも有べし、又開化の皇女も、御同母兄を、御眞木入日子命と申せば、御眞木日賣なるべくや、又彼皇女は、

じ、此字の意なり、(宇流波志は、宇良久波志の切りたる言にて、同意なり、さて微字を書るは、微妙又精微など云微なり、又細字をも書り、) 書紀此卷に、倭迹速神淺茅原目妙姫と云もあり、○豐木入日子命、木は城の意なるべし、入の事は、上(傳廿二御眞木入日子印惠命の條下)に云り、書紀に豐城命ともあり、○豐鉏入日賣命、鉏は磯城なること、上卷(傳十一)阿遲鉏高日子根神の下、又(傳二十一)日子鉏友命と申す御名の下に云るが如し、考合せて曉るべし、されば、御兄の御名と同じことなり、(凡て同母兄妹は、同じ名なる例、いと多し、) 書紀云、又妃紀伊國荒河戸畔女、遠津年魚眼眼妙媛、(一云大海宿禰女、八坂振天某邊、) 生豐城入彦命豐鍬入姫命、○尾張連は上(傳廿一掖上宮卷始め)に出たり、○愛富阿麻比賣、和名抄に、尾張國海部郡海部鄕あり、此に依れる名なるべし、舊事紀五に、饒速日命六世孫、建宇那比命、城嶋連、祖草名草姫生二男一女云々七世孫建諸隅命、妹大海姫命、亦名葛城高名姫命、此命、磯城瑞籬宮御宇天皇、立爲皇妃、誕生一男二女と云り、(此に尾張連の始祖を、饒速日命としたるは、いみじき僞說にして、此氏の祖は、實は天火明命なること、傳十五又傳廿一、尾張連の下に委に辨るか如し、さて此建諸隅命、大海姫命の世系の處記しさまぎらはしくして、分明しからざれども、次第の例を以てよく考るに、天火明命の御子天香山命、其子天村雲命、其子天忍人命、其子天戸目命、其子建斗米命、其子建宇那比命、其子建諸隅命、大海姫命なり、さて名草姫と云下に、爲妻の二字脱たり、餘の例みな然あり、) さて女をも、某氏の祖と云こと、例多し、上(傳廿一の始め)に云り、○大入杵命、倭建命段に、柴野入杵と云人名も見えたり、杵は君の意なるべし、(木字を書ざるは、

り、(今も荒川庄とて入箇村あり)此地に因れる名なるべし、(又名草郡に、荒賀と云鄉もあり、其地の事は、古語拾遺神武段にも見えたり、されど此名は、其にはあらじ、)刀辨の事は、上(傳八伊斯許理度賣命の條下、又二十二苅幡戸辨の條下)に云り、なほ伊邪河宮段(傳二十二)なる、春日建國勝戸賣の下考合すべし、舊事紀五に、大新河命、紀伊荒川戸俾女中日女爲妻、生四男とあり、(大新河命は、物部連の祖なり、)○遠津年魚目目微比賣、遠津は、紀國の地名なるべし、(下に之を讀附べし、)萬葉七(十七丁)に、遠津之濱、十一(三十五丁)に遠津大浦、(此哥の次に並びて、木海之名高之浦とよめる哥あり、さて大浦の大字は、之の誤には非るか、)などあり、年魚は、和名抄に、鮎魚、和名安由、崔禹錫食經云、春生夏長秋衰冬死、故名年魚也とあり、目は群なり、(牟禮は米と切まる、此事、冠辭考あぢさはふ、又むぬのめの條に委し、さて年魚は、水中を殊に多く群行物なれば、如此云り、)さて此は、目微の序に置る詞なり、其由は、萬葉十三(卅丁)に、隱來之長谷之川之、上瀨爾鵜矣八頭漬、下瀨爾鵜矣八頭漬、上瀨之年魚矣令咋、下瀨之鮎矣令咋麗妹爾云々とあるも、令咋までは、皆麗と疊云むための序にして、全同じければ、此哥を以心得べきなり、(上代には、鵜に令咋て、年魚を捕事常なりし故に、鵜とは云ねども、然聞えしなり、)さて人名にも、枕詞を云ること、眞髮觸奈稻田姬、又境原宮段なる、山下影比賣などの如し、目微は、米久波斯と訓べし、目の狀の殊に美麗しかりしを、稱へたる名なるべし、(枕詞よりつゞきたる意は、年魚群と云て、其群を令咋とつゞけるなり、群を目に云かけたる例、萬葉に多し、此名を、初には、麻具波斯と訓て、麻は眞ならむと思ひしはわろし、)微は、右の萬葉の麗妹の麗と同

ば省きて、城の一字をのみ書は、必二字に定まれる例にて、葛城の城を省きて、葛上葛下と書に同じ、皇極紀には、志紀上郡とあり、）神名帳に、城上郡志貴御縣坐神社もあり、（此社、金屋村と云に在て、今も志貴宮といふとぞ、）神武紀に、倭國磯城邑、垂仁紀に、磯城嚴橿之本など見ゆ、後の欽明天皇の師木嶋宮も、此地なり、萬葉十（三十九丁）に、敷野とよめるも此か（但此は、あしき野なるか、あの字の脱たるにもあるべし、芦城こゝかしこに見えて、八卷には、芦城野とよみて、芽子をよめり、）名義は、石城ならむか、○水垣宮、凡て水垣と云は、みづ〳〵しき垣と、美稱たる稱なるを、（水は借字なり、書紀に瑞字を書れたるは、さらに當らぬことなるを、美豆に用ふる字なき故に、普く此瑞字を書ならへり、）宮號とせられたるなり、（必しも此宮の御垣の水垣なりし由の號には非ずなほ水垣の事、師の冠辭考に委し、さて歌に、水垣の久しとつゞけよむは、此宮號につきてのことゝ、昔より心得來つれども、よく思ふに、然には非ず、抑如此つゞけよむことは、萬葉十一に、處女等乎袖振山水垣久時由念來吾等者、これ始なり、此哥を四卷には、人麻呂の哥とて載たれど、人麻呂よりは古く聞ゆ、此は石上振社は、いと上代よりの神社にて、其水垣は、久しき世々を經たる故に、久しき枕詞にせしなり、かくて後は、振山といはで、たゞ水垣の久しとのみもよむは、右の哥に委て、省けるなり、若此宮號に就ていはゞ、水垣宮のといはでは、言たらず、水垣とのみにては、宮號にはなりがたかるべし、）此宮は、在三輪村東南、志紀御縣神社西と、大和志に云り、いかさまにも此あたりにぞ在けむ、書紀云、三年秋九月、遷都於磯城、是謂瑞籬宮、○木國造は、上（傳二十二）に出、○荒河刀辨、和名抄に、紀伊國那賀郡荒川鄕あ

古事記傳二十三之卷

本居宣長謹撰

水垣宮卷

御眞木入日子印惠命。坐師木水垣宮。治天下也。此天皇。娶木國造名荒河刀辨之女。刀辨二字以音遠津年魚目目微比賣。生御子。豐木入日子命。次豐鉏入日賣命。二柱又娶尾張連之祖意富阿麻比賣。生御子大入杵命。次八坂之入日子命。次沼名木之入日賣命。次十市之入日賣命。四柱又娶大毘古命之女。御眞津比賣命。生御子。伊玖米入日子伊沙知命。伊玖米伊沙知六字以音次伊邪能眞若命。自伊至能以音次國片比賣命。次千千都久和。此三字以音比賣命。次伊賀比賣命。次倭日子命。六柱此天皇之御子等。幷十二柱。男王七。女王五也。

此天皇後の漢樣の御諡、崇神天皇と申す、○師木は、和名抄に、大和國城上(之岐乃加美)郡城下(之岐乃之毛)郡とある是なり、(こは師木を、上下と二郡に分たるなり、師にあたる字を

異なるにぞあらむ、(此外に依羅連あれども、異姓なり、)

天皇御年陸拾參歲。御陵在伊邪河之坂上也。

御年六十三歲、書紀には、六十年夏四月丙辰朔甲子、天皇崩、一云、時年百十五とあり、(大御父天皇の二十二年春正月、立爲皇太子、年十六とあるに依らば、百十一歲なり、)或書に百十一と云り、(此はかの立太子の年に依て、計へて云るならむ、)○伊邪河之坂上、書紀に、六十年云々、冬十月癸丑朔乙卯、葬于春日率川坂本陵、一云坂上陵とあり、諸陵式に、春日率川坂上陵、春日率川宮御宇開化天皇、在大和國添上郡、兆域東西五段、南北五段、以在京戸十烟、毎年差充令守と見ゆ、(坂上と云、坂本と云、二の傳のうち、式にも坂上とあれば、其ぞよけむ、又兆域の狹きは、平城京内なる故なるべし、)前皇廟陵記に、或曰、今在奈良林小路韓國社奥、念佛寺境內と云り、(念佛寺の後方にあり、今此あたりの坊名に、油坂町坂之新屋町西坂など云あり、坂上と云に由あり、

古事記傳二十二之卷終

みて云、彦は美て云なり孫、と書るは、借字なるべし、比古に此字を書は、古は子の子をば、比古と云り、麻碁と云は、後世の言なり、されば古書に孫とあるは、みな比古とよむことなり、和名抄に、孫、和名無萬古、一云比古、曾孫、和名比々古とあり、されど無萬古と云は、やゝ後のことにて、比古ぞ古稱なる、さて今孫を麻碁と云は、無麻碁の訛、曾孫を比古と云は、比々古の訛なり、）さて此氏人は、書紀仁徳卷に、四十三年秋九月、依網屯倉阿弭古、捕異鳥、獻於天皇、曰、臣毎張網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而獻之云々、是今時鷹也云々、是月甫定鷹甘部、故時人號其養鷹之處、曰鷹甘邑也、（依網と云は、此人の、網を張鷹を捕て、獻れる功を美て、此時に始て、賜へる稱にもやありけむ、但既に神功紀にも見え、此にも依網屯倉とあれば、いかゞあらむ、然れどもこれらは、後の名を前へも及ばして記せるにもあらむか、依網屯倉は、皇極紀にも見えて、河内とあり、さて依網阿毘古と、依網屯倉阿毘古とは、一なるべし、日本紀竟宴集註云、定家卿家集に、依網の祠官の、求子にうたふべき哥をこふによりて、よみてつかはしける、君が代はよさみの杜のとことはに松と杉とや千年榮えむ、依網池は、住吉社より辰巳にあたりて、十六七町もあるべきか、今はやう〳〵淺びたれどなほ水多き時は、海の如く、蓮蘆蔣など多し、社は池の北に、庭井と云村の南に、今は小きほこらとなれり、或孫は、村名となりて、其西にあり云々、鷹甘邑は、今は鷹合と書て、たかひと云村、住吉郡にあり是なりと云り、庭井村鷹合村、今時もあり、（續紀十八に、攝津國住吉郡人、依羅我孫忍麻呂等五人、賜依羅宿禰姓、神奴意支奈祝長日等五十三人依羅物忌姓、姓氏錄に、（攝津國皇別）依羅宿禰、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也とあるは、御兄弟の間、傳の

らむ、)○御名部造、地名か、萬葉九(八丁)幸紀伊國時の哥中に、三名部乃浦云云とよめるあり、なほ他にもあるべき名なり、尋ぬべし、欽明紀に、佐渡嶋北御名部之碕と云もあれど、此には非じ、さて此氏も考なし、○稲羽忍海部、稲羽は因幡國なり、上卷(傳十)に出、此氏も考なし、上なる忍海部造より別れたる氏なるべし、○丹波之竹野別、此地上に出て、其處に云り、此氏は考無し、(上の多遲摩國造の下に引る國造本紀に、竹野君とある、其事彼處に云り、考合すべし、)

○依網之阿毘古、依網は、和名抄に、攝津國住吉郡大羅、(於保與佐美)郷、神名帳に、同郡大依羅神社四座(並名神大、月次相嘗新嘗、)あり、神功紀に、即得神敬而拜禮之、因以依網吾彦男垂見、爲祭神主と見え、(今も住吉郡に、吾孫子村と云もあり、)又和名抄に、河内國丹比郡依羅、(與佐美、)郷あり、水垣宮段に、作依網池、(此は河内國なり、其由は彼段に云、)書紀推古卷に、河内國作依網池、(今丹北郡池内村の池是なり、)と見ゆ、如此河内と津國と二の依網あれども、丹比郡と住吉郡とは相接て、大依羅社も依網池も、殊に此二郡界によりて、相近き地なるを以見れば、本は一なりしが、二國に分屬たるものなり、(萬葉七に、青角髮依網原とあるは、哥のさまを思ふに、參河國碧海郡依網郷にて別なり、)阿毘古は、日代宮段に、木國酒部阿毘古、景行紀に山部阿弭古など云姓も見え、姓氏錄にも、輕我孫などあれば、まづは尸なれども、姓氏錄に、たゞ我孫、(攝津國神別、又同國雜姓なり、)我孫公(和泉國雜姓なり、今和泉國和泉郡に、我孫子と云處あり、又續後紀五に、河内國人、我孫公諸成、同姓阿比古道成と云人見えたり、)など云もあれば、尋常の尸とはいさゝか異なるが如し、さて稱意は、吾彦と云ことにやあらむ、(吾とは親

命之後也、又（右京皇別）道守臣、道守朝臣同祖、豐葉頬別命之後也、又（山城國皇別）道守臣、道守臣、道守朝臣同祖、武波都良和氣命之後也、また今木、道守同祖、建豐羽頬別命之後也、又（攝津國皇別）道守臣、道守朝臣同祖、武葉頬別命之後也と見ゆ、又波多八代宿禰の後にも、道守朝臣又道守臣ありて、姓氏錄に見えたり、（然れば天武御世に朝臣姓を賜とあるは、何方の道守氏なりけむ、辨へがたし、若は二方共に賜へるを、合せて一に記されたるか、姓氏錄に、二方共に朝臣なるがあればなり、）さて氏人は、天智紀に、道守臣麻呂、續紀廿五に、道守臣多祁留、四十に道守臣東人など見ゆ、（これらも何方の道守ならむ、知がたし、此東人は、百廿二歳にして、其髮尙多、聽如少年とあり、又續紀九に、但馬國人、寺人小君等五人、改賜道守臣姓、）○忍海部造、忍海は、顯宗紀の歌に、於尸農瀰とあり、（能宇は奴と切、）其は和名抄に、大和國忍海、（於之乃美）郡これなり、さて此姓は、たゞに此地に由れるか、又忍海郎女の御名代として、定められたる者か、（忍海郎女の御事は、若櫻宮段甕栗宮段に見ゆ、御名代の事は、玉垣宮段子代の下、又高津宮段に云べし、）氏人は、清寧紀に、播磨赤石郡縮見屯倉首、忍海部造細目と云見えたり、（又天智紀に忍海造小龍、天武紀に、忍海造大國、忍海造能麻呂など見ゆ、同紀に、十年、忍海造鏡荒田能麻呂等賜姓曰連、十二年、忍海造賜姓曰連などある、これらはみな部字無し、異姓か同姓か、）姓氏錄に、（河內國皇別）忍海部、開化天皇皇子比古由牟須美命之後也とあるは、御兄弟の間、傳の異なるなり、（此に依て思ふに、波豆羅和氣王は、さばかり御子孫多くして、此記のみならず、姓氏錄、などにも見えたるに、書紀に此王の無きは、若くは比古由牟須美命と同人としたる傳にもやあ

皇皇子彦坐命之後也云云、輕我孫、治田連同氏、彦坐命之後云云、大私部、開化天皇皇子彦坐命之後也、輕我孫、治田連同祖、孫今簀命之後也、堅井公、彦坐命之後也、別公、同上、川俣公、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也、日下部連同祖、彦坐命之後也、豐階公、川俣公同祖、彦坐命男澤道彦命之後也、酒人造、日下部同祖など見え、三代實錄八にも、丹波國何鹿郡人刑部首夏繼、賜姓豐階宿禰、刑部首弟宮子、賜豐階朝臣、夏繼等自言、先出自彦坐命也と見えたり、

上所謂建豐波豆羅和氣王者。道守臣。忍海部造。御名部造。稻羽忍海部。丹波之竹野別。依網之阿毘古等之祖也。

所謂は、伊波由流と訓例なれども、此は倭建命段に、上云若建王云云、又輕嶋宮段末に、上云多遲摩比多訶云云などあるに同格なれば、伊閇流と訓べし、○建豐波豆羅和氣王、諸本みな羅字を脱せるを、今は延佳が考へ補へたるに依つ、○道守臣、道守は由ありて、此稱を負るか、(婇臣膳臣の類) 又地名か、詳ならず、(今和泉國大鳥郡堺の南莊に、道守社あり、さてもと道守と云者は、山守野守などの類にて、道路を守る者を云り、萬葉四に、吾兄子が往のまに〱追むとは、千遍思へど、手弱女の吾身にしあれば、道守の問む答を云やらむすべを不知と、立てつまづく、書紀神代卷に、泉守道者などあり、和名抄道路具に、追邏、漢語抄云知毛利とあれども、追邏は、敵のありさまなどを候ひに巡行かする者なれば、道守にはかなひがたし、) さて此氏は、天武紀に、十三年十一月、道守臣賜姓曰朝臣、姓氏錄に、(左京皇別) 道守朝臣、開化天皇皇子武豐葉頬別

穴穗朝、多遲麻君同祖、若角城命三世孫、大船足尼、定賜國造とあり、（品治、造とあるは、造上に國字の脱たるなり、多遲麻君同祖とあるは、次なる多遲摩國造の下と考合すべし、）仁德紀に、吉備品遲部雄䱊と云人見えたり、○針間阿宗君、神名帳に、播磨國揖保郡阿宗神社あり、此地に依れり、針間の事は、黒田宮段に出、（傳廿一大吉備津日子命の條下）○河俣稻依毘賣、河俣は、河内國若江郡にあり、高岡宮段（傳廿一の始）に出たり、稻は字の意なるべく、依は例の宜しなり、○大多牟坂王、多牟坂は地名か、（若然らば、廻坂の意にてつけたる名にや、）詳ならず、國造本紀に、淡海國造、志賀高穴穗朝御世、彦坐王三世孫、大陀牟夜別、定賜國造とあるは、此王には非るか、（淡海國造も、父の息長に縁もあり、）又倭建命段に、意富多牟和氣と云人あり、考合すべし、（傳廿九）○註に此者とある、上に云る此王者の格なり、○多遲摩國造、但馬國なり、國造本紀に、但遲麻國造、志賀高穴穗朝御世、竹野君同祖、彦坐王、五世孫、船穗足尼、定賜國造、（此人彦坐王五世孫ならば、此大多牟坂王の子にやありけむ、さて竹野君同祖と云るは、次に出たる丹波之竹野別は、建豐波豆羅和氣王の子孫なれば、御兄弟の間傳への異なりしにや、さて又上なる高額比賣の、但馬國の生なると、此大多牟坂王の、其國造の祖なるとを合せて思ふに、若くは息長宿禰王、但馬國に下り坐し事ありて、かの高額比賣に娶て、大和に率て還て、葛城には住せられしにやありけむ、又此大多牟坂王の、但馬國造の祖なるも、父の其國に下り坐し事の由縁やありけむ、これらはいかゞありけむ、凡て知られぬ事どもなれども、せめてこゝろみに云のみなり、）
○上件は皆日子坐王の御子孫なり、右の外にも、此王の御子孫は、なほ姓氏錄に、治田連、開化天

る名なり、さて此比賣の世系は、明宮段末に見えて、新羅國より參來つる、天之日矛の末、多遲摩比多訶と云人の女にて、(其に、此者息長帶比賣命之御祖とあり、) 但馬國にて生れたる人と聞えたるに、大和の高額をしも名に負るは、其地に移居れけるにやあらむ、(下に多遲摩國造とある下に云ることあり、考合すべし、神名式に、但馬國氣多郡鷹貫神社と云あり、似たる名なれども、此は葛城とあれば、大和なること動かず) ○息長帶比賣命、息長は、御父の名に同じ、彼地にして生立坐しにやあらむ、(書紀、此姬命御卷に、六十九年崩云云、是日追皇太后曰氣長足姬尊、と此御名を後謚の如く記されたれども、然らず、御弟をも息長日子と申しゝかば、此も生時よりの御名なりしこと著し、彼息長日子の例を以思へば、此姬尊も、本は息長日女命と申せしを、崩坐て後に、足日女とは加稱へ申せるにやあらむ、) 帶は (字は借字にて) 足の意なり、三代實錄十七 (貞觀十二年、宗像大神に奉り賜ふ、告文) には、大帶日姬とあり、めづらし、) 此も古き物に有しことなるべし、) さて書紀には、氣長足姬尊、稚日本根子彥太日々天皇之曾孫、氣長宿禰王之女也、母曰葛城高額媛とあり、(天皇之曾孫とあるは、此記と合はず、此記にては、五世御孫なり、もし曾孫とあるを、息長宿禰王のことゝしても、なほ合はず、彼王も、天皇の玄孫なればなり、) ○虛空津比賣命、虛空とは、如何なる由にて負坐る名にか、詳ならず、○息長日子王、父王姉命の息長に同じ、○註なる此王者三字は上なる此朝廷別王者云云などの例に依ば、此息長日子王者と云て、大書べきことなり、若名は省きて云とも、大書べき例の文なり、○吉備品遲君、和名抄に、備後國品治、(保牟知) 郡品治郷あり、是なり、國造本紀に、吉備品治、造、志賀高

り、（名義は、蟹目嚴しと云稱名か、然るは此王の目の嚴かりけるにや、蟹は、目の殊に嚴き物なれば、譬言るならむ、豆知は尊稱にて、野椎神の下（傳五諸神等生座の段）に云るが如し、なほ又建御雷神の下（傳五迦具土神被殺の段）を考合せて、雷てふ意を知べし、中臣氏にも、雷大臣命と云あり、（姓氏錄三代實錄などに見えたり、此は仲哀記神功紀允恭紀に、中臣烏賊津使主とある人なり、但し仲哀の御世より、允恭の御世までは、いと久しければ、同名にて異人なるべし、又中臣系圖に、天兒屋根命の五世孫にも、伊香津臣命あり、是又異人なり、其故は、其伊香津臣命の五世孫、臣狹山命、其子雷大臣命とあると、續紀卅六に、伊賀都臣は、意美佐夜麻の子にて神功皇后御世に仕奉とあるとを、合考れば、續紀の伊賀都臣は、系圖の雷大臣命なり、系圖の狹字は、狹の誤なることも知らる、又伊賀都臣と云も、雷大臣と云も、名は一なりしことをも知べし、さて中臣の世系の中に、同名の人三人ありしなり、抑これは此には要なき事なれど、雷と云名の因に辨ふるなり、）さて帝王編年記に、大筒城眞若王、男爲稚筒城王、稚筒城王男息長宿禰と云り、此據ありしことか、若然らば此王の亦名を、若筒木王と申しけるなるべし、○丹波之遠津臣考なし、○高材比賣、材字は記中に用ひたる例なければ、（此記は、凡て人名地名など、大抵用ひたる字定まれり、若紀と云言ならむには、必木字又城字を書る例なり、）決く寫誤りなり、村又は我などなるべし、然れども（いさゝか證も考得ず、）諸本並材と作れば、今輙く改め難し、故訓も、姑く舊本の隨に附つ、名の意も考ふべき手着なし、○息長宿禰王、息長は、近江國坂田郡の地名なり、上に出、○葛城之高額比賣、和名抄に、大和國葛下郡高額鄕あり、此地に依れ

云しは、其あたりの國造、本巣國造と云しは、又本巣と云地もありけむ、其處の國造なりとせむも、何事かあらむ、又かの前後とあるは、時代の前後を分て云るかとも思へども、若然らば、一に擧べきに、別に擧たるは、然には非じ、八瓜命は、神大根王の亦名にて、上に出たり、天武紀に、美濃連と云あれども、異姓なるべし、)本巣は、和名抄に、美濃國本巣(毛止須)郡これなり、此氏考なし、○長幡部連、神名帳に、常陸國久慈郡、長幡部神社あり、此地なり、類聚國史五十四に、常陸國人、長幡部福良女、授少初位上云云、主計式、諸國輸調に、長幡部絁(長六丈、廣一尺九寸、)とあり(式に、武藏國賀美郡にも、長幡部神社あり、)○同母弟は、師の伊呂杼と訓れつるを用ふべし、若櫻宮段穴穗宮段などに、伊呂弟とあるに同じければなり、(女なれば伊呂妹と書る、其は伊呂毛なり此事傳十三天若日子下に委云り、考合すべし、書紀に、母弟同母弟などをハラカラ、オモハラカラ、ハヽハラカラ、ハラカラノイロト、オナジハラノイロトなど訓るは、皆古稱にあらず、)○母泥能阿治佐波毘賣、母泥二字のうち誤あるべし、(眞福寺本には、此二字を、丹波と作れども、宜しとも思はれず、又一本に、母字の傍に、名歟と注るせり、此はよき考へなり、)名意思得ず、阿治は、阿遲鉏高日子根などの阿遲と同く、佐波は、佐波遲比賣の佐波と同きか、○迦邇米雷王、(米字、舊印本又一本などに、來と作るは誤なり、今は眞福寺本延佳本又一本に依れり、注なるも同じ、)雷は伊加豆智と訓べし、(たゞ豆知と訓るは非なり、記中豆知に此字を用ひたる例なし、書紀には、香來雷山雷など書る所もあれども、此記には、豆知の借字には、椎土などをのみ用ひたり、建御雷の雷は、加豆知の借字なり、此も上の御の韻の伊より接く故に、伊加豆知な

己止美加度よく似たれば、若くは此は此朝廷別王のことには非るか、さて國造本紀には、穗國造、泊瀨朝倉朝、以生江臣祖葛城襲津彥命四世孫、菟上足尼、定賜國造とあり、此の傳と異なり、）○近淡海之安直、直字、諸本共に置と作り、其は若は稻字の脫たるにて、稻置ならむかとも思へど、なほ直を誤れるなり、（下卷高津宮段などにも、直字を置に誤れる例あり、）故改めつ、安は、和名抄に、近江國野洲郡これなり、此氏は考へなし、倭建命段に、近淡海之安國造と云あり、此は別なるか同きか、しらず、（此記に木國造祖とあるを、書紀には紀直祖、とあるなどの例もあれば、一氏を、時々の加婆泥のまゝに、直とも國造とも語傳へたるにもあるべし、）○三野國之本巣國造、此は二氏にて、上は三野國造なるを、造字を之に誤れるなるべし、日代宮段に、三野國造之祖、神大根王と見え、書紀其卷にも、美濃國造名神骨とあればなり、（若三野の本巣ならば、白檮原宮段末に、道奧石城國造、常道仲國造などある例を思ふに、三野之とありて、國字はあるまじきことなるに、三野國とあるも、本巣とは別なるがごと思はる、）國造本紀にも、美野前國造、春日率川朝、皇子、産坐王子、八瓜命、定賜國造とあり、（此次に、三野後國造と云もあり、抑如此前と云後と云るは、越前越後などの例の前後にや、若然らば、美濃の內にて、本巣郡は、京師の方に依れゝば、道口とも云つべければ、三野前國とは本巣郡のあたりを云るものとして、此も其國造として、三野之本巣國造と云る證ともすべきが如くなれども、美濃國を前後と二に分むには、其前の方にも、本巣をおきて、なほ數郡の地あれば、本巣國造の外に、三野前國造あらむも妨なければ、其を三野國造と云むも、又妨なし、又本巣郡の內に、美濃鄕もあれば、上古に三野國造と

ず、又姓氏錄に、葛野連葛野臣などあれど、異姓なり、）〇近淡海蚊野之別、和名抄に、近江國愛智郡蚊野鄕あり、是なり、（神名帳に、同郡輕野神社あり、此は一か別なるかしらず、）此姓も考なし、〇若狹之耳別、和名抄に、若狹國三方郡彌美鄕（今本彌字を禰に誤れり、）あり、是なり、神名帳に、同郡彌美神社あり、さて此氏も考なし、〇河上之摩須郎女、河上は、和名抄に、丹後國熊野郡川上鄕あり、是なり、摩須の義は、未思得ず、郎女は、書紀景行卷に、郎姫此云異羅菟咩と見え、天智卷に、伊羅都賣、續紀廿二に、藤原伊良豆賣などもあり、此等に依て、訓を定むべし、又舒明紀に、郎媛、孝德紀に娘などもあり、さて男に郎子、女に郎女と云、伊羅は、伊呂勢伊呂弟などの伊呂、又入彥入姬などの入など、皆同言にして、親み愛しみて云稱なり、此事上（傳廿一常根津日子伊呂泥命の條下）に既に云り、〇比婆須比賣命、御名義、未思得ず、此は玉垣宮御宇天皇の大后に坐、書紀垂仁卷に、薨坐しことを記せる處には、一云日葉酢根命ともあり、〇眞砥野比賣命、これも名義未思得ず、〇弟比賣命、名義字の如し、右三柱の女王たちの事、玉垣宮段（傳二十五）に出たり、云べき事どもあり、彼處に云むとす、〇朝廷別王、（廷字庭と作る本もあり、其も惡からず、）朝廷は美迦度と訓、此王如何なる由にて、此名負給へるにか、詳ならず、〇三川之穗別、三川は參河國なり、此國、男川豐川矢作川とて、三の大川ある故に、三川と名くと云り、（男川は、今大平川と云、豐川は、吉田川なりと云り、或說には、男川は、加茂郡より出て、池鯉鮒の西今岡の東を、南へ流る丶川なるべし、大平川には非じとも云り、）穗は、和名抄に、參河國寶飫（穗）郡とある、是なり、（飫字、誤て飯と作り、今も然り、）舊事紀五に、三川穗國造美己止直と云人あり、（美

事紀に、彦坐王、當麻、坂上君等祖とあり、）○佐佐君、考へなし、（神名帳に、伊賀國阿拜郡、佐々神社あり、又近世佐々と云族あり、）○日下部連、日下は、河内國河内郡にある地名なり、此地の事は、（傳四十一朝倉宮段に委云べし、）さて沙本毘古王の子孫の、河内國に在しとは、書紀雄略卷に、狭穂彦玄孫齒田根命云云、使齒田根命資財露置於餌香市邊云云、（餌香は、河内國古市郡にあり、）とあるにて知らる、（なほ次に引る書どもにも見ゆ、）此氏人は、顯宗紀に、日下部連使主、其子吾田彦、孝德紀に、草壁連醜經など見ゆ、天武紀に、十三年十二月、草壁連賜姓曰宿禰、續紀廿九に、河内國河内郡人、日下部意卑麻呂賜姓日下部連、また日下部連意卑麻呂、賜姓宿禰、姓氏錄に、（山城國皇別）日下部宿禰、開化天皇皇子彦坐命之後也、又（攝津國皇別）日下部宿禰、出自開化天皇皇子彦坐命也、又（河内國皇別）日下部連、彦坐命子、狭穂彦命之後也、日下部、日下部連同祖、又（和泉國皇別）日下部首、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也、日下部、日下部首同祖、三代實錄九に、播磨國餝磨郡人、日下部利貞日下部歲直等、賜姓日下部連、貫附攝津國嶋上郡、狭穗彦命之後也、（此日下部をみな、今本には誤て、早部と作り、然るに廿四卷に、攝津國嶋上郡人、日下部連歲直男、日下部連利貞等、改本居貫右京二條三坊とあるにて、日下部なること著ければ、改めて引つ、）など見えたり、神名式に、和泉國大鳥郡、日部神社あり、（日子坐命を祭ると云り、）○甲斐國造、國造本紀に、甲斐國造、纏向日代朝御世、狭穂彦王三世孫、臣知津彦公、此子鹽海足尼、定賜國造、○葛野之別、葛野は、山城國葛野郡これなり、此地の事、上卷（傳十二）又明宮段に云り、（傳三十二）此氏考へなし、（持統紀に、葛野羽衝と云人見えたるは、此氏か非るか、玄ら

例彼此あり、〕とある、此らは此王とは別人なれども、同名の例なればなり、同書に、明立天神影命と云名も見えたり、名義は、未思得ず、さて此王の事、玉垣宮段（傳二十五）に見えたり、○莵上王、莵上の事は、上卷（傳七）莵上國造の下に云り、但し此王の名に負るは、何なる由にか詳ならず、神名帳に、伊勢國朝明郡莵上神社あり、（又參河國寶飫郡に、莵足神社あり、社説に、祭神開化天皇孫、大俣王第二子、莵上王也と云りとぞ、いかなる由にか、心得ぬことなり、）此王の事も、玉垣宮段に出たり、○伊勢之品遲部君、此氏の事考なし、品遲部の事は、玉垣宮段（傳廿五）に委云べし、○佐那造、佐那の事は、上卷に出て、彼處（傳十五御孫命御天降の段下佐那縣の條下）に云り、大神宮儀式帳に、佐奈乃縣造御代宿禰と云人あり、（其文も、傳十五に引り、さて曙立王の事、玉垣宮段に見えたるに、此御代宿禰云々も、同御世の事なれば、此は異姓の人か、又曙立王の子などにもやありけむ、詳ならず、）此外此氏の事考なし、○比賣陀君、若櫻宮段に、比賣陀君等賜姓、謂比賣陀之君とあり、此氏の事も考無し、（神名式に近江國伊香郡、賣比多神社あるは、比賣多の誤には非るか、）○次小俣王、次は、大俣王の次なり、（莵上王者の上に、次と云ざるにて、文義混はず、）○當麻勾君、當麻は、大和國葛下郡にあり、此地の事、若櫻宮段（傳卅八當岐麻道の條下）に云べし、彼此に當岐麻とあり、如此訓べし、勾は、麻賀理と訓、こは書紀崇峻卷に、廣瀬勾原とある處なるべし、（和名抄に、大和國廣瀬郡に、下句とある郷名は、下勾の寫誤なるべし、）さて今は、當麻と廣瀬郡とは、稍遠けれども、上代には、當麻は廣き名なりしかば、當麻の勾とは云るなり、なほ勾てふ地の事は、下卷勾之金箸宮段に云べし、此氏の事は考なし、（舊

也。次室毘古王者。若狹之耳別之祖。其美知能宇志王。娶丹波之河上之摩須郎女。生子。比婆須比賣。次眞砥野比賣命。次弟比賣命。次朝廷別王。四柱。此朝廷別王者。三川之穗別之祖。此美知能宇斯王之弟。水穗眞若王者。近淡海之安直之祖。次神大根王者。三野國之。本巢國造。長幡部連之祖。次山代之大筒木眞若王。娶同母弟伊理泥王之女。母泥能阿治佐波毘賣。生子。迦邇米雷王。迦邇米三字以音。此王娶丹波之遠津臣之女。名高材比賣。生子。息長宿禰王。此王娶葛城之高額比賣。生子。息長帶比賣命。次虛空津比賣命。次息長日子王。三柱。此王者。吉備品遲君。針間阿宗君之祖。又息長宿禰王。娶河俣稻依毘賣。生子。大多牟坂王。多牟二字以音。此者多遲摩國造之祖也。

此段は、日子坐王の御子たちの子孫を擧たり、○兄とは、大俣王は、日子坐王の第一子なるを云るなり、○曙立王、阿氣多都と訓べし、姓氏錄（縣犬養宿禰下）に、阿居太都命、（印本、阿を佐に誤まり、今は古本に依れり、）又（大椋置始連下）阿居太都命（此も印本には、阿字を脱せり、今は古本に依れり、又二共に、太を大と作るも誤なり、）さて居字は、古書にケの假字に用ひたる

意か、例は五百木之入日子命、書紀に五百野皇女などあり、依は宜しなり、(上に云り、) ○三井津比賣、天智紀に、於山御井傍敷諸神座、而班幣帛とある、(此は京近處にての事と聞えたり、此時の京は、近江大津なり、さて山御井と云は、美き井ありて、古より其地名ともなれりしなるべし、谷川士清も、此は近江國滋賀郡三井寺の地ならむと云りき、凡て古の寺名は、其地名を以て呼が多かれば、三井も地名なり、) 此地に依れる名ならむか、○母弟は、御波々能淤登と訓べし明宮段の末にも、此例あり、(傳卅四) 日子坐王の御母は、意祁都比賣なれば、其妹と云ことなり、(漢國にて、同母弟のことを、母弟と云ども、其には非ず、又姉に對ては、妹を妹とは云ず、弟と云ぞ古の例なる、) ○袁祁都比賣、名義は、上なる意祁都比賣の下に云るが如し、○山代之大筒木眞若王、筒木上に見ゆ、○比古意須王、意須の意、未思得ず、○伊理泥王、伊理は、入日子入日女などの入と同じ、(上に云り、) 泥は例の尊稱なり、○十一王は、登袁麻理伊都波斯羅と訓べし、一字は、五を寫誤れるか、將稗田翁が誦誤れるか、數違へり、上に擧たる王等は、合せて十五柱ぞ有る、(男王十二柱、女王三柱なり、)

故兄大俣王之子。曙立王。次菟上王。二柱 此曙立王者。伊勢之品遲部君。伊勢之佐那造之祖。菟上王者。比賣陀君之祖。次小俣王者。當麻勾君之祖。次志夫美宿禰王者。佐佐君之祖也。次沙本毘古王者。日下部連。甲斐國造之祖。次袁邪本王者。葛野之別。近淡海蚊野之別祖

附會たるものにして、いみじき妄説なり、元々集などにも、此妄説を以て載られたり、(さて彼加佐郡に、彌加宜神社のあるは、此王の、外祖神を祠給へるにやあらむ、さて此王を、書紀垂仁卷に丹波道主王者、稚日本根子太日々天皇子孫、彦坐王子也、一云、彦湯隅王之子也とあり、(子孫の子字は、之の誤か、)○註に、此王名、名字、諸本共に字と作れど、其は誤なること著ければ、(延佳が名字なるべしと云るに從ひて)改めつ、○水之穗眞若王、之穗は、穗之を下上に誤れるなるべし、(此名下に出たる處には、之字なし、妹名にも之字なし、)故美豆本能と訓つ、さて水穗は、近江國の地名にやあらむ、(母の國近江にて、又此王、近江安直の祖なればなり、今野洲郡に、水保村あり、是か、みづみづしき稻穗の意にはあらじ、)眞若は、殊なることなき稱名なり、○神大根王、ことなることなき稱名なり、書紀景行卷に、神骨とある、此王のことなり、(大根の意を省きて、富泥と云るなり、)此王の女等の事、日代宮段に見ゆ、○八瓜入日子王、八瓜は、夜都理と訓べし、都に宇の韻ある故に、瓜字を借て書るなり、此字を諸本共に、爪と作るは誤なり、爪はつめなり、かくて延佳は、下の入字までかけて三字を、ヤツリと訓るは、爪をツメの畧に取れるなるべし、非なり、又師は、爪を乘字の省文として、夜須と訓れつるは、近江の野洲を思はれたるなるべけれど、記中に乘字など假字に用ひたる例なきをや、)此は地名にて、今大和國高市郡に上八釣村、十市郡に下八釣村ある、(二村近し、今はヤトリと唱るなり、)是なるべし、顯宗紀に、近飛鳥八釣宮、萬葉三(十七丁)に、矢釣山、十二(三丁)に、八釣河などある、此地なり、さて允恭天皇の御子に、八瓜之白日子王と申すも坐り、○水穗五百依比賣、水穗上に同じ、五百は字の

ばなり、美知能宇斯は、書紀に、道主とある是なり、(奴志は、能宇斯の切まりたるにて、大人と同じことなり、) 欽明紀に、道君と云ることもあり、又天武御世に、八色姓を定められたる第五を、道師と云も、道主と云ことの古くあるに依て、字を換て、新に姓の尸とせられたるなり、(奴と能とは通、) 又書紀神代巻に、日神所生三女神云々、今在海北道中、號曰道主貴、ともあり、さて道主の道は、國を云なり、其由は、(傳二十三) 水垣宮段に、東方十二道とある處に委云べし、さて此王の此名を負給へる故は、書紀崇神巻に、十年九月、以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主命遣丹波、因以詔曰、若有不受教者、乃舉兵伐之、既而共授印綬爲將軍、とありて、丹波に遣はされ、其道の主となり坐るなり、(道とは、詔蒙りて、言向に罷る國を云なり、此事彼十二道の下に委く云べし、彼欽明紀なる道君は、其上文に、越國郡司とある者を指て云るなり、當時いまだ郡司と云號はあるまじければ、郡司の字は、撰者の意以て書れたるにて、其實は、京より遣はし置れたる司なるべし、故ミチノウシと訓る、古意によくかなへり、又彼三女神は、在海北道中と云、又一書に、宜降居道中、奉助天孫、ともある故に、道主と申すなり、海北道中とは、筑紫の北面の海路にて、即胸形宮其處なり、道中とは、韓國に渡る海路なるを云るにて、其は其外國の防護の爲に、降居しめ賜ふなり、故助天孫とは詔へり、此義は、傳七の胸形君の條下に云る、貞觀十二年の告文の趣を以てさとるべし、さて伊勢外宮の書どもに、豐受大神の丹波に坐しほどの事を云とて、此王の事を牽よせ、道主と云名に因て、又彼三女神の御事をさへ牽よせて、又此王の名をも、丹波道主貴と云て、彼大神を齋祭たまひしことを云るは、皆丹波の因より

さて姓氏錄に、山背忌寸、天都比古禰命子、天麻比止都禰命之後也、とあるを以見れば、天麻比止都禰命は、天御影命と一神にや、なほよく考ふべし、舊事紀、皇孫尊の天降坐時、爲防衛天降仕奉三十二人の中に、天御蔭命ありて、凡河內直等祖とあり、とある是なり、近江國に彥根と云地名あるは、父神の御名に由あり、(天津日子根命の御事は、傳七に出、) さて此神の社は、神名帳に、近江國野洲郡御上神社、(名神大、月次新嘗、) 三代實錄に、貞觀元年正月、奉授近江國三上神從五位上、同七年八月、授近江國從五位上三上神正四位下、同十七年三月、授近江國正四位下三上神從三位と見えたる是なり又神名帳に、丹後國加佐郡彌加宜神社あり、此神社の事、次に云べし、○女、こは右の社の神の御靈の、現男に化て、女人に娶て、生賜へる女子なり、然る例多し、白檮原宮段に、美和の大物主神の御靈の、壯夫に化て、勢夜陀多良比賣に娶て、伊須氣余理比賣命を生坐しこと、又水垣宮段なる、意富多々泥古の事など、考合せて知べし、○息長水依比賣、息長は地名にて、諸陵式に、息長墓、在近江國坂田郡と見えたる地なり、萬葉十三 (二十七丁) に、師名立都久麻左野方、息長之遠智能小菅云云、(筑摩も、近江國坂田郡なりと、仙覺が抄に見ゆ、) 廿 (四十九丁) に、爾保杼里乃於吉奈我河波云々、天武紀に、與近江軍戰息長横河、(續紀十三に、坂田郡横川頓宮、更科日記に、不破の關あつみの山など越て、近江國おきながといふ人の家にやどりて、四五日あり、) などあり、水は、みづみづしきなり、依は宜なり、(呂志は理と切、) 上に云るが如し、○丹波比古多々須美知能宇斯王、丹波は丹波國なり、多々須は、立を延たるか、國造本紀に、稻葉國造、志賀高穴穗朝御世、彥坐王兒彥多都彥命、定賜國造とあるは、此王と聞ゆれ

位及六十以上、然後及壯年白丁、即免課役、四時祭式、祈年祭、神祇官祭神七百三十七坐、奉班幣帛儀に、神祇官人云々、大臣以下云々、神部引祝部等入云々、中臣進就座、宣祝詞、每一段畢、祝部稱唯云々、忌部二人、進夾案立、史以官次唱御巫及社祝、祝稱唯進、忌部頒幣帛畢云々、國司祭祈年神二千三百九十五座、祭日幷班幣儀、並准神祇官とあり、萬葉四に、三輪之祝、十に、祝部等之齋經社之、十二に、祝部等之齋三諸乃犬馬鏡、十九に、住吉爾伊都久祝之神言等云々、さて此御上祝は、たゞ御上社の祝部と云とは、いさゝか異にして、上卷に、胸形君等之以伊都久三前大神者也、などある類なれば、姓なり、姓氏錄に、鴨部祝紀祝波多祝三歲祝など云姓もある、其類なるべし、玉垣宮段に、坐出雲之石坰之曾宮、葦原色許男大神以伊都玖祝之云々、とあるとは、語のさま異なり、○以伊都玖ば、傳六（綿津見神の條に出）　○天之御影神、天之は、神名に附たる例の天之某國之某と云天之なり、御影に付たるには非ず、（萬葉一、藤原宮御井哥に、高知也天之御蔭、天知也日御影乃水許曾波云々、式の祝詞に、皇御孫命能瑞能御舍仕奉弖、天御蔭日御蔭、登隱坐弖、また高天原爾千木高知弖、天能御蔭日能御蔭止定奉弖、推古紀哥に、やすみしゝわがおほきみのかくります、阿摩能椰蘇訶礙云々などある、萬葉なるは、天之影と云こと、其餘は、天之蔭と云ことなり、此の神名の天之は、これらとは異なり、）さて御蔭とは、何の由にて負賜へる御名にか、詳ならず、さて此神は姓氏錄に、額田部湯坐連、天津彥根命子、明立天御影命之後也、また山直、天御影命十一世孫、山代根子之後也、（上卷に、天津日子根命、山代國造祖と見え、書紀神代卷にも、天津彥根命、凡河內直山背直等祖也とあれば、此山直は、山代直なるが、代字の脫たるにやあらむ、

り、此地に依れる名か、○近淡海は、上卷（傳十二）に見ゆ、○御上祝、御上は、和名抄に、近江國野洲郡三上、（美加無）鄕是なり、（美加無とあるは、や丶後の音便の唱なるべし、古へは美加美とぞいひけむ、）拾遺集に、安和元年大嘗會風俗、みかみの山、（大中臣能宣）ちはやぶる三上の山の榊葉は、榮えぞ益る末の世までに、（清原元輔）萬代と三上の山の響くには、野洲の川水淸ぞ合にける、千載集、元暦元年大嘗會悠紀方風俗哥、（藤原季經朝臣）常磐なる三神の山の杉村や、八百萬世の表なるらむ、此餘も歌多し、祝は波布理と訓、山城國相樂郡の鄕名祝園、此記に波布理曾能と書り、又和名抄（上野國新田郡の鄕名）に、祝人波布利とあり、（是波布理てふことの、正しく見えたるなり、）神功紀に、小竹祝天野祝など見ゆ、（神武紀に居勢祝とあるは、神社の祝部には非じ、景行紀なる蝦夷名大羽振邊などの類の名なるべし、）欽明紀に、天皇命神祇伯、敬受策於神祇、祝者廼託神語報曰云々、持統紀に、八年三月乙巳、奉幣於諸社、丙午賜神祇官頭至祝部等、一百六十四人絁布、各有差と見ゆ、職員令、（神祇官伯一人、掌神祇祭祀祝部神戸名籍云云とある）祝部の義解に、謂爲祭主贊辭者也、其祝者、國司於神戸中、簡定即申太政官、若无戸人者、通取庶人也、（祭主は、此は官職の祭主には非ず、祭をなす主人を云なり、贊辭は祝辭の類なり、説文に、祝祭主贊詞者、書經疏に、以言告神謂之祝、）神祇式に、凡諸神宮司及神主等、未滿六年遭喪解任、不得補替、仍令祝部行事、服闋之日、復任滿限、其禰宜祝部、一補之後、不須輙替、（同式に、凡禰宜祝與人鬪打、及有他犯、詳其由移送此官、國司勿輙決罸、）民部式に、凡諸社神主禰宜祝者、擇八位以上、及六十以上、堪祭事者補之、雖元來定氏之社、幷神戸百姓、而先盡八

神三世孫、天礪目命之後也と云もあれば、男名にも戸賣と云ありしにや、若然らば彼神武紀なる名草戸畔なども、皆男にやあらむ、國勝と云例、書紀神代卷に、事勝國勝長狹と云あり、○沙本之大闇見戸賣、諸本に之字無し、今は眞福寺本及一本にあるに依れり、沙本は、大和國添上郡の地名なり、此地の事は、玉垣宮段（傳廿四沙本毘賣命の條下）に云べし、闇見も地名にやあらむ、神名帳に、若狹國三方郡闇見神社あり、（彼國に今も此地名あり、）此生る御子室毘古王の、若狹耳別の祖なるも由縁あり、さて神功紀に、倉見別と云人も見えたり、○沙本毘古王、此王も御母の居地沙本に住りけむさま、（傳廿四）玉垣宮段に見ゆ、なほ此王の事、彼段に出たり、さて同母妹沙本毘賣命の亦御名佐波遲比賣と申すに准へて見れば、姓氏錄（豐階公下）に、彦坐命、男澤道彥命とあるは、此王なるべし、○袁邪本王、小沙本にて、上に同じ地名なり、（沙を濁るは、小より連く故なり、）○沙本毘賣命、御兄に同じ地名なり、（事のついでに云、後世の哥に佐保姬と云ことあり、春の哥には佐保姬、秋の哥には立田姬とよめり、これ奈良京のころ云出たることなるべし、立田は奈良より西にありて、立田姬と申す神坐に對へて、佐保は東にあるを以て、春にとりて、佐保姬と云名を設けたるなるべし、西三條公條公の高野山參詣記に、奈良のあたりの所に、佐保姬社にまゐりしにとあるは、さる社もあるにや、）○佐波遲比賣、御名義未思得ず、是も地名か、（倭姬命世記に、從此所幸行、澤道野有支、其處乎澤道小野號支と云る、此は伊勢國度會郡にて、今佐八と書て、サ。ウ。チと唱ふる地なり、）○註に、伊久米天皇は、玉垣宮御宇天皇に坐す、書紀繼躰卷にも、活目天皇とあり、○室毘古王、和名抄に、大和國葛上郡牟婁郷あ

は加理婆多と云しを、や、後に轉て、加爾婆多とも云しなるべし、(郷名に、蟹字を書るを以て知べし、)かくて其を音便に加牟婆多とは云なり、又下巻(傳四十)宍穂宮段に、山代苅羽井とある處、考合すべし、(彼苅羽井をも、後には樺井と云り、)戸辨は斗賣と同じ、書紀に石凝姥神を、同一書には、巳凝戸邊ともあるにて知べし、(巳字は、石の誤なり、)なほ此稱の事は、上巻伊斯許理度賣命の處(傳八天石屋戸の段下)に云るが如し、戸辨の例は、水垣宮段に荒河刀辨、書紀神武卷に、名草戸畔(戸畔此云妬鼙、)丹敷戸畔、新城戸畔などあり、さて苅幡戸辨、玉垣宮段(傳二十四)に同名あり、彼處に云ること考合すべし〇大俣王、小俣王、俣は全の意か、此名の例は、明宮段に、多遲摩之俣尾など、其外もあり、又兄弟の名を、大と小とにて分てるは、大碓命小碓命、意富祁命袁祁命など、なほ彼此あり、大俣王と云は、玉穂宮段他田宮段、書紀、舒明卷皇極卷などに同名あり、〇志夫美宿禰王、名意未思得ず、地名にやあらむ、神名帳に、伊勢國安濃郡志夫彌神社あり、(今も澁見村と云もあり、)〇春日建國勝戸賣、戸賣の事上(傳八伊斯許理度賣命の條下)に云り、抑女のために親を云には、父を擧る例なるに、戸賣と云は女の名にて母の如聞ゆるは如何ぞや、水垣宮段に、荒河刀辨之女云々とあるも、此と同例なり、これら殊なる由ありて、父をおきて母を擧たるにや、(鏡作連の祖伊斯許理度賣命、猿女君の祖天宇受賣命なるが如き例か、)女名に建と云る例は、倭建命段に、大吉備建比賣、書紀景行卷に、襲武媛などあり、國勝と云るは、孝靈紀に、倭國香媛などあり、(正鹿山津見を、書紀には正勝山祇とあり、是勝と加と通ふなり、)但姓氏録に、火明命五世孫、建刀米命之後也と云姓、これかれ見え、又同

亦名佐波遲比賣。此沙本毘賣命者。爲伊久米天皇之后。自沙本毘古以下三王名皆以音次室毘古王。四柱又娶近淡海之御上祝以伊都玖。此三字以音天之御影神之女。息長水依比賣。生子。丹波比古多々須美知能宇斯王。此王名以音次之水穗眞若王。次神大根王。亦名八瓜入日子王。次水穗五百依比賣。次御井津比賣。五柱又娶其母弟袁祁都比賣命。生子。山代之大筒木眞若王。次比古意須王。次伊理泥王。三柱此二王名以音凡日子坐王之子。幷十一王。

次日子坐王、この次は、上の其兄とある其次なり、(讚岐垂根王の次と謂に非ず、) ○山代は、山城國なり、此國の事は、上(傳七)に出たり、○荏名津比賣、此名諸本共に、荏名名津とあるは、名字一衍なるべし、今は眞福寺本に無きに從ひつ、さて荏名は地名にて、津は例の助辭なるべし、又津まで地名にもあらむか、) 萬葉三に、墨吉乃得名津爾立而云々、和名抄に、津國住吉郡榎津、以奈豆、此は荏名津の例なり、○和名抄に荏和名衣、) 今山城國綴喜郡に、江津村あり、(古は江之津と云しか、) ○苅幡戸辨、和名抄に、山城國相樂郡蟹幡(加無波多) 郷、神名式に、同郡綺原坐健伊那太比賣神社あり、此地なり、(今は綺田村と云、和名抄錦綺類に、綺加無波太) 上代に

などあり、(古書に、宿禰を足尼とも作ること多し、此足尼も垂根と、よらせずば亂るべし、足尼は二字共に音を取れる假字にて、宿禰と一なり、其由續紀卅二にも見えたり、然るを舊事紀に宿禰と足尼とを別稱の如く云るは、みだりごとなり、)○讚岐垂根王、讚岐は、讚岐國に依れる名か、又神名帳に、大和國廣瀨郡、讚岐神社、和名抄に、同郡散吉郷(此郷名、佐奴伎なるべし、本にサ。キと訓るはいかゞ、三代實錄四十四に、大和國散吉大建命神、散吉伊能城神とあるは、式の讚岐神社なるべし、)あり、此地に依れるか、○二王は、二柱之御子と訓べし、(上の註の二王は、たゞ布多婆志良と訓べし、前後に一柱三柱などゝ註せると同じければなり、凡て其處のさまに隨て、同字も訓ざまの變るべきこと、此類多し、)大筒木垂根王と、讚岐垂根王となり、○女五柱、此は二王の御女たち合せて五人なり、其中幾柱大筒木垂根王の御女、幾柱讚岐垂根王の御女と云ことを知られず、又其御名ども、傳はらざりしなるべし、玉垣宮御段に娶大筒木垂根王之女迦具夜比賣命とあるは、此五柱の内なるべし、○坐也とは、有きと云ことなり、凡て有を崇めて云には、坐と云例なり、

次日子坐王。娶山代之荏名津比賣。亦名苅幡戸辨。此一字以音 生子。大俣王。次小俣王。次志夫美宿禰王。三柱 又娶春日建國勝戸賣之女。名沙本之大闇見戸賣。生子。沙本毘古王。次袁邪本王。次沙本毘賣命。

本共に王字脱たるを、延佳が補へたるぞよき、）波豆羅の義未思得ず、和氣の事は、日代宮段に云べし、さて書紀には、此御子無し、（舊事紀には、武歯頰命とあり、）

故御眞木入日子印惠命者。治天下也。其兄比古由牟須美王之子。大筒木垂根王。次讃岐垂根王。二王。讃岐二字以音 **此二王之女。五柱坐也。**

其兄、此兄は美古能加美と訓べし、此は五柱皇子たちの中の第一と云意なるべければなり、凡て古能加美は、子上と云ことにて、子等の中の第一なる一人を云稱なり、（又其と云を、印惠命を指て申せりとせば、御阿遲と訓べし、阿遲と云は、第一の一人には限らぬ稱なり、何れにまれ、此の兄を、イロセイロエなど訓るは非なり、いろせなどは、同母の兄を云稱なればなり、）○大筒木垂根王、筒木は地名にて、和名抄に、山城國綴喜（豆々岐）郡綴喜、（豆々木）郷ある是なり、（此地名を或は下の都を濁り、或は紀を濁るは、みなわろし、三音共に清音なり、綴字を用ひたるは、テツの音を取て、ツ、に通はし用ひたるなり、つゞりと云訓を取れるには非ず、思亂ふべからず、）なほ此地の事は、傳三十六高津宮段に委云べし、垂根は多理泥と訓べし、多理は足にて、多羅志と同意、（垂を即多羅志とも訓べけれど、記中多羅志には、みな帶と書る例なるに、垂字をしも書るは、然は訓べからざるなり、）根は例の尊稱なり、さて足と云名の例、何れも上に之といはず、（大倭帶日子、息長帶比賣などのごとし、）故此名なども、筒木の下に之に讀添まじきなり、とて垂根と云名の例は、志賀宮段に、建忍山垂根、明宮段に、櫻井田部連之祖島垂根

なれども、意富伎美と申す御稱は、天皇を始奉て、親王諸王までにわたる御稱にて、まづ主とは天皇を申すなれば、諸王に限りての稱の如くなれるは、當らぬことなり、さて又此記書紀など、凡て古書に、某王とある名の王字を、伎美と訓も非なり、古書にては、王はかならず美古なり、然るを美古と訓ざるは、後の親王諸王の差別に泥みて、古を知ざる故なり、○繼嗣令に、凡皇兄弟皇子皆爲親王、以外並爲諸王、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限、選敍令に、凡蔭皇親者、親王子從四位下、諸王子從五位下、其五世王亦從五位下、子降一階、庶子又降一階云々、續紀六、靈龜元年九月詔に、皇親二世准五位、三世以下准六位とあるは、蔭位をも賜はぬ以前、もとよりの品を云なり、准字にて知べし、同紀三、慶雲三年二月、制七條、其七に、准令五世之王、雖得王名、不在皇親之限、今五世之王、雖有王名、已絶皇親之籍、遂入諸臣之例、顧念親親之恩、不勝絶籍之痛、自今以後、五世之王、在皇親之限、其承嫡者、相承爲王、自餘如令、○垂見宿禰、名義未思得ず、地名ならむか、(式に、攝津國豐島郡、垂水神社あり、和名抄に、播磨國明石郡垂見多留美などあり、垂水の事、冠辭考に委し、) 書紀神功卷に、依網吾彦男垂見と云名見えたり、○鸇比賣、鸇は和志と訓べし、朝倉宮御宇天皇の御陵の地名の高鸇を、書紀には高鷲と作ればなり、(字鏡には、鸇波也不佐と見え、和名抄には、鷂兼名苑云、鷣一名鸇、鷂也、野王按、鷂似鷹而小者也、漢語抄云、波之太賀とありて、鷲とは別なれども、凡て草木鳥獸などの漢名は、古は心々に當たることなれば、必なづむべきに非す、此記には鷲のことに此字を用ひたるなり、多加と訓るはわろし、) さて此は、即此鳥を以て名に負るか、(鳥名をつけたる例多し、) はた借字か詳ならず、○建豐波豆羅和氣王、(諸

王なども見え、倭建命の御事を記せるにも、みな王と見え、履中巻に、太子王と書れ、又應神巻に、男女并二十王也、天武巻に、長幼并十餘王などもあり、是古き書ざまなり、(如此天皇の御子に、王字を用ひたるゆゑは、まづ漢國にて、周代までは、王と云はたゞ總王のことなりしを、其末つ方より、諸侯と云者も、みな王と名告けるから、漢代になりては、總王の子等を、諸侯にしたるを、諸侯王とて、某王某王と云る故に、此を取て、皇朝にても、御子に王字を用ひられしなり、)さて天皇の直御子のみならず、其御子孫をも、姓を賜はぬ限は、みな御子と申せる故に、(凡て子孫をばみな子と云は、古の稱なり、)其にも渉りて、皆王字を用ひたり、(上代には、一世二世など云差別なく、おしなべて同く美古と申して、王字を書たり、然るに書紀の書法は、大抵天皇の一世の御子の御名には、皇子と書き、二世よりして王とは書れたり、然れども往々は、舊き書ざまのまゝに、一世にも王と書れたる處もなきに非ず、上に引たるが如し、さて皇子と王と、文字は差あれども、唱はなほ通はして、共に美古なりしを、親王と云號出來て後には、親王を美古と唱へ、親王ならぬを王と書て、其をば意富伎美と唱へ分ることゝなれり、親王と云號は、漢國にて隋唐の制なるを取られたるなり、此號、天武紀四年の處に、始めて見えたれども、正しく其時始まれるさまには非ず、然れども此御世に始まれることゝは思はるゝなり、さて此號は出來つれども、其をやがて御名の下に附て、某親玉と申すことは、彼御世には未有ざりしことゝ見えて、舍人皇子新田部皇子など、其餘もみな書紀には某皇子とのみあり、續紀に至て、みな某親王とは記されたり、さて親王を美古と申す故に、其に分て、諸王をば、某意富伎美と唱る定まり

の意なるべし、(祁都は、若は、地名などにや、なほ考ふべし、書紀に、此意祁に姥字を書れたるもいかなる故にか詳ならず、上卷なる伊斯許理度賣の度賣にも、此字を用ひられたり、此は姆と同じくして、老女の稱なれば、若くは老女を意祁、少女を袁祁と云ことなどのありしか、然れども兄命の名も意祁都なれば、此名にては、姥はなほ借字なるべし、)舒明紀に、毛津と云名見えたり、○日子坐王、(諸本共に子字を脱したるを、延佳が補へたるぞ正しき、)坐は伊麻須と訓べし、姓氏錄に、彦今簀命とも作り、(坐の假字は、雄略紀の大御哥に、伊麻伺、又伊麻西磨などあり、居の意と思ひあやまりて、韋麻須と書は非なり、)御名義は、未思得ず、書紀に、次妃、和珥臣遠祖、姥津命之妹、姥津媛、生彦坐王、とあり、此王の事、水垣宮段に見えたり、さて御代々の皇子たちの御名、此より前は、此記にも書紀にも、みな某命とのみあるを、此に始て二記共に、王とあるは、某王と申すは、實に此王より始まれるか、はた某命と申し、某王と申すは、後の傳說のうへの異のみにて、本より此異あるには非るか、慥には定めがたし、(但し此後、此記には、王とある御名をも、書紀には、多く皇子と書て、王と書るは、いと〳〵稀なるに、此御子には、彼紀にも王とあれば、いと〳〵上代よりの傳へのまゝと見ゆ、彼紀一本には、命とあれども、垂仁卷に出たる處にも、王とあれば、此も然あるぞ正しかるべき、姓氏錄などには、命とあるなり、凡て美許登と美古とは、唱へいと近ければ、相混ひもすべし、)さて記中、王字を書るは、何れもみな美古と訓べし、御子の意なり、そも〳〵御子に王字を用るは、上代よりの事と見えて、此記はさらにもいはず、書紀にも(なべては皇子と書る例なるに、)雄略卷に、星川王、齊明卷に、建王、天智卷に大友

部、朝臣同祖云々、丸部、和邇部同祖、彥姥津命男、伊富都久命之後也、また（右京皇別）和邇部、天足彥國押人命三世孫、彥國葺命之後也、また（山城國皇別）和邇部、小野朝臣同祖、天足彥國押人命六世孫、米餅搗大使主命之後、一本彥姥津命三世孫、難波宿禰之後也、また（攝津國皇別）和邇部、大春日朝臣同祖云々、（右の內續紀廿九及姓氏錄なる和邇部朝臣の邇字、本には共に安と作り、多くの中に朝臣なるのみ、並如此あるは、故あらむかとも思へど、なほ邇を寫誤れるものなるべし、）三代實錄七に、左京人和邇部大田麻呂、賜姓宿禰、大田麻呂自言、天帶彥國押人命之後也、また播磨國飾磨郡人、和邇部臣宅繼、賜姓邇宗宿禰、自言、天帶彥國押人命之後也、（邇宗は、チカムネと訓べきか、）九に、播磨國飾磨郡人、和邇部臣宅貞宅守等、賜姓邇宗宿禰など見えたり、さて此姓、古くは和邇とのみあるを、天武紀に、始て和邇部臣君手とある、是より後の書には、和邇部とのみあり、何時よりか部てふことは添りけむ、神名式に、若狹國三方郡、和邇部神社もあり、○日子國意祁都命、名の事は、次に云べし、さて此命、姓氏錄丈部の下には、天足彥國押人命孫、比古意祁豆命と見え、羽束首の下には、天足彥國押人命男、彥姥津命と見えたり、何れか正しからむ、（按ふに、天足彥國押人命は、孝安天皇の御兄に坐て、開化天皇は、同天皇の御曾孫に坐せば、孫とある方をや正しとはせむ、）さて此命の子孫は、丸邇臣のみならず、甚多く有て掖上宮段に見えたり、（傳二十一）考ふべし、○意祁都比賣命、同母兄妹同名にて、比古と比賣を以分つ例、沙本毘古沙本毘賣など、なほ多し、さて名義は、未思得ず、此次に、此比賣の弟、袁祁都比賣と云あり、是意と袁とを以て、姉妹の名を分てること、億計王と弘計王との例の如し、大小

生御間城入彦五十瓊殖天皇とありて、此同母兄弟は坐さず、○丸邇臣、丸字は、ワ。ム。の音を取れる和の假字なり、（丸は、廣韻に胡官反とあり反切の上に胡字を用ひたる字には、呉音ワ。キ。ウ。ヱ。ヲ。なる例多し、話は胡掛反にて呉音ワ、慧は胡桂反にて、ヱ。黄は胡光反にてワ。ウ。或は胡國反にてワ。ク。なるが如し此外もなほ多し、されば丸も、呉音ワ。ム。なり、然るに此丸邇などの丸を、輪の意にて訓を取れるものと心得るは、ひがことなり、）續紀姓氏録などに、此姓を、丸部と書き、萬葉十一に、相狭丸（八卷には、相佐和仁と書たり、）とあるなども同じ、（但しこれらは、彼印惠などの類にて、ワ。ニ。の二音に用ひたるなり、）丸邇は地名にて、大和國添上郡にあり、此地の事は、傳二十三水垣宮段、丸邇坂とある處に云べし、さて此姓は、書紀孝昭卷に、天足彦國押人命、此和珥臣等始祖也とあり、此命、此記には天押帶日子命とありて、御子孫の氏々多く擧たる中に、（傳廿一粟田臣の條下）此姓は漏たり、かくて此氏人は、水垣宮段に、日子國夫玖命、訶志比宮段に、難波根子建振熊命、其餘明宮高津宮多治比宮朝倉宮廣高宮などの段々にも見えたり、書紀雄畧卷には、春日和珥臣ともあり、さて淨御原朝御世に、臣の尸の氏々、多く朝臣の尸を賜へるに、如何なる故にか、此氏は漏たり、續紀廿六に、天平神護元年七月、左京人丸部臣宗人等二人、賜姓宿禰、（丸部は、丸邇部なり、天武紀に、和珥部臣君手と云人の姓を、續紀一には、丸部臣と書れたるにて知べし、）廿九に、神護景雲二年閏六月、左京人和珥部臣男綱等三人、賜姓和邇部朝臣、姓氏録に、（左京皇別）和邇部宿禰、和邇部朝臣同祖、彦姥津命四世孫、矢田宿禰之後也、また（左京皇別）和邇部朝臣、大春日朝臣同祖、彦姥津命三世孫、難波宿禰之後也、和邇部臣、和邇

とあり、御名義、御眞詳ならず、木は城か、入は伊呂兄伊呂妹などの伊呂と一にて、親み愛しみて云る稱なり、此事浮穴宮段（傳廿一常根津日子伊呂泥命の下）に委云り、此後御子たちの御名に、入毘古入毘賣と申すが多き、皆同じことなり、（入日子入日女の日は、皆濁る例なり、假字には皆毘字を書り、さて又某之入日古某之入日女と、入の上に之字ある御名もあり、之字無きもあり、無きは添ても讀べけれど、美麻紀伊理毘古、伊久米伊理毘古など、假字に書る處にも、能字無ければ、之字無き御名は、之とは讀ぬもあるべきなり、）其外伊理泥王、又日代宮段に、柴野入杵など云名の伊理も同じ、（孝德紀二年の處に、子代入部御名入部と云ことあり、此は此記に爲御子代定某部、また爲御名代定某部と云こと多き、その御子代御名代として、定め置きたる某部、々々と云ものを、入部とは云るなり、然云意は、彼御子代御名代は、其御名を、後世まで遺さむために、定め置るゝ、其は其人を愛しみ偲ひ坐ての事なる故に、入とは云なるべし、然れば伊理辨と訓べきなり、今本にイルトモノヲと訓るは、漫訓なり、又後世にいはゆる入部のことゝするも、いみしきひがことなり、）印惠、印は伊爾二音を合せたる假名なり、書紀に、五十瓊殖と書れたるにて知べし、言義は、未思得ず、玉垣朝の皇子に、印色之入日子命と申すもあり、邇と云は、なほ彼此の名に多し、惠は、御眞津日子訶惠志泥命の惠と同じかるべし、○御眞津比賣命、此御名義も、詳ならざること、御眞津日子訶惠志泥命の下に云るが如し、（傳二十二境岡宮の段考合すべし、）大彥命の御女にも、此同名あり、水垣宮段に見えたり、彼處（傳廿三の始）に云ること考合すべし、さて書紀には、六年春正月辛丑朔甲寅、立伊香色謎命爲皇后、（是庶母也、）后

別皇子、神功、卷に、熊之凝、應神、卷に、浦凝別などあり、又上卷隱伎島の亦、名、忍許呂別などの許呂も同じきか、○竹野比賣、和名抄に、丹後國竹野、（多加乃）郡竹野、郷あり、此、地名に因れる名なり、神名式に、同郡竹野神社もあり、書紀垂仁、卷、丹波五女の中にも、竹野媛と云同名なり、○比古由牟須美命、（命を、下には王とあり、）由牟の意未思得ず、（由は外祖父の名の由と一にや、若然らば、共に温湯といふ地名などにもやあらむ、）須美の事は、上卷熊野久須毘命の下（傳七）に云るが如し、姓氏錄に、忍海部、開化天皇皇子比古由牟須美命之後也とあり、（下の忍海部造の下、考合すべし、）書紀に、納丹波竹野媛、爲妃、生彦湯産隅命、亦名彦蔣簀命、（舊事紀に、彦蔣簀命、品治部君等祖、彦湯産隅命と記せり、下の伊勢品遲部君、吉備品遲君の下、考合すべし、）○庶母は、美麻々波々と訓べし、（美は御なり、）和名抄に、繼父和名萬々知々、繼母萬々波々、（今本には、萬々波々と云和名は無し、古本にあり、）字鏡に、嫡母萬々波々、庶兄萬々兄などあり、相照して心得べし、（庶母は、繼母嫡母など、は異なれども、嫡と云庶と云繼と云は、漢國にての差別にこそあれ、皇國にては、其差別にはかゝはらず、たゞ非所生母を、麻々母と云、非所生子を麻々子と云り、されば嫡母庶母繼母みな麻々母なり、庶兄を萬々兄とあるにても知べし、此事白檮原宮段に委く云り、考合すべし、傳廿當藝志美々命の條下にあり、延佳本に、アラメイロハと訓るは非なり、）さて御庶母に御合坐ることは、葺不合命の、御姨に御合坐し類なり。（是も上代には嫌はざりし事なりけむ、今漢國のさだめを以て、上代の事を、かにかくに議ふべきにあらず。）○伊賀迦色許賣命、上に出、○御眞木入日子印惠命、此命の御段の歌に、美麻紀伊理毘古

大神御子神社のことなり、此社は、此天皇を祭ると云說あり、いかゞ、但三座とある内一座は、然にもやあらむしらず、さて此社は、今奈良の子守町と云にあり、阿波神社は、西新屋町と云にあり、伊邪河の御陵は、林小路町と云に在て、何れも奈良の町の内西方なり、上代には此あたりまで、春日地にぞありけむ、）馬寮式に、大和國京南莊幷率川莊墾田、二十四町一段一百三十五步云云、萬葉七に、波禰縵今爲妹乎、浦若三去來率去川之音之淸左、（去來までは序なり、此川は、今春日山より出て、猿澤池の南を經て、かの子守町の南方を西へ流るゝ小川ある、是なりと云り、此川の名より、地名にも負るにやあらむ、）書紀に、元年冬十月丙申朔戊申、遷都于春日之地、（春日此云箇酒鷺、）是謂率川宮、（率川此云伊社箇波、）とあり、○旦波、和名抄に、丹波太邇波、丹後太邇波乃美知乃之利、又丹後國に、丹波郡丹波鄕あり、續紀六に、和銅六年四月、割丹波國五郡、始置丹後國、とあり、（さて此名は、多邇波なるを、後世にタンバと唱るは、字音に牽れて訛れるものなり、邇をンと撥るから、音便に波をも濁るなり、）名義未思得ず、さて此は、縣主とあれば、一國の大名には非ず、一縣の名にて、彼丹波郡丹波鄕のあたりの地を云なるべし、（國の大名も、もと此縣名よりぞ出けむ、）○大縣主、縣主の事は、上（傳七のをはり）に云り、其に大と云は、臣に大臣、連に大連と云類の例にて、加へ稱へたる號なり、朝倉宮段に、志幾之大縣主と云も見え、續紀には、坂上大忌寸、縣犬養大宿禰、陸奥大國造なども見えたり、是ら皆同例にて、大は殊に稱へたるものぞ、又一の考あり、其は（傳二十九）志賀宮段に云べし、姓氏錄、河内國神別に、大縣主と云姓あり、其は別なるべし、○由碁理、名意未思得ず、許理と云例は、書紀景行卷に、武國凝

市郡難波池中有靈劒と云り、難波も、有靈劒と云るも、心得ず。）此池、石川村の東に有て、今も大なる池あり、（東西の徑四町ありとぞ、池の西の堤の下、やがて石川村なり、）御陵の山は、南方より池中へ衝出て、まことに島と云つべきさまして、（此山の總ての廻周、七町半餘ありとぞ、）池は、其東北の方より西南の方まで、廣く周れり、（應神天皇の御代に、此池を作られしは、御陵を殘して、其に堀られたるなるべし、

伊邪河宮卷

若倭根子日子大毘毘命。坐春日之伊邪河宮。治天下也。此天皇。娶旦波之大縣主。名由碁理之女。竹野比賣。生御子。比古由牟須美命。一柱。此王名以音 又娶庶母伊賀迦色許賣命。生御子。御眞木入日子印惠命。印惠二字以音 次御眞津比賣命。二柱 又娶丸邇臣之祖。日子國意祁都命之妹。意祁都比賣命。意祁都三字以音 生御子。日子坐王。一柱 又娶葛城之垂見宿禰之女。鸇比賣。生御子。建豐波豆羅和氣王。一柱。自波下五字以音 此天皇之御子等。并五柱。男王四。女王一。

此天皇、後の漢樣の御謚、開化天皇と申す、○春日は、上黑田宮段に出、（傳廿一）○伊邪河、神名帳に、大和國添上郡率川坐大神御子神社、率川阿波神社あり、（四時祭式に、率川社とあるは、此

見えたれば、其彼國に在し間に生たりし子の末にぞ有けむ、）曰佐、紀朝臣同祖、武內宿禰之後也、池後臣、建內宿禰之後也、山口朝臣、道守朝臣同祖、武內宿禰之後也など見え、三代實錄十四に苅田首安雄、賜姓紀朝臣、安雄自言、武內宿禰之裔也、續後紀四に、丹波國人、大村直福吉及其同族幷五人、賜姓紀宿禰、焉、武內宿禰之枝別也など見えたり、（又姓氏錄に、出庭臣、孝元天皇皇子太忍信命之後也とある、此も此大臣の子孫なるべし、

此天皇。御年伍拾漆歲。御陵在劒池之中岡上也。

御年伍拾漆歲、書紀には五十七年秋九月壬申朔癸酉、大日本根子彥國牽天皇崩とありて、（此はたゞ天皇とこそあるべきに、御名を記されたるはいかゞ、）御年は記されず、（但し大御父天皇の三十六年春正月、立爲皇太子、年十九、とあるに依らば、百十六歲なるべし、此記と甚く異なり、）或書には、百十七とも百二十六とも云り、○劒池、書紀應神卷に、十一年冬十月、作劒池、とありて、（此記にも同御世に、此池作るよし見えたり、）舒明紀に、七年秋七月、瑞蓮生於劒池、一莖二花、皇極卷三年にも、於劒池蓮中、有一莖二萼者、云々、萬葉十三（十九葉）に、御佩乎劒池之蓮葉爾など見ゆ、御陵は、書紀開化の卷に五年春二月丁未朔壬子、葬大日本根子彥國牽天皇于劒池島上陵、（今思ふに、此池は、應神御世に出來つれば、陵號は、其後の事なるべし、）諸陵式に、劒池島上陵、輕境原宮御宇孝元天皇、在大和國高市郡、兆域東西二町、南北一町、守戸五烟とあり、大和志に、在石河村劒池南、俗呼中山冢、陵畔圓丘六と云り、（前皇廟陵記に、或曰、劒池在高

道足禰、是魚養等之姓也、熊道足禰六世孫首麻呂、飛鳥浄御原朝廷、辛巳年、貶賜連姓、爾來云々、望請除波舊號、賜朝野宿禰、云々、朝野者、所處之本名也、依請賜之、續後紀四に、大和國人、忍海原連嶋依、同姓百吉等、賜姓朝野宿禰、葛城襲津彦之後也、十二に、右京人、參議從三位朝野宿禰鹿取男女、總十九人、改宿禰賜朝臣、國牽天皇三世孫、武內宿禰第六男、葛木襲津彦之後など見ゆ、○又若子宿禰、又字、上の例どもに依らば、次とあるべきことなり、(然るを此のみ、又と云るは、故あるにや知らず、) 又宿禰の下に、者字の無きも、上の例どもに異なり、若子は、和久碁と訓べし、書紀武烈卷歌に、思寐能和俱吾、(鮪若子なり、) 繼躰卷哥に、愷那能倭俱吾、(毛野若子なり、) 舒明卷哥に、氣菟能和區呉、(毛津若子なり、) 萬葉十四に、等能乃和久胡 (殿の若子なり、) などあり、古に少壯き人を美て云る稱なり、かくて此宿禰は、其をやがて名に負るなり、○江沼財臣、財字は、間なるべしと延佳が云る、信に然るべし、江沼間は地名にて、和名抄に、加賀國江沼郡これなり、國造本紀 (能登國造の上) に、江沼國造、柴垣朝御世、蘇我臣同祖、武內宿禰四世孫、志波勝足尼、定賜國造とあり、書紀欽明卷に、越人江渟臣裙代と云見え、續紀卅五に、女孺江沼臣麻蘇比、後紀に、江沼臣小並など云人見えたり、姓氏錄、(大和國皇別) 江沼臣、石川同氏、建內宿禰男、若子宿禰之後也、(さて此と上なる坂本臣の下と、祖字の下に也字無きは、前後の例にたがへり、)

○上件九人、並建內宿禰の子なり、なほ此大臣の子孫は、右の氏々の外にも、姓氏錄に、田口朝臣、石川朝臣同祖、武內宿禰大臣之後也、云々、曰佐、紀朝臣同祖武內宿禰之後也、欽明天皇御世、牽同族四人國民三十五人、歸化云々、(此は此大臣の男等の、韓國に罷行たりし事、書紀に多く

宿禰とある的は、後に賜へる姓を、前へも及ばして記せるにて、戸田は、當時の名なりけむ、竟宴集、哥に、久魯加臣能、麻度遠度保世流、伊佐美爾蘇、奈烏多麻波利亙與爾都多弊計留、此氏人、此後にも往々見えたり、さて後には衰て、然るべき人も無かりしにや、淨御原朝御世に、朝臣の尸を賜へる氏々の中には漏て、後まで臣姓なり、姓氏錄、(山城國皇別) 的臣、石川朝臣同祖、彦太忍信命三世孫、葛城襲津彥命之後也、又 (河內國皇別) 的臣、道守朝臣同祖、武內宿禰男、葛城曾都比古命之後也、又 (和泉國皇別) 的臣、坂本朝臣同祖、建內宿禰男、葛城襲津彥命之後也、〇生江臣、生江、地名と聞えたれども、何國にか、未考得ず、さて此氏人は、續紀十七に、尾張國山田郡人生江臣安久多、廿に、生江臣智麻呂、廿九に、生江臣東人など云見えたり、國造本紀に、穗國造、泊瀬朝倉朝、以生江臣祖、葛城襲津彥命四世孫、菟上足尼、定賜國造、(穗國は、三河國寶飫郡なり、) 姓氏錄、(左京皇別) 生江臣、石川朝臣同祖武內宿禰之後也、〇阿藝那臣、是も地名か、未考得ず、(萬葉十四、相模國哥に、阿之我里乃、安伎奈乃夜麻爾云々、おとぎぼふこと云物に、永正年中、近江、滋賀郡松本に、眞上阿祇奈君と云人あり云々、) 姓氏錄、(攝津國皇別) 阿支奈臣、玉手朝臣同祖武內宿禰男、葛城曾豆比古命之後、又 (大和國皇別) 阿祇奈君、玉手朝臣同祖、彦太忍信命孫、武內宿禰之後也とあり、さて右の氏々の外にも、曾都毘古の子孫は、姓氏錄に、葛城朝臣、葛城襲津彦命之後也、鹽屋連、道守連同祖、武內宿禰男、葛木曾都比古命之後也、小家連、鹽屋連同祖、云々、原井連、同上、與等連、鹽屋連同祖云々、布忍首、的臣同祖、布師臣、同上、又 (未定雜姓) 下神、葛木襲津命男、彦腰裙宿禰之後也、續紀四十に、忍海原連魚養等言、謹撿古牒云、葛木襲津彦之第六子、曰熊

其には、云々天皇勅曰惜乎朕之酒盞、因曰宇枳波夜郡、後人誤號生葉郡、俗語云酒盞爲宇枳とあり、宇枳波夜は、酒盞惜乎と云意なり、波夜は歎息の辭にて、惜乎と云意あり、和名抄に、筑後郡生葉郡以久波とあり、さて此筑後の生葉の故事は、此にはさらに由なきことなれども、的を伊久波と訓べき證なり、又式に、尾張國海部郡、伊久波神社、和名抄、淡路國津名郡、育波以平波、萬葉二に、圓臣生羽と云人名などもあり、さて的の乎を具と濁るは、ひがごとなり、生葉なども書るを以て、清音なることを知べし。）抑伊久波に的字を書ことは、書紀に、令射、（仁德卷）射於朝庭、（孝德卷）射于西門庭、（天武卷）などある射を、伊久布とも、伊久比須とも訓るは、射は、的を、射るわざを云なれば、被射の意にて、的をも伊久波と云にや、（又天武紀に、射をイクサと訓る所もあり。）又伊久波は、本より的の古名にて、射は、的射と云言にもあるべし。（和名抄には、的万斗とのみありて、伊久波てふ名は見えず、但し射藝具に、漢語抄云、射梁以久波止古路、世間云阿無豆知とあり。）字鏡に、的人姓由久波とあるは、此姓を云るなり、（伊を由と云は、國名の壹伎をも、由伎とも云るが如し。）さて此氏の、的と負る由縁は、書紀仁德卷に、十二年秋八月庚子朔己酉、饗高麗客於朝、是日集群臣及百寮、令射高麗所獻之鐵盾的、諸人不得通的、唯的臣祖、盾人宿禰、射鐵的通焉、時高麗客等見之、畏其射之勝巧、共起以拜朝、明日美盾人宿禰、而賜名的戸田宿禰、とある是なり、（今按に、此人初よりの名、盾人にて、此時に戸田と賜へる如くあるは誤ならむか、初名戸田にて、此時に、盾人とは賜へるなるべし、射鐵的とのみはあれども、かの鐵盾をも共に射通せるに因て、賜へる名とこそ聞えたれ、さて應神紀十六年の處に、既に的戸田、

どを以て知べし、長江も、地名とは聞ゆれど、何處ならむ、詳ならず、(天武紀に、九年、幸于朝妻、因以看大山位以下之馬於長柄杜とあるは、神名式に、大和國葛上郡、長柄神社ある是なり、此長柄を紀には、ナガラとも、ナガエとも、訓に附たれども、古書に、エの借字に、柄と書る例は、をさ〳〵見あたらず、且葛上郡に、今も名柄村ありて、ナガラと唱ふれば、ナガエにはあらず、) 輕嶋宮段、遠飛鳥宮段に、河内惠賀之長江と云地見えたるは、神名式に、志紀郡志紀長吉神社ある此なり、あれど其處とも定め難し、(但し子孫、姓氏錄に河内國に多く見ゆ、下に引るが如し、) 曾は、熊曾の曾に同じ、其意は、傳五 (大八嶋成出の段下) に云り、此人甚勇健かりし故に、此名を負るなるべし、都は、のに通ふ辭なり、書紀景行卷に、日向襲津彥皇子と申すもあり、さて此人の事、書紀神功應神仁德の卷々に見ゆ、(神功卷五年に、初て見えて、仁德の四十一年まで見ゆ、其間凡百五十年なり、壽長き人なりけむ、) 萬葉十一 (二十六丁) に、葛木之其津彥眞弓荒木爾毛云とよめり、(駿河風土記に、荒木田襲津彥とあり、伊賀風土記に、阿拜郡荒木山、有神號須智明神、所祭猿田彥、武內宿禰、葛城襲津彥也とあり、神名式に、須智荒木神社、古今著聞集に、伊賀荒木白髮明神の相殿に坐葛城襲津彥は、武內の御子なり、) ○玉手臣、玉手と云地、大和にも河内にも有て、其事、傳廿一 (秋津島宮の段下) に云り、此姓、何れに依れるにか、定めがたし、天武紀に、十三年十一月、玉手臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(右京皇別) 玉手朝臣、武內宿禰男、葛木曾頭日古命之後也、○的臣、的は、伊久波と訓り、(書紀景行卷に、到的邑而進食、是日膳夫等遺盞、故時人號其忘盞處曰浮羽、今謂的者訛也、昔筑紫俗、號盞曰浮羽と見え、筑後風土記にも、此事を記して、

人賜姓朝臣、姓氏錄、(左京皇別) 坂本朝臣、紀朝臣同祖、紀角宿禰男白城宿禰後也、又(和泉國皇別) 坂本朝臣、紀朝臣同祖、建內宿禰男紀角宿禰之後也、男白城宿禰三世孫建日臣、因居賜姓坂本臣、又(攝津國皇別) 坂本臣、紀朝臣同祖、彥太忍信命孫武內宿禰之後也、續後紀に、讃岐國人坂本臣鷹野、請除讃岐之籍帳、復和泉舊墟、許之云々、坂本臣鷹野等十三人、改臣賜朝臣、建內宿禰男紀角宿禰後也、さて右の氏々の外にも、角宿禰の子孫は、姓氏錄に、掃守田首、武內宿禰男紀都奴宿禰之後也、紀祝、建內宿禰男紀角宿禰之後也、紀部、建內宿禰男都野宿禰命之後也、紀辛梶臣、建內宿禰男紀角宿禰之後也、(一本には、辛字なし、) 大家臣、建內宿禰男紀角宿禰之後也、謚天智庚午年、依居大家、負大宅臣姓、掃守田首、武內宿禰男紀角宿禰之後也、丈部首、同上などあり

○久米能摩伊刀比賣、久米は地名、大和國高市郡の久米なるべし、(此地のことは、傳十九大久米命の條下に出、) 摩は眞、伊刀は伊刀富志牟意の名なり、上卷(傳十一) 八千矛神の御歌に、伊刀古夜能とある處、考合すべし、○怒能伊呂比賣、怒の意は未思得ず、(又怒と云言、人名に多くあれば、若は沼矛などの沼にて、玉か、玉を以て稱名とせる例は、玉依比賣などの如し、沼てふ名の例は、水垣宮段、沼名木之入日賣命の下に云べし、傳二十三) 久米の例に依らば、此も地名にもあらむか、伊呂は、浮穴宮段、常根津日子伊呂泥命の下(傳廿一) に云るが如し、同殿に、蠅伊呂泥蠅伊呂杼と云名もあり、同意なり、○葛城長江曾都毘古、葛城の事は、上に出たり、(傳廿一のはじめ) 此人の葛城に居りけむことは、御女石之比賣命の御歌に、迦豆良紀多迦美夜和藝幣能阿多理とよみ賜ひ、又書紀允恭卷に、此人の孫玉田宿禰の家葛城なりし趣見えたるな

り、(此神社は、平群坐を以見れば、此木臣のみならず、建内大臣の子孫の氏々、すべての氏神なるべし、)〇都怒臣、雄略紀に、九年、紀小弓宿禰を大將軍として、新羅を討しめ給ひしに、小弓宿禰新羅に在て、病して薨にしかば、子小鹿火宿禰、父の喪に從ひて還るとき、獨留角國、使倭子連奉八咫鏡於大伴大連、而祈請曰、僕不堪共紀卿奉事天朝、故請留住角國、是以大連爲奏於天皇、使留居子角國、角臣等初居角國、而名角臣、自此始也とあり、角國は、周防國なる都濃郡これなり、(小鹿火宿禰は、紀氏と云ことも、小弓宿禰の子と云ことも、紀文にあらはには見えざれども、必然るべく聞ゆるなり、)是に疑はしきことあり、其故は、既に祖の名を角宿禰と云るは、角國に因れることゝ聞えたるに、小鹿火宿禰に至て、初て角國に留居るに依て、角臣と名くとは、いかがなればなり、故按に、角宿禰も、仁德紀に、四十三年に、百濟に遣されし事あれば、還來る時に、角國に留居しは、角宿禰なるに、(上に引る國造本紀をも、考へ合すべし、)誤りて、小鹿火宿禰の事に語傳へたるには非るか、又は祖の代より由縁ある地なる故に、小鹿火宿禰も、留居しにやあらむ、さて此氏人、天武紀に、都努臣牛甘見ゆ、十三年十一月、角臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(左京皇別)角朝臣、紀朝臣同祖、紀角宿禰之後也、(神名式に、日向國兒湯郡、都濃神社あり、此は此氏に由ある神には非るか、)〇坂本臣、坂本は、和名抄に、和泉國和泉郡坂本(佐加毛止)鄕これなり、(次に引る書どもにて知べし、)此氏人、根臣、穴穗宮段に見ゆ、書紀雄略卷に、根使主の、日根に稻城を造りし事見ゆ、(日根は、和泉國の郡なり、)其外も、書紀に此彼見えたり、天武卷に、十三年十一月、坂本臣、賜姓曰朝臣、續紀卅六に、天應元年、和泉國和泉郡人、坂本臣糸麻呂等六十四

臣同祖、平群木兎宿禰之後也、不尋父氏負姓額田首、末定雜姓にも、韓海部首、武內宿禰男平群木兎宿禰之後也など見え、三代實錄五に、味酒首文雄、味酒首文主、味酒首文宗等三人、並賜巨勢朝臣、先是巨勢朝臣河守等奏言、文雄欵偁、先祖出自武內宿禰大臣也、大臣第五男、巨勢男韓宿禰、是巨勢朝臣之祖、第三男、平群木兎宿禰、即是文雄之祖也、木兎宿禰之後、賜味酒臣姓、淪落貫伊勢國、至于文雄祖宗、改臣賜首姓云々、是以改姓之望、朝夕刻思云々、但須順祖胤之流、賜平群之姓、而平群之字、稱謂是凡、巨勢之文、義理堪愛云々、特賜巨勢朝臣之姓、將慰沉淪之懷、從之、(神名式に、伊勢國員辨郡、平群神社あるは、此氏人の、彼國に淪落したりしほどに祀れる社にやあらむ、)○木角宿禰、木は紀伊國か、建內大臣の生坐る國にて、由緣あればなり、又和名抄に、山城國紀伊(岐)郡紀伊鄕これか、二の內なるべし、角は、和名抄に、周防國都濃郡都濃鄕これなり、其由は、次に云べし、國造本紀、周防國造、次に、都怒國造、難波高津朝紀臣同祖、都怒足尼兒、田鳥足尼、定賜國造とあり、さて角宿禰の事は、應神紀仁德紀に見えたり、○木臣、木は上の木なり、此氏人は、雄略紀に、紀小弓宿禰、紀大磐宿禰、小鹿火宿禰、(顯宗紀に、紀生磐宿禰とあるは、大磐と同じきか、)欽明紀に、紀男麻呂宿禰、其外にも見ゆ、天智紀に、紀大人臣、爲御史大夫、(御史蓋今之大納言乎、)天武紀に、十三年十一月、紀臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(左京皇別)紀朝臣、石川朝臣同祖、建內宿禰男、紀角宿禰之後也、(右京皇別)紀朝臣、石川朝臣同氏、屋主忍雄建猪心命之後也、(建猪心命は景行紀に見えて、建內大臣の父なり、)三代實錄九に、左京人、山村忌寸安野夏、野全子等、賜姓紀朝臣、紀角宿禰之後也と見ゆ、神名帳に、大和國平群郡、平群坐紀氏神社、(名神大月次新嘗)あ

一月、平群臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(右京皇別)平群朝臣、石川朝臣同氏、武內宿禰男、平群都久宿禰之後也、三代實錄五十に、右京人、平群臣春雄、平群臣秋雄、平群臣秋常春常等四人、賜姓朝臣、春雄自言、祖出自都久宿禰矣、○佐和良臣、此は何國の地名にか、詳ならず、若は和名抄に、筑前國早良郡ありて、早良郷平群郷並びてあり、是か、(但し此は、郡も郷も共に、佐波良とあれば、假字異なり、然れども姓氏錄には、此姓をも早良と書たれば、彼郡郷も、本は佐和良なりけむを、後に和を波と唱誤れるなるべし、早字は、佐宇の音なれば、宇の韻を、通音の和に通はし取れるなも、若もとより波ならむには、入聲の布の韻の字を用ふる例なり、これらは、凡ての地名の假字の例をよく解て知るべきことなり、)其外神名帳に、美作國大庭郡、佐波良神社、攝津國嶋下郡、佐和良義神社などあり、さて此氏人は續紀卅六に、佐波良臣靜女と云見ゆ、姓氏錄、(河內國皇別)早良臣、平群朝臣同祖、武內宿禰男、平群都久宿禰之後也、○馬御樴連、樴字は、說文に、杙也と注し、玉篇に、繫牛杙と注したれば、久比と訓べし、さて此は地名とも聞えず、如何なる由の姓にか、詳ならず、他書に見えたることも無し、姓氏錄、(大和國皇別)馬工連、平群朝臣同祖、平群木菟宿禰之後也とあるは、此姓の如くには聞えたれども、御樴と工と、一なるべき由も心得がたし、(和名抄に、筑前國嘉麻郡、馬見牟萬美、神名式に、近江國蒲生郡、馬見岡神社、野洲郡、馬路石邊神社、齊明紀に、能登臣馬見龍と云人名もあり、これらはたゞ宇麻美とつゞきたる言の例をあぐるのみなり、但し馬路はウマミチか、ウマチか知らず、)さて右の氏々の外にも、都久宿禰の子孫は、姓氏錄に、平群文室朝臣、都久宿禰之後也、都保朝臣、平群朝臣同祖、都久足尼之後也、額田首、早良、

禰四世孫、稻目宿禰大臣之後なり、○岸田臣、此氏人、天智紀に、岸田臣麻呂見ゆ、天武紀に、十三年十一月、岸田臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(右京皇別) 岸田朝臣、武內宿禰五世孫、稻目宿禰後也、男小祚臣、孫耳高、家居岸田村、因負岸田臣號、とあり、岸田村、國を云ざるは、大和にやあらむ、今山邊郡に、此名の村あり、其か、文德實錄九に、攝津國人に、此姓見ゆ、○平群都久宿禰、平群は、居地の名にて、和名抄に、大和國平群(倍久里)郡是なり、平群郷もあり、神名帳に、同郡平群石床神社、平群神社、平群坐紀氏神社などあり、倭建命の御歌に、多多美許母、幣具理能夜麻能云々、(雄略天皇の大御哥にも見ゆ、) 萬葉十六(卅丁)に、八重疊平群乃山爾云々、さて此人は、書紀仁德卷に、初天皇生日、木菟入于產殿、明旦譽田天皇喚大臣武內宿禰、語之曰、是何瑞也、大臣對言、吉祥也、復當昨日臣妻產時、鷦鷯入于產屋、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子與大臣之子、同日共產、並有瑞、是天之表焉、以爲取其鳥名、各相易名子、爲後葉之契也、則取鷦鷯名、以名太子、曰大鷦鷯皇子、取木菟名、號大臣之子、曰木菟宿禰、是平群臣之始祖也とあり、(竟宴集哥に、都玖數久禰、須女羅加美許珥、那加弊世流、許己路波幾彌遠、伊婆布奈理氣利、三の句は、名易せるなり、和名抄に、木菟、爾雅注云、似鴟而小、兎頭毛角者也、和名都久、) 此人は、第三男と三代實錄に見えたり、(下に引り、履中紀に、二年、當是時、平群木菟宿禰、蘇賀滿智宿禰、物部伊莒佛大連、圓大使主、共執國事、(さて此人は、應神紀三年より、履中紀二年まで見えたる、其間百三十年なれば、長壽くして、百五十歳にも餘れりけむかし、) ○平群臣、上の平群に依れり、此氏人、雄略紀の初に、以平群臣眞鳥、爲大臣、(武烈紀の初に、眞鳥大臣子鮪臣と共に誅さる、) 此外も見ゆ、天武紀に、十三年十

臣、此地も慥に定めがたし、和名抄に、越前國坂井郡、高向多加無古、神名式同郡に高向神社もあり、(此地は、繼躰紀に見えて、越前國邑名と注あり、繼躰天皇の御母振媛の本郷なり、) 又因幡國八上郡に、多加牟久神社あり、又河內國錦部郡に、今高向村あり、これらの內なるべし、(推古紀に、高向漢人玄理と云あり、此高向は、河內のなるべし、さて玄理は、漢人なるを、河內志に、武內宿禰胤と云るは、高向臣姓と思ひ混へたるひがことなり、) 此氏人、舒明紀皇極紀天武紀などに見ゆ、天武紀に、十三年十一月、高向臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(右京皇別) 高向朝臣、石川同氏、武內宿禰六世孫、猪子臣之後也と見え、元明紀に、攝津大夫從三位高向朝臣麻呂と云人見えたり、

○小治田臣、(舊印本に、小字を脫せり、諸本みな此字あり、) 此は推古天皇の大宮敷坐し、小治田の地に依れるなるべし、此地の事は、彼御段 (傳四十四の末) に云べし、欽明紀に、蘇我稻目宿禰の小墾田家の事見えたり、此氏人、天武紀に、小墾田臣麻呂見ゆ、十三年十一月、小墾田臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(右京皇別) 小治田朝臣同上、(同上と云は、田中朝臣と同じきを謂なり、) 此外に小治田宿禰小治田連などあれど、別姓なり、)

○櫻井臣、和名抄に、河內國河內郡、櫻井、(佐久良井) 鄕あり、聖武紀に、天平十六年閏正月、天皇行幸難波宮、安積親王緣脚病、從櫻井頓宮還、(此は河內のなり、) とある是か、又安閑紀に、櫻井屯倉、崇峻紀に櫻井寺、推古紀に櫻井見ゆ、これらも右の河內のにやあらむ、又神名式に、和泉國大鳥郡、櫻井神社あり、又今大和國十市郡にも櫻井と云處あり、(其外國々にも此名あり、) さて此氏人、舒明紀に、櫻井臣和慈古見ゆ、天武紀に、十三年十一月、櫻井臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(左京皇別) 櫻井朝臣、石川朝臣同祖、蘇我石川宿

聞えず、續日本紀より、續日本後紀まで此氏見えず、然れば蘇我と書る時、逆臣ありしを忌て、我を岳に改められけるか、此集古本は皆眞名に、宗岳と書れけむを、むねをかとは、後人のおしあてに書なせるかと云り、今按に、宗岳とは、餘材抄の考の如く、文字をのみ改めたるにて、語は古の如く、ソガにてもありけむか、然れども彼時代に至ては、姓氏も、古よりの由縁にもかゝはらず、たゞ文字に拘り、唱も宜きを撰びて、人名の如くなる姓も、多く出來つる頃なれば、本よりムネヲカと唱へしにもあるべし、若然るにては、ソガの音にあたる美字を撰びて、其訓を取れるなるべし、又續紀よりこなた、蘇我氏の人の見えざるは、石川と改まりつる故なり、石川朝臣の人は、世に多く見えたるをや、)○川邊臣、此地名、諸國に多かれば、何れと定め難し、和名抄に、攝津國河邊、(加波乃倍)郡これならむか、其餘畿內には、山城國葛野郡、大和國十市郡などにも此郷名はあるなり、さて此氏人、書紀に彼此と見えたり、天武紀に、十三年十一月、川邊臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(右京皇別)川邊朝臣、武內宿禰四世孫、宗我宿禰之後也、(此宗我宿禰と云は、蘇賀石河宿禰とは別なるべし、)○田中臣、此地も慥ならず、舒明紀(八年六月)に、災岡本宮、天皇遷居田中宮とあるは、今大和國高市郡に、田中村あり、其處なるべし、又神樂哥に、殖槻や田中杜とあるは、添下郡なりと云り、(殖槻、萬葉十三長哥に見ゆ、さいばらに、田中井戸と云るも、此にや、)其郡にも、今も田中村あり、右の二の內にやあらむ、上卷に、倭田中直と云姓もあり、(傳七天津彥根命の條下)さて此氏人、天武紀に、田中臣足麻呂、田中臣鍛師など見ゆ、十三年十一月、田中臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、(右京皇別)田中朝臣、武內宿禰五世孫、稻目宿禰之後也、○高向

家爲居、因賜姓宗我宿禰云々、（賜姓宗我宿禰と云は、誤なり、此時宿禰は、たゞ名に附たる稱にこそあれ、姓に附たる加婆泥には非ず、さて敏達紀に、蘇我馬子宿禰の、石川宅見えたれば、世々別業などありしなるべし、今大和國高市郡にも、石川村あるは、此氏に就て出來たる名にやあらむ、そはいかにもあれ、此人の名は、河内の∴に依れり、）さて此人、書紀應神卷（三年）に出たり、〇蘇我臣、上の蘇我に依れり、此氏人、履中紀に蘇賀滿智宿禰、雄畧紀に蘇我韓子宿禰など見ゆ、宣化紀に、元年以蘇我稻目宿禰爲大臣、（欽明紀、卅一年三月薨、）敏達紀に、元年以蘇我馬子宿禰爲大臣、（推古紀卅四年五月死、稻目宿禰之子也、）舒明紀に、蘇我蝦夷臣、大臣たり、（皇極紀四年六月、子入鹿と共に誅さる）孝德紀、蘇我倉山田石川麻呂臣、右大臣たり、（是右大臣の始なり、大化五年三月滅さる、）天智紀に、三年五月、大紫蘇我連大臣薨、（此人の事、前には見えたること無し、但し續紀六に、近江朝大臣、大紫連子と見えたるは、此人のことなり、）十年、以蘇我赤兄臣爲左大臣、（天武紀元年八月配流、）後に此氏石川と改まる、天武紀、十三年十一月、石川臣、賜姓曰朝臣、（石川と改まりしことは、此より前と聞ゆ、天武の御世になりてのことにてはあるべし、）姓氏錄、（左京皇別）石川朝臣、孝元天皇皇子、彥太忍信命之後也と見ゆ、三代實錄卅二に、右京人、石川朝臣木村、箭口朝臣岑業、改石川箭口、並賜姓宗岳朝臣、木村言云々、（此次の文、上に引り、姓氏錄に、箭口朝臣、宗我石川宿禰四世孫、稻目宿禰之後也と見ゆ、さて古今集に、宗岳大頼と云作者ある、此宗岳を、むねをかと假字にも書たるを、餘材抄に、蘇我或は宗我と書來れるを、宗岳に改められたるは、馬子蝦夷入鹿赤兄、みな逆臣なりければ、此後蘇我氏の人も

於皇太子大鷦鷯尊、繫木綿襷、掌監御膳、因賜名曰大雀臣、これ雀部と負る由緣なり、又（攝津國皇別）雀部朝臣、巨勢朝臣同祖、建內宿禰命之後也、（文德實錄六に、雀部朝臣春枝、林朝臣並人等、改姓紀朝臣）とあり、さて神八井耳命の御後にも、此同じ姓ありて、上に出たり、（傳二十神八井耳命の條下）佐邪伎辨と訓べきことも、彼處に云るが如し、○輕部臣、輕部と云は、大和國高市郡の輕に依れることなるべし、如是負る由緣は、詳ならず、（姓氏錄に、輕部、倭日向建日向八綱多命之後也、雄略天皇御世、獻加里乃郡、仍賜姓輕部君とあるは、異氏なれども、輕部といふ由緣の一の例なり）さて此氏は、上に引る續紀十八の文に依に、小柄宿禰の男、伊刀宿禰の後なり、天武紀に、十三年十一月、輕部臣、賜姓曰朝臣と見ゆ、姓氏錄には見えず、（輕部輕部連などあれど、みな異姓なり）右の氏々外にも、姓氏錄（未定雜姓）に、鵜甘部首、武內宿禰男、己西男柄宿禰之後也、○蘇賀石河宿禰、蘇賀は、居地名にして、神名帳に、大和國高市郡、宗我坐宗我都比古神社あり、此地なり、萬葉十二（二十七丁）に、眞菅吉宗我乃河原とよめるも、此處なり、（後世に、出雲ぞ下野ぞなど云は、由なきひがことなり）書紀推古卷に、蘇我馬子大臣、令奏于天皇曰、葛城縣者、元臣之本居也、故因其縣、爲姓名云々、（因其縣爲姓名と云ること、心得ず、皇極紀に蘇我蝦蛦大臣、祖廟を葛城高宮に立し事もあり）とあるを以見れば、蘇賀は葛城郡にあるべきが如くなれど、今も曾我村高市郡に在て、葛城下郡の堺に近ければ、古は此あたりまで、葛城縣の內にもや有けむ、石河は、和名抄に、河內國石川、（以之加波）郡これなり、三代實錄卅二に、石川朝臣木村言、始祖大臣武內宿禰男、宗我石川、生於河內國石川別業、故以石川爲名、賜宗我大

十三の十一丁、廿七丁に、巨勢道、一の廿四丁に、許湍乃春野などよめり。）小柄は、袁加良と訓べし、（舊印本に、柄を鞆と作るは、誤なり、諸本みな柄とあり、和名抄に、柄、器物莖柯也、和名衣、一云賀良。）三代實錄五には、男韓と書り、名義、未思得ず、此人三代實錄には、第五男と見えたり、○許勢臣、許勢は上の如し、此氏は、下に引る續紀文に依に、小柄宿禰の男、乎利宿禰の後なり、書紀繼躰卷に、元年、許勢男人臣、大臣たるよし見ゆ、（廿三年九月薨。）孝德卷に、大化五年、巨勢德陀古臣、爲左大臣、（齊明紀、四年正月薨。）此外も此氏人は、此彼見えたり、天武紀に、十三年十一月、巨勢臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄（右京皇別）に、巨勢朝臣、石川朝臣同祖、巨勢雄柄宿禰之後也、巨勢楲田朝臣、雄柄宿禰四世孫、稻茂臣之後、男荒人、天豐財重日足姬天皇、謚皇極、御世、遣佃葛城長田、其地野上、漑水難至、荒人能解機術、始造長楲、川水灌田、天皇大悅、賜楲田臣姓也、巨勢斐太臣、巨勢楲田同氏、巨勢雄柄四世孫、稻茂男荒人之後也、（許勢臣稻持、欽明記に見ゆ。）巨勢楲田臣、武内宿禰之後也、○雀部臣、天武紀に、十三年十一月、雀部臣、賜姓曰朝臣、續紀十八に、典膳正六位下雀部朝臣眞人等言、磐余玉穗宮、勾金椅宮御宇天皇御世、雀部朝臣男人、爲大臣供奉、而誤記巨勢男人大臣、眞人等先祖、巨勢男柄宿禰之男有三人、星川建日子者、雀部朝臣等祖也、伊刀宿禰者、輕部朝臣等祖也、乎利宿禰者、巨勢朝臣等祖也、淨御原朝庭、定八姓之時、被賜雀部朝臣姓、然則巨勢雀部、雖元同祖、而別姓之後、被任大臣云々、望請改巨勢大臣、爲雀部大臣云々、大納言從二位巨勢朝臣奈氐麻呂、亦證明其事、於是下知治部、依請改正之、（男人大臣の事、許勢臣の下に出つ。）姓氏錄（左京皇別）に、雀部朝臣、巨勢朝臣同祖、建內宿禰之後也、星河建彥宿禰、謚應神御世、代

播美朝臣與人と云人見ゆ、○星川臣、(星字、諸本並黒と作るは、誤なり、眞福寺本に、星と作るぞ正しき、) 星川は、和名抄に、大和國山邊郡、星川、(保之加波) 郷ある是なり、(武藏國久良郡、伯耆國會見郡などにも、此郷名あり、式に、伊勢國員弁郡星川神社もあり、) 天武紀に、星川臣麻呂と云人見ゆ、(其子黒麻呂、續紀七に見ゆ、) 十三年十一月、星川臣、賜レ姓曰二朝臣一、姓氏錄(大和國皇別) に、星川朝臣、石川朝臣同祖、武内宿禰之後也、敏達天皇御世、依二居地一賜二姓星川臣一とあり、○淡海臣、崇峻記に、近江臣滿と云人見ゆ、此姓、姓氏錄に見えず、(淡海眞人、淡海朝臣などあれど皆異姓なり、) ○長谷部君、續紀廿六に、長谷部木麻呂、長谷部公眞子、廿九に、參河國碧海郡人、長谷部文選、など云人見えたるは、此氏人にやあらむ、(和名抄に、參河國碧海郡の郷名に、谷部あり、其にハセベと假字を付たるは、據あるか、若此假字付よろしくば、此郷は、長谷部なるを、長字を省きて、二字に書る例なり、さて續紀に、此郡に、此氏人見えたれば、此より出たる姓にもやあらむ、) 此姓も、姓氏錄に見えず、(長谷部造あれど、異姓なり、) 右の氏々の外にも、姓氏錄に、(左京皇別) 道守朝臣、波多朝臣同祖、波多矢代宿禰之後也、また (河内國皇別) 道守朝臣、波多朝臣同祖、武内宿禰男、八多八代宿禰之後也、道守臣、道守朝臣同祖、武内宿禰男、波多八代宿禰之後也、また (和泉國皇別) 道守朝臣、波多朝臣同祖、八多八代宿禰之後也、三代實錄九に、右京人、岡屋公祖代、賜二姓八多朝臣一、其先出レ自二八太屋代宿禰一也などあり、○許勢小柄宿禰、許勢は、居地名にて、和名抄に、大和國高市郡巨勢郷これなり、神名帳に、同郡巨勢山坐石椋孫神社あり、萬葉に、巨勢山を賦る歌多し、(一の廿四丁、七の六丁、十の六丁、十二の十九丁、又一の廿二丁、三の廿六丁

に波多郷もあり、(推古紀に、廿年五月五日、藥獵之集于羽田以相連參赴於朝とあるは、此波多なるべし、小治田宮は、高市郡なればなり、書紀履中卷に、鳥往來羽田之汝妹とある羽田も、同じかるべし、) 此二の内ならむか、又此人の子孫、河内和泉に此彼とあるを以見れば、和名抄に、河内國茨田郡幡多、神名式に、和泉國和泉郡波多神社、日根郡波太神社ある、是らの地にてもあらむか八代は、是も地名か非るか、詳ならず、此人の名、書紀には羽田矢代宿禰と書れたり、(應神紀三年、履中紀の始などに出たり、) ○波多臣波多は、上の波多なり、此氏、書紀天武卷に、十三年十一月、波多臣賜姓曰朝臣と見ゆ、推古卷に、波多臣廣庭、持統卷に、羽田朝臣齋、(續紀一に、波多朝臣牟後閇とある同人なり、) 廢帝紀に、八多朝臣百嶋など云人見えたり、姓氏錄 (右京皇別) に、八多朝臣、石川朝臣同祖、武内宿禰命之後也、○林臣、林は地名なり、此も國々に多ければ、何れとも定めがたけれど、和名抄に、河内國志紀郡拜志郷、此ならむか、彼國に此氏あればなり、天武紀に、十三年十一月、林臣賜姓曰朝臣、姓氏錄 (左京皇別) に、林朝臣、石川朝臣同祖、武内宿禰之後也、また (河内國皇別) 林朝臣、道守朝臣同祖、武内宿禰之後也、續紀卅九に、河内國志紀郡人、林臣海主、野守等、改臣賜朝臣とあり、(姓氏錄に、林宿禰林連などあるは、異姓なり、又蘇我入鹿を林臣と云ること、皇極紀に見えたるは、何處の地名に依れる名にか、) ○波美臣、これも地名と聞ゆれど、詳ならず、神名式に、近江國伊香郡波彌神社、(同郡に、與志漏神社もあり、八代にちかし、) 丹後國丹波郡波彌神社あり、是らの地にもやあらむ、天武紀に、十三年十一月、波彌臣賜姓曰朝臣、(本に、彌字を禰に誤れり、釋に彌とあるぞよき、) 姓氏錄には、此姓見えず、續紀廿に、

部君之祖也。次許勢小柄宿禰者。許勢臣。雀部臣。輕部臣之祖也。次蘇賀石河宿禰者。蘇我臣。川邊臣。田中臣。高向臣。小治田臣。櫻井臣。岸田臣。等之祖也。次平群都久宿禰者。平群臣。佐和良臣。馬御織連等祖也。次木角宿禰者。木臣。都奴臣。坂本臣之祖。次久米能摩伊刀比賣。次怒能伊呂比賣。次葛城長江曾都毘古者。玉手臣。的臣。生江臣。阿藝那臣等之祖也。又若子宿禰。江沼財臣之祖。

九は九人なり、師の許々能多理と訓れたるに從ふべし、○男は、牟須古、女は、牟須賣と訓べし、(牟須古と云稱、古書には見えざれども、中昔の物語文どもには、貴きにも賤きにも、常に云る稱なり、牟須古能君たちなども云り、牟須賣は、書紀の訓などにも多く見えて、是又中昔も今も、常に云稱なり、然れば此に對へて、男子を牟須古と云も、もとより古言なること疑なし、然るを牟須古牟須賣とは、世に遍く云なれて、古言めかざる故に、書紀などの訓には、多くヲノコメノコと附たり、和名抄には、男子女子とのみ擧て、和名は無し、字鏡にも見えず、) ○波多八代宿禰、波多は居地名なり、さて此地名、國々に多ければ、今何れとも定め難き中に、まづは大和のなるべきか、其は書紀神武卷に、曾富縣波哆丘岬、有新城戸畔者、と見え、(今も添下郡に新木村と云あれば、此波哆は、添上下郡の內なるべし、) 又神名式に、高市郡波多神社、波多甕井神社、和名抄、同郡

に、此人の墓の事見えたれば、其世には既く亡人なりけり、凡て此大臣の事後世の書どもにはとり〲云ることとあれども、並さだかならず、されど一二を云ば帝王編年記には、仁德天皇七十八年庚寅、大臣武內宿禰薨、年未詳、一說云、景行天皇九年己亥生云々、紀朝臣氏久云、武內宿禰大臣者、六代帝爲大臣也、遂不知其死處、一書云、伐平東夷還時、稱身苦由、入於甲斐國也、不知其死處者、一書云、入於美濃國不破山、一書云、還來大和國葛下郡薨、室破賀墓是也と云り、なほ他書にも、此類に云り、此彼とあり、水鏡には、仁德五十五年薨、年二百八十と云、公卿補任には、景行九年己卯生、仁德七十八年庚寅薨、年三百十二と云、年は、或は二百五十五とも、二百八十とも、二百八十二とも、二百九十五とも、三百六十とも、とり〲に云、愚管抄には、三百八十餘とも云り、又武內傳と云物に、因幡國風土記曰、難波高津宮治天下五十五年春三月、大臣武內宿禰、御歲三百六十餘歲、當國御下向、於龜金双履殘、御陰所不知、蓋聞因幡國法美郡宇倍山麓有神社也、曰宇倍神社、是武內宿禰之靈也、昔武內宿禰、平東夷、還入宇倍山之後、不知所終と云り、神名式、因幡國法美郡、宇倍神社、名神大、また筑後國三井郡、高良玉垂命神社、名神大とあり、世に是も此大臣を祀ると云り、民部省圖帳殘編とてあるには、高良玉垂宮、所祭玉垂命也、天平年、祀武內宿禰荒木田襲津彥、爲相殿とあり、これらの神社のほかにも、此大臣を祭ると云、なほこれかれとあり、高良を今はこうらとよめども、高は、古書に多くこの假字に用ひたれば、こらなるべし、

此建內宿禰之子。幷九。男七。女二。波多八代宿禰者。波多臣。林臣。波美臣。星川臣。淡海臣。長谷

如折棟梁、誰成屋宇、推古卷に、兩僧、弘演佛敎、並爲三寶之棟梁、續紀八に、道藏、寔惟法門袖領、釋道棟梁、同廿三に、臣父及叔者、並爲聖代之棟梁、共作明時之羽翼と見え、漢籍にも固よりある字にて、股肱などゝも云と、同意なり、さておのづから群下を統帥る意になりて、長などゝ云に同じ、故近世俗、匠の中の長なる者をも、棟梁と云めり、此も然る意を得て書れたるなれば、訓は字には拘るべからず、臣連八十伴緒之加美と定め賜ひき、などゝ訓べし、然るを字に依て、ムチマチギミ、ムチトルマチギミなど訓るは、古の意言に叶はず、ひがことなり、又是を官名などの如く心得るも、誤なり、）成務天皇三年に、爲大臣と見えて、其後仁德天皇の五十年まで見えたり、抑上代の人の中に、後世まで名高きなど、此大臣に及はなく、世に遍く語傳へたり、信に六御代の朝に仕奉て、いと忠誠に功績多く、（續紀三藤原、不比等に食封を賜ふ詔に、汝父藤原、大臣乃仕奉賈流狀乎婆、建內宿禰、命乃仕奉賈流事止同事敍止勅而云々、又天平八年の詔に、昔者輕堺原、大宮御宇天皇曾孫、建內宿禰、盡事君之忠、致人臣之節、創爲八氏之祖、永遺萬代之基云々、）命長かりしことは、世に比なくて、高津宮天皇の大御歌にも、那許曾波、余能那賀能毘登（汝こそは世の長の人なり、）とよませ賜ひ、（書紀には、儺虛曾破、豫能等保臂等、儺虛曾波區珥能那餓臂等とあり、世の遠人、國の長人なり、）大臣御答歌にも、阿禮許曾波、余能那賀乃比登とあり、誠に書紀の年紀に據て計るに、大凡三百歲に餘り不及のほどなりけむかし、（景行天皇、四年より、仁德天皇五十年まで、二百八十九年なり、十二年より計れば、二百八十一年なり、さて仁德の五十年より後、なほ幾年存在けむ、薨の事は、何年とも見えざれば、壽數も、定めがたし、允恭卷五年

間にぞ、生れ給ひけむを、成務天皇は、景行天皇、四十六年、立爲太子、年二十四とあれば、二十三年に生坐るなり、然れば此天皇の生坐しは、かの十二年よりは、十一年後なるをや、又此天皇太子に立坐しこと、景行巻には、五十一年の事なれば、四十六年とあるを誤として、五十一年に、御年二十四として計れば、廿八年に生坐るなれば、彼、十二年より、十六年後れたり、又此天皇崩時、年一百七歳とあるを以計れば、景行の十四年に生坐るなれども、其にてもなほ二年後れたり、如是く成務天皇の御年紀も、彼是と皆合ざれば、此人の生の年も、さだかには定めがたきことなり、其由なほ下にも云べし、されど彼天皇と、同日生とあるは、實なるべし、但し仁德天皇の、此人の子の菟木宿禰と、同日に生坐るとあると、事の同じきはあやし、若くは此は、彼事のまぎれたる傳には非るか、さて今紀伊國名草郡安原郷、松原村と云に、此人の誕生の地なりとて、古井のあるは、古より言傳へたる、眞の處にはあるらむ、さて此人の事、志賀宮段に、始て出て、爲大臣とありて、(これ大臣てふ稱の始なりその大臣の事は、彼處に委く云べし、)訶志比宮輕島宮を歴て、高津宮段まで見えたり、書紀には、景行天皇の廿五年より見えて、(是年遣武内宿禰、令察北陸、及東方諸國、之地形、且百姓之消息也とあり、是に依に、かの生の年、いよ〳〵決めがたし、若十二年の生とするときは、廿五年には、づかに十四歳なり、四年の生としても、廿二歳なればかゝる大任あらむことは、なほ少しおぼつかなけれども、倭建命は、十六歳にて、熊襲を征に遣され賜ひしかば、然ることもありけむ、但しさては、彼成務天皇の御年立と、いよ〳〵違へるをや、)同五十一年に、爲棟梁之臣と見え、(棟梁之臣とは、欽明巻に、任那者爾國之棟梁、

居地名にて、大和國有智郡これなり、神名帳、有智神社、諸陵式、有智陵（皇后井上内親王）なども、此郡にあり、萬葉一に、内乃大野とよめるも、此處なり、兄弟共に此地にぞ居住れけむ、（山城國綴喜郡有智には非じ、建内宿禰、山城國に由縁あること、古書に見えず、書紀神功卷に、武内宿禰等、選精兵、從山背出之、至菟道云々と云ことあれども、これは山背の居地より、發出るには非ず、さて味師内宿禰の、山城の内臣の祖なる由は、此人の子孫の、後に山城國綴喜郡の地に、移り居住るが、舊の大和の居地の名を取て、其處をも、内村と云、さて内臣とは云るか、又彼子孫、もとより大和の居地によりて、内臣と云るが、山城に移りて、其内臣の居地となれる故に、其處をも内村と云るか、何れにまれ、大和なるが本にて、山城なるは、此子孫の居住るに依れる地名なるべし、）下卷、高津宮段、大御歌には、此人を、宇知能阿曾とよませ賜へり、書紀神功卷の哥にも然あり、（阿曾は、阿曾美の略なり、阿曾美の事は、彼大御哥の下にいふべし、）續紀、慶雲四年の詔詞には、建内宿禰命とのたまへり、さて書紀に、彥太忍信命、是武内宿禰之祖父也とありて、景行卷に、三年春二月庚寅朔、卜幸于紀伊國、將祭祀群神祇、而不吉、乃車駕止之、遣屋主忍男武雄心命、（一云武猪心）令祭、爰屋主忍男武雄心命、詣之居于阿備柏原、而祭祀神祇、仍住九年、則娶紀直遠祖菟道彥之女影媛、生武内宿禰とあり、此記の傳と異なり、（他書どもにも、書記と同く、建内宿禰をば、孝元天皇の曾孫、彥太忍信命の孫とせり、）かくて此人の生は、成務卷に、初天皇與武内宿禰、同日生之とあり、年紀合ず、（其故は、まづ景行卷三年に、父命紀國に詣て、九年留り坐る間に、生給ふとあれば、此人は、景行御世の四年より、十二年までの

祖とあるは、茨木なるが茨字の脱たるなるべしといふこと、傳七の末に論へるがごとし、) 續紀に、神龜元年十月、紀伊國名草郡大領、紀直摩祖、爲國造、(天皇、紀國に行幸の時なり、) 天平元年三月、紀直豐嶋、爲紀伊國造、延暦九年五月、紀直五百友、爲紀伊國造と見え、續後紀、承和二年、又三代實錄、貞觀五年に、紀直氏の人に、宿禰姓を賜しこと見えたり、(續後紀、嘉祥二年、紀伊守伴宿禰龍男、與國造紀宿禰高繼、不愜云々の事あり、) 貞觀儀式に、出雲國造と、紀伊國造とを任式を載られたり、他國造とは殊なる由あるなるべし、(殊なる大神を齋祭る故なるべし、此國造は、日前國懸二大神の祠官にて、今に至るまで、此氏相續て、紀國造と稱ふ、其系圖を見るに、天道根命を始祖として、日前國懸兩大神、天降坐之時、御從奉仕と記せり、) ○宇豆比古、名義、白檮原宮段なる、槁根津日子の名を、書紀に珍彦とある、其と同じかるべし、書紀には、菟道彦とあり、(紀國造系圖を考るに、第一天道根、第二比古麻、第三鬼刀稱、第四多志多麻、第五大名草比古、第六宇遲比古と序たり、今世に、紀國若山の内に、宇治と云所あり、此地名に依れる名なるべし、) ○山下影日賣、名義、山下は、諸木葉の變紅したる、秋山の色を云、其由は、輕島宮段末 (傳三十四) に秋山之下氷壯士と云あり、其所に委云べし、(書紀孝靈卷に、眞舌媛と云名あるは、山下の夜を省ける名か、) 影は耀くにて、(かげ、かゞやく、かゞよふ、かげろふなど、皆本は同言の活なり、) 紅顔を美たる名なり、影媛と云名は、書紀武烈卷にもあり、○建内宿禰、建内は多祁宇智と訓べし(世に此名を、武之內と、之を添てよむは、古言をしらず、後世竹内と云地名のあるにならへる、みだり言なり、古に建之と云る例あることなし、) 建は、例の美稱、内は、味師内の内と一にて共に

りし氏々に賜へりき、）さて此人の事、書紀應神卷に、九年夏四月、遣武内宿禰於筑紫、以監察百姓、時、武内宿禰弟、甘美内宿禰、欲廢兄、即讒言于天皇云々、天皇則推問武内宿禰、與甘美内宿禰、於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之、令請神祇探湯、是以武内宿禰與甘美内宿禰共、出于磯城川濱、爲探湯、武内宿禰勝之、便執横刀、以毆仆甘美内宿禰、遂欲殺矣、天皇勅之令釋、仍賜紀伊直等之祖也、（紀伊直祖は、建内宿禰の母家なり、賜とは、其家の奴としたまふなり、此事實に應神天皇の九年ならば、味師内宿禰も、いと命長かりけむ、景行天皇の皇御世の末つかたに生れても、此時は百五十五歳なるをや、）と見ゆ、武内宿禰弟とあるは、此記と兄弟の次序異なるに似たれども、異母なれば、此記の趣は、何れを兄とも云べきに非ず、（擧たる序は、母の尊卑に從へるも知がたし、）次序は、書紀に弟とあるを以定むべし、○山代内臣、山代は、山城國なり、（此國の事は、水垣宮段に云ふ、）内は、和名抄に、山城國綴喜郡宇智郷、これなり、書紀雄略卷に、山背内村、神名式に、綴喜郡内神社などあり、（今内里村と云あり、是にや、）さて此姓は、書紀欽明卷（十四年十五年）に、内臣（名闕）の事見えたり、姓氏錄、大和國皇別、内、姓、孝元天皇皇子、彦大忍信命之後也、また山公、内臣同祖、味内宿禰之後也、（これらは山城國の有智より、後に大和國に移れるなるべし、）○木國造、國造本紀に、紀伊國造、橿原朝御世、神皇產靈命五世孫、天道根命、定賜國造、姓氏錄、河内國神別、紀直、神魂命五世孫、天道根命之後也、また和泉國神別、紀直、神魂命子御食持命之後也、（木國造は、水垣宮段、書紀敏達卷などにも見え、紀直は、書紀神功卷に、紀直豊耳と云人見えたり、國造と直とは同氏なり、さて上卷に、天津日子根命、木國造

は、妹はなくして、其父の建諸隅命の妹に、大海姫命、亦名葛木高名姫命と云あり、此高名姫なるべし、其は此記の如く、大稻日の妹なりしを、誤て其父の妹の、大海姫の亦名とは傳たるなるべし、大海姫は、水垣宮天皇妃にして、別なり、）さて大稻日の母、葛木直の女なれば、高千那毘賣も同母にて、母許に、葛木に在し故にぞ、葛城之とは云けむかし、〇注二那毘二字以音とあるいかゞ那毘賣三字云々とこそ有べけれ、〇味師內宿禰、宇麻志宇智能須久泥と訓べし、味師は、可美葦芽、可怜小汀などの例にて、美稱なり、宇麻志麻遲など云名もあり、（師字には意なし、又音を取れる假字の例にも非ず、此字は、凡て音を即訓に用ひて、借字とせること多し、師木土師などの如し、これらも、音を取れるには非ず、記中に、此字を假字に用ひたる例なく、又地名などに、音と訓とを雜へて書る例も、をさ〱なければなり、）內は、地名なり、其事、建內宿禰の處に云べし、宿禰は、遠飛鳥宮段哥に、須久禰とある、是此號の正しく見えたるなり、（正しく見ゆとは、假字書を云なり、）書紀私記に、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、宿禰之義、取於少兄也とある、此意の稱なり、（但し允恭天皇の御名にも負給へるは、御兄の御名大兄云々に對へて、少兄と申せるなるべし、然れば臣のみにも限らざりけむ、須久那延を約て、須久泥と云なり、さて私記の此文の次に、或說、帝王相親、云曾古爾禰與、蓋敬とあるは、甚幼く、云に足ぬことぞ、こは舊事紀の說なり、此外にも、舊事紀に宿禰の事を云る皆違へり、）さて此は、古は、たゞ臣等を尊み親みて云る稱にして、姓の加婆禰になれるは、淨御原御世より始れり、（此御世に、八色姓を定められたる、第一眞人、第二朝臣、第三宿禰なり、さて其時、諸氏に賜へるを見るに、宿禰は、多くは、舊連な

別命の末にて、阿倍と別なること、いよ〳〵明けし、阿倍は、建沼河別命の末なればなり、さて是を伊賀の阿拜と定むる據は、續紀卅六に、伊賀國敢朝臣云々、これなり、狹々城山君の事は、下卷穴穗宮段に云べし、筑紫國造の事は、玉穗宮段に云べし、越國造は、造國本紀に、高志國造、志賀高穴穗朝御世、阿閇臣祖屋主田心命三世孫、市入命定賜國造と云り、屋主田心命は、姓氏錄、伊賀氏條に、大稻輿命男、彦屋主田心命とあり、伊賀臣は、天武御世十三年に、朝臣姓を賜、姓氏錄、右京皇別、伊賀大稻輿命男、彦屋主田心命之後也とあり、一本に、伊賀宿禰とあれど疑はし、若は朝臣を誤れるか、）姓氏錄に、布勢朝臣、宍人朝臣、（大彦命男、彦背立大稻腰命之後也、）許曾倍朝臣、名張、阿倍志斐連、（大彦命八世孫、稚子臣之後也、）若櫻部朝臣、（大彦命孫、伊波我加利命之後也、我下に牟都二字脱たるか、）阿閇間人臣他田廣瀨朝臣、道公、音太部、會加臣、杖部造、坂合部首、久久智、坂合部、伊我水取、吉志、三宅人、日下連、（大彦命男、紐結命之後也、）大戸首、（大彦命男、比毛由比命之後也、）難波忌寸難波、（大彦命孫、波多武彦命之後也、）など見えたり、○尾張連は、上に出、（傳廿一掖上宮の段下）○意富那毘、舊事紀五、尾張連の世次を記せる中に、饒速日命七世孫、建諸隅命の子、倭得玉彦命、亦云市大稻日命、（母は葛木直祖、大諸見足尼女、諸見己姫、）と云り、是なるべし、○高千那毘賣、名義、千は、上に見えたる、千々速の千々に同じ、那は、名か、兄名稻日と、舊事紀に書るに依ば、稻の意か、（師は、兄名と合せて思へば、那毘と連きたる名にて、賣は女なりと云れき、是もさることなれども、なほ高千那毘比賣と云べきを比を、一省けるなるべし、かの倭登々を省て倭登とも云ると同例なり、）さて此比賣は、舊事紀を考るに、又稻日命に

にやあらむ、高橋は、居住地名なり、大和國添上郡にあり、崇神紀に、高橋邑、神名式に、高橋神社、武烈紀、哥に、梅箇播志などある是なり、さて續紀、神護景雲二年二月、勅、准令以高橋安曇二氏任内膳司者、爲奉膳、其以他氏任之者、宜名爲正、また高橋氏文に、太政官符云、定高橋安曇二氏、供奉神事御膳、なほ此二氏の、御膳のことにあづかること、諸書に見えたり、殊なる由緣あるが故なり、阿曇氏の事は、傳六御身滌段下に云り、）また膳大伴部、阿倍朝臣同祖、大彦命孫、磐鹿六鴈命之後也、景行天皇巡狩東國、至上總國、從海路渡淡水門、出海中、得白蛤、於是磐鹿六鴈爲膳進之、故美鴈賜膳大伴部、（膳臣の外に、膳大伴部と云氏のあるは、後に所以ありて彼景行紀の文によりて、別に賜へるものなるべし、此姓のあるを以て、かの景行紀なる、賜膳大伴部とあるを、此姓を賜へることゝ、思誤るべからず、姓氏錄の此條の文は、即景行紀文を、そのまゝに取て、氏の由緒にしたるものなり、）また和泉國皇別、膳臣、宇太臣松原臣阿倍朝臣同祖大鳥膳臣等、並大彦命之後也、（此文のさまいかゞ、）また攝津國皇別、高橋臣、阿倍朝臣同祖、大彦命之後也などありさて大毘古命の御子孫は、上件の阿倍膳の外にも多し、先書紀に、大彦命、是阿倍臣、膳臣、阿閇臣狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族之始祖也と見え、（阿閇臣は、伊賀國阿拜郡によれる姓にて、敢とも書り、阿倍とは、清濁異なり、然るを此清濁を辨へずして、此阿閇を、阿倍と分むために、強て阿登治と訓るなどは、甚非なり、姓氏錄河内國皇別、阿閇朝臣、阿倍朝臣同祖、孝元天皇皇子、大彦命之後也、また阿閇臣、阿閇朝臣同祖、大彦命男、彦瀨立大稻越命之後也、また右京皇別、阿閇臣、大彦命男、彦背立大稻輿命之後也、此外も阿閇臣なほあり、かゝれば阿閇は、伊那許志

文長ければ、此には得引ず、さて磐鹿六鴈は、姓氏錄に、大彦命の孫とあれば、伊那許志別命の子なりけり、秘抄、辰日節會、高橋氏文云、六鴈命、七十二年秋薨、天皇宣命云、十一月新嘗の會も、膳職の御膳の事も、六鴈命の勞始成流所なり、是以六鴈命の御魂乎ば、膳職仁伊波比奉天、春秋の永世の神財と仕奉志女牟とあり、七十二年は、景行御世のなり、天皇宣命も、同天皇の如く聞えたれども、此は詞のさまを見るに、後天皇のなるべし、さて書紀に、賜膳大伴部とあるは、此時此姓を賜へる如く聞ゆめれど、然には非ず、數多の膳夫の伴部を、六鴈命の部下として、率ゐしめ賜ふなり、其伴部廣き故に、大伴部と云り、さて此伴部を率掌る故に、膳臣とは云なり、正しく姓となれるは、是よりや、後なるべし、履中卷三年云々、遊宴、膳臣余磯獻酒、時櫻花落于御盞云々、號膳臣余磯、曰稚櫻部臣、なほ此事は、下卷若櫻宮段に、委云べし、又雄略卷に、膳臣長野能作宍膾云々、安閑卷に、內膳卿膳臣大麻呂などあり、是ら皆此氏の、膳羞の事にかゝれる例の見えたるなり、）天武紀、十三年十一月戊申朔、膳臣賜姓曰朝臣、姓氏錄、左京皇別、高橋朝臣、阿倍朝臣同祖、大稻輿命之後也、景行天皇巡狩東國、供獻大蛤、于時天皇嘉其奇美、賜姓膳臣、天渟中原瀛眞人（謚天武）十二年、改膳臣、賜高橋朝臣、（これに膳臣てふ姓を賜へるを、彼景行御世の事とするは、まぎれつる傳なるべし、又十二年、十三年なるべし、さて膳を改て、高橋となれることは、書紀には見えず、朝臣姓を賜しときも、なほ膳と記され、其後持統紀、五年十八氏を擧たる處にも、なほ膳部とあり、但中臣連を、藤原氏と云ことも、天智御代よりのことなりしかども、天武御世に、朝臣姓を賜し處は、なほ中臣とある例と同じくて、此もそのほど既に高橋とも云し

朔甍）姓氏錄、左京皇別、阿倍朝臣、孝元天皇皇子、大彥命之後也、（續紀に、慶雲元年十一月、改引田朝臣宿奈麻呂姓、賜阿倍朝臣、和銅五年十二月、阿倍朝臣宿奈麻呂言、引田朝臣邇閇、東人、船人、久努朝臣御田次、長田朝臣大麻呂、多祁留等、六人實是阿倍氏正宗、與宿奈麻呂無異、但緣居處成別氏、望各止別氏、俱蒙本姓、詔許之、○吏部王記云、昔安陪氏先祖、勅令伐新羅、有功、大嘗會日報命、因奏此舞、故相傳爲大嘗會舞云々と、北山抄、大嘗會儀、吉志舞の頭書にあり、此氏の先祖に、新羅を伐しめ賜しは、天智紀に、前將軍後將軍等五人を遣はして、百濟を救しむ、阿倍引田比邏夫臣其一人なり、又二年三月、前將軍中將軍後將軍六人を遣し、二萬七千人を率て、新羅を伐しむ、此時も、彼比邏夫臣、後將軍の一人なり、これらの時なるべし、）さて建沼河別命の御後は、阿倍氏の外にも、姓氏錄に、竹田臣、阿倍朝臣同祖、大彥命之男、武淳川別命之後也と見え、國造本紀に、須羽國造、纒向日代朝御代、建沼河命孫、大臣命、定賜國造、（須羽、一本に那須と作り、）と云り、○比古伊那許志別命、（眞福寺本、又一本に、志を士と作り、注も同、）名義未思得す、姓氏錄には、彥背立大稻腰命とあり、○膳臣、膳は膳夫なり、其事は、既に上卷に出、（傳十四櫛八玉神の條下）さて書紀に、大彥命是膳臣等、凡七族之始祖也、（此膳字今本に膽と誤れり、）景行卷に、五十三年秋八月、乘輿幸伊勢轉入東海、冬十月、至上總國、從海路渡淡水門、是時聞覺賀鳥之聲、欲見其鳥形、尋而出海中、仍得白蛤、於是膳臣遠祖、名磐鹿六鴈、以蒲爲手繦、白蛤爲膾而進之、故美六鴈臣之功、而賜膳大伴部、（此故事、年中行事秘抄、內膳司供忌火御飯事條下に引る、高橋氏文にも見えて、いさゝか異なる處々もあり、此文、古物と見ゆ、されど誤字も多く、其

賣。那毘二字以音 生子味師内宿禰。此者山代内臣之祖也、 又娶木國造之祖。宇豆比古之妹。山下影日賣。生子。建内宿禰。

建沼河別命、沼河は、奴那加波と訓べき由も其意も、白檮原朝の皇子、神沼河耳命の例に同じ(傳廿)此御子の御功の事、水垣宮段に見えたり、○阿倍臣、阿倍は、決て地名なれども、何地と云ことを詳ならず、駿河國に安倍郡あり、大和國十市郡に、安部村あり、(いはゆる安部文殊の寺ある地なり、此地名、古書には見えず、)又津國東生郡に、安倍野と云處もあり、これらの内にやあらむ、猶よく尋ぬべし、(延佳頭書に、伊賀國阿拜郡を引て、阿倍臣或作敢臣と云るは、非なり、敢臣は、幣を清て、阿倍臣とは異なり、阿倍の倍は、濁れり、思混ふべからず、彼阿拜郡も、拜は清音にて、敢と同、)さて書紀に、大彥命は、阿倍臣等、凡七族之始祖也と見え、垂仁卷に、阿倍臣遠祖、武渟川別と見えて、其後此氏人、御世々々に此彼と見ゆ、孝德卷に、天皇即位日、以阿倍内麻呂臣為左大臣、(蘇我倉山田石川麻呂臣、為右大臣、)これ左右大臣の始なり、)こは倉梯麻呂とも云し人なり、(同御世五年三月乙巳朔辛酉、阿倍大臣薨、)天武卷十三年十一月戊申朔、阿倍臣賜姓曰朝臣、續紀、大寶元年三月、阿倍朝臣御主人為右大臣、(御主人は、美宇志と訓べし、宇志を主人と書こと、これかれ例あり、此人の姓、天武紀持統紀には、布勢朝臣とありて、持統天皇十年の處に、初て阿倍朝臣とあり、續紀二には、阿倍普勢臣御主人と書る處もあり、布勢朝臣は、姓氏錄に、阿倍朝臣同祖とあれば、此人の族、もと布勢なりしを、阿倍に改められしなるべし、大寶三年閏四月

の弟なり、）異なる傳なり、○比古布都押之信命、信は麻許登と訓べし、姓氏錄に、彥布都意斯麻己止命と書り、（印本に、都を部と誤れり、古本には都とあり、）名義、布都は太、（布斗を布都と云る例、萬葉十八に、太馬を布都麻とあり、布都々加と云言も、太つかなり、）押は太なり、（上に見ゆ、）信は眞事か、さて上下の例に依ば、此御名の下にも、一柱と云注あるべきなり、書紀に、妃伊香色謎命、生彥太忍信命とあり、○青玉、名義、字の如きか、（神名帳に、伊豆國那賀郡、青玉比賣神社と云あり、）○波邇夜須毘賣、上卷に、神名に此と同じきあり、其名義、彼處（傳五陰神御石隱段）に云り、此なるは、地名なるべし、そは大和國十市郡、天香山近き地なり、（此地の事も、傳五に云り、）萬葉一（二十三丁）に、埴安乃堤、二（三十五丁）に、埴安乃御門之原、又埴安乃池之堤などよめる所なり、此比賣、此地に住れける故に、名に負るなるべし、（名に負りとは、比賣名に負るを云なり、）○建波邇夜須毘古命、此御名も、御母の許に生立坐て、其同地名なるべし（神名帳に、大和國十市郡、畝尾坐健土安神社あり、此神社の事も、傳五に云るが如し、）書紀に、次妃河內青玉繫女埴安媛、生武埴安彥命とあり、さて此命は、謀反として、滅され賜し事、水垣朝段に見えたり、

故若倭根子日子大毘毘命者。治天下也。其兄大毘古命之子。建沼河別命者。阿倍臣等之祖。次比古伊那許志別命。自比至志六字以音此者膳臣之祖也。比古布都押之信命。娶尾張連等之祖。意富那毘之妹。葛城之高千那毘

猪心命、日子の日は、少名毘古那神名の例に依て、濁るべし、さて少名日子は、御兄の大毘古に對へる名、(古意富と須久那とを、對へ云る例多し、) 猪心は、武き心を云なるべし、(書紀に男心とあると、合せて思へば、猪字は、緒の誤かとも思はるれども、) 書紀景行卷に、屋主忍男武雄心命と云名を、一云武猪心とあり、又舊事紀に、伊香色雄命の子に、建膽心大禰命 (猪と膽とは、キ。とイ。との異あれども、近く似たる故に引つ、) と云名もあり、(然れば男心とも、猪心ともつたはりたるなり、) ○若倭根子日子大毘々命、大御父天皇の御名の、大倭根子に對へて、若倭根子とは稱奉れるなり、毘々は、耳と同じくて、稱名なり、(言の首を濁る例なけれども、是は大よりつゞける音便に、毘とは申せしなり、耳の解は上に出つ、) 書紀には、七年春二月丙寅朔丁卯、立鬱色謎命為皇后、生二男一女、第一曰大彦命、第二曰稚日本根子彦大日々天皇、第三曰倭迹々姫命、一云天皇母弟少彦男心命也と見え、又開化卷に、母曰鬱色謎命、穂積臣遠祖、鬱色雄命之妹也とあり、○伊賀迦色許賣命、賀迦、舊印本には、迦賀とあれども、伊邪河宮段には、諸本並賀迦とある故に、此も延佳本又一本に從ひつ、(但し水垣宮段、伊迦賀色許男命は、諸本共に迦賀とあり、) 名義、伊は發語か、賀迦は赫なるべし、(上を濁るは、伊よりつゞける音便なり、さて上を濁るから、返て下の賀をば清て、迦と云も、又音便なり、古言にかゝる例あり、朝倉宮段、哥に、由布比能比賀氣流美夜とあり、是も夕日之日蔭る宮なり、) 色許賣は、上なるに同じ、河内國茨田郡、伊香以加々、阿波國麻殖郡、伊加々志神社など云あり、さて此比賣命、書紀 (崇神御卷) には、物部氏遠祖、大綜麻杵之女也とあり、舊事紀にも、大綜杵命の子とせり、(舊事紀に、大綜杵命は、鬱色雄命

ならず、(右の哥に依て思に、添上城上下十市などの郡の内なるべし、甘南備山は、飛鳥の神南備山にて、奈良京より、其山までの路なればなり、今城下郡に、坂手村はあるなり、又十市郡に、穂津村と云あり、穂積は是なりと云説あれど、其處にては、此哥の路次に合ず、)又和名抄に、攝津國嶋下郡、尾張國丹羽郡、美濃國本巣郡、播磨國賀茂郡などに、穂積郷あれども、其らには非じか、神名式、伊勢國朝明郡に、穂積神社もあり、さて此姓は、白檮原宮段に、邇藝速日命、娶登美毘古之妹登美夜毘賣、生子宇摩志麻遲命、此者物部連、穂積臣、婇臣祖也と見えたり、舊事紀五に、此氏の世系を記せり、書紀、天武巻に、十三年十一月戊申朔、穂積臣賜姓曰朝臣、姓氏錄、左京神別、穂積朝臣、石上同祖、神饒速日命五世孫、伊香色雄命之後也、また穂積臣、伊香賀色雄男、大水口宿禰之後也とあり、書紀崇神巻垂仁巻にも、穂積臣遠祖、大水口宿禰と見えたり、○内色許男命、内色許賣命、宇都志許と訓べし、(内を、古は宇都とも云る例多し、)名義、宇都は、美麗の意か、顯見の意かなるべし。志許袁志許賣は、神代の葦原醜男の例なり、(傳九のをはり)さて舊事紀に記せる、此氏の世次を考るに、宇摩志麻治命の子味饒田命、彦湯支命、彦湯支命の子大禰命、出雲醜大臣命、出石心大臣命、出石心大臣命の子大水口宿禰命、大矢口宿禰命、大矢口宿禰命の子欝色雄命欝色謎命、大綜杵命、大峯大尼命にて、此四人、母は坂戸由良都姫なり、同書七にも、欝色謎命、物部連公祖、出石心命孫也と云り、(然れども此世系疑あり、其故は、大水口宿禰は、姓氏錄に、伊香賀色雄男とありて、書紀にも、崇神垂仁の御世の人なるに、此内色許男の伯父とせるは、違へればなり、)○大毘古命、名意ことなることなし、此命の御功の事、水垣宮段に見えたり、○少名日子建

古事記傳二十二之卷

本居宣長謹撰

境原宮卷

大倭根子日子國玖琉命。坐輕之堺原。宮治天下也。此天皇。娶穗積臣等之祖。內色許男命（色許二字以音下效此）妹。內色許賣命。生御子大毘古命。次少名日子建猪心命。次若倭根子日子大毘毘命。（三柱）又娶內色許男命之女。伊賀迦色許賣命。生御子。比古布都押之信命。（自比至都以音）又娶河內青玉之女。名波邇夜須毘賣。生御子。建波邇夜須毘古命。（一柱）此天皇之御子等。并五柱。

此天皇、後の漢樣の御諡、孝元天皇と申す、○輕は、上に出づ、○堺原宮、書紀に、四年春三月甲申朔甲午、遷都於輕地、是謂境原宮とあり、此宮の地の事、傳廿一境岡宮段に云り、（或人、輕村の大道の西にて、今も里人の、佐加紀婆良と云處なりと云り、）○穗積臣、穗積は地名なり、萬葉十三（四丁）に、帛叫楢從出而、水蓼穗積至、鳥網張坂手乎過、石走甘南備山丹云々、（帛叫は、決て誤字なり、）とよめる穗積なるべし、かくて其國は、大和なること、本よりにて、何郡に在と云ことは、詳

PL Kojiki
784 Kotei Kojiki den
K6
1920
v.4

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

LIBRARY
AUG 24 1970
UNIVERSITY OF TORONTO

PL
784
K6
1920
v.4